

資料1 国家安全保障戦略について

令和4年12月16日 国家安全保障会議決定
閣議決定

国家安全保障戦略について別紙のとおり定める。

これに伴い、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）は廃止する。

（別紙）

国家安全保障戦略

I 策定の趣旨

国際社会は時代を画する変化に直面している。グローバル化と相互依存のみによって国際社会の平和と発展は保証されることが、改めて明らかになった。自由で開かれた安定的な国際秩序は、冷戦終焉以降に世界で拡大したが、パワーバランスの歴史的变化と地政学的競争の激化に伴い、今、重大な挑戦に晒されている。その中で、気候変動問題や感染症危機を始め、国境を越えて各国が協力して対応すべき諸課題も同時に生起しており、国際関係において対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代になっている。

これまで、我が国を含む先進民主主義国は、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を擁護し、共存共栄の国際社会の形成を主導してきた。途上国を含む国際社会の多くの国も、こうした国際秩序を前提に、グローバル化の中で、国際社会の平和と安定と経済発展の果実を享受してきた。

しかし、同時に、拡大する経済格差等に起因する不満は、国内、更には国家間の関係において新たな緊張をもたらしている。普遍的価値を共有しない一部の国家は、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せている。人類が過去一世紀近くにわたって築き上げてきた武力の行使の一般的禁止という国際社会の大原則が、国際社会の平和及び安全の維持に関する主要な責任を有する国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）の常任理事国により、あからさまな形で破られた。また、海洋における一方的な現状変更及びその試みも継続している。そして、普遍的価値を共有しない一部の国家は、経済と科学技術を独自の手法で急速に発展させ、一部の分野では、学問の自由や市場経済原理を擁護してきた国家よりも優位に立つようになってきている。これらは、既存の国際秩序に挑戦する動きであり、国際関係において地政学的競争が激化している。このような状況において、多くの途上国等は地政学的競争に巻き込まれることを回避しようとしているが、中には普遍的価値を共有しない一部の国家に追随する国も出てきている。

このように地政学的競争が激化すると同時に、国際社会においては、国際社会全体の協力が不可欠な問題も生じてきている。気候変動、感染症危機等、国境を越えて人類の存在そのものを脅かす地球規模課題への対応のた

めに、国際社会が価値観の相違、利害の衝突等を乗り越えて協力することが、かつてないほど求められている時代になっている。

我が国周辺に目を向ければ、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序を形作るルールの根幹がいつも簡単に破られた。同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない。国際社会では、インド太平洋地域を中心に、歴史的なパワーバランスの変化が生じている。また、我が国周辺では、核・ミサイル戦力を含む軍備増強が急速に進展し、力による一方的な現状変更の圧力が高まっている。そして、領域をめぐるグレーゾーン事態、民間の重要インフラ等への国境を越えたサイバー攻撃、偽情報の拡散等を通じた情報戦等が恒常的に生起し、有事と平時の境目はますます曖昧になってきている。さらに、国家安全保障の対象は、経済、技術等、これまで非軍事的とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧になっている。

国内に目を転じれば、我が国は、人口減少、少子高齢化、厳しい財政状況等の困難な課題に直面している。こうした我が国国内の困難な経済的・社会的課題を解決し、経済成長を実現していくためにも、産業に不可欠な物資、エネルギー、食料等の貿易や人の移動等の国境をまたぐ経済・社会活動が円滑になされる国際的な環境を確保しなければならない。

このような世界の歴史の転換期において、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただ中にある。その中において、防衛力の抜本的強化を始めとして、最悪の事態をも見据えた備えを盤石なものとし、我が国の平和と安全、繁栄、国民の安全、国際社会との共存共栄を含む我が国の国益を守っていかなければならない。そのために、我が国はまず、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための力強い外交を展開する。そして、自分の国は自分で守り抜ける防衛力を持つことは、そのような外交の地歩を固めるものとなる。

こうした目標を達成するためには、地政学的競争、地球規模課題への対応等、対立と協力が複雑に絡み合う国際関係全体を俯瞰し、外交力・防衛力・経済力・技術力・情報力を含む総合的な国力を最大限活用して、国家の対応を高次のレベルで統合させる戦略が必要である。このような視点に立ち、我が国の安全保障に関する最上位の政策文書となる国家安全保障戦略を定める。本戦略は、外交、防衛、経済安全保障、技術、サイバー、海洋、宇宙、情報、政府開発援助（ODA）、エネルギー等の我が国の安全保障に関連する分野の諸政策に戦略的な指針を与えるものである。

2013年に我が国初の国家安全保障戦略（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定）が策定され、我が国は、国際協調を旨とする積極的平和主義の下

での平和安全法制の制定等により、安全保障上の事態に切れ目なく対応できる枠組みを整えた。本戦略に基づく戦略的な指針と施策は、その枠組みに基づき、我が国の安全保障に関する基本的な原則を維持しつつ、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである。

同時に、国家としての力の発揮は国民の決意から始まる。伝統的な外交・防衛の分野にとどまらない幅広い分野を対象とする本戦略を着実に実施していくためには、本戦略の内容と実施について国民の理解と協力を得て、国民が我が国の安全保障政策に自発的かつ主体的に参画できる環境を政府が整えることが不可欠である。

本戦略は次のとおり構成される。

本戦略は、まず、国家の安全保障戦略を定める際の原点となるべき我が国の国益を示す。次に、その国益を踏まえ、我が国の戦後の安全保障の歴史と経験、国民の選択の中から培われてきた我が国の安全保障に関する基本的な原則を示す。さらに、現在の我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題を示す。これらを踏まえて、我が国が達成すべき我が国の安全保障上の目標を設定し、この目標を我が国が総合的な国力を用いて達成するための手段と方法、すなわち戦略的なアプローチを明らかにする。さらに、戦略的なアプローチの実施を支える土台である我が国の様々な基盤を示す。

II 我が国の国益

我が国が守り、発展させるべき国益を以下に示す。

- 1 我が国の主権と独立を維持し、領域を保全し、国民の生命・身体・財産の安全を確保する。そして、我が国の豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うする。また、我が国と国民は、世界で尊敬され、好意的に受け入れられる国家・国民であり続ける。
- 2 経済成長を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現する。そのことにより、我が国の平和と安全をより強固なものとする。そして、我が国の経済的な繁栄を主体的に達成しつつ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化し、我が国と他国が共存共栄できる国際的な環境を実現する。
- 3 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序を維持・擁護する。特に、我が国が位置するインド太平洋地域において、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させる。

III 我が国の安全保障に関する基本的な原則

我が国の国益を守るための安全保障政策の遂行の前提として、我が国の安全保障に関する基本的な原則を以下に示す。

- 1 国際協調を旨とする積極的平和主義を維持する。その理念を国際社会で一層具現化しつつ、将来にわたっ

て我が国の国益を守る。そのために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、刻々と変化する安全保障環境を直視した上で、必要な改革を果敢に遂行し、我が国の安全保障上の能力と役割を強化する。

- 2 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を維持・擁護する形で、安全保障政策を遂行する。そして、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の中においても、世界的に最も成熟し安定した先進民主主義国の一つとして、普遍的価値・原則の維持・擁護を各国と協力する形で実現することに取り組み、国際社会が目指すべき範を示す。
- 3 平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本方針は今後も変わらない。
- 4 拡大抑止の提供を含む日米同盟は、我が国の安全保障政策の基軸であり続ける。
- 5 我が国と他国との共存共栄、同志国との連携、多国間の協力を重視する。

IV 我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題

我が国の安全保障上の目標を定めるに当たり、我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題を以下に示す。

- 1 グローバルな安全保障環境と課題
 - (1) 2013年の国家安全保障戦略の策定以降も、グローバルなパワーの重心が、我が国が位置するインド太平洋地域に移る形で、国際社会は急速に変化し続けている。この変化は中長期的に続き、国際社会の在り様を変えるほどの歴史的な影響を与えるものとなる可能性が高い。
 - (2) 国際社会においては、経済発展、技術革新、人的交流、新たな文化の創出等の多くの機会と恩恵もたらされている。しかし、同時に、我が国の同盟国であり世界最大の総合的な国力を有する米国や、G7等の国際的な枠組みが、国際社会におけるリスクを管理し、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させることは、ますます難しくなっている。国際社会全体の意思を具現すべき国連では、対立が目立ち、その機能が十分に果たせていない。これは、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大し、国際社会におけるリスクが顕在化していることが大きな要因である。具体的には、他国の国益を減ずる形で自国の国益を増大させることも排除しない一部の国家が、軍事的・非軍事的な力を通じて、自国の勢力を拡大し、一方的な現状変更を試み、国際秩序に挑戦する動きを加速させている。このような動きが、軍事、外交、経済、技術等の幅広い分野での国家間の競争や対立を先鋭化させ、国際秩序の根幹を揺るがしている。その結

果、現在の国際的な安全保障環境は、国家間の関係や利害がモザイクのように入り組む、複雑で厳しいものとなっている。

(3) 以下に、こうした現在の国際的な安全保障環境の複雑さ、厳しさを表す顕著な例を挙げる。

ア 他国の領域主権等に対して、軍事的及び非軍事的な手段を組み合わせる形で、力による一方的な現状変更及びその試みがなされている。特に、ロシアによるウクライナ侵略は、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすものである。

イ サイバー空間、海洋、宇宙空間、電磁波領域等において、自由なアクセスやその活用を妨げるリスクが深刻化している。特に、相対的に露見するリスクが低く、攻撃者側が優位にあるサイバー攻撃の脅威は急速に高まっている。サイバー攻撃による重要インフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取等は、国家を背景とした形でも平素から行われている。そして、武力攻撃の前から偽情報の拡散等を通じた情報戦が展開されるなど、軍事目的遂行のために軍事的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイブリッド戦が、今後更に洗練された形で実施される可能性が高い。

ウ サプライチェーンの脆弱性、重要インフラへの脅威の増大、先端技術をめぐる主導権争い等、従来必ずしも安全保障の対象と認識されていなかった課題への対応も、安全保障上の主要な課題となってきている。その結果、安全保障の対象が経済分野にまで拡大し、安全保障の確保のために経済的手段が一層必要とされている。

エ 本来、相互互恵的であるべき国際貿易、経済協力の分野において、一部の国家が、鉱物資源、食料、産業・医療用の物資等の輸出制限、他国の債務持続性を無視した形での借款の供与等を行うことで、他国に経済的な威圧を加え、自国の勢力拡大を図っている。

オ 先端技術研究とその成果の安全保障目的の活用等について、主要国が競争を激化させる中で、一部の国家が、他国の民間企業や大学等が開発した先端技術に関する情報を不法に窃取した上で、自国の軍事目的に活用している。

カ 国際社会におけるパワーバランスの変化や価値観の多様化により、国際社会全体の統治構造において強力な指導力が失われつつある。その結果、気候変動、自由貿易、軍備管理・軍縮・不拡散、テロ、感染症対策を含む国際保健、食料、エネルギー等の国際社会共通の課題への対応において、国際社会が団結しづらくなっている。また、中東、アフリカ、太平洋島嶼部の脆弱な国が、例え

ば、気候変動がもたらす異常気象・国土面積の減少、感染症の世界的な拡大、食料・エネルギー不足等により、相対的に大きな被害を被っている。

2 インド太平洋地域における安全保障環境と課題

上記のグローバルな安全保障環境と課題は、我が国が位置するインド太平洋地域で特に際立っており、将来、更に深刻さを増す可能性がある。これを踏まえ、インド太平洋地域における安全保障環境と課題、特に注目すべき国・地域の動向を以下に示す。

(1) インド太平洋地域における安全保障の概観

インド太平洋地域は、世界人口の半数以上を擁する世界の活力の中核であり、太平洋とインド洋の交わりによるダイナミズムは世界経済の成長エンジンとなっている。この地域にある我が国は、その恩恵を受けやすい位置にある。

同時に、インド太平洋地域は安全保障上の課題が多い地域でもある。例えば、核兵器を含む大規模な軍事力を有し、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家や地域が複数存在する。さらには、歴史的な経緯を背景とする外交関係等が複雑に絡み合っている。また、東シナ海、南シナ海等における領域に関する一方的な現状変更及びその試み、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害等の様々な種類と烈度の脅威や課題が存在する。

このようなインド太平洋地域において、我が国が、自由で開かれたインド太平洋（以下「FOIP」という。）というビジョンの下、同盟国・同志国等と連携し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を実現し、地域の平和と安定を確保していくことは、我が国の安全保障にとって死活的に重要である。

(2) 中国の安全保障上の動向

中国は、「中華民族の偉大な復興」、今世紀半ばまでの「社会主義現代化強国」の全面的完成、早期に人民解放軍を「世界一流の軍隊」に築き上げることを明確な目標としている。中国は、このような国家目標の下、国防費を継続的に高い水準で増加させ、十分な透明性を欠いたまま、核・ミサイル戦力を含む軍事力を広範かつ急速に増強している。

また、中国は、我が国の尖閣諸島周辺における領海侵入や領空侵犯を含め、東シナ海、南シナ海等における海空域において、力による一方的な現状変更の試みを強化し、日本海、太平洋等でも、我が国の安全保障に影響を及ぼす軍事活動を拡大・活発化させている。さらに、中国は、ロシアとの戦略的な連携を強化し、国際秩序への挑戦を試みている。

中国は、世界第二位の経済力を有し、世界経済を牽引する国としても、また、気候変動を含む地球規模課題についても、その国際的な影響力にふさわしい更なる取組が国際社会から強く求められている。

しかし、中国は、主要な公的債権国が等しく参加する国際的な枠組み等にも参加しておらず、開発金融等に関連する活動の実態も十分な透明性を欠いている。また、経済面での安全を確立すべく、戦略的な取組を強化しており、他国の中国への依存を利用して、相手国に経済的な威圧を加える事例も起きている。

中国は、台湾について平和的統一の方針は堅持しつつも、武力行使の可能性を否定していない。さらに、中国は我が国近海への弾道ミサイル発射を含め台湾周辺海空域において軍事活動を活発化させており、台湾海峡の平和と安定については、我が国を含むインド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている。

中国が、首脳レベルを含む様々なレベルでの意思疎通を通じて、国際社会と建設的な関係を構築すること、また、我が国を含む国際社会との対話と協力を重ねること等により、我が国と共にインド太平洋地域を含む国際社会の平和と安定に貢献することが期待されている。

しかしながら、現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、我が国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきものである。

(3) 北朝鮮の安全保障上の動向

朝鮮半島においては、韓国と北朝鮮双方の大規模な軍事力が対峙している。北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていない。現在も深刻な経済的困難に直面しており、人権状況も全く改善しない一方で、軍事面に資源を重点的に配分し続けている。

北朝鮮は、近年、かつてない高い頻度で、新たな態様での弾道ミサイルの発射等を繰り返し、急速にその能力を増強している。特に、米国本土を射程に含む大陸間弾道ミサイル（ICBM）級弾道ミサイルの発射、変則軌道で飛翔するミサイルを含む新たな態様での発射、発射台付き車両（TEL）・潜水艦・鉄道といった様々なプラットフォームからの発射等により、ミサイル関連技術及び運用能力は急速に進展している。

さらに、北朝鮮は、核戦力を質的・量的に最大限のスピードで強化する方針であり、ミサイル関連技術等の急速な発展と合わせて考えれば、北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。また、基本的な人権の侵害という国際社会の普遍的問題である。

(4) ロシアの安全保障上の動向

ロシアによるウクライナ侵略等、ロシアの自国の安全保障上の目的達成のために軍事力に訴えることを辞さない姿勢は顕著である。また、ロシアは核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返している。

ロシアは、我が国周辺における軍事活動を活発化させている。我が国固有の領土である北方領土でもロシアは軍備を強化しているが、これは、特にオホーツク海がロシアの戦略核戦力の一翼を担う戦略原子力潜水艦の活動領域であることが、その背景にあるとみられる。

さらに、ロシアは、中国との間で、戦略的な連携を強化してきている。特に、近年は、我が国周辺での中露両国の艦艇による共同航行や爆撃機による共同飛行等の共同演習・訓練を継続的に実施するなど、軍事面での連携が強化されている。

ロシアの対外的な活動、軍事動向等は、今回のウクライナ侵略等によって、国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては安全保障上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、我が国を含むインド太平洋地域におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は、中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念である。

V 我が国の安全保障上の目標

以上のような我が国の安全保障上の課題が存在する中で、我が国が国益を確保できるようにするための我が国の安全保障上の目標を以下に示す。この目標は、上記Ⅲで示した我が国の安全保障に関する基本的な原則を踏まえたものである。

- 1 我が国の主権と独立を維持し、我が国が国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続け、我が国の領域、国民の生命・身体・財産を守る。そのために、我が国自身の能力と役割を強化し、同盟国である米国や同志国等と共に、我が国及びその周辺における有事、一方的な現状変更の試み等の発生を抑止する。万が一、我が国に脅威が及ぶ場合も、これを阻止・排除し、かつ被害を最小化させつつ、我が国の国益を守る上で有利な形で終結させる。
- 2 安全保障政策の遂行を通じて、我が国の経済が成長できる国際環境を主体的に確保する。それにより、我が国の経済成長が我が国を取り巻く安全保障環境の改善を促すという、安全保障と経済成長の好循環を実現する。その際、我が国の経済構造の自律性、技術等の他国に対する優位性、ひいては不可欠性を確保する。
- 3 国際社会の主要なアクターとして、同盟国・同志国等と連携し、国際関係における新たな均衡を、特にイ

ンド太平洋地域において実現する。それにより、特定の国家が一方的な現状変更を容易に行い得る状況となることを防ぎ、安定的で予見可能性が高く、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。

4 国際経済や、気候変動、感染症等の地球規模課題への対応、国際的なルールの形成等の分野において、多国間の協力を進め、国際社会が共存共栄できる環境を実現する。

VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ

我が国は、我が国の安全保障上の目標を達成するために、我が国の総合的な国力をその手段として有機的かつ効率的に用いて、戦略的なアプローチを実施する。

1 我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主要素

(1) 第一に外交力である。国家安全保障の基本は、法の支配に基づき、平和で安定し、かつ予見可能性が高い国際環境を能動的に創出し、脅威の出現を未然に防ぐことにある。我が国は、長年にわたり、国際社会の平和と安定、繁栄のための外交活動や国際協力を行ってきた。その伝統と経験に基づき、大幅に強化される外交の実施体制の下、今後も、多くの国と信頼関係を築き、我が国の立場への理解と支持を集める外交活動や他国との共存共栄のための国際協力を展開する。

(2) 第二に防衛力である。防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国を守り抜く意思と能力を表すものである。国際社会の現実を見れば、この機能は他の手段では代替できない。防衛力により、我が国に脅威が及ぶことを抑止し、仮に我が国に脅威が及ぶ場合にはこれを阻止し、排除する。そして、抜本的に強化される防衛力は、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための外交の地歩を固めるものとなる。

(3) 第三に経済力である。経済力は、平和で安定した安全保障環境を実現するための政策の土台となる。我が国は、世界第三位の経済大国であり、開かれ安定した国際経済秩序の主要な担い手として、自由で公正な貿易・投資活動を行う。また、グローバル・サプライチェーンに不可欠な高付加価値のモノとサービスを提供し、我が国の経済成長を実現していく。

(4) 第四に技術力である。科学技術とイノベーションの創出は、我が国の経済的・社会的発展をもたらす源泉である。そして、技術力の適切な活用は、我が国の安全保障環境の改善に重要な役割を果たし、気候変動等の地球規模課題への対応にも不可欠である。我が国が長年にわたり培ってきた官民の高い技術力を、従来の考え方にとらわれず、安全保障分野に積極的に活用していく。

(5) 第五に情報力である。急速かつ複雑に変化する安全保障環境において、政府が的確な意思決定を行

うには、質が高く時宜に適った情報収集・分析が不可欠である。そのために、政策部門と情報部門との緊密な連携の下、政府が保有するあらゆる情報収集の手段と情報源を活用した総合的な分析により、安全保障に関する情報を可能な限り早期かつ正確に把握し、政府内外での共有と活用を図る。また、我が国の安全保障上の重要な情報の漏洩を防ぐために、官民の情報保全に取り組む。

2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策

(1) 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開

ア 日米同盟の強化

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国の安全保障のみならず、インド太平洋地域を含む国際社会の平和と安定の実現に不可欠な役割を果たす。特に、インド太平洋地域において日米の協力を具体的に深化させることが、米国のこの地域へのコミットメントを維持・強化する上でも死活的に重要である。これらのことも念頭に、日米の戦略レベルで連携を図り、米国と共に、外交、防衛、経済等のあらゆる分野において、日米同盟を強化していく。

イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化

我が国は、インド太平洋地域に位置する国家として、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印（クアッド）等の取組を通じて、同志国との協力を深化し、FOIPの実現に向けた取組を更に進める。そのために、FOIPというビジョンの国際社会における更なる普遍化、自由で公正な経済圏を広げるためのルール作り、連結性の向上、各国・国際機関のガバナンスの強化、海洋安全保障の確保等の取組を拡充していく。

また、経済的にも発展し、国際社会における影響力が高まっている途上国等への外交的な関与を更に強化する。そのことにより、できるだけ多くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化する。

さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化していく。そのために、日米韓、日米豪等の枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、カナダ、北大西洋条約機構（NATO）、欧州連合（EU）等との安全保障上の協力を強化する。具体的には、二国間・多国間の対話を通じた同志国等のインド太平洋地域への関与の強化の促進、共同訓練、情報保護協定・物品役務相互提供協定（ACSA）・円滑化協定（RAA）

の締結、防衛装備品の共同開発、防衛装備品の移転、能力構築支援、戦略的コミュニケーション、柔軟に選択される抑止措置（FDO）等の取組を進める。

ウ 我が国周辺国・地域との外交、領土問題を含む諸懸案の解決に向けた取組の強化

日中両国は、地域と国際社会の平和と繁栄にとって、共に重要な責任を有する。我が国は、中国との間で、様々なレベルの意思疎通を通じて、主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重ね、共通の課題については協力をしていくとの「建設的かつ安定的な関係」を構築していく。このことは、インド太平洋地域を含む国際社会の平和と安定にとって不可欠である。

中国が力による一方的な現状変更の試みを拡大していることについては、これに強く反対し、そのような行為を行わないことを強く求め、冷静かつ毅然として対応する。また、中国の急速な軍事力の強化及び軍事活動の拡大に関しては、透明性等を向上させるとともに、国際的な軍備管理・軍縮等の努力に建設的な協力を行うよう同盟国・同志国等と連携し、強く働きかける。そして、日中間の信頼の醸成のため、中国との安全保障面における意思疎通を強化する。加えて、中国との間における不測の事態の発生を回避・防止するための枠組みの構築を含む日中間の取組を進める。

同時に、経済、人的交流等の分野において日中双方の利益となる形での協力は可能であり、我が国経済の発展と経済安全保障に資する形で、中国との適切な経済関係を構築しつつ、両国の人的交流を再活性化していく。また、同盟国・同志国や国際機関等と連携し、中国が、国際的なルール・基準を遵守し、自国の透明性と予見可能性を高め、地球規模課題等について協力すべきは協力しつつ、その国際的な影響力にふさわしい責任ある建設的な役割を果たすように促す。

台湾との関係については、我が国は、1972年の日中共同声明を踏まえ、非政府間の実務関係として維持してきており、台湾に関する基本的な立場に変更はない。台湾は、我が国にとって、民主主義を含む基本的な価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、大切な友人である。また、台湾海峡の平和と安定は、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素であり、兩岸問題の平和的解決を期待するとの我が国の立場の下、様々な取組を継続していく。

韓国は、地政学的にも我が国の安全保障にとっても極めて重要な隣国である。北朝鮮への対応等を念頭に、安全保障面を含め、日韓・日米韓の戦

略的連携を強化していく。そのためにも、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の基盤に基づき日韓関係を発展させていくべく、韓国側と緊密に意思疎通を図っていく。二国間の諸懸案については、我が国の一貫した立場に基づいて然るべく対応していく。我が国固有の領土である竹島の領有権に関する問題については、我が国の一貫した立場に基づき毅然と対応しつつ、国際法にのっとり、平和的に紛争を解決するとの方針に基づき、粘り強く外交努力を行う。

北朝鮮による核・ミサイル開発に関しては、米国及び韓国と緊密に連携しつつ、地域の抑止力の強化、国連安保理決議に基づくものを含む対北朝鮮制裁の完全な履行及び外交的な取組を通じ、六者会合共同声明や国連安保理決議に基づく北朝鮮の完全な非核化に向けた具体的行動を北朝鮮に対して求めていく。また、日朝関係については、日朝平壤宣言に基づき、拉致・核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて取り組んでいく。とりわけ、拉致問題については、時間的な制約のある深刻な人道問題であり、この問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、一日も早い全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向けて全力を尽くす。

ロシアとの関係については、インド太平洋地域の厳しい安全保障環境を踏まえ、我が国の国益を守る形で対応していく。また、同盟国・同志国等と連携しつつ、ロシアによる国際社会の平和と安定及び繁栄を損なう行動を防ぐ。対露外交上の最大の懸案である北方領土問題については、領土問題を解決して平和条約を締結するとの基本方針は不変である。

エ 軍備管理・軍縮・不拡散

我が国周辺における核兵器を含む軍備増強の傾向を止め、これを反転させ、核兵器による威嚇等の事態の生起を防ぐことで、我が国を取り巻く安全保障環境を改善し、国際社会の平和と安定を実現する。そのために、軍備管理・軍縮・不拡散の取組を一層強化する。具体的には、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的な取組を主導する。北朝鮮、イラン等の地域の不拡散問題も踏まえ、核兵器不拡散条約（NPT）を礎石とする国際的な核軍縮・不拡散体制を維持・強化し、現実の国際的な安全保障上の課題に適切に対処しつつ、実践的・現実的な取組を着実に進める。

また、武器や関連機微技術の拡散防止のための国際輸出管理レジームの維持・強化、我が国国内における不拡散措置の適切な実施や、各国の能力

構築支援を柱として不拡散政策に取り組む。

生物兵器、化学兵器及び通常兵器についても、自律型致死兵器システム（LAWS）を含め、多国籍間での取組、ルール作り等に積極的に取り組む。

オ 国際テロ対策

テロはいかなる理由をもってしても正当化できず、強く非難されるべきものであり、国際社会と共に、断固とした姿勢を示し、テロ対策を講じていく。具体的には、国際テロ対策を推進し、また、原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全保障に関する我が国国内での対策を徹底する。

さらに、在外邦人等の安全を確保するための情報の共有を始め、各国、民間企業等との協力体制を構築する。また、国際テロ情勢に関する情報収集・分析の体制や能力を強化する。

カ 気候変動対策

気候変動は、人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題であり、気候変動がもたらす異常気象は、自然災害の多発・激甚化、災害対応の増加、エネルギー・食料問題の深刻化、国土面積の減少、北極海航路の利用の増加等、我が国の安全保障に様々な形で重大な影響を及ぼす。

同盟国・同志国を含むあらゆるステークホルダーと連携して、国内外での取組を主導していく。具体的には、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた、再生可能エネルギーや原子力の最大限の活用を始めとするエネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出等を通じ、脱炭素社会の実現に向けて取り組む。

また、気候変動が国際的な安全保障環境に与える否定的な影響を最小限のものとするよう、国際社会での取組を主導する。その一環として、気候変動問題が切迫した脅威となっている島嶼国を始めとする途上国等に対して、持続可能で強靱な経済・社会を構築するための支援を行う。

キ ODAを始めとする国際協力の戦略的な活用

FOIPというビジョンの下、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させ、国際社会の共存共栄を実現するためにODAを戦略的に活用していく。具体的には、質の高いインフラ、人材育成等による連結性、海洋安全保障、法の支配、経済安全保障等の強化のための支援を行う。そのことにより、開発途上国等との信頼・協力関係を強化する。また、FOIPというビジョンに賛同する幅広い国際社会のパートナーとの協力を進める。

そして、人間の安全保障の考え方の下、貧困削減、保健、気候変動、環境、人道支援等の地球規模課題の解決のための国際的な取組を主導する。

これらの取組を行うに当たり、我が国企業の海外展開の支援や、ODAとODA以外の公的資金との連携等を強化する。さらに、国際機関・NGOを始めとする多様なステークホルダーとの連携を引き続き強化する。

同志国との安全保障上の協力を深化させるために、開発途上国の経済社会開発等を目的としたODAとは別に、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対して、装備品・物資の提供やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな協力の枠組みを設ける。これは、総合的な防衛体制の強化のための取組の一つである。

ク 人的交流等の促進

人と人、国と国の相互理解の増進は、国家間の緊張を緩和し、平和で安定した国際関係を築く土台となる。海外における日本への理解を促進し、我が国と国民が好意的に受け入れられる国際環境を醸成するために、人的交流、文化交流等に取り組む。具体的には、各国・地域の政府関係者、有識者、文化人等との交流、留学生交流、青少年交流、スポーツ交流等、様々なレベル・分野での人的交流を促進する。さらに、豊かな我が国の文化の海外への紹介、海外での日本語の普及に対する支援等を行う。

(2) 我が国の防衛体制の強化

ア 国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的強化

国際社会において、力による一方的な現状変更及びその試みが恒常的に生起し、我が国周辺における軍備増強が急速に拡大している。ロシアによるウクライナ侵略のように国際秩序の根幹を揺るがす深刻な事態が、将来、とりわけ東アジアにおいて発生することは排除されない。このような安全保障環境に対応すべく、防衛力を抜本的に強化していく。

そして、強力な軍事能力を持つ主体が、他国に脅威を直接及ぼす意思をいつ持つに至るかを正確に予測することは困難である。したがって、そのような主体の能力に着目して、我が国の安全保障に万全を期すための防衛力を平素から整備しなければならない。また、我が国の防衛力は、科学技術の進展等に伴う新しい戦い方にも対応できるものでなくてはならない。

このような視点に立ち、宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により自衛隊の全体の能力を増幅させる領域横断作戦能力に加え、侵攻部隊に対し、その脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力等により、重層的に対処す

る。また、有人アセットに加え、無人アセット防衛能力も強化すること等により、様々な防衛能力が統合された防衛力を構築していく。さらに、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動率向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化により、防衛力の実効性を一層高めていくことを最優先課題として取り組む。

我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である。近年、我が国周辺では、極超音速兵器等のミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイルの発射も繰り返されており、我が国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっている。こうした中、今後も、変則的な軌道で飛翔するミサイル等に対応し得る技術開発を行うなど、ミサイル防衛能力を質・量ともに不断に強化していく。

しかしながら、弾道ミサイル防衛という手段だけに依拠し続けた場合、今後、この脅威に対し、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつある。

このため、相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある。

この反撃能力とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。

こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。その上で、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からの更なる武力攻撃を防ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

この反撃能力については、1956年2月29日に政府見解として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった能力に当たるものである。

この政府見解は、2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の三要件の下で行われる

自衛の措置にもそのまま当てはまるものであり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要件を満たす場合に行使し得るものである。

この反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない。

また、日米の基本的な役割分担は今後も変更はないが、我が国が反撃能力を保有することに伴い、弾道ミサイル等の対処と同様に、日米が協力して対処していくこととする。

さらに、有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、自衛隊と海上保安庁との連携・協力を不断に強化する。

また、政府横断的な連携を図る形での自衛隊のアセットを活用した柔軟に選択される抑止措置(FDO)等を実施する。

現下の我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえれば、我が国の防衛力の抜本的強化は、速やかに実現していく必要がある。具体的には、本戦略策定から5年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、おおむね10年後までに、より早期かつ遠方で我が国への侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、今後5年間の最優先課題として、現有装備品の最大限の有効活用と、将来の自衛隊の中核となる能力の強化に取り組む。

上記の自衛隊の体制整備や防衛に関する施策は、かつてない規模と内容を伴うものである。また、防衛力の抜本的強化は、一時的な支出増では対応できず、一定の支出水準を保つ必要がある。そのため、これら施策は、本戦略を踏まえ、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に基づき実現するとともに、その財源についてしっかりした措置を講じ、これを安定的に確保していく。

このように、必要とされる防衛力の内容を積み上げた上で、同盟国・同志国等との連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、我が国自身の判断として、2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産(GDP)の2%に達するよう、所要の措置を講ずる。

イ 総合的な防衛体制の強化との連携等

我が国の防衛上の課題に対応する上で、防衛力の抜本的強化がその中核となる。しかし、安全保障の対象・分野が多岐にわたるため、防衛力のみ

ならず、外交力・経済力を含む総合的な国力を活用し、我が国の防衛に当たる。このような考えの下、防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の四つの分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進し、総合的な防衛体制を強化する。

これに加え、地方公共団体を含む政府内外の組織との連携を進め、国全体の防衛体制を強化する。

ウ いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

我が国の防衛生産・技術基盤は、自国での防衛装備品の研究開発・生産・調達の安定的な確保等のために不可欠な基盤である。したがって、我が国の防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものと位置付けられるものであることから、その強化は必要不可欠である。具体的には、力強く持続可能な防衛産業を構築するために、事業の魅力化を含む各種取組を政府横断的に進めるとともに、官民の先端技術研究の成果の防衛装備品の研究開発等への積極的な活用、新たな防衛装備品の研究開発のための態勢の強化等を進める。

エ 防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する。

また、防衛装備移転を円滑に進めるための各種支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。

オ 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

防衛力の中核である自衛隊員が、その能力を一層発揮できるようにするため、人的基盤を強化する。そのために、より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図る。ハラスメントを一切許容しない組織環境や女性隊員が更に活躍できる環境を整備するとともに、隊員の処遇の向上を図り、そして、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自ら

の能力を十分に発揮できる環境を整備する。

(3) 米国との安全保障面における協力の深化

我が国の防衛力を抜本的に強化しつつ、米国との安全保障面における協力を深化すること等により、核を含むあらゆる能力によって裏打ちされた米国による拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力と対処力を一層強化する。具体的には、日米の役割・任務・能力に関する不断の検討を踏まえ、日米の抑止力・対処力を強化するため、同盟調整メカニズム(ACM)等の調整機能を更に発展させつつ、領域横断作戦や我が国の反撃能力の行使を含む日米間の運用の調整、相互運用性の向上、サイバー・宇宙分野等での協力深化、先端技術を取り込む装備・技術面での協力の推進、日米のより高度かつ実践的な共同訓練、共同の柔軟に選択される抑止措置(FDO)、共同の情報収集・警戒監視・偵察(ISR)活動、日米の施設の共同使用の増加等に取り組む。その際、日米がその能力を十分に発揮できるよう、情報保全、サイバーセキュリティ等の基盤を強化する。

同時に、このような取組を進めつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編を着実に実施する。

(4) 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化

軍事と非軍事、有事と平時の境目が曖昧になり、ハイブリッド戦が展開され、グレーゾーン事態が恒常的に生起している現在の安全保障環境において、サイバー空間・海洋・宇宙空間、技術、情報、国内外の国民の安全確保等の多岐にわたる分野において、政府横断的な政策を進め、我が国の国益を隙なく守る。

ア サイバー安全保障分野での対応能力の向上

サイバー空間の安全かつ安定した利用、特に国や重要インフラ等の安全等を確保するために、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる。

具体的には、まずは、最新のサイバー脅威に常に対応できるようにするため、政府機関のシステムを常時評価し、政府機関等の脅威対策やシステムの脆弱性等を随時是正するための仕組みを構築する。その一環として、サイバーセキュリティに関する世界最先端の概念・技術等を常に積極的に活用する。そのことにより、外交・防衛・情報の分野を始めとする政府機関等のシステムの導入から廃棄までのライフサイクルを通じた防御の強化、政府内外の人材の育成・活用の促進等を引き続き図る。

その上で、武力攻撃に至らないものの、国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃のおそれがある場合、こ

れを未然に排除し、また、このようなサイバー攻撃が発生した場合の被害の拡大を防止するために能動的サイバー防御を導入する。そのために、サイバー安全保障分野における情報収集・分析能力を強化するとともに、能動的サイバー防御の実施のための体制を整備することとし、以下の(ア)から(ウ)までを含む必要な措置の実現に向け検討を進める。

- (ア) 重要インフラ分野を含め、民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組を強化するなどの取組を進める。
- (イ) 国内の通信事業者が役務提供する通信に係る情報を活用し、攻撃者による悪用が疑われるサーバ等を検知するために、所要の取組を進める。
- (ウ) 国、重要インフラ等に対する安全保障上の懸念を生じさせる重大なサイバー攻撃について、可能な限り未然に攻撃者のサーバ等への侵入・無害化ができるよう、政府に対し必要な権限が付与されるようにする。

能動的サイバー防御を含むこれらの取組を実現・促進するために、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)を発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する。そして、これらのサイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために法制度の整備、運用の強化を図る。これらの取組は総合的な防衛体制の強化に資するものとなる。

また、経済安全保障、安全保障関連の技術力の向上等、サイバー安全保障の強化に資する他の政策との連携を強化する。

さらに、同盟国・同志国等と連携した形での情報収集・分析の強化、攻撃者の特定とその公表、国際的な枠組み・ルール形成等のために引き続き取り組む。

イ 海洋安全保障の推進と海上保安能力の強化

四方を海に囲まれ、世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家として、同盟国・同志国等と連携し、航行・飛行の自由や安全の確保、法の支配を含む普遍的価値に基づく国際的な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を進める。具体的には、シーレーンにおける脅威に対応するための海洋状況監視、他国との積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を推進し、多国間の海洋安全保障協力を強化する。また、海上交通の安全を確保するために、海賊対処や情報収集活動等を実施する。

そして、これらの取組に関連する国際協力を進めつつ、南シナ海等における航行及び上空飛行の

自由の確保、国際法に基づく紛争の平和的解決の推進、シーレーン沿岸国との関係の強化、北極海航路の利活用等を図る。さらに、シーレーンの安定的利用の確保等のためにも、ジブチにおける拠点を引き続き活用する。

我が国の安全保障において、海上法執行機関である海上保安庁が担う役割は不可欠である。尖閣諸島周辺を含む我が国領域の警備を万全にし、複数の重大事案発生時にも有効に対応していくため、我が国の海上保安能力を大幅に強化し、体制を拡充する。具体的には、新たな海上保安能力強化に関する方針に基づき、海上保安庁によるアセットの増強や新たな技術の導入、十分な運航費の確保や老朽船の更新、海上保安庁の職員の確保・育成等を速やかに図る。

また、有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、海上保安庁と自衛隊の連携・協力を不断に強化する。

さらに、米国、東南アジア諸国等の海上法執行機関との国際的な連携・協力も強化する。

ウ 宇宙の安全保障に関する総合的な取組の強化

経済・社会活動にとって不可欠な宇宙空間の安全かつ安定した利用等を確保するため、宇宙の安全保障の分野での対応能力を強化する。具体的には、自衛隊、海上保安庁等による宇宙空間の利用を強化しつつ、宇宙航空研究開発機構(JAXA)等と自衛隊の連携の強化等、我が国全体の宇宙に関する能力を安全保障分野で活用するための施策を進める。

また、不測の事態における政府の意思決定に関する体制の構築、宇宙領域の把握のための体制の強化、スペースデブリへの対応の推進、相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力の整備の拡充、国際的な行動の規範策定を含む同盟国・同志国等との連携の強化を進める。

さらに、我が国の宇宙産業を支援・育成することで、衛星コンステレーションの構築を含め、我が国の民間の宇宙技術を我が国の防衛に活用する。そして、それが更に我が国の宇宙産業の発展を促すという好循環を実現する。

このような宇宙の安全保障の分野の課題と政策を具体化させる政府の構想を取りまとめた上で、それを宇宙基本計画等に反映させる。

エ 技術力の向上と研究開発成果の安全保障分野での積極的な活用のための官民の連携の強化

最先端の科学技術は加速度的に進展し、民生用の技術と安全保障用の技術の区別は実際には極めて困難となっている。このこと等を踏まえ、我が国の官民の高い技術力を幅広くかつ積極的に安全保障に活用するために、安全保障に活用可能な官

民の技術力を向上させ、研究開発等に関する資金及び情報を政府横断的に活用するための体制を強化する。具体的には、総合的な防衛体制の強化に資する科学技術の研究開発の推進のため、防衛省の意見を踏まえた研究開発ニーズと関係省庁が有する技術シーズを合致させるとともに、当該事業を実施していくための政府横断的な仕組みを創設する。また、経済安全保障重要技術育成プログラムを含む政府全体の研究開発に関する資金及びその成果の安全保障分野への積極的な活用を進める。

さらに、先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けた更なる支援の強化と体制の整備を図る。

そして、民間のイノベーションを推進し、その成果を安全保障分野において積極的に活用するため、関係者の理解と協力を得つつ、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む。また、防衛産業が他の民間のイノベーションの成果を十分に活かしていくための環境の整備に政府横断的に取り組む。

オ 我が国の安全保障のための情報に関する能力の強化

健全な民主主義の維持、政府の円滑な意思決定、我が国の効果的な対外発信に密接に関連する情報の分野に関して、我が国の体制と能力を強化する。具体的には、国際社会の動向について、外交・軍事・経済にまたがり幅広く、正確かつ多角的に分析する能力を強化するため、人的情報、公開情報、電波情報、画像情報等、多様な情報源に関する情報収集能力を大幅に強化する。特に、人的情報については、その収集のための体制の充実・強化を図る。

そして、画像情報については、情報収集衛星の機能の拡充・強化を図るとともに、内閣衛星情報センターと防衛省・自衛隊の協力・連携を強化するなどして、収集した情報の更なる効果的な活用を図る。

また、統合的な形での情報の集約を行うための体制を整備する。政策部門と情報部門の連携を強化し、情報部門については、人工知能（AI）等の新たな技術の活用も含め、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）により、政策部門への高付加価値の分析結果の提供を行えるよう、情報分析能力を強化する。

そして、経済安全保障分野における新たなセキュリティ・クリアランス制度の創設の検討に関する議論等も踏まえつつ、情報保全のための体制の更なる強化を図る。

また、偽情報等の拡散を含め、認知領域におけ

る情報戦への対応能力を強化する。その観点から、外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化、政府外の機関との連携の強化等のための新たな体制を政府内に整備する。さらに、戦略的コミュニケーションを関係省庁の連携を図った形で積極的に実施する。

そして、地理空間情報の安全保障面での悪用を防ぐための官民の実効的な措置の検討を速やかに行う。

カ 有事も念頭に置いた我が国国内での対応能力の強化

我が国に直接脅威が及んだ場合も念頭に、我が国国内における幅広い分野での対応能力を強化する。具体的には、総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。これらの取組は、地方公共団体、住民等の協力を得つつ、推進する。

自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、自衛隊の弾薬、燃料等の輸送・保管の制度の整備、民間施設等の自衛隊、米軍等の使用に関する関係者・団体との調整、安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる。

原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全確保対策、国境離島への不法上陸事案対策等に関し、武力攻撃事態のほか、それには至らない様々な態様・段階の危機にも切れ目なく的確に対処できるようにする。そのために、自衛隊、警察、海上保安庁等による連携枠組みを確立するとともに、装備・体制・訓練の充実など対処能力の向上を図る。

キ 国民保護のための体制の強化

国、地方公共団体、指定公共機関等が協力して、住民を守るための取組を進めるなど、国民保護のための体制を強化する。具体的には、武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現すべく、円滑な避難に関する計画の速やかな策定、官民の輸送手段の確保、空港・港湾等の公共インフラの整備と利用調整、様々な種類の避難施設の確保、国際機関との連携等を行う。

また、こうした取組の実効性を高めるため、住民避難等の各種訓練の実施と検証を行った上で、

国、地方公共団体、指定公共機関等の連携を推進しつつ、制度面を含む必要な施策の検討を行う。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報伝達機能を不断に強化しつつ、弾道ミサイルを想定した避難行動に関する周知・啓発に取り組む。

ク 在外邦人等の保護のための体制と施策の強化

紛争、自然災害、感染症、テロ等の脅威から在外邦人を守るための体制と施策を強化する。具体的には、平素からの邦人に対する啓発、時宜に合った現地危険情報の提供、退避手段の確保、関係国との連携強化等のための取組を行う。

この関連で、在外邦人を保護する上で最も重要な拠点となる在外公館における領事業務に関する体制と能力の強化を図る。

同時に、在外邦人等の退避等のために、必要かつ可能な場合には、自衛隊等を迅速に活用することとし、その実現のための関係省庁間の連携を強化する。

さらに、ジブチ政府の理解を得つつ、在外邦人等の保護に当たっても、海賊対処のために運営されているジブチにある自衛隊の活動拠点を活用していく。

ケ エネルギーや食料など我が国の安全保障に不可欠な資源の確保

我が国の経済・社会活動を国内外において円滑にし、また、有事の際の我が国の持続的な対応能力等を確保するとの観点から、国民の生活や経済・社会活動の基盤となるエネルギー安全保障、食料安全保障等、我が国の安全保障に不可欠な資源を確保するための政策を進める。

エネルギー安全保障の確保に向けては、資源国との関係強化、供給源の多角化、調達リスク評価の強化等の手法に加え、再生可能エネルギーや原子力といったエネルギー自給率向上に資するエネルギー源の最大限の活用、そのための戦略的な開発を強化する。同盟国・同志国や国際機関等とも連携しながら、我が国のエネルギー自給率向上に向けた方策を強化し、有事にも耐え得る強靱なエネルギー供給体制を構築する。

食料安全保障に関し、国際社会における食料の需給や貿易等をめぐる状況が不安定かつ不透明であり、食料や生産資材の多くを海外からの輸入に依存する我が国の食料安全保障上のリスクが顕在化している中、我が国の食料供給の構造を転換していくこと等が重要である。具体的には、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、国内で生産できるものはできる限り国内で生産することとし、海外依存度の高い品目や生産資材の国産化を図る。その観点から、穀物等の生産拡大、飼料の

増産、堆肥等の国内資源の利用拡大を進めるほか、国内で調達困難なものの安定的な輸入を確保するための対策や適切な備蓄等を併せて講ずることにより、国民への安定的な食料供給を確保し、我が国の食料安全保障の強化を図る。

そして、国際的な食料安全保障の危機に対応するために、同盟国・同志国や国際機関等と連携しつつ、食料供給に関する国際環境の整備、食料生産の向上及び脆弱な国への支援等を実施していく。

(5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保することが経済安全保障であり、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保等に向けた必要な経済施策に関する考え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていく。

具体的には、経済安全保障政策を進めるための体制を強化し、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、民間と協調し、以下を含む措置に取り組む。なお、取り組んでいく措置は不断に検討・見直しを行い、特に、各産業等が抱えるリスクを継続的に点検し、安全保障上の観点から政府一体となって必要な取組を行う。

ア 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「推進法」という。）の着実な実施と不断の見直し、更なる取組を強化する。

イ サプライチェーン強靱化について、特定国への過度な依存を低下させ、次世代半導体の開発・製造拠点整備、レアアース等の重要な物資の安定的な供給の確保等を進めるほか、重要な物資や技術を担う民間企業への資本強化の取組や政策金融の機能強化等を進める。

ウ 重要インフラ分野について、地方公共団体を含む政府調達の在り方や、推進法の事前審査制度の対象拡大の検討等を進める。

エ データ・情報保護について、機微なデータのより適切な管理や情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に向けた更なる対策を講ずる。また、主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める。

オ 技術育成・保全等の観点から、先端重要技術の情報収集・開発・育成に向けた更なる支援強化・体制整備、投資審査や輸出管理の更なる強化、強制技術移転への対応強化、研究インテグリティの一層の推進、人材流出対策等について具体的な検

討を進める。

カ 外国からの経済的な威圧に対する効果的な取組を進める。

(6) 自由、公正、公平なルールに基づく国際経済秩序の維持・強化

特定の国家による非軍事的な圧力により、国家の自主的な外交政策の意思決定や健全な経済発展が阻害されることを防ぎ、開かれ安定した国際経済秩序を維持・強化していく。具体的には、世界貿易機関(WTO)を中核とした多角的貿易体制の維持・強化を図りつつ、不公正な貿易慣行や経済的な威圧に対抗するために、我が国の対応策を強化しつつ、同盟国・同志国等と連携し国際規範の強化のために取り組んでいく。

また、インド太平洋地域の経済秩序の発展と持続可能で包摂的な経済成長を実現し、自由で公正な経済秩序を広げるために、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)の高いレベルの維持や、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の完全な履行の確保、その他の経済連携協定交渉、インド太平洋経済枠組み(IPEF)の具体化等に取り組む。

さらに、相互互恵的な経済協力の実施と国際的な枠組み・ルールの維持・強化を図る。具体的には、一部の国家等による不透明な形での途上国支援に起因して、被援助国が「債務の罠」に陥る状況を回避するために、各国等が国際的なルール・基準を遵守し、透明で公正な開発金融を行うよう、国際的な取組を主導する。

また、同盟国・同志国や開発金融機関等と協調した支援等を含め、途上国の自立性を高めるための能力強化支援や途上国の経済発展のための魅力ある選択肢の提示等を行う。

(7) 国際社会が共存共栄するためのグローバルな取組

我が国の安全保障は、国際社会の平和と安定があってこそ全うされる。国際社会との共存共栄を図っていくため、我が国の国際的な地位と経済力・技術力にふさわしい国際社会への協力を行う。

ア 多国間協力の推進、国際機関や国際的な枠組みとの連携の強化

我が国はこれまで様々な協力を通じて、政治・経済体制等の相違にかかわらず、多くの国との間で信頼関係を築いてきた。これを基礎として、多国間外交の場を通じて、これらの国との丁寧な意思疎通や国連を始めとする国際機関等との連携強化により、我が国が重視する目標の実現を図るとともに、国際社会の共存共栄のために協力していく。

特に国連は、紛争対処、人道支援、平和構築、

人権の擁護・促進、気候変動、食料危機、自然災害、難民問題等の幅広い分野で役割を果たしており、国連及び国連をめぐる各国との協力を強化し、多国間協力を一層進める。同時に、国連安保理常任理事国が紛争当事者の場合には国連安保理が十分に機能しないなど、国連に内在する限界が顕在化していることを踏まえ、国連安保理の改革を含めた国連の機能強化に向けた取組を主導する。

国連を始めとする国際機関等で邦人が職員として更に活躍できるための取組を強化する。

イ 地球規模課題への取組

2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)は、誰一人取り残すことなく、平和、法の支配や人権も含む、地球規模課題に統合的に取り組むための国際社会全体の目標である。各目標に個別に対処するのではなく、人間の安全保障の考え方に基づき、相互に関連する複合的リスクへの対応及び予防に取り組む、国際社会のSDGs達成に貢献する。

また、我が国の安全保障に直接・間接に影響を及ぼしている気候変動、感染症、エネルギー・食料問題、環境等の地球規模課題について、同盟国・同志国のみならず、多くの国等との協力を広げ、国際的な取組を強化する。

感染症対策を含む国際保健が、経済・社会のみならず安全保障上の大きなリスクを包含する国際社会の重要課題であることを十分認識し、同盟国・同志国や国際機関等と連携し、新型コロナウイルスへの対応の経験を踏まえ、将来の感染症危機に対する予防、備えと対応を平素から万全にする。その際、同盟国・同志国や国際機関等と連携しつつ、感染症危機の初期段階から、国内における確実な医療の提供や、医薬品を含む感染症対策物資を確保できるようにしつつ、科学的知見等に基づく感染症対応能力の強化等に取り組む。そして、感染症危機に対応する司令塔機能の強化に取り組む。また、途上国等の感染症対応能力強化に資する保健システムや国際的な枠組みの強化等に取り組む。

そして、より強靱、より公平で、より持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に向けた国際的な取組を主導していく。

近年、世界中で急速に高まっている人道支援の需要に適切に対応すべく、迅速かつ十分な規模の人道支援を行うために必要な取組を強化する。さらに、外国における戦争、自然災害等のために発生した避難民を積極的に受け入れていく。

人権擁護は全ての国の基本的な責務であり、深刻な人権侵害には声を上げると同時に、様々な国

と人権保護・促進に向けた対話と協力を重ねていく。

紛争下での女性の脆弱な立場を踏まえ、女性の人権保護・救済促進に向けた国際的な取組を主導する。また、あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促進のために国際的な取組を行っていく。

我が国が国連平和維持活動（PKO）等の分野で長年貢献してきた国際平和協力は、国際社会の平和と安定に資するとともに、他の要員派遣国との連携促進及び我が国の人材の育成にも繋がるものである。要員派遣や能力構築支援の戦略的活用を含む多様な協力について引き続き積極的に取り組んでいく。

Ⅶ 我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤

1 経済財政基盤の強化

我が国の経済が成長できる安全保障環境を確保しつつ、経済成長が我が国の安全保障の更なる改善を促すという安全保障と経済成長の好循環を実現する。

また、幅広い分野において有事の際の持続的な対応能力を確保する。そのために、エネルギーや食料等の確保、インフラの整備、安全保障に不可欠な部品等の安定的なサプライチェーンの構築等のための官民の連携を強化する。

そして、我が国の経済は海外依存度が高いことから、有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信託を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要となる。このように我が国の安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組む。このことは、防衛力の抜本的強化を含む安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提でもある。

2 社会的基盤の強化

平素から国民や地方公共団体・企業を含む政府内外の組織が安全保障に対する理解と協力を深めるための取組を行う。また、諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛する心を養う。そして、自衛官、海上保安官、警察官など我が国の平和と安全のために危険を顧みず職務に従事する者の活動が社会で適切に評価されるような取組を一層進める。さらに、これらの者の活動の基盤となる安全保障関連施設周辺の住民の理解と協力を確保するための施策にも取り組む。

また、領土・主権に関する問題、国民保護やサイバー攻撃等の官民にまたがる問題、自衛隊、在日米軍等の活動の現状等への理解を広げる取組を強化する。

そして、将来の感染症危機に備えた官民の対応能力の向上、防災・減災のための施策等を進める。

3 知的基盤の強化

安全保障における情報や技術の重要性が増しており、それらを生み出す知的基盤の強化は、安全保障の確保に不可欠である。

そのような観点から、安全保障分野における政府と企業・学界との実践的な連携の強化、偽情報の拡散、サイバー攻撃等の安全保障上の問題への冷静かつ正確な対応を促す官民の情報共有の促進、我が国の安全保障政策に関する国内外での発信をより効果的なものとするための官民の連携の強化等の施策を進める。

Ⅷ 本戦略の期間・評価・修正

国家安全保障戦略は、その内容が実施されて、初めて完成する。本戦略に基づく施策は、国家安全保障会議の司令塔機能の下、戦略的かつ持続的な形で適時適切に実施される。さらに、安全保障環境や本戦略に基づく施策の実施状況等は、国家安全保障会議が定期的かつ体系的な評価を行う。本戦略はおおむね10年の期間を念頭に置き、安全保障環境等について重要な変化が見込まれる場合には必要な修正を行う。

Ⅸ 結語

歴史の転換期において、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下に置かれることになった。将来の国際社会の行方を楽観視することは決してできない。

しかし、我々がこれまで築き上げてきた世界は、これからも、活力にあふれる貿易・投資活動から生まれる経済的な繁栄、異なる才能の国際的な交わりから生まれるイノベーション、そして、新しく魅力あふれる文化を生み出すことができる。我々は、このような希望を持ち続けるべきである。

我々は今、希望の世界か、困難と不信の世界のいずれかに進む分岐点にあり、そのどちらを選び取るかは、今後の我が国を含む国際社会の行動にかかっている。我が国は、国際社会が対立する分野では、総合的な国力により、安全保障を確保する。国際社会が協力すべき分野では、諸課題の解決に向けて主導的かつ建設的な役割を果たし続けていく。我が国の国際社会におけるこのような行動は、我が国の国際的な存在感と信頼を更に高め、同志国等を増やし、我が国を取り巻く安全保障環境を改善することに繋がる。

希望の世界か、困難と不信の世界かの分岐点に立ち、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下にあっても、安定した民主主義、確立した法の支配、成熟した経済、豊かな文化を擁する我が国は、普遍的価値に基づく政策を掲げ、国際秩序の強化に向けた取組を確固たる覚悟を持って主導していく。

資料2 国家防衛戦略について

令和4年12月16日 国家安全保障会議決定
閣議決定

国家防衛戦略について別紙のとおり定める。

本決定は、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に代わるものとする。

（別紙）

国家防衛戦略

I 策定の趣旨

国民の命と平和な暮らし、そして、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜く。

これは我が国政府の最も重大な責務であり、安全保障の根幹である。戦後、我が国は、東西冷戦とその終結後の安全保障環境の大きな変化の中にあっても、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸として、各国との協力を拡大・深化させ、77年もの間、我が国の平和と安全を守ってきた。また、その際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を堅持してきた。今後とも、我が国は、こうした基本方針の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。

我が国を含む国際社会は、今、ロシアによるウクライナ侵略が示すように、深刻な挑戦を受け、新たな危機に突入している。中国は東シナ海、南シナ海において、力による一方的な現状変更やその試みを推し進め、北朝鮮はかつてない高い頻度で弾道ミサイルを発射し、核の更なる小型化を追求するなど行動をエスカレートさせ、ロシアもウクライナ侵略を行うとともに、極東地域での軍事活動を活発化させている。今後、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、戦後の安定した国際秩序の根幹を揺るがしかねない深刻な事態が発生する可能性が排除されない。我が国は、こうした動きの最前線に位置しており、我が国の今後の安全保障・防衛政策の在り方が地域と国際社会の平和と安定に直結すると言っても過言ではない。

国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）常任理事国であるロシアがウクライナへの侵略を行った事実は、自らの主権と独立の維持は我が国自身の主体的、自主的な努力があって初めて実現するものであり、他国の侵略を招かないためには自らが果たし得る役割の拡大が重要であることを教えている。また、今や、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない。戦後の国際秩序への挑戦が続く中、我が国は普遍的価値と戦略的利益等を共有する同盟国・同志国等と協力・連携を深めていくことが不可欠である。この協力・連携が大きな成果を収めるためには、我が国自身の努力を従来にも増して強化することが必要であり、同盟国・同志国等も我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待し

ている。我が国と、同盟国・同志国等が共通の努力を行い、更なる相乗効果を発揮することで、力による一方的な現状変更やその試みを許さないことが求められている。

戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、その厳しい現実正面から向き合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要がある。こうした防衛力の抜本的強化とともに国力を総合した国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想を持って一体として実施することこそが、我が国の抑止力を高め、日米同盟をより一層強化していく道であり、また、同志国等との安全保障協力の礎となるものである。

特に、本年、米国は、新たな国家防衛戦略を策定したところであり、地域の平和と安定に大きな責任を有する日米両国がそれぞれの戦略を擦り合わせ、防衛協力を統合的に進めていくことは時宜にかなう。

こうした認識の下、政府は、1976年以降6回策定してきた自衛隊を中核とした防衛力の整備、維持及び運用の基本的指針である防衛計画の大綱に代わって、我が国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチ及びその手段を包括的に示すため、「国家防衛戦略」を策定する。

今般、本戦略及び「防衛力整備計画」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において、政府が決定した防衛力の抜本的強化とそれを裏付ける防衛力整備の水準についての方針は、戦後の防衛政策の大きな転換点となるものである。中長期的な防衛力強化の方向性と内容を示す本戦略の策定により、こうした大きな転換点の意義について、国民の理解が深まるよう政府として努力していく。

II 戦略環境の変化と防衛上の課題

1 戦略環境の変化

情報化社会の進展や国際貿易の拡大等に伴い、国家間の経済や文化を巡る関係が一層拡大・深化する一方、普遍的価値やそれに基づく政治・経済体制を共有しない国家が勢力を拡大している。また、力による一方的な現状変更やその試みは、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序に対する深刻な挑戦であり、ロシアによるウクライナ侵略は、最も苛烈な形でこれを顕在化させている。国際社会は戦後最大の試練の時を迎え、新たな危機の時代に突入しつつある。

また、グローバルなパワーバランスが大きく変化し、政治・経済・軍事等にわたる国家間の競争が顕在化している。特に、インド太平洋地域においては、こうした傾向が顕著であり、その中で中国が力による一方的な現状変更やその試みを継続・強化している。また、中国のみならず、北朝鮮やロシアが、これまで以上に行動を活発化させている。

特に、中国と米国の国家間競争は、様々な分野で今

後も激しさを増していくと思われるが、そのような中、米国は、中国との競争において今後の10年が決定的なものになるとの認識を示している。

さらに、科学技術の急速な進展が安全保障の在り方を根本的に変化させ、各国は将来の戦闘様相を一変させる、いわゆるゲーム・チェンジャーとなり得る先端技術の開発を行っている。その中でも中国は「軍民融合発展戦略」の名の下に、技術のイノベーションの活発化と軍事への応用を急速に推進しており、特に人工知能（AI）を活用した無人アセット等を前提とした軍事力の強化を加速させている。こうした動向によって従来の軍隊の構造や戦い方に根本的な変化が生じている。

加えて、サイバー領域等におけるリスクの深刻化、偽情報の拡散を含む情報戦の展開、気候変動等のグローバルな安全保障上の課題も存在する。

2 我が国周辺国等の軍事動向

中国は、2017年の中国共産党全国代表大会（以下「党大会」という。）での報告において、2035年までに「国防と軍隊の現代化を基本的に実現」した上で、今世紀半ばに「世界一流の軍隊」を築き上げることを目標に掲げ、2020年の第19期中央委員会第5回全体会議（5中全会）では、2027年には「建軍100年の奮闘目標」を達成することを目標に加えた。2022年の党大会における報告においては、「世界一流の軍隊」を早期に構築することが「社会主義現代化国家」の全面的建設の戦略的要請であることが新たに明記され、そうした目標の下、「新型挙国体制」を掲げ、「機械化・情報化・智能化」の融合発展を推進し、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化している。その上で、中国は、今後5年が自らの目指す「社会主義現代化国家」の全面的建設をスタートさせる肝心な時期と位置付けている。

中国の公表国防費は、1998年度に我が国の防衛関係費を上回って以降、急速なペースで増加しており、2022年度には我が国の防衛関係費の約4.8倍に達している。また、中国の公表国防費は、実際に軍事目的に支出している額の一部に過ぎないとみられ、国防費の急速な増加を背景に、中国は、我が国を上回る数の近代的な海上・航空アセットを保持するに至っており、さらに、宇宙・サイバー等の新たな領域における能力も強化している。核戦力については、2020年代末までに少なくとも1,000発の運搬可能な核弾頭の保有を企図している可能性が高いとみられる。ミサイル戦力については、中距離核戦力（INF）全廃条約の枠組みの外にあった中国は、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する軍事能力（いわゆる「接近阻止／領域拒否」（「A2／AD」）能力）の強化等の観点から、同条約が規制していた地上発射型中距離ミサイルを多数配備しつつ、

対艦弾道ミサイルや長射程対地巡航ミサイルの戦力化及び極超音速滑空兵器（HGV）の開発・配備を進めている。また、無人アセットの開発・配備を進めているとみられ、無人アセットの我が国周辺における活動の活発化も確認されている。

このような軍事力を背景として、中国は、尖閣諸島周辺を始めとする東シナ海、日本海、さらには伊豆・小笠原諸島周辺を含む西太平洋等、いわゆる第一列島線を越え、第二列島線に及ぶ我が国周辺全体での活動を活発化させるとともに、台湾に対する軍事的圧力を高め、さらに、南シナ海での軍事拠点化等を推し進めている。

特に、我が国周辺においては、中国海軍艦艇が、尖閣諸島周辺海域での活動を活発化させており、そうした状況の下、中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海への侵入を繰り返している。また、中国海軍艦艇が南西諸島周辺の我が国領海や接続水域を航行する例がみられている。

中国は、台湾に関して、2022年の党大会における報告で「最大の誠意と努力を尽くして平和的統一の実現を目指す、決して武力行使の放棄を約束しない」と改めて表明した。同時に、「兩岸関係の主導権と主動権をしっかりと握った」「祖国の完全統一は必ず実現しなければならず、必ず実現できる」とも表明した。近年、中台の軍事バランスは全体として中国側に有利な方向に急速に傾斜する形で変化しているが、そうした中、中国は、台湾周辺での軍事活動を活発化させてきている。中国は、台湾周辺での一連の活動を通じ、中国軍が常態的に活動している状況の既成事実化を図るとともに、実戦能力の向上を企図しているとみられる。さらに、中国は、2022年8月4日に我が国の排他的経済水域（EEZ）内への5発の着弾を含む計9発の弾道ミサイルの発射を行った。このことは、地域住民に脅威と受け止められた。このように、台湾周辺における威圧的な軍事活動を活発化させており、台湾海峡の平和と安定については、我が国を含むインド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている。

このような中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、我が国と国際社会の深刻な懸念事項であり、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、我が国の防衛力を含む総合的な国力と同盟国・同志国等との協力・連携により対応すべきものである。

北朝鮮は体制を維持するため、大量破壊兵器や弾道ミサイル等の増強に集中的に取り組んでおり、技術的には我が国を射程に収める弾道ミサイルに核兵器を搭載し、我が国を攻撃する能力を既に保有しているものとみられる。大量破壊兵器の運搬手段である弾道ミサ

イルについては、その発射の様相を多様化させるなどして、関連技術・運用能力を急速に向上させており、特に近年、低空を変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイルの実用化を追求し、これらを発射台付き車両(TEL)、潜水艦、鉄道といった様々なプラットフォームから発射することで、発射の兆候把握・探知・迎撃を困難にすることを企図しているとみられる。また、「極超音速滑空飛行弾頭」、米国本土を射程に含む「固体燃料推進式大陸間弾道ミサイル(ICBM)」等の実現を優先課題に掲げて研究開発を進めているとみられ、今後の技術進展が懸念される。このような北朝鮮の核・弾道ミサイル開発等は、累次の国連安保理決議等に違反するものであり、地域と国際社会の平和と安全を著しく損なっている。こうした軍事動向は、我が国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

ロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがすものであり、欧州方面における防衛上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、我が国周辺においても北方領土を含む極東地域において、ロシア軍は新型装備の配備や、大規模な軍事演習の実施等、軍事活動を活発化させている。さらに、近年は中国と共に、艦艇の共同航行や爆撃機の共同飛行を実施するなど、軍事面での連携を強化している。こうしたロシアの軍事動向は、我が国を含むインド太平洋地域において、中国との戦略的な連携と相まって防衛上の強い懸念である。

さらに、今後、インド太平洋地域において、こうした活動が同時に行われる場合には、それが地域にどのような影響を及ぼすかについて注視していく必要がある。

3 防衛上の課題

国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を負う国連安保理常任理事国であり、核兵器国でもあるロシアが、ウクライナを公然と侵略し、核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返す、前代未聞といえる事態が生起している。これは戦後国際社会が築いてきた国際秩序の根幹を揺るがすものであり、こうした欧州で起きている力による一方的な現状変更は、インド太平洋地域でも生起し得る。

ロシアがウクライナを侵略するに至った軍事的な背景としては、ウクライナのロシアに対する防衛力が十分ではなく、ロシアによる侵略を思いとどまらせ、抑止できなかった、つまり、十分な能力を保有していなかったことにある。

また、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない中、外部からの侵攻を抑止するためには、共同して侵攻に対処する意思と能力を持つ同盟国との協力の重要性が再認識されている。

さらに、高い軍事力を持つ国が、あるとき侵略とい

う意思を持ったことにも注目すべきである。脅威は能力と意思の組み合わせで顕在化するとともに、意思を外部から正確に把握することには困難が伴う。国家の意思決定過程が不透明であれば、脅威が顕在化する素地が常に存在する。

このような国から自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると認識させる抑止力が必要であり、相手の能力に着目した自らの能力、すなわち防衛力を構築し、相手に侵略する意思を抱かせないようにする必要がある。

戦い方も、従来のそれとは様相が大きく変化してきている。これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて、精密打撃能力が向上した弾道・巡航ミサイルによる大規模なミサイル攻撃、偽旗作戦を始めとする情報戦を含むハイブリッド戦の展開、宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核保有国が公然と行う核兵器による威嚇ともとれる言動等を組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。こうした新しい戦い方に対応できるかが、今後の防衛力を構築する上で大きな課題となっている。

海に囲まれ長大な海岸線を持つ我が国は、本土から離れた多くの島嶼及び広大なEEZ・大陸棚を有しており、そこに広く存在する国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び各種資源を守り抜くことが課題である。また、海洋国家であり、資源や食料の多くを海外との貿易に依存する我が国にとって、自由で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは必要不可欠である。

一方、我が国は、大きな被害を伴う自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在しており、様々な脅威から、国民と重要施設を防護することも課題となっている。

これらに加えて、我が国においては、人口減少と少子高齢化が急速に進展しているとともに、厳しい財政状況が続いていることを踏まれば、予算・人員をこれまで以上に効率的に活用することが必要不可欠である。

III 我が国の防衛の基本方針

我が国の防衛の根幹である防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合には、これを阻止・排除し、我が国を守り抜くという意思と能力を表すものである。

この防衛力については、我が国は戦後一貫して節度ある効率的な整備を行うものとしてきた。特に、1976年の「防衛計画の大綱について」(昭和51年10月29日国防会議決定及び閣議決定)策定以来、我が国が防衛力を保持する意義は、特定の脅威に対抗するというよりも、我

が国自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないことにあるとされてきた。

冷戦終結後、自衛隊の役割と任務は、国内外での大規模災害等への対応や国際平和協力活動等に拡大され、様々な事態に対応するものとされた。また、2010年の「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議決定及び閣議決定)では防衛力の存在自体による抑止効果を重視した「基盤的防衛力構想」によらないこととされ、さらに、2013年の「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定)では、厳しさを増す安全保障環境を現実のものとして見据え、真に実効的な防衛力を構築することとし、防衛力を強化してきた。しかしながら、我が国周辺国等は、その後も、軍事的な能力の大幅な強化に加え、ミサイル発射や軍事的示威活動を急速に拡大・活発化させており、我が国と地域の安全保障を脅かしている。

今後、こうした活動のエスカレーションに伴って、いついかなる形で意思が変わり、力による一方的な現状変更が起こるのか予測が極めて困難な状況にある。一旦、力による一方的な現状変更が起こると、極めて甚大な人的・物的被害が発生するとともに、地域のみならず世界の経済・金融・エネルギー・海上交通・航空交通等が混乱し、人々の日常生活に大きな影響を与えることは、ロシアによるウクライナ侵略から明らかである。

このようなことから、今後の防衛力については、相手の能力と戦い方に着目して、我が国を防衛する能力をこれまで以上に抜本的に強化するとともに、新たな戦い方への対応を推進し、いついかなるときも力による一方的な現状変更やその試みは決して許さないと意思を明確にしていく必要がある。こうした努力は、我が国一国でなし得るものではなく、同盟国・同志国等と緊密に協力・連携して実施していく必要がある。このため、本戦略において、我が国の防衛目標を明確にした上で、防衛目標を達成するためのアプローチと具体的な手段を示し、あらゆる努力を統合して実施していく必要がある。

○我が国の防衛目標は以下のとおり。

第一の目標は、力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出することである。

第二の目標は、我が国の平和と安全に関わる力による一方的な現状変更やその試みについて、我が国として、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止することである。また、これが生じた場合でも、我が国への侵攻につながらないように、あらゆる方法により、これに即応して行動し、早期に事態を収拾することである。

第三の目標は、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、その態様に応じてシームレスに即応し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除

することである。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、第一から第三までの防衛目標を達成するための我が国自身の努力と、米国の拡大抑止等が相まって、あらゆる事態から我が国を守り抜く。

○防衛目標を実現するためのアプローチは以下のとおりであり、それぞれのアプローチの中で具体的な手段を示すものとする。

第一のアプローチは、我が国自身の防衛体制の強化として、我が国の防衛の中核となる防衛力を抜本的に強化するとともに、国全体の防衛体制を強化することである。

第二のアプローチは、同盟国である米国との協力を一層強化することにより、日米同盟の抑止力と対処力を更に強化することである。

第三のアプローチは、自由で開かれた国際秩序の維持・強化のために協力する同志国等との連携を強化することである。

1 我が国自身の防衛体制の強化

我が国を守り抜くのは我が国自身の努力にかかっていることは言うまでもない。自らの国は自らが守るという強い意思と努力があって初めて、いざというときに同盟国等と共に守り合い、助け合うことができる。このため、第一のアプローチとして、防衛力の抜本的強化を中核として、国力を統合した我が国自身の防衛体制を今まで以上に強化していく。

(1) 我が国の防衛力の抜本的強化

我が国の安全保障を最終的に担保する防衛力については、これまで、想定される各種事態に真に実効的に対処し、抑止できるものを目指してきた。具体的には、2018年の「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)において、平時から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できるよう、宇宙・サイバー・電磁波の領域と陸・海・空の領域を有機的に融合させつつ、統合運用により機動的・持続的な活動を行い得る多次元統合防衛力を構築してきた。

国際社会が戦後最大の試練の時を迎える中で、相手の能力と新しい戦い方を踏まえ、想定される各種事態への対応について、能力評価等を通じた分析により将来の防衛力の在り方を検討してきた。こうしたことも踏まえつつ、力による一方的な現状変更やその試みから、今後も国民の命と平和な暮らしを守っていくため、これまでの多次元統合防衛力を抜本的に強化し、その努力を更に加速して進めていく。

防衛力の抜本的強化の基本的考え方は以下のとおりである。

ア まず、抜本的に強化された防衛力は、防衛目標である我が国自体への侵攻を我が国が主たる責任をもって阻止・排除し得る能力でなくてはならない。これは相手にとって軍事的手段では我が国侵攻の目標を達成できず、生じる損害というコストに見合わない認識させ得るだけの能力を我が国が持つことを意味する。さらに、我が国に対する侵攻を阻止・排除できる防衛力を我が国が保有できれば、同盟国たる米国の能力と相まって、我が国への侵攻のみならず、インド太平洋地域における力による一方的な現状変更やその試みを抑止でき、ひいてはそれを許容しない安全保障環境を創出することにつながる。

イ さらに、抜本的に強化された防衛力は、我が国への侵攻を抑止できるよう、常続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）や事態に応じて柔軟に選択される抑止措置（FDO）としての訓練・演習等に加え、対領空侵犯措置等を行い、かつ事態にシームレスに即応・対処できる能力でなければならない。

これを実現するためには、部隊の活動量が増える中であっても、自衛隊員の能力や部隊の練度向上に必要な訓練・演習等を十分に実施できるよう、内外に訓練基盤を確保し、柔軟な勤務態勢を構築すること等により、高い即応性・対処力を保持した防衛力を構築する必要がある。

ウ 次に、抜本的に強化された防衛力は新しい戦い方に対応できるものでなくてはならない。領域横断作戦、情報戦を含むハイブリッド戦、ミサイルに対する迎撃と反撃といった多様な任務を統合し、米国と共同して実施していく必要がある。このため、国家安全保障戦略、本戦略及び防衛力整備計画に示された方針、さらにこれらと整合された統合的な運用構想により、我が国の防衛上必要な機能・能力を導き、その能力を陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊のいずれが保有すべきかを決めていく。

エ 上記ウの我が国の防衛上必要な機能・能力として、まず、我が国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるようにする必要がある。このため、「スタンド・オフ防衛能力」と「統合防空ミサイル防衛能力」を強化する。

また、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、これらの能力に加え、有人アセット、さらに無人アセットを駆使するとともに、水中・海上・空中といった領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保できるようにする必要がある。このため、「無人アセット防衛能力」、「領域横断作戦能力」、「指揮統制・情報関

連機能」を強化する。

さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにする必要がある。このため、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」を強化する。

オ このような防衛力の抜本的強化は、いついかなる形で力による一方的な現状変更が生起するか予測困難であることから、速やかに実現していく必要がある。

具体的には、5年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、おおむね10年後までに、この防衛目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

今後5年間の最優先課題は、現有装備品を最大限有効に活用するため、可動率向上や弾薬・燃料の確保、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、将来の中核となる能力を強化することである。

この防衛力の構築は、刻々と変化する我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、不断に見直し、その変化に適応していくものとする。

カ この防衛力の抜本的強化には大幅な経費と対応の人員の増加が必要となるが、防衛力の抜本的強化の実現に資する形で、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、自衛隊の組織定員と装備の最適化を実施するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト削減を実現してきたこれまでの努力を、防衛生産基盤に配意しつつ、更に継続・強化していく。あわせて、人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していく。

キ 以上の防衛力の抜本的強化の目的は、あくまで力による一方的な現状変更やその試みを許さず、我が国への侵攻を抑止することにある。

我が国が自らの防衛力を抜本的に強化することによって、日米同盟の抑止力・対処力が更に強化され、同志国等との連携が強化される。そのことにより、我が国の意思と能力を相手にしっかりと認識させ、我が国を過小評価させず、相手方にその能力を過大評価させないことにより我が国への侵攻を抑止する。それが我が国の防衛力の抜本的強化の目的である。

ク 我が国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である。

近年、我が国周辺では、極超音速兵器等のミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運

用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイルの発射も繰り返されており、我が国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっている。

こうした中、今後も、変則的な軌道で飛翔するミサイル等に対応し得る技術開発を行うなど、ミサイル防衛能力を質・量ともに不断に強化していく。

しかしながら、弾道ミサイル防衛という手段だけに依拠し続けた場合、今後、この脅威に対し、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつある。

このため、相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある。

この反撃能力とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。

こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。その上で、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からの更なる武力攻撃を防ぎ、国民の命と平和な暮らしを守っていく。

この反撃能力については、1956年2月29日に政府見解として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった能力に当たるものである。

この政府見解は、2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるものであり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要件を満たす場合に行使し得るものである。

この反撃能力は、憲法及び国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことはいうまでもない。

また、日米の基本的な役割分担は今後も変更は

ないが、我が国が反撃能力を保有することに伴い、弾道ミサイル等の対処と同様に、日米が協力して対処していくこととする。

(2) 国全体の防衛体制の強化

我が国を守るためには自衛隊が強くなければならないが、我が国全体で連携しなければ、我が国を守ることではできないことも自明である。このため、防衛力を抜本的に強化することに加えて、我が国が持つ力、すなわち、外交力、情報力、経済力、技術力を含めた国力を統合して、あらゆる政策手段を体系的に組み合わせて国全体の防衛体制を構築していく。その際、政府一体となった取組を強化していくため、政府内の縦割りを打破していくことが不可欠である。こうした観点から、防衛力の抜本的強化を補完する不可分一体の取組として、我が国の国力を結集した総合的な防衛体制を強化する。また、政府と地方公共団体、民間団体等との協力を推進する。

ア 力による一方的な現状変更を許さない取組において重要なのは、我が国自身の防衛体制の強化に裏付けられた外交努力である。我が国として、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）というビジョンの推進等を通じて力強い外交を推進することにより、平和で安定し予見可能性が高い国際環境を能動的に創出し、力による一方的な現状変更を未然に防ぐとともに、我が国の平和と安全、地域と国際社会の平和と安定及び繁栄を確保していく。

このような外交努力と相まって、防衛省・自衛隊においては、同盟国との協力及び同志国等との多層的な連携を推進し、望ましい安全保障環境の創出に取り組んでいくこととする。また、力による一方的な現状変更やその試みを抑止するとの意思と能力を示し続け、相手の行動に影響を与えるために、FDOとしての訓練・演習等や、戦略的コミュニケーション（SC）を、政府一体となって、また同盟国・同志国等と共に充実・強化していく必要がある。

イ 平素からの常統的なISR及び分析を関係省庁が連携して実施することにより、事態の兆候を早期に把握するとともに、事態に応じて政府全体で迅速な意思決定を行い、関係機関が連携していくことが重要である。その際、認知領域を含む情報戦について、偽情報の流布等に対応したファクト・チェック機能やカウンター発信機能等を強化し、有事はもとより、平素から、政府全体での対応を強化していく。

ウ 政府全体の意思決定に基づき、関係機関が連携して行動することにより、力による一方的な現状変更を許さないことが重要である。このため、平素から政府全体として、連携要領を確立しつつ、

シミュレーションや統合的な訓練・演習を行い、対処の実効性を向上させる。特に、原子力発電所等の重要施設の防護、離島の周辺地域等における外部からの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃事態への対応については、有事を念頭に平素から警察や海上保安庁と自衛隊との間で訓練や演習を実施し、特に武力攻撃事態における防衛大臣による海上保安庁の統制要領を含め、必要な連携要領を確立する。

エ 宇宙・サイバー・電磁波の領域は、国民生活にとっての基幹インフラであるとともに、我が国の防衛にとっても領域横断作戦を遂行する上で死活的に重要であることから、政府全体でその能力を強化していく。

宇宙空間については、情報収集、通信、測位等の目的での安定的な利用を確保することは国民生活と防衛の双方にとって死活的に重要であり、防衛省・自衛隊においては、宇宙航空研究開発機構（JAXA）を含めた関係機関や民間事業者との間で、研究開発を含めた協力・連携を強化することとする。その際、民生技術の防衛分野への一層の活用を図ることで、民間における技術開発への投資を促進し、我が国全体としての宇宙空間における能力の向上につなげる。

サイバー領域においては、諸外国や関係省庁及び民間事業者との連携により、平素から有事までのあらゆる段階において、情報収集及び共有を図るとともに、我が国全体としてのサイバー安全保障分野での対応能力の強化を図ることが重要である。政府全体において、サイバー安全保障分野の政策が一元的に総合調整されていくことを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自らのサイバーセキュリティのレベルを高めつつ、関係省庁、重要インフラ事業者及び防衛産業との連携強化に資する取組を推進することとする。

電磁波領域については、陸・海・空、宇宙、サイバー領域に至るまで、活用範囲や用途が拡大し、現在の戦闘様相における攻防の最前線となっている。このため、電磁波領域における優勢を確保することが抑止力の強化や領域横断作戦の実現のために極めて重要である。民生用の周波数利用と自衛隊の指揮統制や情報収集活動等のための周波数利用を両立させ、自衛隊が安定的かつ柔軟な電波利用を確保できるよう、関係省庁と緊密に連携する。

オ 先進的な技術に裏付けられた新しい戦い方が勝敗を決する時代において、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要となっている。

この際、総合的な防衛体制の強化のための府省横断的な仕組みの下、防衛省・自衛隊のニーズを

踏まえ、政府関係機関が行っている先端技術の研究開発を防衛目的に活用していく。また、防衛産業を活用しつつ、スタートアップ等各種企業、各種研究機関の研究開発の成果を早期の実装化につなげていく取組を実施することとする。

カ 国民の命を守りながら我が国への侵攻に対処し、また、大規模災害を含む各種事態に対処するに当たっては、国の行政機関、地方公共団体、公共機関、民間事業者が協力・連携して統合的に取り組む必要がある。

まず、防衛上のニーズを踏まえ、総合的な防衛体制の強化のための府省横断的な仕組みの下、特に南西地域における空港・港湾等を整備・強化するとともに、既存の空港・港湾等を運用基盤として、平素からの訓練を含めて使用するために、関係省庁間で調整する枠組みの構築等、必要な措置を講ずる。

また、自衛隊の機動展開のための民間船舶・民間航空機の利用拡大について関係機関等との連携を深めるとともに、当該船舶・航空機を利用した国民保護措置を計画的に行えるよう調整・協力する。加えて、防衛省・自衛隊においては、政府全体で実施する武力攻撃事態等を念頭に置いた国民保護訓練の強化、弾道ミサイル等による攻撃を受ける事態に備えた全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報伝達機能の強化等に協力していくこととする。

さらに、海空域や電波を円滑に利用し、防衛関連施設の機能を十分に発揮できるよう、風力発電施設の設置等の社会経済活動との調和を図る効果的な仕組みを確立する。

あわせて、自衛隊の弾薬・燃料等の輸送・保管について、関係省庁との連携を強化し、更なる円滑化のための措置を講ずる。

各種事態において日米共同対処を円滑に実施するため、これらと同様の取組を推進する。

キ 海洋国家である我が国にとって、海洋の秩序を強化し、航行・飛行の自由や安全を確保することは、我が国の平和と安全にとって極めて重要である。このため、我が国の領海等における国益や我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保等に取り組んでいく。

まず、防衛省・自衛隊においては、我が国における海洋の安全保障の担い手である海上保安庁と緊密に協力・連携しつつ、同盟国・同志国、さらにインド太平洋地域の沿岸国と共に、FOIPというビジョンの下、海洋安全保障に関する協力を推進していくこととする。

また、シーレーンの安定的利用を確保するために、関係機関との協力・連携の下、海賊対処や日

本関係船舶の安全確保に必要な取組を実施していく。この際、ジブチにおける拠点を長期的・安定的に活用する。

ク 自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、さらには、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢に応じた調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、我が国の防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進する。

また、地方によっては、自衛隊の部隊による急患輸送や存在そのものが地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献していることを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配備・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性や地元経済への寄与に配慮する。

2 日米同盟による共同抑止・対処

第二のアプローチは、日米同盟の更なる強化である。米国との同盟関係は、我が国の安全保障政策の基軸であり、我が国の防衛力の抜本的強化は、米国の能力のより効果的な発揮にも繋がり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものとなる。日米は、こうした共同の意思と能力を顕示することにより、グレーゾーンから通常戦力による侵攻、さらに核兵器の使用に至るまでの事態の深刻化を防ぎ、力による一方的な現状変更やその試みを抑止する。その上で、我が国への侵攻が生じた場合には、日米共同対処によりこれを阻止する。このため、日米両国は、その戦略を整合させ、共に目標を優先付けることにより、同盟を絶えず現代化し、共同の能力を強化する。その際、我が国は、我が国自身の防衛力の抜本的強化を踏まえて、日米同盟の下で、我が国の防衛と地域の平和及び安定のため、より大きな役割を果たしていく。具体的には、以下の施策に取り組んでいく。

(1) 日米共同の抑止力・対処力の強化

我が国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、我が国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく。

具体的には、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協

力及び相互運用性を高めるための取組を一層深化させる。あわせて、我が国の反撃能力については、情報収集を含め、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築する。さらに、今後、防空、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング (ISRT)、アセットや施設の防護、後方支援等における連携の強化を図る。また、我が国の防衛力の抜本的強化を踏まえた日米間の役割・任務分担を効果的に実現するため、日米共同計画に係る作業等を通じ、運用面における緊密な連携を確保する。加えて、より高度かつ実践的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性を始めとする対処力の向上を図っていく。

さらに、核抑止力を中心とした米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するため、日米間の協議を閣僚レベルのものも含めて一層活発化・深化させる。

力による一方的な現状変更やその試み、さらには各種事態の生起を抑止するため、平素からの日米共同による取組として、共同FDOや共同ISR等をさらに拡大・深化させる。その際には、これを効果的に実現するため、同志国等の参画や自衛隊による米軍艦艇・航空機等の防護といった取組を積極的に実施する。

さらに、日米一体となった抑止力・対処力の強化の一環として、日頃から、双方の施設等の共同使用の増加、訓練等を通じた日米の部隊の双方の施設等への展開等を進める。

(2) 同盟調整機能の強化

いついかなる事態が生じたとしても、日米両国による整合的な共同対処を行うため、同盟調整メカニズム (ACM) を中心とする日米間の調整機能をさらに発展させる。

これらに加え、日米同盟を中核とする同志国等との連携を強化するため、ACM等を活用し、運用面におけるより緊密な調整を実現する。

(3) 共同対処基盤の強化

あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化する。

まず、日米がその能力を十分に発揮できるよう、あらゆるレベルにおける情報共有を更に強化するために、情報保全及びサイバーセキュリティに係る取組を抜本的に強化する。また、同盟の技術的優位性、相互運用性、即応性、さらには継戦能力を確保するため、先端技術に関する共同分析や共同研究、装備品の共同開発・生産、相互互換性の向上、各種ネットワークの共有及び強化、米国製装備品の国内における生産・整備能力の拡充、サプライチェーンの強化に係る取組等、装備・技術協力を一層強化す

る。

(4) 在日米軍の駐留を支えるための取組

厳しい安全保障環境に対応する、日米共同の態勢の最適化を図りつつ、在日米軍再編の着実な進展や在日米軍の即応性・抗たん性強化を支援する取組等、在日米軍の駐留を安定的に支えるための各種施策を推進する。

特に、安全保障上極めて重要な位置にある沖縄においては、一層厳しさを増す安全保障環境に対応しつつ、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、部隊や訓練の移転等を着実に実施することにより、負担軽減を図っていく。

以上のような日米共同の取組を円滑かつ効果的に実施するためには、国民の理解が不可欠であり、その意義・必要性を積極的に発信するなどの取組を強化する。

3 同志国等との連携

第三のアプローチは、同志国等との連携の強化である。力による一方的な現状変更やその試みに対抗し、我が国の安全保障を確保するためには、同盟国のみならず、一か国でも多くの国々と連携を強化することが極めて重要である。その観点から、FOIPというビジョンの実現に資する取組を進めていく。

まずは、日米同盟を重要な基軸と位置付けつつ、地域の特性や各国の事情を考慮した上で、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進していく。その際、同志国等との連携強化を効果的に進める観点から、円滑化協定(RAA)、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備を更に推進する。

オーストラリアとの間では、インド太平洋地域の「特別な戦略的パートナー」として新たな「安全保障協力に関する日豪共同宣言」で方向付けたとおり、日米防衛協力に次ぎ緊密な協力関係を構築し、外務・防衛閣僚級協議(「2+2」)を含む各レベルでの協議、共同訓練、防衛装備・技術協力等を深化させる。また、RAA等の整備を踏まえ、オーストラリアにおける訓練の実施やローテーション展開等を図り、事態生起時には、我が国、米国及びオーストラリアが協力することも念頭に置きながら、相互に協議し、後方支援や情報共有等を中心に連携する。こうした事態への効果的な対応を確保する観点から、平素より運用面の協力の範囲、目的及び形態に関する議論を推進する。

インドとの間では、特別戦略的グローバル・パートナーシップを構築しており、戦略的な連携を強化する観点から、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、海洋安全保障やサイバーセキュリティ等を始めとする幅広い分野において、二国間及び多国間の軍種間交流等を更に深化させるとともに、共同訓練、防衛装備・技術協力等を推進する。

英国、フランス、ドイツ、イタリア等との間では、グローバルな安全保障上の課題のみならず、欧州及びインド太平洋地域の課題に相互に関与を強化する。その上で、北大西洋条約機構(NATO)等による米国との同盟関係を基軸として、緊密な協力関係を構築し、「2+2」等の各レベルでの協議、共同訓練、次期戦闘機の共同開発を含む防衛装備・技術協力、艦艇・航空機等の相互派遣等を実施する。その際、共同で実施する北朝鮮に向けた瀬取り監視やソマリア沖・アデン湾における海賊対処を通じて連携を強化する。

NATO及び欧州連合(EU)との間では、これら欧州諸国との二国間関係を基礎として、国際的なルール形成やインド太平洋地域における安全保障への関与に関して連携を強化していく。

韓国との間では、北朝鮮による核・ミサイルの脅威に対し、日米同盟及び米韓同盟の抑止力・対処力の強化の重要性を踏まえ、日米韓三か国による共同訓練を始めとした取組により日米韓の連携を強化する。

カナダ及びニュージーランドとの間では、インド太平洋地域の課題に更に連携して取り組むため、各レベルでの協議、共同訓練・演習、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。

ロシアによるウクライナ侵略を含む力による一方的な現状変更やその試みに直面し、情報戦、サイバーセキュリティ、SC、ハイブリッド戦等の先進的な取組を進める北欧・バルト諸国等との連携や、日本との関係強化に関心を示すチェコ・ポーランド等の中東欧諸国との連携を強化していく。

東南アジア諸国との間では、まず東南アジア諸国連合(ASEAN)の中心性・一体性の強化に向けて、東アジア首脳会議、ASEAN地域フォーラム、拡大ASEAN国防相会議、日ASEAN防衛担当大臣会合等を通じ、その動きを支援する。その上で、インド太平洋地域の安全保障を安定化させる観点から、各国の状況に合わせ、「2+2」を含む各レベルでの協議、戦略的寄港・寄航、共同訓練等を実施する。また、地域の安定化を目指し、防衛力強化に資する防衛装備移転、能力構築支援等を実施する。

モンゴルとの間では、中露の間に位置する民主主義国家という戦略的重要性に鑑み、各レベルでの交流、能力構築支援、多国間共同訓練等に加え、政治・安全保障分野での協力を新たな次元に高めるべく、防衛装備・技術協力を推進する。

中央アジア諸国との間では、アジアと欧州の間に位置する地政学的に重要な地域である一方で、防衛交流実績が少なく空白地帯となっていることから、双方が関心のある分野において、能力構築支援を含む防衛交流を積み重ねていく。

太平洋島嶼国との間では、重要なパートナーとして、同盟国・同志国等とも連携して能力構築支援等の

協力に取り組んでいく。その際、軍隊以外の組織である沿岸警備隊等を対象とすること等を検討する。

インド洋沿岸国・中東諸国との間では、我が国のシーレーンの安定的利用やエネルギー・経済の観点からの重要性を踏まえ、防衛協力を進めていく。同時に、アフリカ諸国等との間でも、グローバルな課題に対応するという観点から、防衛協力を強化する。特に、海賊対処、在外邦人等の保護・輸送等、この地域における運用基盤の強化等のため、ジブチとの連携を強化し、同国において運営している自衛隊の活動拠点を長期的・安定的に活用する。

同志国等との連携の推進の一方で、中国やロシアとの意思疎通についても留意していく。

中国との間では、「建設的かつ安定的な関係」の構築に向けて、日中安保対話を含む多層的な対話や交流を推進していく。その際、中国がインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守するとともに、軍事力強化や国防政策に係る透明性を向上するよう引き続き促す一方で、我が国として有する懸念を率直に伝達していく。また、両国間における不測の事態を回避するため、ホットラインを含む「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」を運用していく。

ロシアとの関係については、力による一方的な現状変更は認められないとの考えの下、ウクライナ侵略を最大限非難しつつ、G7を始めとした国際社会と緊密に連携し、適切に対応する。同時に、隣国であるロシアとの間で、不測の事態や不必要な摩擦を招かないために必要な連絡を絶やさないようにする。

IV 防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力

本戦略等に示された基本方針及びこれらと整合された統合的な運用構想により導き出された、我が国の防衛上必要な7つの機能・能力の基本的な考え方とその内容は以下のとおり。

1 スタンド・オフ防衛能力

東西南北、それぞれ約3,000キロに及ぶ我が国領域を守り抜くため、島嶼部を含む我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処するスタンド・オフ防衛能力を抜本的に強化する。

まず、我が国への侵攻がどの地域で生起しても、我が国の様々な地点から、重層的にこれらの艦艇や上陸部隊等を阻止・排除できる必要かつ十分な能力を保有する。次に、各種プラットフォームから発射でき、また、高速滑空飛翔や極超音速飛翔といった多様かつ迎撃困難な能力を強化する。

このため、2027年度までに、地上発射型及び艦艇発射型を含めスタンド・オフ・ミサイルの運用可能な能力を強化する。その際、国産スタンド・オフ・ミサイルの増産体制確立前に十分な能力を確保するため、外国製のスタンド・オフ・ミサイルを早期に取得す

る。

今後、おおむね10年後までに、航空機発射型スタンド・オフ・ミサイルを運用可能な能力を強化するとともに、変則的な軌道で飛翔することが可能な高速滑空弾、極超音速誘導弾、その他スタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を獲得する。

あわせて、スタンド・オフ防衛能力に不可欠な、艦艇や上陸部隊等に関する精確な目標情報を継続的に収集し、リアルタイムに伝達し得る指揮統制に係る能力を保有する。対処実施後の成果の評価も含む情報分析能力や、情報ネットワークの抗たん性・冗長性も併せて保有する。

2 統合防空ミサイル防衛能力

四面環海の日本は、経空脅威への対応が極めて重要である。近年、弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の能力向上に加え、対艦弾道ミサイル、極超音速兵器や無人機等の出現により、この経空脅威は多様化・複雑化・高度化している。

このため、探知・追尾能力や迎撃能力を抜本的に強化するとともに、ネットワークを通じて各種センサー・シューターを一元的かつ最適に運用できる体制を確立し、統合防空ミサイル防衛能力を強化する。

相手からの我が国に対するミサイル攻撃については、まず、ミサイル防衛システムを用いて、公海及び我が国の領域の上空で、我が国に向けて飛来するミサイルを迎撃する。その上で、弾道ミサイル等の攻撃を防ぐためにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、有効な反撃を加える能力として、スタンド・オフ防衛能力等を活用する。こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、相手のミサイル発射を制約し、ミサイル防衛による迎撃を行い易くすることで、ミサイル防衛と相まってミサイル攻撃そのものを抑止していく。

このため、2027年度までに、警戒管制レーダーや地対空誘導弾の能力を向上させるとともに、イージス・システム搭載艦を整備する。また、指向性エネルギー兵器等により、小型無人機等に対処する能力を強化する。

今後、おおむね10年後までに、滑空段階での極超音速兵器への対処能力の研究や、小型無人機等に対処するための非物理的な手段による迎撃能力を一層導入することにより、統合防空ミサイル防衛能力を強化する。

3 無人アセット防衛能力

無人アセットは、有人装備と比べて、比較的安価であることが多く、人的損耗を局限し、長期連続運用ができるといった大きな利点がある。さらに、この無人アセットをAIや有人装備と組み合わせることにより、部隊の構造や戦い方を根本的に一変させるゲーム・チェンジャーとなり得ることから、空中・水上・水中

等での非対称的な優勢を獲得することが可能である。このため、こうした無人アセットを情報収集・警戒監視のみならず、戦闘支援等の幅広い任務に効果的に活用する。また、有人機の任務代替を通じた無人化・省人化により、自衛隊の装備体系、組織の最適化の取組を推進する。

このため、2027年度までに、無人アセットを早期装備化やリース等により導入し、幅広い任務での実践的な能力を獲得する。特に、水中優勢を獲得・維持するための無人潜水艇（UUV）の早期装備化を進める。

今後、おおむね10年後までに、無人アセットを用いた戦いを更に具体化し、我が国の地理的特性等を踏まえた機種の開発・導入を加速し、本格運用を拡大する。さらに、AI等を用いて複数の無人アセットを同時制御する能力等を強化する。

4 領域横断作戦能力

宇宙・サイバー・電磁波の領域及び陸・海・空の領域における能力を有機的に融合し、相乗効果によって全体の能力を増幅させる領域横断作戦により、個別の領域が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うすることがますます重要になっている。

(1) 宇宙領域においては、衛星コンステレーションを含む新たな宇宙利用の形態を積極的に取り入れ、情報収集、通信、測位等の機能を宇宙空間から提供されることにより、陸・海・空の領域における作戦能力を向上させる。同時に、宇宙空間の安定的利用に対する脅威に対応するため、地表及び衛星からの監視能力を整備し、宇宙領域把握（SDA）体制を確立するとともに、様々な状況に対応して任務を継続できるように宇宙アセットの抗たん性強化に取り組む。

このため、2027年度までに、宇宙を利用して部隊行動に必要な不可欠な基盤を整備するとともに、SDA能力を強化する。

今後、おおむね10年後までに、宇宙利用の多層化・冗長化や新たな能力の獲得等により、宇宙作戦能力を更に強化する。

(2) サイバー領域では、防衛省・自衛隊において、能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野における政府全体での取組と連携していくこととする。その際、重要なシステム等を中心に常時継続的にリスク管理を実施する態勢に移行し、これに対応するサイバー要員を大幅増強するとともに、特に高度なスキルを有する外部人材を活用することにより、高度なサイバーセキュリティを実現する。このような高いサイバーセキュリティの能力により、あらゆるサイバー脅威から自ら防護するとともに、その能力を生かして我が国全体のサイバーセキュリティの強化に取り組んでいくこととする。

このため、2027年度までに、サイバー攻撃状況

下においても、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全できる態勢を確立し、また防衛産業のサイバー防衛を下支えできる態勢を確立する。

今後、おおむね10年後までに、サイバー攻撃状況下においても、指揮統制能力、戦力発揮能力、作戦基盤を保全し任務が遂行できる態勢を確立しつつ、自衛隊以外へのサイバーセキュリティを支援できる態勢を強化する。

(3) 電磁波領域においては、相手方からの通信妨害等の厳しい電磁波環境の中においても、自衛隊の電子戦及びその支援能力を有効に機能させ、相手によるこれらの作戦遂行能力を低下させる。また、電磁波の管理機能を強化し、自衛隊全体でより効率的に電磁波を活用する。

(4) 宇宙・サイバー・電磁波の領域において、相手方の利用を妨げ、又は無力化するために必要な能力を拡充していく。

(5) 領域横断作戦の基本となる陸上防衛力・海上防衛力・航空防衛力については、海上優勢・航空優勢を維持・強化するための艦艇・戦闘機等の着実な整備や、先進的な技術を積極的に活用し、無人アセットとの連携を念頭に置きつつ、新型護衛艦の導入や次期戦闘機の開発を進めるなど、抜本的に強化していく。

5 指揮統制・情報関連機能

今後、より一層、戦闘様相が迅速化・複雑化していく状況において、戦いを制するためには、各級指揮官の適切な意思決定を相手方よりも迅速かつ的確に行い、意思決定の優越を確保する必要がある。このため、AIの導入等を含め、リアルタイム性・抗たん性・柔軟性のあるネットワークを構築し、迅速・確実なISRTの実現を含む領域横断的な観点から、指揮統制・情報関連機能の強化を図る。

このため、2027年度までに、ハイブリッド戦や認知領域を含む情報戦に対処可能な情報能力を整備する。また、衛星コンステレーション等によるニアリアルタイムの情報収集能力を整備する。

今後、おおむね10年後までに、AIを含む各種手段を最大限に活用し、情報収集・分析等の能力を更に強化する。また、情報収集アセットの更なる強化を通じ、リアルタイムで情報共有可能な体制を確立する。

また、これまで以上に、我が国周辺国等の意思と能力を常時継続的かつ正確に把握する必要がある。このため、動態情報から戦略情報に至るまで、情報の収集・整理・分析・共有・保全を実効的に実施できるよう、情報本部を中心とした電波情報、画像情報、人的情報、公刊情報等の機能別能力を強化するとともに、地理空間情報の活用を含め統合的な分析能力を抜本的に強化していく。あわせて、情報関連の国内関係機関との協力・連携を進めていくとともに、情報収集衛星

により収集した情報を自衛隊の活動により効果的に活用するために必要な措置をとる。

これに加え、偽情報の流布を含む情報戦等に有効に対処するため、防衛省・自衛隊における体制・機能を抜本的に強化するとともに、同盟国・同志国等との情報共有や共同訓練等を実施していく。

6 機動展開能力・国民保護

島嶼部を含む我が国への侵攻に対しては、海上優勢・航空優勢を確保し、我が国に侵攻する部隊の接近・上陸を阻止するため、平素配備している部隊が常時活動するとともに、状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開させる必要がある。このため、自衛隊自身の海上輸送力・航空輸送力を強化するとともに、民間資金等活用事業（PFI）等の民間輸送力を最大限活用する。

また、これらによる部隊への輸送・補給等がより円滑かつ効果的に実施できるように、統合による後方補給態勢を強化し、特に島嶼部が集中する南西地域における空港・港湾施設等の利用可能範囲の拡大や補給能力の向上を実施していくとともに、全国に所在する補給拠点の近代化を積極的に推進する。

自衛隊は島嶼部における侵害排除のみならず、強化された機動展開能力を住民避難に活用するなど、国民保護の任務を実施していく。

このため、2027年度までに、PFI船舶の活用の拡大等により、輸送能力を強化することで、南西方面の防衛態勢を迅速に構築可能な能力を獲得し、住民避難の迅速化を図る。

今後、おおむね10年後までに、輸送能力を更に強化しつつ、補給拠点の改善により輸送・補給を一層迅速化する。

7 持続性・強靱性

(1) 将来にわたり我が国を守り抜く上で、弾薬、燃料、装備品の可動数といった現在の自衛隊の継戦能力は、必ずしも十分ではない。こうした現実を直視し、有事において自衛隊が粘り強く活動でき、また、実効的な抑止力となるよう、十分な継戦能力の確保・維持を図る必要がある。このため、弾薬の生産能力の向上及び製造量に見合う火薬庫の確保を進め、必要十分な弾薬を早急に保有するとともに、必要十分な燃料所要量の確保や計画整備等以外の装備品が全て可動する体制を早急に確立する。

このため、2027年度までに、弾薬については、必要数量が不足している状況を解消する。また、優先度の高い弾薬については製造態勢を強化するとともに、火薬庫を増設する。さらに、部品不足を解消して、計画整備等以外の装備品が全て可動する体制を確保する。

今後、おおむね10年後までに、弾薬及び部品の適正な在庫の確保を維持するとともに、火薬庫の増

設を完了する。装備品については、新規装備品も含め、部品の適正な在庫の確保を維持する。

(2) さらに、平素においては自衛隊員の安全を確保し、有事においても容易に作戦能力を喪失しないよう、主要司令部等の地下化や構造強化、施設の離隔距離を確保した再配置、集約化等を実施するとともに、隊舎・宿舎の着実な整備や老朽化対策を行う。さらに、装備品の隠ぺい及び欺まん等を図り、抗たん性を向上させる。

また、気候変動の問題は、将来のエネルギーシフトへの対応を含め、今後、防衛省・自衛隊の運用や各種計画、施設、防衛装備品、さらに我が国を取り巻く安全保障環境により一層の影響をもたらすことは必至であるため、これに伴う各種課題に対応していく。

このため、2027年度までに、司令部の地下化、主要な基地・駐屯地内の再配置・集約化を進め、各施設の強靱化を図る。また、災害の被害想定が甚大かつ運用上重要な基地・駐屯地から津波等の災害に対する施設及びインフラの強靱化を推進する。

今後、おおむね10年後までに、防衛施設の更なる強靱化を図る。

(3) 自衛隊員の生命を救い、身体に対する危険を軽減することによって、自衛隊がより長く、より強靱に我が国への侵攻に対処できるように、隊員の救命率向上のため、応急救護能力を強化するとともに、第一線から最終後送先に至るまでのシームレスな医療・後送体制を構築することによって、衛生機能を変革する。

V 将来の自衛隊の在り方

1 7つの重視分野における自衛隊の役割

防衛力の抜本的強化に当たって重視する能力の7つの分野において、各自衛隊は以下の役割を担う。

スタンド・オフ防衛能力については、侵攻してくる艦艇や上陸部隊に対し、脅威圏外から多様な対処を行い得るよう、各自衛隊は、車両、艦艇、航空機からのスタンド・オフ・ミサイル発射能力を必要十分な数量整備する。

統合防空ミサイル防衛能力については、海上自衛隊の護衛艦が上層、陸上自衛隊及び航空自衛隊の地对空誘導弾が下層における迎撃を担うことを基本として、極超音速兵器等の将来の経空脅威への対応能力を強化する。また、各自衛隊は、スタンド・オフ防衛能力等を反撃能力として活用する。

無人アセット防衛能力については、各自衛隊は、各々の任務分担に従い、既存部隊の見直しを進めつつ、航空・海上・水中・陸上の無人アセット防衛能力を大幅に強化する。

領域横断作戦のうち、宇宙領域では、航空自衛隊においてSDA能力を始めとする各種機能を強化する。

サイバー領域では、防衛省・自衛隊として我が国全体のサイバーセキュリティ強化に貢献するため、自衛隊全体で強化を図り、特に、陸上自衛隊が人材育成等の基盤拡充の中核を担っていくこととする。電磁波領域については、各自衛隊において、電子戦装備を取得・増強し、電磁波を活用した欺まん装備の導入等を推進する。また、我が国周辺国等の通常戦力の急速な増強を踏まえ、これらの領域における能力と連携して領域横断作戦を展開する各自衛隊の装備品の質・量の強化も引き続き行う。

指揮統制・情報関連機能については、各自衛隊の情報収集能力の強化、収集した情報に基づく意思決定の迅速化、指揮命令を確実に実行可能なネットワークの整備等を行う。また、スタンド・オフ・ミサイルの運用に必要なISRTを含む情報本部の情報機能を抜本的に強化するとともに、指揮統制機能との連携を強化する。

機動展開能力・国民保護については、我が国への侵攻が想定される事態において、島嶼部等への部隊の展開を迅速に行うため、陸上自衛隊は中型・小型船舶等を、海上自衛隊は輸送艦等を、航空自衛隊は輸送機等を確保することにより、機動・展開能力を強化する。陸上自衛隊においては、沖縄における国民保護をも目的として、部隊強化を含む体制強化を図る。

持続性・強靱性については、一連の任務遂行を持続的に行うため、各自衛隊は、平素より弾薬・燃料及び可動装備品を必要数確保するとともに、能力発揮の基盤となる防衛施設の抗たん性を強化させる。

2 自衛隊の体制整備の考え方

以上のような7つの分野における役割を踏まえ、統合運用体制並びに各自衛隊及び情報本部の体制は、次のような基本的考え方により整備を行う。

統合運用の実効性を強化するため、既存組織の見直しにより、陸海空自衛隊の一元的な指揮を行い得る常設の統合司令部を創設する。また、統合運用に資する装備体系の検討を進める。

陸上自衛隊は、領域横断作戦能力の強化及び利点の多い地上発射型スタンド・オフ防衛能力の強化による遠方からの侵攻部隊の阻止、持続性・強靱性の保持、南西地域の島嶼部への迅速かつ分散した機動展開能力の強化、無人アセットの導入、ドローン等への対処を含む統合防空ミサイル防衛能力の向上、分散展開した部隊に必要なシステムを含む指揮統制・情報関連機能を重視した体制を整備する。

海上自衛隊は、近年のミサイルの脅威の高まり等を踏まえ、防空能力の強化及び省人化・無人化の推進、情報戦能力の強化、水中優勢の確保、スタンド・オフ防衛能力の強化、洋上後方支援能力の強化、持続性・強靱性の確保を重視し、高い迅速性と活動量を求められる部隊運用を持続的に遂行可能な体制を整備する。

特に、領域横断作戦の中でも重要な水中優勢を獲得・維持し得る体制を整備することとする。

航空自衛隊は、高脅威環境下における強靱かつ柔軟な運用による粘り強い任務遂行のため、航空防衛力の質・量の見直し・強化、効果的なスタンド・オフ防衛能力の保持、実効的なミサイル防空態勢の確保、各種無人アセットの導入に必要な体制を整備する。また、宇宙作戦能力を強化し、宇宙利用の優位性を確保し得る体制を整備することにより、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする。

情報本部は、電波情報、画像情報、人的情報、公刊情報等の収集・分析に加え、我が国の防衛における情報戦対応の中心的な役割を担うこととし、他国の軍事活動等を常時継続かつ正確に把握し、分析・発信する能力を抜本的に強化する。さらに、領域横断作戦能力の強化及びスタンド・オフ防衛能力の強化に併せ、既存の体制を強化するとともに、関係する他機関との協力・連携を切れ目なく実施できるように強化する。

防衛省・自衛隊においては、能動的サイバー防御を含むサイバー安全保障分野に係る政府の取組も踏まえて、我が国全体のサイバーセキュリティに貢献する体制を抜本的に強化することとする。

3 政策立案機能の強化

自衛隊が能力を十分に発揮し、厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、宇宙・サイバー・電磁波の領域を含め、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要とされており、その機能を抜本的に強化していく。この際、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置する。また、自衛隊の将来の戦い方とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化する。さらに、こうした取組を推進し、政策の企画立案を支援するため、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化する。

VI 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組

1 国民の生命・身体・財産の保護に向けた取組

我が国が備えるべき事態は、力による一方的な現状変更やその試み、そして我が国への侵攻のみではない。大規模テロやそれに伴う原子力発電所を始めとした重要インフラに対する攻撃、地震や台風等の大規模災害、新型コロナウイルス感染症といった感染症危機等は、国民の生命・身体・財産に対する深刻な脅威であり、我が国として、国の総力をあげて全力で対応していく必要がある。

それらの対応に当たって、防衛省・自衛隊においては、抜本的に強化された防衛力を活用し、警察、海上

保安庁、消防、地方公共団体等の関係機関と緊密に連携して、大規模テロや重要インフラに対する攻撃に際しては実効的な対処を行い、大規模災害等に際しては効果的に人命救助、応急復旧、生活支援等を行うこととする。また、外国での災害・騒乱等が発生した際には、外交当局と緊密に連携して、在外邦人等を迅速かつ的確に保護し、輸送する。

防衛力を活用しつつ、このような対応を円滑に実施するためには、平素から関係機関と連携態勢を構築しておくことが必須である。地方公共団体やインフラ事業者を含む関係機関と共に、各種計画等を踏まえつつ、その実効性を担保するために、総合的な訓練を実施する。また、このような連携態勢を活用し、我が国への侵攻が予測される場合には、住民の避難誘導を含む国民保護のための取組を円滑に実施できるようにする。

2 国際的な安全保障協力への取組

我が国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安定及び繁栄が確保されていなければならない。そのため、防衛省・自衛隊としても、抜本的に強化された防衛力を活用しつつ、国際協調を旨とする積極的平和主義の立場から、世界各地における紛争・対立の解決に向けた努力、気候変動等に起因する国際的な大規模災害に際しての人道支援・災害救援、大量破壊兵器の不拡散等の国際的な課題への対応に積極的に取り組んでいく必要がある。

国連平和維持活動（PKO）を始めとする国際平和協力業務、国際緊急援助活動等の国際平和協力活動については、平和安全法制も踏まえ、必要に応じ、遠隔地であっても、情報関連機能を用いて精緻な情報を収集し、機動展開能力により必要な部隊を迅速に移動させ、我が国が得意とする施設、衛生等といった分野を中心として活動を実施していく。また、高い専門性を有する自衛官の特性を生かし、引き続き、現地ミッション司令部要員等を派遣していく。加えて、これまで蓄積した経験を活かし、能力構築支援を実施していく。

我が国を取り巻く安全保障環境を改善する観点からは、核兵器・化学兵器・生物兵器といった大量破壊兵器等の軍備管理・軍縮及び不拡散についても、関係国や国際機関等と協力しつつ、取組を推進していく。その際、防衛省・自衛隊の知見を活かし、国際機関や国際輸出管理レジームの実効性の向上に協力していく。

Ⅶ いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

防衛生産・技術基盤は、自国での装備品の研究開発・生産・調達を安定的に確保し、新しい戦い方に必要な先端技術を防衛装備品に取り込むために不可欠な基盤であることから、いわば防衛力そのものと位置付けられるものであり、その強化は必要不可欠である。そのため、新たな戦い方に必要な力強く持続可能な防衛産業の構築、

様々なリスクへの対処、販路の拡大等に取り組んでいく。汎用品のサプライチェーン保護、民生先端技術の機微技術管理・情報保全等の政府全体の取組に関しては、防衛省が防衛目的上必要な措置を実施していくことと併せて、関係省庁間の取組と連携していく。

1 防衛生産基盤の強化

我が国の防衛産業は、自衛隊の任務遂行に当たっての装備品の確保の面から、防衛省・自衛隊と共に国防を担うパートナーというべき重要な存在であり、高度な装備品を生産し、高い可動率を確保できる能力を維持・強化していく必要がある。そのためには、防衛産業において、防衛技術基盤の強化を通じた高度な技術力及び品質管理能力を確保することに加え、装備品の生産・維持・整備、改修・能力向上等を確保していく。

防衛産業が、このような大きな役割を果たすために、サプライチェーン全体を含む基盤強化を図っていく。その際、防衛産業のコスト管理や品質管理に関する取組を適正に評価し、適正な利益を確保するための新たな利益率の算定方式を導入することで、事業の魅力化を図るとともに、既存のサプライチェーンの維持・強化と新規参入促進を推進する。

また、装備品の取得に際して、企業の予見可能性を図りつつ、国内基盤を維持・強化する観点を一層重視し、技術的、質的、時間的な向上を図るとともに、こうした措置を講じてもなお、他に手段がない場合、国自身が製造施設等を保有する形態を検討していく。

さらに、防衛産業のサプライチェーンリスクに対応するとともに、国際水準を踏まえたサイバーセキュリティを含む産業保全を強化し、併せて機微技術管理の強化に取り組む。こうした観点から、同盟国・同志国等の防衛当局と、防衛産業に関するサプライチェーン保護、機微技術管理等を実施していく。

2 防衛技術基盤の強化

新しい戦い方に必要な装備品を取得するためには、我が国が有する技術を如何に活用していくかが極めて重要である。そのために、防衛省・自衛隊においては、防衛関連企業等から提案を受け、新しい戦い方に適用し得るかを踏まえた上で、当該企業が有する装備品特有の技術や社内研究成果、さらには、非防衛産業から取り込んで装備品に活用できる技術を早期装備化に繋げていくための取組を積極的に推進していくこととする。特に、政策的に緊急性・重要性が高い事業の実施に当たっては、研究開発リスクを許容しつつ、想定される成果を考慮した上で、一層早期の研究開発や実装化を実現する。

また、試作品を部隊で運用しながら仕様を改善し、必要な装備品を部隊配備する取組を強化する。

さらに、我が国の防衛に資する装備品を取得する手段として、我が国主導の国際共同開発を推進するなど、同盟国・同志国等との協力・連携を進めていく。

加えて、スタートアップ企業や国内の研究機関・学界等の民生先端技術を積極活用するための枠組みを構築するほか、総合的な防衛体制強化のための府省横断的な仕組みを活用する。

防衛装備庁の研究開発関連組織のスクラップ・アンド・ビルドにより、装備化に資するマルチユース先端技術を見出し、防衛イノベーションにつながる装備品を生み出すための新たな研究機関を創設するとともに、政策・運用・技術の面から総合的に先端技術の活用を検討・推進する体制を拡充する。こうした体制の下、予見可能性を高める観点から、新しい戦い方を踏まえて、重視する技術分野や研究開発の見通しについて戦略的に発信する。

3 防衛装備移転の推進

防衛装備品の海外への移転は、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国への支援等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する。また、防衛装備移転を円滑に進めるため、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行うこと等により、官民一体となって防衛装備移転を進める。

Ⅷ 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

1 人的基盤の強化

防衛力の中核は自衛隊員である。防衛力の抜本的強化を実現するに当たっては、自衛官の定員は増やさずに必要な人員を確保するとともに、自衛隊員には、これまで以上の知識・技能・経験が求められているほか、偽情報等に惑わされない素養を身に着ける必要が生じていることも踏まえつつ、全ての隊員が高い士気と誇りを持ちながら、個々の能力を発揮できる環境を整備する必要がある。生活・勤務環境の改善、処遇の向上、栄典・礼遇に関する施策の推進、自衛隊員の家族や関係団体等との連携を含めた家族支援の拡充、人事管理の柔軟化等を通じた女性隊員が更に活躍できる環境醸成、ワークライフバランスの推進、若年で退職する自衛官の再就職支援の充実等に引き続き取り組む。特に、高い即応性、長期の任務、社会と隔絶された厳しい環境での勤務を求められる隊員には一定の配慮が必要である。また、ハラスメントは人の組織である自衛隊の根幹を揺るがすものであることを各自衛隊員が改めて認識し、ハラスメントを一切許容しない組

織環境を構築する。これらの取組は、中途退職による戦力低下を防止するだけでなく、有為な人材を確保するためにも重要である。

採用については、質の高い人材を必要数確保するため、募集能力の一層の強化を図る。あわせて、精強性の維持に配慮しつつ、定年年齢を更に引き上げるとともに、退職する自衛官の再任用を拡大することにより、熟練した技能の有効活用を図る。さらに、柔軟な人材活用を進め、サイバー領域等の専門的な知識・技能を有する民間人材を含めた幅広い層からの人材確保を推進する。特に、充足率の低い艦艇乗組員や、レーダーサイトの警戒監視要員等の人材確保に資する施策を総合的に講じていく。なお、常備自衛官の補完等に当たる予備自衛官等については、サイバー領域を含め、採用を大幅に増やすべく、その制度の見直しや体制強化に取り組む。また、退職した自衛隊員等との連携を強化する。

採用した人材の育成については、自衛隊員へのリスキリングや防衛大学校、各自衛隊の学校等の教育基盤の強化を図る。この際、サイバー領域等の専門性が高い分野や、統合教育・研究を特に強化するとともに、希少な専門人材を有効に活用するための施策を講じる。また、防衛省における事務官等は、防衛力の一要素として自衛隊の活動を支えるとともに、防衛力の抜本的強化やそれに伴う政策の企画立案、部隊における運用支援等のために重要な役割を果たすものである。そのために必要となる事務官・技官等を確保し、さらに必要な制度の検討を行うなど、人的基盤の強化に取り組む。

このように、自衛隊員が育児、出産、介護といった各種のライフイベントを迎える中であっても、遺憾なくその能力を発揮できる組織環境づくりにも配慮し、自衛隊員としてのライフサイクル全般に着目した大胆な施策を講じる。

2 衛生機能の変革

自衛隊衛生については、これまで自衛隊員の壮健性の維持を重視してきたが、持続性・強靱性の観点から、有事において危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救う組織に変革する。

このため、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得るよう、各自衛隊で共通する衛生機能等を一元化して統合的な運用を推進するとともに、防衛医科大学校も含めた自衛隊衛生の総力を結集できる態勢を構築し、戦傷医療能力向上のための抜本的改革を推進する。

この際、南西地域の第一線から本州等の後送先病院までの役割の明確化を図った上で、第一線から後送先病院までのシームレスな医療・後送態勢を確立し、後送に係る衛生資器材の共通化を図るとともに、医療・後送に際して必要となる医療情報を第一線を含む全国

の医療拠点・施設で共有するシステムを整備する。また、部隊の救護能力の強化、外傷医療に不可欠な血液・酸素を含む衛生資器材の確保、南西地域の医療拠点の整備も行う。

さらに、防衛医科大学校での戦傷医療についての教育研究の強化を進めるとともに、医官及び看護官の臨床経験をより充実させるために必要な運営改善を進める。また、積極的な部外研修によって医官及び看護官の臨床経験を補完する。その上で、戦傷医療についての統合教育・訓練を通じ各自衛隊共通の知識・技能の向上を図る。

IX 留意事項

- 1 本戦略は、国家安全保障戦略の下、他の分野の戦略と整合をもって実施される。防衛目標達成のためのア

プローチと手段が適切にとられているのか、特に国全体の防衛体制の強化が確実に実施されているのかについて、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行う。また、安全保障環境の変化、特に相手方の能力に着目し、統合的な運用構想に基づき、実効的に対処できる防衛力を構築していくため、必要な能力に関する評価を常に実施する。

- 2 本戦略に基づく防衛力の抜本的強化は、将来にわたり、維持・強化していく必要がある。このため、防衛力の抜本的強化の在り方について中長期的な観点から不断に検討を行う。
- 3 本戦略はおおむね10年間の期間を念頭に置いているが、国際情勢や技術的水準の動向等について重要な変化が見込まれる場合には必要な修正を行う。

資料3 防衛力整備計画について

令和4年12月16日 国家安全保障会議決定
閣議決定

防衛力整備計画について、「国家防衛戦略について」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

これに伴い、「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）は廃止する。

（別紙）

防衛力整備計画

I 計画の方針

「国家防衛戦略」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、宇宙・サイバー・電磁波領域を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする多次元統合防衛力を抜本的に強化し、相手の能力と新しい戦い方に着目して、5年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。おおむね10年後までに、防衛力の目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

以上を踏まえ、以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効率的に行う。

1 我が国の防衛上必要な機能・能力として、まず、我が国への侵攻そのものを抑止するために、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるようにする必要がある。このため、「スタンド・オフ防衛能力」と「統合防空ミサイル防衛能力」を強化する。

また、万が一、抑止が破れ、我が国への侵攻が生じた場合には、これらの能力に加え、有人アセット、さらに無人アセットを駆使するとともに、水中・海上・空中といった領域を横断して優越を獲得し、非対称的な優勢を確保できるようにする必要がある。このため、「無人アセット防衛能力」、「領域横断作戦能力」、「指揮統制・情報関連機能」を強化する。

さらに、迅速かつ粘り強く活動し続けて、相手方の侵攻意図を断念させられるようにする必要がある。このため、「機動展開能力・国民保護」、「持続性・強靱性」を強化する。また、いわば防衛力そのものである防衛生産・技術基盤に加え、防衛力を支える人的基盤等も重視する。

2 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入、既存の装備品の延命、能力向上等を適切に組み合わせることにより、必要十分な質・量の防衛力を確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるコ

ストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、自衛隊の現在及び将来の戦い方に直結し得る分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性が高い事業については、民生先端技術の取り込みも図りながら、着実に早期装備化を実現する。

3 人口減少と少子高齢化が急速に進展し、募集対象者の増加が見込めない状況においても、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の中核をなす自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上を図る観点から、採用の取組強化、予備自衛官等の活用、女性の活躍推進、自衛官の定年年齢引上げ、再任用自衛官を含む多様かつ優秀な人材の有効な活用、生活・勤務環境の改善、人材の育成、処遇の向上、再就職支援等の人的基盤の強化に関する各種施策を総合的に推進する。

4 日米共同の統合的な抑止力を一層強化するため、宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦に係る協力及び相互運用性の向上等を推進するとともに、あらゆる段階における日米共同での実効的な対処力を支える基盤を強化するため、日米間の情報共有を促進するための情報保全及びサイバーセキュリティに係る取組並びに装備・技術協力を強化する。また、在日米軍の駐留を支えるための施策を着実に実施する。

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、多角的・多層的な防衛協力・交流を積極的に推進するため、円滑化協定（RAA）、物品役務相互提供協定（ACSA）、情報保護協定等、防衛装備品・技術移転協定等の制度的枠組みの整備に更に推進するとともに、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流を含む取組等を推進する。

5 防衛力の抜本的強化に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、組織定員と装備の最適化を実施するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト削減を実現してきたこれまでの努力を更に強化していく。あわせて、人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底していく。

II 自衛隊の能力等に関する主要事業

2027年度までに、我が国への侵攻に対し、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できる防衛力を構築するため、防衛力の抜本的強化に当たって重視する主要事業を1から7までのとおり実施することとする。

1 スタンド・オフ防衛能力

我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して、脅威圏外から対処する能力を強化するため、12式地对艦誘導弾能力向上型（地上発射型・艦艇発射型・航空機発射型）、島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾の開発・試作を実施・継続する。島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾を始め、各種誘導弾の長射程化を実施する。防衛力の抜本的強化を早期に実現するため、上記のスタンド・オフ・ミサイルの量産弾を

取得するほか、米国製のトマホークを始めとする外国製スタンド・オフ・ミサイルの着実な導入を実施・継続する。

また、発射プラットフォームの更なる多様化のための研究・開発を進めるとともに、スタンド・オフ・ミサイルの運用能力向上を目的として、潜水艦に搭載可能な垂直ミサイル発射システム（VLS）、輸送機搭載システム等を開発・整備する。

スタンド・オフ防衛能力の実効性確保のため、目標情報の一層効果的な収集を行う観点から、衛星コンステレーションを活用した画像情報等の取得や無人機（UAV）、目標観測弾の整備等を行い、情報収集・分析機能及び指揮統制機能を強化する。スタンド・オフ・ミサイルの運用は、目標情報の収集、各部隊への目標の割当てを含む一連の指揮統制を一元的に行う必要があるため、統合運用を前提とした態勢を構築する。スタンド・オフ・ミサイル等を保管するための火薬庫を増設するとともに、射場利用の確保を含め、試験・整備等に必要な施策を着実に実施することで、スタンド・オフ・ミサイルの開発・運用に必要な一連の機能を確保する。

2 統合防空ミサイル防衛能力

極超音速滑空兵器（HGV）等の探知・追尾能力を強化するため、固定式警戒管制レーダー（FPS）等の整備及び能力向上、次期警戒管制レーダーの換装・整備を図る。また、地対空誘導弾ペトリオット・システムを改修し、新型レーダー（LTAMDS）を導入することで、能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）による極超音速滑空兵器（HGV）等への対処能力を向上させる。

各種事態により実効的に対応するため、航空自衛隊の高射部隊の編成及び配置の見直しに着手するとともに、中距離地対空誘導弾部隊と合わせた重層的な要域防空体制を構築し、平素からの展開配置のための部隊運用を行う。また、基地防空地対空誘導弾の能力向上を推進する。加えて、滑空段階での極超音速滑空兵器（HGV）等への対処を行い得る誘導弾システムの調査及び研究を実施する。

極超音速滑空兵器（HGV）等に対処する能力を強化するため、03式中距離地対空誘導弾（改善型）の能力向上を図るほか、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）、能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）、長距離艦対空ミサイル（SM-6）等を取得する。

ネットワーク化による効果的かつ効率的な対処の実現のため、護衛艦等の間で連携した射撃を可能とするネットワークシステム（FCネットワーク）を取得し、共同交戦能力（CEC）を保持する。また、地対空誘導弾ペトリオット・システムの情報調整装置（ICC）を改修することで、各種誘導弾システムをネットワー

クで接続する。

我が国の防空能力強化のため、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦を整備する。

高出力レーザーや高出力マイクロ波（HPM）等の指向性エネルギー技術の組み合わせにより、小型無人機（UAV）等への非物理的な手段による対処能力を早期に整備する。

なお、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力を反撃能力として用いる。この反撃能力の運用は、統合運用を前提とした一元的な指揮統制の下で行う。

3 無人アセット防衛能力

人的損耗を局限しつつ任務を遂行するため、既存の装備体系・人員配置を見直しつつ、各種無人アセットを早期に整備する。その整備に当たっては、安全性の確保と効果的な任務遂行の両立を図るものとする。

隙のない情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）を実施するため、洋上監視に資する滞空型無人機（UAV）及び艦載型の無人アセットや相手の脅威圏内において目標情報を継続的に収集し得る偵察用無人機（UAV）のほか、用途に応じた様々な情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）用無人アセットを整備する。また、広域に分散展開した部隊、離隔した基地、艦艇等への迅速な補給品の輸送を実施するため、輸送用無人機（UAV）の導入について検討の上、必要な措置を講じる。

我が国への侵攻を阻止・排除するため、空中から人員・車両・艦艇等を搜索・識別し、迅速に目標に対処することが可能となるよう、各種攻撃機能を効果的に保持した多用途／攻撃用無人機（UAV）及び小型攻撃用無人機（UAV）を整備する。

艦艇と連携し、効果的に各種作戦運用が可能な無人水上航走体（USV）を開発・整備する。また、水中優勢を獲得するための各種無人水中航走体（UUV）を整備する。

このほか、無人車両（UGV）と無人機（UAV）を効果的に組み合わせることにより、駐屯地・基地等や重要施設の警備及び防護体制の効率化を図る。加えて、有人機と無人機（UAV）の連携を強化するとともに、複数の無人アセットを同時に運用する能力の強化を図る。

4 領域横断作戦能力

（1）宇宙領域における能力

スタンド・オフ・ミサイルの運用を始めとする領域横断作戦能力を向上させるため、宇宙領域を活用

した情報収集、通信等の各種能力を一層向上させる。具体的には、米国との連携を強化するとともに、民間衛星の利用等を始めとする各種取組によって補完しつつ、目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレーションを構築する。また、衛星を活用した極超音速滑空兵器（HGV）の探知・追尾等の対処能力の向上について、米国との連携可能性を踏まえつつ、必要な技術実証を行う。さらに、増大する衛星通信の需要に対応するため、従来のXバンド通信に加え、より抗たん性の高い通信帯域を複層化する取組を進める。

宇宙領域の安定的利用に対する脅威が増大する中、宇宙領域への対応として、相手方の指揮統制・情報通信等を妨げる能力を更に強化する。また、平素からの宇宙領域把握（SDA）に関する能力を強化するため、2026年度に打ち上げ予定の宇宙領域把握（SDA）衛星の整備に加え、更なる複数機での運用についての検討を含めた各種取組を推進する。さらに、我が国の衛星を含む宇宙システムの抗たん性を強化するため、準天頂衛星を含む複数の測位信号の受信や民間衛星等の利用を推進しつつ、衛星通信の抗たん性技術の開発実証に着手する。

諸外国との協力について、米国等と宇宙領域把握（SDA）に係る情報共有を推進するほか、高い抗たん性を有する通信波を多国間で共同使用するなどの連携強化を推進する。

宇宙領域に係る組織体制・人的基盤を強化するため、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の関係機関や米国等の同盟国・同志国との交流による人材育成を始めとした連携強化を図るほか、関係省庁間で蓄積された宇宙分野の知見等を有効に活用する仕組みを構築するなど、宇宙領域に係る人材の確保に取り組む。

（2）サイバー領域における能力

政府全体において、サイバー安全保障分野の政策が一元的に総合調整されることを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自らのサイバーセキュリティのレベルを高めつつ、関係省庁、重要インフラ事業者及び防衛産業との連携強化に資する取組を推進することとする。

サイバー攻撃を受けている状況下において、指揮統制能力及び優先度の高い装備品システムを保全し、自衛隊の任務遂行を保証できる態勢を確立するとともに、防衛産業のサイバー防衛を下支えできる態勢を構築する。

このため、最新のサイバー脅威を踏まえ、境界型セキュリティのみでネットワーク内部を安全に保ち得るといった従来の発想から脱却し、もはや安全なネットワークは存在しないとの前提に立ち、サイバー領域の能力強化の取組を進める。この際、ゼロ

トラストの概念に基づくセキュリティ機能の導入を検討するとともに、常時継続的にリスクを管理する考え方を基礎に、情報システムの運用開始後も継続的にリスクを分析・評価し、適切に管理する「リスク管理枠組み（RMF）」を導入する。さらに、装備品システムや施設インフラシステムの防護態勢を強化するとともに、ネットワーク内部に脅威が既に侵入していることも想定し、当該脅威を早期に検知するためのサイバー・スレット・ハンティング機能を強化する。また、防衛関連企業に対するサイバーセキュリティ対策の強化を下支えするための取組を実施する。

防衛省・自衛隊のサイバーセキュリティ態勢の強化のため、陸上自衛隊通信学校を陸上自衛隊システム通信・サイバー学校に改編し、サイバー要員を育成する教育基盤を拡充する。さらに、我が国へのサイバー攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方のサイバー空間の利用を妨げる能力の構築に係る取組を強化する。

これらの取組を行う組織全体としての能力を強化するため、2027年度を目途に、自衛隊サイバー防衛隊等のサイバー関連部隊を約4,000人に拡充し、さらに、システム調達や維持運営等のサイバー関連業務に従事する隊員に対する教育を実施する。これにより、2027年度を目途に、サイバー関連部隊の要員と合わせて防衛省・自衛隊のサイバー要員を約2万人体制とし、将来的には、更なる体制拡充を目指す。

（3）電磁波領域における能力

自衛隊の通信妨害やレーダー妨害能力の強化と併せて、電磁波の探知・識別能力の強化や電磁波を用いた欺まんの手段を獲得するなど電子戦能力を向上させるとともに、レーザー等を活用した小型無人機（UAV）への対処等の電磁波の利用方法を拡大する。また、自衛隊の使用する電磁波の利用状況を適切に管理・調整する機能を強化する。

このため、通信・レーダー妨害機能を有するネットワーク電子戦システム（NEWS）の整備、脅威圏外から通信妨害等を行うスタンド・オフ電子戦機及び脅威圏内において各種電子妨害を行うスタンド・イン・ジャマー等の開発、電波探知器材の搭載による艦艇及び固定翼哨戒機の信号探知・識別能力の向上、陸上からレーダー妨害を行う対空電子戦装置の整備を行う。また、固定翼哨戒機等への電子妨害能力の付与について、試験的に検証し、必要な措置を講じる。加えて、小型無人機（UAV）に対処する車両搭載型レーザー装置の運用を開始するとともに、高出力レーザー、高出力マイクロ波（HPM）等の指向性エネルギー技術の早期装備化を図る。防衛省・自衛隊のシステムに電磁波の利用状況を把

握・管理するための機能を整備するとともに、関係省庁と緊密に連携し、自衛隊の各種活動に必要な電波利用を確保していく。

(4) 陸・海・空の領域における能力

各自衛隊において、装備品等の取得及び能力向上等を加速し、領域横断作戦の基本となる陸・海・空の領域の能力を強化する。先進的な技術を積極的に活用し、各自衛隊の装備品等を着実に整備するとともに、無人アセットと連携する高度な運用能力を獲得する。

5 指揮統制・情報関連機能

(1) 指揮統制機能の強化

迅速・確実な指揮統制を行うため、抗たん性のある通信、システム・ネットワーク及びデータ基盤を構築し、スタンド・オフ防衛能力及び統合防空ミサイル防衛能力を始めとする各種能力を統合的に運用するため、リアルタイムに指揮統制を行う態勢を構成するとともに、各自衛隊の一元的な指揮を可能とする指揮統制能力に関する検討を進め、必要な措置を講じる。

このため、領域横断作戦に資する情報共有機能の強化を図るため、共通基盤としてのクラウドの整備、自衛隊の指揮統制機能及び関係省庁等との接続機能を強化する中央指揮システムの換装を行う。また、陸上自衛隊の自律的な作戦遂行能力を強化する将来指揮統制システムの整備、海上自衛隊の意思決定サイクルを一層高速化する指揮統制システムの換装、航空自衛隊の指揮統制機能の抗たん性を強化する自動警戒管制システム（JADGE）の換装、指揮統制機能の機動性・柔軟性の強化、宇宙関連装備品の運用を一元的に指揮統制する宇宙作戦指揮統制システムの整備及び衛星利用の抗たん性強化を行う。さらに、それらの情報を共有するために必要な防衛情報通信基盤（DII）の強化を行う。

(2) 情報収集・分析等機能の強化

我が国周辺における軍事動向等を常時継続的に情報収集し、その処理、分析、共有等を行う能力及び態勢を抜本的に強化することにより、隙のない情報収集・分析体制を構築するとともに、政策判断や部隊運用に資する情報を迅速に提供することができる態勢を確立する。加えて、米軍との情報共有態勢及び無人アセットに係る統合運用の在り方について検討し、必要な措置を講じる。

このため、我が国の防衛における情報機能の中核を担う情報本部を中心に、電波情報、画像情報、人的情報、公刊情報等の機能別能力を強化するとともに、分析官等の育成基盤の拡充や地理空間情報の活用、防衛駐在官制度の充実を始めとする情報収集・分析等に関する体制を強化する。特に、情報収集衛星・民間衛星等を活用した宇宙領域からの情報収集

能力を強化するとともに、米国との連携強化や、民間衛星の利用等を始めとする各種取組によって補完しつつ、目標の探知・追尾能力の獲得を目的とした衛星コンステレーションを構築する。また、効果的な情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）の実施に必要な無人機（UAV）等を取得する。

(3) 認知領域を含む情報戦等への対処

国際社会において、紛争が生起していない段階から、偽情報や戦略的な情報発信等を用いて他国の世論・意思決定に影響を及ぼすとともに、自らの意思決定への影響を局限することで、自らに有利な安全保障環境の構築を企図する情報戦に重点が置かれている状況を踏まえ、我が国として情報戦に確実に対処できる体制・態勢を構築する。

このため、情報戦対処の中核を担う情報本部において、情報収集・分析・発信に関する体制を強化する。さらに、各国等の動向に関する情報を常時継続的に収集・分析することが可能となる人工知能（AI）を活用した公開情報の自動収集・分析機能の整備、各国等による情報発信の真偽を見極めるためのSNS上の情報等を自動収集する機能の整備、情勢見積りに関する将来予測機能の整備を行う。

6 機動展開能力・国民保護

島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送するため、輸送船舶（中型級船舶（LSV）、小型級船舶（LCU）及び機動舟艇）、輸送機（C-2）、空中給油・輸送機（KC-46A等）、輸送・多用途ヘリコプター（CH-47J/JA、UH-2）等の各種輸送アセットの取得を推進する。また、海上輸送力を補完するため、車両及びコンテナの大量輸送に特化した民間資金等活用事業（PFI）船舶を確保する。

南西地域への輸送における自己完結性を高めるため、輸送車両（コンテナトレーラー）及び荷役器材（大型クレーン、大型フォークリフト等）を取得する。また、港湾規模に制約のある島嶼部への輸送の効率性を高めるため、揚陸支援システムの研究開発を進める。同時に、輸送を必要とする補給品の南西地域への備蓄により、輸送所要を軽減する取組を講じる。

また、自衛隊の機動展開や国民保護の実効性を高めるために、平素から各種アセット等の運用を適切に行えるよう、政府全体として、特に南西地域における空港・港湾等を整備・強化する施策に取り組むとともに、既存の空港・港湾等を運用基盤として使用するために必要な措置を講じる。さらに、自衛隊の機動展開のための民間船舶・航空機の利用の拡大について関係機関等との連携を深めるとともに、当該船舶・航空機に加え自衛隊の各種輸送アセットも利用した国民保護措置を計画的に行えるよう調整・協力する。その際、政府全体として、武力攻撃事態等を念頭に置いた国民

保護訓練の強化や様々な種類の避難施設の確保を行う。また、国民保護にも対応できる自衛隊の部隊の強化、予備自衛官の活用等の各種施策を推進する。

7 持続性・強靱性

(1) 弾薬等の整備

12式地对艦誘導弾能力向上型等のスタンド・オフ・ミサイル、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル(SM-3ブロックII A)、能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3MSE)、長距離艦対空ミサイル(SM-6)、03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上型等の各種弾薬について、必要な数量を早期に整備する。加えて、早期かつ安定的に弾薬を量産するために、防衛産業による国内製造態勢の拡充等を後押しする。さらに、弾薬の維持整備体制の強化を図る。

また、増加する弾薬の保管所要に対応するため、火薬庫の増設及び不用弾薬の廃棄を促進する。

(2) 燃料等の確保

自衛隊が行う作戦に必要な燃料所要量を早期かつ安定的に確保するため、燃料タンクの新規整備及び民間燃料タンクの借り上げを実施する。加えて、糧食・被服の必要数量を確保する。

(3) 防衛装備品の可動数向上

防衛装備品の高度化・複雑化に対応しつつ、リードタイムを考慮した部品費と修理費の確保により、部品不足による非可動を解消し、2027年度までに装備品の可動数を最大化する。

このため、需給予測の精緻化を図るとともに、部隊が部品を受け取るまでの時間を短縮化するため、補給倉庫の改修を進める。可動数の増加に当たっては、限られた資源を有効に活用するため、維持整備等の部外委託を推進するなど、部外力を活用する。加えて、後方支援分野においてもデジタルトランスフォーメーション(DX)の導入を推進し、維持整備の最適化を図る。また、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う契約方式(PBL)等を含む包括契約の拡大を図る。

(4) 施設整備

スタンド・オフ・ミサイルを始めとした各種弾薬の取得に連動して、必要となる火薬庫を整備する。また、火薬庫の確保に当たっては、各自衛隊の効率的な協同運用、米軍の火薬庫の共同使用、弾薬の抗たん性の確保の観点から島嶼部への分散配置を追求、促進する。

主要な装備品、司令部等を防護し、粘り強く戦う態勢を確保するため、主要司令部等の地下化・構造強化・電磁パルス(EMP)攻撃対策、戦闘機用の分散パッド、アラート格納庫のえん体化、ライフライン多重化等を実施する。あわせて、省人化を図りつつ、基地警備機能を強化する。

また、無人アセット等の新たな装備品を効率的に

運用可能な施設整備を行う。

既存施設の更新に際しては、爆発物、核・生物・化学兵器、電磁波、ゲリラ攻撃等に対する防護性能を付与するものとし、施設の機能・重要度に応じた構造強化、離隔距離確保のための再配置、集約化等を実施する。

大規模災害時等における自衛隊施設の被災による機能低下を防ぐため、被害想定が甚大かつ運用上重要な駐屯地・基地等から、津波等の災害対策等を推進する。今後、気候変動に伴う各種課題へ適応・対応し、的確に任務・役割を果たしていけるよう、駐屯地・基地等の施設及びインフラの強靱化等を進める。

こうした施設整備は、関係省庁や民間の知見を活用しつつ、5年間で集中して、円滑に執行していく。

III 自衛隊の体制等

計画の方針に基づき、各自衛隊の体制等を1から5までのとおり整備する。

1 統合運用体制

(1) 各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築するため、常設の統合司令部を創設する。この際、我が国を取り巻く安全保障環境が急速に厳しさを増していることを踏まえ、速やかに当該司令部を創設するとともに、共同の部隊を含め、各自衛隊の体制の在り方を検討する。

(2) サイバー領域における更なる能力向上のため、防衛省・自衛隊のシステム・ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国へのサイバー攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊を保持する。

(3) また、南西地域への機動展開能力を向上させるため、共同の部隊として海上輸送部隊を新編する。

2 陸上自衛隊

(1) 保有すべき防衛力の水準

ア 作戦基本部隊に関して、南西地域における防衛体制を強化するため、第15旅団を師団に改編するとともに、各種事態に即応し、実効的かつ機動的に抑止及び対処し得るよう、その他の8個師団、5個旅団、1個機甲師団については機動運用を基本とする。また、専門的機能を備えた空挺部隊、水陸機動部隊、空中機動部隊を機動的に運用する。

この際、良好な訓練環境を踏まえ、統合輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提として、高い練度を維持した1個師団、2個旅団、1個機甲師団を北海道に配置する。

こうした施策の前提として、組織の最適化を徹底するとともに、中長期的な体制の在り方を検討する。

イ スタンド・オフ防衛能力を強化するため、12式地对艦誘導弾能力向上型を装備した地对艦ミサイル部隊を保持するとともに、島嶼防衛用高速滑空弾を装備した部隊、島嶼防衛用高速滑空弾（能力向上型）及び極超音速誘導弾を装備した長射程誘導弾部隊を新編する。

ウ 多様な経空脅威から重要拠点等を防護するため、03式中距離地对空誘導弾（改善型）能力向上型を装備した高射特科部隊を保持する。

（2）基幹部隊の見直し等

ア 領域横断作戦能力を強化するため、対空電子戦部隊を新編するとともに、島嶼部の電子戦部隊を強化する。さらに、情報収集、攻撃機能等を保持した多用途無人航空機部隊を新編する。また、サイバー戦や電子戦との連携により、認知領域を含む情報戦において優位を確保するための部隊を新編する。

イ 持続性・強靱性を強化するため、南西地域に補給処支処を新編するとともに、補給統制本部を改編し、各補給処を一元的に運用することで後方支援体制を強化する。

ウ スタンド・オフ防衛能力、サイバー領域等における能力の強化に必要な増員所要を確保するため、即応予備自衛官を主体とする部隊を廃止し、同部隊所属の常備自衛官を増員所要に充てる。また、即応予備自衛官については、補充要員として管理する。

3 海上自衛隊

（1）保有すべき防衛力の水準

ア 平素からの周辺海域における常時継続的かつ重層的な情報収集・警戒監視態勢の保持に資するとともに、安定した経済活動の基盤となる海上交通の安全確保、各国との安全保障協力等のための海外展開の実施等、増加する活動量に対応し得るよう、哨戒艦等の導入により増強された水上艦艇部隊を保持する。また、有事においては、我が国の領域及び周辺海域を防衛するとともに、所要の海上交通の安全を確保するため、対潜水艦戦、対水上戦、対機雷戦等の各種作戦を有効かつ持続的に遂行し得るよう、増強及び強化された護衛艦部隊、掃海艦艇部隊を保持するとともに、強化された哨戒ヘリコプター部隊を保持する。加えて、主に弾道ミサイル防衛に従事するイージス・システム搭載艦を整備する。

イ 平素からの周辺海域における常時継続的かつ重層的な情報収集・警戒監視態勢の保持に資するとともに、有事においては、領域横断作戦の中でも

重要な水中優勢を獲得・維持し得るよう、強化された潜水艦部隊を保持する。

ウ 平素からの周辺海域における常時継続的かつ重層的な情報収集・警戒監視態勢の保持に資するとともに、有事においては、平素からの活動に加え、偵察、ターゲティング及び対潜水艦戦を始めとする各種作戦を有効かつ持続的に遂行し得るよう、強化された固定翼哨戒機部隊を保持する。

（2）基幹部隊の見直し等

ア 認知領域を含む情報戦への対応能力を強化し、迅速な意思決定が可能な態勢を整備するため、所要の研究開発を実施するとともに、情報、サイバー、通信、気象海洋等といった機能・能力を有する部隊を整理・集約し、総合的に情報戦を遂行するため、体制の在り方を検討した上で海上自衛隊情報戦基幹部隊を新編する。

イ 重層的な警戒監視態勢を構築するとともに水中及び海上優勢の確保や人的資源の損耗を低減させるため、各種無人アセット（滞空型無人機（UAV）、既存艦艇の活用を含む無人水上航走体（USV）、無人水中航走体（UUV）等）を導入するとともに、無人機部隊を新編する。

ウ 統合運用体制の下、高い迅速性と活動量を求められる部隊運用を持続的に遂行可能な体制を構築するため、基幹部隊の体制の見直し等に着手し、所要の改編等を実施する。

エ 統合任務部隊を運用し得る自衛艦隊等の司令部の継戦能力を向上させるとともに、部隊運用の持続性・強靱性を確保するためのロジスティクスに係る態勢の見直し等に着手し、必要な措置を講じる。

オ 護衛艦（DDG・DD・FFM）等に12式地对艦誘導弾能力向上型等のスタンド・オフ・ミサイルを搭載する。

カ 上記のオに加え、水中優勢獲得のための能力強化として、潜水艦（SS）に垂直ミサイル発射システム（VLS）を搭載し、スタンド・オフ・ミサイルを搭載可能とする垂直発射型ミサイル搭載潜水艦の取得を目指し開発する。

キ 就役から相当年数が経過し、拡張性等に限界がある艦艇等の早期除籍等を図り、省人化した護衛艦（FFM）等を早期に増勢する。加えて、分散機動運用等の多様な作戦を可能にするため、防空中枢艦を増勢するとともに、護衛艦（DDG・DD・FFM）の防空能力、電子戦能力等の能力を向上させる。さらに、機雷戦能力を強化するため、掃海用無人アセットを管制する掃海艦艇を増勢するとともに、洋上における後方支援能力強化のため、補給艦を増勢する。また、有事における航空攻撃への対処等のため、戦闘機（F-35B）の

運用が可能となるよう、護衛艦（「いずも」型）の改修を推進する。

ク 能力向上した固定翼哨戒機（P-1）及び哨戒ヘリコプター（SH-60K（能力向上型））の整備を進めるとともに、固定翼哨戒機の電子戦、対艦攻撃等の能力を向上させる。

4 航空自衛隊

（1）保有すべき防衛力の水準

ア 太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域を常時継続的に警戒監視するとともに、我が国に飛来する弾道ミサイルに加え、極超音速滑空兵器（HGV）等の新たな経空脅威を探知・追尾し得る固定式警戒管制レーダーを備えた警戒管制部隊のほか、いわゆるグレーゾーン事態等の情勢緊迫時において、より広域で長期間にわたり我が国周辺の空域における警戒監視・管制を有効に行うため、増強された警戒航空部隊から構成される航空警戒管制部隊を保持する。

イ 戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行うため、質・量ともに大幅に洗練・増強された戦闘機部隊を保持する。また、戦闘機部隊等が我が国周辺空域等で高烈度化する各種航空作戦において粘り強く戦闘を継続するため、増強された空中給油・輸送部隊及び航空救難部隊を保持する。

ウ 部隊等の機動展開、国際平和協力活動等を効果的に実施するため、増強された航空輸送部隊を保持する。

エ 重要地域の防空を実施する上で陸上自衛隊の地对空誘導弾部隊と連携するとともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護する際に終末段階で対処する機能を備え、多様化・複雑化する経空脅威に対応するため、増強された高射部隊を保持する。

オ 宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙領域把握（SDA）能力を増強した宇宙領域専門部隊を保持する。

カ 我が国から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施するため、無人機部隊を保持する。

（2）基幹部隊の見直し等

ア 我が国の航空戦力の質・量を更に洗練・強化するため、近代化改修に適さない戦闘機（F-15）について、戦闘機（F-35A及びF-35B）への代替ペースを加速させる。また、近代化改修を行った戦闘機（F-15）について、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイルの搭載、搭載ミサイル数の増加等の能力向上を引き続き行う。さらに、戦闘機（F-2）については、スタンド・オフ防衛能力の強化の観点から、12式地对艦誘導弾能力向

上型の搭載能力等を付与するため、計2個飛行隊分の能力向上事業を推進する。加えて、航空戦力の量的強化を更に進めるため、2027年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じる。この際、無人機（UAV）の活用可能性について調査を行う。

イ 次期戦闘機について、戦闘機（F-2）の退役が見込まれる2035年度までに、将来にわたって航空優勢を確保・維持することが可能な戦闘機を配備できるよう、改修の自由や同盟国との相互運用性を確保しつつ、英国及びイタリアと次期戦闘機の共同開発を推進する。この際、戦闘機そのものに加え、無人機（UAV）等を含むシステムについても、国際協力を視野に開発に取り組む。

ウ さらに、戦闘機（F-35）や次期戦闘機といった最先端の戦闘機のパイロットの効率的な育成のため、地上教育及び練習機による飛行訓練を教育システムとして一体化することも含め、あるべき教育体系について検討の上、必要な措置を講じる。

エ 粘り強く戦闘を継続するため、各所に機動分散運用を実施し得るよう、展開基盤の迅速な整備等を行う体制を構築する。また、航空戦力を我が国への侵攻正面に柔軟に集中・指向し得るよう、航空戦力の運用の在り方について必要な検討を行う。

オ 高烈度な航空作戦にも対応し、また、粘り強く戦闘を継続する観点から、空中給油機能を強化するため、空中給油・輸送機（KC-46A等）を増勢するとともに、救難機（UH-60J）を更新する。また、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空態勢を強化するため、太平洋側の島嶼部等への移動式警戒管制レーダー等の整備を推進するとともに、早期警戒機（E-2D）を増勢する。陸上部隊等の迅速な機動展開等を実施するため、輸送機（C-2）を整備する。

カ スタンド・オフ・ミサイルの運用能力を向上させるため、相手の脅威圏内において目標情報を継続的に収集し得る無人機（UAV）を導入するほか、部隊の任務遂行に必要な情報機能の強化のため、空自作戦情報基幹部隊を新編する。

キ 多様化・複雑化する経空脅威に対応するため、地对空誘導弾ベトリオット・システム等の能力向上を引き続き進める。

ク 宇宙作戦能力を強化するため、宇宙領域把握（SDA）態勢の整備を着実に推進し、将官を指揮官とする宇宙領域専門部隊を新編するとともに、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊とする。

5 組織定員の最適化

2027年度末の常備自衛官定数については、2022年度末の水準を目途とし、陸上自衛隊、海上自衛隊及び

航空自衛隊それぞれの常備自衛官定数は組織定員の最適化を図るため、適宜見直しを実施することとする。また、統合運用体制の強化に必要な定数を各自衛隊から振り替えるとともに、海上自衛隊及び航空自衛隊の増員所要に対応するため、必要な定数を陸上自衛隊から振り替える。このため、おおむね2,000名の陸上自衛隊の常備自衛官定数を共同の部隊、海上自衛隊及び航空自衛隊にそれぞれ振り替える。

なお、2027年度末までは、自衛官の定数の総計を増やさず、所要の施策を講じることで、必要な人員を確保する。

IV 日米同盟の強化

1 日米防衛協力の強化

日米共同の統合的な抑止力を一層強化するため、平素からの連携を図る態勢を構築するとともに、宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦に係る協力、相互運用性を高めるための取組、我が国による反撃能力の行使に係る協力、防空、対水上戦・潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ISRT）、アセットや施設の防護、後方支援等における連携を推進する。また、より高度かつ実践的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性を始めとする対処力の向上を図る。

力による一方的な現状変更やその試み、更には各種事態の生起を抑止するため、日米共同による、事態に応じて柔軟に選択される抑止措置（FDO）、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）等を拡大・深化させるとともに、平素から、日米双方の施設等の共同使用の増加、訓練等を通じた日米の部隊の双方の施設等への展開等を進める。また、日米間の調整機能を一層強化するとともに、日米同盟を中核とした同志国等との運用面における緊密な調整を実現する。

あらゆる段階における日米共同での実効的な対処を支える基盤を強化するため、日米間の情報共有を促進するための情報保全及びサイバーセキュリティに係る取組を強化するとともに、先端技術に関する共同分析や共同研究、装備品の共同開発・生産、相互互換性の向上、各種ネットワークの共有及び強化、米国製装備品の国内における生産・整備能力の拡充、サプライチェーンの強化に係る取組等、装備・技術協力を一層強化する。

2 在日米軍の駐留を支えるための施策の着実な実施

在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるだけでなく、日米同盟の抑止力・対処力を強化していく観点から、「同盟強靱化予算」を始めとする在日米軍の駐留に関連する経費を安定的に確保する。

V 同志国等との連携

我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することは、我が国の防衛の根幹に関わり、また、我が国の防衛そのものに資する極めて重要かつ不可欠な取組であると

の認識の下、自由で開かれたインド太平洋というビジョンも踏まえつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進する。特に、国家防衛戦略に示す同志国等との連携の方針を踏まえ、ハイレベル交流、政策対話、軍種間交流、連絡官等の人的交流に加え、自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上や我が国のプレゼンスの強化等を目的として、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、戦略的寄港・寄航、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、国際平和協力活動等といった具体的な取組を各軍種の特性に応じ適切に組み合わせ、戦略的に実施する。

こうした防衛協力・交流の意義を踏まえ、より相互に連携し、具体的かつ踏み込んだ取組を行うべく、業務要領の改善、体制の整備、処遇を含む制度の見直しや秘匿回線を含む各国とのホットラインの整備といった基盤の整備等を進めるとともに、部隊運用に際して、防衛協力・交流に関する所要を一層反映していく。また、防衛協力・交流に係る取組を実施するに当たっては、関係省庁との連携、諸外国や非政府組織、民間部門等との連携を図るとともに、取組について戦略的に発信する。その際、特に以下を重視する。

1 共同訓練・演習

防衛協力・交流としての意義も十分に踏まえつつ、ロジスティクス協力を含む二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進する。これにより、望ましい安全保障環境の創出に向けた我が国の意思と能力を示すとともに、各国との相互運用性の向上や他国との関係強化等を図る。

2 装備・技術協力

装備品に関する協力は、構想から退役まで半世紀以上に及ぶ取組であることを踏まえ、防衛装備の海外移転や国際共同開発を含む、装備・技術協力の取組の強化を通じ、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。特に、防衛協力・交流、訓練・演習、能力構築支援等の他の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。その際、就役から相当年数が経過し、拡張性等に限界がある装備品の早期用途廃止、早期除籍等の活用による同志国への移転を検討する。

3 能力構築支援

インド太平洋地域の各国軍隊等に対し、能力構築支援の取組を一層強化し、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出を目指すとともに、支援対象国との関係強化も推進する。その際、外交政策との調整を十分図るほか、米国、オーストラリア等の同盟国・同志国等とも緊密に連携することで、最大の効果が得られるように努める。東南アジア諸国等に対するものに加え、太平洋島嶼国に対する能力構築支援を拡充する。

VI 防衛力を支える要素

1 訓練・演習

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習に加え、オーストラリア、インド、欧州・東南アジア諸国等との二国間、多国間の訓練・演習についても計画的かつ目に見える形で実施し、力による一方的な現状変更やその試みは認められないとの意思と能力を示していく。その際、事態に応じて柔軟に選択される抑止措置（FDO）としての訓練・演習等の充実強化を図るとともに、円滑化協定（RAA）の整備等を踏まえ、海外の良好な訓練環境を活かした訓練内容の充実や新たな訓練の実施を図る。

また、有事において、部隊等の能力を最大限発揮するため、北海道を始めとする国内の演習場等を整備し、その活用を拡大するとともに、国内において必要な訓練基盤の整備・充実を着実に進める。米軍施設・区域の自衛隊による共同使用や民間の空港、港湾施設等の利用拡大を図るとともに、南西地域の島嶼部に部隊を迅速に展開するための訓練を強化し、島嶼部における外部からの武力攻撃に至らない侵害や武力攻撃に適切に対応するため、警察、海上保安庁、消防、地方公共団体等との共同訓練、国民保護訓練等を強化する。

こうした訓練を拡大していくためには、関係する地方公共団体や地元住民の理解や協力を得る必要があるため、訓練の安全確保に万全を期しつつ、北海道を始めとする国内の演習場等を含め、訓練基盤の周辺環境への配慮をしていく。

2 海上保安庁との連携・協力の強化

あらゆる事態に適切に対応するため、海上保安庁との連携・協力を一層強化する。このため、海上保安庁との情報共有・連携体制を深化するとともに、武力攻撃事態時における防衛大臣による海上保安庁の統制要領の作成や共同訓練の実施を含め、各種の対応要領や訓練の充実を図る。

3 地域コミュニティとの連携

自衛隊及び在日米軍が、平素からシームレスかつ効果的に活動できるよう、自衛隊施設及び米軍施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力をこれまで以上に獲得していく。日頃から防衛省・自衛隊の政策や活動、在日米軍の役割に関する積極的な広報を行い、地元に対する説明責任を果たしながら、地元の要望や情勢に応じた調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業についても、我が国の防衛への協力促進という観点も踏まえ、引き続き推進する。また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防等の関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等

が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

4 政策立案機能の強化等

自衛隊が能力を十分に発揮し、厳しさ、複雑さ、スピード感を増す戦略環境に対応するためには、宇宙・サイバー・電磁波領域を含め、戦略的・機動的な防衛政策の企画立案が必要とされており、その機能を抜本的に強化していく。この際、有識者から政策的な助言を得るための会議体を設置する。また、自衛隊の将来の「戦い方」とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化しつつ、戦略的な観点から総合的に検討・推進する態勢を強化する。さらに、こうした取組を推進し、政策の企画立案を支援するため、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化する。

また、国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣、公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率のかつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進する。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究・教育機能を一層強化するため、国内外の研究・教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携を拡充する。

Ⅶ 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組

1 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、統合運用を基本としつつ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、無人機（UAV）（狭域用）汎用型、ヘリコプター衛星通信システム、人命救助システム及び非常用電源の整備を始めとする対処態勢を強化するための措置を講じる。

また、関係省庁、地方公共団体及び民間部門と緊密に連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能、展開基盤の確保等の各種施策を推進する。

さらに、原子力発電所が多数立地する地域等におい

て、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の確保等について検討の上、必要な措置を講じる。

2 海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用に関する取組

開かれ安定した海洋及び既存の国際的なルールに基づく空の利用は、海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋というビジョンも踏まえ、海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有等の様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港・寄航等の取組を推進する。これにより、海洋秩序及び既存の国際的なルールに基づく空の利用の安定のための我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示す。

3 国際平和協力活動等

国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治的・経済的関係等を総合的に勘案しながら、引き続き推進する。特に、これまでに蓄積した経験をいかしつつ、安全保障環境の改善に寄与するため、現地ミッション司令部等への要員派遣、国連三角パートナーシッププログラム（TPP）等の国連PKOに係る能力構築支援、国連本部等への幕僚派遣等を積極的に推進する。また、国際情勢の不安定化を踏まえ在外邦人等の保護措置及び輸送に係るものを含め、国際的な活動に係る体制を強化するため、中央即応連隊及び国際活動教育隊の一体化による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊を新編する。

国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係省庁や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける自衛隊員以外への教育を拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。

なお、ジブチにおいて海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、中東・アフリカ地域における在外邦人等の保護措置及び輸送等に際する活用を含め地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用のため、老朽化した設備の更新や施設の整備を推進する。

VIII 早期装備化のための新たな取組

スタンド・オフ防衛能力、海洋アセット、ソフトキル、無人アセット防衛能力、人工知能（AI）、次世代情報通信、宇宙、デジタルトランスフォーメーション（DX）、高出力エネルギー、情報戦といった分野のほか、自衛隊の現在及び将来の戦い方に直結し得る分野のうち、特に政策的に緊急性・重要性の高いものについて、防衛関連企業等から提案を受けて、又は、スタートアッ

プ企業や国内の研究機関等の技術を活用することにより、民生先端技術の取り込みも図りながら、着実に早期装備化を実現する。そのため、早期装備化の障害となり得る防衛省内の業務上の手続、契約方式等を柔軟に見直すほか、運用実証・評価・改善等の集中的な反復を通じて、5年以内に装備化し、おおむね10年以内に本格運用するための枠組みを新設する。

IX いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤

1 防衛生産基盤の強化

我が国の防衛産業は装備品のライフサイクルの各段階を担っており、装備品と防衛産業は一体不可分であり、防衛生産・技術基盤はいわば防衛力そのものと位置付けられるものである。

企業にとって、防衛事業は高度な要求性能や保全措置への対応に多大な経営資源の投入を必要とする一方で、収益性は調達制度上の水準より低く、現状では、販路が自衛隊に限られ成長が期待されないなど産業としての魅力が乏しいこと、サプライチェーン上のリスクやサイバー攻撃といった様々なリスクが顕在化しているなど、多様な課題を抱えている。

これらの課題に対応するため、各企業の防衛事業に対する品質管理、コスト管理、納期管理等を評価して企業のコストや利益を適正に算定する方式を導入し、防衛産業の魅力化を図る。また、企画提案方式等、企業の見込み可能性を図りつつ、国内基盤を維持・強化する観点を一層重視した装備品の取得方式を採用していく。有償援助（FMS）調達する装備品についても、国内企業の参画を促進するための取組を行うとともに、合理化・効率化に努める。

様々なリスクへの対応や防衛生産基盤の維持・強化のため、製造等設備の高度化、サイバーセキュリティ強化、サプライチェーン強靱化、事業承継といった企業の取組に対し、適切な財政措置、金融支援等を行う。

サプライチェーンリスクを把握するため、サプライチェーン調査を実施する。新規参入を促進することでサプライチェーン強靱化と民生先端技術の取り込みを図る。さらに、同盟国・同志国等の防衛当局と協力してサプライチェーンの相互補完を目指す。これにより、安定的な調達に資するサプライチェーンの強靱化を行っていく。

サイバー攻撃を含む諸外国の情報活動等からの情報保護は、防衛生産及び国際装備・技術協力の前提であり、防衛産業サイバーセキュリティ基準の防衛産業における着実な実施、防衛産業保全マニュアルを策定・適用するための施策を講じるとともに、産業保全制度の強化を行う。また、特許出願非公開制度等の経済安全保障施策と連携した機微技術管理を実施する。

2 防衛技術基盤の強化

将来の戦い方に必要な研究開発事業を特定し、装備品の取得までの全体像を整理することにより、研究開

発プロセスにおける各種取組による早期装備化を実現する。将来の戦い方を実現するための装備品を統合運用の観点から体系的に整理した統合装備体系も踏まえ、将来の戦い方に直結する以下(1)から(6)までの装備・技術分野に集中的に投資を行うとともに、従来装備品の能力向上等も含めた研究開発プロセスの効率化や新しい手法の導入により、研究開発に要する期間を短縮し、早期装備化につなげていく。その際、成果の見込みが低い研究開発については、速やかに事業廃止する仕組みを構築する。

将来にわたって技術的優越を確保し、他国に先駆け、先進的な能力を実現するため、民生先端技術を幅広く取り込む研究開発や海外技術を活用するための国際共同研究開発を含む技術協力を追求及び実施するとともに、防衛用途に直結し得る技術を対象に重点的に投資し、早期の技術獲得を目指す。その際、関係省庁におけるプロジェクトとの連携、その成果の積極活用を進める。

以上を踏まえ、政策部門、運用部門及び技術部門が一体となった体制で、将来の戦い方の検討と先端技術の活用に係る施策を推進する。

我が国の科学技術力を結集する観点から、防衛省が重視する技術分野や研究開発の見通しを戦略的に発信し、企業等の予見可能性を高める。加えて、防衛イノベーションや画期的な装備品等を生み出す機能を抜本的に強化するため、防衛装備庁の研究開発関連組織のスクラップ・アンド・ビルドにより、2024年度以降に新たな研究機関を防衛装備庁に創設するほか、研究開発体制の充実・強化を実行する。さらに、先端技術に関する取組を効果的に実施する観点から、国内の研究機関のほか、米国・オーストラリア・英国といった同盟国・同志国との技術協力を強力に推進する。

開発段階から装備移転を見越した装備品の開発や、自衛隊独自仕様の見直しを推進する。装備品の開発に当たっては、量産段階・維持整備段階のコスト低減を考慮する。また、弾薬や車両等の従来技術について、その生産・技術基盤を維持するための措置を講じる。

(1) スタンド・オフ防衛能力

我が国に侵攻してくる艦艇、上陸部隊等に対して、脅威圏の外から対処する能力を獲得する。

ア 12式地对艦誘導弾能力向上型(地上発射型・艦艇発射型・航空機発射型)について開発を継続し、地上発射型については2025年度まで、艦艇発射型については2026年度まで、航空機発射型については2028年度までの開発完了を目指す。

イ 高い隠密性を有して行動できる潜水艦から発射可能な潜水艦発射型スタンド・オフ防衛能力の構築を進める。

ウ 高高度・高速滑空飛しょうし、地上目標に命中する島嶼防衛用高速滑空弾の研究を継続し、早期

装備型について2025年度までの事業完了を目指すとともに、本土等のより遠方から、島嶼部に侵攻する相手部隊等を撃破するための島嶼防衛用高速滑空弾(能力向上型)を開発する。

エ 極超音速の速度域で飛行することにより迎撃を困難にする極超音速誘導弾について、研究を推進し2031年度までの事業完了を目指すとともに、派生型の開発についても検討する。

オ 長射程化、低レーダー反射断面積(RCS)化、高機動化を図りつつ、モジュール化による多機能性を有した島嶼防衛用新対艦誘導弾を研究する。

(2) 極超音速滑空兵器(HGV)等対処能力

既存装備品での探知や迎撃が困難である極超音速滑空兵器(HGV)等に対処するための技術を獲得する。

ア 巡航ミサイル等に加えて、極超音速滑空兵器(HGV)や弾道ミサイル対処を可能とする03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上型を開発する。

イ 極超音速で高高度を高い機動性を有しながら飛しょうする極超音速滑空兵器(HGV)に対処する、極超音速滑空兵器(HGV)対処用誘導弾システムの調査及び研究を実施する。

(3) ドローン・スウォーム攻撃等対処能力

脅威が急速に高まっているドローン・スウォームの経空脅威に対して、経済的かつ効果的に対処するための技術を獲得し、早期装備化を目指す。

ア 小型無人機(UAV)等の経空脅威を迎撃する高出力レーザーの各種研究を継続する。

イ 高出力マイクロ波(HPM)を照射して小型無人機(UAV)等を無力化する技術の研究を継続する。

(4) 無人アセット

防衛装備品の無人化・省人化を推進するため、既存の装備体系・人員配置を見直しつつ、無人水中航走体(UUV)等に係る技術を獲得する。

ア 管制型試験無人水中航走体(UUV)から被管制用無人水中航走体(UUV)を管制する技術等の研究を実施し、水中領域における作戦機能を強化する。

イ 有人車両から複数の無人戦闘車両(UGV)をコントロールする運用支援技術や自律的な走行技術等に関する研究を実施する。

ウ 水上艦艇の更なる省人化・無人化を実現するため、無人水上航走体(USV)に関する技術等の研究を継続する。

(5) 次期戦闘機に関する取組

ア 次期戦闘機の英国及びイタリアとの共同開発を着実に推進し、2035年度までの開発完了を目指す。次期戦闘機等の有人機と連携する戦闘支援無

人機（UAV）についても研究開発を推進する。

イ これらの研究開発に際しては、我が国主導を実現すべく、数に勝る敵に有効に対処できる能力を保持することを前提に、将来にわたって適時適切な能力向上が可能となる改修の自由や高い即応性等を実現する国内生産・技術基盤を確保するものとする。

（6）その他抑止力・対処力の強化

ア 各種経空脅威への対処能力向上のための将来レールガンに関する研究を継続する。

イ 脅威となるレーダー等の電波器材に誤情報を付与して複数の脅威が存在すると誤認させる欺まん装置技術に関する研究を実施する。

ウ 複雑かつ高速に推移する戦闘様相に対して、人工知能（AI）により行動方針を分析し、指揮官の意思決定を支援する技術を装備品に反映するための研究を行う。

エ 情報収集能力等を向上した多用機（EP-3）の後継機となる次期電子情報収集機について必要な検討を実施の上、研究開発を進める。

オ 警戒監視中の艦艇等から迅速に機雷を敷設するため、小型かつ遠隔から管制が可能な新型小型機雷を開発する。

カ 極超音速誘導弾の要素研究の成果を活用した極超音速地对空誘導弾の研究開発に着手する。

3 防衛装備移転の推進

防衛装備移転については、同盟国・同志国との実効的な連携を構築し、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻を抑止するための外交・防衛政策の戦略的な手段となるのみならず、防衛装備品の販路拡大を通じた、防衛産業の成長性の確保にも効果的である。このため、政府が主導し、官民の一層の連携の下に装備品の適切な海外移転を推進するとともに、基金を創設し、必要に応じた企業支援を行っていく。

4 各種措置と制度整備の推進

以上のような政策を実施するため、必要な予算措置等、これに必要な法整備、及び政府系金融機関等の活用による政策性の高い事業への資金供給を行うとともに、その執行状況を不断に検証し、必要に応じて制度を見直していく。

X 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

1 人的基盤の強化

防衛力の抜本的強化のためには、これまで以上に個々の自衛隊員に知識・技能・経験が求められていること、また、領域横断作戦、情報戦等に確実に対処し得る素養を身に着けた隊員を育成する必要があることに留意しつつ、必要な自衛官及び事務官等を確保し、更に必要な制度の検討を行うなど、人的基盤を強化していく。その一環として、研究開発事業に係る職員を

確保し、技能等の能力を向上させる。この際、特にサイバー領域等を含む分野については、教育体制の強化や民間人材の活用を図る。

このため、育児、出産及び介護といったライフイベントを迎える中でも、全ての自衛隊員が能力を発揮できる環境を整備するとともに、自衛隊員へのリスクリングを含め、採用から始まるライフサイクル全般に着目した施策を総合的に講じる。

（1）採用の取組強化

少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で優秀な人材を安定的に確保するため、採用広報のデジタル化・オンライン化等を含めた多様な募集施策を推進するとともに、地方協力本部の体制強化や地方公共団体及び関係機関等との連携を強化する。

また、任期制自衛官の魅力を向上する観点から、自衛官候補生の在り方の見直し、任期満了後の再就職、大学への進学等に対する支援の充実を図る。さらに、少子高学歴化を踏まえ、非任期制自衛官の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進する。この際、貸費学生制度の拡充を通じ、有為な人材の早期確保を図る。

さらに、サイバー領域等で活躍が見込まれる専門的な知識・技能を有する人材を取り込むため、柔軟な採用・登用が可能となる新たな自衛官制度を構築するほか、自衛隊を退職した者を含む民間の人材を活用するために必要な施策を講じる。

（2）予備自衛官等の活用

作戦環境の変化や自衛隊の任務が多様化する中で、予備自衛官等が常備自衛官を効果的に補完するため、充足率の向上のみならず、予備自衛官等に係る制度を抜本的に見直し、体制強化を図る。このため、即応予備自衛官及び予備自衛官が果たすべき役割を再整理した上で、自衛官未経験者からの採用の拡大や、年齢制限、訓練期間等について現行制度の見直しを行う。

（3）人材の有効活用

女性隊員の採用や、意欲・能力・適性に応じた登用を引き続き積極的に行うとともに、女性の活躍を支える教育基盤の整備や、女性自衛官の増勢を見据えた隊舎・艦艇等における女性用区画の計画的な整備を行う。

また、知識・技能・経験等を豊富に備えた人材の一層の活用を図るため、精強性にも配慮しつつ、自衛官の定年年齢の引上げを行うとともに、再任用自衛官が従事できる業務を大幅に拡大し、再任用による退職自衛官の活用を強力に推進する。

中途退職者の抑制は急務であり、効果的な施策の検討の資とするため、中途退職に関する自衛隊員の意識等の調査を実施する。任務や勤務環境の特殊性

も踏まえ、必要となる施策については不断に検討し、講じていく。

(4) 生活・勤務環境の改善等

ハラスメントは、自衛隊員相互の信頼関係を失墜させ組織の根幹を揺るがす決してあってはならないものであるとの認識の下、ハラスメント防止に係る有識者会議における検討結果等を踏まえた新たな対策を確立し、全ての自衛隊員に徹底させる。さらに、時代に即した対策が講じられるよう、その見直しを継続的に行い、ハラスメントを一切許容しない組織環境とする。

また、部隊の新編・改編や即応性を確保するために必要な宿舎の着実な整備を進めるほか、隊舎・宿舎の近代化や予防保全を含む計画的な老朽化及び耐震化のための対策を講じる。さらに、生活・勤務用備品の所要数整備や確実な老朽更新、また、日用品等の所要数の確実な確保といった隊員の生活・勤務環境の改善を図る。この際、艦艇のように特殊な環境であっても働きやすい環境となるよう留意する。これらの施策により自衛隊員の士気向上を図る。

家庭との両立を支援する制度の整備・普及を始めとするワークライフバランス確保の取組を進めるとともに、隊員のニーズを踏まえた託児施設の整備、緊急登庁時におけるこどもの一時預かり等の施策を推進する。また、地方公共団体や関係団体等と連携した家族支援施策を拡充する。

(5) 人材の育成

より高度な領域横断作戦における統合運用に資する人材確保のため、統合幕僚学校や各自衛隊の幹部学校等における統合教育を強化する。各自衛隊、防衛大学校及び防衛研究所においては、部隊の中核となり得る優秀な人材の確保・輩出のため、サイバー領域等を含む教育・研究の内容及び体制を強化する。また、陸上自衛隊高等工科大学については各自衛隊の共同化及び男女共学化を実施する。

さらに、各自衛隊の相互補完を一層推進するため、教育課程の共通化を図るとともに、先端技術を活用し、効果的かつ効率的な教育・研究を推進する。加えて、一元的な教育の実施及び教育効果の向上のため、海上自衛隊第1術科学校及び第2術科学校を統合するほか、いわゆる第5世代戦闘機操縦者養成等のための飛行教育・練成訓練環境の最適化等に資する初等練習機（T-7）・中等練習機（T-4）後継機及び関連するシステムの整備等を実施する。

(6) 処遇の向上及び再就職支援

自衛隊員の超過勤務の実態調査等を通じ、任務や勤務環境の特殊性を踏まえた給与・手当とし、特に艦艇やレーダーサイト等で厳しい任務に従事する隊員を引き続き適正に処遇するとともに、反撃能力を始めとする新たな任務の増加を踏まえた隊員の処遇

の向上を図る。諸外国の軍人の給与制度等を調査し、今後の自衛官の給与等の在り方について検討する。自衛官として長年にわたり任務に精励した功績にふさわしい栄典・礼遇に関する施策を進める。

また、若年定年制又は任期制の下にある自衛官の退職後の生活基盤の確保は国の責務であることを踏まえ、退職予定自衛官に対する進路指導体制や職業訓練機会等を充実させるとともに、地方公共団体、関係機関及び民間企業等との連携を強化するなど、再就職支援の一層の充実・強化を図る。

2 衛生機能の変革

各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得るよう、各自衛隊で共通する衛生機能等を一元化して統合衛生運用を推進するとともに、防衛医科大学校も含めた自衛隊衛生の総力を結集できる態勢を構築し、戦傷医療対処能力向上の抜本的改革を推進する。

有事において、危険を顧みずに任務を遂行する隊員の生命・身体を救うため、第一線から後送先までのシームレスな医療・後送態勢を確立することが必要である。このため、応急的な措置を講じる第一線、戦傷者を後送先病院まで輸送する各自衛隊の各種アセットを有効に利用した後送間救護、最終後送先となる病院それぞれの機能を強化していく必要がある。

まず、第一線救護については、実際に第一線で活動を行う衛生隊員に准看護師及び救急救命士の資格取得を推進するとともに、これらの養成基盤の更なる強化を図る。また、第一線救護に引き続いて実施する緊急外科手術に関して、新たに統合の教育課程を新設し、計画的な要員の育成を図る。さらに、艦艇での洋上外科手術についても上記課程修了者に必要な教育訓練を実施し洋上医療の強化を図る。

航空後送間救護については、新たに航空後送間救護のための訓練装置を導入し、傷病者搬送時の救護能力向上のための教育訓練環境を整備する。これらの教育訓練の実施に当たっては、各自衛隊間での共通化、統合化を推進し、共通の知識・技能の向上を図る。

南西地域における衛生機能の強化に当たっては、自衛隊那覇病院の機能及び抗たん性を拡充することが有効と考えられることから、同病院の病床の増加、診療科の増設、地下化等の機能強化を図る。その他の後送先となる自衛隊病院についても、建替え等の機会を捉え、同様の機能強化を図る。

衛生機能については、各自衛隊で共通する機能が多いことから、衛生資器材の整備について、各自衛隊間の相互運用性を考慮して共通化を推進する。また、医療・後送に際して必要となる各自衛隊員の医療情報を自衛隊病院等において陸上自衛隊・海上自衛隊・航空自衛隊の隊員の区別なくタイムリーに取得できるよう、隊員の身体歴情報を電子化し、各隊員の医療情報

を速やかに検索・閲覧できる態勢を整える。

戦傷医療における死亡の多くは爆傷、銃創等による失血死であり、これを防ぐためには輸血に使用する血液製剤の確保が極めて重要であることから、自衛隊において血液製剤を自律的に確保・備蓄する態勢の構築について検討する。また、血液製剤と並び戦傷医療において重要な医療用酸素の確保のため、酸素濃縮装置等についても整備を行う。

さらに、防衛医科大学校においては、近年の医療技術等の進展が著しい中、戦傷医療対処能力向上を始めとした教育研究の強化を進めるとともに、臨床の現場となる防衛医科大学校病院については、医官及び看護官への高度な医療教育や自衛隊の衛生隊員の技能向上を図るほか、戦傷者の受け入れに対応するため、運営の抜本的改革を図るとともに、病院の建替え等の機会を捉え、機能強化を図る。また、それを補完するものとして、医官及び看護官の部外研修についてもその確保に努める。

XI 最適化の取組

1 装備品

陸上自衛隊については、航空体制の最適化のため、一部を除き師団・旅団の飛行隊を廃止し、各方面隊にヘリコプター機能を集約するとともに、対戦車・戦闘ヘリコプター（AH）及び観測ヘリコプター（OH）の機能を多用途／攻撃用無人機（UAV）及び偵察用無人機（UAV）等に移管し、今後、用途廃止を進める。その際、既存ヘリコプターの武装化等により最低限必要な機能を保持する。

海上自衛隊については、広域での洋上監視能力強化のため、滞空型無人機（UAV）を取得することに伴い、固定翼哨戒機（P-1）の取得数を一部見直す。護衛艦（「いずも」型）への戦闘機（F-35B）の搭載等、艦載所要の見直しにより、哨戒ヘリコプター（SH-60K（能力向上型））の取得数を一部見直す。多用機（U-36A）の用途廃止を進める。

航空自衛隊については、保有機種最適化のため、救難捜索機（U-125A）等の用途廃止を進める。

更なる装備品の効果的・効率的な取得の取組として、長期契約の適用拡大による装備品の計画的・安定的な取得を通じてコスト低減を図り、企業の予見可能性を向上させ効率的な生産を促すことに加え、他国を含む装備品の需給状況を考慮した調達、コスト上昇の要因となる自衛隊独自仕様の絞り込み等により、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性を高める。

2 人員

統合運用体制強化に必要な定数を各自衛隊から振り替えるとともに、海上自衛隊及び航空自衛隊の増員所要に対応するために必要な定数を陸上自衛隊から振り替える。このため、陸上自衛隊の常備自衛官定数のお

おむね2,000名を共同の部隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に振り替え、自衛隊の組織定員の最適化を図る。

また、自衛官の定数の総計を増やさず、既存部隊の見直しや民間委託等の部外力の活用を進める。

XII 整備規模

この計画の下で抜本的に強化される防衛力の5年後とおおむね10年後の達成目標は、別表1のとおりとする。

前記Ⅱ及びⅢに示す装備品のうち、主要なものの具体的な整備規模は、別表2のとおりとする。

また、おおむね10年後における各自衛隊の主要な編成定数、装備等の具体的な規模については、別表3のとおりとする。

XIII 所要経費等

1 2023年度から2027年度までの5年間における本計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、43兆円程度とする。

2 本計画期間の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、以下の措置を別途とることを前提として、40兆5,000億円程度（2027年度は、8兆9,000億円程度）とする。

(1) 自衛隊施設等の整備の更なる加速化を事業の進捗状況等を踏まえつつ機動的・弾力的に行うこと（1兆6,000億円程度）。

(2) 一般会計の決算剰余金が6の想定よりも増加した場合にこれを活用すること（9,000億円程度）。

なお、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得等の装備調達最適化、その他の収入の確保等を行うこととし、上記剰余金が増加しない場合にあっては、この取組を通じて実質的な財源確保を図る。

各年度の予算編成においては、情勢の変化等の不測の事態にも対応できるよう配慮するとともに、別表2に示す装備品の整備を含め、各事業の進捗状況、実効性、実現可能性を精査し、必要に応じてその見直しを柔軟に行う。

3 この計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、43兆5,000億円程度（維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く）とし、各年度において後年度負担についても適切に管理することとする。

4 本計画期間中、2023年度から2027年度までの5年間において、装備品の取得・維持整備、施設整備、研究開発、システム整備等を集中的に実施するため、その後の整備計画においては、これを適正に勘案した内容とし、2027年度の水準を基に安定的かつ持続可能な防衛力整備を進めるものとする。

5 この計画については、中長期的な防衛と財政の見通しを踏まえつつ、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、防衛力強化の裏付けとなる経済力・財政基盤の状況等の内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

6 2027年度以降、防衛力を安定的に維持するための財源、及び、2023年度から2027年度までの本計画を賄う財源の確保については、歳出改革、決算剰余金の

活用、税外収入を活用した防衛力強化資金の創設、税制措置等、歳出・歳入両面において所要の措置を講ずることとする。

XV 留意事項

沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及び沖縄に関する特別行動委員会（SACO）関連事業については、着実に実施する。

別表1 抜本的に強化された防衛力の目標と達成時期

分野	2027年度までの5年間（※）	おおむね10年後まで
	我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等からの支援を受けつつ、これを阻止・排除し得る防衛力を構築	左記防衛構想をより確実にするための更なる努力（より早期・遠方で侵攻を阻止・排除し得る防衛力を構築）
スタンド・オフ防衛能力	●スタンド・オフ・ミサイルを実践的に運用する能力を獲得	●より先進的なスタンド・オフ・ミサイルを運用する能力を獲得 ●必要かつ十分な数量を確保
統合防空ミサイル防衛能力	●極超音速兵器に対処する能力を強化 ●小型無人機（UAV）に対処する能力を強化	●広域防空能力を強化 ●より効率的・効果的な無人機（UAV）対処能力を強化
無人アセット防衛能力	●無人機（UAV）の活用を拡大し、実践的に運用する能力を強化	●無人アセットの複数同時制御能力等を強化
領域横断作戦能力	●宇宙領域把握（SDA）能力、サイバーセキュリティ能力、電磁波能力等を強化 ●領域横断作戦の基本となる陸・海・空の領域の能力を強化	●宇宙作戦能力を更に強化 ●自衛隊以外の組織へのサイバーセキュリティ支援を強化 ●無人機と連携する陸海空能力を強化
指揮統制・情報関連機能	●ネットワークの抗たん性を強化しつつ、人工知能（AI）等を活用した意思決定を迅速化 ●認知領域の対応も含め、戦略・戦術の両面で情報を取得・分析する能力を強化	●人工知能（AI）等を活用し、情報収集・分析能力を強化しつつ、常時継続的な情報収集・共有体制を強化
機動展開能力・国民保護	●自衛隊の輸送アセットの強化、PFI船舶の活用等により、輸送・補給能力を強化（部隊展開・国民保護）	●輸送能力を更に強化 ●補給拠点の改善等により、輸送・補給を迅速化
持続性・強靱性	●弾薬・誘導弾の数量を増加 ●整備中以外の装備品が最大限可動する体制を確保 ●有事に備え、主要な防衛施設を強靱化 ●保管に必要な火薬庫等を確保	●弾薬・誘導弾の適正在庫を維持・確保 ●可動率を維持 ●防衛施設を更に強靱化 ●弾薬所要に見合った火薬庫等を更に確保
防衛生産・技術基盤	●サプライチェーンの強靱化対策等により、強力な防衛生産基盤を確立 ●将来の戦い方に直結する装備分野に集中投資するとともに、研究開発期間を大幅に短縮し、早期装備化を実現	●革新的な装備品を実現し得る強力な防衛生産基盤を維持 ●将来における技術的優位を確保すべく、技術獲得を追求
人的基盤	●募集能力強化や新たな自衛官制度の構築等により、民間を含む幅広い層から優秀な人材を必要数確保 ●教育・研究を強化（サイバー等の新領域、統合、衛生） ●隊舎・宿舎の老朽化や備品不足を解消し、生活・勤務環境及び処遇を改善	●募集対象者人口の減少の中でも、専門的な知識・技能を持つ人材を含め、必要な人材を継続的・安定的に確保 ●教育・研究を更に強化 ●全ての隊員が高い士気を持ちながら個々の能力を発揮できる組織環境を醸成

※ 現有装備品を最大限活用するため、弾薬確保や可動率向上、主要な防衛施設の強靱化への投資を加速するとともに、スタンド・オフ防衛能力や無人アセット防衛能力等、将来の防衛力の中核となる分野の抜本的強化に重点。

別表2

区 分	種 類	整備規模
(1) スタンド・オフ防衛能力	12式地对艦誘導弾能力向上型 (地上発射型、艦艇発射型、航空機発射型) 島嶼防衛用高速滑空弾 極超音速誘導弾 トマホーク	地上発射型 11個中隊 — — —
(2) 統合防空ミサイル防衛能力	03式中距離地对空誘導弾(改善型)能力向上型 イージス・システム搭載艦 早期警戒機(E-2D) 弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル (SM-3ブロックII A) 能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3MSE) 長距離艦対空ミサイル	14個中隊 2隻 5機 — — —
(3) 無人アセット防衛能力	各種 UAV USV UGV UUV	— — — —
(4) 領域横断作戦能力	護衛艦 潜水艦 哨戒艦 固定翼哨戒機(P-1) 戦闘機(F-35A) 戦闘機(F-35B) 戦闘機(F-15)の能力向上 スタンド・オフ電子戦機 ネットワーク電子戦システム(NEWS)	12隻 5隻 10隻 19機 40機 25機 54機 1機 2式
(5) 指揮統制・情報関連機能	電波情報収集機(RC-2)	3機
(6) 機動展開能力・国民保護	輸送船舶 輸送機(C-2) 空中給油・輸送機(KC-46A等)	8隻 6機 13機

別表3（おおむね10年後）

区 分	将来体制		
共同の部隊	サイバー防衛部隊 海上輸送部隊		1個防衛隊 1個輸送群
陸上自衛隊	常備自衛官定数		149,000人
	基幹部隊	作戦基本部隊	9個師団 5個旅団 1個機甲師団
		空挺部隊 水陸機動部隊 空中機動部隊	1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		スタンド・オフ・ミサイル部隊	7個地对艦ミサイル連隊 2個島嶼防衛用高速滑空弾大隊
			2個長射程誘導弾部隊
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群
		電子戦部隊（うち対空電子戦部隊）	1個電子作戦隊 （1個対空電子戦部隊）
		無人機部隊	1個多用途無人航空機部隊
		情報戦部隊	1個部隊
海上自衛隊	基幹部隊	水上艦艇部隊（護衛艦部隊・掃海艦艇部隊） 潜水艦部隊 哨戒機部隊（うち固定翼哨戒機部隊） 無人機部隊 情報戦部隊	6個群（21個隊） 6個潜水隊 9個航空隊（4個隊） 2個隊 1個部隊
	主要装備	護衛艦（うちイージス・システム搭載護衛艦） イージス・システム搭載艦 哨戒艦 潜水艦 作戦用航空機	54隻（10隻） 2隻 12隻 22隻 約170機
航空自衛隊	主要部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊 宇宙領域専門部隊 無人機部隊 作戦情報部隊	4個航空警戒管制団 1個警戒航空団（3個飛行隊） 13個飛行隊 2個飛行隊 3個飛行隊 4個高射群（24個高射隊） 1個隊 1個飛行隊 1個隊
	主要装備	作戦用航空機（うち戦闘機）	約430機（約320機）

- (注) 1 上記、陸上自衛隊の15個師・旅団のうち、14個師・旅団は機動運用を基本とする。
 2 戦闘機部隊及び戦闘機数については、航空戦力の量的強化を更に進めるため、2027年度までに必要な検討を実施し、必要な措置を講じる。この際、無人機（UAV）の活用可能性について調査を行う。

資料4 国家安全保障戦略について

平成25年12月17日 国家安全保障会議決定
閣議決定

国家安全保障戦略について別紙のとおり定める。

本決定は、「国防の基本方針について」（昭和32年5月20日国防会議及び閣議決定）に代わるものとする。

(別紙)

国家安全保障戦略

I 策定の趣旨

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることである。我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）をめぐる環境が一層厳しさを増している中、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国際社会の中で我が国の進むべき針路を定め、国家安全保障のための方策に政府全体として取り組んでいく必要がある。

我が国は、これまで、地域及び世界の平和と安定及び繁栄に貢献してきた。グローバル化が進む世界において、我が国は、国際社会における主要なプレーヤーとして、これまで以上に積極的な役割を果たしていくべきである。

このような認識に基づき、国家安全保障に関する基本方針を示すため、ここに国家安全保障戦略を策定する。

本戦略では、まず、我が国の平和国家としての歩みと、我が国が掲げるべき理念である、国際協調主義に基づく積極的平和主義を明らかにし、国益について検証し、国家安全保障の目標を示す。その上で、我が国を取り巻く安全保障環境の動向を見通し、我が国が直面する国家安全保障上の課題を特定する。そして、そのような課題を克服し、目標を達成するためには、我が国が有する多様な資源を有効に活用し、総合的な施策を推進するとともに、国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解の促進を図りつつ、様々なレベルにおける取組を多層かつ協調的に推進することが必要との認識の下、我が国がとるべき外交政策及び防衛政策を中心とした国家安全保障上の戦略的アプローチを示している。

また、本戦略は、国家安全保障に関する基本方針として、海洋、宇宙、サイバー、政府開発援助（ODA）、エネルギー等国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えるものである。

政府は、本戦略に基づき、国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップにより、政府全体として、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施していく。

さらに、国の他の諸施策の実施に当たっては、本戦略を踏まえ、外交力、防衛力等が全体としてその機能を円滑かつ十全に発揮できるよう、国家安全保障上の観点から十分に考慮するものとする。

本戦略の内容は、おおむね10年程度の期間を念頭に

置いたものであり、各種政策の実施過程を通じ、NSCにおいて、定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを発展させていくこととし、情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境を勘案し検討を行い、必要な修正を行う。

II 国家安全保障の基本理念

1 我が国が掲げる理念

我が国は、豊かな文化と伝統を有し、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を掲げ、高い教育水準を持つ豊富な人的資源と高い文化水準を擁し、開かれた国際経済システムの恩恵を受けつつ発展を遂げた、強い経済力及び高い技術力を有する経済大国である。

また、我が国は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域と長い海岸線に恵まれ、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、「開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家としての顔も併せ持つ。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。

また、我が国と普遍的価値や戦略的利益を共有する米国との同盟関係を進展させるとともに、各国との協力関係を深め、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現してきている。さらに、我が国は、人間の安全保障の理念に立脚した途上国の経済開発や地球規模課題の解決への取組、他国との貿易・投資関係を通じて、国際社会の安定と繁栄の実現に寄与している。特に東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国を始めとするアジア諸国は、こうした我が国の協力も支えとなって、安定と経済成長を達成し、多くの国々が民主主義を実現してきている。

加えて、我が国は、平和国家としての立場から、国連憲章を遵守しながら、国連を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。特に冷戦の終結に伴い、軍事力の役割が多様化する中で、国連平和維持活動（PKO）を含む国際平和協力活動にも継続的に参加している。また、世界で唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に積極的に取り組み、「核兵器のない世界」を実現させるため、国際社会の取組を主導している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。

他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや、我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国

方にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。このことこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である。

2 我が国の国益と国家安全保障の目標

国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するに当たっては、我が国の国益と国家安全保障の目標を明確にし、絶えず変化する安全保障環境に当てはめ、あらゆる手段を尽くしていく必要がある。

我が国の国益とは、まず、我が国自身の主権・独立を維持し、領域を保全し、我が国国民の生命・身体・財産の安全を確保することであり、豊かな文化と伝統を継承しつつ、自由と民主主義を基調とする我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることである。

また、経済発展を通じて我が国と我が国国民の更なる繁栄を実現し、我が国の平和と安全をより強固なものとするのである。そのためには、海洋国家として、特にアジア太平洋地域において、自由な交易と競争を通じて経済発展を実現する自由貿易体制を強化し、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境を実現していくことが不可欠である。

さらに、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護することも、同様に我が国にとっての国益である。

これらの国益を守り、国際社会において我が国に見合った責任を果たすため、国際協調主義に基づく積極的平和主義を我が国の国家安全保障の基本理念として、以下の国家安全保障の目標の達成を図る。

第1の目標は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化することである。

第2の目標は、日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実際の安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。

第3の目標は、不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社

会を構築することである。

Ⅲ 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

1 グローバルな安全保障環境と課題

(1) パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展

今世紀に入り、国際社会において、かつてないほどパワーバランスが変化しており、国際政治の力学にも大きな影響を与えている。

パワーバランスの変化の担い手は、中国、インド等の新興国であり、特に中国は、国際社会における存在感をますます高めている。他方、米国は、国際社会における相対的影響力は変化しているものの、軍事力や経済力に加え、その価値や文化を源としたソフトパワーを有することにより、依然として、世界最大の総合的な国力を有する国である。また、自らの安全保障政策及び経済政策上の重点をアジア太平洋地域にシフトさせる方針（アジア太平洋地域へのリバランス）を明らかにしている。

こうしたパワーバランスの変化は、国際政治経済の重心の大西洋から太平洋への移動を促したものの、世界貿易機関（WTO）の貿易交渉や国連における気候変動交渉の停滞等、国際社会全体の統治構造（ガバナンス）において、強力な指導力が失われつつある一因ともなっている。

また、グローバル化の進展や技術革新の急速な進展は、国家間の相互依存を深める一方、国家と非国家主体との間の相対的影響力の変化を助長するなど、グローバルな安全保障環境に複雑な影響を与えている。

主権国家は、引き続き国際社会における主要な主体であり、国家間の対立や協調が国際社会の安定を左右する最大の要因である。しかし、グローバル化の進展により、人、物、資本、情報等の国境を越えた移動が容易になった結果、国家以外の主体も、国際社会における意思決定により重要な役割を果たしつつある。

同時に、グローバル化や技術革新の進展の負の側面として、非国家主体によるテロや犯罪が国家の安全保障を脅かす状況が拡大しつつある。加えて、こうした脅威が、世界のどの地域において発生しても、瞬時に地球を回り、我が国の安全保障にも直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。

(2) 大量破壊兵器等の拡散の脅威

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器使用の悲惨さを最も良く知る国であり、「核兵器のない世界」を目指すことは我が国の責務である。

核・生物・化学（NBC）兵器等の大量破壊兵器及びそれらの運搬手段となり得る弾道ミサイル等の移転・拡散・性能向上に係る問題は、依然として我

が国や国際社会にとっての大きな脅威となっている。特に北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題は、単にそれぞれの地域の問題というより、国際社会全体の平和と安定に対する重大な脅威である。さらに、従来の抑止が有効に機能しにくい国際テロ組織を始めとする非国家主体による大量破壊兵器等の取得・使用についても、引き続き懸念されている。

(3) 国際テロの脅威

テロ事件は世界各地で発生しており、国際テロ組織によるテロの脅威は依然として高い。グローバル化の進展により、国際テロ組織にとって、組織内又は他の組織との間の情報共有・連携、地理的アクセスの確保や武器の入手等がより容易になっている。

こうした中、国際テロ組織は、政情が不安定で統治能力が脆弱な国家・地域を活動や訓練の拠点として利用し、テロを実行している。加えて、かかる国際組織のイデオロギーに共鳴した他の組織や個人がテロ実行主体となる例も見られるなど、国際テロの拡散・多様化が進んでいる。

また、我が国が一部の国際テロ組織から攻撃対象として名指しされている上、現に海外において邦人や我が国の権益が被害を受けるテロが発生しており、我が国及び国民は、国内外において、国際テロの脅威に直面している。

こうした国際テロについては、実行犯及び被害者の多国籍化が見られ、国際協力による対処がますます重要になっている。

(4) 国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク

近年、海洋、宇宙空間、サイバー空間といった国際公共財（グローバル・コモンズ）に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し、深刻化している。

海洋は、国連海洋法条約に代表される海洋に関する国際法によって規律されているものの、既存の国際法を尊重せず力为背景とした一方的な現状変更を図る動きが増加しつつある。また、宇宙空間やサイバー空間においては、各国間の立場の違いにより、適用されるべき規範の確立が発展途上にある。

こうしたリスクに効果的に対処するため、適切な国際的ルール作りを進め、当該ルールを尊重しつつ国際社会が協力して取り組むことが、経済の発展のみならず安全保障の観点からも一層重要な課題となっている。

「開かれ安定した海洋」は、世界の平和と繁栄の基盤であり、各国は、自ら又は協力して、海賊、不審船、不法投棄、密輸・密入国、海上災害への対処や危険物の除去といった様々な課題に取り組み、シーレーンの安定を図っている。

しかし、近年、資源の確保や自国の安全保障の観点から、各国の利害が衝突する事例が増えており、海洋における衝突の危険性や、それが更なる不測の事態に発展する危険性も高まっている。

特に南シナ海においては、領有権をめぐる沿岸国と中国との間で争いが発生しており、海洋における法の支配、航行の自由や東南アジア地域の安定に懸念をもたらしている。また、我が国が資源・エネルギーの多くを依存している中東地域から我が国近海に至るシーレーンは、その沿岸国における地域紛争及び国際テロ、加えて海賊問題等の諸問題が存在するため、その脆弱性が高まっている。こうした問題への取組を進めることが、シーレーンの安全を維持する上でも重要な課題となっている。

さらに、北極海では、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている。このため、国際的なルールの下に各国が協力して取り組むことが期待されているが、同時に、このことが国家間の新たな摩擦の原因となるおそれもある。

宇宙空間は、これまでも民生分野で活用されてきているが、情報収集や警戒監視機能の強化、軍事のための通信手段の確保等、近年は安全保障上も、その重要性が著しく増大している。

他方、宇宙利用国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進んでおり、衛星破壊実験や人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加、対衛星兵器の開発の動きを始めとして、持続的かつ安定的な宇宙空間の利用を妨げるリスクが存在している。

また、情報システムや情報通信ネットワーク等により構成されたグローバルな空間であるサイバー空間は、社会活動、経済活動、軍事活動等のあらゆる活動が依拠する場となっている。

一方、国家の秘密情報の窃取、基幹的な社会インフラシステムの破壊、軍事システムの妨害を意図したサイバー攻撃等によるリスクが深刻化しつつある。

我が国においても、社会システムを始め、あらゆるものがネットワーク化されつつある。このため、情報の自由な流通による経済成長やイノベーションを推進するために必要な場であるサイバー空間の防護は、我が国の安全保障を万全とするとの観点から、不可欠である。

(5) 「人間の安全保障」に関する課題

グローバル化が進み、人、物、資本、情報等が大量かつ短時間で国境を越えて移動することが可能となり、国際経済活動が拡大したことにより、国際社会に繁栄がもたらされている。

一方、貧困、格差の拡大、感染症を含む国際保健課題、気候変動その他の環境問題、食料安全保障、

更には内戦、災害等による人道上の危機といった一国のみでは対応できない地球規模の問題が、個人の生存と尊厳を脅かす人間の安全保障上の重要かつ緊急な課題となっている。こうした中、国際社会が開発分野において達成すべき共通の目標であるミレニアム開発目標（MDGs）は、一部の地域、分野において達成が困難な状況にある。また、今後、途上国の人口増大や経済規模の拡大によるエネルギー、食料、水資源の需要増大が、新たな紛争の原因となるおそれもある。

これらの問題は、国際社会の平和と安定に影響をもたらす可能性があり、我が国としても、人間の安全保障の理念に立脚した施策等を推進する必要がある。

(6) リスクを抱えるグローバル経済

グローバル経済においては、世界経済から切り離された自己完結的な経済は存在し難く、一国の経済危機が世界経済全体に伝播するリスクが高まっている。こうした傾向は、金融経済において顕著にみられる。また、分業化を背景に国境を越えてバリューチェーン・サプライチェーンが構築されている今日においては、実体経済においても同様の傾向が生じている。

このような状況の下で、財政問題の懸念や新興国経済の減速等も生じており、新興国や開発途上国の一部からは、保護主義的な動きや新たな貿易ルール作りに消極的な姿勢も見られるようになってきている。

さらに、近年、エネルギー分野における技術革新が進展する中、資源国による資源ナショナリズムの高揚や、新興国を中心としたエネルギー・鉱物資源の需要増加とそれに伴う資源獲得競争の激化等が見られる。また、食料や水についても、気候変動に伴う地球環境問題の深刻化もあり、世界的な需給の逼迫や一時的な供給問題発生リスクが存在する。

2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題

(1) アジア太平洋地域の戦略環境の特性

グローバルなパワーバランスの変化は、国際社会におけるアジア太平洋地域の重要性を高め、安全保障面における協力の機会を提供すると同時に、この地域における問題・緊張も生み出している。

特に北東アジア地域には、大規模な軍事力を有する国家等が集中し、核兵器を保有又は核開発を継続する国家等も存在する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されていない。域内各国の政治・経済・社会体制の違いは依然として大きく、このために各国の安全保障観が多様である点も、この地域の戦略環境の特性である。

こうした背景の下、パワーバランスの変化に伴い生じる問題や緊張に加え、領域主権や権益等をめぐり、純然たる平時でも有事でもない事態、いわばグ

レーゾーンの事態が生じやすく、これが更に重大な事態に転じかねないリスクを有している。

一方、アジア太平洋地域においては、域内諸国の二国間交流と協力の機会の増加がみられるほか、ASEAN地域フォーラム（ARF）等の多国間の安全保障対話や二国間・多国間の共同訓練等も行われ、相互理解の深化と共同対処能力の向上につながっている。地域の安定を確保するためには、こうした重層的な取組を一層促進・発展させていくことが重要である。

(2) 北朝鮮の軍事力の増強と挑発行為

朝鮮半島においては、韓国と北朝鮮双方の大規模な軍事力が対峙している。北朝鮮は、現在も深刻な経済困難に直面しており、人権状況も全く改善しない一方で、軍事面に資源を重点的に配分している。

また、北朝鮮は、核兵器を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの能力を増強するとともに、朝鮮半島における軍事的な挑発行為や我が国に対するものも含め様々な挑発的言動を繰り返し、地域の緊張を高めている。

特に北朝鮮による米国本土を射程に含む弾道ミサイルの開発や、核兵器の小型化及び弾道ミサイルへの搭載の試みは、我が国を含む地域の安全保障に対する脅威を質的に深刻化させるものである。また、大量破壊兵器等の不拡散の観点からも、国際社会全体にとって深刻な課題となっている。

さらに、金正恩国防委員会第1委員長を中心とする体制確立が進められる中で、北朝鮮内の情勢も引き続き注視していく必要がある。

加えて、北朝鮮による拉致問題は我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の課題である。また、基本的人権の侵害という国際社会の普遍的問題である。

(3) 中国の急速な台頭と様々な領域への積極的進出

中国は、国際的な規範を共有・遵守するとともに、地域やグローバルな課題に対して、より積極的かつ協調的な役割を果たすことが期待されている。一方、継続する高い国防費の伸びを背景に、十分な透明性を欠いた中で、軍事力を広範かつ急速に強化している。加えて、中国は、東シナ海、南シナ海等の海空域において、既存の国際法秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力による現状変更の試みとみられる対応を示している。とりわけ、我が国の尖閣諸島付近の領海侵入及び領空侵犯を始めとする我が国周辺海空域における活動を急速に拡大・活発化させるとともに、東シナ海において独自の「防空識別区」を設定し、公海上空の飛行の自由を妨げるような動きを見せている。

こうした中国の対外姿勢、軍事動向等は、その軍

事や安全保障政策に関する透明性の不足とあいまって、我が国を含む国際社会の懸念事項となっており、中国の動向について慎重に注視していく必要がある。

また、台湾海峡を挟んだ兩岸関係は、近年、経済分野を中心に結びつきを深めている。一方、兩岸の軍事バランスは変化しており、兩岸関係には安定化の動きと潜在的な不安定性が併存している。

IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

国家安全保障の確保のためには、まず我が国自身の能力とそれを発揮し得る基盤を強化するとともに、自らが果たすべき役割を着実に果たしつつ、状況の変化に応じ、自身の能力を適応させていくことが必要である。

経済力及び技術力の強化に加え、外交力、防衛力等を強化し、国家安全保障上の我が国の強靱性を高めることは、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定につながるものである。これは、本戦略における戦略的アプローチの中核をなす。

また、国家安全保障上の課題を克服し、目標を達成するためには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、日米同盟を基軸としつつ、各国との協力関係を拡大・深化させるとともに、我が国が有する多様な資源を有効に活用し、総合的な施策を推進する必要がある。

こうした観点から、外交政策及び防衛政策を中心とした我が国がとるべき戦略的アプローチを以下のとおり示す。

1 我が国の能力・役割の強化・拡大

(1) 安定した国際環境創出のための外交の強化

国家安全保障の要諦は、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐことである。国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際社会の平和と安定及び繁栄の実現に我が国が一層積極的な役割を果たし、我が国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく必要がある。

そのために、刻一刻と変化する安全保障環境や国際社会の潮流を分析する力がまず必要である。その上で、発生する事象や事件への受け身の対応に追われるのではなく、国際社会の課題を主導的に設定し、能動的に我が国の国益を増進していく力を蓄えなければならない。その中で我が国や我が国国民の有する様々な力や特性を効果的に活用して、我が国の主張を国際社会に浸透させ、我が国の立場への支持を集める外交的な創造力及び交渉力が必要である。また、我が国の魅力を活かし、国際社会に利益をもたらすソフトパワーの強化や我が国企業や国民のニーズを感度高く把握し、これらのグローバルな展開をサポートする力の充実が重要である。加えて国連を始めとする国際機関に対し、邦人職員の増強も含め、より積極的な貢献を行っていくことが積極

的平和主義を進める我が国の責務である。このような力強い外交を推進していくため、外交実施体制の強化を図っていく。外交の強化は、国家安全保障の確保を実現するために不可欠である。

(2) 我が国を守り抜く総合的な防衛体制の構築

我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及ぶ場合にはこれを排除するという、国家安全保障の最終的な担保となるのが防衛力であり、これを着実に整備する。

我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の中において、我が国の平和と安全を確保するため、戦略環境の変化や国力国情に応じ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努めるとともに、政府機関のみならず地方公共団体や民間部門との間の連携を深めるなど、武力攻撃事態等から大規模自然災害に至るあらゆる事態にシームレスに対応するための総合的な体制を平素から構築していく。

その中核を担う自衛隊の体制整備に当たっては、本戦略を踏まえ、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を含む計画体系の整備を図るとともに、統合的かつ総合的な視点に立って重要となる機能を優先しつつ、各種事態の抑止・対処のための体制を強化する。

加えて、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために、米国と緊密に連携していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。

(3) 領域保全に関する取組の強化

我が国領域を適切に保全するため、上述した総合的な防衛体制の構築のほか、領域警備に当たる法執行機関の能力強化や海洋監視能力の強化を進める。加えて、様々な不測の事態にシームレスに対応できるよう、関係省庁間の連携を強化する。

また、我が国領域を確実に警備するために必要な課題について不断の検討を行い、実効的な措置を講ずる。

さらに、国境離島の保全、管理及び振興に積極的に取り組むとともに、国家安全保障の観点から国境離島、防衛施設周辺等における土地所有の状況把握に努め、土地利用等の在り方について検討する。

(4) 海洋安全保障の確保

海洋国家として、各国と緊密に連携しつつ、力ではなく、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとりた紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な役割を發揮する。具体的には、シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処等の必要な措置をとり、海上

交通の安全を確保するとともに、各国との海洋安全保障協力を推進する。

また、これらの取組に重要な我が国の海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意しつつ、宇宙の活用も含めて総合的に強化する。さらに、海洋安全保障に係る二国間・多国間の共同訓練等の協力の機会の増加と質の向上を図る。

特にバルシャ湾及びホルムズ海峡、紅海及びアデン湾からインド洋、マラッカ海峡、南シナ海を経て我が国近海に至るシーレーンは、資源・エネルギーの多くを中東地域からの海上輸送に依存している我が国にとって重要であることから、これらのシーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化する。

(5) サイバーセキュリティの強化

サイバーセキュリティを脅かす不正行為からサイバー空間を守り、その自由かつ安全な利用を確保する。また、国家の関与が疑われるものを含むサイバー攻撃から我が国の重要な社会システムを防護する。このため、国全体として、組織・分野横断的な取組を総合的に推進し、サイバー空間の防護及びサイバー攻撃への対応能力の一層の強化を図る。

そこで、平素から、リスクアセスメントに基づくシステムの設計・構築・運用、事案の発生の把握、被害の拡大防止、原因の分析究明、類似事案の発生防止等の分野において、官民の連携を強化する。また、セキュリティ人材層の強化、制御システムの防護、サプライチェーンリスク問題への対応についても総合的に検討を行い、必要な措置を講ずる。

さらに、国全体としてサイバー防護・対応能力を一層強化するため、関係機関の連携強化と役割分担の明確化を図るとともに、サイバー事象の監査・調査、感知・分析、国際調整等の機能の向上及びこれらの任務を担う組織の強化を含む各種施策を推進する。

かかる施策の推進に当たっては、幅広い分野における国際連携の強化が不可欠である。このため、技術・運用両面における国際協力の強化のための施策を講ずる。また、関係国との情報共有の拡大を図るほか、サイバー防衛協力を推進する。

(6) 国際テロ対策の強化

原子力関連施設の安全確保等の国内における国際テロ対策の徹底はもとより、世界各地で活動する在留邦人等の安全を確保するため、民間企業が有する危険情報がより効果的かつ効率的に共有されるような情報交換・協力体制を構築するとともに、平素からの国際テロ情勢に関する分析体制や海外における情報収集能力の強化を進めるなど、国際テロ対策を強化する。

(7) 情報機能の強化

国家安全保障に関する政策判断を的確に支えるため、人的情報、公開情報、電波情報、画像情報等、多様な情報源に関する情報収集能力を抜本的に強化する。また、各種情報を融合・処理した地理空間情報の活用を進める。

さらに、高度な能力を有する情報専門家の育成を始めとする人的基盤の強化等により、情報分析・集約・共有機能を高め、政府が保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析（オール・ソース・アナリシス）を推進する。

加えて、外交・安全保障政策の司令塔となるNSCに資料・情報を適時に提供し、政策に適切に反映していくこと等を通じ、情報サイクルを効果的に稼働させる。

こうした情報機能を支えるため、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の下、政府横断的な情報保全体制の整備等を通じ、カウンター・インテリジェンス機能を強化する。

(8) 防衛装備・技術協力

平和貢献・国際協力において、自衛隊が携行する重機等の防衛装備品の活用や被災国等への供与（以下「防衛装備品の活用等」という。）を通じ、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっている。こうした中、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められている。

こうした状況を踏まえ、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配慮した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。

(9) 宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進

宇宙空間の安定的利用を図ることは、国民生活や経済にとって必要不可欠であるのみならず、国家安全保障においても重要である。宇宙開発利用を支える科学技術や産業基盤の維持向上を図るとともに、安全保障上の観点から、宇宙空間の活用を推進する。

特に情報収集衛星の機能の拡充・強化を図る。また、自衛隊の部隊の運用、情報の収集・分析、海洋の監視、情報通信、測位といった分野において、我が国等が保有する各種の衛星の有効活用を図ると

もに、宇宙空間の状況監視体制の確立を図る。

また、衛星製造技術等の宇宙開発利用を支える技術を含め、宇宙開発利用の推進に当たっては、中長期的な観点から、国家安全保障に資するように配慮するものとする。

(10) 技術力の強化

我が国の高い技術力は、経済力や防衛力の基盤であることはもとより、国際社会が我が国に強く求める価値ある資源でもある。このため、デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力の強化を図る必要がある。

技術力強化のための施策の推進に当たっては、安全保障の視点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく。

さらに、我が国が保有する国際的にも優れた省エネルギーや環境関連の技術等は、国際社会と共に我が国が地球規模課題に取り組む上で重要な役割を果たすものであり、これらを外交にも積極的に活用していく。

2 日米同盟の強化

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、過去60年余にわたり、我が国の平和と安全及びアジア太平洋地域の平和と安定に不可欠な役割を果たすとともに、近年では、国際社会の平和と安定及び繁栄にもより重要な役割を果たしてきた。

日米同盟は、国家安全保障の基軸である。米国にとっても、韓国、オーストラリア、タイ、フィリピンといった地域諸国との同盟のネットワークにおける中核的な要素として、同国のアジア太平洋戦略の基盤であり続けてきた。

こうした日米の緊密な同盟関係は、日米両国が自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や戦略的利益を共有していることによって支えられている。また、我が国が地理的にも、米国のアジア太平洋地域への関与を支える戦略的に重要な位置にあること等にも支えられている。

上記のような日米同盟を基盤として、日米両国は、首脳・閣僚レベルを始め、様々なレベルで緊密に連携し、二国間の課題のみならず、北朝鮮問題を含むアジア太平洋地域情勢や、テロ対策、大量破壊兵器の不拡散等のグローバルな安全保障上の課題についても取り組んできている。

また、日米両国は、経済分野においても、後述する環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉等を通じて、ルールに基づく、透明性が高い形でのアジア太平洋地域の経済的繁栄の実現を目指している。

このように、日米両国は、二国間のみならず、アジア太平洋地域を始めとする国際社会全体の平和と安定

及び繁栄のために、多岐にわたる分野で協力関係を不断に強化・拡大させてきた。

また、我が国が上述したとおり安全保障面での取組を強化する一方で、米国としても、アジア太平洋地域を重視する国防戦略の下、同地域におけるプレゼンスの充実、さらには、我が国を始めとする同盟国等との連携・協力の強化を志向している。

今後、我が国の安全に加え、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定及び繁栄の維持・増進を図るためには、日米安全保障体制の実効性を一層高め、より多面的な日米同盟を実現していく必要がある。このような認識に立って、我が国として以下の取組を進める。

(1) 幅広い分野における日米間の安全保障・防衛協力の更なる強化

我が国は、我が国自身の防衛力の強化を通じた抑止力の向上はもとより、米国による拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力により、自国の安全を確保している。

米国との間で、具体的な防衛協力の在り方や、日米の役割・任務・能力（RMC）の考え方等についての議論を通じ、本戦略を踏まえた各種政策との整合性を図りつつ、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行う。

また、共同訓練、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用を進めるほか、事態対処や中長期的な戦略を含め、各種の運用協力及び政策調整を緊密に行う。加えて、弾道ミサイル防衛、海洋、宇宙空間、サイバー空間、大規模災害対応等の幅広い安全保障分野における協力を強化して、日米同盟の抑止力及び対処力を向上させていく。

さらに、相互運用性の向上を含む日米同盟の基盤の強化を図るため、装備・技術面での協力、人的交流等の多面的な取組を進めていく。

(2) 安定的な米軍プレゼンスの確保

日米安全保障体制を維持・強化するためには、アジア太平洋地域における米軍の最適な兵力態勢の実現に向けた取組に我が国も主体的に協力するとともに、抑止力を維持・向上させつつ、沖縄を始めとする地元における負担を軽減することが重要である。

その一環として、在日米軍駐留経費負担を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えつつ、在沖縄米海兵隊のグアム移転の推進を始め、在日米軍再編を日米合意に従って着実に実施するとともに、地元との関係に留意しつつ、自衛隊及び米軍による施設・区域の共同使用等を推進する。

また、在日米軍施設・区域の周辺住民の負担を軽減するための措置を着実に実施する。特に沖縄県に

については、国家安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍専用施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、普天間飛行場の移設を含む負担軽減のための取組に最大限努力していく。

3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化我が国を取り巻く安全保障環境の改善には、上述したように政治・経済・安全保障の全ての面での日米同盟の強化が不可欠であるが、これに加え、そのために重要な役割を果たすアジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を以下のように強化する。

(1) 韓国、オーストラリア、ASEAN諸国及びインドといった我が国と普遍的価値と戦略的利益を共有する国との協力関係を、以下のとおり強化する。

－隣国であり、地政学的にも我が国の安全保障にとって極めて重要な韓国と緊密に連携することは、北朝鮮の核・ミサイル問題への対応を始めとする地域の平和と安定にとって大きな意義がある。このため、未来志向で重層的な日韓関係を構築し、安全保障協力基盤の強化を図る。特に日米韓の三か国協力は、東アジアの平和と安定を実現する上で鍵となる枠組みであり、北朝鮮の核・ミサイル問題への協力を含め、これを強化する。さらに、竹島の領有権に関する問題については、国際法にのっとり、平和的に紛争を解決するとの方針に基づき、粘り強く外交努力を行っていく。

－地域の重要なパートナーであるオーストラリアとは、普遍的価値のみならず、戦略的利益や関心も共有する。二国間の相互補完的な経済関係の強化に加えて、戦略認識の共有、安全保障協力を着実に進め、戦略的パートナーシップを強化する。また、アジア太平洋地域の秩序の形成や国際社会の平和と安定の維持・強化のための取組において幅広い協力を推進する。その際、日米豪の三か国協力の枠組みも適切に活用する。

－経済成長及び民主化が進展し、文化的多様性を擁し、我が国のシーレーンの要衝を占める地域に位置するASEAN諸国とは、40年以上にわたる伝統的なパートナーシップに基づき、政治・安全保障分野を始めあらゆる分野における協力を深化・発展させる。ASEANがアジア太平洋地域全体の平和と安定及び繁栄に与える影響を踏まえ、ASEANの一体性の維持・強化に向けた努力を一層支援する。また、南シナ海問題についての中国との行動規範(COC)の策定に向けた動き等、紛争を力ではなく、法とルールにのっとり解決しようとする関係国の努力を評価し、効果的かつ法的拘束力を持つ規範が策定されるよう支援する。

－世界最大となることが見込まれている人口と高い経済成長や潜在的経済力を背景に影響力を増し、我が国のシーレーンの中央に位置する等地政学的にも重要なインドとは、二国間で構築された戦略的グローバル・パートナーシップに基づいて、海洋安全保障を始め幅広い分野で関係を強化していく。

(2) 我が国と中国との安定的な関係は、アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠の要素である。大局的かつ中長期的見地から、政治・経済・金融・安全保障・文化・人的交流等あらゆる分野において日中で「戦略的互惠関係」を構築し、それを強化できるよう取り組んでいく。特に中国が、地域の平和と安定及び繁栄のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守し、急速に拡大する国防費を背景とした軍事力の強化に関して開放性及び透明性を向上させるよう引き続き促していく。その一環として、防衛交流の継続・促進により、中国の軍事・安全保障政策の透明性の向上を図るとともに、不測の事態の発生の回避・防止のための枠組みの構築を含めた取組を推進する。また、中国が、我が国を含む周辺諸国との間で、独自の主張に基づき、力による現状変更の試みとみられる対応を示していることについては、我が国としては、事態をエスカレートさせることなく、中国側に対して自制を求めつつ、引き続き冷静かつ毅然として対応していく。

(3) 北朝鮮問題に関しては、関係国と緊密に連携しつつ、六者会合共同声明や国連安全保障理事会(安保理)決議に基づく非核化等に向けた具体的行動を北朝鮮に対して求めていく。また、日朝関係については、日朝平壤宣言に基づき、拉致・核・ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、取り組んでいく。とりわけ、拉致問題については、この問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、一日も早いすべての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しに向けて、全力を尽くす。

(4) 東アジア地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、安全保障及びエネルギー分野を始めあらゆる分野でロシアとの協力を進め、日露関係を全体として高めていくことは、我が国の安全保障を確保する上で極めて重要である。このような認識の下、アジア太平洋地域の平和と安定に向けて連携していくとともに、最大の懸案である北方領土問題については、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの一貫した方針の下、精力的に交渉を行っていく。

(5) これらの取組に当たっては、APECから始まり、EAS、ASEAN+3、ARF、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)、環太平洋パートナーシップ

(TPP) といった機能的かつ重層的に構築された地域協力の枠組み、あるいは日米韓、日米豪、日米印といった三か国間の枠組みや、地理的に近接する経済大国である日中韓の枠組みを積極的に活用する。また、我が国としてこれらの枠組みの発展に積極的に寄与していく。さらに、将来的には東アジアにおいてより制度的な安全保障の枠組みができるよう、我が国としても適切に寄与していく。

(6) モンゴル、中央アジア諸国、南西アジア諸国、太平洋島嶼国、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリといったアジア太平洋地域の友好諸国とアジア太平洋地域の安定の確保に向けて協力する。太平洋に広大な排他的経済水域と豊富な海洋資源を有する太平洋島嶼国とは、太平洋・島サミット等を通じ海洋協力を含む様々な分野で協力を強化する。

(7) 国際社会の平和と安定に向けて重要な役割を果たすアジア太平洋地域外の諸国と協力関係を強化する。

－欧州は、国際世論形成力、主要な国際的枠組みにおける規範形成力、そして大きな経済規模を擁しており、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ポーランドを始めとする欧州諸国は、我が国と自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や市場経済等の原則を共有し、国際社会の平和と安定及び繁栄に向けて共に主導的な役割を果たすパートナーである。国際社会のパワーバランスが変化している中で、普遍的価値やルールに基づく国際秩序を構築し、グローバルな諸課題に効果的に対処し、平和で繁栄する国際社会を構築するための我が国の政策を実現していくために、EU、NATO、OSCEとの協力を含め、欧州との関係を更に強化していく。また、我が国が民主化に貢献してきた東欧諸国及びバルト諸国並びにコーカサス諸国と関係を強化する。

－ブラジル、メキシコ、トルコ、アルゼンチン、南アフリカといった新興国は、国際経済のみならず、国際政治でもその存在感を増しつつあり、二国間関係にとどまらず、グローバルな課題についての協力を推進する。

－中東の安定は、我が国にとって、エネルギーの安定供給に直結する国家の生存と繁栄に関わる問題である。湾岸諸国は、我が国にとって最大の原油の供給源であるが、中東の安定を確保するため、これらの国と資源・エネルギーを中心とする関係を越えた幅広い分野での経済面、更には政治・安全保障分野での協力も含めた重層的な協力関係の構築に取り組む。「アラブの春」に端を発するアラブ諸国の民主化の問題、シリア情勢、イランの

核問題、中東和平、アフガニスタンの平和構築といった中東の安定に重要な問題の解決に向けて、我が国として積極的な役割を果たす。その際、米国、欧州諸国、サウジアラビア、トルコといった中東地域で重要な役割を果たしている国と協調する。

－戦略的資源を豊富に有し、経済成長を継続しているアフリカは有望な経済フロンティアであると同時に国際社会における発言権を強めており、TICADプロセス等を通じて、アフリカの発展と平和の定着に引き続き貢献する。また、国際場裏での協力を推進していく。

4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与

我が国は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のため、積極的な役割を果たしていく。

(1) 国連外交の強化

国連は、安保理による国際の平和及び安全の維持・回復のための集団安全保障制度を中核として設置されたが、同制度は当初の想定どおりには十分に機能してきていない。

他方、国連は幅広い諸国が参加する普遍性、専門性に支えられた正統性という強みを活かして世界の平和と安全のために様々な取組を主導している。特に冷戦終結以降、国際の平和と安全の維持・回復の分野における国連の役割はますます高まっている。

我が国として、これまで安保理の非常任理事国を幾度も務めた経験を踏まえ、国連における国際の平和と安全の維持・回復に向けた取組に更に積極的に寄与していく。

また、国連のPKOや集団安全保障措置及び予防外交や調停等の外交的手段のみならず、紛争後の緊急人道支援から復旧復興支援に至るシームレスな支援、平和構築委員会を通じた支援等、国連が主導する様々な取組に、より積極的に寄与していく。

同時に、集団安全保障機能の強化を含め、国連の実効性と正統性の向上の実現が喫緊の課題であり、常任・非常任双方の議席拡大及び我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の実現を追求する。

(2) 法の支配の強化

法の支配の擁護者として引き続き国際法を誠実に遵守するのみならず、国際社会における法の支配の強化に向け、様々な国際的なルール作りに構想段階から積極的に参画する。その際、公平性、透明性、互惠性を基本とする我が国の理念や主張を反映させていく。

また、国際司法機関に対する人材・財政面の支援、各国に対する法制度整備支援等に積極的に取り組む。

特に海洋、宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の実現・強化について、関心を共有する国々との政策協議を進めつつ、国際規範形成や、各国間の信頼醸成措置に向けた動きに積極的に関与する。また、開発途上国の能力構築に一層寄与する。

－海洋については、地域的取組その他の取組を推進し、力ではなく法とルールが支配する海洋秩序を強化することが国際社会全体の平和と繁栄に不可欠との国際的な共有認識の形成に向けて主導的役割を發揮する。

－宇宙空間については、自由なアクセス及び活用を確保することが重要であるとの考えに基づき、衛星破壊実験の防止や衛星衝突の回避を目的とする国際行動規範策定に向けた努力に積極的に参加し、宇宙空間の安全かつ安定的な利用の確保を図る。

－サイバー空間については、情報の自由な流通の確保を基本とする考え方の下、その考えを共有する国と連携し、既存の国際法の適用を前提とした国際的なルール作りに積極的に参画するとともに、開発途上国への能力構築支援を積極的に行う。

(3) 軍縮・不拡散に係る国際努力の主導

我が国は、世界で唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けて引き続き積極的に取り組む。

北朝鮮による核開発及び弾道ミサイル開発の進展がもたらす脅威や、アジア太平洋地域における将来の核戦力バランスの動向、軍事技術の急速な進展を踏まえ、日米同盟の下での拡大抑止への信頼性維持と整合性をとりつつ、北朝鮮による核・ミサイル開発問題やイランの核問題の解決を含む軍縮・不拡散に向けた国際的取組を主導する。

また、武器や軍事転用可能な資機材、技術等が、懸念国家等に拡散することを防止するため、国際輸出管理レジームにおける議論への積極的な参画を含め、関係国と協調しつつ、安全保障の観点に立った輸出管理の取組を着実に実施する。さらに、小型武器や対人地雷等の通常兵器に関する国際的な取組においても、積極的に対応する。

(4) 国際平和協力の推進

我が国は20年以上にわたり、国際平和協力のため、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダン等、様々な地域に自衛隊を始めとする要員を派遣し、その実績は内外から高い評価を得てきた。

今後、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国に対する国際社会からの評価や期待も踏まえ、PKO等に一層積極的に協力する。その際、ODA事業との連携を図るなど活動の効果的な実施に努める。

また、ODAや能力構築支援の更なる戦略的活用やNGOとの連携を含め、安全保障関連分野でのシームレスな支援を実施するため、これまでのスキームでは十分対応できない機関への支援も実施できる体制を整備する。

さらに、これまでの経験を活用した平和構築人材の育成や、各国PKO要員の育成も政府一体となって積極的に行う。これらの取組を行うに当たっては、米国、オーストラリア、欧州等同分野での経験を有する関係国等とも緊密に連携を図る。

(5) 国際テロ対策における国際協力の推進

テロはいかなる理由をもってしても正当化できず、強く非難されるべきものであり、国際社会が一体となって断固とした姿勢を示すことが重要である。

国際テロ情勢や国際テロ対策協力に関する各国との協議や意見交換、テロリストを厳正に処罰するための国際的な法的枠組みの強化、テロ対処能力が不十分な開発途上国に対する支援等に積極的に取り組み、国家安全保障の観点から国際社会と共に国際テロ対策を推進していく。

また、不法な武器、薬物の取引や誘拐等、組織犯罪の収益がテロリストの重要な資金源になっており、テロと国際組織犯罪は密接な関係を有している。こうした認識を踏まえ、国際組織犯罪を防止し、これと闘うための国際協力・途上国支援を強化していく。

5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化

国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため、普遍的価値の共有、開かれた国際経済システムの強化を図り、貧困、エネルギー問題、格差の拡大、気候変動、災害、食料問題といった国際社会の平和と安定の阻害要因となりかねない開発問題や地球規模課題の解決に向け、ODAの積極的・戦略的活用を図りつつ、以下の取組を進める。

(1) 普遍的価値の共有

自由、民主主義、女性の権利を含む基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有する国々との連帯を通じグローバルな課題に貢献する外交を展開する。

1990年代に東欧諸国やASEAN諸国で始まり、2010年代初頭にアラブ諸国に至った世界における民主化の流れは、グローバル化や市場経済化の急速な進展とあいまって、もはや不可逆的なものとなっている。

一方、「アラブの春」に見られるように、民主化は必ずしもスムーズに進んでいるわけではない。我が国は、先進自由民主主義国家として、人間の安全保障の理念も踏まえつつ、民主化支援、法制度整備

支援及び人権分野での支援にODAを積極的に活用し、また、人権対話等を通じ国際社会における人権擁護の潮流の拡大に貢献する。

また、女性に関する外交課題に積極的に取り組む。具体的には、紛争予防・平和構築における女性の役割拡大や社会進出促進等について、国際社会と協力していく。

(2) 開発問題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現

我が国は、これまでODAを活用して、世界の開発問題に積極的に取り組み、国際社会から高い評価を得てきた。開発問題への対応はグローバルな安全保障環境の改善にも資するものであり、国際協調主義に基づく積極的平和主義の一つの要素として、今後とも一層強化する必要がある。

こうした点を踏まえるとともに、「人間の安全保障」の実現に資するため、ODAを戦略的・効果的に活用し、国際機関やNGOを始めとする多様なステークホルダーと連携を図りつつ、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向け、貧困削減、国際保健、教育、水等の分野における取組を強化する。

また、新たな国際開発目標（ポスト2015年開発アジェンダ）の策定にも主導的役割を果たす。さらに、「人間の安全保障」の実現について、これまで我が国のイニシアティブとして国際社会でも主導的な役割を果たしている。今後とも、国際社会におけるその理念の主流化を一層促す。我が国は、阪神大震災、東日本大震災を始めとする幾多の自然災害に見舞われてきた。その教訓・経験を広く共有するとともに、世界各地において災害が巨大化し、頻発していることも踏まえ、防災分野での国際協力を主導し、災害に強い強靱な社会を世界中に広めていく。

(3) 開発途上国の人材育成に対する協力

開発途上国から、将来指導者となることが期待される優秀な学生や行政官を含む幅広い人材を我が国に招致し、その経験や知見を学ぶとともに、我が国の制度や技術・ノウハウに関する教育訓練を提供する。こうした取組により、我が国との相互理解を促進し、出身国の持続的な経済・社会発展に役立てるための人材育成をより一層推進する。

また、人材育成で培ったネットワークの維持・発展を図り、協力関係の基盤の拡大と強化に役立てる。

(4) 自由貿易体制の維持・強化

開放的でルールに基づいた国際経済システムを拡大し、その中で我が国が主要プレーヤーであり続けることは、世界経済の発展や我が国の経済的繁栄を確保していく上で不可欠である。

このような観点を踏まえながら、包括的で高い水準の貿易協定を目指すTPP協定、日EU経済連携協

定（EPA）、日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）を始めとする経済連携を推進し、世界経済の成長に寄与するとともに、その成長を取り込むことによって我が国の成長につなげていく。

また、こうした取組を通じた、アジア太平洋地域での貿易・投資面でのルール作りは、この地域の活力と繁栄を強化するものであり、安全保障面での安定した環境の基礎を強化する戦略的意義を有する。

このような21世紀型のEPAを結んでいくことにより、新たな貿易自由化の魅力的な先進事例を示すこととなり、WTOを基盤とする多角的貿易体制における世界規模の貿易自由化も促進していくことが期待される。

(5) エネルギー・環境問題への対応

エネルギーを含む資源の安定供給は活力ある我が国の経済にとって不可欠であり、国家安全保障上の課題である。資源の安定的かつ安価な供給を確保するため必要な外交的手段を積極的に活用し、各国の理解を得つつ、供給源の多角化等の取組を行っている。

気候変動分野では、国内の排出削減に向けた一層の取組を行う。優れた環境エネルギー技術や途上国支援等の我が国の強みをいかした攻めの地球温暖化外交戦略（「Actions for Cool Earth（ACE：エース）」）を展開する。また、全ての国が参加する公平かつ実効的な新たな国際枠組み構築に積極的に関与し、世界全体で排出削減を達成し、気候変動問題の解決に寄与する。

(6) 人と人との交流の強化

人と人との交流は、相手国との相互理解や友好関係を増進し国家間関係を確固たるものとさせる。加えて、国際社会における我が国に対する適切な理解を深め、安定的で友好的な安全保障環境を整備していく上でも有意義である。

このような観点から、特に双方向の青少年の交流を拡大するための施策を実施し、将来にわたって各国との関係を強化していく。例えば、文化的多様性を残しつつ地域統合が進んでいるASEANとは友好協力40周年を迎えたところであり、今後、交流事業の更なる活性化を通じて、相互理解を一層促進していく。

また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会といった世界共通の関心を集めるイベントを活用しつつ、スポーツや文化を媒体とした交流を促進し、個人レベルでの友好関係を構築し、深めていく。

6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進

国家安全保障を十全に確保するためには、外交力及

び防衛力を中心とする能力の強化に加え、これらの能力が効果的に発揮されることを支える国内基盤を整備することが不可欠である。

また、国家安全保障を達成するためには、国家安全保障政策に対する国際社会や国民の広範な理解を得ることが極めて重要であるとの観点をも踏まえ、以下の取組を進める。

(1) 防衛生産・技術基盤の維持・強化

防衛生産・技術基盤は、防衛装備品の研究開発、生産、運用、維持整備等を通じて防衛力を支える重要な要素である。限られた資源で防衛力を安定的かつ中長期的に整備、維持及び運用していくため、防衛装備品の効果的・効率的な取得に努めるとともに、国際競争力の強化を含めた我が国の防衛生産・技術基盤を維持・強化していく。

(2) 情報発信の強化

国家安全保障政策の推進に当たっては、その考え方について、内外に積極的かつ効果的に発信し、その透明性を高めることにより、国民の理解を深めるとともに、諸外国との協力関係の強化や信頼醸成を図る必要がある。

このため、官邸を司令塔として、政府一体となった統一かつ戦略的な情報発信を行うこととし、各種情報技術を最大限に活用しつつ、多様なメディアを通じ、外国語による発信の強化等を行う。

また、政府全体として、教育機関や有識者、シンクタンク等との連携を図りつつ、世界における日本語の普及、戦略的広報に資する人材の育成等を図る。

世界の安全保障環境が複雑・多様化する中であっ

ては、各国の利害が対立する状況も生じ得る。このような認識の下、客観的な事実を中心とする関連情報を正確かつ効果的に発信することにより、国際世論の正確な理解を深め、国際社会の安定に寄与する。

(3) 社会的基盤の強化

国家安全保障政策を中長期的観点から支えるためには、国民一人一人が、地域と世界の平和と安定及び人類の福祉の向上に寄与することを願いつつ、国家安全保障を身近な問題として捉え、その重要性や複雑性を深く認識することが不可欠である。

そのため、諸外国やその国民に対する敬意を表し、我が国と郷土を愛する心を養うとともに、領土・主権に関する問題等の安全保障分野に関する啓発や自衛隊、在日米軍等の活動の現状への理解を広げる取組、これらの活動の基盤となる防衛施設周辺の住民の理解と協力を確保するための諸施策等を推進する。

(4) 知的基盤の強化

国家安全保障に関する国民的な議論の充実や質の高い政策立案に寄与するため、関係省庁職員の派遣等による高等教育機関における安全保障教育の拡充・高度化、実践的な研究の実施等を行うとともに、これら機関やシンクタンク等と政府の交流を深め、知見の共有を促進する。

こうした取組を通じて、現実的かつ建設的に国家安全保障政策を吟味することができる民間の専門家や行政官の育成を促進するとともに、国家安全保障に知見を有する人材の層を厚くする。

資料5 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について

平成30年12月18日 国家安全保障会議決定
閣議決定

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定)は、平成30年度限りで廃止する。

(別紙)

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国は、戦後一貫して、平和国家としての道を歩んできた。これは、平和主義の理念の下、先人達の不断の努力によって成し遂げられてきたものである。

我が国政府の最も重大な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の生命・身体・財産、そして、領土・領海・領空を守り抜くことである。これは、我が国が独立国家として第一義的に果たすべき責任であり、我が国が自らの主体的・自主的な努力によってかかる責任を果たしていくことが、我が国の安全保障の根幹である。我が国の防衛力は、これを最終的に担保するものであり、平和国家である我が国の揺るぎない意思と能力を明確に示すものである。そして、我が国の平和と安全が維持されることは、我が国の繁栄の不可欠の前提である。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、極めて速いスピードで変化している。国際社会のパワーバランスの変化は加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大している。また、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域の利用の急速な拡大は、陸・海・空という従来の物理的な領域における対応を重視してきたこれまでの国家の安全保障の在り方を根本から変えようとしている。

我が国は、その中であっても、平和国家としてより力強く歩んでいく。そのためには、激変する安全保障環境の中、我が国自身が、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空、そして、主権・独立は主体的・自主的な努力によって守る体制を抜本的に強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていく必要がある。今や、どの国も一国では自国の安全を守ることはできない。日米同盟や各国との安全保障協力の強化は、我が国の安全保障にとって不可欠であり、我が国自身の努力なくしてこれを達成することはできない。国際社会もまた、我が国が国力にふさわしい役割を果たすことを期待している。

今後の防衛力の強化に当たっては、以上のような安全保障の現実に正面から向き合い、従来の延長線上ではない真に実効的な防衛力を構築するため、防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保していく必要がある。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域については、我が国としての優位性を獲得することが死活的に重要と

なっており、陸・海・空という従来の区分に依拠した発想から完全に脱却し、全ての領域を横断的に連携させた新たな防衛力の構築に向け、従来とは抜本的に異なる速度で変革を図っていく必要がある。一方、急速な少子高齢化や厳しい財政状況を踏まえれば、過去にとらわれぬ徹底した合理化なくして、かかる防衛力の強化を実現することはできない。

日米同盟は、我が国自身の防衛体制とあいまって、引き続き我が国の安全保障の基軸であり続ける。上述のとおり、我が国が独立国家としての第一義的な責任をしっかりと果たしていくことこそが、日米同盟の下での我が国の役割を十全に果たし、その抑止力と対処力を一層強化していく道であり、また、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、安全保障協力を戦略的に進めていくための基盤である。

このような考え方の下、「国家安全保障戦略について」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定。以下「国家安全保障戦略」という。)を踏まえ、我が国の未来の礎となる防衛の在るべき姿について、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

II 我が国を取り巻く安全保障環境

1 現在の安全保障環境の特徴

国際社会においては、国家間の相互依存関係が一層拡大・深化する一方、中国等の更なる国力の伸長等によるパワーバランスの変化が加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性が増している。こうした中、自らに有利な国際秩序・地域秩序の形成や影響力の拡大を目指した、政治・経済・軍事にわたる国家間の競争が顕在化している。

このような国家間の競争は、軍や法執行機関を用いて他国の主権を脅かすことや、ソーシャル・ネットワーク等を用いて他国の世論を操作することなど、多様な手段により、平素から恒常的に行われている。また、いわゆるグレーゾーンの事態は、国家間の競争の一環として長期にわたり継続する傾向にあり、今後、更に増加・拡大していく可能性がある。こうしたグレーゾーンの事態は、明確な兆候のないまま、より重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。さらに、いわゆる「ハイブリッド戦」のような、軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法は、相手方に軍事面にとどまらない複雑な対応を強いている。

また、情報通信等の分野における急速な技術革新に伴い、軍事技術の進展は目覚ましいものとなっている。こうした技術の進展を背景に、現在の戦闘様相は、陸・海・空のみならず、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を組み合わせたものとなり、各国は、全般的な軍事能力の向上のため、新たな領域における能力を裏付ける技術の優位を追求している。宇宙

領域やサイバー領域は、民生分野でも広範に活用されており、この安定的な利用が妨げられれば、国家・国民の安全に重大な影響が及ぶおそれがある。

軍事技術の進展により、現在では、様々な脅威が容易に国境を越えてくるものとなっている。さらに、各国は、ゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を活用した兵器の開発に注力するとともに、人工知能(AI)を搭載した自律型の無人兵器システムの研究にも取り組んでいる。今後の更なる技術革新は、将来の戦闘様相を更に予見困難なものにすると思われる。

国際社会においては、一国のみでの対応が困難な安全保障上の課題が広範化・多様化している。宇宙領域やサイバー領域に関しては、国際的なルールや規範作りが安全保障上の課題となっている。海洋においては、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例がみられ、公海における自由が不当に侵害される状況が生じている。また、核・生物・化学兵器等の大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散及び深刻化する国際テロは、引き続き、国際社会にとっての重大な課題である。

こうした中、我が国の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。

2 各国の動向

米国は、依然として世界最大の総合的な国力を有しているが、あらゆる分野における国家間の競争が顕在化する中で、世界的・地域的な秩序の修正を試みる中国やロシアとの戦略的競争が特に重要な課題であるとの認識を示している。

米国は、軍事力の再建のため、技術革新等による全ての領域における軍事的優位の維持、核抑止力の強化、ミサイル防衛能力の高度化等に取り組んでいる。また、同盟国やパートナー国に対しては、防衛のコミットメントを維持し、戦力の前方展開を継続するとともに、責任分担の増加を求めている。さらに、インド太平洋地域を優先地域と位置付け、同盟とパートナーシップを強化するとの方針を掲げている。

また、米国を始めとする北大西洋条約機構(NATO)加盟国は、力を背景とした現状変更や「ハイブリッド戦」に対応するため、戦略の再検討等を行うとともに、安全保障環境の変化等を踏まえ、国防費を増加させてきている。

中国は、今世紀中葉までに「世界一流の軍隊」を建設することを目標に、透明性を欠いたまま、高い水準で国防費を増加させ、核・ミサイル戦力や海上・航空戦力を中心に、軍事力の質・量を広範かつ急速に強化している。その際、指揮系統の混乱等を可能とするサイバー領域や電磁波領域における能力を急速に発展させるとともに、対衛星兵器の開発・実験を始めとする宇宙領域における能力強化も継続するなど、新たな領

域における優勢の確保を重視している。また、ミサイル防衛を突破するための能力や揚陸能力の向上を図っている。このような軍事能力の強化は、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する軍事能力、いわゆる「接近阻止/領域拒否」(「A2/AD」)能力の強化や、より遠方での作戦遂行能力の構築につながるものである。これらに加え、国防・科学技術・工業の軍民融合政策を推進するとともに、軍事利用が可能とされる先端技術の開発・獲得に積極的に取り組んでいる。このほか、海上法執行機関と軍との間では連携が強化されている。

中国は、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、力を背景とした一方的な現状変更を試みるとともに、東シナ海を始めとする海空域において、軍事活動を拡大・活発化させている。我が国固有の領土である尖閣諸島周辺においては、我が国の強い抗議にもかかわらず公船による断続的な領海侵入や海軍艦艇による恒常的な活動等を行っている。太平洋や日本海においても軍事活動を拡大・活発化させており、特に、太平洋への進出は近年高い頻度で行われ、その経路や部隊構成が多様化している。南シナ海においては、大規模かつ急速な埋立てを強行し、その軍事拠点化を進めるとともに、海空域における活動も拡大・活発化させている。

こうした中国の軍事動向等については、国防政策や軍事力の不透明性とあいまって、我が国を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。中国には、地域や国際社会において、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待される。

北朝鮮は、近年、前例のない頻度で弾道ミサイルの発射を行い、同時発射能力や奇襲的攻撃能力等を急速に強化してきた。また、核実験を通じた技術的成熟等を踏まえれば、弾道ミサイルに搭載するための核兵器の小型化・弾頭化を既に実現しているとみられる。北朝鮮は、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を表明し、核実験場の爆破を公開する等の動きは見せたものの、全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は生じていない。

また、北朝鮮は、非対称的な軍事能力として、サイバー領域について、大規模な部隊を保持するとともに、軍事機密情報の窃取や他国の重要インフラへの攻撃能力の開発を行っていると思われる。これらに加え、大規模な特殊部隊を保持している。

このような北朝鮮の軍事動向は、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっている。国際社会も、国際連合安全保障理事会決議において、北

朝鮮の核及び弾道ミサイル関連活動が国際の平和及び安全に対する明白な脅威であるとの認識を明確にしている。

ロシアは、核戦力を中心に軍事力の近代化に向けた取組を継続することで軍事態勢の強化を図っており、ウクライナ情勢等をめぐり、欧米と激しく対立している。また、北極圏、欧州、米国周辺、中東に加え、北方領土を含む極東においても軍事活動を活発化させる傾向にあり、その動向を注視していく必要がある。

3 我が国の特性

四面環海で長い海岸線を持つ我が国は、本土から離れた多くの島嶼及び広大な排他的経済水域を有しており、そこには守り抜くべき国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び各種資源が広く存在している。また、海洋国家であり、資源や食料の多くを海外との貿易に依存する我が国にとって、法の支配、航行の自由等の基本的ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することが、平和と繁栄の基礎である。

一方、我が国は、大きな被害を伴う自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在している。

これらに加えて、我が国においては、人口減少と少子高齢化が経験をしたことのない速度で急速に進展しているとともに、厳しい財政状況が続いている。

4 まとめ

以上を踏まえると、今日の我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は引き続き低いと考えられる一方、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定。以下「前大綱」という。）を策定した際に想定したものよりも、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。

我が国に対する脅威が現実化し、国民の命と平和な暮らしを脅かすことを防ぐためには、この現実を踏まえた措置を講ずることが必要となっている。

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸として、各国との協力関係の拡大・深化を進めてきた。また、この際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守ってきた。

今後とも、我が国は、こうした基本方針等の中で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。その上で、我が国は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の中でも、国民の生命・身体・財産、領土・

領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならない。このため、我が国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示した上で、これまで以上に多様な取組を積極的かつ戦略的に推進していく。

防衛の目標として、まず、平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する。また、我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。さらに、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化する。

これらの防衛の目標を確実に達成するため、その手段である我が国自身の防衛体制、日米同盟及び安全保障協力をそれぞれ強化していく。これは、格段に変化の速度を増し、複雑化する安全保障環境に対応できるよう、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優位性を早期に獲得することを含め、迅速かつ柔軟に行っていかなければならない。

また、核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠であり、我が国は、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、総合ミサイル防空や国民保護を含む我が国自身による対処のための取組を強化する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。

1 我が国自身の防衛体制の強化

(1) 総合的な防衛体制の構築

これまでに直面したことのない安全保障環境の現実を正面から向き合い、防衛の目標を確実に達成するため、あらゆる段階において、防衛省・自衛隊のみならず、政府一体となった取組及び地方公共団体、民間団体等との協力を可能とし、我が国が持てる力を総合する防衛体制を構築する。特に、宇宙、サイバー、電磁波、海洋、科学技術といった分野における取組及び協力を加速するほか、宇宙、サイバー等の分野の国際的な規範の形成に係る取組を推進する。

我が国が有するあらゆる政策手段を体系的に組み合わせること等を通じ、平素からの戦略的なコミュニケーションを含む取組を強化する。

有事やグレーゾーンの事態等の各種事態に対しては、文民統制の下、これまでも態勢の強化に努めてきたが、今後、政治がより強力なリーダーシップを発揮し、迅速かつ的確に意思決定を行うことにより、政府一体となってシームレスに対応する必要があり、これを補佐する態勢も充実させる。また、国民の生命・身体・財産を守る観点から、各種災害への対応及び国民の保護のための体制を引き続き強化し、地方公共団体と連携して避難施設の確保に取り組むとともに、緊急事態における在外邦人等の迅速な退避

及び安全の確保のために万全の態勢を整える。さらに、電力、通信といった国民生活に重要なインフラや、サイバー空間を守るための施策を進める。

以上の取組に加え、各種対応を的確に行うため、平素から、関連する計画等の体系化を図りつつ、それらの策定又は見直しを進めるとともに、シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性を高める。

(2) 我が国の防衛力の強化

ア 防衛力の意義・必要性

防衛力は、我が国の安全保障を確保するための最終的な担保であり、我が国に脅威が及ぶことを抑止するとともに、脅威が及ぶ場合にはこれを排除し、独立国家として国民の生命・身体・財産と我が国の領土・領海・領空を主体的・自主的な努力により守り抜くという、我が国の意思と能力を表すものである。

同時に、防衛力は、平時から有事までのあらゆる段階で、日米同盟における我が国自身の役割を主体的に果たすために不可欠のものであり、我が国の安全保障を確保するために防衛力を強化することは、日米同盟を強化することにほかならない。また、防衛力は、諸外国との安全保障協力における我が国の取組を推進するためにも不可欠のものである。

このように、防衛力は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の下で、我が国が独立国家として存立を全うするための最も重要な力であり、主体的・自主的に強化していかなければならない。

イ 真に実効的な防衛力—多次元統合防衛力

厳しさを増す安全保障環境の中で、軍事力の質・量に優れた脅威に対する実効的な抑止及び対処を可能とするためには、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域と陸・海・空という従来の領域の組合せによる戦闘様相に適応することが死活的に重要になっている。

このため、今後の防衛力については、個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うできるものとする必要がある。

また、不確実性を増す安全保障環境の中で、我が国を確実に防衛するためには、平時から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できることが重要である。これまでも、多様な活動を機動的・持続的に行い得る防衛力の構築に

努めてきたが、近年では、平素からのプレゼンス維持、情報収集・警戒監視等の活動をより広範かつ高頻度実施しなければならず、このため、人員、装備等に慢性的な負荷がかかり、部隊の練度や活動量を維持できなくなるおそれが生じている。

このため、今後の防衛力については、各種活動の持続性・強靱性を支える能力の質及び量を強化しつつ、平素から、事態の特性に応じた柔軟かつ戦略的な活動を常時継続的に実施可能なものとする必要がある。

さらに、我が国の防衛力は、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するものであるとともに、多角的・多層的な安全保障協力を推進し得るものである必要がある。

以上の観点から、今後、我が国は、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。

(3) 防衛力が果たすべき役割

我が国の防衛力は、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、これに対処するため、以下の役割をシームレスかつ複合的に果たせるものでなければならない。特に、国民の命と平和な暮らしを守る観点から、平素から様々な役割を果たしていくことがこれまで以上に重要である。

ア 平時からグレーゾーンの事態への対応

積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を通じて平素からプレゼンスを高め、我が国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的なコミュニケーションを外交と一体となって推進する。また、全ての領域における能力を活用して、我が国周辺において広域にわたり常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）を行うとともに、柔軟に選択される抑止措置等により事態の発生・深刻化を未然に防止する。これら各種活動による態勢も活用し、領空侵犯や領海侵入といった我が国の主権を侵害する行為に対し、警察機関等とも連携しつつ、即時に適切な措置を講じる。

弾道ミサイル等の飛来に対しては、常時持続的に我が国を防護し、万が一被害が発生した場合にはこれを局限する。

イ 島嶼部を含む我が国に対する攻撃への対応

島嶼部を含む我が国への攻撃に対しては、必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢・航空優勢を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回する。

ミサイル、航空機等の経空攻撃に対しては、最適の手段により、機動的かつ持続的に対応するとともに、被害を局限し、自衛隊の各種能力及び能力発揮の基盤を維持する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃に対しては、原子力発電所等の重要施設の防護並びに侵入した部隊の搜索及び撃破を行う。

ウ あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応

平素から、宇宙・サイバー・電磁波の領域において、自衛隊の活動を妨げる行為を未然に防止するために常時継続的に監視し、関連する情報の収集・分析を行う。かかる行為の発生時には、速やかに事象を特定し、被害の局限、被害復旧等を迅速に行う。

我が国への攻撃に際しては、こうした対応に加え、宇宙・サイバー・電磁波の領域を活用して攻撃を阻止・排除する。

また、社会全般が宇宙空間やサイバー空間への依存を高めていく傾向等を踏まえ、関係機関との適切な連携・役割分担の下、政府全体としての総合的な取組に寄与する。

エ 大規模災害等への対応

大規模災害等の発生に際しては、国民の生命・身体・財産を守るため、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期するとともに、必要に応じ、対応態勢を長期間にわたり持続する。また、被災者や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応するとともに、関係機関、地方公共団体及び民間部門と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援等を行う。

オ 日米同盟に基づく米国との共同

平時から有事までのあらゆる段階において、「日米防衛協力のための指針」を踏まえ、日米同盟における我が国自身の役割を主体的に果たすことにより、2で後述するような日米共同の活動を効果的に実施する。

カ 安全保障協力の推進

地域の特性や相手国の実情を考慮した方針の下、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む防衛協力・交流を戦略的に推進するなど、3で後述するような安全保障協力の強化のための取組を積極的に実施する。

2 日米同盟の強化

日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国自身の防衛体制とあいまって、我が国の安全保障の基軸である。また、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国のみならず、インド太平洋地域、さらには国際社会の平和と安定及び繁栄に大きな役割を果たしている。

国家間の競争が顕在化する中、普遍的価値と戦略的利益を共有する米国との一層の関係強化は、我が国の安全保障にとってこれまで以上に重要となっている。また、米国も、同盟国との協力がより重要になっているとの認識を示している。

日米同盟は、平和安全法制により新たに可能となった活動等を通じて、これまでも強化されてきたが、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増す中で、我が国の防衛の目標を達成するためには、「日米防衛協力のための指針」の下で、一層の強化を図ることが必要である。

日米同盟の一層の強化に当たっては、我が国が自らの防衛力を主体的・自主的に強化していくことが不可欠の前提であり、その上で、同盟の抑止力・対処力の強化、幅広い分野における協力の強化・拡大及び在日米軍駐留に関する施策の着実な実施のための取組を推進する必要がある。

(1) 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

平時から有事までのあらゆる段階や災害等の発生時において、日米両国間の情報共有を強化するとともに、全ての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、我が国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずる。

このため、各種の運用協力及び政策調整を一層深化させる。特に、宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同のISR活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化等を図る。これらに加え、米軍の活動を支援するための後方支援や、米軍の艦艇、航空機等の防護といった取組を一層積極的に実施する。

(2) 幅広い分野における協力の強化・拡大

自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することを含め、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案しつつ、海洋分野等における能力構築支援、人道支援・災害救援、海賊対処等について、日米共同の活動を実施する。

また、日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、装備、技術、施設、情報協力・情報保全等に関し、協力を強化・拡大する。

特に、日米共同の活動に資する装備品の共通化や

各種ネットワークの共有を推進する。また、我が国周辺における米軍の持続的な活動を支援し、我が国装備品の高い可動率の確保にも資するため、米国製装備品の国内における整備能力を確保する。

また、日米の能力を効率的に強化すべく、防衛力強化の優先分野に係る共通の理解を促進しつつ、有償援助（FMS）調達の合理化による米国の高性能の装備品の効率的な取得、日米共同研究・開発等を推進する。

さらに、訓練施設や訓練区域を含む自衛隊施設及び米軍施設・区域について、共同使用に係る協力や、強靱性の向上のための取組を推進する。

(3) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。

特に、沖縄については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、近年、米軍施設・区域の返還等の沖縄の負担軽減を一層推進してきているところであり、引き続き、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等を着実に実施することにより、沖縄の負担軽減を図っていく。

3 安全保障協力の強化

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進する。その一環として、防衛力を積極的に活用し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流等を含む防衛協力・交流に取り組む。また、グローバルな安全保障上の課題への対応にも貢献する。こうした取組の実施に当たっては、外交政策との調整を十分に図るとともに、日米同盟を基軸として、普遍的価値や安全保障上の利益を共有する国々との緊密な連携を図る。

(1) 防衛協力・交流の推進

オーストラリアとの間では、相互運用性の更なる向上等のため、外務・防衛閣僚協議（「2+2」）等の枠組みも活用しつつ、共同訓練・演習の拡充、防衛装備・技術協力を一層推進するとともに、地域の平和と安定のため、二国間で連携した能力構築支援等の協力を進める。また、普遍的価値と戦略的利益を共有する日米豪三国間の枠組みによる協力関係を一層強化する。

インドとの間では、戦略的な連携を強化する観点から、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、海洋安全保障を始めとする幅広い分野において、共同訓練・

演習や防衛装備・技術協力を中心とする協力を推進する。また、日米印三国間の連携を強化する。

東南アジア諸国との間では、地域協力の要となる東南アジア諸国連合（ASEAN）の中心性・一体性の強化の動きを支援しつつ、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援等の具体的な二国間・多国間協力を推進する。

韓国との間では、幅広い分野での防衛協力を進めるとともに、連携の基盤の確立に努める。また、地域における平和と安定を維持するため、日米韓三国間の連携を引き続き強化する。

英国やフランスとの間では、インド太平洋地域における海洋秩序の安定等のため、「2+2」等の枠組みも活用しつつ、より実践的な共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。欧州諸国並びにNATO及び欧州連合（EU）との協力を強化する。

カナダ及びニュージーランドとの間では、共同訓練・演習、二国間で連携した第三国との協力等を推進する。

中国との間では、相互理解・信頼関係を増進するため、多層的な対話や交流を推進する。この際、中国がインド太平洋地域の平和と安定のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範を遵守するとともに、軍事力強化に係る透明性を向上するよう引き続き促していく。また、両国間における不測の事態を回避すべく、「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」を両国間の信頼関係の構築に資する形で運用していく。中国による我が国周辺海空域等における活動に対しては、冷静かつ毅然として対応する。

ロシアについては、相互理解・信頼関係の増進のため、「2+2」を始めとする安全保障対話、ハイレベル交流及び幅広い部隊間交流を推進するとともに、共同訓練・演習を深化させる。

太平洋島嶼国との間では、自衛隊の部隊による寄港・寄航を行うとともに、各自衛隊の能力・特性を活かした交流や協力を推進する。

中央アジア・中東・アフリカ諸国との間では、協力関係の構築・強化を図るため、ハイレベルを含めた交流や国連平和維持活動に係る能力構築支援等の協力を推進する。

また、多国間枠組みについては、インド太平洋地域の安全保障分野に係る議論や協力・交流の重要な基盤となっている東アジア首脳会議（EAS）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）、ASEAN地域フォーラム（ARF）等を重視し、域内諸国間の協力・信頼関係の強化に貢献していく。

(2) グローバルな課題への対応

海洋における航行・飛行の自由や安全を確保する

観点から、インド、スリランカ等の南アジア諸国、東南アジア諸国といったインド太平洋地域の沿岸国自身の海洋安全保障に関する能力の向上に資する協力を推進する。また、共同訓練・演習や部隊間交流、これらに合わせた積極的な寄港等を推進するとともに、関係国と協力した海賊への対応や海洋状況把握(MDA)の能力強化に係る協力等の取組を行う。

宇宙領域の利用については、関係国との協議や情報共有、多国間演習への積極的な参加等を通じ、宇宙状況監視(SSA)や宇宙システム全体の機能保証等を含めた様々な分野での連携・協力を推進する。また、サイバー領域の利用については、脅威認識の共有、サイバー攻撃対処に関する意見交換、多国間演習への参加等により、関係国との連携・協力を強化する。

大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。

国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験を活かし、人材育成等に取り組みつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣や我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を通じ積極的に貢献する。なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。

IV 防衛力強化に当たっての優先事項

1 基本的考え方

防衛力の強化は、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するために、従来とは抜本的に異なる速度で行わなければならない。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況を踏まえれば、予算・人員をこれまで以上に効率的に活用することが必要不可欠である。

このため、防衛力の強化に当たっては、特に優先すべき事項について、可能な限り早期に強化することとし、既存の予算・人員の配分に固執することなく、資源を柔軟かつ重点的に配分するほか、所要の抜本的な改革を行う。

この際、あらゆる分野での陸海空自衛隊の統合を一層推進し、縦割りに陥ることなく、組織及び装備を最適化する。特に、宇宙・サイバー・電磁波といった新

たな領域における能力、総合ミサイル防空、被害復旧、輸送、整備、補給、警備、教育、衛生、研究等の幅広い分野において統合を推進する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、将来における情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より徹底した効率化・合理化を図る。

2 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項

(1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化

領域横断作戦を実現するため、優先的な資源配分や我が国の優れた科学技術の活用により、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化する。この際、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に接続する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。

ア 宇宙領域における能力

情報収集、通信、測位等のための人工衛星の活用は領域横断作戦の実現に不可欠である一方、宇宙空間の安定的利用に対する脅威は増大している。

このため、宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力を一層向上させるとともに、宇宙空間の状況を地上及び宇宙空間から常時継続的に監視する体制を構築する。また、機能保証のための能力や相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保するための能力の強化に取り組む。

その際、民生技術を積極的に活用するとともに、宇宙航空研究開発機構(JAXA)等の関係機関や米国等の関係国との連携強化を図る。また、宇宙領域を専門とする部隊や職種の創設等の体制構築を行うとともに、宇宙分野での人材育成と知見の蓄積を進める。

イ サイバー領域における能力

サイバー領域を活用した情報通信ネットワークは、様々な領域における自衛隊の活動の基盤であり、これに対する攻撃は、自衛隊の組織的な活動に重大な障害を生じさせるため、こうした攻撃を未然に防止するための自衛隊の指揮通信システムやネットワークに係る常時継続的な監視能力や被害の局限、被害復旧等の必要な措置を迅速に行う能力を引き続き強化する。また、有事において、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力の抜本的強化を図る。

その際、専門的な知識・技術を持つ人材を大幅に増強するとともに、政府全体の取組への寄与に

も留意する。

ウ 電磁波領域における能力

電磁波は、活用範囲や用途の拡大により、現在の戦闘様相における攻防の最前線として、主要な領域の一つと認識されるようになってきている。電磁波領域の優越を確保することも、領域横断作戦の実現のために不可欠である。

このため、情報通信能力の強化、電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢の構築を推進するとともに、相手からの電磁波領域における妨害等に際して、その効果を局限する能力等を向上させる。また、我が国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化するための能力を強化する。こうした各種活動を円滑に行うため、電磁波の利用を適切に管理・調整する機能を強化する。

(2) 従来の領域における能力の強化

領域横断作戦の中で、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力と一体となって、航空機、艦艇、ミサイル等による攻撃に効果的に対処するための能力を強化する。

ア 海空領域における能力

我が国への攻撃に実効的に対応するため、海上優勢・航空優勢を獲得・維持することが極めて重要である。

このため、我が国周辺海空域における常続監視を広域にわたって実施する態勢を強化する。

また、無人水中航走体(UUV)を含む水中・水上における対処能力を強化する。

さらに、柔軟な運用が可能な短距離離陸・垂直着陸(STOVL)機を含む戦闘機体系の構築等により、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始め、空における対処能力を強化する。その際、戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる中、自衛隊員の安全を確保しつつ、戦闘機の運用の柔軟性を更に向上させるため、必要な場合には現有の艦艇からのSTOVL機の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずる。

イ スタンド・オフ防衛能力

各国の早期警戒管制能力や各種ミサイルの性能が著しく向上していく中、自衛隊員の安全を確保しつつ、我が国への攻撃を効果的に阻止する必要がある。

このため、島嶼部を含む我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、脅威圏の外からの対処を行うためのスタンド・オフ火力等の必要な能力を獲得するとともに、軍事技術の進展等に適切に対応できるよう、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化する。

ウ 総合ミサイル防空能力

弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限する必要がある。

このため、ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力を強化する。将来的な経空脅威への対処の在り方についても検討を行う。

また、日米間の基本的な役割分担を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる。

エ 機動・展開能力

島嶼部への攻撃を始めとする各種事態に実効的に対応するためには、適切な地域で所要の部隊が平素から常時継続的に活動するとともに、状況に応じた機動・展開を行うことが必要である。

このため、水陸両用作戦能力等を強化する。また、迅速かつ大規模な輸送のため、島嶼部の特性に応じた基幹輸送及び端末輸送の能力を含む統合輸送能力を強化するとともに、平素から民間輸送力との連携を図る。

(3) 持続性・強靱性の強化

平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化することが必要である。

このため、弾薬、燃料等の確保、海上輸送路の確保、重要インフラの防護等に必要な措置を推進する。特に、関係府省等とも連携を図りつつ、弾薬、燃料等の安全かつ着実な整備・備蓄等により持続性を向上させる。また、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等により、多層的に強靱性を向上させる。さらに、従来の維持整備方法の見直し等により、より効果的・効率的な維持整備を図り、装備品の高い可動率を確保する。

3 防衛力の中心的構成要素の強化における優先事項

(1) 人的基盤の強化

防衛力の中核は自衛隊員であり、自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠である。これらは人口減少と少子高齢化の急速な進展によって喫緊の課題となっており、防衛力の持続性・強靱性の観点からも、自衛隊員を支える人的基盤の強化をこれまで以上に推進していく必要がある。

このため、地方公共団体等との連携を含む募集施策の推進、大卒者等を含む採用層の拡大や女性の活躍推進のための取組、自衛官の定年年齢の適切な引

上げや退職自衛官の活用、予備自衛官等の活用や充足向上のための取組といった、より幅広い層から多様かつ優秀な人材を確保するための制度面を含む取組に加え、人工知能等の技術革新の成果を活用した無人化・省人化を推進する。

また、全ての自衛隊員が高い士気を維持し自らの能力を十分に発揮し続けられるよう、生活・勤務環境の改善を図るとともに、ワークライフバランスの確保のため、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。

さらに、統合教育・研究の強化等、自衛隊の能力及びその一体性を高めるための教育・研究の充実を促進するほか、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。これらに加え、栄典・礼遇に関する施策の推進、任務の特殊性等を踏まえた給与面の改善といった処遇の向上や、若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえた再就職支援の一層の充実を図る。

(2) 装備体系の見直し

現有の装備体系を統合運用の観点も踏まえて検証し、合理的な装備体系を構築する。その際、各自衛隊の運用に必要な能力等を踏まえつつ、装備品のファミリー化、装備品の仕様の最適化・共通化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達等を行うとともに、航空機等の種類の削減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等を行う。

(3) 技術基盤の強化

軍事技術の進展を背景に戦闘様相が大きく変化する中、我が国の優れた科学技術を活かし、政府全体として、防衛装備につながる技術基盤を強化することがこれまで以上に重要となっている。

このため、新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して選択と集中による重点的な投資を行うとともに、研究開発のプロセスの合理化等により研究開発期間の大幅な短縮を図る。この際、企画提案方式の積極的な活用や、今後の我が国の防衛に必要な能力に関する研究開発ビジョンの策定等による予見可能性の向上により、企業の先行投資の促進を図るとともに、その力を最大限に引き出す。

さらに、国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用を努める。

国内外の先端技術動向について調査・分析等を行うシンクタンクの活用や創設等により、革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強

化する。

(4) 装備調達の最適化

自衛隊の装備品の質及び量を必要かつ十分に確保するためには、高性能の装備品を可能な限り安価に取得する必要がある、予算の計上のみならず執行に際しても、徹底したコスト管理・抑制を行う必要がある。

このため、長期契約を含め、装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用や維持整備の効率化を推進する。また、国内外の企業間競争の促進を図るとともに、国際共同開発・生産や海外移転も念頭に置いた装備品の開発等を推進する。さらに、米国の高性能な装備品を効率的に調達するため、FMS調達の合理化を推進するとともに、米軍等との調達時期・仕様の整合に努める。これらに際しては、ライフサイクル全体を通じたプロジェクト管理の取組を更に強化する。

(5) 産業基盤の強靱化

我が国の防衛産業は、装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠の基盤である。高性能な装備品の生産と高い可動率を確保するため、少量多種生産による高コスト化、国際競争力の不足等の課題を克服し、変化する安全保障環境に的確に対応できるよう、産業基盤を強靱化する必要がある。

このため、装備体系、技術基盤及び装備調達に係る各種施策に加え、企業へのインセンティブの付与も含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、装備品のサプライチェーンのリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等に我が国の防衛産業が更に参画できるよう努める。さらに、我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努める。同時に、装備品に係る重要技術の流出を防ぐため、知的財産管理、技術管理及び情報保全の強化を進める。以上の各種施策を通じて、コストダウンと企業競争力の向上を図ることにより、強靱な産業基盤の構築を目指すとともに、そのための更なる方策についても検討していく。

(6) 情報機能の強化

政策判断や部隊運用に資する情報支援を適時・適切に実施するため、情報機能を強化する。特に、各種事態等の兆候を早期に察知し迅速に対応するとともに、中長期的な軍事動向等を踏まえた各種対応を行うため、情報の収集・処理、分析・共有、保全の各段階における機能を強化する。

その際、情報処理分野における技術動向にも留意しつつ、新たな領域に係るものも含め、電波情報、画像情報、人的情報、公開情報等に関する収集能

力・態勢を強化するとともに、情報収集衛星を運用する内閣衛星情報センター等の国内の関係機関や同盟国等との連携を強化する。また、情報収集・分析要員の確保・育成や、情報共有のためのシステムの整備・連接等を進める。さらに、より強固な情報保全体制を確立するとともに、カウンターインテリジェンスに係る機能を強化する。

V 自衛隊の体制等

宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦を実現するため、1のとおり統合運用を強化するとともに、各自衛隊の体制を2から4までのとおり整備することとする。また、将来の主要な編成、装備等の具体的規模については、別表のとおりとする。

1 領域横断作戦の実現のための統合運用

- (1) あらゆる分野で陸海空自衛隊の統合を一層推進するため、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を統合幕僚監部において強化するとともに、将来的な統合運用の在り方について検討する。また、各自衛隊間の相互協力の観点で踏まえた警備及び被害復旧に係る態勢を構築するなど、各自衛隊の要員の柔軟な活用を図る。
- (2) 宇宙空間の状況を常時継続的に監視するとともに、機能保証や相手方の指揮統制・情報通信を妨げることを含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保し得るよう、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊を保持するとともに、統合運用に係る態勢を強化する。
- (3) 自衛隊の情報通信ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊を保持する。
- (4) 電磁波の利用を統合運用の観点から適切に管理・調整し得るよう、統合幕僚監部における態勢を強化する。また、電磁波領域に係る情報収集・分析や、侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等の無力化を行い得るよう、各自衛隊における態勢を強化する。
- (5) 平素から常時持続的に我が国国土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威に同時対処し得るよう、陸上自衛隊において地对空誘導弾部隊及び弾道ミサイル防衛部隊、海上自衛隊においてイージス・システム搭載護衛艦、航空自衛隊において地对空誘導弾部隊を保持し、これらを含む総合ミサイル防空能力を構築する。
- (6) 平時から有事までのあらゆる段階において、統合運用の下、自衛隊の部隊等の迅速な機動・展開を行い得るよう、共同の部隊として海上輸送部隊を保

持する。

2 陸上自衛隊の体制

- (1) 各種事態に即応し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団、機動旅団及び機甲師団）のほか、サイバー領域や電磁波領域における各種作戦、空挺、水陸両用作戦、特殊作戦、航空輸送、特殊武器防護、各国等との安全保障協力等を有効に実施し得るよう、専門的機能を備えた部隊を、機動運用部隊として保持する。

この際、良好な訓練環境を踏まえ、統合輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提として、高い練度を維持した機動運用を基本とする作戦基本部隊の半数を北海道に保持する。

また、水陸機動団等の機動運用部隊による艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部への部隊配備、海上自衛隊及び航空自衛隊とのネットワーク化の確立等により、抑止力・対処力の強化を図る。

- (2) 島嶼部等に対する侵攻に対処し得るよう、地对艦誘導弾部隊及び島嶼防衛用高速滑空弾部隊を保持する。
- (3) (1) に示す機動運用を基本とする部隊以外の作戦基本部隊（師団・旅団）について、戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直すほか、各方面隊直轄部隊についても航空火力に係る部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底した上で、地域の特性に応じて適切に配置する。

3 海上自衛隊の体制

- (1) 常統監視や対潜戦・対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保、各国等との安全保障協力等を機動的に実施し得るよう、多様な任務への対応能力を向上させた護衛艦等を含む増強された護衛艦部隊、掃海艦艇部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持し、これら護衛艦部隊及び掃海艦艇部隊から構成される水上艦艇部隊を編成する。また、我が国周辺海域における平素からの警戒監視を強化し得るよう、哨戒艦部隊を保持する。

その際、多様な任務への対応能力を向上させた護衛艦について、複数クルーでの交替勤務の導入や、警戒監視能力に優れた哨戒艦との連携により、常統監視のための態勢を強化する。

- (2) 水中における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保持する。

その際、試験潜水艦の導入により、潜水艦部隊の運用効率化と能力向上の加速を図り、常統監視のた

めの態勢を強化する。

- (3) 洋上における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持する。

4 航空自衛隊の体制

- (1) 太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域の常時継続的な警戒監視等を行い得る警戒管制部隊のほか、グレーゾーンの事態等の情勢緊迫時において、長期間にわたり空中における警戒監視・管制を有効に行い得る増強された警戒航空部隊からなる航空警戒管制部隊を保持する。
- (2) 太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域において、戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行い得るよう、能力の高い戦闘機で増強された戦闘機部隊を保持する。また、戦闘機部隊、警戒航空部隊等が各種作戦を広域かつ持続的に遂行し得るよう、増強された空中給油・輸送部隊を保持する。
- (3) 陸上部隊等の機動・展開、各国等との安全保障協力等を効果的に実施し得るよう、航空輸送部隊を保持する。
- (4) 我が国から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施し得るよう、無人機部隊を保持する。

VI 防衛力を支える要素

防衛力がその真価を発揮するためには、平素から絶えずその能力を維持・向上させるとともに、国民の幅広い理解を得ることが必要である。

1 訓練・演習

自衛隊の戦術技量の維持・向上のため、必要に応じて、関係機関、地方公共団体や民間部門とも連携しながら、より実践的で効果的かつ計画的な訓練・演習を実施する。その際、より実践的に訓練を行うため、北海道を始めとした国内の演習場等や国外の良好な訓練環境の整備・活用に加え、米軍施設・区域の共同使用、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用等を促進するとともに、シミュレーター等をより積極的に導入する。さらに、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直すため、訓練・演習を積極的に活用する。

2 衛生

自衛隊員の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得るよう、衛生機能を強化する必要がある。

このため、隊員の生命を最大限守れるよう、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢を強化する。その際、地域の特性を踏まえつつ、南西地域における自衛隊の衛生機能の強化を重視する。また、自衛隊病院の拠点化・高機能化等により、効率的

で質の高い医療体制を確立する。さらに、自衛隊の部隊の衛生に係る人材確保のため、防衛医科大学校の運営改善を始めとする取組や、戦傷医療対処能力の向上を含む教育・研究を充実・強化する。このほか、能力構築支援を含む様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進する。

3 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

また、各種事態において自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関といった関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。

4 知的基盤

安全保障・危機管理に対する国民の理解を促進するため、教育機関等における安全保障教育の推進に取り組む。また、防衛省・自衛隊において、防衛研究所による研究と政策支援を高い水準で両立させるため、政策部門との間の連携を促進するとともに、防衛研究所を中心とする研究体制を一層強化する。その際、政府内の他の研究教育機関や国内外における優れた大学、シンクタンク等との教育・研究に係る組織的な連携を推進する。

VII 留意事項

- 1 本大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、各種施策・計画の実施過程を通じ、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行う。また、安全保障環境の変化を見据え、真に実効的な防衛力を構築していくため、今後の我が国の防衛に必要な能力に関する検証を実施する。
- 2 評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれる

場合には、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、所要の修正を行う。

3 格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、防衛力整備の一層の効率

化・合理化を図り、経費の抑制に努めるとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。

(別表)

共同の部隊	サイバー防衛部隊 海上輸送部隊		1個防衛隊 1個輸送群
陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		15万9千人 15万1千人 8千人
	基幹部隊	機動運用部隊	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		地域配備部隊	5個師団 2個旅団
		地对艦誘導弾部隊	5個地对艦ミサイル連隊
		島嶼防衛用高速滑空弾部隊	2個高速滑空弾大隊
		地对空誘導弾部隊	7個高射特科群／連隊
		弾道ミサイル防衛部隊	2個弾道ミサイル防衛隊
海上自衛隊	基幹部隊	水上艦艇部隊 うち護衛艦部隊 護衛艦・掃海艦艇部隊 潜水艦部隊 哨戒機部隊	4個群(8個隊) 2個群(13個隊) 6個潜水隊 9個航空隊
	主要装備	護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦) 潜水艦 哨戒艦 作戦用航空機	54隻 (8隻) 22隻 12隻 約190機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊 宇宙領域専門部隊 無人機部隊	28個警戒隊 1個警戒航空団(3個飛行隊) 13個飛行隊 2個飛行隊 3個飛行隊 4個高射群(24個高射隊) 1個隊 1個飛行隊
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約370機 約290機

(注) 1 戦車及び火砲の現状(平成30年度末定数)の規模はそれぞれ約600両、約500両/門であるが、将来の規模はそれぞれ約300両、約300両/門とする。
2 上記の戦闘機部隊13個飛行隊は、STOVL機で構成される戦闘機部隊を含むものとする。

資料6 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について

平成25年12月17日 国家安全保障会議決定
閣議決定

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)は、平成25年度限りで廃止する。

(別紙)

平成26年度以降に係る防衛計画の大綱

I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下、今後の我が国の防衛の在り方について、「平成25年度の防衛力整備等について」(平成25年1月25日安全保障会議及び閣議決定)に基づき、「国家安全保障戦略について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)を踏まえ、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

II 我が国を取り巻く安全保障環境

- 1 グローバルな安全保障環境においては、国家間の相互依存関係が一層拡大・深化し、一国・一地域で生じた混乱や安全保障上の問題が、直ちに国際社会全体が直面する安全保障上の課題や不安定要因に拡大するリスクが増大している。また、中国、インド等の更なる発展及び米国の影響力の相対的な変化に伴うパワーバランスの変化により、国際社会の多極化が進行しているものの、米国は、依然として世界最大の国力を有しており、世界の平和と安定のための役割を引き続き果たしていくと考えられる。

国家間では、地域紛争が引き続き発生していることに加え、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐり、純然たる平時でも有事でもない事態、いわばグレーゾーンの事態が、増加する傾向にある。

大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散については、その防止に向けた国際社会の取組にもかかわらず、依然として大きな懸念となっている。また、統治機構が弱体化した国家や破綻国家の存在は、国際テロの拡大・拡散の温床となっている。これらは、引き続き差し迫った課題となっている。

海洋においては、各地で海賊行為等が発生していることに加え、沿岸国が海洋に関する国際法についての独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られるようになっており、公海の自由が不当に侵害されるような状況が生じている。

また、技術革新の急速な進展を背景として、国際公共財としての宇宙空間・サイバー空間といった領域の安定的利用の確保が、我が国を含む国際社会の安全保障上の重要な課題となっている。さらに、精密誘導兵器関連技術、無人化技術、ステルス技術、ナノテクノロジー等の進歩や拡散が進んでおり、今後の軍事戦略

や戦力バランスに大きな影響を与えるものとなっている。

- 2 我が国周辺を含むアジア太平洋地域においては、安全保障上の課題等の解決のため、国家間の協力関係の充実・強化が図られており、特に非伝統的安全保障分野を中心に、問題解決に向けた具体的かつ実践的な協力・連携の進展が見られる。他方、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐるグレーゾーンの事態が長期化する傾向が生じており、これらがより重大な事態に転じる可能性が懸念されている。

北朝鮮は、軍事を重視する体制をとり、大規模な軍事力を展開している。また、核兵器を始めとする大量破壊兵器やその運搬手段となり得る弾道ミサイルの開発・配備・拡散等を進行させるとともに、大規模な特殊部隊を保持するなど、非対称的な軍事能力を引き続き維持・強化している。

さらに、北朝鮮は、朝鮮半島における軍事的な挑発行為や、我が国を含む関係国に対する挑発的言動を強め、地域の緊張を高める行為を繰り返してきている。こうした北朝鮮の軍事動向は、我が国はもとより、地域・国際社会の安全保障にとっても重大な不安定要因となっており、我が国として、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。

特に、北朝鮮の弾道ミサイル開発は、累次にわたるミサイル発射により、長射程化や高精度化に資する技術の向上が図られており、新たな段階に入ったと考えられる。また、北朝鮮は、国際社会からの自制要求を顧みず、核実験を実施しており、核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も排除できない。こうした北朝鮮の核・ミサイル開発は、我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発的言動とあいまって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている。

中国は、地域と世界においてより協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待されている一方、継続的に高い水準で国防費を増加させ、軍事力を広範かつ急速に強化している。また、中国は、その一環として、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での他国の軍事活動を阻害する非対称的な軍事能力の強化に取り組んでいると見られる。他方、中国は、このような軍事力の強化の目的や目標を明確にしておらず、軍事や安全保障に関する透明性が十分確保されていない。

また、中国は、東シナ海や南シナ海を始めとする海空域等における活動を急速に拡大・活発化させている。特に、海洋における利害が対立する問題をめぐっては、力を背景とした現状変更の試み等、高圧的とも言える対応を示しており、我が国周辺海空域において、我が国領海への断続的な侵入や我が国領空の侵犯等を行うとともに、独自の主張に基づく「東シナ海防

空識別区」の設定といった公海上空の飛行の自由を妨げるような動きを含む、不測の事態を招きかねない危険な行為を引き起こしている。

これに加えて、中国は、軍の艦艇や航空機による太平洋への進出を常態化させ、我が国の北方を含む形で活動領域を一層拡大するなど、より前方の海空域における活動を拡大・活発化させている。

こうした中国の軍事動向等については、我が国として強く懸念しており、今後も強い関心を持って注視していく必要がある。また、地域・国際社会の安全保障上も懸念されるところとなっている。

ロシアは、軍改革を進展させ、即応態勢の強化とともに新型装備の導入等を中心とした軍事力の近代化に向けた取組が見られる。また、ロシア軍の活動は、引き続き活発化の傾向にある。

米国は、安全保障を含む戦略の重点をよりアジア太平洋地域に置くとの方針（アジア太平洋地域へのリバランス）を明確にし、財政面を始めとする様々な制約がある中でも、地域の安定・成長のため、同盟国との関係の強化や友好国との協力の拡大を図りつつ、地域への関与、プレゼンスの維持・強化を進めている。また、この地域における力を背景とした現状変更の試みに対しても、同盟国、友好国等と連携しつつ、これを阻止する姿勢を明確にしている。

3 四面環海の我が国は、長い海岸線、本土から離れた多くの島嶼及び広大な排他的経済水域を有している。海洋国家であり、資源や食料の多くを海外との貿易に依存する我が国にとって、法の支配、航行の自由等の基本的ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通及び航空交通の安全を確保することが、平和と繁栄の基礎である。

また、我が国は、自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在するという安全保障上の脆弱性を抱えている。東日本大震災のような大規模震災が発生した場合、極めて甚大な被害が生じ、その影響は、国内はもとより国際社会にも波及し得る。今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震が発生する可能性があり、大規模災害等への対処に万全を期す必要性が増している。

4 以上を踏まえると、冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、以上に述べたような、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している。こうした安全保障上の課題や不安定要因は、多様かつ広範であり、一国のみでは対応が困難である。こうした中、軍事部門と非軍

事部門との連携とともに、それぞれの安全保障上の課題等への対応に利益を共有する各国が、地域・国際社会の安定のために協調しつつ積極的に対応する必要性が更に増大している。

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

1 基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。

かかる基本理念の下、総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化するとともに、外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。

この際、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。

核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。

2 我が国自身の努力

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識に基づき、同盟国、友好国その他の関係国（以下「同盟国等」という。）とも連携しつつ、国家安全保障会議の司令塔機能の下、平素から国として総力を挙げて主体的に取り組み、各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレスに対応する。

（1）総合的な防衛体制の構築

一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努めるとともに、平素から、関係機関が緊密な連携を確保する。また、各種事態の発生に際しては、政治の強力なリーダーシップにより、迅速かつ的確に意思決定を行い、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りつつ、事態の推移に応じ、政府一体となってシームレスに対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空

を確実に守り抜く。

また、各種災害への対応や国民の保護のための各種体制を引き続き整備するとともに、緊急事態において在外邦人等を迅速に退避させ、その安全を確保するために万全の態勢を整える。

以上の対応を的確に行うため、関連する各種計画等の体系化を図りつつ、それらの策定又は見直しを進めるとともに、シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性を高める。

(2) 我が国の防衛力－統合機動防衛力の構築

防衛力は我が国の安全保障の最終的な担保であり、我が国に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及ぶ場合にはこれを排除するという我が国の意思と能力を表すものである。

今後の防衛力の在り方を検討するに当たっては、我が国を取り巻く安全保障環境が刻々と変化する中で、防衛力を不断に見直し、その変化に適応していかなければならない。このため、想定される各種事態への対応について、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能・能力を導き出すことにより、限られた資源を重点的かつ柔軟に配分していく必要がある。

また、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、平素の活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加しており、かつ、そのような事態における対応も長期化しつつある。このため、平素から、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）を行うとともに、事態の推移に応じ、訓練・演習を戦略的に実施し、また、安全保障環境に即した部隊配置と部隊の機動展開を含む対処態勢の構築を迅速に行うことにより、我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止する。また、各種事態が発生した場合には、事態に応じ、必要な海上優勢及び航空優勢を確保して実効的に対処し、被害を最小化することが、国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜く上で重要である。

そのため、装備の運用水準を高め、その活動量を増加させ、統合運用による適切な活動を機動的かつ持続的に実施していくことに加え、防衛力をより強靱なものとするため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていく。

同時に、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全保障と密接な関係を有するアジア太平洋地域の安定化に向け、二国間・多国間の協力関係を強化するとともに、防衛力の役割の多様化と増大を踏まえ、グローバルな安全保障上の課

題等への取組として、国際平和協力活動（国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同じ。）等をより積極的に実施していく。

以上の観点から、今後の防衛力については、安全保障環境の変化を踏まえ、特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なものとしていくことが必要である。このため、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した統合機動防衛力を構築する。

3 日米同盟の強化

日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国自身の努力とあいまって我が国の安全保障の基軸であり、また、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、我が国のみならず、アジア太平洋地域、さらには世界全体の安定と繁栄のための「公共財」として機能している。

米国は、アジア太平洋地域へのリバランス政策に基づき、我が国を始めとする同盟国等との連携・協力を強化しつつ、当該地域への関与、プレゼンスの維持・強化を進めている。その一方で、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、日米同盟を強化し、よりバランスのとれた、より実効的なものとするのが我が国の安全の確保にとってこれまで以上に重要となっている。

(1) 日米同盟の抑止力及び対処力の強化

米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の見直しを進め、日米防衛協力を更に強化し、日米同盟の抑止力及び対処力を強化していく。

同時に、一層厳しさを増す安全保障環境に対応するため、西太平洋における日米のプレゼンスを高めつつ、グレーゾーンの事態における協力を含め、平素から各種事態までのシームレスな協力態勢を構築する。

そのため、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大を引き続き推進するとともに、弾道ミサイル防衛、計画検討作業、拡大抑止協議等、事態対処や中長期的な戦略を含め、各種の運用協力及び政策調整を一層緊密に推進する。

(2) 幅広い分野における協力の強化・拡大

海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、

平和維持、テロ対策等の分野における協力のほか、海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化し、アジア太平洋地域を含む国際社会の平和と安定に寄与する。

災害対応に関しては、在日米軍施設・区域の存在を含め、米軍が国民の安全に大いに寄与した東日本大震災における事例を踏まえつつ、国内外における自衛隊と米軍との連携を一層強化する。

さらに、情報協力及び情報保全の取組、装備・技術面での協力等の幅広い分野での協力関係を不断に強化・拡大し、安定的かつ効果的な同盟関係を構築する。

(3) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

接受国支援を始めとする様々な施策を通じ、在日米軍の円滑かつ効果的な駐留を安定的に支えるとともに、在日米軍再編を着実に進め、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減していく。特に、沖縄県については、安全保障上極めて重要な位置にあり、米軍の駐留が日米同盟の抑止力に大きく寄与している一方、在日米軍施設・区域の多くが集中していることを踏まえ、普天間飛行場の移設を含む沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、負担の分散等により、沖縄の負担軽減を図っていく。

4 安全保障協力の積極的な推進

(1) アジア太平洋地域における協力

アジア太平洋地域においては、災害救援を始めとする非伝統的安全保障分野を中心とする具体的な協力関係が進展していることに加え、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）、東アジア首脳会議（EAS）等の多国間枠組みや、ASEANによる地域統合への取組が進展してきているものの、特に北東アジアにおける安全保障上の課題等は深刻化している。このため、域内の対立的な機運や相互の警戒感を軽減するための協調的な各種取組を更に多層的に推進する。

我が国と共に北東アジアにおける米国のプレゼンスを支える立場にある韓国との緊密な連携を推進し、情報保護協定や物品役務相互提供協定（ACSA）の締結等、今後の連携の基盤の確立に努める。

また、安全保障上の利益を共有し我が国との安全保障協力が進展しているオーストラリアとの関係を一層深化させ、国際平和協力活動等の分野での協力を強化するとともに、共同訓練等を積極的に行い、相互運用性の向上を図る。

さらに、日米韓・日米豪の三国間の枠組みによる協力関係を強化し、この地域における米国の同盟国相互の連携を推進する。

中国の動向は地域の安全保障に大きな影響を与え得るため、相互理解の観点から、同国との安全保障対話や交流を推進するとともに、不測の事態を防

止・回避するための信頼醸成措置の構築を進めている。なお、同国による我が国周辺海空域等における活動の急速な拡大・活発化に関しては、冷静かつ毅然として対応していく。

ロシアに関しては、その軍の活動の意図に関する理解を深め、信頼関係の増進を図るため、外務・防衛閣僚協議（「2+2」）を始めとする安全保障対話、ハイレベル交流及び幅広い部隊間交流を推進するとともに、地域の安定に資するべく、共同訓練・演習を深化させる。

また、東南アジア諸国等の域内パートナー国との関係をより一層強化し、共同訓練・演習や能力構築支援等を積極的に推進するほか、この地域における災害の多発化・巨大化を踏まえ、防災面の協力を強化する。インドとは、海洋安全保障分野を始めとする幅広い分野において、共同訓練・演習、国際平和協力活動等の共同実施等を通じて関係の強化を図る。

能力構築支援は、今後の安全保障環境の安定化及び二国間の防衛協力強化に有効な取組であることから、ODAを含む外交政策との調整を十分に図りつつ、共同訓練・演習、国際平和協力活動等と連携しながら推進する。また、積極的に能力構築支援を実施している関係国との連携を強化しつつ、能力構築支援の対象国及び支援内容を拡充していく。

現在進展しつつある域内の多国間安全保障協力・対話において、米国やオーストラリアとも連携しながら、域内の協力関係の構築に主体的に貢献していく。また、多国間共同訓練・演習に積極的に参加していくとともに、ARF、ADMMプラス等の多国間枠組みも重視し域内諸国間の信頼醸成の強化に主要な役割を果たす。

(2) 国際社会との協力

グローバルな安全保障上の課題等は、一国のみで対応することが極めて困難である。また、近年、軍事力の役割が多様化し、紛争の抑止・対処や平和維持のみならず、紛争直後期の復興支援等の平和構築や国家間の信頼醸成・友好関係の増進において重要な役割を果たす機会が増大している。

このため、我が国は、平素から、国際社会と連携しつつ、グローバルな安全保障環境の改善のため、各種取組を推進する。

同盟国や安全保障上の利益を共有する関係国及び国際機関等と平素から協力しつつ、地域紛争、国際テロの拡大・拡散、破綻国家、大量破壊兵器等の拡散、海洋・宇宙空間・サイバー空間を巡る問題を始めとするグローバルな安全保障上の課題等に対応するため、軍備管理・軍縮、不拡散、能力構築支援等に関する各種取組を継続・強化する。

その際、特に欧州連合（EU）、北大西洋条約機構

(NATO) 及び欧州安全保障協力機構 (OSCE) 並びに英国及びフランスを始めとする欧州諸国との協力を一層強化し、これらの課題に連携して取り組むとともに、装備・技術面での協力・交流を推進する。

国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善のため、防衛・外交当局間の密接な連携を保ちつつ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案し、国際平和協力業務や国際緊急援助活動を始めとする国際平和協力活動等を積極的かつ多層的に推進する。

特に、国際平和協力活動等については、自衛隊の能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連PKO局等における責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大する。また、幅広い分野における派遣を可能にするための各種課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。併せて、自衛隊の経験・知見を活かし、国内及び諸外国の平和構築のための人材の育成に寄与する。

IV 防衛力の在り方

1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記Ⅲ2(2)の防衛力を構築するとの考え方の下、以下の分野において、求められる役割を実効的に果たし得るものとし、その役割に十分対応できる態勢を保持することとする。

(1) 各種事態における実効的な抑止及び対処

各種事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くため、平素から諸外国の軍事動向等を把握するとともに、各種兆候を早期に察知するため、我が国周辺を広域にわたり常統監視することで、情報優越を確保する。

このような活動等により、力による現状変更を許容しないとの我が国の意思を明示し、各種事態の発生を未然に防止する。

一方、グレーゾーンの事態を含む各種事態に対しては、その兆候段階からシームレスかつ機動的に対応し、その長期化にも持続的に対応し得る態勢を確保する。

また、複数の事態が連続的又は同時並行的に発生する場合においても、事態に応じ、実効的な対応を行う。

このような取組に際しては、特に以下の点を重視する。

ア 周辺海空域における安全確保

平素から我が国周辺を広域にわたり常統監視するとともに、領空侵犯に対して即時適切な措置を

講じる。また、グレーゾーンの事態も含め、我が国の主権を侵害し得る行為に対して実効的かつ機動的に対応するとともに、当該行為が長期化・深刻化した場合にも、事態の推移に応じシームレスに対応し、我が国周辺海空域の防衛及び安全確保に万全を期す。

イ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部に対する攻撃に対しては、安全保障環境に即して配置された部隊に加え、侵攻阻止に必要な部隊を速やかに機動展開し、海上優勢及び航空優勢を確保しつつ、侵略を阻止・排除し、島嶼への侵攻があった場合には、これを奪回する。その際、弾道ミサイル、巡航ミサイル等による攻撃に対して的確に対応する。

ウ 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル発射に関する兆候を早期に察知し、多層的な防護態勢により、機動的かつ持続的に対応する。万が一被害が発生した場合には、これを局限する。また、弾道ミサイル攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合には、原子力発電所等の重要施設の防護並びに侵入した部隊の搜索及び撃破を行う。

エ 宇宙空間及びサイバー空間における対応

宇宙空間及びサイバー空間に関しては、平素から、自衛隊の効率的な活動を妨げる行為を未然に防止するための常統監視態勢を構築するとともに、事態発生時には、速やかに事象を特定し、被害の局限等必要な措置をとりつつ、被害復旧等を迅速に行う。また、社会全般が宇宙空間及びサイバー空間への依存を高めていく傾向等を踏まえ、関係機関の連携強化と役割分担の明確化を図る中で、自衛隊の能力を活かし、政府全体としての総合的な取組に寄与する。

オ 大規模災害等への対応

大規模災害等の発生に際しては、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期すとともに、必要に応じ、対処態勢を長期間にわたり持続する。また、被災住民や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応するとともに、関係機関、地方公共団体及び民間部門と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援等を行う。

(2) アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善

我が国周辺において、常統監視や訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施することにより、我が国周辺を含むアジア太平洋地域の安全保障環境の安定を確保する。

また、同盟国等と連携しつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援等を多層的に推進し、アジア太平洋地域の域内協力枠

組みの構築・強化を含む安全保障環境の安定化のための取組において重要な役割を実効的に果たす。

軍事力の役割が多様化する中、地域紛争、国際テロの拡大・拡散、破綻国家、大量破壊兵器等の拡散等といったグローバルな安全保障上の課題等に適切に対応するため、軍備管理・軍縮、不拡散に関する各種取組を強化するとともに、国際平和協力活動、海賊対処、能力構築支援等の各種活動を積極的に推進し、グローバルな安全保障環境の改善に取り組む。

以上の取組に際しては、特に以下の点を重視する。

ア 訓練・演習の実施

自衛隊による訓練・演習を適時・適切に実施するとともに、アジア太平洋地域における二国間・多国間による共同訓練・演習を推進し、積極的かつ目に見える形で、地域の安定化に向けた我が国の意思と高い能力を示すとともに、関係国との協力関係を構築・強化する。

イ 防衛協力・交流の推進

各国及び国際機関との相互理解及び信頼関係の増進は、安全保障環境の安定化の基礎である。これに加え、人道支援・災害救援、海洋・宇宙空間・サイバー空間の安定的利用の確保等、共通の関心を有する幅広い安全保障上の課題等について協力関係を構築・強化するなど多層的な防衛協力・交流を更に推進する。

ウ 能力構築支援の推進

自衛隊の能力を活用し、平素から継続的に人材育成や技術支援等を通じて途上国自身の能力を向上させることにより、主としてアジア太平洋地域における安定を積極的・能動的に創出し、安全保障環境の改善を図る。

エ 海洋安全保障の確保

海洋国家として、平和と繁栄の基礎である「開かれ安定した海洋」の秩序を強化することは極めて重要であることから、海上交通の安全確保に万全を期す。また、関係国と協力して海賊に対応するとともに、この分野における沿岸国自身の能力向上の支援、我が国周辺以外の海域における様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実等、各種取組を推進する。

オ 国際平和協力活動の実施

関係機関や非政府組織等と連携しつつ、平和維持から平和構築まで多様なニーズを有する国際平和協力業務や国際緊急援助活動を始めとする国際平和協力活動に積極的に取り組むとともに、より主導的な役割を果たすことを重視する。その際、事態に応じて迅速に国外に派遣できるよう即応態勢を充実するとともに、海外での任務の長期化に

備えて、持続的に対処し得る態勢を強化する。

カ 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力

国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動に積極的に関与する。その際、人的貢献を含め、自衛隊の有する知見の積極的な活用を図る。また、大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・技術の拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安定に対する重大な脅威であることから、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。

2 自衛隊の体制整備に当たっての重視事項

(1) 基本的考え方

自衛隊は、上記の防衛力の役割を実効的に果たし得る体制を保持することとし、体制の整備に当たって、今後の防衛力整備において特に重視すべき機能・能力を明らかにするため、想定される各種事態について、統合運用の観点から能力評価を実施した。

かかる能力評価の結果を踏まえ、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力整備を優先することとし、幅広い後方支援基盤の確立に配慮しつつ、機動展開能力の整備も重視する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より一層の効率化・合理化を徹底する。

(2) 重視すべき機能・能力

効果的な防衛力を効率的に整備する観点から、米軍との相互運用性にも配慮した統合機能の充実に留意しつつ、特に以下の機能・能力について重点的に強化する。

ア 警戒監視能力

各種事態への実効的な抑止及び対処を確保するため、無人装備も活用しつつ、我が国周辺海空域において航空機や艦艇等の目標に対する常続監視を広域にわたって実施するとともに、情勢の悪化に応じて態勢を柔軟に増強する。

イ 情報機能

各種事態等の兆候を早期に察知し迅速に対応するとともに、我が国周辺におけるものを始めとする中長期的な軍事動向等を踏まえた各種対応を行うため、情報の収集・処理体制及び収集した情報の分析・共有体制を強化する。

この際、人的情報、公開情報、電波情報、画像情報等に関する収集機能及び無人機による常続監

視機能の拡充を図るほか、画像・地図上において各種情報を融合して高度に活用するための地理空間情報機能の統合的強化、能力の高い情報収集・分析要員の統合的かつ体系的な確保・育成のための体制の確立等を図る。

ウ 輸送能力

迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、所要の部隊を機動的に展開・移動させるため、平素から民間輸送力との連携を図りつつ、海上輸送力及び航空輸送力を含め、統合輸送能力を強化する。その際、多様な輸送手段の特性に応じ、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図る。

エ 指揮統制・情報通信能力

全国の部隊を機動的かつ統合的に運用し得る指揮統制の体制を確立するため、各自衛隊の主要司令部に所要の陸・海・空の自衛官を相互に配置し、それぞれの知識及び経験の活用を可能とするとともに、陸上自衛隊の各方面隊を束ねる統一司令部の新設と各方面総監部の指揮・管理機能の効率化・合理化等により、陸上自衛隊の作戦基本部隊（師団・旅団）等の迅速・柔軟な全国的運用を可能とする。

また、全国的運用を支えるための前提となる情報通信能力について、島嶼部における基盤通信網や各自衛隊間のデータリンク機能を始めとして、その充実・強化を図る。

オ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部への攻撃に対して実効的に対応するための前提となる海上優勢及び航空優勢を確実に維持するため、航空機や艦艇、ミサイル等による攻撃への対処能力を強化する。

また、島嶼部に対する侵攻を可能な限り洋上において阻止するための統合的な能力を強化するとともに、島嶼への侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備する。

さらに、南西地域における事態生起時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できるよう、後方支援能力を向上させる。

なお、太平洋側の島嶼部における防空態勢の在り方についても検討を行う。

カ 弾道ミサイル攻撃への対応

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図る。

弾道ミサイル防衛システムについては、我が国全域を防護し得る能力を強化するため、即応態勢、同時対処能力及び継続的に対処できる能力を強化する。

また、日米間の適切な役割分担に基づき、日米

同盟全体の抑止力の強化のため、我が国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。

キ 宇宙空間及びサイバー空間における対応

様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力を強化するほか、宇宙状況監視の取組等を通じて衛星の抗たん性を高め、各種事態が発生した際にも継続的に能力を発揮できるよう、効果的かつ安定的な宇宙空間の利用を確保する。こうした取組に際しては、国内の関係機関や米国との有機的な連携を図る。

サイバー空間における対応については、自衛隊の効率的な活動を妨げる行為を防止するため、統合的な常続監視・対処能力を強化するとともに、専門的な知識・技術を持つ人材や最新の機材を継続的に強化・確保する。

ク 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、発災の初期段階における航空機等を活用した空中からの被害情報の収集、救助活動、応急復旧等の迅速な対応が死活的に重要であることを踏まえ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開するとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたり、持続可能な対処態勢を構築する。

ケ 国際平和協力活動等への対応

国際平和協力活動等において人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な防護能力を強化する。また、アフリカ等の遠隔地での長期間の活動も見据えた輸送・展開能力及び情報通信能力並びに円滑かつ継続的な活動実施のための補給・衛生等の体制整備に取り組む。

加えて、国際平和協力活動等を効果的に実施する観点から、海賊対処のために自衛隊がジブチに有する拠点を一層活用するための方策を検討する。

さらに、活動に必要な情報収集能力を強化するとともに、任務に応じた適切な能力を有する人材を継続的に派遣し得る教育・訓練・人事管理体制を強化する。

3 各自衛隊の体制

各自衛隊の体制については、(1) から (3) までのとおり整備することとする。また、将来の主要な編成、装備等の具体的規模については、別表のとおりとする。

(1) 陸上自衛隊

ア 島嶼部に対する攻撃を始めとする各種事態に即

応し、実効的かつ機動的に対処し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団、機動旅団及び機甲師団）を保持するほか、空挺、水陸両用作戦、特殊作戦、航空輸送、特殊武器防護及び国際平和協力活動等を有効に実施し得るよう、専門的機能を備えた機動運用部隊を保持する。

この際、良好な訓練環境を踏まえ、2(2)ウに示す統合輸送能力により迅速に展開・移動させることを前提として、高い練度を維持した機動運用を基本とする作戦基本部隊の半数を北海道に保持する。

また、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部への部隊配備、上記の各種部隊の機動運用、海上自衛隊及び航空自衛隊との有機的な連携・ネットワーク化の確立等により、島嶼部における防衛態勢の充実・強化を図る。

イ 島嶼部等に対する侵攻を可能な限り洋上において阻止し得るよう、地对艦誘導弾部隊を保持する。

ウ (3)エの地对空誘導弾部隊と連携し、作戦部隊及び重要地域の防空を有効に行い得るよう、地对空誘導弾部隊を保持する。

エ アに示す機動運用を基本とする部隊以外の作戦基本部隊（師団・旅団）について、戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底した上で、地域の特性に応じて適切に配置する。

(2) 海上自衛隊

ア 常統監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保及び国際平和協力活動等を機動的に実施し得るよう、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦等により増強された護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保持する。

なお、当該護衛艦部隊は、(3)エの地对空誘導弾部隊とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得る機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦を保持する。

イ 水中における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保持する。

ウ 洋上における情報収集・警戒監視を平素から我が国周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持する。

エ アの多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦と連携し、

我が国周辺海域の掃海を有効に行い得るよう、掃海部隊を保持する。

(3) 航空自衛隊

ア 我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、我が国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾し得る地上警戒管制レーダーを備えた警戒管制部隊のほか、グレーゾーンの事態等の情勢緊迫時において、長期間にわたり空中における警戒監視・管制を有効に行い得る増強された警戒航空部隊からなる航空警戒管制部隊を保持する。

イ 戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空等を総合的な態勢で行い得るよう、能力の高い戦闘機で増強された戦闘機部隊を保持する。また、戦闘機部隊、警戒航空部隊等が我が国周辺空域等で各種作戦を持続的に遂行し得るよう、増強された空中給油・輸送部隊を保持する。

ウ 陸上部隊等の機動展開や国際平和協力活動等を効果的に実施し得るよう、航空輸送部隊を保持する。

エ (1)ウの地对空誘導弾部隊と連携し、重要地域の防空を実施するほか、(2)アのイージス・システム搭載護衛艦とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的に防護し得る機能を備えた地对空誘導弾部隊を保持する。

V 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけでは十分ではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。

1 訓練・演習

平素から、訓練・演習を通じ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直すとともに、各自衛隊の戦術技量の向上のため、訓練・演習の充実・強化に努める。その際、北海道の良好な訓練環境を一層活用するとともに、関係機関や民間部門とも連携し、より実践的な訓練・演習を体系的かつ計画的に実施する。

自衛隊の演習場等に制約がある南西地域において、日米共同訓練・演習を含む適時・適切な訓練・演習を実施し得るよう、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用を進めること等により、良好な訓練環境を確保する。

2 運用基盤

部隊等が迅速に展開し、各種事態に効果的に対応し得るよう、その運用基盤である各種支援機能を維持する観点から、駐屯地・基地等の復旧能力を含めた抗たん性を高める。

また、各自衛隊施設について、その一部が老朽化し

ている現状等も踏まえ、着実な整備に努めるとともに、各種事態に際しての迅速な参集のため、必要な宿舎の整備を進め、即応性を確保する。

民間空港及び港湾についても事態に応じて早期に自衛隊等の運用基盤として使用し得るよう、平素からの体制の在り方も含め、必要な検討を行う。さらに、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施する。

必要な弾薬を確保・備蓄するとともに、装備品の維持整備に万全を期すことにより、装備品の可動率の向上等、装備品の運用基盤の充実・強化を図る。

3 人事教育

近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を確保し、厳しい財政事情の下で人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行う。

そのため、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級構成及び年齢構成を確保するための施策を実施する。

女性自衛官の更なる活用や再任用を含む人材を有効に活用するための施策及び栄典・礼遇に関する施策を推進する。また、統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保する。

社会の少子化・高学歴化に伴う募集環境の悪化を踏まえ、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、多様な募集施策を推進する。

さらに、一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化すること等により、再就職支援を推進する。

より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的技能を要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。

4 衛生

自衛隊員の壮健性を維持し、各種事態や国際平和協力活動等の多様な任務への対応能力を強化するため、自衛隊病院の拠点化・高機能化等を進め、防衛医科大学校病院等の運営の改善を含め効率的かつ質の高い医療体制を確立する。また医官・看護師・救急救命士等の確保・育成を一層重視する。

このほか、事態対処時における救急救命措置に係る制度改正を含めた検討を行い、第一線の救護能力の向上や統合機能の充実の観点を踏まえた迅速な後送態勢の整備を図る。

5 防衛生産・技術基盤

適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。

一方、厳しい財政事情や、装備品の高度化・複雑化に伴う単価の上昇等を背景に、各種装備品の調達数量は減少傾向にある。また、国外において、国境を越えた防衛産業の大規模な再編が進展した結果、海外企業の競争力が増しつつあるなど、我が国の防衛生産・技術基盤を取り巻く環境は厳しさを増している。

以上の状況の下、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。

また、平和貢献・国際協力において、自衛隊が携行する重機等の防衛装備品の活用や被災国等への供与（以下「防衛装備品の活用等」という。）を通じ、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっている。こうした中、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品の活用等による平和貢献・国際協力に一層積極的に関与するとともに、防衛装備品等の共同開発・生産等に参画することが求められている。

こうした状況を踏まえ、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分配慮した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認め得る場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする。

6 装備品の効率的な取得

研究開発を含め、装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、プロジェクト・マネージャーの仕組みを制度化し、技術的視点も含め、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理を強化するとともに、更なる長期契約の導入の可否や企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備を検討し、ライフサイクルを通じての費用対効果の向上を図る。

また、民間能力の有効活用等による補給態勢の改革により、即応性及び対処能力の向上を目指す。さらに、取得プロセスの透明化及び契約制度の適正化を不断に追求し、装備品を一層厳正な手続を経て取得するように努める。

7 研究開発

厳しい財政事情の下、自衛隊の運用に係るニーズに合致した研究開発の優先的な実施を担保するため、研

究開発の開始に当たっては、防衛力整備上の優先順位との整合性を確保する。

また、新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保し得るよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の変化、費用対効果、国際共同研究開発の可能性等も踏まえつつ、中長期的な視点に基づく研究開発を推進する。

安全保障の観点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得るよう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用を努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る。

以上の取組の目的を達成するための防衛省の研究開発態勢について検討する。

8 地域コミュニティとの連携

各種事態において自衛隊が的確に対処するため、地方公共団体、警察・消防機関等の関係機関との連携を一層強化する。こうした地方公共団体等との緊密な連携は、防衛施設の効果的な整備及び円滑な運営のみならず、自衛官の募集、再就職支援等の確保といった観点からも極めて重要である。

このため、防衛施設の整備・運営のための防衛施設周辺対策事業を引き続き推進するとともに、平素から地方公共団体や地元住民に対し、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等の各種施策を行い、その理解及び協力の獲得に努める。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊の救難機等による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮す

る。同時に、駐屯地・基地等の運営に当たっては、地元経済への寄与に配慮する。

9 情報発信の強化

自衛隊の任務を効果的に遂行していく上で必要な国内外の理解を得るため、戦略的な広報活動を強化し、多様な情報媒体を活用して情報発信の充実に努める。

10 知的基盤の強化

国民の安全保障・危機管理に対する理解を促進するため、教育機関等における安全保障教育の推進に取り組む。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を強化するとともに、政府内の他の研究教育機関や国内外の大学、シンクタンク等との教育・研究交流を含む各種連携を推進する。

11 防衛省改革の推進

文官と自衛官の一体感を醸成するとともに、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化等を実現するため、防衛省の業務及び組織を不断に見直し、改革を推進する。

VI 留意事項

- 1 本大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、各種施策・計画の実施過程を通じ、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行うとともに、統合運用を踏まえた能力評価に基づく検証も実施しつつ、適時・適切にこれを発展させていきながら、円滑・迅速・的確な移行を推進する。
- 2 評価・検証の中で、情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境等を勘案して検討を行い、所要の修正を行う。
- 3 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、防衛力整備の一層の効率化・合理化を図り、経費の抑制に努めるとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようになる。

(別表)

区 分		現状 (平成25年度末)	将 来	
陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数	約15万9千人 約15万1千人 約8千人	15万9千人 15万1千人 8千人	
	基幹部隊	機動運用部隊	中央即応集団 1個機甲師団	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		地域配備部隊	8個師団 6個師団	5個師団 2個旅団
		地对艦誘導弾部隊	5個地对艦ミサイル連隊	5個地对艦ミサイル連隊
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群/連隊	7個高射特科群/連隊
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛隊群 (8個護衛隊) 5個護衛隊 5個潜水隊 1個掃海隊群 9個航空隊	
	主要装備	護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦) 潜水艦 作戦用航空機	47隻 (6隻) 16隻 約170機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 航空偵察部隊 空中給油・輸送部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊) 12個飛行隊 1個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群	
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約340機 約260機	

- (注) 1 戦車及び火砲の現状 (平成25年度末定数) の規模はそれぞれ約700両、約600両/門であるが、将来の規模はそれぞれ約300両、約300両/門とする。
- 2 弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊については、上記の護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦)、航空警戒管制部隊及び地对空誘導弾部隊の範囲内で整備することとする。

資料7 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について

平成30年12月18日 国家安全保障会議決定
閣議決定

平成31年度から平成35年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

（別紙）

中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）

I 計画の方針

平成31年度から平成35年度（2023年度）までの防衛力整備に当たっては、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力の大幅な強化を行う。

この際、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、従来とは抜本的に異なる速度で防衛力を強化する。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況を踏まえ、既存の予算・人員の配分に固執することなく、資源を柔軟かつ重点的に配分し、効果的に防衛力を強化する。さらに、あらゆる分野での陸海空自衛隊の統合を一層推進し、縦割りに陥ることなく、組織及び装備を最適化する。

以上を踏まえ、以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効率的に行うこととする。

- 1 領域横断作戦を実現するため、優先的な資源配分や我が国の優れた科学技術の活用により、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化するとともに、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に接続する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。また、領域横断作戦の中で、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力と一体となって、航空機、艦艇、ミサイル等による攻撃に効果的に対処するため、海空領域における能力、スタンド・オフ防衛能力、総合ミサイル防空能力、機動・展開能力を強化する。さらに、平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化する。
- 2 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入と既存の装備品の延命や能力向上等を適切に

組み合わせることにより、必要かつ十分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるライフサイクルコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、最先端技術等に対して選択と集中による重点的な投資を行うとともに、研究開発のプロセスの合理化等により研究開発期間を大幅に短縮する。

- 3 人口減少と少子高齢化が急速に進展する中、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の中核をなす自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上を図る観点から、採用層の拡大や女性の活躍推進、予備自衛官等の活用を含む多様かつ優秀な人材の確保、生活・勤務環境の改善、働き方改革の推進、処遇の向上等、人的基盤の強化に関する各種施策を総合的に推進する。
- 4 米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、幅広い分野における各種の協力や協議を一層充実させるとともに、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。

自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進するため、防衛力を積極的に活用し、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力、能力構築支援、軍種間交流を含む防衛協力・交流のための取組等を推進する。

- 5 なお、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、徹底した効率化・合理化により、将来における情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。

II 基幹部隊の見直し等

- 1 宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦を実現できる体制を構築し得るよう、統合幕僚監部において、自衛隊全体の効果的な能力発揮を迅速に実現し得る効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を強化するほか、将来的な統合運用の在り方として、新たな領域に係る機能を一元的に運用する組織等の統合運用の在り方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、強化された統合幕僚監部の態勢を踏まえつつ、大臣の指揮命令を適切に執行するための平素からの統合的な体制の在り方について検討の上、結論を得る。また、各自衛隊間の相互協力の観点を踏まえた警備及び被害復旧に係る態勢を構築するなど、各自衛隊の要員の柔軟な活用を図る。

宇宙空間の状況を常時継続的に監視するとともに、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保し得るよう、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊1個隊を新編する。

自衛隊の情報通信ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化し得るよう、共同の部隊としてサイバー防衛部隊1個隊を新編する。

電磁波の利用を統合運用の観点から適切に管理・調整し得るよう、統合幕僚監部における態勢を強化するとともに、各自衛隊において、電磁波利用に関する能力強化のための取組を推進する。

平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威に同時対処し得るよう、陸上自衛隊において弾道ミサイル防衛部隊2個隊を新編する。また、弾道ミサイル対処能力の向上に伴い、指揮統制を含め、より効率的な部隊運用を行い得るよう、航空自衛隊において地対空誘導弾部隊24個高射隊は維持しつつ、6個高射群から4個高射群に改編する。

平時から有事までのあらゆる段階において、統合運用の下、自衛隊の部隊等の迅速な機動・展開を行い得るよう、共同の部隊として海上輸送部隊1個群を新編する。

2 陸上自衛隊については、新たな領域における作戦能力を強化するため、陸上総隊の隷下部隊にサイバー部隊及び電磁波作戦部隊を新編する。

各種事態に即応し、実効的かつ機動的に抑止及び対処し得るよう、1個師団及び2個旅団について、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする1個機動師団及び2個機動旅団に改編する。機動師団・機動旅団に加え、1個水陸機動連隊の新編等により強化された水陸機動団が、艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動を行うことにより、抑止力・対処力の強化を図る。また、引き続き、初動を担任する警備部隊、地対空誘導弾部隊及び地対艦誘導弾部隊の新編等を行い、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化する。さらに、島嶼部等に対する侵攻に対処し得るよう、島嶼防衛用高速滑空弾部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えのより一層の効率化・合理化を徹底しつつ、迅速かつ柔軟な運用を可能とする観点から、機動戦闘車を装備する部隊の順次新編と北海道及び九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する戦車の廃止に向けた事業を着実に進める。また、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装備する火砲について、新編する各方面隊直轄の特科部隊への集約に向けた事業を着実に進める。さらに、戦闘ヘリコプターについて、各方

面隊直轄の戦闘ヘリコプター部隊を縮小するとともに、効果的かつ効率的に運用できるよう配備の見直し等を検討する。

3 海上自衛隊については、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）や対潜戦、対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するほか、各国との安全保障協力等を機動的に実施し得るよう、1隻のヘリコプター搭載護衛艦（DDH）と2隻のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）を中心として構成される4個群に加え、多様な任務への対応能力を向上させた新型護衛艦（FFM）や掃海艦艇から構成される2個群を保持し、これら護衛艦部隊及び掃海部隊から構成される水上艦艇部隊を新編する。また、我が国周辺海域における平素からの警戒監視を強化し得るよう、哨戒艦部隊を新編する。さらに、既存の潜水艦を種別変更した試験潜水艦の導入により、潜水艦部隊の運用効率化と能力向上の加速を図り、常統監視のための態勢を強化するとともに、我が国周辺海域において水中における情報収集・警戒監視、哨戒及び防衛を有効に行い得るよう、引き続き潜水艦増勢のために必要な措置を講ずる。

4 航空自衛隊については、太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空態勢の充実や効率的な運用を図るため、航空警戒管制部隊について8個警戒群及び20個警戒隊から28個警戒隊への改編のほか、1個警戒航空団を新編するとともに、戦闘機部隊1個飛行隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

偵察機（RF-4）の退役に伴い、航空偵察部隊1個飛行隊を廃止するとともに、空中給油・輸送機能を強化するため、空中給油・輸送部隊1個飛行隊を新編する。

我が国から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な監視を実施し得るよう、無人機部隊1個飛行隊を新編する。

5 陸上自衛隊の計画期間末の編成定数については、おおむね15万9千人程度、常備自衛官定数についてはおおむね15万1千人程度、即応予備自衛官員数についてはおおむね8千人程度を目途とする。また、海上自衛隊及び航空自衛隊の計画期間中の常備自衛官定数については、平成30年度末の水準を目途とする。

なお、計画期間中においては、重要性が低下した既存の組織及び業務を見直し、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を中心に人員を充当するなどの組織や業務を最適化する取組を推進する。

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項
(1) 宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力の獲得・強化

(ア) 宇宙領域における能力

宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙領

域専門部隊の新編や宇宙状況監視（SSA）システムの整備等により、関係府省との適切な役割分担の下、宇宙空間の状況を常時継続的に監視する体制を構築するとともに、宇宙設置型光学望遠鏡及びSSAレーザー測距装置を新たに導入する。

宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力を一層向上させるため、様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用した情報収集能力を引き続き充実させるほか、高性能なXバンド衛星通信網の着実な整備により、指揮統制・情報通信能力を強化するとともに、準天頂衛星を含む複数の測位衛星信号の受信や情報収集衛星（IGS）・超小型衛星を含む商用衛星等の利用等により、冗長性の確保に努める。また、継続的にこれらの能力を利用できるよう、必要な調査研究を行った上で、我が国衛星の脆弱性への対応を検討・演練するための訓練用装置や我が国衛星に対する電磁妨害状況を把握する装置を新たに導入する。このような状況を把握する態勢の強化により、電磁波領域と連携して、相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を構築する。

その際、宇宙領域を専門とする職種の新設や教育の充実を図るほか、民生技術を積極的に利活用するとともに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の関係機関や米国等の関係国に宇宙に係る最先端の技術・知見が蓄積されていることを踏まえ、人材の育成も含め、これらの機関等との協力を進める。

（イ）サイバー領域における能力

サイバー攻撃に対して常時十分な安全を確保し、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力を保持し得るよう、統合機能の充実と資源配分の効率化に配慮しつつ、サイバー防衛隊等の体制を拡充するとともに、自衛隊の指揮通信システムやネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、サイバー防衛能力の検証が可能な実戦的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備を行う。また、民間部門との協力、同盟国等との戦略対話や共同演習等を通じ、サイバー・セキュリティに係る最新のリスク、対応策、技術動向等を常に把握するよう努める。

サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している中、専門的知見を備えた優秀な人材の安定的な確保が不可欠であることを踏まえ、部内における専門教育課程の拡充、国内外の高等教育機関等への積極的な派遣、専門性を高める人事管理の実施等により、優秀な人材を計画的に育成するとともに、部外の優れた知見を活用し、自衛隊のサイバー防衛能力を強化する。

サイバー領域において、政府全体として総合的な対処を行い得るよう、平素から、防衛省・自衛隊の知見や人材の提供等を通じ、関係府省等との緊密な連携を強化するとともに、訓練・演習の充実を図る。

（ウ）電磁波領域における能力

防衛省・自衛隊における効果的・効率的な電磁波の利用に係る企画立案及び他府省との調整機能を強化するため、内部部局及び統合幕僚監部にそれぞれ専門部署を新設する。

電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢を構築するため、電波情報収集機や地上電波測定装置等の整備、自動警戒管制システム（JADGE）の能力向上、防衛情報通信基盤（DII）を含む各自衛隊間のシステムの接続及びデータリンクの整備を推進する。

我が国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化し得るよう、戦闘機（F-35A）及びネットワーク電子戦装置の整備並びに戦闘機（F-15）及び多用機（EP-3及びUP-3D）の能力向上を進めるとともに、スタンド・オフ電子戦機、高出力の電子戦装備、高出力マイクロウェーブ装置、電磁パルス（EMP）弾等の導入に向けた調査や研究開発を迅速に進める。

（2）従来の領域における能力の強化

（ア）海空領域における能力

（イ）常統監視態勢の強化

太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺海空域で広域において常統監視を行い、各種兆候を早期に察知する態勢を強化するため、多様な任務への対応能力を向上させた新型護衛艦（FFM）、潜水艦、哨戒艦、固定翼哨戒機（P-1）、哨戒ヘリコプター（SH-60K及びSH-60K（能力向上型））及び艦載型無人機の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機（P-3C）及び哨戒ヘリコプター（SH-60J及びSH-60K）の延命を行うとともに、固定翼哨戒機（P-1）等の能力向上を行う。この際、新型護衛艦（FFM）については複数クルーでの交替勤務の導入による稼働日数の増加や新たに導入する哨戒艦との連携、潜水艦については既存の潜水艦を種別変更した試験潜水艦の導入による潜水艦部隊の平素における運用機会の増加により、常統監視のための態勢を強化する。また、早期警戒機（E-2D）及び滞空型無人機（グローバルホーク）の整備、現有の早期警戒管制機（E-767）の能力向上並びに新たな固定式警戒管制レーダーの開発を行うほか、前記Ⅱ4に示すとおり、航空警戒管制部隊に1個警戒航空団を新編するとともに、移動式警戒管制レーダー等を運用するた

めの基盤の太平洋側の島嶼部への整備及び見通し外レーダー機能の強化により、隙のない情報収集・警戒監視態勢を保持する。

(ii) 航空優勢の獲得・維持

太平洋側の広大な空域を含む我が国周辺空域における防空能力の総合的な向上を図る。

近代化改修に適さない戦闘機（F-15）について、戦闘機（F-35A）の増勢による代替を進めるとともに、戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる中、戦闘機運用の柔軟性を向上させるため、短距離離陸・垂直着陸が可能な戦闘機（以下「STOVL機」という。）を新たに導入する。この際、隊員の安全確保を図りつつ、戦闘機運用の柔軟性を更に向上させ、かつ、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始めとして防空態勢を強化するため、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合にはSTOVL機の運用が可能となるよう検討の上、海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦（「いずも」型）の改修を行う。同護衛艦は、改修後も、引き続き、多機能の護衛艦として、我が国の防衛、大規模災害対応等の多様な任務に従事するものとする。なお、憲法上保持し得ない装備品に関する従来の政府見解には何らの変更もない。また、近代化改修を行った戦闘機（F-15）について、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイルの搭載、搭載ミサイル数の増加等の能力向上を行う。さらに、戦闘機（F-2）について、ネットワーク機能等の能力向上を行う。

将来戦闘機について、戦闘機（F-2）の退役時期までに、将来のネットワーク化した戦闘の中核となる役割を果たすことが可能な戦闘機を取得する。そのために必要な研究を推進するとともに、国際協力を視野に、我が国主導の開発に早期に着手する。

中距離地对空誘導弾を引き続き整備するとともに、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）を搭載するため、地对空誘導弾ペトリオットの能力向上を引き続き行う。また、空中給油・輸送機（KC-46A）及び救難ヘリコプター（UH-60J）を引き続き整備する。

(iii) 海上優勢の獲得・維持

常続監視や対潜戦、対機雷戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するため、前記（i）に示すとおり、新型護衛艦（FFM）等の整備、既存の護衛艦等の延命及び固定翼哨戒機（P-1）等の

能力向上を行うとともに、掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）の整備を行う。また、掃海艦艇及び救難飛行艇（US-2）を引き続き整備するとともに、戦術開発・教育訓練能力の向上を図るための体制を整備する。さらに、地对艦誘導弾を引き続き整備するとともに、更なる射程延伸を図った新たな地对艦誘導弾及び空対艦誘導弾を導入する。加えて、太平洋側の広域における洋上監視能力の強化のため、滞空型無人機の導入について検討の上、必要な措置を講ずる。このほか、指揮統制・情報通信能力の着実な向上を図るとともに、無人水中航走体（UUV）等の配備を行い、海洋観測や警戒監視等に活用すべく、更なる能力向上に向けた研究開発を推進する。

(イ) スタンド・オフ防衛能力

我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイル（JSM、JASSM及びLRASM）の整備を進めるほか、島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾及び極超音速誘導弾の研究開発を推進するとともに、軍事技術の進展等に適切に対応できるよう、関連する技術の総合的な研究開発を含め、迅速かつ柔軟に強化する。

(ウ) 総合ミサイル防空能力

弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するため、ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力を強化する。

この際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含め共通化・合理化を図る。

弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層的かつ常時持続的に防護する体制の強化に向け、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を整備するほか、現有のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）の能力向上を引き続き行うとともに、前記（ア）（ii）に示すとおり、地对空誘導弾ペトリオットの能力向上を引き続き行う。また、日米共同の弾道ミサイル対処態勢の実効性向上のため共同訓練・演習を行う。

ミサイル攻撃等に実効的に対処するため、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロック

IB及びブロックⅡA)、能力向上型迎撃ミサイル(PAC-3MSE)、長距離艦対空ミサイル(SM-6)、中距離地対空誘導弾等を整備する。

ミサイル等の探知・追尾能力を強化し、各自衛隊が保有する各種装備品を一元的に指揮統制するため、自動警戒管制システム(JADGE)の能力向上及び対空戦闘指揮統制システム(ADCCS)の整備、新たな固定式警戒管制レーダーの開発、E-2Dへの共同交戦能力(CEC)の付与、汎用護衛艦(DD)間で連携した射撃を可能とするネットワークシステム(FCネットワーク)の研究開発、衛星搭載型2波長赤外線センサの研究等の取組を推進するとともに、将来の経空脅威への対処の在り方についても検討を行う。

日米間の基本的な役割を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる。

ミサイル等による攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、引き続き、各種監視・対処器材、機動戦闘車、輸送ヘリコプター(CH-47JA)、無人航空機(UAV)等を整備するとともに、部隊間のネットワーク化を進め、情報共有を強化し、効果的かつ効率的に対処する能力を向上する。また、原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の確保等について検討の上、必要な措置を講ずる。

(エ) 機動・展開能力

多様な事態に迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、実効的な抑止及び対処能力の向上を図るため、統合幕僚監部における輸送調整機能の強化を含め、平素からの各自衛隊の輸送力の一元的な統制・調整の在り方を検討の上、必要な措置を講ずる。

輸送機(C-2)及び輸送ヘリコプター(CH-47JA)を引き続き整備するほか、新たな多用途ヘリコプターを導入するとともに、陸上自衛隊のオスプレイ(V-22)を速やかに配備するため、関係地方公共団体等の協力を得られるよう取組を推進する。こうした航空輸送力の整備に当たっては、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図るなど、一層の効率化・合理化について検討の上、必要な措置を講ずる。

島嶼部への輸送機能を強化するため、中型級船舶(LSV)及び小型級船舶(LCU)を新たに導入するとともに、今後の水陸両用作戦等の円滑な

実施に必要な新たな艦艇の在り方について検討する。また、民間事業者の資金や知見を活用した船舶については、災害派遣や部隊輸送等に効果的に用いられている現状も踏まえ、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、引き続き、積極的に活用しつつ、更なる拡大について検討する。

前記Ⅱ2に示す機動運用を基本とする作戦基本部隊(機動師団・機動旅団)に、航空機等での輸送に適した機動戦闘車等を装備し、各種事態に即応する即応機動連隊を引き続き新編する。機動師団・機動旅団に加え、1個水陸機動連隊の新編等により強化された水陸機動団が、艦艇と連携した活動や各種の訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動を行う。また、引き続き、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊の新編等を行うとともに、島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練を実施する。

(3) 持続性・強靱性の強化

(ア) 継続的な運用の確保

平時から有事までのあらゆる段階において、部隊運用を継続的に実施し得るよう、弾薬及び燃料の確保、自衛隊の運用に係る基盤等の防護等に必要な措置を推進する。

弾薬の確保については、統合運用上の所要を踏まえた上で、航空優勢の確保に必要な対空ミサイル、海上優勢の確保に必要な魚雷、脅威圏外からの対処に必要なスタンド・オフ火力、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイルを優先的に整備する。

燃料の確保については、有事の燃料供給の安定化の観点から、緊急調達等の実効性を確保するとともに、油槽船を新たに導入するなどの必要な施策を推進する。

各種攻撃からの被害を局限し、機能を早期回復し得るよう、電磁パルス攻撃からの防護の観点も踏まえ、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等の取組を推進するとともに、各自衛隊間の相互協力の観点を踏まえた警備及び被害復旧に係る態勢を構築する。また、各種事態発生時に民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするための各種施策を推進する。

補給基盤の強化については、即応性を確保するため、所要の弾薬や補用品等を運用上最適な場所に保管し、必要な施設整備を進めるほか、一部の弾薬庫について拡張及び各自衛隊による協同での使用を可能とするとともに、後方補給を含む後方支援の在り方に関し、統合運用の観点等から最適化するため、検討の上、必要な措置を講ずる。

駐屯地・基地等の近傍等において必要な宿舎の着実な整備を進めるほか、施設の老朽化対策及び

耐震化対策を推進するとともに、対処態勢の長期にわたる持続を可能とする観点から、隊員の家族に配慮した各種の家族支援施策を推進する。

(イ) 装備品の可動率確保

各種事態に即応し、実効的に対処するためには、取得した装備品に係る高い可動率の確保のため、装備品の維持整備に必要十分な経費を確保するほか、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う契約方式（PBL）等の包括契約の拡大及び補給データに関する官民の情報共有を図るとともに、複雑形状を迅速かつ高精度で造形する三次元積層造形（3Dプリンター）等の活用、部品等の国際市場からの調達等の措置を推進する。

2 防衛力の中心的な構成要素の強化における優先事項

(1) 人的基盤の強化

人口減少と少子高齢化が急速に進展する一方、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、より幅広い層から多様かつ優秀な人材の確保を図るとともに、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境の整備に向けた取組を重点的に推進する。

(ア) 採用の取組強化

少子高齢化等に伴う厳しい採用環境の中でも、優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するため、非任期制士の採用の拡大や大卒者等を含む採用層の拡大に向けた施策を推進する。また、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、採用広報の充実や採用体制の強化を含め、多様な募集施策を推進するとともに、地方公共団体や関係機関等との連携を強化する。さらに、採用における魅力化を図るため、生活・勤務環境を改善するとともに、任期满了退職後の公務員への再就職や大学への進学等に対する支援の充実を図る。

(イ) 人材の有効活用

女性自衛官の全自衛官に占める割合の更なる拡大に向け、女性の採用を積極的に行うとともに、女性の活躍を推進し、これを支える女性自衛官に係る教育・生活・勤務環境の基盤整備を推進する。

精強性にも配慮しつつ、知識・技能・経験等を豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、自衛官の若年定年年齢の引上げを行うとともに、再任用の拡大や、自衛隊の専門性の高い分野において部隊等における退職自衛官の技能等の活用を推進する。また、民間の人材の有効活用により、専門性の高い分野を担う部隊等の人員を確保する。

(ウ) 生活・勤務環境の改善

厳しい安全保障環境に対応して部隊等の活動が長期化する中、国民の命と平和な暮らしを守るという崇高な任務に取り組む全ての隊員が自らの能力を十分に発揮し、士気高く任務を全うできるよ

う、必要な隊舎・宿舎の確保及び建て替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するほか、老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新、日用品等の所要数の確実な確保、複数クルーでの交替勤務の導入による艦艇要員1名当たりの洋上勤務日数の縮減を行うなど、生活・勤務環境の改善を図る。

(エ) 働き方改革の推進

社会構造の大きな変化により育児や介護等で時間や移動に制約のある隊員が増えていく中において、全ての隊員が能力を十分に発揮し活躍できるよう、ワークライフバランスの確保のため、長時間労働の是正や休暇の取得促進等、防衛省・自衛隊における働き方改革を推進する。さらに、庁内託児所の整備等の取組を進めるとともに、緊急登庁せざるを得ない隊員のための子供一時預かり等、地方公共団体等との連携を強化しつつ、家族支援施策を推進する。

(オ) 教育の充実

各自衛隊及び防衛大学校において、安全保障に関する幅広い視野を涵養するための必要な学術知識や国際感覚を含め、教育訓練の内容及び体制の充実を図るほか、自衛隊の能力及びその一体性を高め、領域横断的な統合運用を推進するため、統合運用に関する教育及び研究の在り方について、既存の組織において十分な教育及び研究が可能か検討の上、必要な措置を講ずるとともに、防衛省・自衛隊の組織マネジメント能力に関する教育の強化を図る。また、各自衛隊の相互補完を一層推進するため、教育課程の共通化を図るとともに、先端技術を活用し、効果的かつ効率的な教育を推進する。さらに、防衛大学校等を卒業した留学生のネットワーク化を図り、防衛協力・交流の強化の一助とする。なお、教育訓練を着実に実施するため、現有の初等練習機（T-7）の後継となる新たな初等練習機の整備について検討の上、必要な措置を講ずる。

(カ) 処遇の向上及び再就職支援

隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行できるよう、防衛功労章の拡充を始めとした栄典・礼遇に関する施策や、任務・勤務環境の特殊性等を踏まえた給与面の改善を含む処遇の向上を推進するとともに、家族支援を含めた福利厚生の実施を図る。

若年定年退職制度の下にある自衛官の生活基盤の確保が国の責務であることを踏まえ、職業訓練課目の拡充や段階的な資格取得等の支援を行うとともに、退職自衛官の知識・技能・経験を活用するとの観点から、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、地方公共団体の防災関係部局等

及び関係府省における退職自衛官の更なる活用を進めるなど、再就職支援の一層の充実を図る。

(キ) 予備自衛官等の活用

多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用を進める。また、予備自衛官等の充足向上のため、自衛官経験のない者を対象とする予備自衛官補の採用者数を拡大するとともに、予備自衛官補出身の予備自衛官から即応予備自衛官への任用を進める。さらに、予備自衛官等が訓練招集にじやすくなるよう、教育訓練基盤の強化及び訓練内容の見直しに取り組むとともに、雇用企業等の理解と協力を得るための施策を実施する。

(2) 装備体系の見直し

現有の装備体系を検証し、統合運用の観点から実効的かつ合理的な装備体系を構築するための統合幕僚監部の機能を強化するほか、装備品のファミリー化及び仕様の共通化・最適化、各自衛隊が共通して保有する装備品の共同調達等を行うとともに、航空機等の種類の削減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等を行う。

限られた人材を最大限有効に活用して防衛力を最大化するため、情報処理や部隊運用等に係る判断を始めとする各分野への人工知能（AI）の導入、無人航空機（UAV）の整備、無人水上航走体（USV）及び無人水中航走体（UUV）の研究開発等の無人化の取組を積極的に推進するとともに、新型護衛艦（FFM）や潜水艦等の設計の工夫、レーダーサイト等の各種装備品のリモート化等による省人化の取組を積極的に推進する。

(3) 技術基盤の強化

新たな領域に関する技術や、人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術を始めとする重要技術に対して重点的な投資を行うことで、戦略的に重要な装備・技術分野において技術的優越を確保し得るよう、中長期技術見直しを見直すとともに、将来の統合運用にとって重要となり得る技術等について、戦略的な視点から中長期的な研究開発の方向性を示す研究開発ビジョンを新たに策定する。

島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾、無人水中航走体（UUV）、極超音速誘導弾等について、研究開発のプロセスの合理化等により、研究開発期間の大幅な短縮を図るため、ブロック化、モジュール化等の新たな手法を柔軟かつ積極的に活用するとともに、研究開発段階の初期において技術実証を用いた代替案分析を行うなどして、装備品の能力を早期に可視化する。

国内外の関係機関との技術交流や関係府省との連

携の強化、安全保障技術研究推進制度の活用等を通じ、防衛にも応用可能な先進的な民生技術の積極的な活用に努める。この際、ゲーム・チェンジャー技術に大規模な投資を行う米国等との協力関係を強化・拡大し、相互補完的な国際共同研究開発を推進する。また、国内外の先端技術動向について調査・分析等を行うシンクタンクの活用や創設等により、革新的・萌芽的な技術の早期発掘やその育成に向けた体制を強化する。

(4) 装備調達の最適化

装備品の効果的・効率的な取得を一層推進するため、装備品の開発段階から量産以降の段階のコスト低減に資する取組を要求事項として盛り込むことや、民生分野における成功事例の装備品製造等への取り込み、民間の知見の活用に資する企画競争方式等の契約方式の積極的な適用、コスト管理の厳格化等により、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の実効性及び柔軟性を高める。その際、プロジェクト管理の対象品目を拡大するとともに、ライフサイクルコストとの関係も含め、仕様や事業計画の見直しに関する基準の適正化を図り、これを適用する。

市場価格のない装備品の価格積算について、装備品の製造等に要する加工費等の算定の精緻化・適正化を行うなど、より適正な費用の算定に取り組むほか、情報システムについて適切な価格水準で調達を行う。また、こうした取組を効果的に実施するため、専門的な知識・技能・経験を有する民間の人材を活用するなど、人材育成・配置を積極的に行うとともに、企業の見積資料・契約実績及び装備品の各部位を単位とした価格等の情報のデータベース化を推進する。

長期契約を含め、装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用及びPBL等の包括契約の拡大を含む維持整備の効率化を推進する。また、国内調達の費用対効果が低い装備品について、輸入における価格低減の検討、国内向け独自仕様の縮小等の検討により、国内外の企業間競争の促進を図る。さらに、有償援助調達（以下「FMS調達」という。）における価格、納期等の管理の重要性が増していることを踏まえ、日米協議等を通じて米国政府等と緊密に連携し、米軍等との調達時期・仕様を整合させた装備品の取得や履行状況の適時適切な管理に努めるなど、FMS調達の合理化に向けた取組を推進する。

(5) 産業基盤の強靱化

装備品の生産・運用・維持整備にとって必要不可欠である我が国の防衛産業基盤を強靱化するため、競争環境に乏しい我が国の防衛産業に競争原理を導入し、民生分野の知見及び技術を取り入れ、装備品に係るサプライチェーンを強化するなど、政府とし

て主体的な取組を推進する。こうした取組の一環として、防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入を含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、防衛技術の民生分野へのスピノフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピノンを推進する。さらに、装備品に係るサプライチェーンの調査等を通じてその脆弱性等に係るリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等における我が国の防衛産業の参画を促進する。

我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、諸外国との安全保障・防衛分野の協力の進展等を踏まえ、必要な運用改善に努めるとともに、情報収集・発信等のための官民連携の推進や、海外移転に際して装備品に係る重要技術の流出を防ぐための技術管理及び知的財産管理の強化、海外移転を念頭に置いた装備品の開発を進める。また、我が国の防衛産業が国際的な取引を行うために必要となる情報セキュリティに係る措置の強化及び防衛産業を対象とした情報保全指標の整備を行う。さらに、我が国の強みをいかし、諸外国との間で、国際共同開発・生産を積極的に進める。

このほか、装備品の製造プロセスの効率化や徹底した原価の低減などの施策に取り組み、これらの結果生じ得る企業の再編や統合も視野に、我が国の防衛産業基盤の効率化・強靱化を図る。

(6) 情報機能の強化

政策判断や部隊運用に資する情報支援を適時・適切に実施し得るよう、情報の収集・分析・共有・保全等の各段階における情報機能を総合的に強化するための取組を推進する。

情報収集・分析機能については、情報収集施設の整備や能力向上、情報収集衛星・商用衛星等の活用、滞空型無人機を含む新たな装備品による情報収集手段の多様化等により、電波情報・画像情報の収集態勢を強化するとともに、防衛駐在官制度の充実を始めとする人的情報の収集態勢の強化、公開情報の収集態勢の強化、同盟国等との協力の強化等により、新たな領域に関するものも含め、ニーズに十分に対応できるよう、情報収集・分析機能を抜本的に強化する。その際、情報処理における最新の技術の積極的活用等により、一層効果的・効率的な態勢の実現を図るとともに、多様な情報源を融合したオールソース分析を推進する。また、情報を有効に活用する観点から、情報共有のためのシステムの効果的な整備・接続を図る。

多様化するニーズに情報部門が的確に応えていく

ため、能力の高い情報収集・分析要員の確保・育成を進め、採用、教育・研修、人事配置等の様々な面において着実な措置を講じ、総合的な情報収集・分析機能を強化する。

情報保全については、関係部局間で連携しつつ、教育等を通じて、知るべき者の中での情報共有を徹底し、情報漏えい防止のための措置を講じる等、情報保全のための取組を徹底するとともに、関係機関との連携の推進等により、防衛省・自衛隊におけるカウンターインテリジェンス機能の強化を図る。

3 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、統合運用を基本としつつ、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、災害用ドローン、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリSAT）、人命救助システム及び非常用電源の整備を始め対処態勢を強化するための措置を進める。また、関係府省、地方公共団体及び民間部門と緊密に連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能や展開基盤の確保等の各種施策を推進する。

4 日米同盟の強化

(1) 日米防衛協力の強化

米国の我が国及びインド太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するため、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の下、日米防衛協力を一層強化する。

宇宙領域やサイバー領域等における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習や共同のISR活動を推進するとともに、共同計画の策定・更新、拡大抑止協議等の各種の運用協力や政策調整を一層深化させる。

日米共同の活動に当たり、日米がその能力を十分に発揮するため、日米共同の活動に資する装備品の共通化、各種ネットワークの共有、米国製装備品の国内における整備能力の確保、情報協力・情報保全の取組等を進める。また、日米の能力を効率的に強化すべく、防衛力強化の優先分野に係る共通の理解を促進しつつ、FMS調達合理化による米国の高性能の装備品の効率的な取得、日米共同研究・開発等を推進する。さらに、自衛隊及び米軍施設・区域の共同使用に係る協力や、強靱性向上のための取組を推進する。

(2) 在日米軍駐留に関する施策の着実な実施

在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。

5 安全保障協力の強化

我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するこ

とは、我が国の防衛の根幹に関わり、また、我が国防衛そのものに資する極めて重要かつ不可欠な取組であるとの認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進する。特に、ハイレベル交流、政策対話、軍種間交流に加え、自衛隊と各国軍隊との相互運用性の向上や我が国のプレゼンスの強化等を目的として、地域の特性や相手国の実情を考慮しつつ、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援といった具体的な取組を各軍種の特性に応じ適切に組み合わせ、戦略的に実施する。

こうした防衛協力・交流の意義を踏まえ、より相互に連携し、具体的かつ踏み込んだ取組を行うべく業務要領の改善、体制の整備、制度の見直し等を進めるとともに、部隊運用に際して、防衛協力・交流に関する所要を一層反映していく。また、取組を実施するに当たっては、関係府省との連携、諸外国や非政府組織、民間部門等との連携を図るとともに、取組について戦略的に発信する。その際、特に以下を重視する。

(1) 共同訓練・演習

防衛協力・交流としての意義も十分に踏まえつつ、二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進する。これにより、望ましい安全保障環境の創出に向けた我が国の意思と能力を示すとともに、各国との相互運用性の向上や他国との関係強化等を図る。

(2) 装備・技術協力

防衛装備の海外移転を含む装備・技術協力の取組を強化し、相手国軍隊の能力向上や相手国との中長期にわたる関係の維持・強化を図る。特に、必要に応じて、訓練・演習や能力構築支援等の他の取組とも組み合わせることで、これを効果的に進める。

(3) 能力構築支援

インド太平洋地域の各国等に対して、その能力向上に向けた自律的・主体的な取組が着実に進展するよう協力することにより、相手国軍隊等が国際の平和及び地域の安定のための役割を適切に果たすことを促進し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することを目指す。その際、自衛隊がこれまで蓄積してきた知見を有効に活用するほか、外交政策との調整を十分に図るとともに、能力構築支援を実施する米国・オーストラリア等との連携を図り、多様な手段を組み合わせることで最大の効果が得られるよう効率的に取り組む。

(4) 海洋安全保障

開かれ安定した海洋は海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎という認識の下、自由で開かれたインド太平洋のビジョンも踏まえ、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有、様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港等の取組を推進す

る。これにより、海洋秩序の安定のための我が国の意思と能力を積極的かつ目に見える形で示す。

(5) 国際平和協力活動等

国際平和協力活動等については、平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する。特に、これまでに蓄積した経験をいかしつつ、現地ミッション司令部要員等の派遣、工兵マニュアルの普及、我が国が得意とする分野における能力構築支援等の活動を積極的に推進する。また、平和安全法制を踏まえた任務に対応する教育訓練を推進するとともに、陸上自衛隊において、中央即応連隊及び国際活動教育隊の統合による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊の新編に向け、必要な措置を講ずる。

国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。

なお、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点について、地域における安全保障協力等のための長期的・安定的な活用に向け取り組む。

(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散

大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散や武器及び軍事転用可能な貨物・機微技術の拡散については、関係国や国際機関等と協力しつつ、それらの不拡散のための取組を推進する。また、自衛隊が保有する知見・人材を活用しつつ、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する議論を含む国際連合等による軍備管理・軍縮に係る諸活動に関与する。

6 防衛力を支える要素

(1) 訓練・演習

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、演習場等周辺環境を十分把握し、安全確保に万全を期しつつ、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直しを行う。その際、北海道を始めとする国内の演習場等の整備・活用を拡大し、効果的な訓練・演習を行う。また、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を促進する。さらに、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用や米国・オーストラリア等の国外の良好な訓練環境の活用を促進するとともに、シミュレーター等を一層積極的に導入する。このほか、陸上自衛隊及び海上自衛隊による米海兵隊

等と連携した訓練・演習の実施により、水陸両用作戦能力の更なる充実を図る。こうした国内外の訓練環境を活用した訓練・演習を有機的に連携させることにより、平素からの部隊の迅速かつ継続的な展開の実効性向上やプレゼンスの強化を図る。

各種事態に国として一体的に対処し得るよう、警察、消防、海上保安庁などの関係機関との連携を強化する。また、国民保護を含め、自衛隊の統合訓練・演習や日米間での共同訓練・演習の機会を、自衛隊の実運用のための計画等の検討・検証のみならず、総合的な課題の検討・検証の場としても積極的に活用する。

(2) 衛生

自衛隊員の壮健性を維持するとともに、各種事態への対処や国内外における多様な任務に対応し得る衛生機能の強化を図る。

各種事態に対応するため、統合運用の観点も含め、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化として、速やかに医療拠点を展開し患者の症状を安定化させるためのダメージコントロール手術を行う機能及び後送中の患者を管理する機能の充実を図る。その際、患者情報について第一線から最終後送先まで共有するシステムを整備する。また、衛生資材の相互運用性を考慮して共通化等を図るとともに、必要な衛生資材の備蓄を図る。さらに、患者搬送を安全に実施するため、装甲化した救急車の導入に向け、必要な措置を講ずる。こうした整備に当たっては、地域の特性を踏まえつつ、南西地域における衛生機能の強化を重視する。

平素からの自衛隊の衛生運用に係る統制・調整を行うため、統合幕僚監部の組織強化を図る。また、自衛隊病院の拠点化・高機能化等をより一層推進し、効率的で質の高い医療体制を確立する。さらに、防衛医科大学校の運営改善及び研究機能の強化を進め、優秀な人材の確保に努めるとともに、医官の臨床経験を充実させ、医官の充足向上を図りつつ、医師である予備自衛官の任用を推進する。加えて、戦傷医療対処能力を向上させるために必要な各自衛隊共通の衛生教育訓練基盤等の整備や、能力構築支援を含む様々な国際協力に必要な態勢の整備を推進する。

(3) 地域コミュニティとの連携

地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習の実施等に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細やかな調整を実施する。同時に、住宅防音事業の更なる促進を含め防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。また、各種事態にお

いて自衛隊が迅速かつ確実に活動を行うため、地方公共団体、警察・消防機関などの関係機関との連携を一層強化する。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。また、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

(4) 知的基盤

国民が安全保障政策に関する知識や情報を正確に認識できるよう教育機関等への講師派遣や公開シンポジウムの充実等を通じ、安全保障教育の推進に寄与するほか、安全保障に係る研究成果等への国民のアクセスが向上するよう効率的かつ信頼性の高い情報発信に努めるとともに、多様化が進むソーシャルネットワークの一層の活用や、外国語によるものも含む情報発信の能力を高める各種施策を推進する。また、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を一層強化するため、国内外の研究教育機関や大学、シンクタンク等とのネットワーク及び組織的な連携を拡充する。さらに、高度な専門知識と研究力に裏付けされた質の高い研究成果等を政策立案部門等に適時・適切に提供することによって政策立案に寄与することを図る。

IV 整備規模

前記Ⅲに示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

V 所要経費

- 1 この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成30年度価格でおおむね27兆4,700億円程度を目途とする。
- 2 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し、重要度の低下した装備品の運用停止や費用対効果の低いプロジェクトの見直し、徹底したコスト管理・抑制や長期契約を含む装備品の効率的な取得などの装備調達最適化及びその他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね25兆5,000億円程度を目途とする。なお、格段に速度を増す安全保障環境の変化に対応するため、従来とは抜本的に異なる速度で防衛力の強化を図り、装備品等の整備を迅速に図る観点から、事業管理を柔軟かつ機動的に行うとともに、経済財政事情等を勘案しつつ、各年度の予算編成を実施する。

- 3 この計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、平成30年度価格でおおむね17兆1,700億円程度（維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く）の枠内とし、後年度負担について適切に管理することとする。
- 4 この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の

動向、財政事情等の内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

VI 留意事項

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元への負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及びSACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については、着実に実施する。

(別表)

区 分	種 類	整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車	134両
	装甲車	29両
	新多用途ヘリコプター	34機
	輸送ヘリコプター (CH-47JA)	3機
	地对艦誘導弾	3個中隊
	中距離地对空誘導弾	5個中隊
	陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア)	2基
	戦車	30両
海上自衛隊	火砲 (迫撃砲を除く。)	40両
	護衛艦	10隻
	潜水艦	5隻
	哨戒艦	4隻
	その他	4隻
	自衛艦建造計 (トン数)	23隻 (約6.6万トン)
	固定翼哨戒機 (P-1)	12機
	哨戒ヘリコプター (SH-60K/K (能力向上型))	13機
航空自衛隊	艦載型無人機	3機
	掃海・輸送ヘリコプター (MCH-101)	1機
	早期警戒機 (E-2D)	9機
	戦闘機 (F-35A)	45機
	戦闘機 (F-15) の能力向上	20機
	空中給油・輸送機 (KC-46A)	4機
	輸送機 (C-2)	5機
	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上 (PAC-3MSE)	4個群 (16個高射隊)
滞空型無人機 (グローバルホーク)	1機	

- (注) 1 哨戒ヘリコプターと艦載型無人機の内訳については、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」完成時に、有人機75機、無人機20機を基本としつつ、総計95機となる範囲内で「中期防衛力整備計画 (平成31年度～平成35年度)」の期間中に検討することとする。
- 2 戦闘機 (F-35A) の機数45機のうち、18機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機を整備するものとする。

資料8 中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について

平成25年12月17日 国家安全保障会議決定
閣議決定

平成26年度から平成30年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に従い、別紙のとおり定める。

（別紙）

中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）

I 計画の方針

平成26年度から平成30年度までの防衛力整備に当たっては、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定。以下「25大綱」という。）に従い、特に重視すべき機能・能力についての全体最適を図るとともに、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的な防衛力として統合機動防衛力を構築する。同時に、幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した防衛力とする。このため、自衛隊の体制強化に当たっては、想定される各種事態への対応について、自衛隊全体の機能・能力に着目した統合運用の観点からの能力評価等を踏まえ、総合的に導き出した特に重視すべき機能・能力の整備を優先し、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。

以上を踏まえ、以下を計画の基本として、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効率的に行うこととする。

- 1 各種事態における実効的な抑止及び対処並びにアジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善といった防衛力の役割にシームレスかつ機動的に対応し得るよう、統合機能の更なる充実に留意しつつ、特に、警戒監視能力、情報機能、輸送能力及び指揮統制・情報通信能力のほか、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、宇宙空間及びサイバー空間における対応、大規模災害等への対応並びに国際平和協力活動（国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同じ。）等への対応のための機能・能力を重視する。また、これらの機能・能力の効果的な発揮のための基盤の着実な整備を図る。
- 2 その際、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力の整備を優先することとし、機動展開能力の整備も重視する。

一方、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵

力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、不確実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持することとし、より一層の効率化・合理化を徹底する。

- 3 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入と既存の装備品の延命や能力向上等を適切に組み合わせることにより、必要かつ十分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるライフサイクルコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。
- 4 装備品の高度化・複雑化や任務の多様化・国際化の中で、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の根幹をなす人的資源を効果的に活用する観点から、女性自衛官や予備自衛官等の更なる活用を含め、人事制度改革に関する施策を推進する。
- 5 一層厳しさを増す安全保障環境に対応し、米国のアジア太平洋地域へのリバランスとあいまって、日米同盟の抑止力及び対処力を強化していくため、「日米防衛協力のための指針」の見直しを行うなど、幅広い分野における各種の協力や協議を一層充実させるほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組等を積極的に推進する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。

II 基幹部隊の見直し等

- 1 陸上自衛隊については、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、統合運用の下、作戦基本部隊（機動師団・機動旅団・機甲師団及び師団・旅団）や各種部隊等の迅速・柔軟な全国的運用を可能とするため、各方面総監部の指揮・管理機能を効率化・合理化するとともに、一部の方面総監部の機能を見直し、陸上総隊を新編する。その際、中央即応集団を廃止し、その隷下部隊を陸上総隊に編入する。

島嶼部に対する攻撃を始めとする各種事態に即応し、実効的かつ機動的に対処し得るよう、2個師団及び2個旅団について、高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする2個機動師団及び2個機動旅団に改編する。また、沿岸監視部隊や初動を担任する警備部隊の新編等により、南西地域の島嶼部の部隊の態勢を強化する。島嶼への侵攻があった場合、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備するため、連隊規模の複数の水陸両用作戦専門部隊等から構成される水陸機動団を新編する。

また、大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えのより一層の効率化・合理化を徹底しつつ、迅速かつ柔軟な運用を可能とする観点か

ら、新たに導入する機動戦闘車を装備する部隊の順次新編と北海道及び九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する戦車の廃止に向けた事業を着実に進めるとともに、九州に所在する戦車について、新編する西部方面隊直轄の戦車部隊に集約する。また、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装備する火炮について、新編する各方面隊直轄の特科部隊への集約に向けた事業を着実に進める。

- 2 海上自衛隊については、常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常統監視」という。）や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するとともに、国際平和協力活動等を機動的に実施し得るよう、1隻のヘリコプター搭載護衛艦（DDH）と2隻のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）を中心として構成される4個の護衛隊群に加え、その他の護衛艦から構成される5個の護衛隊を保持する。また、潜水艦増勢のために必要な措置を引き続き講ずる。
- 3 航空自衛隊については、南西地域における防空態勢の充実のため、那覇基地に戦闘機部隊1個飛行隊を移動させる。また、警戒航空部隊に1個飛行隊を新編し、那覇基地に配備する。

我が国の防空能力の相対的低下を回避し、航空優勢を確実に維持できるよう、高度な戦術技量の一層効果的な向上のため、訓練支援機能を有する部隊を統合する。

- 4 陸上自衛隊の計画期間末の編成定数については、おおむね15万9千人程度、常備自衛官定数についてはおおむね15万1千人程度、即応予備自衛官員数についてはおおむね8千人程度を目途とする。また、海上自衛隊及び航空自衛隊の計画期間中の常備自衛官定数については、平成25年度末の水準を目途とする。

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

- 1 各種事態における実効的な抑止及び対処

（1）周辺海空域における安全確保

広域において常統監視を行い、各種兆候を早期に察知する態勢を強化するため、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）、汎用護衛艦（DD）、潜水艦、固定翼哨戒機（P-1）及び哨戒ヘリコプター（SH-60K）の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機（P-3C）及び哨戒ヘリコプター（SH-60J）の延命を行うほか、哨戒機能を有する艦載型無人機について検討の上、必要な措置を講ずる。また、護衛艦部隊の増勢に向け、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦を導入する。さらに、新たな早期警戒管制機又は早期警戒機のほか、固定式警戒管制レーダーを整備するとともに、引き続き、現有の早期警戒管制機（E-767）の改善を行う。加えて、広域における常統監視能力の強化のための共同の部隊の新編に向け、

滞空型無人機を新たに導入する。このほか、海上自衛隊及び航空自衛隊が担う陸上配備の航空救難機能の航空自衛隊への一元化に向けた体制整備に着手する。

（2）島嶼部に対する攻撃への対応

（ア）常統監視体制の整備

平素からの常統監視に必要な体制を整備し、各種事態発生時の迅速な対処を可能とするため、与那国島に陸上自衛隊の沿岸監視部隊を配備する。また、現有の早期警戒管制機（E-767）及び早期警戒機（E-2C）の運用状況等を踏まえ、前記（1）に示すとおり、新たな早期警戒管制機又は早期警戒機を整備するほか、前記Ⅱ3に示すとおり、警戒航空部隊に早期警戒機（E-2C）から構成される1個飛行隊を新編し、那覇基地に配備するとともに、移動式警戒管制レーダーの展開基盤を南西地域の島嶼部に整備することにより、隙のない警戒監視態勢を保持する。

（イ）航空優勢の獲得・維持

巡航ミサイル対処能力を含む防空能力の総合的な向上を図るため、前記Ⅱ3に示すとおり、那覇基地における戦闘機部隊を1個飛行隊から2個飛行隊に増勢するほか、戦闘機（F-35A）の整備、戦闘機（F-15）の近代化改修、戦闘機（F-2）の空対空能力及びネットワーク機能の向上を引き続き推進するとともに、近代化改修に適さない戦闘機（F-15）について、能力の高い戦闘機に代替するための検討を行い、必要な措置を講ずる。また、中距離地对空誘導弾を引き続き整備するとともに、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な新たな能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）を搭載するため、地对空誘導弾ペトリオットの更なる能力向上を図る。さらに、新たな空中給油・輸送機を整備するとともに、輸送機（C-130H）への空中給油機能の付加及び救難ヘリコプター（UH-60J）の整備を引き続き進める。なお、太平洋側の島嶼部における防空態勢の在り方についても検討を行う。

（ウ）海上優勢の獲得・維持

常統監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により、周辺海域を防衛し、海上交通の安全を確保するため、前記（1）に示すとおり、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）、汎用護衛艦（DD）、潜水艦、固定翼哨戒機（P-1）及び哨戒ヘリコプター（SH-60K）の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機（P-3C）及び哨戒ヘリコプター（SH-60J）の延命を行うほか、多様な任務への対応能力の向上と船体のコンパクト化を両立させた新たな護衛艦を導入する。また、護衛艦部隊が事態に応じた活動を持続的に行うため

に必要な多用途ヘリコプター（艦載型）を新たに導入するとともに、掃海艦、救難飛行艇（US-2）及び地対艦誘導弾を引き続き整備する。

（エ）迅速な展開・対処能力の向上

迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保し、実効的な対処能力の向上を図るため、輸送機（C-2）及び輸送ヘリコプター（CH-47JA）を引き続き整備する。また、前記（ウ）に示す多用途ヘリコプター（艦載型）のほか、輸送ヘリコプター（CH-47JA）の輸送能力を巡航速度や航続距離等の観点から補完・強化し得るティルト・ローター機を新たに導入する。さらに、現有の多用途ヘリコプター（UH-1J）の後継となる新たな多用途ヘリコプターの在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。こうした航空輸送力の整備に当たっては、役割分担を明確にし、機能の重複の回避を図る。

海上から島嶼等に部隊を上陸させるための水陸両用車の整備や現有の輸送艦の改修等により、輸送・展開能力等を強化する。また、水陸両用作戦等における指揮統制・大規模輸送・航空運用能力を兼ね備えた多機能艦艇の在り方について検討の上、結論を得る。さらに、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、民間事業者の資金や知見を利用する手法や予備自衛官の活用も含め、民間輸送力の積極的な活用について検討の上、必要な措置を講ずる。

前記Ⅱ1に示す機動運用を基本とする作戦基本部隊（機動師団・機動旅団）に、航空機等での輸送に適した機動戦闘車を導入し、各種事態に即応する即応機動連隊を新編するとともに、南西地域の島嶼部に初動を担任する警備部隊を新編等するほか、島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練を実施する。また、精密誘導爆弾の誘導能力及び地対艦誘導弾を整備するとともに、艦対艦誘導弾について、射程の延伸を始めとする能力向上のための開発を推進する。

（オ）指揮統制・情報通信体制の整備

統合機能の充実の観点から、全国の部隊を機動的に運用し、島嶼部を始めとする所要の地域に迅速に集中できる指揮統制体制を確立するため、各自衛隊の主要司令部に所要の陸・海・空の自衛官を相互に配置し、それぞれの知見及び経験の活用を可能とするとともに、前記Ⅱ1に示すとおり、各方面総監部の指揮・管理機能を効率化・合理化するとともに、一部の方面総監部の機能を見直し、陸上総隊の新編を進める。

全国的運用を支えるための前提となる情報通信能力について、島嶼部における基盤通信網を強化するため、自衛隊専用回線と与那国島まで延伸す

るとともに、那覇基地に移動式多重通信装置を新たに配備する。また、各自衛隊間のデータリンク機能の充実や野外通信システムの能力向上を図るほか、引き続き、防衛分野での宇宙利用を促進し、高機能なXバンド衛星通信網を整備するとともに、当該通信網の一層の充実の必要性について検討の上、必要な措置を講ずる。

（3）弾道ミサイル攻撃への対応

北朝鮮の弾道ミサイル能力の向上を踏まえ、我が国の弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図る。

弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層かつ持続的に防護する体制の強化に向け、イージス・システム搭載護衛艦（DDG）を整備するとともに、引き続き、現有のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）の能力向上を行う。また、前記（2）（イ）に示すとおり、巡航ミサイルや航空機への対処と弾道ミサイル防衛の双方に対応可能な新たな能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）を搭載するため、地対空誘導弾ペトリオットの更なる能力向上を図る。さらに、弾道ミサイルの探知・追尾能力を強化するため、自動警戒管制システムの能力向上や固定式警戒管制レーダー（FPS-7）の整備及び能力向上を推進する。

弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）に関する日米共同開発を引き続き推進するとともに、その生産・配備段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。また、日米共同の弾道ミサイル対処態勢の実効性向上のため共同訓練・演習を行うほか、弾道ミサイル対処の際の展開基盤の確保に努める。

弾道ミサイル防衛用の新たな装備品も含め、将来の弾道ミサイル防衛システム全体の在り方についての検討を行う。また、日米間の適切な役割分担に基づき、日米同盟全体の抑止力の強化のため、我が国自身の抑止・対処能力の強化を図るよう、弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。

弾道ミサイル攻撃に併せ、同時並行的にゲリラ・特殊部隊による攻撃が発生した場合を考慮し、警戒監視態勢の向上、原子力発電所等の重要施設の防護及び侵入した部隊の捜索・撃破のため、引き続き、各種監視器材、軽装甲機動車、NBC偵察車、輸送ヘリコプター（CH-47JA）等を整備する。また、原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

（4）宇宙空間及びサイバー空間における対応

（ア）宇宙利用の推進

様々なセンサーを有する各種の人工衛星を活用

した情報収集能力を引き続き充実させるほか、高機能なXバンド衛星通信網の着実な整備により、指揮統制・情報通信能力を強化する。また、各種事態発生時にも継続的にこれらの能力を利用できるように、宇宙状況監視に係る取組や人工衛星の防護に係る研究を積極的に推進し、人工衛星の抗たん性の向上に努める。その際、国内の関係機関や米国に宇宙に係る最先端の技術・知見が蓄積されていることを踏まえ、人材の育成も含め、これらの機関等との協力を進める。

(イ) サイバー攻撃への対応

サイバー攻撃に対する十分なサイバー・セキュリティを常時確保できるように、統合機能の充実と資源配分の効率化に配慮しつつ、自衛隊の各種の指揮統制システムや情報通信ネットワークの抗たん性の向上、情報収集機能や調査分析機能の強化、サイバー攻撃対処能力の検証が可能な実戦的な訓練環境の整備等、所要の態勢整備を行う。その際、攻撃側が圧倒的に優位であるサイバー空間での対処能力を確保するため、相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力の保有の可能性についても視野に入れる。また、民間部門との協力、同盟国等との戦略対話や共同演習等を通じ、サイバー・セキュリティに係る最新のリスク、対応策、技術動向等を常に把握するよう努める。

サイバー攻撃の手法が高度化・複雑化している中、専門的知見を備えた優秀な人材の安定的な確保が不可欠であることを踏まえ、部内における専門教育課程の拡充、国内外の高等教育機関等への積極的な派遣、専門性を高める人事管理の実施等により、優秀な人材を計画的に育成する。

サイバー攻撃に対しては、政府全体として総合的な対処を行い得るよう、平素から、防衛省・自衛隊の知見や人材の提供等を通じ、関係府省等との緊密な連携を強化するほか、訓練・演習の充実を図る。

(5) 大規模災害等への対応

南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害に際しては、十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能とする。その際、発災の初期段階における航空機等を活用した空中からの被害情報の収集や迅速な救助活動が人命を保護する上で死活的に重要であり、また、道路啓開等の速やかな応急復旧活動の実施が民間による円滑な救援物資の輸送等に不可欠であるといった東日本大震災の教訓を十分に踏まえるものとする。また、関係府省、地方公共団体及び民間部門と緊密に

連携・協力しつつ、各種の訓練・演習の実施や計画の策定、被災時の代替機能や展開基盤の確保等の各種施策を推進する。

(6) 情報機能の強化

高度な情報機能は、防衛省・自衛隊がその役割を十分に果たしていくための基礎となるものであり、情報の収集・分析・共有・保全等の全ての段階において情報能力を総合的に強化する。

情報収集・分析機能については、安全保障環境の変化に伴うニーズに柔軟に対応できるように、情報収集施設の整備や能力向上、宇宙空間や滞空型無人機の積極的活用等を進め、電波情報や画像情報を含む多様な情報源に関する情報収集能力を抜本的に強化する。その際、地理空間情報に関し、画像・地図上において各種情報を融合して情勢の可視化・将来予測等を行うなど、その高度な活用を実現するとともに、データ基盤の統合的かつ効率的な整備を行う。また、防衛駐在官の新規派遣のための増員を始めとして、人的情報収集機能の強化に資する措置を講ずるほか、同盟国等との協力や公開情報の収集態勢の強化等により、海外情報の収集・分析態勢を強化する。

情報収集・分析に携わる要員については、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、政策部門・運用部門の複雑化・多様化するニーズに情報部門が適時かつ的確に応えられるよう、能力の高い分析官を確保するための採用方法及び人事構成の検討、複数の組織にまたがる情報に係る教育課程の統合・強化、情報部門の要員の政策部門・運用部門への一定期間の配置の着実な実施等を通じ、総合的な情報収集・分析能力を強化する。

厳しい財政事情の下、より効率的な情報収集を実現するため、効果的な収集管理態勢の充実を図るとともに、情報保全の重要性を踏まえつつ、関係府省を含め、知るべき者の間での情報共有を徹底し、高い相乗効果が期待できる総合分析を推進する。

2 アジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善

国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、アジア太平洋地域の安定化に向け、二国間・多国間の協力関係を強化し、訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施するとともに、グローバルな安全保障上の課題等に適切に対応するため、国際平和協力活動等により積極的に実施する。その際、特に以下を重視する。

(1) 訓練・演習の実施

自衛隊による訓練・演習を適時・適切に実施するとともに、アジア太平洋地域における二国間・多国間による共同訓練・演習を積極的に推進し、積極的かつ目に見える形で、地域の安定化に向けた我が国

の意思と高い能力を示すとともに、関係国との相互運用性の向上と実際的な協力関係の構築・強化を図る。

(2) 防衛協力・交流の推進

各国及び国際機関との相互理解及び信頼関係の増進は安全保障環境の安定化の基礎として重要である。これに加え、人道支援・災害救援、海洋安全保障、サイバー空間及び宇宙空間の安定的利用の確保等、共通の関心を有する安全保障上の課題等について具体的な協力関係を構築・強化するため、ハイレベル交流のみならず、部隊間交流を含む様々なレベルで二国間・多国間の防衛協力・交流を多層的に推進する。

(3) 能力構築支援の推進

自衛隊がこれまでに蓄積してきた能力を有効に活用することにより、人道支援・災害救援、地雷・不発弾処理、防衛医学等の分野における支援対象国の軍等の能力を強化し、安全保障環境の安定化を図るとともに、支援対象国の防衛当局との関係強化を推進する。また、能力構築支援を積極的に実施する米国、豪州等と連携するとともに、政府開発援助（ODA）を始めとする外交政策との調整を十分に図りつつ、効果的かつ効率的な能力構築支援の実施に努める。

(4) 海洋安全保障の確保

海洋国家である我が国の平和と繁栄の基礎である「開かれ安定した海洋」の秩序を強化し、海上交通の安全を確保するため、同盟国等とより緊密に協力し、ソマリア沖・アデン湾における海賊に対応するほか、沿岸国自身の能力向上を支援する。また、インド洋や南シナ海等、我が国周辺以外の海域においても、様々な機会を利用して、海洋安全保障について認識を共有する諸外国との共同訓練・演習を充実する。

(5) 国際平和協力活動の実施

派遣先で迅速に活動を開始するため、初動態勢や輸送能力を強化するほか、長期にわたって安定的に活動を継続できるよう、派遣先での情報収集能力の強化や装備品の耐弾性の向上等により一層の安全確保に努めるとともに、引き続き、通信、補給、衛生、家族支援等に係る態勢の充実を図る。また、派遣先でのニーズが高い施設部隊の態勢の充実を図り、派遣先のニーズに一層即した国際平和協力活動の実施に努める。さらに、現地ミッション司令部や国連PKO局への自衛隊員の派遣を通じ、国際平和協力活動へのより効果的な参画を実現するとともに、かかる人材を安定的に確保するため、長期的視点に立った人材育成に取り組む。

国際平和協力センターにおける教育内容を拡充するとともに、国際平和協力活動等における関係府省

や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性を踏まえ、同センターにおける教育対象者を自衛隊員以外に拡大するなど、教育面での連携の充実を図る。

また、国連平和維持活動の実態を踏まえ、我が国の参加の在り方について引き続き検討する。

(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力

国際連合等が行う軍備管理・軍縮の分野における諸活動に協力するため、引き続き、人的貢献を含め積極的に関与する。また、大量破壊兵器及びその運搬手段となり得るミサイルの拡散は、我が国を含む国際社会の平和と安定に対する重大な脅威であることから、関係国や国際機関と協力しつつ、拡散に対する安全保障構想（PSI）への参画等の不拡散のための取組を推進する。

3 防衛力の能力発揮のための基盤

(1) 訓練・演習

各種事態発生時に効果的に対処し、抑止力の実効性を高めるため、自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習を計画的かつ目に見える形で実施するとともに、これらの訓練・演習の教訓等を踏まえ、事態に対処するための各種計画を不断に検証し、見直しを行う。その際、全国の部隊による北海道の良好な訓練環境の活用を拡大し、効果的な訓練・演習を行うほか、輸送艦や民間輸送力の積極的な活用や部隊の機動性の向上を進め、北海道に所在する練度を高めた部隊の全国への展開を可能とする。また、自衛隊の演習場等に制約がある南西地域における効果的な訓練・演習の実現のため、地元との関係に留意しつつ、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大を図る。このほか、国内外において米海兵隊を始めとする米軍との共同訓練に積極的に取り組み、本格的な水陸両用作戦能力の速やかな整備に努める。

各種事態に国として一体的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護を含め、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から計画的に実施する。

(2) 運用基盤

各種事態発生時に迅速に展開・対処するとともに、対処態勢を長期間にわたり持続させる上で、駐屯地・基地等が不可欠の基盤となることを踏まえ、駐屯地・基地等の抗たん性を高める。特に、滑走路や情報通信基盤の維持、燃料の安定的供給の確保を始めとして、駐屯地・基地等の各種支援機能を迅速に復旧させる能力を強化する。また、各種事態発生時に民間空港・港湾の自衛隊による速やかな使用を可能とするため、特に、南西地域における展開基盤の確保に留意しつつ、各種施策を推進する。さら

に、即応性を確保するため、所要の弾薬や補用部品等を運用上最適な場所に保管するとともに、駐屯地・基地等の近傍等において必要な宿舎の着実な整備を進める。このほか、対処態勢の長期にわたる持続を可能とする観点から、隊員の家族に配慮した各種の家族支援施策を推進する。

装備品の可動率をより低コストかつ高水準で維持できるように、装備品の可動率の向上を阻む原因に係る調査を行うとともに、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う新たな契約方式（PBL：Performance Based Logistics）について、より長期の契約が予見可能性を増大させ、費用対効果の向上につながることを踏まえつつ、その活用の拡大を図る。

（3）人事教育

近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上するとともに、厳しい財政事情の下で人材を効果的に活用するため、長期的に実行可能な施策を推進する。

（ア）階級構成及び年齢構成等

各部隊等の特性を踏まえた上で、各自衛隊の任務を最も適切かつ継続的に遂行できる階級構成を実現するため、所要の能力を有する幹部・准曹を適正な規模で確保・育成するとともに、質の高い士を計画的に確保するための施策を推進する。

適正な年齢構成を確保するため、60歳定年職域の定年の在り方を見直すとともに、中途退職制度の積極的な活用やより適切な士の人事管理等、幹部・准曹・士の各階層において年齢構成の適正化のための施策を講ずるほか、自衛官の身分保障に留意しつつ、諸外国の例も参考にしながら、新たな中途退職制度に関する研究を行う。また、航空機操縦士について、年齢構成の適正化を図るため民間部門に操縦士として再就職させる施策（以下「割愛」という。）を実施する。さらに、幹部や准曹の最終昇任率を見直すほか、精強性を維持するため、体力的要素にも配慮したより適切な人事管理を行う。

（イ）人材の有効活用等

一層効果的な人材活用を図るため、女性自衛官の更なる活用を進めるとともに、高度な知識・技能・経験を有する隊員について、総合的に精強性の向上に資すると認められる場合には、積極的に再任用を行う。

隊員が高い士気と誇りを持って任務を遂行するため、防衛功労章の拡充を始め、栄典・礼遇に関する施策を推進する。

統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等

を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人材を十分に確保する。

（ウ）募集及び再就職支援

社会の少子化・高学歴化に伴い募集環境が悪化する中、優秀な人材を将来にわたり安定的に確保するため、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、国の防衛や安全保障に関する理解を促進するための環境整備、時代の変化に応じた効果的な募集広報、関係府省・地方公共団体等との連携・協力の強化等を推進する。

一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、退職自衛官の知識・技能・経験を社会に還元するとの観点から、退職自衛官の雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策の検討や公的部門における退職自衛官の更なる活用等を進め、再就職環境の改善を図る。

（エ）予備自衛官等の活用

より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的スキルを要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。

（4）衛生

隊員の壮健性を維持し、各種事態や国際平和協力活動等の多様な任務に対応し得る衛生機能を強化するため、自衛隊病院の拠点化・高機能化や病院・医務室間のネットワーク化を進め、地域医療にも貢献しつつ、防衛医科大学校病院等の運営の改善も含め効率的かつ質の高い医療体制の確立を図る。また、医官・看護師・救急救命士等の教育を強化し、より専門的かつ高度な技能を有する要員の確保に努める。このほか、事態対処時における救急救命措置に係る制度改正を含めた検討を行い、第一線の救護能力の向上や統合機能の充実の観点から踏まえた迅速な後送態勢の整備を図る。さらに、防衛医学の教育・

研究拠点としての防衛医科大学校の機能を強化する。

(5) 防衛生産・技術基盤

適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。

我が国の防衛生産・技術基盤の技術力の向上や生産性の改善を図り、国際競争力を強化するとの観点から、我が国として強みを有する技術分野を活かした、米国や英国を始めとする諸外国との国際共同開発・生産等の防衛装備・技術協力を積極的に進める。また、関係府省と連携の上、防衛省・自衛隊が開発した航空機を始めとする装備品の民間転用を進める。

その際、国際共同開発・生産等や民間転用の推進が製造事業者と国の双方に裨益するものとなるよう検討の上、これを推進する。

(6) 装備品の効率的な取得

装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、プロジェクト・マネージャーの仕組みを制度化し、装備品の構想段階から、研究開発、量産取得、維持整備、能力向上等の段階を経て、廃棄段階に至るまでそのライフサイクルを通じ、技術的視点も含め、一貫したプロジェクト管理を強化する。その際、より適正な取得価格を独自に積算できるよう、過去の契約実績のデータベース化やそれに基づく価格推算シミュレーション・モデルの整備を行う。また、コスト分析の専門家等、装備品の取得業務に係る専門的な知識・技能・経験が必要とされる人材について、民間の知見も活用し、積極的に育成・配置する。さらに、このようにして分析したライフサイクルコストに係る見積と実績との間で一定以上の乖離が生じた場合には、仕様や事業計画の見直しを含めた検討を行う制度を整備する。

取得業務の迅速かつ効率的な実施のため、透明性・公平性を確保しつつ、随意契約が可能な対象を類型化・明確化し、その活用を図る。また、各種の装備品の効率的な取得を可能とする多様な契約を活用し得よう、企業の価格低減インセンティブを引き出すための契約制度の更なる整備、企業の見込み可能性を高め、コスト低減につながる更なる長期契約の導入の可否、国際競争力を有する各企業の技術の結集を可能とする共同企業体の活用といった柔軟な受注体制の構築等についても検討の上、必要な措置を講ずる。

(7) 研究開発

厳しい財政事情の下、費用対効果を踏まえつつ、

自衛隊の運用に係るニーズに合致した研究開発を優先的に実施する。

防空能力の向上のため、陸上自衛隊の中距離地对空誘導弾と航空自衛隊の地对空誘導弾ペトリオットの能力を代替することも視野に入れ、将来地对空誘導弾の技術的検討を進めるほか、将来戦闘機に関し、国際共同開発の可能性も含め、戦闘機（F-2）の退役時期までに開発を選択肢として考慮できるよう、国内において戦闘機関連技術の蓄積・高度化を図るため、実証研究を含む戦略的な検討を推進し、必要な措置を講ずる。また、警戒監視能力の向上のため、電波情報収集機の開発のほか、新たな固定式警戒管制レーダーや複数のソーナーの同時並行的な利用により探知能力を向上させたソーナーの研究を推進する。加えて、大規模災害を含む各種事態発生時に柔軟な運用が可能な無人装備等の研究を行うほか、車両、艦船及び航空機といった既存装備品の能力向上に関する研究開発を推進する。

新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保できるよう、最新の科学技術動向、戦闘様相の変化、国際共同研究開発の可能性、主要装備品相互の効果的な統合運用の可能性等を勘案し、先進的な研究を中長期的な視点に基づいて体系的に行うため、主要な装備品ごとに中長期的な研究開発の方向性を定める将来装備ビジョンを策定する。

安全保障の視点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用し得よう、先端技術等の流出を防ぐための技術管理機能を強化しつつ、大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努めるとともに民生分野への防衛技術の展開を図る。

以上の点を踏まえた効果的・効率的な研究開発を実現するため、防衛省・自衛隊の研究開発態勢について改めて検討の上、必要な措置を講ずる。

(8) 地域コミュニティとの連携

各種事態発生時の実効的な対処や自衛官の募集・再就職支援等における地方公共団体等との緊密な連携の重要性を踏まえ、防衛施設とその周辺地域とのより一層の調和を図るため、引き続き、防衛施設周辺対策事業を推進するとともに、防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報等により、地方公共団体や地元住民の理解及び協力の獲得に努める。

地方によっては、自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献し、あるいは、自衛隊の救難機等による急患輸送が地域医療を支えている場合等が存在することを踏まえ、部隊の改編や駐屯地・基地等の配置・運営に当たって

は、地方公共団体や地元住民の理解を得られるよう、地域の特性に配慮する。その際、中小企業者に関する国等の契約の方針を踏まえ、効率性にも配慮しつつ、地元中小企業の受注機会の確保を図るなど、地元経済に寄与する各種施策を推進する。

(9) 情報発信の強化

自衛隊の任務の安定的な遂行には、何より国民や諸外国の理解と支持が不可欠であることを踏まえ、発信内容の整合性に留意しつつ、ソーシャルネットワーク等の多様な情報媒体の更なる活用も含め、積極的かつ効果的な情報発信の充実に努めるとともに、自衛隊の海外における活動を含む防衛省・自衛隊の取組について、英語版ホームページの充実等を通じ、諸外国に対する情報発信を強化する。

(10) 知的基盤の強化

国民の安全保障・危機管理に対する理解を促進するため、安全保障・危機管理の専門家としての職員の論文発表や講師としての派遣等を通じ、教育機関等における安全保障教育の推進に寄与する。また、防衛研究所について、市ヶ谷地区への移転による政策立案部門等との連携の促進、米国や豪州を始めとする諸外国の研究機関との研究交流の推進等により、防衛省のシンクタンクとしての機能を強化し、防衛省が直面する政策課題に適時・適切に対応できる組織運営に努める。

(11) 防衛省改革の推進

文官と自衛官の一体感を醸成するとともに、防衛力整備の全体最適化、統合運用機能の強化、政策立案・情報発信機能の強化等を実現するため、防衛省の業務及び組織を不断に見直し、改革を推進する。その際、防衛力整備の全体最適化が図られるよう、統合運用を踏まえた防衛力の能力評価を重視した防衛力整備の計画体系の確立等を行うとともに、外局の設置も視野に入れ、装備品取得の効率化・最適化に向けた取組を行う。また、自衛隊の運用の迅速性・効率性の向上のため、実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化すること等により、内部部局及び統合幕僚監部の間の実態としての業務の重複を解消し、運用企画局の改廃を含めた組織の見直しを行う。

IV 日米同盟の強化のための施策

1 日米防衛協力の強化

米国の我が国及びアジア太平洋地域に対するコミットメントを維持・強化し、我が国の安全を確保するた

め、我が国自身の能力を強化することを前提として、「日米防衛協力のための指針」の見直しを進める。

同時に、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動及び米軍・自衛隊の施設・区域の共同使用の拡大を推進するほか、弾道ミサイル防衛、計画検討作業、拡大抑止協議等の各種の運用協力や政策調整を一層緊密に進める。

また、海賊対処、能力構築支援、人道支援・災害救援、平和維持、テロ対策等の分野における協力のほか、海洋・宇宙・サイバー分野における協力を強化する。

さらに、情報協力及び情報保全の取組、装備・技術面での協力等の幅広い分野で日米の協力関係を強化・拡大する。

2 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組

在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、在日米軍駐留経費を安定的に確保する。

V 整備規模

前記Ⅲに示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。おおむね10年程度で25大綱の別表の体制を構築することを目指し、本計画期間においては、現下の状況に即応するための防衛力を着実に整備することとする。

VI 所要経費

1 この計画の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額は、平成25年度価格でおおむね24兆6,700億円程度を目途とする。

2 本計画期間中、国の他の諸施策との調和を図りつつ、調達改革等を通じ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、おおむね7,000億円程度の実質的な財源の確保を図り、本計画の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費は、おおむね23兆9,700億円程度の枠内とする。

3 この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行う。

VII 留意事項

米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体的措置及びSACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については、着実に実施する。

(別表)

区 分	種 類	整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車 装甲車 水陸両用車 ティルト・ローター機 輸送ヘリコプター (CH-47JA) 地对艦誘導弾 中距離地对空誘導弾 戦車 火炮 (迫撃砲を除く。)	99両 24両 52両 17機 6機 9個中隊 5個中隊 44両 31両
海上自衛隊	護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦) 潜水艦 その他 自衛艦建造計 (トン数) 固定翼哨戒機 (P-1) 哨戒ヘリコプター (SH-60K) 多用途ヘリコプター (艦載型)	5隻 (2隻) 5隻 5隻 15隻 (約5.2万トン) 23機 23機 9機
航空自衛隊	新早期警戒 (管制) 機 戦闘機 (F-35A) 戦闘機 (F-15) 近代化改修 新空中給油・輸送機 輸送機 (C-2) 地对空誘導弾ペトリオットの能力向上 (PAC-3MSE)	4機 28機 26機 3機 10機 2個群及び教育所要
共同の部隊	対空型無人機	3機

(注) 哨戒機能を有する艦載型無人機については、上記の哨戒ヘリコプター (SH-60K) の機数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする。

資料9 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

平成26年7月1日 国家安全保障会議決定
閣議決定

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにならなければならない。

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることができず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、

国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

(2) 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応すると基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取組を一層強化することとする。

(3) このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合（武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。）の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないように、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。

(4) さらに、我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参

考にしつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

ア いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際の平和及び安全が脅かされ、国際社会が国際連合安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。一方、憲法第9条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

イ こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。

ウ 政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施

できるようにするための法整備を進めることとする。

(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

(2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

ア 我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去20年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

イ 我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加することが重要である。また、自国領域内に所在する外国人の保護は、国際法上、当該領域国の義務であるが、多くの日本人が海外で活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の受入れ同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

ウ 以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

(ア) 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。このことは、過去20年以上にわたる

我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

(イ) 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということ意味する。

(ウ) 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。

(エ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採用することを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表

明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

(5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際し

ては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

4 今後の国内法整備の進め方

これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続を含めて、実際に自衛

隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法が必要となる。政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、国会における御審議を頂くこととする。

資料10 戦車、主要火器などの保有数

(2023.3.31 現在)

種 類	無反動砲	迫撃砲	野戦砲	ロケット弾 発射機等	高射機関砲	戦車	装甲車	機動戦闘車
保有概数	2,600	1,200	370	40	50	450	980	160

(注) 戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

資料11 主要航空機の保有数・性能諸元

(2023.3.31 現在)

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
陸上 自衛隊	固定翼	LR-2	連絡偵察	8	300	2 (8)	14.2	17.7	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH-1S	対戦車	44	120	2	13.6	3.6	ターボシャフト、単発
		OH-1	観測	37	140	2	12.0	3.3	ターボシャフト、双発
		UH-1J	多用途	112	110	2 (11)	12.7	2.8	ターボシャフト、単発
		UH-2	多用途	7	130	2 (11)	13.1	2.9	ターボシャフト、双発
		CH-47J/JA	輸送	50	150/140	3 (55)	15.9	3.8/4.8	ターボシャフト、双発
		UH-60JA	多用途	40	150	2 (12)	15.6	5.5	ターボシャフト、双発
		AH-64D	戦闘	12	150	2	15.0	5.7	ターボシャフト、双発
ティルト・ ローター機	V-22	輸送	13	280	3 (24)	17.5	15.5	ターボシャフト、双発	
海上 自衛隊	固定翼	P-1	哨戒	34	450	11	38.0	35.4	ターボファン、4発
		P-3C	哨戒	35	400	11	35.6	30.4	ターボプロップ、4発
		US-2	救難	7	320	11	33.3	33.2	ターボプロップ、4発
	回転翼	SH-60J	哨戒	10	150	4	15.3	4.4	ターボシャフト、双発
		SH-60K	哨戒	73	140	4	15.9	4.4	ターボシャフト、双発
		MCH-101	掃海・輸送	10	150	4	19.5	5.1	ターボシャフト、3発
航空 自衛隊	固定翼	F-15J/DJ	戦闘	200	2.5マッハ	1/2	19.4	13.1	ターボファン、双発
		F-2A/B	戦闘	91	2マッハ	1/2	15.5	11.1	ターボファン、単発
		F-35A	戦闘	33	1.6マッハ	1	15.6	10.7	ターボファン、単発
		C-1	輸送	6	0.76マッハ	5 (60)	29.0	30.6	ターボファン、双発
		C-2	輸送	16	0.82マッハ	2~5 (110)	43.9	44.4	ターボファン、双発
		C-130H	輸送	13	320	6 (92)	29.8	40.4	ターボプロップ、4発
		KC-767	空中給油・輸送	4	0.84マッハ	4~8 (200)	48.5	47.6	ターボファン、双発
		KC-46A	空中給油・輸送	2	0.86マッハ	3~14 (104)	50.4	47.6	ターボファン、双発
		KC-130H	空中給油・輸送	3	320	6 (92)	29.8	40.4	ターボプロップ、4発
		E-2C	早期警戒	10	320	5	17.6	24.6	ターボプロップ、双発
		E-2D	早期警戒	3	350	5	17.6	24.6	ターボプロップ、双発
		E-767	早期警戒管制	4	450	20	48.5	47.6	ターボファン、双発
		RQ-4B	偵察	2	570km/h	0	14.5	39.9	ターボファン、単発
		回転翼	CH-47J	輸送	15	160	5 (48)	15.9	4.8
	UH-60J		救難	37	140	5	15.7	5.4	ターボシャフト、双発

- (注) 1 保有数は、2023.3.31 現在の国有財産台帳数値である。
 2 乗員の項で () 内の数値は、輸送人員を示す。
 3 回転翼機及びティルト・ローター機の全長、全幅はローター径を含まない数値である。
 4 最大速度は概数である。

資料12 主要艦艇の就役数

(2023.3.31 現在)

区分	護衛艦	潜水艦	機雷艦艇	哨戒艦艇	輸送艦艇	補助艦艇
数 (隻)	50	22	21	6	10	29
基準排水量 (千トン)	279	63	22	1	28	130

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

資料13 防衛関係費（当初予算）の推移

（単位：億円、％）

区分 年度	GNP・GDP (当初見直し) (A)	一般会計 歳出 (B)	対前年度 伸び率	一般歳出 (C)	対前年度 伸び率	防衛関係費 (D)	対前年度 伸び率	防衛関係費 の対GNP・ GDP比 (D/A)	防衛関係費 の対一般会 計歳出比 (D/B)	防衛関係費 の対一般歳 出比 (D/C)
昭30 (1955)	75,590	9,915	△0.8	8,107	△2.8	1,349	△3.3	1.78	13.61	16.6
40 (1965)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50 (1975)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60 (1985)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	△0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平7 (1995)	4,928,000	709,871	△2.9	421,417	3.1	47,236	0.9	0.959	6.65	11.2
17 (2005)	5,115,000	821,829	0.1	472,829	△0.7	48,301 48,564	△1.0 △1.0	0.944 0.949	5.88 5.91	10.2 10.3
25 (2013)	4,877,000	926,115	2.5	539,774	5.3	46,804 47,538	0.8 0.8	0.960 0.975	5.05 5.13	8.67 8.81
26 (2014)	5,004,000	958,823	3.5	564,697	4.6	47,838 48,848	2.2 2.8	0.956 0.976	4.99 5.09	8.47 8.65
27 (2015)	5,049,000	963,420	0.5	573,555	1.6	48,221 49,801	0.8 2.0	0.955 0.986	5.01 5.17	8.41 8.68
28 (2016)	5,188,000	967,218	0.4	578,286	0.8	48,607 50,541	0.8 1.5	0.937 0.974	5.03 5.23	8.41 8.74
29 (2017)	5,535,000	974,547	0.8	583,591	0.9	48,996 51,251	0.8 1.4	0.885 0.926	5.03 5.26	8.40 8.78
30 (2018)	5,643,000	977,128	0.3	588,958	0.9	49,388 51,911	0.8 1.3	0.875 0.920	5.05 5.31	8.39 8.81
令和元 (2019)	5,661,000	994,291 (1,014,571)	3.8	599,359 (619,639)	5.2	50,070 52,574	1.4 1.3	0.884 0.929	5.04 5.18	8.35 8.48
2 (2020)	5,702,000	1,008,791 (1,026,580)	1.2	617,184 (634,972)	2.5	50,688 53,133	1.2 1.1	0.889 0.932	5.02 5.18	8.21 8.37
3 (2021)	5,595,000	1,066,097	3.8	669,020	5.4	51,235 53,422	1.1 0.5	0.916 0.955	4.81 5.01	7.66 7.99
4 (2022)	5,646,000	1,075,964	0.9	673,746	0.7	51,788 54,005	1.1 1.1	0.917 0.957	4.81 5.02	7.69 8.02
5 (2023)	5,719,000	1,143,812	6.3	727,317	8.0	66,001 68,219	27.4 26.3	1.154 1.193	5.77 5.96	9.07 9.38

- (注) 1 平成17年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費（平成17（2005）年度：263億円、平成26（2014）年度：120億円、平成27（2015）年度：46億円、平成28（2016）年度：28億円、平成29（2017）年度：28億円、平成30年度（2018）：51億円、令和元（2019）年度：256億円、令和2（2020）年度：138億円、令和3（2021）年度：144億円、令和4（2022）年度：137億円）、令和5（2023）年度：115億円）、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（平成25（2013）年度：646億円、平成26（2014）年度：890億円、平成27（2015）年度：1,426億円、平成28（2016）年度：1,766億円、平成29（2017）年度：2,011億円、平成30（2018）年度：2,161億円、令和元（2019）年度：1,679億円、令和2（2020）年度：1,799億円、令和3（2021）年度：2,044億円、令和4（2022）年度：2,080億円）、令和5（2023）年度：2,103億円）、新たな政府専用機導入に伴う経費（平成27（2015）年度：108億円、平成28（2016）年度：140億円、平成29（2017）年度：216億円、平成30（2018）年度：312億円、令和元（2019）年度：62億円、令和2（2020）年度：0.3億円、令和3（2021）年度：0.3億円、令和4（2022）年度：0.08億円）及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にかかる経費（令和元（2019）年度：508億円、令和2（2020）年度：508億円）を除いたもの、下段は含んだものである。
- 2 令和元年度及び令和2年度の一般会計歳出及び一般歳出における下段（ ）書きは、臨時・特別の措置を含んだものである。
- 3 デジタル庁にかかる経費として、令和3（2021）年度予算額には187億円、令和4（2022）年度予算額には318億円、令和5（2023）年度予算額には339億円を含む。

資料14 各国国防費の推移

国名	年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
日本 (億円)		49,388	50,070	50,688	51,235	51,788	66,001
日本/対前年度伸び率 (%)		51,911	52,574	53,133	53,422	54,005	68,219
		0.8	1.4	1.2	1.1	1.1	27.4
		1.3	1.3	1.1	0.5	1.1	26.3
米国 (百万ドル)		600,683	653,986	690,420	717,581	726,632	771,260
米国/対前年度伸び率 (%)		5.6	8.9	5.6	3.9	1.3	6.1
中国 (億元)		11,070	11,899	12,680	13,553	14,505	15,537
中国/対前年度伸び率 (%)		8.3	7.5	6.6	6.8	7.1	7.2
ロシア (億ルーブル)		28,270	29,974	31,688	35,761	46,787	49,816
ロシア/対前年度伸び率 (%)		-0.9	6.0	5.7	12.9	30.8	6.5
韓国 (億ウォン)		431,581	466,971	501,527	528,401	546,112	570,143
韓国/対前年度伸び率 (%)		7.0	8.2	7.4	5.4	3.4	4.4
オーストラリア (百万豪ドル)		36,231	38,562	42,612	44,568	47,979	51,028
オーストラリア/対前年度伸び率 (%)		3.0	6.4	10.5	4.6	7.7	6.4
英国 (百万ポンド)		37,800	38,800	41,400	46,000	48,200	50,900
英国/対前年度伸び率 (%)		5.0	2.6	6.7	11.1	4.8	5.6
フランス (百万ユーロ)		42,700	44,400	46,000	47,700	49,600	53,100
フランス/対前年度伸び率 (%)		4.7	4.0	3.6	3.7	4.0	7.1
ドイツ (百万ユーロ)		38,520	43,228	45,053	46,930	50,495	58,526
ドイツ/対前年度伸び率 (%)		4.1	12.2	4.2	4.2	7.6	15.9

- (注) 1 各国予算書、国防白書などを基に作成。
 2 日本については、上段は、SACO関係経費(2018年度:51億円、2019年度:256億円、2020年度:138億円、2021年度:144億円、2022年度:137億円、2023年度:115億円)、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(2018年度:2,161億円、2019年度:1,679億円、2020年度:1,799億円、21年度:2,044億円、2022年度:2,080億円、2023年度:2,103億円)、新たな政府専用機導入に伴う経費(2018年度:312億円、2019年度:62億円、2020年度:0.3億円、2021年度:0.3億円、2022年度:0.1億円)及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にかかる経費(2019年度:508億円、2020年度:508億円)を除いたもの、下段はそれらを含んだ当初予算である。
 3 米国については、Historical Tablesによる国防省予算支出額。2023年度の数値は推定額。
 4 中国については、国防費は全人代財政報告における当初予算額を記載(基本的に中央本級支出(中央財政支出の一部)における国防費のみ公表。)対前年度伸び率については、中央本級支出における国防費を比較して算出。伸び率の数値は中国公表値を含む。
 5 ロシアについては、ロシア連邦財務省及びロシア連邦国庫公表資料における2019-2022年度の執行額及び2023年度の予算額。
 6 韓国については、国防部HPによる予算額。
 7 オーストラリアについては、豪国防省公表「Defence Portfolio Budget Statements」における予算額。
 8 英国については、予算教書による予算案。
 9 フランスについては、フランス軍事省公表「Projet de loi de finances」における予算額(年金関連費含む)。
 10 ドイツについては、ドイツ連邦予算法による予算額。2022年、2023年については、連邦軍特別基金を含む。

資料15 自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限等について

区 分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
防衛出動 〔自衛隊法 第76条〕	① 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合 ② 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（原則として事前承認） ③ 閣議決定：必要	○ 我が国を防衛するため必要な武力の行使等 ○ 海上保安庁の統制（武力攻撃事態におけるものに限る）
防御施設構築の措置 〔自衛隊法 第77条の2〕	事態が緊迫し防衛出動命令（武力攻撃事態におけるものに限る）が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後） ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認）	○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 【武器の使用】 ○ 防御施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
防衛出動下令前の行動関連措置 〔自衛隊法第77条の3 及び米軍等行動関連措置法〕	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供）防衛大臣 ② 国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要（対処基本方針の閣議決定後） ③ 閣議決定：（物品提供）不要（役務提供）必要（内閣総理大臣の承認）	○ 米軍等行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○ 行動関連措置としての役務の提供 【武器の使用】 ○ 行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国民保護等派遣 〔自衛隊法 第77条の4〕	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は事態対策本部長（又は緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：都道府県知事の要請又は事態対策本部長（内閣総理大臣）の求め	○ 国民保護法に規定する避難住民の誘導に関する措置、応急措置、交通の規制等 ○ 警察官職務執行法の一部準用（避難、犯罪の予防・制止、立入等。警察官がその場にいない場合に限る。） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請等） 【武器の使用】 ○ 国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第7条を準用する。
命令による治安出動 〔自衛隊法 第78条〕	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議） ③ 閣議決定：必要	○ 警察官職務執行法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止等） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） ○ 海上保安庁の統制 【武器の使用】 ○ 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人等が暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合において、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合等の武器の使用を規定。

区 分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
治安出動下令前に行う 情報収集 自衛隊法 〔第79条の2〕	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃等の武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：防衛大臣と国家公安委員会と協議	【武器の使用】 ○ 治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
要請による治安出動 自衛隊法 〔第81条〕	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要 ④ その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○ 警察官職務執行法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止等） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） 【武器の使用】 ○ 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人等が暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合において、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合等の武器の使用を規定。
自衛隊の施設等の 警護出動 自衛隊法 〔第81条の2〕	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	① 命令権者：内閣総理大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要 ④ その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会とが協議	○ 警察官職務執行法の一部準用（質問、避難、立入（以上は警察官がその場にいない場合のみ）、犯罪の予防・制止） 【武器の使用】 ○ 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
海上における警備行動 自衛隊法 〔第82条〕	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認）	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） 【武器の使用】 ○ 海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用する。
海賊対処行動 自衛隊法第82条の2 及び海賊対処法	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（海賊対処行動を総理が承認したとき及び海賊対処行動が終了したとき、国会報告） ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：防衛大臣が対処要項を内閣総理大臣に提出	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査等） 【武器の使用】 ○ 海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用する。 ○ 現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用できる。
弾道ミサイル等に対する破壊措置 自衛隊法 〔第82条の3〕	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要（措置がとられたときの事後報告） ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：緊急の場合に備え、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる。	【武器の使用】 ○ 我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用できる。

区 分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
災害派遣 〔自衛隊法 第83条〕	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合等	① 命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く。）	○ 警察官職務執行法の一部準用（避難、立入等。警察官がその場にいない場合に限る。） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○ 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保等。市町村長、警察官等がその場にいない場合に限る。）
領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法 第84条〕	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反して我が国の領域の上空に侵入したとき	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要	○ 領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため必要な措置（警告、誘導、武器使用等）
機雷等の除去 〔自衛隊法 第84条の2〕	—	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要	○ 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
在外邦人等の保護措置 〔自衛隊法 第84条の3〕	外国における緊急事態	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：必要（内閣総理大臣の承認） ④ その他：外務大臣から生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護措置の依頼があった場合、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たっており、かつ戦闘行為が行われることがないことと認められること、保護措置を行うことについて当該外国の同意があること等	【武器の使用】 ○ 在外邦人等の保護措置の職務に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、①自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命・身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
在外邦人等の輸送 〔自衛隊法 第84条の4〕	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があった場合	【武器の使用】 ○ 在外邦人等の輸送に従事する自衛官について、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又は輸送対象者その他職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
後方支援活動等 〔自衛隊法第84条の5 重要影響事態安全確保法 及び船舶検査活動法〕	我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	① 命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供、捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ② 国会の承認：必要（原則として措置の実施前） ③ 閣議決定：必要（対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認）	【武器の使用】 ○ 後方支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって米軍等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 ○ 船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

区 分	対象となる事態等	行動の要件等	権限に関する主な規定
協力支援活動等 〔自衛隊法第84条の5 国際平和支援法 及び船舶検査活動法〕	国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに関し、国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合	① 命令権者：(物品提供) 防衛大臣又はその委任を受けた者、(役務提供、捜索救助活動、船舶検査活動) 防衛大臣 ② 国会の承認：必要(例外なき事前承認) ③ 閣議決定：必要(対応措置を実施すること及び基本計画の案並びに基本計画に従い定められた実施要項につき内閣総理大臣の承認)	【武器の使用】 ○ 協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官については、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿営地であって諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があった場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。 ○ 船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。
国際緊急援助活動 〔自衛隊法第84条の5 及び国際緊急援助隊法〕	海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において大規模な災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合	① 命令権者：防衛大臣 ② 国会の承認：不要 ③ 閣議決定：不要 ④ その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議	—
国際平和協力活動 〔自衛隊法第84条の5 及び国際平和協力法〕	国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動	① 命令権者：国際平和協力本部長(内閣総理大臣)(個人派遣される自衛官) 防衛大臣(部隊派遣される自衛官) ② 国会の承認：(自衛隊の部隊等がいわゆる本体業務及び安全確保業務を行う場合) 必要(原則事前承認)、(いわゆる本体業務及び安全確保業務以外) 不要 ③ 閣議決定：必要(国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案) ④ その他：国際平和協力本部長(内閣総理大臣)の要請	【武器の使用】 ○ 国際平和協力業務について、①自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、②宿営する宿営地であって国際平和協力業務に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該要員と共同して、自己又は自己と共に当該宿営地に所在する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、③いわゆる「安全確保業務」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又は他人の生命・身体・財産を防護し、又はその業務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、④いわゆる「駆け付け警護」に従事する自衛官については、①及び②のほかに、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できる。ただし、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

資料16 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について

令和元年12月27日 国家安全保障会議決定
閣議決定
令和2年12月11日
一部変更
令和3年12月24日
一部変更
令和4年11月1日
一部変更

中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源である中東地域において、日本関係船舶（日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の積荷を輸送している外国籍船であって我が国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。以下同じ。）の航行の安全を確保することは非常に重要である。

中東地域において高い緊張状態が継続する中、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、令和元年6月には日本関係船舶の被害も発生している。このような状況に鑑み、各国は、同地域において艦船、航空機などを活用した航行の安全確保に取り組んでいる。米国は、海洋安全保障イニシアティブの下、英国等と共に、艦船等による活動を行っており、フランスも、欧州諸国のイニシアティブに取り組んでおり、アラブ首長国連邦に司令部を設置した。このほか、インドや韓国も艦船による活動を独自に行っている。このように、国際社会において、多様な手段で船舶の航行の安全のための情報を収集し、あるいは安全確保に万全を期するという取組が行われている状況にある。

以上の点に鑑み、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため、我が国独自の取組として、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底並びに情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議決定を行い、下記により対応する。

記

1. 更なる外交努力

我が国は、米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を維持するなど、中東の安定に関係する各国と良好な関係を築いている。これを活かし、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向け、関係国に対する様々なレベルでの働きかけを含む更なる外交努力を行う。また、船舶の安全な航行に大きな役割を有する沿岸諸国に対し、航行安全確保のための働きかけを引き続き実施する。中東地域における自衛隊の活動については、これまで地域の関係国の理解を得るよう努めてきているが、下記3. における自衛隊の情報収集活動について、地域

の関係国の理解を得られるよう努力を継続する。

2. 航行安全対策の徹底

関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策を徹底する。具体的には、下記3. の自衛隊による情報収集活動で得られた情報及び関係省庁が得た情報の共有を含めた政府内及び政府と関係業界との間の連携体制を構築する。また、船舶の航行安全に影響を及ぼし得る情報に基づき、関係業界に対する迅速な情報提供及び適時の警戒要請を行うとともに、関係業界による航行上の措置の実施などの自主的な安全対策の徹底を促す。

3. 自衛隊による情報収集活動

中東地域においては、日本関係船舶の防護の実施を直ちに要する状況にはないものの、中東地域で高い緊張状態が継続している状況を踏まえると、日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化することが必要である。そのため、我が国から中東地域までの距離、この地域における活動実績及び情報収集に際して行う各国部隊・機関との連携の重要性を勘案し、自衛隊による情報収集活動を行うこととする。

この自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものであり、これは、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応として以下（4）に定める自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条に規定する海上における警備行動（以下「海上警備行動」という。）に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第18号の規定に基づき実施する。

基本的な実施方針は以下のとおりであり、その詳細は、防衛大臣の命令に定めることとする。

（1）収集する情報

下記（3）に示す海域において、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集を行う。

（2）装備

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号。以下「海賊対処法」という。）第7条第1項の規定による海賊対処行動に現に従事する自衛隊の部隊の護衛艦及び固定翼哨戒機P-3Cを活用する。

（3）活動の地理的範囲

（2）の護衛艦及び固定翼哨戒機による情報収集活動の地理的範囲は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む。）とする。護衛艦が補給等を行う場合には、当該三海域に面する港に寄港するものとする。

（4）不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応
不測の事態が発生するなど状況が変化する場合には、関係省庁は連携して状況の把握に努め、相互に緊

密かつ迅速に情報共有するとともに、政府全体としての対応を強化する。その上で、当該状況への対応として、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、自衛隊法第82条の規定に基づき、海上警備行動を発令して対応する。当該発令に際しては、迅速な意思決定に努めることとする。

海上警備行動に際してとり得る措置は、旗国主義の原則をはじめとする国際法を踏まえ、保護対象船舶が日本籍船か外国籍船かの別、侵害の態様といった個別具体的な状況に応じて対応することとなる。

(5) 自衛隊の部隊の安全確保

情報収集活動の実施に当たっては、活動海域の情勢に係る十分な情報収集、安全確保に必要な機材の搭載、事前の適切な教育訓練等を通じ、自衛隊の部隊の安全の確保に万全を期す。

(6) 関係省庁間の協力

情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の実効性確保のため、関係省庁は連携を密にし、当該対応についての認識を共有するとともに、訓練等を通じて対処能力向上等を図り、状況に迅速に対応することができる態勢を整備する。

(7) 諸外国等との連携

我が国は中東地域の航行の安全に係る特定の枠組みには参加せず、自衛隊の情報収集活動は我が国独自の取組として行うものであるが、諸外国等と必要な意思疎通や連携を行う。

(8) 自衛隊の活動期間

本閣議決定に基づく自衛隊による活動を行うべき期間（訓練等の準備期間を含む。）は、令和元年12月27日から令和5年11月19日までとする。なお、本閣議決定に基づく自衛隊による活動を延長する必要があると認められる場合には、再度閣議決定を行う。右期間の満了前に、本項に記す必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、その時点において当該活動を終了するほか、情勢に顕著な変化があった場合は、国家安全保障会議において対応を検討する。

4. 国会報告

海賊対処法に基づく自衛隊の行動に係る事項については、海賊対処法第7条第3項の規定により国会に報告されていることにも鑑み、本閣議決定（これを変更する場合を含む。）及び当該活動が終了したときはその結果を国会に報告する。

以上

資料17 中国海警局に所属する船舶などの尖閣諸島周辺の領海への侵入日数・のべ隻数

西暦(暦年)	期	侵入日数	侵入隻数
2018年	1~4月	8	27
2018年	5~8月	8	31
2018年	9~12月	3	12
2019年	1~4月	12	48
2019年	5~8月	12	46
2019年	9~12月	8	32
2020年	1~4月	7	28
2020年	5~8月	13	38
2020年	9~12月	9	22
2021年	1~4月	15	36
2021年	5~8月	19	52
2021年	9~12月	6	22
2022年	1~4月	5	18
2022年	5~8月	20	50
2022年	9~12月	12	35
2023年	1~3月	9	32

資料18 わが国のBMD整備への取組の変遷

1993年	5月29日：北朝鮮が1発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
1995年	「我が国の防空システムの在り方に関する総合的調査研究」及び「日米弾道ミサイル防衛共同研究」開始
1998年	8月31日：北朝鮮が日本上空を越える1発の弾道ミサイルを発射 海上配備型上層システムの一部を対象とした「弾道ミサイル防衛（BMD）に係わる日米共同技術研究」について安保会議了承
1999年	能力向上型迎撃ミサイルを対象とした共同研究開始
2002年	米国がBMDの初期配備を決定
2003年	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を安保会議及び閣議で決定し、わが国BMDの整備を開始
2005年	自衛隊法改正（弾道ミサイル等に対する破壊措置） 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関して安保会議及び閣議で決定
2006年	7月5日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、6発は日本海上に落下、1発は発射直後に爆発
2007年	ベトリオットPAC-3の部隊配備開始 イージス艦によるSM-3発射試験開始
2009年	3月27日：初めて弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月5日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、東北地方上空から太平洋に通過 7月4日：北朝鮮が7発の弾道ミサイルを発射、日本海上に落下
2012年	3月30日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 4月13日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、1分以上飛翔し、数個に分かれて黄海上に落下 12月7日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月12日：北朝鮮が「人工衛星」と称する1発の弾道ミサイルを発射、沖縄県上空から太平洋に通過
2014年	北朝鮮が3月、6月及び7月に弾道ミサイル計11発を発射
2015年	3月2日：北朝鮮が2発の弾道ミサイルを発射、いずれも約500km飛翔し、日本海上に落下
2016年	北朝鮮が「人工衛星」と称するものを含め、1年間に23発の弾道ミサイルを発射 2月3日：弾道ミサイル等に対する破壊措置命令を発令 12月22日：国家安全保障会議（NSC）9大臣会合において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の共同生産・配備段階への移行について決定
2017年	北朝鮮が2月以降、17発の弾道ミサイルを発射 6月22日：SM-3 ブロック IIA 海上発射試験実施 12月19日：陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）2基の導入について国家安全保障会議決定及び閣議決定
2018年	1月31日：米国がSM-3 ブロック IIA 発射試験実施 6月1日：イージス・アショア2基の配備候補地（秋田県陸上自衛隊新屋演習場、山口県陸上自衛隊むつみ演習場）を公表 7月30日：イージス・アショアの構成品（LMSSR）を選定 10月26日：米国がSM-3 ブロック IIA 海上発射試験実施 10月29日：イージス・アショア配備に係る各種調査を開始 12月11日：米国がSM-3 ブロック IIA 発射試験実施
2019年	北朝鮮が5月以降、25発の弾道ミサイル等を発射 5月27日・28日：イージス・アショア配備に係る各種調査の結果及び防衛省の検討結果を秋田県・山口県の首長等に説明 12月17日：イージス・アショア配備に係る再調査の結果を踏まえた再説明を山口県の首長等に実施
2020年	北朝鮮が3月に8発の弾道ミサイルを発射 6月15日：イージス・アショアの配備に関するプロセスの停止を発表 12月18日：イージス・アショアに替えて、イージス・システム搭載艦2隻を整備することを国家安全保障会議決定及び閣議決定
2021年	北朝鮮が3月以降、6発の弾道ミサイル等を発射
2022年	北朝鮮が1月以降、59発の弾道ミサイル等を発射 11月16日：イージス艦によるSM-3 ブロック IIA 海上発射試験実施
2023年	北朝鮮が1月以降、10発の弾道ミサイル等を発射（2023年5月31日時点）

資料19 防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組

2012年	<p>4月：日米首脳会談において、サイバー問題についての政府一体となった関与を強化するべく包括的対話を立ち上げることで一致</p> <p>6月：「内閣官房情報セキュリティセンター（NISC：National Information Security Center）」に「情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT：CYber incident Mobile Assistance Team）」設置</p> <p>9月：「防衛省・自衛隊によるサイバー空間の安定的・効果的な利用に向けて」策定</p>
2013年	<p>5月：日米首脳会談を踏まえ、「第1回日米サイバー対話」開催</p> <p>7月：防衛省及びサイバーセキュリティに関心の深い防衛産業にて「サイバーディフェンス連携協議会（CDC：Cyber Defense Council）」を設置</p> <p>8月：日米防衛相会談において、サイバーセキュリティ分野における日米防衛協力を一層促進する観点から、防衛当局間の協力の新たな枠組みを検討することで一致</p> <p>10月：日米防衛当局間で「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ（CDPWG：Cyber Defense Policy Working Group）」を設置</p>
2014年	<p>3月：「自衛隊指揮通信システム隊」のもとに「サイバー防衛隊」新編</p> <p>11月：「サイバーセキュリティ基本法」成立</p>
2015年	<p>1月：内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」設置</p> <p>1月：内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）」設置</p> <p>5月：CDPWG共同声明発表</p> <p>9月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定</p>
2016年	<p>4月：防衛省に「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を設置</p>
2018年	<p>1月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）への日本の参加が承認される</p> <p>7月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定</p> <p>12月：「サイバーセキュリティ基本法」改正</p>
2019年	<p>3月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）に防衛省職員を派遣</p> <p>4月：NISCを中心とした官民の枠組み「サイバーセキュリティ協議会」設置</p> <p>4月：日米安全保障協議委員会（日米2+2）において、サイバー分野における協力を一層強化していくことで一致するとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認</p> <p>12月：NATO主催のサイバー防衛演習「サイバー・コアリション2019」に初めて正式に参加</p>
2021年	<p>3月：防衛省サイバーコンテストを開催</p> <p>4月：NATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）主催のサイバー防衛演習「ロックド・シールズ2021」に初めて正式に参加</p> <p>9月：「サイバーセキュリティ戦略」閣議決定</p>
2022年	<p>3月：陸海空自衛隊の共同の部隊として、「自衛隊サイバー防衛隊」を新編</p> <p>4月：NATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）主催のサイバー防衛演習「ロックド・シールズ2022」に2回目の正式参加</p> <p>8月：防衛省サイバーコンテストを開催</p> <p>9月：日米防衛相会談において、情報保全・サイバーセキュリティが日米防衛協力の深化のために死活的に重要であることで一致</p> <p>10月：エストニアに所在するNATOサイバー防衛協力センター（CCDCOE）の活動に防衛省が正式に参加することとなった</p>
2023年	<p>1月：日米安全保障協議委員会（2+2）において、日米協力の下での反撃能力の効果的な運用、宇宙・サイバー分野での連携の強化、装備・技術協力の深化といった、幅広い分野における取組を進めていくことに合意した</p>

資料20 国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（令和4（2022）年度）

形態	訓練内容（想定）	日付	場所（累積回数）
図上・実動訓練	爆発物を用いたテロ	4.11.6	長崎県（6回）
	緊急処理事態想定訓練	4.11.17	秋田県（5回）
	化学剤・爆発物を用いたテロ	5.1.31	三重県（8回）
	武力攻撃予測事態想定訓練	5.2.10	大阪府（6回）
		5.2.10	京都府（5回）
実動訓練	化学剤を用いたテロ	4.12.20	徳島県（14回）
	初動対処訓練、現地調整所運営訓練	5.2.2	大分県（9回）
図上訓練	地域ブロック検討会	4.5.12	佐賀県（5回）
		4.7.14	愛媛県（11回）
	爆発物を用いたテロ	4.11.8	富山県（14回）
		4.11.8	長野県（4回）
	地域ブロック検討会	4.11.9	岐阜県（5回）
	爆発物を用いたテロ	4.11.15	新潟県（5回）
	地域ブロック検討会	4.11.16	秋田県（6回）
	緊急処理事態想定訓練	4.11.25	神奈川県（8回）
	避難実施要領作成の検討会	4.12.15～16	島根県（6回）
	爆発物を用いたテロ	5.1.17	宮城県（6回）
	離島避難を想定した訓練	5.1.18	鹿児島県（6回）
	地域ブロック検討会	5.1.19	群馬県（5回）
	初動対処訓練、緊急処理事態対策本部の設置運営訓練	5.1.20	福井県（15回）
		5.1.23	徳島県（15回）
	ミサイル事案対処の検討会	5.1.24	山梨県（5回）
	初動対処訓練、緊急処理事態対策本部の設置運営訓練	5.1.26	福岡県（8回）
		5.1.26	福島県（5回）
		5.1.27	奈良県（6回）
	緊急処理事態想定訓練	5.2.3	愛知県（8回）
	避難実施要領作成の検討会	5.2.7	広島県（3回）
	初動対処訓練、緊急処理事態対策本部の設置運営訓練	5.2.8	岡山県（5回）
	地域ブロック検討会	5.2.9	大阪府（7回）
	武力攻撃事態想定訓練	5.2.13	岐阜県（6回）
	初動対処訓練、緊急処理事態対策本部の設置運営訓練	5.2.14	石川県（4回）
	ミサイル事案対処の検討会	5.2.15	鳥取県（6回）
		5.2.16	長崎県（7回）

等」という。)の特性を踏まえた効果的な輸送要領につき、平素から検討するとともに、緊急事態に際しては、最適な輸送手段を一層柔軟に選択し、迅速な派遣に努めるものとする。

4 従来、在外邦人等の輸送は、防衛大臣が当該輸送を安全に実施することができるものと認めるときに実施してきており、具体的には、輸送において予想される危険に応じ、例えば、当事国又は第三国の管制・保安による飛行場の機能の維持、当事国又は第三国の警備による飛行場内外における群衆の統制、我が国の情報収集や関係国との調整を踏まえた輸送方法の選択(チャフ、フレア、防弾板等の自己防護装置の使用を含む。)等の方策を講じた上で輸送を実施してきた。

自衛隊法第84条の4第1項において、在外邦人等の輸送の実施に当たり、輸送において予想される危険を避けるための方策を講ずることが規定されていることを踏まえ、今後も、在外邦人等の輸送の実施に当たって、その安全はこれまでどおり確保するものとする。

5 在外邦人等の輸送を実施する可能性があり、当該在外邦人等の輸送を実施することとした後に本邦から出発し

たのでは在外邦人等の輸送の任務を適時に実施し得ない可能性がある」と認められる場合には、防衛大臣は、外務大臣からの依頼に基づき、当該在外邦人等の輸送の準備行為として、使用航空機等を国外に移動させ、在外邦人等の輸送のための待機を行わせるものとし、当該移動・待機について一層迅速な意思決定に努めるものとする。

6 在外邦人等の輸送を実施する自衛官が携行する武器は、現地の輸送拠点、輸送経路、輸送の実施に必要な業務の内容その他の諸条件に照らし、及び自衛隊法の関連規定の範囲内で、必要かつ適切なものとする。

7 自衛隊法第84条の4第1項に規定する邦人及び同項に規定する外国人については、在外公館において平素からの把握に努めるとともに、輸送の実施に当たっては、関係省庁が連携して現地における人定、出入国手続、我が国への入国後の処遇の検討等を行うものとする。なお、同項に規定する外国人の同乗については、人道的見地から邦人と同じような状況の下で退避が必要とされ、当該外国人の属する国の政府から我が国に対して、当該外国人の輸送につき要請があることを原則とする。

資料23 米軍等の部隊の武器等防護の警護実績(自衛隊法第95条の2関係)

時期	国名	対象 (自衛隊の主体)	合衆国軍隊等の「我が国の防衛に資する活動」別件数				合計
			弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動	重要影響事態に際して行われる輸送、補給等の活動	我が国を防衛するために必要な能力を向上させるための共同訓練	その他	
2017年	米国	艦艇(艦艇)	0	0	1	0	2
		航空機(航空機)	0	0	1	0	
2018年	米国	艦艇(艦艇)	3	0	3	0	16
		航空機(航空機)	0	0	10	0	
2019年	米国	艦艇(艦艇)	4	0	1	0	14
		航空機(航空機)	0	0	9	0	
2020年	米国	艦艇(艦艇)	4	0	0	0	25
		航空機(航空機)	0	0	21	0	
2021年	米国	艦艇(艦艇)	4	0	10	0	22
		航空機(航空機)	0	0	7	0	
	豪州	艦艇(艦艇)	0	0	1	0	
		航空機(航空機)	0	0	0	0	
2022年	米国	艦艇(艦艇)	4	0	18(注)	0	31
		航空機(航空機)	0	0	5	0	
	豪州	艦艇(艦艇)	0	0	4(注)	0	
		航空機(航空機)	0	0	0	0	

(注) 2022年11月に公表した日米豪3か国で連携した初めての警護については、米国及び豪州にそれぞれ1件として計上。

I. 防衛協力と指針の目的

平時から緊急事態までのいかなる状況においても日本の平和及び安全を確保するため、また、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう、日米両国間の安全保障及び防衛協力は、次の事項を強調する。

- ・切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- ・日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- ・政府一体となつての同盟としての取組
- ・地域の及び他のパートナー並びに国際機関との協力
- ・日米同盟のグローバルな性質

日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じ、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。

日米防衛協力のための指針（以下「指針」という。）は、二国間の安全保障及び防衛協力の実効性を向上させるため、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示す。これにより、指針は、平和及び安全を促進し、紛争を抑止し、経済的な繁栄の基盤を確実なものとし、日米同盟の重要性についての国内外の理解を促進する。

II. 基本的な前提及び考え方

指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方に従う。

- A. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- B. 日本及び米国により指針の下で行われる全ての行動及び活動は、紛争の平和的解決及び国家の主権平等に関するものその他の国際連合憲章の規定並びにその他の関連する国際約束を含む国際法に合致するものである。
- C. 日本及び米国により行われる全ての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本的な方針に従って行われる。日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- D. 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではない。

く、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であることから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。

III. 強化された同盟内の調整

指針の下での実効的な二国間協力のため、平時から緊急事態まで、日米両政府が緊密な協議並びに政策面及び運用面の的確な調整を行うことが必要となる。

二国間の安全保障及び防衛協力の成功を確かなものとするため、日米両政府は、十分な情報を得て、様々なレベルにおいて調整を行うことが必要となる。この目標に向かって、日米両政府は、情報共有を強化し、切れ目のない、実効的な、全ての関係機関を含む政府全体にわたる同盟内の調整を確保するため、あらゆる経路を活用する。この目的のため、日米両政府は、新たな、平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化する。

A. 同盟調整メカニズム

持続する、及び発生する脅威は、日米両国の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。日米両政府は、日本の平和及び安全に影響を与える状況その他の同盟としての対応を必要とする可能性があるあらゆる状況に切れ目のない形で実効的に対処するため、同盟調整メカニズムを活用する。このメカニズムは、平時から緊急事態までのあらゆる段階において自衛隊及び米軍により実施される活動に関連した政策面及び運用面の調整を強化する。このメカニズムはまた、適時の情報共有並びに共通の情勢認識の構築及び維持に寄与する。日米両政府は、実効的な調整を確保するため、必要な手順及び基盤（施設及び情報通信システムを含む。）を確立するとともに、定期的な訓練・演習を実施する。

日米両政府は、同盟調整メカニズムにおける調整の手順及び参加機関の構成の詳細を状況に応じたものとする。この手順の一環として、平時から、連絡窓口に係る情報が共有され及び保持される。

B. 強化された運用面の調整

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための強化された二国間の運用面の調整は、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈において、日米両政府は、自衛隊と米軍との間の協力を強化するため、運用面の調整機能が併置されることが引き続き重要であることを認識する。

自衛隊及び米軍は、緊密な情報共有を確保し、平時から緊急事態までの調整を円滑にし及び国際的な活動を支援するため、要員の交換を行う。自衛隊及び米軍は、緊密に協力し及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動する。

C. 共同計画の策定

日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、引き続き、共同計画を策定し及び更新する。日米両政府は、計画の実効性及び柔軟、適時かつ適切な対処能力を確保するため、適切な場合に、運用面及び後方支援面の所要並びにこれを満たす方策をあらかじめ特定することを含め、関連情報を交換する。

日米両政府は、平時において、日本の平和及び安全に関連する緊急事態について、各々の政府の関係機関を含む改良された共同計画策定メカニズムを通じ、共同計画の策定を行う。共同計画は、適切な場合に、関係機関からの情報を得つつ策定される。日米安全保障協議委員会は、引き続き、方向性の提示、このメカニズムの下での計画の策定に係る進捗の確認及び必要に応じた指示の発出について責任を有する。日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織により補佐される。

共同計画は、日米両政府双方の計画に適切に反映される。

IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保

持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与え得る。この複雑さを増す安全保障環境において、日米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。

日米両政府は、これらの措置が、各状況に応じた柔軟、適時かつ実効的な二国間の調整に基づいてとられる必要があること、及び同盟としての適切な対応のためには省庁間調整が不可欠であることを認識する。したがって、日米両政府は、適切な場合に、次の目的のために政府全体にわたる同盟調整メカニズムを活用する。

- ・ 状況を評価すること
- ・ 情報を共有すること、及び
- ・ 柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること

日米両政府はまた、これらの二国間の取組を支えるため、日本の平和及び安全に影響を与える可能性がある事項に関する適切な経路を通じた戦略的な情報発信を調整する。

A. 平時からの協力措置

日米両政府は、日本の平和及び安全の維持を確保するため、日米同盟の抑止力及び能力を強化するための、外交努力によるものを含む広範な分野にわたる協力を推進する。

自衛隊及び米軍は、あらゆるあり得べき状況に備えるため、相互運用性、即応性及び警戒態勢を強化す

る。このため、日米両政府は、次のものを含むが、これに限られない措置をとる。

1. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府は、日本の平和及び安全に対する脅威のあらゆる兆候を極力早期に特定し並びに情報収集及び分析における決定的な優越を確保するため、共通の情勢認識を構築し及び維持しつつ、情報を共有し及び保護する。これには、関係機関間の調整及び協力の強化を含む。

自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に応じ、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動を行う。これには、日本の平和及び安全に影響を与え得る状況の推移を常続的に監視することを確保するため、相互に支援する形で共同のISR活動を行うことを含む。

2. 防空及びミサイル防衛

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射及び経空の侵入に対する抑止及び防衛態勢を維持し及び強化する。日米両政府は、早期警戒能力、相互運用性、ネットワーク化による監視範囲及びリアルタイムの情報交換を拡大するため並びに弾道ミサイル対処能力の総合的な向上を図るため、協力する。さらに、日米両政府は、引き続き、挑発的なミサイル発射及びその他の航空活動に対処するに当たり緊密に調整する。

3. 海洋安全保障

日米両政府は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力する。自衛隊及び米軍は、必要に応じて関係機関との調整によるものを含め、海洋監視情報の共有を更に構築し及び強化しつつ、適切な場合に、ISR及び訓練・演習を通じた海洋における日米両国のプレゼンスの維持及び強化等の様々な取組において協力する。

4. アセット（装備品等）の防護

自衛隊及び米軍は、訓練・演習中を含め、連携して日本の防衛に資する活動に現に従事している場合であって適切なきは、各々のアセット（装備品等）を相互に防護する。

5. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、相互運用性、持続性及び即応性を強化するため、日本国内外双方において、実効的な二国間及び多国間の訓練・演習を実施する。適時かつ実践的な訓練・演習は、抑止を強化する。日米両政府は、これらの活動を支えるため、訓練場、施設及び関連装備品が利用可能、アクセス可能かつ現代的なものであることを確保するために協力する。

6. 後方支援

日本及び米国は、いかなる段階においても、各々自衛隊及び米軍に対する後方支援の実施を主体的に

行う。自衛隊及び米軍は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米物品役務相互提供協定）及びその関連取決めに規定する活動について、適切な場合に、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない後方支援を相互に行う。

7. 施設の使用

日米両政府は、自衛隊及び米軍の相互運用性を拡大し並びに柔軟性及び抗たん性を向上させるため、施設・区域の共同使用を強化し、施設・区域の安全の確保に当たって協力する。日米両政府はまた、緊急事態へ備えることの重要性を認識し、適切な場合に、民間の空港及び港湾を含む施設の実地調査の実施に当たって協力する。

B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処

同盟は、日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対処する。当該事態については地理的に定めることはできない。この節に示す措置は、当該事態にいままで至ってない状況において、両国の各々の国内法令に従ってとり得るものを含む。早期の状況把握及び二国間の行動に関する状況に合わせた断固たる意思決定は、当該事態の抑止及び緩和に寄与する。

日米両政府は、日本の平和及び安全を確保するため、平時からの協力的措置を継続することに加え、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。日米両政府は、同盟調整メカニズムを活用しつつ、各々の決定により、次に掲げるものを含むが、これらに限らない追加的措置をとる。

1. 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要がある場合、各政府は、自国民の退避及び現地当局との関係の処理について責任を有する。日米両政府は、適切な場合に、日本国民又は米国国民である非戦闘員の退避を計画するに当たり調整し及び当該非戦闘員の退避の実施に当たって協力する。これらの退避活動は、輸送手段、施設等の各国の能力を相互補完的に使用して実施される。日米両政府は、各々、第三国の非戦闘員に対して退避に係る援助を行うことを検討することができる。

日米両政府は、退避者の安全、輸送手段及び施設、通関、出入国管理及び検疫、安全な地域、衛生等の分野において協力を実施するため、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ初期段階からの調整を行う。日米両政府は、適切な場合に、訓練・演習の実施によるものを含め、非戦闘員を退避させるための活動における調整を平時から強化する。

2. 海洋安全保障

日米両政府は、各々の能力を考慮しつつ、海洋安

全保障を強化するため、緊密に協力する。協力的措置には、情報共有及び国際連合安全保障理事会決議その他の国際法上の根拠に基づく船舶の検査を含み得るが、これらに限らない。

3. 避難民への対応のための措置

日米両政府は、日本への避難民の流入が発生するおそれがある又は実際に始まるような状況に至る場合には、国際法上の関係する義務に従った人道的な方法で避難民を扱いつつ、日本の平和及び安全を維持するために協力する。当該避難民への対応については、日本が主体的に実施する。米国は、日本からの要請に基づき、適切な支援を行う。

4. 捜索・救難

日米両政府は、適切な場合に、捜索・救難活動において協力し及び相互に支援する。自衛隊は、日本の国内法令に従い、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、米国による戦闘捜索・救難活動に対して支援を行う。

5. 施設・区域の警護

自衛隊及び米軍は、各々の施設・区域を関係当局と協力して警護する責任を有する。日本は、米国からの要請に基づき、米軍と緊密に協力し及び調整しつつ、日本国内の施設・区域の追加的な警護を実施する。

6. 後方支援

日米両政府は、実効的かつ効率的な活動を可能とするため、適切な場合に、相互の後方支援（補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない。）を強化する。これらには、運用面及び後方支援面の所要の迅速な確認並びにこれを満たす方策の実施を含む。日本政府は、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援及び関連支援を行う。

7. 施設の使用

日本政府は、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、必要に応じて、民間の空港及び港湾を含む施設を一時的な使用に供する。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

C. 日本に対する武力攻撃への対処行動

日本に対する武力攻撃への共同対処行動は、引き続き、日米間の安全保障及び防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、日本の防衛のために必要な準備を行いつつ、武力攻撃を抑止し及び事態を緩和するための措置をとる。

日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両政府は、極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する。日米両政府はまた、第IV章に掲げるものを含む必要な措置をとる。

1. 日本に対する武力攻撃が予測される場合

日本に対する武力攻撃が予測される場合、日米両政府は、攻撃を抑止し及び事態を緩和するため、包括的かつ強固な政府一体となつての取組を通じ、情報共有及び政策面の協議を強化し、外交努力を含むあらゆる手段を追求する。

自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。

2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合

a. 整合のとれた対処行動のための基本的考え方

外交努力及び抑止にもかかわらず、日本に対する武力攻撃が発生した場合、日米両国は、迅速に武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するために協力し、日本の平和及び安全を回復する。当該整合のとれた行動は、この地域の平和及び安全の回復に寄与する。

日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防衛するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。

日米両政府は、日本を防衛するためには国力の全ての手段が必要となることを認識し、同盟調整メカニズムを通じて行動を調整するため、各々の指揮系統を活用しつつ、各々政府一体となつての取組を進める。

米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、所要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。

日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。

b. 作戦構想

i. 空域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の上空及び周辺空域を防衛するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航

空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

ii. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。

自衛隊は、日本を防衛するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

iii. 海域を防衛するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。

自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

こうした活動の実効性は、関係機関間の情報共有その他の形態の協力を通じて強化される。

iv. 陸上攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。

自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。

自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破

する。

米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。

v. 領域横断的な作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。

領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護する。

米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は、必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。

日米両政府は、第VI章に示す二国間協力に従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力する。

自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊は、作戦実施中、適切に協力する。

c. 作戦支援活動

日米両政府は、共同作戦を支援するため、次の活動において協力する。

i. 通信電子活動

日米両政府は、適切な場合に、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

自衛隊及び米軍は、共通の状況認識の下での共同作戦のため、自衛隊と米軍との間の効果的な通信を確保し、共通作戦状況図を維持する。

ii. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び相互に支援する。

iii. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時の後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

iv. 施設の使用

日本政府は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従い、施設の追加提供を行

う。日米両政府は、施設・区域の共同使用における協力を強化する。

v. CBRN（化学・生物・放射線・核）防護

日本政府は、日本国内でのCBRN事案及び攻撃に引き続き主体的に対処する。米国は、日本における米軍の任務遂行能力を主体的に維持し回復する。日本からの要請に基づき、米国は、日本の防護を確実にするため、CBRN事案及び攻撃の予防並びに対処関連活動において、適切に日本を支援する。

D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動

日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使を伴う行動をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。

日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。

自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るため、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。

協力して行う作戦の例は、次に概要を示すとおりである。

1. アセットの防護

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、アセットの防護において協力する。当該協力には、非戦闘員の退避のための活動又は弾道ミサイル防衛等の作戦に従事しているアセットの防護を含むが、これに限らない。

2. 捜索・救難

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、戦闘捜索・救難活動を含む捜索・救難活動において、協力し及び支援を行う。

3. 海上作戦

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、海上交通の安全を確保することを目的とするものを含む機雷掃海において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、艦船を防護するための護衛作戦において協力する。

自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。

4. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、各々の能力に基づき、適切な場合に、弾道ミサイルの迎撃において協力する。日米両政府は、弾道ミサイル発射の早期探知を確実にを行うため、情報交換を行う。

5. 後方支援

作戦上各々の後方支援能力の補完が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。

日米両政府は、支援を行うため、中央政府及び地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

E. 日本における大規模災害への対処における協力

日本において大規模災害が発生した場合、日本は主体的に当該災害に対処する。自衛隊は、関係機関、地方公共団体及び民間主体と協力しつつ、災害救援活動を実施する。日本における大規模災害からの迅速な復旧が日本の平和及び安全の確保に不可欠であること、及び当該災害が日本における米軍の活動に影響を与える可能性があることを認識し、米国は、自国の基準に従い、日本の活動に対する適切な支援を行う。当該支援には、捜索・救難、輸送、補給、衛生、状況把握及び評価並びにその他の専門的能力を含み得る。日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じて活動を調整する。

日米両政府は、日本における人道支援・災害救援活動に際しての米軍による協力の実効性を高めるため、情報共有によるものを含め、緊密に協力する。さらに、米軍は、災害関連訓練に参加することができ、これにより、大規模災害への対処に当たっての相互理解が深まる。

V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力

相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀をはるかに上回る間、日米両国は、世界の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。

日米両政府の各々がアジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和及び安全のための国際的な活動に参加することを決定する場合、自衛隊及び米軍を含む日米両政府は、適切なきときは、次に示す活動等において、相互に及びパートナーと緊密に協力する。この協力はまた、日米両国の平和及び安全に寄与する。

A. 国際的な活動における協力

日米両政府は、各々の判断に基づき、国際的な活動に参加する。共に活動を行う場合、自衛隊及び米軍は、実行可能な限り最大限協力する。

日米両政府は、適切な場合に、同盟調整メカニズムを通じ、当該活動の調整を行うことができ、また、これらの活動において三か国及び多国間の協力を追求する。自衛隊及び米軍は、円滑かつ実効的な協力のた

め、適切な場合に、手順及びベストプラクティスを共有する。日米両政府は、引き続き、この指針に必ずしも明示的には含まれない広範な事項について協力する一方で、地域的及び国際的な活動における日米両政府による一般的な協力分野は次のものを含む。

1. 平和維持活動

日米両政府が国際連合憲章に従って国際連合により権限を与えられた平和維持活動に参加する場合、日米両政府は、適切なきときは、自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用するため、緊密に協力する。日米両政府はまた、適切な場合に、同じ任務に従事する国際連合その他の要員に対する後方支援の提供及び保護において協力することができる。

2. 国際的な人道支援・災害救援

日米両政府が、大規模な人道災害及び自然災害の発生を受けた関係国政府又は国際機関からの要請に応じて、国際的な人道支援・災害救援活動を実施する場合、日米両政府は、適切なきときは、参加する自衛隊と米軍との間の相互運用性を最大限に活用しつつ、相互に支援を行うため緊密に協力する。協力して行う活動の例には、相互の後方支援、運用面の調整、計画策定及び実施を含み得る。

3. 海洋安全保障

日米両政府が海洋安全保障のための活動を実施する場合、日米両政府は、適切なきときは、緊密に協力する。協力して行う活動の例には、海賊対処、機雷掃海等の安全な海上交通のための取組、大量破壊兵器の不拡散のための取組及びテロ対策活動のための取組を含み得る。

4. パートナーの能力構築支援

パートナーとの積極的な協力は、地域及び国際の平和及び安全の維持及び強化に寄与する。変化する安全保障上の課題に対処するためのパートナーの能力を強化することを目的として、日米両政府は、適切な場合に、各々の能力及び経験を最大限に活用することにより、能力構築支援活動において協力する。協力して行う活動の例には、海洋安全保障、防衛医学、防衛組織の構築、人道支援・災害救援又は平和維持活動のための部隊の即応性の向上を含み得る。

5. 非戦闘員を退避させるための活動

非戦闘員の退避のために国際的な行動が必要となる状況において、日米両政府は、適切な場合に、日本国民及び米国国民を含む非戦闘員の安全を確保するため、外交努力を含むあらゆる手段を活用する。

6. 情報収集、警戒監視及び偵察

日米両政府が国際的な活動に参加する場合、自衛隊及び米軍は、各々のアセットの能力及び利用可能性に基づき、適切なきときは、ISR活動において協力する。

7. 訓練・演習

自衛隊及び米軍は、国際的な活動の実効性を強化するため、適切な場合に、共同訓練・演習を実施し及びこれに参加し、相互運用性、持続性及び即応性を強化する。また、日米両政府は、引き続き、同盟との相互運用性の強化並びに共通の戦術、技術及び手順の構築に寄与するため、訓練・演習においてパートナーと協力する機会を追求する。

8. 後方支援

日米両政府は、国際的な活動に参加する場合、相互に後方支援を行うために協力する。日本政府は、自国の国内法令に従い、適切な場合に、後方支援を行う。

B. 三か国及び多国間協力

日米両政府は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化する。特に、日米両政府は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力するための取組を強化し、並びにそのための更なる機会を追求する。

日米両政府はまた、国際法及び国際的な基準に基づく協力を推進すべく、地域及び国際機関を強化するために協力する。

VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力

A. 宇宙に関する協力

日米両政府は、宇宙空間の安全保障の側面を認識し、責任ある、平和的かつ安全な宇宙の利用を確実なものとするための両政府の連携を維持し及び強化する。

当該取組の一環として、日米両政府は、各々の宇宙システムの抗たん性を確保し及び宇宙状況監視に係る協力を強化する。日米両政府は、能力を確立し向上させるため、適切な場合に、相互に支援し、宇宙空間の安全及び安定に影響を与え、その利用を妨げ得る行動や事象についての情報を共有する。日米両政府はまた、宇宙システムに対して発生する脅威に対応するために情報を共有し、また、海洋監視並びに宇宙システムの能力及び抗たん性を強化する宇宙関係の装備・技術（ホステッド・ペイロードを含む。）における協力の機会を追求する。

自衛隊及び米軍は、各々の任務を実効的かつ効率的に達成するため、宇宙の利用に当たって、引き続き、早期警戒、ISR、測位、航法及びタイミング、宇宙状況監視、気象観測、指揮、統制及び通信並びに任務保証のために不可欠な関係する宇宙システムの抗たん性の確保等の分野において協力し、かつ政府一体となつての取組に寄与する。各々の宇宙システムが脅威にさらされた場合、自衛隊及び米軍は、適切なきは、危険の軽減及び被害の回避において協力する。被害が発生した場合、自衛隊及び米軍は、適切なきは、関係能力の再構築において協力する。

B. サイバー空間に関する協力

日米両政府は、サイバー空間の安全かつ安定的な利

用の確保に資するため、適切な場合に、サイバー空間における脅威及び脆弱性に関する情報を適時かつ適切な方法で共有する。また、日米両政府は、適切な場合に、訓練及び教育に関するベストプラクティスの交換を含め、サイバー空間における各種能力の向上に関する情報を共有する。日米両政府は、適切な場合に、民間との情報共有によるものを含め、自衛隊及び米軍が任務を達成する上で依拠する重要インフラ及びサービスを防護するために協力する。

自衛隊及び米軍は、次の措置をとる。

- ・各々のネットワーク及びシステムを監視する態勢を維持すること
- ・サイバーセキュリティに関する知見を共有し、教育交流を行うこと
- ・任務保証を達成するために各々のネットワーク及びシステムの抗たん性を確保すること
- ・サイバーセキュリティを向上させるための政府一体となつての取組に寄与すること
- ・平時から緊急事態までのいかなる状況においてもサイバーセキュリティのための実効的な協力を確実にを行うため、共同演習を実施すること

自衛隊及び日本における米軍が利用する重要インフラ及びサービスに対するものを含め、日本に対するサイバー事案が発生した場合、日本は主体的に対処し、緊密な二国間調整に基づき、米国は日本に対し適切な支援を行う。日米両政府はまた、関連情報を迅速かつ適切に共有する。日本が武力攻撃を受けている場合に発生するものを含め、日本の安全に影響を与える深刻なサイバー事案が発生した場合、日米両政府は、緊密に協議し、適切な協力行動をとり対処する。

VII. 日米共同の取組

日米両政府は、二国間協力の実効性を更に向上させるため、安全保障及び防衛協力の基盤として、次の分野を発展させ及び強化する。

A. 防衛装備・技術協力

日米両政府は、相互運用性を強化し、効率的な取得及び整備を推進するため、次の取組を行う。

- ・装備品の共同研究、開発、生産、試験評価並びに共通装備品の構成部品及び役務の相互提供において協力する。
- ・相互の効率性及び即応性のため、共通装備品の修理及び整備の基盤を強化する。
- ・効率的な取得、相互運用性及び防衛装備・技術協力を強化するため、互恵的な防衛調達を促進する。
- ・防衛装備・技術に関するパートナーとの協力の機会を探求する。

B. 情報協力・情報保全

- ・日米両政府は、共通の情勢認識が不可欠であることを認識し、国家戦略レベルを含むあらゆるレベルにおける情報協力及び情報共有を強化する。

- ・日米両政府は、緊密な情報協力及び情報共有を可能とするため、引き続き、秘密情報の保護に関連した政策、慣行及び手続の強化における協力を推進する。
- ・日米両政府はまた、情報共有に関してパートナーとの協力の機会を探索する。

C. 教育・研究交流

日米両政府は、安全保障及び防衛に関する知的協力の重要性を認識し、関係機関の構成員の交流を深め、各々の研究・教育機関間の意思疎通を強化する。そのような取組は、安全保障・防衛当局者が知識を共有し協力を強化するための恒久的な基盤となる。

VIII. 見直しのための手順

日米安全保障協議委員会は、適切な下部組織の補佐を得て、この指針が変化する場合に照らして適切なものであるか否かを定期的に評価する。日米同盟関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況を踏まえて必要と認める場合には、日米両政府は、適時かつ適切な形でこの指針を更新する。

日米防衛協力のための指針（1997年9月23日）（仮訳）

I 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II 基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用

のある国内法令に従う。

III 平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとと

もに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

IV 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれる。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自

衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦
自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分

担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての
 手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(i) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

V 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記Ⅱに掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じ協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が

責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(ロ) 捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(ニ) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

(別表) 周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例

機能及び分野	協力項目例
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	<ul style="list-style-type: none"> 被災地への人員及び補給品の輸送 被災地における衛生、通信及び輸送 避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給
捜索・救難	<ul style="list-style-type: none"> 日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換
非戦闘員を退避させるための活動	<ul style="list-style-type: none"> 情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助
国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	<ul style="list-style-type: none"> 経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 情報の交換

機能及び分野		協力項目例	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 ・米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 ・米航空機による自衛隊の飛行場の使用 ・訓練・演習区域の提供 ・米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設 	
米軍の活動に対する日本の支援	後方地域支援	補給	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 ・米軍施設・区域に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 ・公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の海上輸送 ・人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
		整備	<ul style="list-style-type: none"> ・米航空機・船舶・車両の修理・整備 ・修理部品の提供 ・整備用資器材の一時提供
		衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内における傷病者の治療 ・日本国内における傷病者の輸送 ・医薬品及び衛生機具の提供
		警備	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍施設・区域の警備 ・米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 ・日本国内の輸送経路上の警備 ・情報の交換
		通信	<ul style="list-style-type: none"> ・日米両国の関係機関間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）の確保及び器材の提供
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・米船舶の出入港に対する支援 ・自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し ・米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 ・米軍施設・区域従業員の一時的増員
運用面における日米協力	警戒監視	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の交換 	
	機雷除去	<ul style="list-style-type: none"> ・日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換 	
	海・空域調整	<ul style="list-style-type: none"> ・日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運航調整 ・日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整 	

Ⅵ 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委

員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力

計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。

Ⅶ 指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

資料25 日米同盟にかかわる主な経緯

1951(昭和26)年		旧「日米安全保障条約」承認
1952(昭和27)年	旧日米安保条約の時代	「同条約」発効
1958(昭和33)年		藤山・ダレス会談(日米安保条約改定同意)
1960(昭和35)年	安保改定と新日米安保条約	「日米安全保障条約」承認・発効
1968(昭和43)年		(小笠原諸島復帰)
1969(昭和44)年		佐藤・ニクソン会談(安保条約継続、沖縄施政権返還)
1972(昭和47)年		(沖縄復帰)
1976(昭和51)年	78指針の策定と 拡大する日米防衛協力	(日米防衛協力小委員会設置合意)
1978(昭和53)年		1978年の「日米防衛協力のための指針」策定
1991(平成 3)年		(旧ソ連の崩壊、冷戦の終結)
1996(平成 8)年	冷戦の終結と 97指針の策定	「日米安全保障共同宣言」(橋本・クリントン会談) 「SACO最終報告」
1997(平成 9)年		1997年の「日米防衛協力のための指針」策定
2001(平成13)年		(米国同時多発テロ)
2003(平成15)年		「世界の中の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談)
2006(平成18)年	米国同時多発テロ 以降の日米関係	「再編の実施のための日米ロードマップ」策定 「新世紀の日米同盟」(小泉・ブッシュ会談) 「世界とアジアのための日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2007(平成19)年		「かけがえのない日米同盟」(安倍・ブッシュ会談)
2010(平成22)年		日米安全保障条約締結50周年
2012(平成24)年		「未来に向けた共通のビジョン」(野田・オバマ会談)
2013(平成25)年		「日米防衛協力のための指針」見直し合意
2014(平成26)年		「アジア太平洋およびこれを越えた地域の未来を形作る 日本と米国」(安倍・オバマ会談)
2015(平成27)年	新たな安全保障環境と 新指針の策定	新「日米防衛協力のための指針」策定 日米共同ビジョン声明(安倍・オバマ会談)
2017(平成29)年		共同声明(安倍・トランプ会談)
2018(平成30)年		共同声明(安倍・トランプ会談)
2020(令和 2)年		日米安全保障条約締結60周年
2021(令和 3)年		共同声明(菅・バイデン会談)
2022(令和 4)年	国家安全保障戦略・国家防衛 戦略・防衛力整備計画の策定	共同声明(岸田・バイデン会談)
2023(令和 5)年		共同声明(岸田・バイデン会談)

	概要・成果など
2019/1/16 米国防長官代行 との会談 /ワシントンD.C. 出席者 岩屋防衛大臣 シャナハン 米国防長官代行	<ul style="list-style-type: none"> ・米側は、大綱・中期防を支持するとともに、日本が大綱・中期防により、防衛体制を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図っていく強い決意を示したことを歓迎。 ・現在の安全保障環境について、国家間の競争が顕在化していること、また、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における技術優位の重要性が高まっているとの認識を共有。 ・防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画、米国国家防衛戦略に基づき双方が行う取組において緊密に連携すること、また、日米ガイドラインの下、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むこと、さらには、自由で開かれたインド太平洋というビジョンを踏まえ、他国とも連携しながら日米が基軸となって、望ましい安全保障環境の創出に取り組むことで一致。 ・下記の各点を含め、幅広い分野における協力を強化・拡大させていくことを確認。 <ul style="list-style-type: none"> ○宇宙、サイバー、電磁波といった「新たな領域」における日米協力を推進していくこと。米国は、日本のシュリーバー演習への初の参加を歓迎。 ○インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案し、共同訓練、能力構築支援等の分野において緊密に連携していくこと。 ○自衛隊による米軍の警護や、米軍への物品・役務の提供等、平和安全法制及びガイドラインの下での運用面での日米協力が進捗していることを歓迎し、より一層推進していくこと。 ○FMSに関わる諸課題の改善等が進捗していることを歓迎しつつ、FMS合理化に引き続き取り組むこと。価格の透明性確保や精算遅延の改善、複数年度調達の実現・促進に係る取組の強化についての協力。 ○イージス・アショア、E-2D、F-35を始めとする高性能な米国製装備品の導入について、引き続き導入コストの管理を含め、円滑かつ速やかに日本側が導入できるよう協力すること。 ○日米共同研究・開発の推進を含め、防衛装備・技術協力を強化していくこと。 ・北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を求めていくことを確認。 ・北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致。 ・日米同盟と米韓同盟に基づく抑止力は地域の安全保障に不可欠との認識を共有しつつ日米共同訓練を着実に実施することで一致。 ・東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由等の定着に向けた協力の重要性を確認。 ・尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認し、東シナ海の平和と安定のため日米が協力していくことを確認。 ・普天間飛行場代替施設の建設工事に係る最近の進展を確認し、普天間飛行場の辺野古崎沖への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認するとともに、日本側から、沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、引き続き、米軍再編計画の着実な進展や訓練移転の着実な実施のため、日米で緊密に協力していくことで一致。 ・米軍の安全な運用の確保の重要性を確認。
2019/4/19 日米安全保障協議 委員会 (I2+2J) /ワシントンD.C. 出席者 岩屋防衛大臣 河野外務大臣 シャナハン 米国防長官代行 ポンペオ國務長官	<ul style="list-style-type: none"> ・日米同盟が、インド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であることで一致するとともに、日米両国が共に、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に取り組むことで一致。 ・共同訓練や寄港などを通じ、地域のパートナー国とも連携しつつ、日米が共同で地域におけるプレゼンスを高めていくことを確認。 ・わが国の新たな「防衛大綱」を含む日米両国の戦略的政策文書の整合性を歓迎し、宇宙、サイバー及び電磁波といった新たな領域における能力向上を含む領域横断（クロス・ドメイン）作戦のための協力を強化していくことで一致。 ・安保理決議に従って、北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での放棄を実現すべく取り組むことで一致するとともに、「瀬取り」への対処を含む国連安保理決議の完全な履行に関し、他のパートナー国とも連携して日米で引き続き協力していくことを確認。 ・地域における米軍の態勢が強固であり続けることを再確認するとともに、地域における抑止力や安全の確保について対話を深め、今後も日米、日米韓で緊密に連携していくことで一致。 ・北朝鮮に対し、日本人拉致問題を即時に解決するよう求めることで一致。 ・インド太平洋地域の安全保障環境について、東シナ海及び南シナ海における現状を変更しようとする一方的かつ威圧的な試みに関し、深刻な懸念及び強い反対の意を表明。 ・東シナ海の平和と安定の確保のために協働する決意を再確認するとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること及び両国は同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認。 ・宇宙関連能力に係る協力を深めることを確認し、日本によるディープ・スペース・レーダーの開発や日本の準天頂衛星への米国の宇宙状況監視（SSA）ペイロードの搭載を通じたSSA能力向上のための協力を促進していくことで一致。 ・サイバー分野における協力を強化していくことで一致し、国際法がサイバー空間に適用されるとともに、一定の場合には、サイバー攻撃が日米安保条約第5条にいう武力攻撃に当たり得ることを確認。 ・日米同盟の抑止力・対処力を高めるため、効率的かつ効果的な防衛力整備を進めることが重要であることを確認し、高性能の装備品の日本への導入を進めるとともに、FMS調達の合理化を更に進めるために協力していくことで一致。 ・情報保全の重要性を確認するとともに、任務保証に必要となる、防衛産業基盤、政府ネットワーク及び重要インフラに対する脅威に留意しつつ、一層のサプライチェーン・セキュリティの必要性につき一致。 ・日米同盟の即応性を高めるため、相互のアセット防護、後方支援、共同ISRといった運用面における協力を更に深化させることで一致。 ・日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することで一致。 ・普天間飛行場代替施設（FRF）の建設にかかる意義のある進展を歓迎しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるためには、辺野古への移設が唯一の解決策であることを改めて確認。 ・河野外務大臣から、こうした米軍再編を着実に実施しつつ、米軍の運用や地位協定をめぐる課題について、一つ一つ前に進めることを含め、地域住民の負担を軽減していくことが重要である旨を米側に伝達。 ・岩屋防衛大臣からは、外来機の騒音を含め、米軍の運用が地元と与える影響が最小限となるよう米側に要請。 ・日本側から、事件・事故の防止についても米側に要請。

	概要・成果など
2019/4/19 米国防長官代行 との会談 ／ワシントンD.C. 出席者 岩屋防衛大臣 シャナハン 米国防長官代行	<ul style="list-style-type: none"> 日米「2+2」が成功裏に開催されたことを歓迎するとともに、今後とも、日米両国の国防当局間で緊密に連携して日米同盟強化に取り組むことを確認。 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認。 北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致。 日米同盟と米韓同盟に基づく抑止力の重要性について確認するとともに、日米共同訓練を着実に実施することで一致。 日米防衛協力について、領域横断作戦のための日米協力を推進することで一致し、宇宙・サイバー・電磁波領域における協力をより一層進展させることを確認。 FMS調達の合理化に引き続き取り組むことを確認するとともに、日米共同研究・開発を推進し、防衛装備・技術協力を強化していくことで一致。 米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致。
2019/6/4 岩屋防衛大臣と シャナハン米 国防長官代行との 会談／東京 出席者 岩屋防衛大臣 シャナハン 米国防長官代行	<ul style="list-style-type: none"> 両国の戦略文書に基づき双方が行う取組について、日米「2+2」会合で確認された方針に沿って緊密に連携することを確認。 宇宙、サイバー、電磁波といった新たな領域について、日米連携の深化をスピード感をもって進める必要性を確認するとともに、領域横断作戦のための日米協力を推進していくことを確認。 米国の「インド太平洋戦略レポート」を歓迎。同レポートで示された、自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するための米国の取組との連携強化について一致し、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認。 先のシャングリラ会合での議論等を踏まえて地域情勢等について議論。 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認しつつ、今後も日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認。 米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致。
2019/8/7 日米防衛相会談 ／東京 出席者 岩屋防衛大臣 エスパー 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認。 北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が関係国と連携して取り組むことで一致。 在韓米軍を含む地域の米軍の抑止力の重要性を確認。 東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由等の定着に向けた協力の重要性を確認。 尖閣諸島が日米安全保障条約第5条の適用範囲であること、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて確認し、東シナ海の平和と安定のため日米が協力していくことを確認。 両国の戦略文書に基づき双方が行う取組について緊密に連携すること、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致。 自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認。 FMS調達の合理化に引き続き取り組むことを確認。 普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。 日本側から沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致。 日本側から、米軍の運用が地元を与える影響が最小限となるよう要請し、米軍の安全な運用の確保の重要性を確認。
2019/11/18 日米防衛相会談 ／タイ 出席者 河野防衛大臣 エスパー 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮による弾道ミサイルの発射が地域の安全保障にとって重大な脅威となることを確認。 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認。 東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由等の定着に向けた協力の重要性を確認。 両国の戦略を具体化するため、引き続き日米間で緊密に連携して新たな領域における協力の推進を含め、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致。 自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認。 FMS調達の合理化に引き続き取り組むことを確認。 在日米軍の即応性維持の重要性を確認するとともに、その即応性維持のためにも地元の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、引き続き日米で協力していくことで一致。 普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。 日本側から沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請し、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致。 日本側から、米軍の運用が地元を与える影響が最小限となるよう要請し、米軍の安全な運用の確保の重要性を確認。
2020/1/14 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 河野防衛大臣 エスパー 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> 中東地域の情勢について意見交換。 日本側からは中東地域が緊迫の度を高めていくことを深く憂慮している旨述べ、事態のさらなるエスカレーションを避けるべきという点で一致。 閣議決定した中東地域への自衛隊派遣について説明。 北朝鮮のたび重なる弾道ミサイルの発射は、我が国のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であることを確認。 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認。 北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が関係国と連携して取り組むことで一致。 東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由の定着等に向けた協力の重要性を確認。 日米安全保障条約署名から60周年を迎える現在において、日米同盟が最も強固な関係にあることを歓迎。 両国の戦略を具体化するため、引き続き日米間で緊密に連携し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致。 自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施を含め、多様なパートナーと協力していくことの重要性を確認。 恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）の候補地となっている馬毛島について、日本政府による土地の取得に関する最近の進展を歓迎するとともに、引き続き、米軍再編計画の着実な進展のため、日米で緊密に協力していくことで一致。 普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。 日本側から、沖縄をはじめとする地元の負担軽減に向けた協力を要請。 PFOS等への対応についても日米間の協力に関する議論を行い、包括的に検討を進めていくことで一致。 在日米軍の即応性維持の重要性を確認するとともに、その即応性維持のためにも地元の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、引き続き日米で協力していくことで一致。 米軍の安全な運用の確保の重要性を確認。

	概要・成果など
2020/8/29 日米防衛相会談 /グアム 出席者 河野防衛大臣 エスパー 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> 東シナ海・南シナ海について、力を背景とした一方的な現状変更の試みに反対するとともに、法の支配、航行の自由の定着等に向けた協力の重要性を確認。 東シナ海の平和と安定の確保のため、より緊密に協働していくことで一致し、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること、及び両国は同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認。 自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって、共同訓練や能力構築支援の実施などを通じ、多様なパートナーと協力を強化していくことの重要性を確認。 北朝鮮問題を巡る直近の状況について意見交換を行うとともに、北朝鮮のたび重なる弾道ミサイルの発射は、国連安保理決議違反であり、我が国のみならず、国際社会に対する深刻な挑戦であることを確認。 北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄に向け、引き続き、国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認。 北朝鮮による「瀬取り」に対し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致。 ポストコロナの時代も見据え、強固な日米同盟関係を基盤として日米両国がアジア太平洋地域の平和と繁栄により一層大きな役割を果たしていくことを確認。 整合する両国の戦略を具体化するため、引き続き日米間で緊密に連携し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致。 上記の一環として、周辺国における軍事活動の活発化や軍事技術の進展も踏まえ、総合ミサイル防空能力やISR能力を強化していく必要性について一致。 グアム移転事業の進捗を確認し、その着実な進展を歓迎。 普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。 新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びその影響を緩和するべく、日米で緊密に連携していくことを確認。 在日米軍の即応性維持の重要性を確認するとともに、その即応性維持のためにも地元の理解と協力が不可欠であるとの認識の下、引き続き日米で協力していくことで一致。
2021/3/16 日米安全保障協議 委員会（「2+2」） /東京 出席者 岸防衛大臣 茂木外務大臣 オースティン 米国防長官 プリンケン 米國務長官	<ul style="list-style-type: none"> 日米同盟がインド太平洋地域の平和、安全及び繁栄の礎であり続けることを確認した上で、両国の日米同盟への揺るぎないコミットメントを新たに示した。また、拡大する地政学的な競争や新型コロナウイルス、気候変動、民主主義の再活性化といった課題の中で、四閣僚は、自由で開かれたインド太平洋とルールに基づく国際秩序を推進していくことで一致。 厳しい安全保障環境を踏まえ、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより一層深めることで一致。また、日本は、国防及び同盟の強化に向け、自らの能力を向上させる決意を表明し、米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力による日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを強調。 「2+2」の議論や共同発表を踏まえ、同盟の強化に向けた具体的な作業を進めることを担当部局に指示。また、その成果を確認するべく、年内に日米安全保障協議委員会を改めて開催することで一致。 中国による、既存の国際秩序と合致しない行動は、日米同盟及び国際社会に対する政治的、経済的、軍事的及び技術的な課題を提起しているとの認識で一致。また、ルールに基づく国際体制を損なう、地域の他者に対する威圧や安定を損なう行動に反対することを確認。 東シナ海及び南シナ海を含め、現状変更を試みるいかなる一方的な行動にも反対するとともに、中国による海警法に関する深刻な懸念を表明。また、日本側から、日本の領土をあらゆる手段で守る決意を表明。尖閣諸島に対する日米安保条約第5条の適用を再確認するとともに、同諸島に対する日本の施政を損なおうとする一方的な行動に引き続き反対することを確認。 南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張及び活動への反対を改めて表明。 台湾海峡の平和と安定の重要性を強調。また、香港及び新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻な懸念を共有。 北朝鮮の完全な非核化の実現に向けて、国連安保理決議の完全な履行の重要性を確認し、日米及び日米韓3か国で引き続き協力していくことで一致。拉致問題の即時解決の必要性についても確認。 日米豪印を通じた協力を確認。また、ASEANの中心性及び一体性並びに「インド太平洋に関するASEANアウトルック」への強固な支持を確認しつつ、ASEANと協働することを誓約。 一層深刻化する地域の安全保障環境を認識した上で、役割・任務・能力に関する協議を通じ、日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた連携をより深めることで一致。 米国で各種政策レビューが行われる中、日米の戦略・政策を緊密にすり合わせていくことで一致。 全ての領域を横断する防衛協力を深化させ、拡大抑止を強化することで一致。また、宇宙及びサイバーに関する協力の重要性並びに情報保全を更に強化していくことを強調。 同盟の運用の即応性・抑止態勢を維持し、将来的な課題に対処するため、実践的な二国間及び多国間の演習及び訓練の必要性を改めて表明。 日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することで一致。 米軍再編の取組に係る進展を歓迎するとともに、地元への影響を軽減しつつ、運用の即応性及び持続可能なプレゼンスを維持できるように現在の取決めを実施していくことに対するコミットメントを再確認。 普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であり、早期完了に取り組むことを再確認。 在日米軍駐留経費負担につき、現行の特別協定を1年延長する改正に合意したことを受け、双方の交渉官に、双方が裨益する新たな複数年度の合意に向けて取り組むことを指示。 日本側から、米軍再編を着実に進める重要性を強調し、在日米軍の地元への影響に最大限配慮した安全な運用や事件・事故での円滑な対応等について要請。 日本側から、東日本大震災における米側の支援に対して改めて謝意を表した上で、四閣僚は、犠牲者を追悼し、日米同盟の協力の精神を再確認。

	概要・成果など
2021/3/16 日米防衛相会談 ／東京 出席者 岸防衛大臣 オースティン 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・急激に厳しさを増す安全保障環境の中、日米同盟が地域の平和と安定にとってこれまでになく重要であることを確認。 ・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、日米が基軸となって取り組んでいくことを確認。 ・日本側から、日本の防衛に対する断固たる決意を述べるとともに、地域の平和と安定のために日本が積極的に役割を果たしていく考えを述べた。米側から、これを歓迎するとともに、米国による日本の防衛に対するコミットメントが揺るぎないことを確認。 ・日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に取り組むことで一致。 ・中国による、既存の国際秩序と整合的でない行動が、同盟及び国際社会に対して課題となっている中、防衛当局としてとるべき対応について協議していくことで一致。 ・日本側から、国際法との整合性に問題のある規定を含む中国海警法により、東シナ海や南シナ海などの海域において緊張を高めることになることは断じて受け入れられない旨を述べ、両閣僚は深刻な懸念を表明。また、両閣僚は、台湾海峡の平和と安定の重要性について認識を共有。 ・北朝鮮の完全な非核化に向けたコミットメントを再確認するとともに、北朝鮮に対して国連安保理決議の下での義務に従うことを求めた。また、北朝鮮関連船舶による違法な「瀬取り」対策に関し、引き続き日米が有志国と連携して取り組むことで一致。 ・自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、地域内外の多様なパートナーとの協力を強化していくことの重要性を確認。 ・双方の戦略を緊密な協議を通じて擦り合わせ、宇宙・サイバー領域を含む全ての領域において、協力を深めていくことで一致。 ・同盟の抑止力・対処力を高めるためには、自衛隊と在日米軍の双方が、日米共同訓練を含む各種の高度な訓練の実施等を通じ、即応性を強化していくことが重要であることで一致。 ・米国による「世界的な戦力態勢見直し（GPR）」に関し、今後緊密に調整していくことを確認。 ・普天間飛行場の辺野古移設及び馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致。 ・普天間飛行場の辺野古への移設が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認し、これを進めていくことで一致。 ・在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力が不可欠であること、また、米軍の安全かつ環境に配慮した運用の確保が重要であることを確認。
2021/4/16 日米首脳会談 ／ワシントンD.C. 出席者 菅内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> ・自由、民主主義、人権、法の支配等の普遍的価値を共有し、インド太平洋地域の平和と繁栄の礎である日米同盟をより一層強化していくことで一致。 ・「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、日米両国が、豪州やインド、ASEANといった同志国等と連携しつつ、結束を固め、協力を強化していくことを確認。 ・東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更の試みや、威圧に反対することで一致するとともに、こうした問題に対処する観点から、中国との率直な対話の必要性が指摘されるとともに、普遍的価値を擁護しつつ、国際関係における安定を追求していくことで一致。 ・北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対して国連安保理決議の下での義務に従うことを求めることで一致。 ・ミャンマー国軍・警察の実力行使により多数の民間人が死傷している状況を強く非難し、民間人に対する暴力の即時停止、被拘束者の解放、民主的な政治体制の早期回復をミャンマー国軍に対し日米で連携しながら強く求めていく方針を改めて確認。 ・一層深刻化する地域の安全保障環境を踏まえ、両首脳は、日米同盟の抑止力・対処力を強化していくことで一致。 ・沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、普天間飛行場の固定化を避けるための唯一の解決策である辺野古への移設を含め、在日米軍再編を着実に推進することで一致。 ・日米間の緊密な経済関係を更に発展させていくことで一致するとともに、インド太平洋地域やグローバルな経済における日米協力の重要性を確認し、両首脳は、こうした議論を踏まえて、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」を発出することで一致。 ・両国が「より良い回復」をリードしていく観点から、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に合意し、日米共通の優先分野であるデジタルや科学技術の分野における競争力とイノベーションの推進、コロナ対策、グリーン成長・気候変動などの分野での協力を推進していくことで一致。 ・気候変動については、米国主催の気候サミットを始め、COP26及びその先に向け、日米で世界の脱炭素化をリードしていくことを確認。

	概要・成果など
2022/1/7 日米安全保障協 議委員会(「2+2」) /テレビ会議 出席者 岸防衛大臣 林外務大臣 オースティン 米国防長官 ブリンケン 米国務長官	<ul style="list-style-type: none"> ・日米は、自由で開かれたインド太平洋へのコミットメント、地域の平和、安全及び繁栄の礎としての日米同盟の重要な役割を確認。日米が一体となって新たな安全保障上の課題に対応するため、同盟の能力を継続的に前進させることにつき一致。 ・日本側は、自国の防衛を強固なものとし、地域の平和と安定に貢献するため、防衛力を抜本的に強化する旨述べ、米側はこれを歓迎するとともに、インド太平洋における態勢及び能力を最適化させていくとの決意を表明。 ・米国は、核を含むあらゆる種類の能力を用いた対日防衛義務への揺るぎないコミットメントを表明し、日米安保条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認。日米は、拡大抑止が信頼でき、強靱なものであることを確保する決定的な重要性を確認。 ・日米は、尖閣諸島に対する日本の施政を損なおうとする、いかなる一方的な行動にも引き続き日米が結束して反対すること、南シナ海における、中国の不法な海洋権益に関する主張、軍事化及び威圧的な活動への強い反対、地域における安定を損なう行動をとるに抑止し、必要であれば対処することについて一致。 ・日米は、新疆ウイグル自治区及び香港の人権問題について、深刻な、かつ継続する懸念を表明。 ・台湾に関し、日米は台湾海峡の平和と安定の重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促した。 ・北朝鮮について、日米は北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、核・ミサイル開発の進展への強い懸念を表明。 ・同志国との協力について、日米は2021年9月の日米豪印首脳会合において確認した自由で開かれたルールに基づく秩序の推進へのコミットメントを改めて確認したほか、豪州、欧州、韓国、ASEAN等との連携及び協力の強化の重要性に関して一致。 ・日米は、ウクライナ情勢を含む共通の関心事項について意見交換を行い、ウクライナの主権及び領土一体性への一貫した支持を改めて表明。 ・日米は、情報保全の一層の強化、宇宙・サイバー分野での協力深化、新興技術を取り込む技術協力の推進など、日米同盟の優位性を将来にわたって維持するための継続的な努力を精力的に進め、将来を見越した同盟の能力強化のための投資を行っていくことの重要性について一致。 ・日米は、両国の戦略及び政策をすり合わせるために引き続き緊密に連携することを確認。 ・日米は、役割・任務・能力の進化及び共同計画作業に関する力強い進展を歓迎。 ・日米は、領域横断的な能力の強化の重要性を強調。宇宙及びサイバーにおける安全保障協力の更なる強化を確認。 ・日米は、共同研究・開発・生産等に関する枠組み交換公文に基づき、新興技術での協力を進展させることを確認。 ・日米は、日米同盟の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観点から、在日米軍再編を着実に推進することの重要性について一致。 ・日米は、普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとして、その推進にコミット。 ・日米は、沖縄統合計画に基づく嘉手納以南の土地返還の取組及び2024年に開始される約4,000人の米海兵隊の要員の沖縄からグアムへの移転を含む、在日米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認。 ・日本から、在日米軍による地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件事故での適切な対応、PFOS等をめぐる課題について協力を要請し、日米は、引き続き緊密に連携することを確認。 ・日米は、同盟の即応性と抗たん性を高める、新たな在日米軍駐留経費負担(「同盟強靱化予算」)に係る実質合意及び特別協定への署名を歓迎。
2022/1/21 日米首脳会談 /テレビ会議 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> ・「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が緊密に連携していくとともに、豪州、インド、ASEAN、欧州等の同志国との協力を深化させることで一致。 ・東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更の試みや経済的威圧に反対するとともに、中国をめぐる諸課題への対応に当たり日米両国で緊密に連携していくことで一致。 ・台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸関係の平和的解決を促した。 ・香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻な懸念を共有。 ・弾道ミサイル発射を始めとした北朝鮮による核・ミサイル活動は、日本、地域及び国際社会の平和と安定を脅かすものであるとの共通認識のもと、安保理決議に沿った北朝鮮の完全な非核化に向け、引き続き日米・日米韓で緊密に連携していくことで一致。 ・ウクライナ情勢について、引き続き日米で連携していくことで一致するとともに、ロシアによるウクライナへの侵攻を抑止するために共に緊密に取り組むことにコミット。 ・2022年1月7日の日米「2+2」の共同発表を支持するとともに、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化することで一致。 ・米側より、日米安保条約第5条の尖閣諸島への適用を含む、ゆるぎない対日防衛コミットメント及び拡大抑止について力強い発信。 ・宇宙・サイバー、情報保全、先進技術等に関する協力を進めていくことを確認。 ・在日米軍施設・区域及びその周辺における日米の取組の調整を含め、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために引き続き緊密に協力することで一致。 ・閣僚レベルの日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)の立ち上げに合意するとともに、「日米競争力・強靱性(コア)パートナーシップ」等に基づき、日米間の経済協力及び相互交流を拡大・深化させていくことで一致。

	概要・成果など
2022/5/4 日米防衛相会談 ／ワシントンD.C. 出席者 岸防衛大臣 オースティン 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更であるとともに、国際秩序に対する深刻な挑戦であり断じて容認できないとして、これを厳しく非難。日米が連携し、ウクライナに対しできる限りの支援を継続していくことを確認。 米側は、ウクライナへの支援において日本が発揮しているリーダーシップに謝意を表明。日本側は、インド太平洋地域と欧州の安全保障は区別して考えることができない、欧州の安全保障へのコミットメントを強化していく旨発言。 自由で開かれたインド太平洋へのコミットメントを再確認。 東シナ海・南シナ海における威圧的な行動など、インド太平洋地域における中国の最近の行動について議論。インド太平洋地域における力による一方的な現状変更を許容せず、これを抑止し、必要であれば対処するために連携を強化していくことを確認。 米側は、尖閣諸島は日本の施政下にある領域であり、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること、尖閣諸島の現状変更を試みる、または、日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対する旨を表明。 双方は、台湾海峡の平和と安定の重要性を改めて強調。 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル発射や核開発等は、地域と国際社会の平和と安定に対する深刻な脅威であり、断じて容認できないとの認識で一致。北朝鮮の挑発行動に対して、日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認。 豪州、インド、東南アジア、太平洋島嶼国及び欧州諸国といった地域内外のパートナー国との防衛協力を強化していくことで一致。 日米同盟の抑止力・対処力の強化に向けた取組を速やかに具体化していくことで一致。 日本側は、国家安全保障戦略等の策定を通じた、日本の防衛力の抜本的強化に対する断固たる決意を述べ、米側は、これを歓迎する旨発言。双方の戦略を緊密な協議を通じて擦り合わせていくことを確認。 米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨発言。日本側は、現下の国際情勢において核抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるためのあらゆるレベルでの二国間の取組が従来にも増して重要である旨発言し、双方で認識を共有。 日米防衛協力の基盤である情報保全・サイバーセキュリティの重要性を確認するとともに、その強化に取り組んでいくことで一致。 同盟の技術的優位性を確保するため、極超音速技術に対抗するための技術を含め、装備・技術分野での協力をさらに深化させることで一致。 普天間飛行場の辺野古移設及び馬毛島の施設整備を含む米軍再編計画のこれまでの取組を歓迎するとともに、今後の着実な進展のため、引き続き日米で緊密に協力していくことで一致。 日米双方が引き続き緊密に連携し、本年、本土復帰50周年を迎える沖縄の負担軽減について、協力を一層加速させていくことの重要性を共有。
2022/5/23 日米首脳会談 ／東京 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 日本側から、今回の訪日は、米国がいかなる状況にあってもインド太平洋地域にコミットし続けることを示すものであり、心から歓迎する旨述べ、米側から、今回の訪日を通じて、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨発言。 ロシアによるウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を断固として守り抜く必要性を改めて確認。その上で、インド太平洋地域こそがグローバルな平和、安全及び繁栄にとって極めて重要であるとの認識の下、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米が国際社会を主導していくことで一致。 ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、対露制裁措置を講じつつウクライナ支援を進めていくことを改めて確認。国際社会の連帯強化に向けた連携で一致。 今回の侵略のような力による一方的な現状変更の試みをいかなる地域においても許してはならず、その試みには重大なコストが伴うことを明確に示していくことが重要との認識で一致。 ウクライナ情勢がインド太平洋地域に及ぼし得る影響について議論し、最近の中露両国による共同軍事演習等の動向を注視していくことで一致。東シナ海や南シナ海における力による一方的な現状変更の試みや経済的威圧に強く反対し、香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状況を深刻に懸念するとともに、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。 台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを確認し、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。 ICBM級弾道ミサイルの発射を始めとする北朝鮮による核・ミサイル開発活動を非難。安保理決議に沿った朝鮮半島の完全な非核化へのコミットメントを再確認し、北朝鮮に対してこれらの決議の下での義務に従うことを求めた。安全保障協力を含む日米韓の三か国協力を一層強化していくことで一致。 日本側から、バイデン大統領が拉致被害者の御家族と面会することに謝意を伝えつつ、拉致問題の即時解決に向けた全面的な理解と協力を改めて求め、バイデン大統領から、一層の支持を得た。 日米同盟の抑止力・対処力を早急に強化していくことで一致。米側から、日本の防衛へのコミットメントが改めて表明され、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続けることを確保するため、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていくことで一致。 尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを改めて表明。 日本側から、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明し、米側から、強い支持を得た。
2022/6/27 日米首脳会談 ／エルマウ 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> 日本側から、5月のバイデン大統領の訪日の意義に言及した上で、両首脳は、日米同盟の更なる強化及び「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き緊密に連携していくことを確認。 両首脳は、7月に開催予定の閣僚級の日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）の成功に向け協力していくことで一致。 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略に対し、引き続き緊密に連携していくことを確認。この関連で、両首脳は、ブライスカップ等石油価格高騰への対応についても議論。

概要・成果など	
2022/9/14 日米防衛相会談 /ワシントン D.C. 出席者 浜田防衛大臣 オースティン 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・両閣僚は、日米同盟を取り巻く厳しい安全保障環境について幅広く意見交換。 ・両閣僚は、我が国のEEZ内への着弾を含む、先月上旬の中国による弾道ミサイルの発射について、日本の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題として強く非難。両閣僚は、改めて台湾海峡の平和と安定の重要性を確認するとともに、兩岸問題の平和的解決を促すことで一致。また、両閣僚は、インド太平洋地域における力による一方的な現状変更を許容しないこと、そのために緊密かつ隙のない連携を図っていくことを確認。 ・両閣僚は、ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、引き続き、日米が連携し、ウクライナへの支援を継続していくことを確認。 ・また、両閣僚は、北朝鮮の核・ミサイル問題に関し、先月のミサイル警戒演習「バシフィック・ドラゴン」における日米韓共同訓練の実施を歓迎し、北朝鮮の挑発行為に対して一致して迅速に対応できるよう、日米、日米韓の連携をさらに緊密なものにしていくことを確認。 ・両閣僚は、自由で開かれたインド太平洋を維持・強化するため、地域内外のパートナー国との協力を強化していくことで一致。 ・日本側は、新たな国家安全保障戦略等の策定において、いわゆる「反撃能力」を含めたあらゆる選択肢を検討し、日本の防衛力の抜本的強化を実現するとの決意を表明。さらに、日本側は、その裏付けとなる防衛予算の相当な増額に取り組んでいることを述べた。米側は、これらの取組に対する強い支持を表明。両閣僚は、双方の戦略の方向性が一致していることを確認し、同盟の強化に向け、さらに緊密に擦り合わせていくことで一致。 ・米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨を改めて発言。両閣僚は、核を含めた米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるための取組について、閣僚レベルでも議論を深めていくことを確認。 ・両閣僚は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）能力の強化が、日米同盟の抑止力・対処力の強化にとって重要であることを確認。かかる観点から、両閣僚は、米空軍無人機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地への一時展開に向けた進捗を歓迎。日本側は、MQ-9の一時展開は、自衛隊における無人機によるISR活動の深化に資する旨発言。両閣僚は、MQ-9を含む日米のアセットが取得した情報を日米共同で分析することで一致。 ・両閣僚は、同盟の技術的優位性を確保するための装備技術分野での協力をさらに加速していくことで一致。かかる観点から、両閣僚は、極超音速技術に対抗するための技術について、共同分析の進捗を踏まえ、要素技術・構成レベルでの日米共同研究の検討を開始することで合意。また両閣僚は、次期戦闘機等と連携する無人機に係る協力、サプライチェーン強化のための取組等を加速させることで一致。 ・両閣僚は、情報保全・サイバーセキュリティが日米防衛協力の深化のために死活的に重要であることで一致し、日本側は、サイバーセキュリティの抜本的強化に取り組む考えを説明。 ・両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力、また、米軍の安全かつ環境に配慮した運用が重要であることを確認。また、両閣僚は、緊密な協力の下、普天間飛行場の辺野古への移設及び馬毛島の施設整備も含め、米軍再編計画を着実に進展させていくことで一致。両閣僚は、沖縄をはじめとする地元の負担軽減について、引き続き取り組んでいくことを確認。
2022/11/13 日米首脳会談 /プノンペン 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> ・冒頭、両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略、北朝鮮の度重なる挑発行動、東シナ海・南シナ海における力による一方的な現状変更の試みの継続等により、我々を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しているとの認識を共有。その上で、両首脳は、強固な日米関係が地域及び国際社会の平和と安定に果たすべき役割は大きいとの認識を共有し、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化を図るとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を推進し、地域及び国際社会の平和と繁栄を確保すべく日米で協働していくことで一致。 ・両首脳は、地域情勢について意見交換。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。また、両首脳は、地域の平和と安定の重要性を確認。 (2) 両首脳は、北朝鮮による前例のない頻度と態様での弾道ミサイル発射は断じて容認できないことで一致した上で、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向け、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことを確認。また、岸田総理大臣から、拉致問題の解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領から、全面的な支持を得た。 (3) 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と結束して、強力な対露制裁及びウクライナ支援に取り組んでいくとともに、グローバル・サウスへの働きかけを強化していくことで一致。また、両首脳は、ロシアによる核の脅しを深刻に懸念しており、断じて受け入れられず、ましてやその使用は決してあってはならないことを確認。 ・日本側から、日本を取り巻く安全保障環境が一段と厳しさを増す中、本年末までに新たな国家安全保障戦略を策定すべくプロセスを進めている旨述べ、我が国の防衛力を抜本的に強化し、その裏付けとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を改めて示したのに対し、米側から、力強い支持を得た。 ・両首脳は、IPEF及び経済版「2+2」に係る進展を歓迎するとともに、地域の経済秩序や経済安保に対する米国の関与がますます重要となっているとの認識を共有し、米側から、戦略的観点を踏まえ、米国の早期のTPP復帰を改めて促した。また、日本側から、米国による環境配慮車両への優遇措置に対する我が国の考えを伝達。 ・両首脳は、2023年のG7広島サミットの成功に向けて、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。

	概要・成果など
2023/1/11 日米安全保障協 議委員会 ([2+2]) ／ワシントン D.C. 出席者 浜田防衛大臣 林外務大臣 オースティン 米国防長官 プリンケン 米國務長官	<ul style="list-style-type: none"> 冒頭、米側から、両大臣の訪米を心から歓迎する、今般、日米「2+2」を日米両国の戦略文書発表直後という時宜を得た形で約2年ぶりに対面で開催することができたのは大変喜ばしい、安全保障環境が一層厳しさを増す中で、日米同盟の重要性はかつてないほど高まっており、自由で開かれたインド太平洋を実現するため、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨発言。日本側から、双方の戦略文書を踏まえ、安全保障環境についての両国の認識をすり合わせつつ、日米同盟の更なる深化について議論する絶好の機会である、日米同盟を絶えず強化することに完全にコミットしており、両長官と緊密に連携していくことを心から楽しみにしている、戦略は策定して終わるものではなく、今後、日米が連携してそれぞれの戦略を速やかに実行していくことが重要である旨発言。 日米双方は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認。 日本側から、相当増額した防衛予算の下で、新たな能力の獲得や継戦能力の増強等を早期に行い、防衛力を強化していく旨発言。これに対して米側から、同盟の抑止力・対処力を強化する重要な取組であり、強く支持する旨発言。 米側は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを再確認するとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認。 日本側から、日本は平和で安定した国際環境を能動的に創出すべく、外交・安全保障上の役割を強化し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化していく旨発言した上で、日米双方は、下記のとおり情勢認識のすりあわせを行った。 日米双方は、自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指す中国の外交政策に基づく行動は同盟及び国際社会全体にとっての深刻な懸念であり、インド太平洋地域及び国際社会全体における最大の戦略的挑戦であるとの見解で一致。 また、米側は、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとする行為を通じたものを含む、中国による東シナ海における力による一方的な現状変更の試みが強まっていることに強い反対の意を改めて表明。 日米双方は、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを認識するとともに、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の維持の重要性を改めて表明し、兩岸問題の平和的解決を促した。 日米双方は、北朝鮮による昨年来の、前例のない数の不法かつ無謀な弾道ミサイルの発射を強く非難。日本側から、戦術核の大量生産の方針等を明らかにしている北朝鮮が核実験に踏み切れば、過去6回の核実験とは一線を画すものである旨発言。また、拉致問題について、米側から引き続き全面的な支援を得た。 日米双方は、ロシアによるウクライナに対する残虐でいわれのない不当な戦争を強く非難。日本側から、欧州とインド太平洋地域の安全保障は相互に不可分と言えるものであり、本年のG7議長国として、ロシアへの対応及びウクライナ支援に向けた議論をリードしていく旨発言。 日本側から、日米双方の戦略は、抑止力を強化するため、自らの防衛力を抜本的に強化し、そのための投資も増加させること、そして同盟国や同志国等との連携強化を目指すといった点において、軌を一にしている旨発言した上で、そのような戦略の下、同盟としての抑止力・対処力を最大化する方策について議論。 日本側から、抜本的に強化された日本の防衛力を前提とした、日米間でのより効果的な役割・任務の分担を実現していく必要がある旨発言。日米双方は、起こり得るあらゆる事態に適切かつ統合された形で対処するため、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整を更に強化する必要性を改めて強調。また、米側からは、日本による常設の統合司令部設置の決定を歓迎する旨発言。 日米双方は、米国の緊密な連携の下での、日本の反撃能力の効果的な運用に向けて、日米間での協力を深化させることを決定。 日米双方は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動並びに柔軟に選択される抑止措置（FDO）を含む二国間協力を深化させることを決定。 日本側から、装備・技術面での協力は、同盟の技術的優位性の確保、日本の防衛力強化の速やかな実現の双方において重要であり、更に加速する必要がある旨発言し、米側から、技術的優位性の確保に向け、日米で共に努力していきたい旨発言があった。 日本側から、宇宙・サイバー領域における協力の深化は同盟の近代化における核となるものである旨発言。日米双方は、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミット。その上で、日米双方は、宇宙領域に関し、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながるがあり得ることを確認。日本側から、本件は同盟全体の抑止力強化の観点で重要な成果である旨発言。 日本側から、多国間協力については、同盟国・同志国のネットワークの重層的な構築・拡大を図り、抑止力を強化していく旨発言した。 日米双方は、米国の「核態勢の見直し」の公表も踏まえ、拡大抑止を議題の1つとし、時間を割いて突っ込んだ議論を行った。 日米双方は、米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を改めて確認。 さらに、日米双方は、日米拡大抑止協議及び様々なハイレベル協議を通じ、実質的な議論を深めていくことで一致。 日米双方は、地域における安全保障上の増大する課題に対処するために、日本の南西諸島の防衛のためのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認するとともに、普天間飛行場の固定化を避けるための唯一の解決策である辺野古への移設を含め、在日米軍再編を着実に推進することの重要性について一致。 日米双方は、現下の厳しい安全保障環境を踏まえ、在日米軍の態勢見直しに関する再調整で一致。日米双方は、厳しい競争環境に直面し、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認。そのような政策に即して、2012年4月27日の日米安全保障協議委員会で調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留し、第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編されることを確認。この取組は、地元の負担に最大限配慮した上で、2012年の再編計画の基本的な原則を維持しつつ進められる。 日本側から、厳しい安全保障環境に対応するための、在日米軍の献身的な活動への謝意を述べた。また、日本側から普天間飛行場代替施設の建設事業や馬毛島における施設整備が着実に進捗していることを紹介した上で、日米双方は、在日米軍の施設及び区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調。また、馬毛島における自衛隊施設の整備の進展及び将来の見通しを歓迎。 日米双方は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認。日本側から、地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件・事故での適切な対応、環境問題などについても米側に改めて要請し、日米双方は緊密に連携していくことを確認。

	概要・成果など
2023/1/12 日米防衛相会談 /ワシントン D.C. 出席者 浜田防衛大臣 オースティン 米国防長官	<ul style="list-style-type: none"> ・両閣僚は、日米「2+2」を踏まえ、それぞれの新たな国家安全保障戦略及び国家防衛戦略について、速やかに実行に移していくことで一致し、その具体的な取組について議論を行った。 ・日本側は、新たな戦略の下、相当な増額をされる防衛予算によって、反撃能力を含めた防衛力の抜本的強化を早期に実現する強い決意を述べた。米側は、日本の取組に対して、強い支持を表明。 ・両閣僚は、抜本的に強化される日本の防衛力の下での同盟の役割・任務の分担について集中的な議論を速やかに実施させることを確認。両閣僚は、そのような議論においては、日米協力の下での反撃能力の効果的な運用、事態の発生を抑制するための要素からの日米共同による取組、あらゆる段階における迅速かつ効果的な日米間の調整などについて議論を深めていく必要があることで一致。 ・米側は、日本に対する核を含めた米国の拡大抑止のコミットメントは揺るぎないものである旨を改めて発言。両閣僚は、日米「2+2」における議論も含め、核を含めた米国の拡大抑止がより信頼でき、より強靱なものであり続けるための取組をさらに深化させていくことを確認。 ・両閣僚は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）能力強化の観点から、米空軍無人機MQ-9の鹿屋航空基地への一時展開及び日米共同情報分析組織（BIAC）の運用開始を歓迎。 ・両閣僚は、同盟の抑止力・対処力にとって技術的優位性の確保が死活的に重要であるとの認識に立ち、装備・技術協力を加速させることで一致。その基盤を構成する枠組として、両閣僚は、研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する了解書及びサプライチェーン協力の強化に向けた防衛装備品等の供給の安定化に係る取決めに署名。また、両閣僚は、極超音速技術に対抗するための技術、高出力マイクロ波及び自律型システムでの共同研究・開発に向けた議論の進捗を歓迎。 ・両閣僚は、情報保全・サイバーセキュリティが同盟の根幹であるとの認識を共有し、連携をさらに強化することを確認。日本側は、その抜本的強化に向けた取組を徹底していく決意を表明。 ・両閣僚は、同盟の抑止力・対処力を実質的に強化することになる、日米「2+2」で確認された米軍の態勢の取組を実行することで合意し、これらの取組の実施に向けて協議を継続することを確認。日本側から、沖縄の負担軽減の重要性を述べるとともに、両閣僚は、在日米軍の安定的な駐留と日々の活動には、地域社会の理解と協力が重要であることで一致。
2023/1/13 日米首脳会談 /ワシントン D.C. 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> ・冒頭、日本側から、2023年という新しい年を迎え、総理大臣として初めて米国・ワシントンD.C.を訪問し、親しい友人であるバイデン大統領と会談できることを嬉しく思う旨述べたのに対し、米側から、岸田総理大臣の訪米を歓迎する、両首脳間のパートナーシップ、そして日米同盟はかつてなく強固である旨発言。 ・日本側から、日米両国が近年で最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している中、我が国として、昨年12月に発表した新たな国家安全保障戦略等に基づき、反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的強化及び防衛予算の相当な増額を行っていく旨述べたのに対し、米側から、改めて全面的な支持を得た。 ・また、日本側から、同年10月に発表された米国の国家安全保障戦略を高く評価する旨述べたのに対し、米側から、日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明。その上で、両首脳は、日米両国の国家安全保障戦略が軌を一にしていることを歓迎するとともに、日米両国の戦略を実施するに当たって相乗効果を生み出すようにすることを含め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化していくとの決意を新たに示した。 ・両首脳は、11日に開催された日米安全保障協議委員会（「2+2」）でのやり取りも踏まえつつ、安全保障分野での日米協力に関する具体的協議を更に深化させるよう指示。 ・両首脳は、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、力による一方的な現状変更の試みを許してはならないという観点も踏まえつつ、地域情勢について意見交換を行った。 ・(1) 両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。また、両首脳は、中国と共通の課題については協力していくことの重要性を確認。さらに、両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促した。 ・(2) 両首脳は、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向け、日米韓の安全保障協力を含む地域の抑止力強化や安保理での対応において、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことで一致。また、日本側から、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、米側から、改めて全面的な支持を得た。 ・(3) 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と緊密に連携しながら、対露制裁及びウクライナ支援を強力に推進していくことで一致。また、両首脳は、ロシアによる核の威嚇は断じて受け入れられず、ましてやその使用は決してあってはならないことを改めて確認。 ・日本側から、G7広島サミットでは、法の支配に基づく国際秩序を守り抜くというG7のビジョンや決意を示していく、また、インド太平洋についてももしっかり議論したいとの考えを説明。また、日本側から、唯一の戦争被爆国である日本の総理大臣として、バイデン大統領を含むG7首脳と共に、核兵器の惨禍を人類が二度と起こさないとの誓いを広島から世界に向けて発信したい旨述べた上で、両首脳は、厳しい安全保障環境も踏まえつつ、「核兵器のない世界」に向けて、日米で共に取り組んでいくことで一致。さらに、両首脳は、エネルギー・食料安全保障を含む世界経済、経済安全保障、そして気候変動、保健、開発といった地球規模の課題等の分野でG7が結束して取り組むことが重要との認識で一致。両首脳は、G7広島サミットの成功に向けて、引き続き日米で緊密に連携していくことを改めて確認。 ・両首脳は、2022年は、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）やインド太平洋経済枠組み（IPEF）の立上げ・進展が見られ、日米経済関係が戦略的な段階に押し上げられた一年であったとの認識で一致。その上で、両首脳は、本年は日本がG7、米国がAPECの議長国を務める中、持続的・包摂的な経済成長の実現及びルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化に向けて、本年の経済版「2+2」も活用しながら、日米で国際社会を主導していくことで一致。 ・また、日本側から、米国による環境配慮車両への優遇措置に対する我が国の考えを改めて伝達。 ・さらに、両首脳は、地域の経済秩序に対する米国の関与がますます重要となっているとの認識を共有し、IPEFの交渉進展に向けて協力していくことで一致するとともに、日本側から、戦略的観点も踏まえ、TPPについての我が国の立場を伝達。そして、両首脳は、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を推進していくことで一致。 ・両首脳は、経済的威圧を含む経済安全保障上の課題に対処すべく、同志国でサプライチェーン強靱化を進めていくことで一致。 ・さらに、両首脳は、エネルギー安全保障の強化に向けて取り組む重要性を共有。 ・両首脳は、宇宙分野での日米協力を一層推進していくことで一致。 ・両首脳は、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序へのコミットメントがかつてなく重要になっているとの認識を共有。 ・その上で、日本側から、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」実現に向けた取組を強化していく考えである旨述べたのに対し、米側から、日本側の取組への支持を得るとともに、米国の地域に対する揺るぎないコミットメントが改めて表明。 ・両首脳は、地域及び国際社会の平和と繁栄の確保に向けて、日米でFOIP実現に向けた取組を推進していくことで一致。 ・両首脳は、自由で開かれたインド太平洋と平和で繁栄した世界という共通のビジョンに根ざし、法の支配を含む共通の価値に導かれた、前例のない日米協力を改めて確認し、日米共同声明を发出。

	概要・成果など
2023/5/18 日米首脳会談 ／広島 出席者 岸田内閣総理大臣 バイデン 米大統領	<ul style="list-style-type: none"> ・冒頭、日本側から、本年1月の訪米以来の再会を嬉しく思う旨述べた上で、日米同盟はインド太平洋地域の平和と安定の礎であり、日米関係は、安全保障や経済にとどまらず、あらゆる分野で重層的な協力関係にあると述べたのに対し、米側から、日米両国は基本的価値を共有しており、日米同盟はかつてなく強固である旨発言。 ・日本側から、ディープテック分野のイノベーション及びスタートアップのエコシステムを構築するため、「グローバル・スタートアップ・キャンパス」を東京都心（目黒・渋谷）に創設すべく、米国のリーディング大学の一つであるマサチューセッツ工科大学（MIT）と連携しフィージビリティ・スタディを実施し、米国の協力も得つつ構想の具体化を強力に進める旨述べ、両首脳はスタートアップ、イノベーションの分野で両国が緊密に連携することの重要性で一致。また、両首脳は、教育・科学技術分野における日米間の協力に関する覚書が作成されることを歓迎。 ・両首脳は、日米安全保障協力について意見交換を行い、1月の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）や日米首脳会談の成果を踏まえた日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた協力を継続していくことを改めて確認。また、両首脳は、米国の拡大抑止が日本の強化される防衛力と相まって、日本の安全及び地域の平和と安定の確保に果たす不可欠な役割を再確認。 ・米側からは、核を含むあらゆる種類の米国の能力によって裏付けられた、日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する米国のコミットメントが改めて表明され、両首脳は、そうした文脈において、情勢が進展する際のあらゆる段階において二国間の十分な調整を確保する意思を改めて確認。両首脳は、直近の日米「2+2」や日米拡大抑止協議における、米国の拡大抑止に関する活発かつ突っ込んだ議論を評価し、こうした議論を一層強化していくことの重要性を改めて確認。 ・両首脳は、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて、力による一方的な現状変更の試みを許してはならないという観点も踏まえつつ、地域情勢について意見交換を行った。 ・(1) 両首脳は、中国をめぐる諸課題への対応に当たり、引き続き日米で緊密に連携していくことで一致。また、両首脳は、中国と共通の課題については協力していくことの重要性を確認。さらに、両首脳は、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、两岸問題の平和的解決を促した。 ・(2) 日本側から、今月上旬の訪韓に触れつつ、日韓関係を更に進展させていく旨述べたのに対し、米側から、日韓関係の改善を歓迎する旨発言。両首脳は、国連安保理決議に従った北朝鮮の完全な非核化に向け、日米韓の安全保障協力を含む地域の抑止力強化や安保理での対応において、引き続き日米、日米韓で緊密に連携していくことで一致。また、日本側から、拉致問題の即時解決に向けた米国の引き続きの理解と協力を求め、米側から、改めて全面的な支持を得た。 ・(3) 両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略について、引き続きG7を始めとする同志国と緊密に連携しながら、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことで一致。 ・(4) 両首脳は、いわゆるグローバル・サウスへの関与や支援の重要性を確認。 ・両首脳は、19日から行われるG7広島サミットに向け、国際社会や地域の課題に対するG7の揺るぎない結束を世界に示すべく、日米でも緊密に連携していくことで一致。 ・両首脳は、地域の経済秩序に対する米国の関与がますます重要となっているとの認識を共有し、IPEFについても意見交換するとともに、日本側から、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）についての我が国の考えと取組を伝達。 ・両首脳は、重要技術の育成・保護の重要性に関する認識を共有し、量子及び半導体分野における日米間の大学及び企業間でのパートナーシップ締結が予定されていることを歓迎するとともに、バイオやAIといった分野にも協力を広げていくことで一致。さらに、両首脳は、エネルギー安全保障の強化に向けて取り組む重要性を共有。また、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）において、経済安全保障の協力を具体化させることで一致。

（令和5年1月）

日米安全保障協議委員会（2+2）共同発表（仮訳）

プリンケン国務長官、オースティン国防長官、林外務大臣及び浜田防衛大臣（以下、併せて「閣僚」という。）は、2023年1月11日、ワシントンDCにおいて日米安全保障協議委員会（SCC）を開催した。

閣僚は、統合された形での抑止力強化に向けてそれぞれの国の新たな国家安全保障戦略及び国家防衛戦略が軌を一にしていることを認識し、戦略的競争の新たな時代において勝利する態勢をとるための現代化された同盟のビジョンを提示した。

閣僚は、日米同盟が地域の平和、安全及び繁栄の礎であることを宣言し、自由で開かれたインド太平洋地域を擁護するとのコミットメントを改めて力強く表明した。閣僚は、抑止力を強化し、変化する地域及び世界の安全保障上の課題に対処する、より能力があり、統合され、機動的な同盟を構築するための現代化に向けた二国間の取組を推進することを決意した。閣僚は、同盟がこれらの課題に直面しても強固であり、ルールに基づく国際秩序を支える共通の価値と規範を確固として支持するものであることを確認した。閣僚は、世界中の場所のいかに関わらず、いかなる力による一方的な現状変更にも反対するとのコミットメントを新たに示した。

閣僚は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。これは、一層厳しさを増す安全保障環境に対処するために、同盟を継続的に現代化するための取組の堅固な基盤を形成するものである。

日本は、新たな戦略の下、防衛予算の相当な増額を通じて、反撃能力を含めた防衛力を抜本的に強化するとの決意を改めて表明した。日本はまた、自国の防衛を主体的に実施し、米国や他のパートナーとの協力の下、地域の平和と安定の維持に積極的に関与する上での役割を拡大するとの決意を再確認した。米国は、日本の新たな国家安全保障政策について、同盟の抑止力を強化する重要な進化として、強い支持を表明した。

米国は、より多面的で、より強靱で、そしてより機動的な能力を前方に展開することで、日本を含むインド太平洋における戦力態勢を最適化するとの決意を表明した。日本は、米国の戦力態勢を最適化する計画を支持し、地域における強固なプレゼンスを維持するとの米国の強いコミットメントを歓迎した。

米国は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた、日米安全保障条約第5条の下での、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントを再表明した。閣僚は、米国の日本に対する拡大抑止、及び、最近公表された米国の「核態勢の見直し」について突っ込んだ議論を行い、日本

の能力によって強化される米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を再確認した。閣僚は、日米両国が日米拡大抑止協議及び様々なハイレベルでの協議を通じ、実質的な議論を深めていく意図を有していることを改めて表明した。

日米両国の新たな戦略に従い、閣僚は、現在及び将来の安全保障上の課題に対処するため、同盟の役割及び任務を進化させる作業を加速させ、また、相互運用可能で高度な能力を活用していくことを決定した。閣僚は、また、日米同盟による地域内外での同盟国やパートナーとの活動を共同で強化することを決意した。

戦略的競争の新たな時代

閣僚は、中国の外交政策は自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指しており、伸張する同国の政治力、経済力、軍事力及び技術力をその目的のために用いようとしているとの見解で一致した。この行動は、同盟及び国際社会全体にとっての深刻な懸念であり、インド太平洋地域及び国際社会全体における最大の戦略的挑戦である。

閣僚は、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとする行為を通じたものを含む、中国による東シナ海における力による一方的な現状変更の試みが強まっていることへの強い反対の意を改めて表明した。米国は、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。閣僚は、一部のミサイルが日本の先島諸島周辺の水域に着弾した、2022年8月の中国の弾道ミサイル発射を含む、日本周辺における中国の危険な軍事活動及び挑発的な軍事活動を非難した。閣僚は、中国の、透明性の欠如によっても特徴付けられる、現に行われており、かつ加速しつつある核戦力の増強に関する継続的な懸念を共有した。

閣僚はまた、南シナ海における中国の不法な海洋権益に関する主張、埋立地形の軍事化及び威嚇的で挑発的な活動に対する強い反対を改めて表明した。閣僚は、自由かつ適法な通商への支持並びに航行及び上空飛行の自由並びにその他の適法な海洋の利用を含む国際法の完全な尊重を改めて確認した。この文脈で、閣僚は、1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）の下で設置された南シナ海仲裁（フィリピン共和国対中華人民共和国）における2016年7月12日付けの判断を、それが当該手続の当事国に対して最終的かつ法的拘束力を有することを強調しつつ想起した。閣僚はまた、この文脈において、非市場的政策及び慣行並びに経済的威圧に対処するため、共に緊密に取り組んでいくことを確認した。閣僚は、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを述べ、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の維持の重要性を改めて表明した。閣僚は兩岸問題の平和的解決を促した。閣僚は、香港の自治及び自由の状況、並びに新疆ウイグル自治区におけるものを含む人権問題に対する深刻な懸念を表明した。

閣僚は、複数の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級ミサイ

ル及び日本上空を飛翔した弾道ミサイルを含む、過去1年間に北朝鮮が行った前例のない数の不法かつ無謀な弾道ミサイルの発射を強く非難した。閣僚は、北朝鮮がその核戦力を質・量共に最大限の速度で強化するとの方針を表明したことに強い懸念を表明し、北朝鮮の完全な非核化へのコミットメントを改めて確認した。閣僚は、北朝鮮に対し、国連安保理決議の下での義務に従うことを求めるとともに、拉致問題の即時解決の必要性を確認した。閣僚はまた、北朝鮮がもたらす重大な脅威に対処し、インド太平洋地域及び国際社会における安全、平和及び繁栄を促進するために極めて重要な日本、米国及び韓国それぞれの二国間協力及び三か国間協力を深化させることにコミットした。

閣僚は、ロシアによるウクライナに対する残虐でいられない不当な戦争を強く非難した。閣僚は、ロシアによる国連憲章違反と、進行中のウクライナに対する侵略等を通じた、力により一方的に国境を変更する試みは、欧州地域への深刻な安全保障上の脅威であり、国際秩序の根幹を揺るがすものであることを認識した。閣僚は、ロシアによる無謀な核のレトリックと民生インフラに対する攻撃を非難し、ロシアがウクライナにおける残虐行為の責任を負う必要性を改めて表明した。閣僚はまた、日本周辺での共同行動及び訓練を含む、ロシアによる中国との、増加する挑発的な戦略的軍事協力への懸念を強調した。

同盟の現代化

同盟の役割及び任務の進化並びに上述の安全保障上の課題に対応するための相互運用能力の強化に鑑み、閣僚は、以下の分野に関するものを含めて両国間の協議を加速させることを決定した。

(1) 同盟における調整

閣僚は、起こり得るあらゆる事態に適時かつ統合された形で対処するため、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整を更に強化する必要性を改めて強調した。この文脈で、米国は、日本による常設の統合司令部設置の決定を歓迎した。閣僚は、相互運用性と即応性を高めるため、同盟におけるより効果的な指揮・統制関係を検討することにコミットした。閣僚はまた、より強固な政策及び運用協力のために、パートナー国との効果的な調整を向上させる必要性を共有した。

(2) 平時における同盟の取組

閣僚は、日本に対する武力攻撃及び地域における安定を損なう行動を抑止するための、平時における共同取組の決定的な重要性を強調した。閣僚は、情報収集、警戒監視及び偵察 (ISR) 活動並びに柔軟に選択される抑止措置 (FDO) を含む二国間協力を深化させることを決定した。閣僚は、米国による鹿屋航空基地へのMQ-9無人航空機の展開及び情報共有を増加させるための日米共同情報分析組織の発足を歓迎した。閣僚は、これらの取組の効果を最大化するため、武器等防護任務、パートナーへの広範な関与及び戦略的メッセージングの分野における協力を更に拡大するこ

とを決定した。閣僚は、自衛隊による嘉手納弾薬庫地区の追加的な施設の共同使用を歓迎した。閣僚はまた、日本の南西諸島を含む地域において、日米の施設の共同使用を拡大し、共同演習・訓練を増加させることにコミットした。

閣僚は、空港及び港湾の柔軟な使用が有事における防衛アセットの坑たん性及びその運用効果を確保するために重要であることを強調し、そのような使用を可能にするために、演習や検討作業を通じて協力することを決定した。

(3) 同盟の抑止力・対処力

閣僚は、新たな戦略文書と整合している同盟の取組は、統合防空ミサイル防衛、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング (ISRT)、兵站及び輸送といった任務分野に焦点を当てるべきであることで一致した。閣僚は、米国との緊密な連携の下での日本の反撃能力の効果的な運用に向けて、日米間の協力を深化させることを決定した。閣僚は、緊急事態に関する共同計画作業並びにキーン・ソード23、レゾリュート・ドラゴン22、オリエン特・シールド22及びMV-22低空飛行訓練等の実践的な訓練及び演習の着実な進展を歓迎した。

閣僚は、とりわけ陸、海、空、宇宙、サイバー、電磁波領域及びその他の領域を統合した領域横断的な能力の強化が死活的に重要であることを強調した。

(4) 宇宙・サイバー・情報保全

閣僚は、同盟の平和、安全及び繁栄に対する宇宙空間の重要性の高まりを認識し、2023年に予定されている日本の宇宙状況監視システムの運用開始後の宇宙領域把握における協力の強化を通じたものを含む、機能保証、相互運用性及び運用協力を強化する宇宙関連能力に係る協力の深化へのコミットメントを新たにした。

閣僚は、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。閣僚はまた、いかなる場合に当該攻撃が第5条の発動につながることもあり得るかは、他の脅威の場合と同様に、日米間の緊密な協議を通じて個別具体的に判断されることを確認した。

閣僚は、同盟にとっての、サイバーセキュリティ及び情報保全の基盤的な重要性を強調した。閣僚は、2022年3月の自衛隊サイバー防衛隊の新編を歓迎し、更に高度化・常続化するサイバー脅威に対抗するため、協力を強化することで一致した。米国は、より広範な日米協力の基盤を提供することとなる、政府全体のサイバーセキュリティ政策を調整する新たな組織の設置及びリスク管理の枠組みの導入など、国家のサイ

バーセキュリティ態勢を強化する日本のイニシアティブを歓迎した。閣僚は、日本の防衛産業サイバーセキュリティ基準の策定に係る取組を含む、産業サイバーセキュリティ強化の進展を歓迎した。そして、閣僚は、情報保全に関する日米協議の下でのこれまでの重要な進展を強調した。

(5) 技術的優位性の確保

閣僚は、技術の発展を同盟の能力に統合していくことの重要性を強調しつつ、同盟の競争上の優位性を更に研ぎ澄ますために、技術協力及び新興技術への共同投資を強化することにコミットした。閣僚はまた、防衛装備品の強靱で、多様化され、安全なサプライチェーンが国家安全保障を確保するために不可欠であることを強調した。

この関連で、閣僚は、研究、開発、試験及び評価プロジェクトに関する了解覚書、防衛装備品等の供給の安定化に係る取決めへの署名並びに日米間の政府品質管理に係る取決めに関する相当の進展を歓迎した。

これらの成果並びに高出力マイクロ波及び自律型システムの共同研究プロジェクトに関する議論を含む防衛科学技術協力の着実な進展を基に、閣僚は、防衛装備品の共同研究・開発に向けた取組をより一層推進することで一致した。極超音速技術に対抗するための共同分析の進展を踏まえ、閣僚は、先進素材及び極超音速環境での試験を含む重要な要素に関する共同研究を開始することで一致した。閣僚はまた、将来のインターセプターの共同開発の可能性について議論を開始することで一致した。閣僚はまた、二国間の取組を補完する、志を同じくする同盟国やパートナーとの技術協力の深化の重要性を共有した。

同盟パートナーシップの拡大

閣僚は、2022年8月の日米豪閣僚級戦略対話並びに2022年6月及び10月の日米豪防衛相会談の成果を基に、また、2022年10月に署名された安全保障協力に関する日豪共同宣言の下で拡大していく活動を活かし、豪州とのパートナーシップを更に推進していくことへのコミットメントを新たにした。この文脈で、閣僚は、2022年11月に三か国が連携した形では初となる警護活動が成功裏に完了したことを強調した。閣僚はまた、情報収集、警戒監視及び偵察(ISR)活動を含む相互運用性を強化するために三か国間の訓練・演習を増加させるとともに、技術協力の機会を追求するとの決意を表明した。この文脈で、閣僚は、2022年12月の米豪外務・防衛担当閣僚協議での共同声明に基づいた、豪州北部におけるものを含む三国間の訓練の機会を増加させることの重要性を改めて確認した。閣僚は、インド太平洋地域のパートナーのニーズに対応する質の高い、透明性のあるインフラ整備を支援するとのコミットメントを改めて確認し、インフラ投資に関する日米豪パートナーシップに関する了解覚書の更新を歓迎した。

閣僚はまた、韓国との協力を一層深化させることの重要

性、並びに、弾道ミサイル防衛、対潜水艦戦、海洋安全保障、捜索・救難、人道支援及び災害救助活動等の分野を含む、多国間及び三か国間の演習やその他の活動の機会を追求することの重要性を強調した。

閣僚は、ASEAN一体性・中心性及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック」への強い支持を改めて確認した。閣僚は、共同訓練、能力構築、あり得べき防衛装備品の移転等の活動を通じて、東南アジア及び太平洋島嶼国のパートナーとの経済及び安全保障協力を更に促進することの重要性を認識した。閣僚は、太平洋諸島フォーラムの「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」を支援する「ブルーパシフィックにおけるパートナー」イニシアティブの下での更なる協力を歓迎した。閣僚は、様々な分野における実践的な協力の促進を通じ地域への積極的な貢献を行っている日米豪印(クアッド)の重要性を再確認した。

閣僚は、同志国が、インド太平洋及び欧州・大西洋地域において、ルールに基づくグローバルな秩序に対する同様の、かつ、相互に増幅し合う脅威に直面していることに留意し、二国間及びNATOやEUといった多国間組織を通じた、欧州・大西洋地域のパートナーによるインド太平洋への関与の増大を歓迎した。閣僚は、豪州及び英国との間の円滑化協定を含む日本の新たな二国間合意により促進される演習や展開の拡大への支持を表明した。米国は、NATOとの国別適合パートナーシップ計画をまとめるための日本の取組を支持し、また、日本がウクライナへの支援の提供を通じ、欧州安全保障を一層重視していることを歓迎した。米国は同様に、日本によるNATOとの協力関係の強化及びNATOのアジア太平洋パートナーグループの中での日本の主導的な役割を歓迎した。この観点から、米国は、日本の総理大臣として初のNATO首脳会合への参加となった、岸田総理大臣の2022年6月のマドリードでのNATO首脳会合への出席を歓迎した。

同盟の態勢の最適化

閣僚は、地域における安全保障上の増大する課題に対処するために、日本の南西諸島の防衛のためのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認した。

閣僚は、厳しい競争的な環境に直面し、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認した。

そのような政策に従って、2012年4月27日のSCCで調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留する。第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編される。

閣僚は、2012年の再編計画の基本的な原則に対するコ

コミットメントを改めて表明するとともに、これら再調整が、沖縄統合計画において返還が予定される土地に影響を及ぼさず、かつキャンプ・シュワブにおける普天間飛行場代替施設のための継続的な進展に影響を及ぼさないことを確認した。

閣僚は、沖縄における米海兵隊の最終的なプレゼンスを、2012年に見直された再編のロードマップに示された水準と整合的な形とするとのコミットメントを再確認した。閣僚はまた、これらの再調整が、改正されたグアム協定に基づく、日本の資金提供にも、建設事業にもいかなる変更も必要としないことを確認した。

閣僚は、日本における同盟の海上機動力を更に強化するため、2023年に予定される、横浜ノース・ドックにおける小型揚陸艇部隊の新編を歓迎した。

閣僚は、これらの取組が、日本の防衛に対する米国の確固たるコミットメントを示すものであり、そして日本の防衛力の抜本的強化と方向性を同じくすることを確認した。閣僚は、日本における最適化された米国の戦力態勢が、南西諸島を含む地域における強化された自衛隊の能力及び態勢とともに、同盟の抑止力及び対処力を実質的に強化することを確認した。

閣僚は、これらの取組及び日本における米国の戦力態勢を一層最適化するための方策について緊密な協議を継続することを決定した。

閣僚はまた、在日米軍の施設及び区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認した。閣僚は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調した。閣僚は、空母艦載機着陸訓練を含めた目的のために使用される、馬毛島における自衛隊施設の整備の進展及び将来の見通しを歓迎した。閣僚は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。閣僚は、事件・事故に関する適時な情報共有を行うこと、環境に係る協力を強化すること、及び、同盟の活動の重要性について地元とのコミュニケーションを行いつつ、地元への影響を軽減し、地元との強固な関係を後押しすることに係る二国間の継続的な連携の重要性を確認した。

総論

- ・冒頭、米側から、両大臣の訪米を心から歓迎する、今般、日米「2+2」を日米両国の戦略文書発表直後という時宜を得た形で約2年ぶりに対面で開催することができたのは大変喜ばしい、安全保障環境が一層厳しさを増す中で、日米同盟の重要性はかつてないほど高まっており、自由で開かれたインド太平洋を実現するため、米国のインド太平洋地域への揺るぎないコミットメントを示していきたい旨発言があった。日本側から、双方の戦略文書を踏まえ、安全保障環境についての両国の認識をすり合わせつつ、日米同盟の更なる深化について議論する絶好の機会である、日米同盟を絶えず強化することに完全にコミットしており、両長官と緊密に連携していくことを心から楽しみにしている、戦略は策定して終わるものではなく、今後、日米が連携してそれぞれの戦略を速やかに実行していくことが重要である旨発言した。
- ・日米双方は、それぞれの国家安全保障戦略及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両者のビジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整合していることを確認した。
- ・日本側から、相当増額した防衛予算の下で、新たな能力の獲得や継戦能力の増強等を早期に行い、防衛力を強化していく旨発言した。これに対して米側から、同盟の抑止力・対処力を強化する重要な取組であり、強く支持する旨発言があった。
- ・米側は、核を含むあらゆる種類の米国の能力を用いた日米安全保障条約の下での日本の防衛に対する揺るぎないコミットメントを再確認するとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されることを改めて確認した。

地域情勢

- ・日本側から、日本は平和で安定した国際環境を能動的に創出すべく、外交・安全保障上の役割を強化し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化していく旨発言した上で、日米双方は、下記のとおり情勢認識のすりあわせを行った。
- ・日米双方は、自らの利益のために国際秩序を作り変えることを目指す中国の外交政策に基づく行動は同盟及び国際社会全体にとっての深刻な懸念であり、インド太平洋地域及び国際社会全体における最大の戦略的挑戦であるとの見解で一致した。
- ・また、米側は、尖閣諸島に対する日本の長きにわたる施政を損なおうとする行為を通じたものを含む、中国による東シナ海における力による一方的な現状変更の試みが強まっていることに強い反対の意を改めて表明した。
- ・日米双方は、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを認識するとともに、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の維持の重要性を改めて表明し、兩岸問題の平和的解決を促した。
- ・日米双方は、北朝鮮による昨年来の、前例のない数の不法かつ無謀な弾道ミサイルの発射を強く非難した。日本側から、戦術核の大量生産の方針等を明らかにしている北朝鮮が核実験に踏み切れば、過去6回の核実験とは一線を画すものである旨発言した。また、拉致問題について、米側から引き続き全面的な支援を得た。
- ・日米双方は、ロシアによるウクライナに対する残虐でいわれのない不当な戦争を強く非難した。日本側から、欧州とインド太平洋地域の安全保障は相互に不可分と言えるものであり、本年のG7議長国として、ロシアへの対応及びウクライナ支援に向けた議論をリードしていく旨発言した。

同盟の現代化

- ・日本側から、日米双方の戦略は、抑止力を強化するため、自らの防衛力を抜本的に強化し、そのための投資も増加させること、そして同盟国や同志国等との連携強化を目指すといった点において、軌を一にしている旨発言した上で、そのような戦略の下、同盟としての抑止力・対処力を最大化する方策について議論を行った。
- ・日本側から、抜本的に強化された日本の防衛力を前提とした、日米間でのより効果的な役割・任務の分担を実現していく必要がある旨発言した。日米双方は、起こり得るあらゆる事態に適時かつ統合された形で対処するため、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整を更に強化する必要性を改めて強調した。また、米側からは、日本による常設の統合司令部設置の決定を歓迎する旨発言があった。
- ・日米双方は、米国との緊密な連携の下での、日本の反撃能力の効果的な運用に向けて、日米間での協力を深化させることを決定した。
- ・日米双方は、情報収集、警戒監視及び偵察（ISR）活動並びに柔軟に選択される抑止措置（FDO）を含む二国間協力を深化させることを決定した。
- ・日本側から、装備・技術面での協力は、同盟の技術的優位性の確保、日本の防衛力強化の速やかな実現の双方において重要であり、更に加速する必要がある旨発言し、米側から、技術的優位性の確保に向け、日米で共に努力していきたい旨発言があった。
- ・日本側から、宇宙・サイバー領域における協力の深化は同盟の近代化における核となるものである旨発言した。日米双方は、宇宙関連能力に係る協力の深化にコミットした。その上で、日米双方は、宇宙領域に関し、宇宙への、

宇宙からの又は宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全保障条約第5条の発動につながることもあり得ることを確認した。日本側から、本件は同盟全体の抑止力強化の観点で重要な成果である旨発言した。

- ・日本側から、多国間協力については、同盟国・同志国のネットワークの重層的な構築・拡大を図り、抑止力を強化していく旨発言した。

拡大抑止

- ・日米双方は、米国の「核態勢の見直し」の公表も踏まえ、拡大抑止を議題の1つとし、時間を割いて突っ込んだ議論を行った。
- ・日米双方は、米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保することの決定的な重要性を改めて確認した。
- ・さらに、日米双方は、日米拡大抑止協議及び様々なハイレベル協議を通じ、実質的な議論を深めていくことで一致した。

同盟態勢の最適化

- ・日米双方は、地域における安全保障上の増大する課題に対処するために、日本の南西諸島の防衛のためのものを含め、向上された運用構想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態勢を最適化する必要性を確認するとともに、普天間飛行場の固定化を避けるための唯一の解決策である辺野古への移設を含め、在日米軍再編を着実に推進することの重要性について一致した。
- ・日米双方は、現下の厳しい安全保障環境を踏まえ、在日米軍の態勢見直しに関する再調整で一致した。日米双方は、厳しい競争環境に直面し、日本における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び対処力を強化するため、強化された情報収集・警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備えた、より多面的な能力を有し、より強靱性があり、そして、より機動的な戦力を配置することで向上されるべきであることを確認した。そのような政策に即して、2012年4月27日の日米安全保障協議委員会にて調整された再編の実施のための日米ロードマップは再調整され、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は沖縄に残留し、第12海兵連隊は2025年までに第12海兵沿岸連隊に改編されることを確認した。この取組は、地元の負担に最大限配慮した上で、2012年の再編計画の基本的な原則を維持しつつ進められる。
- ・日本側から、厳しい安全保障環境に対応するための、在日米軍の献身的な活動への謝意を述べた。また、日本側から普天間飛行場代替施設の建設事業や馬毛島における施設整備が着実に進捗していることを紹介した上で、日米双方は、在日米軍の施設及び区域の再編を支える現在行われている事業の着実な実施並びに地元との関係の重要性を再確認し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域における普天間飛行場代替施設の建設継続へのコミットメントを強調した。また、馬毛島における自衛隊施設の整備の進展及び将来の見通しを歓迎した。
- ・日米双方は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。日本側から、地元への影響に最大限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事件・事故での適切な対応、環境問題などについても米側に改めて要請し、日米双方は緊密に連携していくことを確認した。

資料29 主な日米共同訓練の実績（2022年度）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
日米共同訓練	22.5.25	日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団 【米軍】 第35戦闘航空団	F-15×4機	F-16×4機
日米共同弾道ミサイル 対処訓練	22.6.5	—	—	—	—
日米共同訓練	22.6.7	日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団 【米軍】 第35戦闘航空団	F-15×4機	F-16×2機
日米共同訓練	22.6.28	アラビア海北部	【自衛隊】 護衛艦「さみだれ」	艦艇1隻	駆逐艦「Gonzalez」
日米共同訓練	22.10.1 以降	日本周辺（日本海を含む。）	【自衛隊】 護衛艦「あさひ」	艦艇1隻	空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「チャンセラーズビル」、駆逐艦「ベンフォールド」、補給艦「ユーコン」
日米共同訓練	22.10.4	九州西方の空域	【自衛隊】 第5航空団、第8航空団 【米軍】 第12海兵航空群	F-15×4機、 F-2×4機	F-35B×4機
日米共同訓練	22.11.5	九州北西の空域	【自衛隊】 第8航空団 【米軍】 第28爆撃航空団、第35戦闘航空団	F-2×5機	B-1B×2機、F-16×2機
離島統合防災訓練及び 日米共同統合防災訓練 [04RIDEX/TREX]	22.11.9	東京都神津島、伊豆大島及び同周辺海空域等	【自衛隊】 統合幕僚監部、陸上総隊、東部方面隊、横須賀地方隊、航空総隊、航空支援集団等 【米軍】 在日米陸軍航空大隊、第36輸送飛行隊、第3海兵隊機動展開部隊	—	—
日米共同統合演習 (実動演習) 「Keen Sword23」 (注1)	22.11.10 ～11.19	自衛隊施設、在日米軍施設、津多羅島、奄美大島、徳之島、我が国周辺海空域等	【自衛隊】 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、自衛隊サイバー防衛隊、陸上総隊、各方面隊等、自衛艦隊、各地方隊等、航空総隊、航空支援集団、宇宙作戦群等 【米軍】 インド太平洋軍、太平洋陸軍、太平洋艦隊、太平洋空軍、太平洋海兵隊、在日米軍、宇宙軍等	人員 約26,000名 艦艇 約20隻 航空機 約250機	人員 約10,000名 艦艇 約10隻 航空機 約120機
日米共同訓練	22.11.18	日本海上の空域	【自衛隊】 第6航空団 【米軍】 第35戦闘航空団	F-15×4機	F-16×4機
日米共同訓練	22.11.19	九州北西の空域	【自衛隊】 第8航空団 【米軍】 第28爆撃航空団	F-2×5機	B-1B×2機
令和4年度日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練	23.2.17、 2.20 ～2.22	陸上自衛隊松戸駐屯地、下志津駐屯地、青野原駐屯地、飯塚駐屯地、宮古島駐屯地及び八重瀬分屯地、海上自衛隊横須賀地区及び佐世保地区並びに航空自衛隊千歳基地、三沢基地、横田基地、入間基地、小松基地、春日基地、築城基地、新田原基地及び那覇基地	【自衛隊】 統合幕僚監部、陸上総隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊、陸上自衛隊高射学校、自衛艦隊及び航空総隊 【米軍】 第7艦隊司令部、第5空軍 他	—	艦艇数隻 他
日米共同訓練	23.2.19	日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団 【米軍】 —	F-15×3機	B-1B×2機、F-16×4機
日米共同訓練	23.3.17	日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団 【米軍】 第35戦闘航空団	F-15×4機	F-16×4機
日米共同訓練	23.3.18	日本海	【自衛隊】 護衛艦「あたご」 【米軍】 —	艦艇1隻	駆逐艦「ミリアス」

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
日米共同訓練	23.3.19	日本海	【自衛隊】 護衛艦「あたご」 【米軍】 —	艦艇1隻	駆逐艦「ミリアス」
日米共同訓練	23.3.19	日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団 【米軍】 —	F-15×4機	B-1B×2機、F-16×4機

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
国内における米陸軍との実動訓練 (オリエント・シールド22)	22.8.14 ～9.9	健軍駐屯地、奄美駐屯地、福岡駐屯地、えびの駐屯地、高遊原分屯地、瀬戸内分屯地、霧島演習場、大矢野原演習場等	【自衛隊】 西方総監部、第4師団、西方特科隊、第2高射特科団、西方システム通信群等 【米軍】 在日米陸軍司令部、第1マルチ・ドメイン・タスクフォース、第1-24歩兵大隊、第17砲兵旅団、第38防空砲兵旅団等	—	—
国内における米海兵隊との実動訓練 (レジュート・ドラゴン22)	22.10.1 ～10.14	上富良野演習場、然別演習場、矢臼別演習場、静内対空射撃場(静内駐屯地を含む。)及び航空自衛隊計根別場外離着陸場、札幌飛行場(丘珠駐屯地を含む。)及び十勝飛行場(帯広駐屯地を含む。)	【自衛隊】 第2師団司令部、第3即応機動連隊、第1特科団、第1電子隊、第3施設団、北部方面航空隊、第2後方支援連隊等 【米軍】 第12海兵連隊、第3/3海兵大隊、第36海兵航空群、第3海兵後方支援群の他、米海軍、米空軍の一部等	—	—
米国における米陸軍との実動訓練 (ジョイント・レディネス・トレーニング・センター22)	22.10.20 ～11.25	米国 ルイジアナ州 フォート・ポルク	【自衛隊】 1コ普通科中隊/第33普通科連隊 基幹 【米軍】 第82空挺師団第1旅団 基幹	—	—
日米共同方面隊指揮所演習(日本)(YS-83)	22.11.28 ～12.13	朝霞駐屯地、東千歳駐屯地、健軍駐屯地等	【自衛隊】 陸上幕僚監部、陸上総隊、北部方面隊、西部方面隊、教育訓練研究本部等、統合幕僚監部、海上自衛隊及び航空自衛隊 【米軍】 太平洋陸軍司令部、在日米陸軍司令部、第1軍団、第11空挺師団、第7歩兵師団、第3海兵師団等、太平洋艦隊、太平洋空軍等	—	—
米海兵隊との実動訓練 (アイアン・フィスト23) (注2)	23.2.16 ～3.12	日出生台演習場、徳之島、喜界島、キャンブ・ハンセン(訓練地区)、高遊原分屯地等	【自衛隊】 陸上総隊(水陸機動団、第1空挺団、第1ヘリコプター団等)西部方面隊(西部方面航空隊等)海上自衛隊掃海隊群(輸送艦「おおすみ」) 【米軍】 第31海兵機動展開隊等、第7艦隊(強襲揚陸艦「アメリカ」、ドッグ型輸送揚陸艦「グリーンベイ」及びドッグ型揚陸艦「アシランド」)	—	—
令和4年度米国における実動訓練	23.1～2	米国	【自衛隊】 特殊作戦群 【米軍】 特殊作戦コマンド	—	—

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
日米共同訓練	22.4.8～ 4.17	日本周辺(東シナ海及び日本海を含む。)	【自衛隊】 護衛艦「いなづま」、「こんごう」	艦艇2隻	空母「エイブラハム・リンカーン」、巡洋艦「モービル・ベイ」、駆逐艦「スプルーアンス」、補給艦「ティピカヌー」、貨物弾薬補給艦「リチャード・E・バード」
日米共同訓練	22.4.13、 4.14	日本海	【自衛隊】 護衛艦「こんごう」	艦艇1隻	巡洋艦「モービル・ベイ」、駆逐艦「スプルーアンス」
日米共同訓練	22.5.8～ 5.16	関東南方	【自衛隊】 護衛艦「てるづき」、P-3C、UP-3D	艦艇1隻 航空機2機	空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「アンティータム」
日米共同訓練	22.5.9	南シナ海	【自衛隊】 練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇2隻	駆逐艦「グリッドレイ」

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
日米共同訓練 (サイバー共同対処訓練)	22.5.11、 5.12	米海軍横須賀基地	【自衛隊】 海上自衛隊システム通信隊群保全 監査隊	—	米海軍 NIOC-HAWAII N3J 部 (U.S. Navy Information Operation Command-Hawaii N3J 部)
日米共同訓練	22.5.18	相模湾	【自衛隊】 SH-60J	航空機 1 機	MH-60R
日米共同訓練 (ILEX22-1)	22.5.18	沖縄周辺	【自衛隊】 補給艦「はまな」	艦艇 1 隻	駆逐艦「ラファエル・ペラルタ」
衛生特別訓練	22.5.20	自衛隊横須賀病院及び 横須賀米海軍病院	【自衛隊】 横須賀地方総監部、自衛隊横須賀 病院、横須賀基地業務隊、横須賀 衛生隊 【米軍】 横須賀米海軍病院	人員約 60 名	人員約 200 名
日米共同訓練	22.5.24 ～5.26	関東南方	【自衛隊】 護衛艦「てるづき」	艦艇 1 隻	空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦 「アンティータム」、駆逐艦「ベンフォール ド」
対潜特別訓練	22.5.31	房総半島南方	【自衛隊】 SH-60K、潜水艦	艦艇 1 隻 航空機 1 機	MH-60R
日米共同訓練	22.6.5、 6.7	南シナ海	【自衛隊】 護衛艦「はるさめ」	艦艇 1 隻	駆逐艦「フィッツジェラルド」、補給艦 「ティピカヌー」
日米共同訓練	22.6.17 ～6.19	太平洋	【自衛隊】 護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇 2 隻	駆逐艦「サンブソン」、補給艦「ラバハ ノック」
実機処分訓練及び 掃海特別訓練	22.6.21 ～6.30	硫黄島周辺	【自衛隊】 掃海母艦「ぶんご」 掃海艦「ひらど」 掃海艇「ひらしま」、「すがしま」、 「うくしま」、「あいしま」、「くろし ま」	艦艇 7 隻	水中処分員等約 10 名
日米共同訓練 (ILEX22-2)	22.6.25	太平洋	【自衛隊】 護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇 2 隻	補給艦「ヘンリー・J・カイザー」
日米共同訓練 (サイ バー共同対処訓練)	22.6.27 ～6.29	ハワイ (米海軍ヒッカ ム統合基地及び護衛艦 「いずも」)	【自衛隊】 海上自衛隊システム通信隊群保全 監査隊	—	米海軍 NIOC-HAWAII (U.S. Navy Information Operation Command-Hawaii)
日米共同訓練 (ILEX22-3)	22.7.6	大西洋	【自衛隊】 練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇 2 隻	補給艦「アークティック」
日米共同訓練	22.7.13	南西諸島周辺	【自衛隊】 P-3C	航空機 1 機	P-8A
機雷戦訓練 (陸奥湾) 及び掃海特別訓練	22.7.17 ～7.29	陸奥湾	【自衛隊】 掃海母艦 1 隻、掃海艦 2 隻、掃海 艇 10 隻、MCH-101 × 2 機、P-3C × 4 機、P-1 × 2 機	艦艇 13 隻、 航空機 8 機	掃海艦 2 隻、MH-53E × 2 機
日米共同訓練	22.7.23 ～7.24	太平洋	【自衛隊】 護衛艦「きりさめ」	艦艇 1 隻	沿海域戦闘艦「ジャクソン」、貨物弾薬 補給艦「カール・ブラッシャー」
日米共同訓練	22.7.25	日本周辺 (太平洋上)	【自衛隊】 護衛艦「ひゅうが」、「いなづま」、 「まきなみ」、「ゆうぎり」、「きりし ま」、P-1、EP-3、OP-3C、UP-3D	艦艇 5 隻 航空機 4 機	EA-18G
日米共同訓練	22.7.25	相模湾	【自衛隊】 護衛艦「やまぎり」	艦艇 1 隻	UH-60L × 2 機
日米共同訓練 (ILEX22-4)	22.7.30	ミクロネシア周辺	【自衛隊】 護衛艦「きりさめ」	艦艇 1 隻	貨物弾薬補給艦「セサール・チャベス」
日米共同訓練 (ILEX22-5)	22.8.1	太平洋	【自衛隊】 練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇 2 隻	補給艦「リチャード E. バード」
日米共同訓練 (ILEX22-6)	22.8.7	ハワイ周辺	【自衛隊】 護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇 2 隻	補給艦「ペコス」
日米共同訓練	22.8.8	ソロモン諸島周辺	【自衛隊】 護衛艦「きりさめ」	艦艇 1 隻	沿海域戦闘艦「オークランド」
日米共同訓練 (ILEX22-7)	22.8.10	太平洋	【自衛隊】 練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇 2 隻	補給艦「ペコス」
日米共同訓練	22.8.13 ～8.24	沖縄東方	【自衛隊】 護衛艦「やまぎり」、「おおなみ」	艦艇 2 隻	空母「ロナルド・レーガン」、強襲揚陸 艦「トリポリ」、ドック型輸送揚陸艦 「ニュー・オーリンズ」、ドック型揚陸 艦「ラシュモア」
対潜特別訓練	22.8.25	房総半島南方	【自衛隊】 P-1、潜水艦	艦艇 1 隻、 航空機 1 機	P-8A、MH-60R
日米共同訓練	22.9.12 ～9.22	日本周辺 (東シナ海を 含む。)	【自衛隊】 護衛艦「あまぎり」	艦艇 1 隻	空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦 「チャンセラーズビル」、駆逐艦「バ リー」・「ベンフォールド」、補給艦「ラ バハノック」
日米共同訓練 (輸送特別訓練)	22.9.16 ～9.19	日本周辺 (太平洋上) 及び沼津海浜訓練場	【自衛隊】 輸送艦「くにさき」、LCAC	艦艇 2 隻	強襲揚陸艦「トリポリ」、ドック型輸送 揚陸艦「ラシュモア」、LCU、MH-60S

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
日米共同訓練	22.9.21 ～9.23	東シナ海	【自衛隊】 EP-3、OP-3C	航空機2機	EP-3E
日米共同訓練（ノープ ル・フュージョン22）	22.10.19 ～10.21	南シナ海	【自衛隊】 護衛艦「きりさめ」	艦艇1隻	沿海域戦闘艦「オークランド」
日米共同訓練	22.10.26、 10.27	日本周辺（太平洋上）	【自衛隊】 P-3C	航空機1機	P-8A
日米共同訓練	22.10.27、 10.28	沖縄南方	【自衛隊】 P-3C	航空機1機	P-8A
日米共同訓練（サイ バー共同対処訓練）	22.11.1、 11.2	米海軍横須賀基地	【自衛隊】 海上自衛隊システム通信隊群保全 監査隊	—	米海軍 NIOC-HAWAII N3J部 (U.S. Navy Information Operation Command-Hawaii N3J部)
機雷戦訓練（日向灘） 及び掃海特別訓練 （日米共同訓練）	22.11.18 ～11.28	日向灘	【自衛隊】 掃海母艦1隻、掃海艦3隻、掃海 艇16隻、MCH-101×3機	艦艇20隻、 航空機3機	掃海艦2隻、MH-53E×2機
日米共同訓練	22.11.21	相模湾	【自衛隊】 護衛艦「やまぎり」	艦艇1隻	UH-60L×2機
日米共同訓練	22.12.2 ～12.8	関東南方から四国南方 に至る海空域	【自衛隊】 護衛艦「いかづち」	艦艇1隻	空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦 「シャイロー」、補給艦「ジョン・エリ クソン」
対潜特別訓練	22.12.6	関東南方	【自衛隊】 護衛艦「いずも」、P-1、潜水艦	艦艇2隻、 航空機1機	P-8A、MH-60R
日米共同訓練	22.12.19	硫黄島南方からグアム 東方に至る海空域	【自衛隊】 P-1	航空機1機	空母「ニミッツ」、P-8A、F/A-18、 E-2D、E/A-18G、B-52
日米共同訓練	23.1.15 ～1.23	関東南方から四国南方 を経て沖縄周辺に至る 海空域	【自衛隊】 護衛艦「あしがら」	艦艇1隻	巡洋艦「アンティータム」・「チャン セラズビル」・「シャイロー」、駆逐艦 「ラファエル・ペラルタ」、補給艦「ジョ ン・エリクソン」、貨物弾薬補給艦「ワ シントン・チャンバース」
日米共同訓練 (ILEX23)	23.1.26	沖縄周辺	【自衛隊】 補給艦「おうみ」	艦艇1隻	巡洋艦「アンティータム」
日米共同訓練 (注3)	23.1.27	日本海	【自衛隊】 P-3C、F-35A	航空機2機	P-8A、F-16、E-3、F-35B
日米共同訓練	23.1.30、 1.31	沖縄南方	【自衛隊】 P-1、P-3C	航空機2機	P-8A
機雷戦訓練（伊勢湾） 及び掃海特別訓練 （日米共同訓練）	23.2.1～ 2.10	伊勢湾	【自衛隊】 輸送艦1隻、掃海艦2隻、掃海艇7 隻、MCH-101×3機	艦艇10隻、 航空機3機	水中処分員及びUUV操作員約15名
日米共同訓練	23.2.5	南シナ海	【自衛隊】 護衛艦「まきなみ」	艦艇1隻	沿海域戦闘艦「チャールストン」
日米共同訓練	23.2.22	グアム周辺	【自衛隊】 護衛艦「あさぎり」、練習艦「しま かせ」	艦艇2隻	空母「ニミッツ」、駆逐艦「ウエイ ン・E・メイヤー」・「ディケイター」
日米共同訓練 (ILEX23-2)	23.2.22	日本海	【自衛隊】 補給艦「ましゅう」	艦艇1隻	駆逐艦「バリー」
令和4年度米国派遣訓 練（電磁機動戦）	23.2.24 ～3.7	アメリカ合衆国ワシ ントン州ウィッビーア 일랜드海軍航空基地及 び同周辺空域	【自衛隊】 第81航空隊（EP-3）	航空機 人員約40名	
日米共同訓練	23.2.27 ～3.12	広島湾及び九州西方か ら沖縄周辺	【自衛隊】 輸送艦「おおすみ」、LCAC、掃海 艇「ひらしま」、掃海艇「やくし ま」	艦艇4隻	強襲揚陸艦「アメリカ」、ドッグ型揚陸 艦「アシュランド」、ドック型輸送揚陸 艦「グリーンベイ」、LCAC、LCU、 MH-60S
日米共同訓練（コー プ・エンジェル）	23.2.28 ～3.3	四国南方及び九州南方	【自衛隊】 US-2	航空機1機	MC-130J、CV-22、HH-60
日米共同訓練	23.3.1	相模湾	【自衛隊】 SH-60K	航空機1機	MH-60R
日米共同訓練 (注4)	23.3.23 ～3.26	太平洋から東シナ海に 至る海空域	【自衛隊】 護衛艦「いせ」、第5地对艦ミサ イル連隊、AH-64、UH-60	艦艇1隻、航空機	空母「ニミッツ」、巡洋艦「バンカー・ ヒル」、駆逐艦「ディケイター」・「ウ エイン・E・メイヤー」
日米共同訓練	23.3.24 ～3.25	南シナ海	【自衛隊】 護衛艦「きりさめ」	艦艇1隻	駆逐艦「ミリアス」、「チャンフーン」

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
米軍との共同訓練	22.6.3	青森県東方の太平洋上 の空域	【自衛隊】 第2航空団、北部航空警戒管制団	F-15×2機	B-1×2機
米軍との共同訓練	22.6.22	那覇南方の太平洋上の 空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×2機	B-1×2機

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
米軍との共同訓練	22.6.29	東シナ海及び日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団、第6航空団、第8航空団、北部航空警戒管制団、中部航空警戒管制団、西部航空警戒管制団	F-15×8機、 F-2×4機	B-1×2機
米軍との共同訓練	22.7.6、 7.11～ 7.12	日本海、太平洋及び東シナ海上の空域	【自衛隊】 第5航空団、第8航空団、第9航空団、西部航空警戒管制団、南西航空警戒管制団	F-15×12機、 F-2×8機	F-22×12機、F-35A×4機、F-15C×13機、E-3×1機、KC-135×1機、P-8×1機
米軍との共同訓練	22.8.4	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×3機	F-15C×2機
米軍との共同訓練	22.8.9	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×4機	F-15C×6機
米軍再編に係る三沢飛行場から小松基地への訓練移転	22.8.29 ～9.2	小松基地、小松沖空域	【自衛隊】 第6航空団	F-15×6機程度	人員90名程度 F-16×6機程度
米軍との共同訓練	22.9.9	青森県西方の日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団、北部航空警戒管制団	F-15×4機	F-16×15機、KC-135×2機、F-35B×4機
米軍との共同訓練	22.9.13、 9.15	那覇南方の太平洋上の空域	【自衛隊】 第9航空団、警戒航空団、第1輸送航空隊、航空救難団、南西航空警戒管制団	F-15×23機、 E-2C×1機、 C-130H×1機、 U-125A×1機、 UH-60J×1機	F-15C×16機、KC-135×2機
日米共同戦術空輸訓練	22.9.25 ～9.30	アメリカ合衆国ハワイ州パールハーバーヒッカム統合基地及びその周辺空域	【自衛隊】 航空支援集団	人員約20名、 C-2×1機	—
米軍との共同訓練	22.9.28	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×4機	F-15C×4機、KC-135×1機、F-35B×3機
米軍との共同訓練	22.10.13	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×2機	F-15C×2機
米軍との共同訓練	22.10.18	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×2機	F-15C×6機
米軍との共同訓練	22.10.26	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×20機	F-15C×8機、KC-135×3機、FA-18×2機、KC-130×1機
米軍との共同訓練	22.10.27	宮古島・多良間島北方の海空域	【自衛隊】 航空救難団	U-125A×1機、 UH-60J×1機	CV-22×1機、MC-130J×1機
米軍との共同訓練	22.10.27	日本海上の空域	【自衛隊】 第2航空団、第7航空団、第8航空団、北部航空警戒管制団、中部航空警戒管制団、西部航空警戒管制団	F-15×4機、 F-2×8機	B-52×2機
米軍再編に係る岩国飛行場から新田原基地への訓練移転	22.11.8 ～11.18	新田原基地、四国沖空域等	【自衛隊】 第5航空団	F-15×8機程度	人員110名程度 FA-18×10機程度
米軍再編に係る三沢飛行場から百里基地への訓練移転	22.11.10 ～11.18	百里基地、百里沖空域等	【自衛隊】 第7航空団	F-2×8機程度	人員130名程度 F-16×12機程度
米軍再編に係る嘉手納飛行場から築城基地への訓練移転	22.11.10 ～11.18	築城基地、四国沖空域等	【自衛隊】 第8航空団	F-2×12機程度	人員190名程度 F-15×12機程度
米軍との共同訓練	22.11.29	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×4機	F-22×2機、KC-135×1機、EA-18G×2機、F-35B×4機
米軍との共同訓練	22.12.14	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×4機	F-15C×1機、KC-135×2機、EA-18G×2機、F-35B×2機
米軍との共同訓練	22.12.20	日本海上の空域	【自衛隊】 第6航空団、第8航空団、中部航空警戒管制団、西部航空警戒管制団	F-15×4機、 F-2×4機	B-52×2機、C-17×1機
米軍との共同訓練	22.12.21	青森県西方の日本海上の空域	【自衛隊】 第3航空団、北部航空警戒管制団	F-35A×3機	F-16×14機、EA-18G×2機
米軍との共同訓練	23.1.10	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×2機	B-1×2機
米軍との共同訓練	23.1.19	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第8航空団、第9航空団、警戒航空団、南西航空警戒管制団	F-2×3機、 F-15×12機、 E-767×1機	F-15×10機、KC-135×1機、E-3×1機、HH-60×2機、P-8×1機
米軍との共同訓練	23.2.28	茨城県東方の太平洋上の空域	【自衛隊】 第7航空団、中部航空警戒管制団	F-2×2機	B-52×2機

訓練名	期間 (年月日)	場 所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (米国)
米軍との共同訓練	23.3.2	日本海上の空域	【自衛隊】 第3航空団、第7航空団、第8航空団、北部航空警戒管制団、中部航空警戒管制団、西部航空警戒管制団	F-35A×4機、 F-2×4機、 F-2×4機	B-1×2機、F-16×4機、KC-135×1機
米軍との共同訓練	23.3.3	日本海上の空域	【自衛隊】 第3航空団、第6航空団、第8航空団、北部航空警戒管制団、中部航空警戒管制団、西部航空警戒管制団	F-35A×4機、 F-15×4機、 F-2×4機	B-1×2機
米軍との共同訓練	23.3.6	日本海上の空域	【自衛隊】 第8航空団、西部航空警戒管制団	F-2×2機	B-52×1機
米軍との共同訓練	23.3.14	沖縄周辺空域	【自衛隊】 第9航空団、南西航空警戒管制団	F-15×4機	F-22×2機、F-16×4機、KC-135×1機
米軍との共同訓練	23.3.30	日本海及び東シナ海上の空域	【自衛隊】 第2航空団、第6航空団、第5航空団、第8航空団、北部航空警戒管制団、中部航空警戒管制団、西部航空警戒管制団 【米軍】 第2爆撃航空団	F-15×12機、 F-2×4機	B-52×2機

(注1) 一部の訓練に豪・加・英軍艦艇、豪・加軍航空機が参加

(注2) 海上自衛隊も参加

(注3) 航空自衛隊も参加

(注4) 陸上自衛隊も参加

(注5) この他、各自衛隊と米軍の部隊の間で平素より小規模な訓練等を実施

(注6) 人員数については公表時のものを基準

資料30 日米共同研究・開発プロジェクト

項 目	概 要	共同研究・開発 実施のための政府 間取極の締結 時期	終了時期
	ダクトドローン・エンジン、先進鋼技術、戦闘車両用セラミック・エンジン、アイセーフ・レーザーレーダー、射出座席、先進ハイブリッド推進技術、浅海域音響技術、弾道ミサイル防衛技術、野戦砲用高安全性発射薬、P-3Cの後継機の搭載電子機器ソフトウェア無線機、先進船体材料・構造技術、艦載型対空レーダー、艦載型戦闘指揮システム、携帯型化学剤自動検知器、航空燃料及びそれらのエンジン排気にさらされる者への影響、航空機器への応用のための画像ジャイロ、ハイブリッド電気駆動、高速多胴船の最適化、化学剤呈色反応識別装置		終了
弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイル	将来の弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの開発	2006年6月	2019年3月 (共同生産・配備段階に移行)
部隊運用におけるジェット燃料及び騒音への曝露の比較	航空機整備員を対象に燃料成分曝露、騒音レベル、聴力測定を行い、作業環境でのジェット燃料の聴覚への影響について調査を実施する研究	2015年11月	継続中
高耐熱性ケース技術	ロケットモーター用の高耐熱性CFRP※モーターケースを設計・製造し、試験を実施する研究(※CFRP: Carbon Fiber Reinforced Plastic 炭素繊維強化プラスチック)	2018年7月	継続中
次世代水陸両用技術	水陸両用車のデジタルモデルを基に、シミュレーションにより実現可能性の検討を実施する研究	2019年5月	継続中
日米間のネットワーク間インターフェース	日米両国のネットワークの間のインターフェースを設計、構築し、試験を実施する研究	2020年9月	継続中
モジュール型ハイブリッド電気駆動車両システム	モジュール型のハイブリッド電気駆動車両システムを設計、製造し、試験評価を行う研究	2020年10月	継続中

資料31 再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳）

（ワシントンDC、平成18年5月1日）

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、現地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討さ

れ、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
 - 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。
- (b) 兵力削減とグアムへの移転
- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
 - 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
 - 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
 - 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。
- (c) 土地の返還及び施設の共同使用
- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
 - 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。

○陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。

- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2 米陸軍司令部能力の改善

- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率のかつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
 - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要な時を除き、地元の使用に供される。
 - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べ

き追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3 横田飛行場及び空域

- 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
 - 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
 - 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
 - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
 - 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
 - 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。
 - 日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
 - この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
 - 両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。
- #### 4 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐
- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
 - 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊

EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5 ミサイル防衛

- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。

- 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(別添概念図省略)

資料32 普天間飛行場代替施設に関する経緯

年 月	経 緯
1996年 4月	橋本総理（当時）・モンデール大使（当時）会談、普天間飛行場の全面返還を表明 SACO中間報告 →今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、飛行場を返還
12月	SACO最終報告 →海上施設を沖縄本島の東海岸沖に建設（撤去可能なもの）
1999年 11月	稲嶺沖縄県知事（当時）、軍民共用を条件に移設候補地を名護市辺野古沿岸域に決定した旨を表明
12月	岸本名護市長（当時）、受入を表明 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定） →「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」における建設
2002年 7月	防衛庁長官と沖縄県知事などとの間で「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を締結 「普天間飛行場代替施設の基本計画」策定 →規模、工法、具体的建設場所などを決定
2003年 11月	ラムズフェルド国防長官（当時）、沖縄訪問
2004年 8月	沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落
2005年 10月	「2+2」共同発表 →新たな案（キャンプ・シュワブ海岸線区域とこれに近接する大浦湾水域を結ぶL字型）で合意
2006年 4月	防衛庁長官と名護市長・宜野座村長との間で「普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書」を締結 →周辺地域上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意（V字案）
5月	・「2+2」共同発表 →「再編の実施のための日米ロードマップ」において最終取りまとめ、V字案を承認 防衛庁長官と沖縄県知事との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を締結 ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（閣議決定） →1999（平成11）年12月閣議決定は廃止
8月	「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」設置
2007年 8月	環境影響評価方法書を沖縄県知事などに送付
2009年 4月	環境影響評価準備書を沖縄県知事などに送付
9月	民主党・社民党・国民新党、三党連立政権合意書を締結 →米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む旨合意
11月	「普天間飛行場の代替施設に関する閣僚レベルのワーキング・グループ」設置 日米首脳会談 →普天間飛行場の移設について、「ワーキング・グループ」を通じて迅速に解決することで一致
12月	基本政策閣僚委員会開催、沖縄基地問題検討委員会設置
2010年 5月	「2+2」共同発表 →普天間飛行場の代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認 「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」閣議決定
8月	普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書
2011年 6月	「2+2」共同発表 →代替の施設の滑走路の形状をV字型に決定するとともに、代替の施設の計画を14（平成26）年より後のできる限り早い時期に完了させるとのコミットメントを確認
2011年12月 ～12年 1月	環境影響評価書を沖縄県知事に送付
2012年 2月	在日米軍再編に関する日米共同報道発表 →海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて公式な議論を開始
4月	「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場を辺野古に移設する現在の計画が、引き続き、唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認 海兵隊のグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことについて、合意
12月	環境影響評価書（補正後の評価書）を沖縄県知事などに送付
2013年 3月	公有水面埋立承認願書を沖縄県知事に提出
4月	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」公表 →移設等により22（平成34）年度又はその後に普天間飛行場を返還可能
10月	「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であるとの認識を再確認
12月	沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立を承認
2014年 7月	代替施設建設事業に着手
2015年 4月	「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
10月	・沖縄県知事が普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面の埋立承認を取消し ・沖縄防衛局長から国土交通大臣に対し、沖縄県知事による公有水面の埋立承認の取消処分に対する審査請求及び執行停止申立て ・国土交通大臣が埋立承認取消処分の執行停止を決定

年 月	経 緯
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・日米防衛相会談 →普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・国土交通大臣が埋立承認取消処分の取消しを求め、代執行訴訟を提起 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策である旨発言
2016年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・国が裁判所の和解案受入れ ・埋立工事の中止 ・国土交通大臣が沖縄県知事に対して公有水面の埋立承認の取消処分の取消しをするよう是正の指示 ・沖縄県知事が、国土交通大臣による是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出
4月	<p>日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であるとの立場は不変であり、「急がば回れ」の考えの下、和解を決断したものである旨説明したうえで、辺野古移設を一日も早く完了することにより、普天間返還を実現したい旨述べるとともに、沖縄の負担軽減について、引き続きともに取り組みでいきたい旨発言。米側から、普天間飛行場の辺野古移設に関する訴訟の和解について、安倍内閣総理大臣の戦略的な判断として理解している、引き続き緊密に協力して取り組んでいきたい旨発言</p>
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・国地方係争処理委員会が審査結果を通知 ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを確認
7月	国土交通大臣が不作為の違法確認訴訟を提起
9月	<p>日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを確認</p>
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・不作為の違法確認訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告を棄却（国勝訴が確定） ・沖縄県知事が公有水面の埋立承認の取消処分を取消し ・普天間飛行場代替施設建設事業を再開 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古移設が唯一の解決策との立場は不変であり、最高裁判決を受け、工事を再開した、今後政府として工事を着実に進めていきたい旨発言
2017年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを再確認 ・日米首脳会談 →普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
4月	公有水面埋立ての本体部分に当たる護岸工事を開始
6月	<p>日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が唯一の解決策であることを再確認</p>
7月	沖縄県が、国に対し、知事の許可を受けることなく、岩礁破碎等行為をしてはならないことを求める訴訟（差止訴訟）を提起
8月	<p>「2+2」共同発表 →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認</p>
11月	<p>日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認</p>
2018年 3月	岩礁破碎等行為の差止訴訟について、那覇地裁が沖縄県の訴えを却下
4月	<p>日米首脳会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認</p>
8月	沖縄県副知事が公有水面の埋立承認を取消し（撤回）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄防衛局長から国土交通大臣に対し、沖縄県副知事による公有水面の埋立承認の撤回処分に対する審査請求及び執行停止申立て ・日米防衛相会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 ・国土交通大臣が埋立承認の撤回処分の執行停止を決定
11月	沖縄県知事が、国土交通大臣の執行停止決定を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・岩礁破碎等行為の差止訴訟について、福岡高裁那覇支部が沖縄県の控訴を棄却 ・キャンプ・シュワブ南側の海域における埋立工事に着手
2019年 1月	<p>岩屋防衛大臣（当時）とシャナハン国防長官代行（当時）との会談 →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認</p>
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・国地方係争処理委員会が、国土交通大臣が行った執行停止に対する沖縄県知事の審査申出を却下 ・沖縄県は普天間飛行場の名護市辺野古への移設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票を実施 →「賛成」が11万4,933票、「反対」が43万4,273票、「どちらでもない」が5万2,682票であった（投票総数60万5,385票、投票率52.48%）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事が、埋立承認の撤回処分の執行停止決定の取消しを求める訴訟を提起 ・岩礁破碎等行為の差止訴訟について、沖縄県が最高裁への上告受理申立てを取下げ（国勝訴が確定）

年 月	経 緯
4月	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣が沖縄防衛局長の審査請求に対し、沖縄県副知事による埋立承認の撤回処分を取り消す判決 「2+2」共同発表 <ul style="list-style-type: none"> →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 埋立承認の撤回処分の執行停止決定の取消訴訟について、沖縄県知事が訴えを取下げ 沖縄県知事が、国土交通大臣の判決を不服として、国地方係争処理委員会に審査申出
6月	<ul style="list-style-type: none"> 岩屋防衛大臣（当時）とシャナハン国防長官代行（当時）との会談 <ul style="list-style-type: none"> →普天間飛行場の辺野古移設を含めた米軍再編計画の着実な進展のため、緊密に協力していくことで一致 国地方係争処理委員会が、国土交通大臣が行った判決に対する沖縄県知事の審査申出を却下
7月	沖縄県知事が、国地方係争処理委員会の却下を不服として、福岡高裁那覇支部に国の関与（判決）の取消訴訟を提起
8月	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県が、国土交通大臣の判決を不服として、判決の取消しを求める訴訟（抗告訴訟）を提起 日米防衛相会談 <ul style="list-style-type: none"> →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
10月	<ul style="list-style-type: none"> 国の関与（判決）の取消訴訟について、福岡高裁那覇支部が沖縄県知事の訴えを却下する判決 国の関与（判決）の取消訴訟について、沖縄県知事が最高裁に上告受理申立て
11月	日米防衛相会談 <ul style="list-style-type: none"> →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
2020年 1月	日米防衛相会談 <ul style="list-style-type: none"> →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
3月	国の関与（判決）の取消訴訟について、最高裁が沖縄県知事の上告を棄却（国勝訴が確定）
4月	地盤改良工事の追加等に伴う埋立の変更承認申請書を沖縄県知事に提出
8月	日米防衛相会談 <ul style="list-style-type: none"> →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
11月	判決の取消訴訟（抗告訴訟）について、那覇地裁が沖縄県の訴えを却下
12月	判決の取消訴訟（抗告訴訟）について、沖縄県が福岡高裁那覇支部に控訴
2021年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 日米防衛相会談 <ul style="list-style-type: none"> →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認 「2+2」共同発表 <ul style="list-style-type: none"> →四閣僚は、普天間飛行場の代替施設を辺野古に建設することが、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認
4月	<ul style="list-style-type: none"> 日米首脳会談 <ul style="list-style-type: none"> →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認 キャンプ・シュワブ南側の海域における海水面から3.1m（一部護岸沿いは4.0m）までの埋立てが完了
8月	キャンプ・シュワブ南側の海域の埋立てについて海水面から4.0mまで到達
11月	沖縄県知事が変更承認申請を不承認
12月	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄防衛局長から国土交通大臣に対し、不承認処分の取消しを求める審査請求を申立て 判決の取消訴訟（抗告訴訟）について、福岡高裁那覇支部が沖縄県の控訴を棄却 判決の取消訴訟について、沖縄県が最高裁に上告受理申立て
2022年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 「2+2」共同発表 <ul style="list-style-type: none"> →四閣僚は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設継続を確認
4月	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣が沖縄防衛局長の審査請求に対し、沖縄県知事による不承認処分を取り消す判決 国土交通大臣が沖縄県知事に対して変更承認申請を承認するよう是正の指示
5月	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県知事が、国土交通大臣の判決を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出 沖縄県知事が、国土交通大臣による是正の指示を不服として、国地方係争処理委員会へ審査申出 日米首脳会談 <ul style="list-style-type: none"> →普天間飛行場の辺野古への移設が、同飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認
7月	国地方係争処理委員会が、国土交通大臣が行った判決に対する沖縄県知事の審査申出を却下
8月	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県知事が、国地方係争処理委員会の却下を不服として、福岡高裁那覇支部に国の関与（判決）の取消訴訟を提起 国地方係争処理委員会が、国土交通大臣の是正の指示は違法ではない旨を決定 沖縄県知事が、国地方係争処理委員会の決定を不服として、福岡高裁那覇支部に国の関与（是正の指示）の取消訴訟を提起
9月	<ul style="list-style-type: none"> 日米防衛相会談 <ul style="list-style-type: none"> →普天間飛行場の辺野古への移設及び馬毛島の施設整備も含め、米軍再編計画を着実に進展させていくことで一致 沖縄県が、国土交通大臣の判決を不服として、判決の取消しを求める訴訟（抗告訴訟）を提起
2023年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 「2+2」共同発表 <ul style="list-style-type: none"> →四閣僚は、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である、辺野古における普天間飛行場代替施設の建設継続を確認
3月	<ul style="list-style-type: none"> 国の関与（判決及び是正の指示）の取消訴訟について、福岡高裁那覇支部が判決言い渡し（判決に係る訴えを却下、是正の指示に係る請求を棄却） 国の関与（判決及び是正の指示）の取消訴訟について、沖縄県知事が最高裁に上告受理申立て

資料33 嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み）

必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区	返還済（2015年3月31日）
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路	返還済（2013年8月31日）
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域	返還済（2019年3月31日）
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の施設技術部地区の一部	返還済（2020年3月31日） ¹
沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域	
キャンプ桑江（キャンプ・レスター）	2025年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のロウワー・プラザ住宅地区	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の喜舎場住宅地区の一部	2024年度またはその後
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー	2024年度またはその後 ^{2, 3}
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の倉庫地区の大半を含む部分	2025年度またはその後
那覇港湾施設	2028年度またはその後
陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム	2022年度またはその後
普天間飛行場	2022年度またはその後
米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するにともない、返還可能となる区域	
キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の追加的な部分	—
牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の残余の部分	2024年度またはその後 ⁴

- (注) 1 白比川沿岸区域も同時期に返還済
 2 この区域にある海兵隊の後方支援部隊の一部は日本国外の場所への移転が予想されている。移転のおおよその返還時期への影響を最小限に抑える取組を行うが、移転の進展に応じて移設手順が変更されることがある。
 3 インダストリアル・コリドー南側部分に隣接する地区も同時期に返還可能
 4 米海兵隊の日本国外の場所への移転に関する計画は、決定されていない。移転の進展に応じて移設手段が変更されることがある。

資料34 米軍オスプレイのわが国への配備の経緯

2011年 6月 6日	米国防省が2012年の後半に普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22オスプレイに換装する旨の発表
2012年6月13日～	環境レビューの結果、MV-22のパンフレットなどを沖縄県および関係自治体などに説明
6月29日～	MV-22オスプレイの沖縄配備に係る接受国通報及び米国防省プレスリリース ・2012年10月に1個飛行隊を配備（7月下旬に岩国陸揚げ） ・2013年夏にさらに1個飛行隊を配備 ・墜落事故の調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるMV-22オスプレイの飛行運用もせず
7月23日	岩国飛行場へ陸揚げ
9月19日	「MV-22オスプレイの沖縄配備について」を公表（政府として安全性を確認） 合同委員会でオスプレイの運用に関する事項について合意
10月 6日	普天間飛行場への移動完了
2013年 1月28日	県民大会実行委員会、沖縄県議会などが総理宛建白書を提出
4月30日	MV-22飛行隊配備にかかる米側からの説明（2013年夏に岩国陸揚げ）を関係自治体に説明
7月30日	2個目飛行隊、岩国飛行場へ陸揚げ
9月25日	普天間飛行場への移動完了
2015年 5月11日	米国防省が2017年後半からCV-22オスプレイを横田飛行場に配備する旨の発表
2016年12月13日	沖縄県名護市沖でMV-22オスプレイ1機が不時着水
2017年 2月 1日	木更津駐屯地におけるMV-22オスプレイの定期機体整備の開始
3月14日	米国防省が横田飛行場に配備予定のCV-22オスプレイの到着を延期する旨の発表を行った情報を関係自治体などに提供
8月 5日	第31海兵機動展開部隊（普天間）所属のMV-22オスプレイが豪州東海岸沖で事故
2018年 4月 3日	在日米軍が、2018年夏頃に、CV-22オスプレイを5機配備すること、今後数年間で段階的に計10機を配備する旨の発表
8月22日	在日米軍から、5機のCV-22オスプレイを2018年10月1日に横田飛行場に配備し、2024年頃までに段階的に計10機のCV-22を横田飛行場へ配備する旨の通報があったことを関係自治体などに提供
10月 1日	5機のCV-22オスプレイが横田飛行場に配備
2021年 7月 6日	6機目のCV-22オスプレイが横田飛行場に到着

資料35 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の概要

1 目的

駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、次に掲げる特別の措置等を講じ、駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的

2 特別の措置等

(1) 負担が増加する市町村に対する再編交付金

- 国は、駐留軍等の再編に当たり、その周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を指定。駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められる場合に、当該防衛施設の周辺市町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付
- 再編交付金は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じて交付

(2) 特に負担の大きい地域に対する公共事業の特例

- 特に負担の大きな市町村を含む地域を再編関連振興特別地域として指定し、道路、港湾等を整備する際の自治体の負担割合の特例を設けること等により、当該地域の振興を図ること
- 関係閣僚からなる「駐留軍等再編関連振興会議」を防衛省に設置し、同会議において、再編関連振興特別地域の指定、同地域の振興計画（再編関連振興特別地域整備計画）の策定等に関して審議すること

(3) 駐留軍等労働者に係る措置

- 駐留軍等労働者の雇用の継続に資するように技能教育訓練等を実施

3 法律の期限

平成39年3月31日まで。ただし、再編交付金の交付については、再編の実施の状況に応じて最長で平成44年3月31日まで

- ※1：本法の有効期限については、制定当初は平成29年3月31日までであったが、平成29年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により10年間延長され、平成39年3月31日までとなった。
- 2：本法による特別の措置等については、制定当初は、上記の2(1)～(3)のほか、駐留軍のアメリカ合衆国（グアム）への移転を促進するため、当該移転に係る家族住宅及びインフラの整備への出融資を実施するための株式会社国際協力銀行の業務の特例が規定されていた。しかしながら、平成24年4月の「2+2」共同発表において、在沖米海兵隊のグアム移転に係る日本側の財政的コミットメントは直接的な資金提供のみとなり、他の形態での財政支援（出融資）は利用しないことが確認されたことを受け、平成29年3月31日に施行された同法の一部を改正する法律により、当該規定は廃止された。

施設名	範囲	面積 (ha)	種別				備考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
[返還済]							
陸軍貯油施設	1. 浦添・宜野湾市間のパイプライン	4			◎		平.2.12.31.返還
キャンプ瑞慶覧	2. 地下通信用マンホール等部分（登川）	0.1		◎			平.3.9.30.返還
	20. 泡瀬ゴルフ場	47			◎		平.22.7.31.返還
北部訓練場	3. 国頭村（伊部岳）地区、東村（高江）地区	480		◎			平.5.3.31.返還
	4. 県道名護国頭線以南の一部	(256)	◎				
キャンプ・シュワブ	5. 国道329号沿いの一部（辺野古）	1	◎				平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6. 全部	0.1				◎	平.5.3.31.返還
那覇冷凍倉庫	7. 全部	建物	◎				平.5.3.31.返還
砂辺倉庫	8. 全部	0.3				◎	平.5.6.30.返還
八重岳通信所	9. 南側（名護市）および北側（本部町）	19	◎				平.6.9.30.返還
恩納通信所	10. 全部	62			◎		平.7.11.30.返還
	11. 東側部分	(26)	◎				
嘉手納飛行場	12. 南側の一部（桃原）	2		◎			平.8.1.31.返還
知花サイト	13. 全部	0.1				◎	平.8.12.31.返還
	14. 金武町内の一部（金武）	3		◎			平.8.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	23 東シナ海側斜面の一部（名護市）	162	◎				平.26.6.30.返還(55ha) 平.29.6.30.返還(107ha)
	(22. 国道58号沿い東側部分（喜納～比謝）、南西隅部分（山中エリア））	74	○				平.11.3.25.返還
嘉手納弾薬庫地区	15. 嘉手納バイパス（国道58号西側）	3	○	◎			平.11.3.25.返還
	22. 旧東恩納弾薬庫部分	98	◎				平.17.3.31.返還(9ha) 平.18.10.31.返還(58ha) 令.4.3.31.返還(31ha)
トリイ通信施設	16. 嘉手納バイパス	4		◎			平.11.3.31.返還
工兵隊事務所	17. 全部	4	◎				平.14.9.30.返還
	(19. 東側部分の南側)	2	○	○			平.6.12.31.返還
	18. 北側部分（伊平）	38		◎			平.15.3.31.返還
キャンプ桑江	(18. 国道58号沿い)	(5)	○				
	21. 東側沿いの土地（中原～宜野湾）	4		◎			平.29.7.31.返還
	17施設、22事案	1,008	8	8	3	3	
[返還合意後、返還未了事案]							
キャンプ桑江	19. 東側部分の北側（桑江）	0.5	◎				平.13.12.21.返還合意
	1施設、1事案	0.5	1	0	0	0	
合計	17施設、23事案	1,009	9	8	3	3	

- (注) 1 面積欄の（ ）内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
 2 種別欄の○印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
 3 範囲欄の番号は、事案（計23事案）の区別のため、便宜的に表示したもの。
 4 種別欄中の「安保協」は、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち90（平成2）年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。

（平成8年12月2日）

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに

報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

－普天間飛行場 付属文書のとおり

－北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。

- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

－安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

－ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

－楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

－読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

－キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

－瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持さ

れる。

－牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

－那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

－住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

－県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

－パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

－公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

－嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

－KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

－嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

－嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

－普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

－事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとする米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

－日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

－米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

－米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバープレートが取り付けられる。

－任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

－請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。

- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。

- ・米政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

－検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

－キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

一日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関する SACO 最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO 最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（東京、平成8年12月2日）

1. はじめに

(a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち（1）ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、（2）キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに（3）海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。

(b) 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。

(c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

(a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは

約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

(b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。

(c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。

(d) 危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。

(e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

(a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。

(b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短い同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。

(c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、棧橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。

(d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、

電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。

- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a) 杭式栈橋方式(浮体工法):海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。

- (b) 箱(ポンツーン)方式:鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水(セミサブ)方式:潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5. 今後の段取り

- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料38 SACO最終報告の主な進捗状況

【土地の返還】

1. 返還済みの施設

施設名 (事案名)	進捗状況
北部訓練場 【過半】	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設等の後、過半を返還することで日米合同委員会合意 平成18年2月、平成11年4月の合意の変更（ヘリコプター着陸帯を7か所から6か所に、造成規模を直径75mから45mに変更）について日米合同委員会合意 平成28年12月、過半の返還（約4,000ha）
安波訓練場 【全面】	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年12月、全面返還（共同使用の解除）
ギンバル訓練場 【全面】	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月、ヘリコプター着陸帯を金武ブルー・ビーチ訓練場へ、その他の施設をキャンプ・ハンセンへ移設後、返還することで日米合同委員会合意 平成23年7月、全面返還（約60ha）
楚辺通信所 【全面】	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月、アンテナ等の通信設備を含む通信システム等のキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 平成18年12月、全面返還（約53ha）
読谷補助飛行場 【全面】	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年10月、楚辺通信所の移設後、返還することで日米合同委員会合意 平成18年12月、全面返還（約191ha）
瀬名波通信施設 【大部分】	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年3月、アンテナ施設等を含む通信システム等のトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 平成18年9月、一部返還（マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約61ha） 平成18年10月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 米軍再編事案として返還されることとされた施設

施設名 (事案名)	進捗状況
普天間飛行場 【全面】 → 【全面】 ※	<p>※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月、市道用地としての一部土地の早期返還について、日米間で合意 <p>【返還済み区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年5月、一部土地の返還（約473m²） 平成9年9月、一部土地の返還（約62m²） 平成29年7月、一部土地の返還（約4ha） 平成30年3月、一部土地の返還（約0.4ha） 令和2年12月、一部土地の返還（約0.1ha）
キャンプ桑江 【大部分】 → 【全面】 ※	<p>※平成18年5月、「再編実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年7月、青少年センターを提供 平成17年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 平成18年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 平成20年2月、海軍病院の附帯施設（ヘリコプター着陸帯等）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成20年12月、海軍病院の附帯施設（ユーティリティ）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成21年5月、海軍病院の関連施設（独身下士官宿舎等）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成21年10月、海軍病院の関連施設（第1水タンク施設）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成22年10月、海軍病院の関連施設（第2水タンク施設）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成23年9月、海軍病院の関連施設（独身将校宿舎、血液保存施設等）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成25年2月、海軍病院本体等13棟を提供 平成25年3月、海軍病院開院 平成25年12月、海軍病院の関連施設（予防医療センター・アルコールリハビリセンター等）の建設の実施について日米合同委員会合意 平成27年12月、海軍病院の関連施設（独身将校宿舎、血液保存施設等）を提供 <p>【返還済み区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年3月、北側部分（約38ha）返還
牧港補給地区 【部分】 → 【全面】 ※	<p>※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月、国道拡幅を目的とした一部土地の返還について、合同委員会合意 平成30年3月、一部土地の返還（約3ha） <p>【返還済み区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年5月、一部土地の返還（約38m²） 平成13年9月、一部土地の返還（約1ha） 平成25年8月、北側進入路の返還（約1ha） 平成30年3月、一部土地の返還（約3ha） 平成31年3月、第5ゲート付近の区域の返還（約2ha） 令和3年5月、一部土地の返還（約0.2ha）
那覇港湾施設 【全面】 → 【全面】 ※	<p>※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、全面返還と記載</p> <p>【返還済み区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年6月、一部土地の返還（約1ha）

施設名（事案名）	進捗状況
住宅統合 キャンプ瑞慶覧 【部分】→ 【部分】※	<p>第一段階 ゴルフレンジ地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年4月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 平成14年7月、高層住宅2棟を提供 平成18年7月、アンダーバスを提供 <p>第二段階 サダ地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年2月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 平成17年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟等を提供 <p>第三段階 北谷東地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 平成20年6月、低層住宅35棟等を提供 <p>第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 平成18年3月、建設工事の実施について日米合同委員会合意（第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区） 平成22年2月、アッパープラザ地区に整備した低層住宅24棟等を提供 令和2年4月、建設工事の実施について日米合同委員会合意（第四段階 普天間地区） <p>※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還と記載</p> <p>「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の下での沖縄住宅統合（OHC）計画を再評価し、沖縄における米軍再編後の家族住宅の所要に基づき、既に建設が合意されている56戸に加えて、家族住宅約910戸（整備区域において撤去される住宅の代替を含む。）を建設と記載
	<p>【返還済み区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成9年3月、一部土地の返還（約371m²） 平成9年5月、一部土地の返還（約598m²） 平成9年6月、一部土地の返還（約353m²） 平成9年12月、一部土地の返還（約0.3ha） 平成10年3月、一部土地の返還（約2ha） 平成12年2月、一部土地の返還（約3ha） 平成18年12月、一部土地の返還（約145m²） 平成27年3月、西普天間住宅地区の返還（約51ha） 令和2年3月、施設技術部地区の一部土地の返還（約11ha）

【訓練及び運用の方法の調整】

事項	進捗状況
県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練	平成9年度、本土の5演習場に移転
パラシュート降下訓練	平成12年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施

【騒音軽減イニシアティブの実施】

1. 実施済みのもの

事項	進捗状況
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年6月、洗機施設の移転・整備について日米合同委員会合意 平成20年9月、洗機施設を提供 平成21年2月、海軍駐機場の移転について日米合同委員会合意 平成22年10月、敷地造成、駐機場・誘導路等の建設の実施について日米合同委員会合意 平成23年4月、駐車場及びユーティリティの建設の実施について日米合同委員会合意 平成25年2月、整備格納庫タイプⅡ等の建設の実施について日米合同委員会合意 平成25年7月、駐機スペース等を提供 平成26年7月、格納庫等の建設の実施について、日米合同委員会合意 平成28年12月、整備格納庫等の提供について、日米合同委員会合意 平成29年1月、移駐完了 令和2年2月、既存施設の一部解体の実施について、日米合同委員会合意 令和3年3月、既存施設の一部について解体完了
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	平成12年7月、提供

2. 米軍再編事案として取り組んでいるもの

事項	進捗状況
KC-130航空機の移駐※	※平成18年5月、「再編の実施のための日米ロードマップ」において、KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開と記載

資料39 沖縄の基地負担軽減に関する協議体制

名称（設置年）	構成員	目的
沖縄政策協議会 (1996)	内閣総理大臣を除く全閣僚と沖縄県知事	沖縄県に所在する米軍の施設・区域にかかる諸問題や沖縄に関連する基本施策に関し協議
沖縄政策協議会小委員会 (2013)	内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事	基地負担の軽減及び沖縄振興策に関する諸課題への対応
普天間飛行場負担軽減推進会議 (2014)	内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄県知事及び宜野湾市長	普天間飛行場の負担軽減等について協議
沖縄基地負担軽減推進委員会 (2014)	防衛副大臣、防衛大臣政務官、事務次官、防衛審議官、大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、地方協力局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長	沖縄における米軍施設・区域の早期返還及び負担軽減の推進に関する基本的な方針を検討し、当該方針に基づく施策を円滑かつ効果的に促進
政府・沖縄県協議会 (2016)	内閣官房長官、沖縄担当大臣、外務大臣、防衛大臣、官房副長官（事務）、沖縄県知事及び同県副知事	沖縄県の基地負担軽減、振興策について協議

	安保・防衛協力文書	地位協定・円滑化協定	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定 (ACSA)	情報保護協定
 米国	日米安全保障条約 1951年 9月 署名 1952年 4月 発効 1960年 1月 署名 1960年 6月 発効 日米防衛協力のための指針 (ガイドライン) 1978年 11月 策定 1997年 9月 策定 2015年 4月 策定 1996年 4月 日米安全保障共同宣言	日米地位協定 1960年 1月 署名 1960年 6月 発効 2015年 9月 環境補足協定署名・発効 2017年 1月 軍属補足協定署名・発効	日米相互防衛援助協定 1954年 3月 署名 1954年 5月 発効 対米武器技術供与取極 1983年 11月 締結 (交換公文) 対米武器・武器技術供与取極 2006年 6月 締結 (交換公文)	1996年 4月 署名 1996年 10月 発効 1998年 4月 署名 1999年 9月 改正署名 2004年 2月 署名 2004年 7月 改正署名 2016年 9月 署名 2017年 4月 発効	2007年 8月 署名・発効
 オーストラリア	2003年 9月 覚書署名 2007年 3月 日豪安全保障共同宣言 2008年 12月 改定 2022年 10月 新たな日豪安全保障共同宣言	2022年 1月 日豪円滑化協定署名	2014年 7月 署名 2014年 12月 発効	2010年 5月 署名 2013年 1月 発効 2017年 1月 署名 2017年 9月 発効	2012年 5月 署名 2013年 3月 発効
 インド	2008年 10月 日印安全保障共同宣言 2014年 9月 覚書署名		2015年 12月 署名 2016年 3月 発効	2020年 9月 署名 2021年 7月 発効	2015年 12月 署名・発効
 インドネシア	2015年 3月 覚書署名		2021年 3月 署名・発効	—	—
 ベトナム	2011年 10月 覚書署名 (防衛協力・交流) 2015年 9月 覚書署名 (PKO分野) 2018年 4月 日越共同ビジョン署名 2019年 5月 覚書署名 (防衛産業間協力) 2021年 11月 覚書署名 (サイバー分野) 2021年 11月 覚書署名 (衛生分野)		2021年 9月 署名・発効	—	—
 フィリピン	2012年 7月 意図表明文書署名 2015年 1月 覚書署名		2016年 2月 署名 2016年 4月 発効	—	—
 タイ	2019年 11月 覚書署名		2022年 5月 署名・発効	—	—
 ラオス	2019年 10月 覚書署名		—	—	—
 マレーシア	2018年 9月 覚書署名		2018年 4月 署名・発効	—	—
 韓国	2009年 4月 意図表明文書署名		—	2011年 1月 日韓防衛相会談で、意見交換を進めることで一致	2016年 11月 署名・発効
 英国	2004年 1月 覚書署名 2012年 6月 改定 2017年 8月 日英安全保障共同宣言	2023年 1月 日英円滑化協定署名	2013年 7月 署名・発効	2017年 1月 署名 2017年 8月 発効	2013年 7月 署名 2014年 1月 発効 2014年 10月 改正議定書署名 2015年 4月 改正議定書発効
 フランス	2014年 7月 意図表明文書署名		2015年 3月 署名 2016年 12月 発効	2018年 7月 署名 2019年 6月 発効	2011年 10月 署名・発効
 カナダ	2010年 11月 日加安全保障共同宣言		—	2018年 4月 署名 2019年 7月 発効	2022年 10月、日加外相会談で、情報保護協定の正式交渉を開始することで一致
 ニュージーランド	2013年 8月 覚書署名		—	2014年 7月 日NZ首脳会談で、検討することで一致	2022年 4月、日NZ首脳会談で、情報保護協定の正式交渉を開始することで一致
 NATO	2014年 5月 日・NATO 国別パートナーシップ協力計画 (IPCP) 発表		—	—	2010年 6月 署名・発効
 ドイツ	—		2017年 7月 署名・発効	2023年 3月 日独 2+2 で、自衛隊とドイツ軍の共同活動を促進するための法的枠組みの整備を目指すことで一致	2021年 3月 署名・発効
 イタリア	2012年 6月 意図表明文書署名 2017年 5月 覚書署名		2017年 5月 署名 2019年 4月 発効	—	2016年 3月 署名 2016年 6月 発効
 スウェーデン	2013年 12月 覚書署名		2022年 12月 署名・発効	—	—
 ロシア	1999年 8月 覚書署名 2006年 1月 改定		—	—	—

	安保・防衛協力文書	地位協定・円滑化協定	防衛装備品・技術移転協定等	物品役務相互提供協定 (ACSA)	情報保護協定
 ウクライナ	2018年10月 覚書署名				2023年3月、日ウクライナ首脳会談で、情報保護協定の締結に向けた調整を開始することで合意
 UAE	2018年 5月 覚書署名		—	—	—
 ブラジル	2020年12月 覚書署名		—	—	—

※シンガポール、モンゴル、バーレーン、カンボジア、スペイン、カタール、ジョージア、サウジアラビア、ヨルダン、コロンビア、オランダ、カザフスタン、チェコ、フィンランド、ウクライナ、オマーン、イスラエル、パキスタン、スリランカ、ポーランド、ブルネイとも覚書に署名、トルコとも意図表明文書に署名

資料41 留学生受入実績（2022年度の新規受入人数）

（単位：人）

機関名	国名																		
	米国	オーストラリア	インド	インドネシア	ベトナム	シンガポール	フィリピン	タイ	カンボジア	ミャンマー	ラオス	マレーシア	東ティモール	韓国	モンゴル	フランス	ドイツ	パキスタン	小計
防衛研究所	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	7
防衛大学校	8	—	—	4	11	—	2	4	2	3	1	1	1	2	2	6	—	—	47
陸自 （教育訓練研究本部など）	2	—	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	2	—	—	3	12
海自 （幹部学校など）	—	2	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	6
空自 （幹部学校など）	1	1	1	1	1	—	12	1	—	1	—	—	—	2	—	—	—	2	23
統合幕僚学校	—	2	1	—	—	2	—	—	—	—	—	1	—	2	—	—	—	1	9
合計	13	7	5	6	12	2	14	7	2	4	1	2	1	11	4	6	1	6	104

	19.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合））
	19.9	豪空軍本部長訪日
	19.10	日豪防衛相電話会談
	19.10	日豪防衛相電話会談
	19.11	日豪防衛相会談（東京）
	19.11	☆防衛協力の進展に係る2019年日豪防衛相共同声明
	19.11	豪国防軍司令官訪日
	19.12	日豪防衛相電話会談
	20.4	統幕長と豪国防軍司令官との電話会談
	20.5	日豪防衛相電話会談
	20.5	空幕長と豪空軍本部長との電話会談
	20.7	陸幕長と豪陸軍本部長との電話会談
	20.8	海幕長と豪海軍本部長とのテレビ会談
	20.8	空幕長と豪空軍本部長との電話会談
	20.10	日豪防衛相電話会談
	20.10	日豪防衛相会談（東京）
	20.10	☆防衛協力の進展に係る2020年日豪防衛相共同声明
	20.10	空幕長と豪空軍本部長とのテレビ会談
	20.12	陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談
	21.4	陸幕長と豪陸軍本部長の電話会談
	21.5	日豪防衛相電話会談
	21.6	第9回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）（VTC）
	21.6	空幕長と豪空軍本部長とのテレビ会談
	21.11	豪陸軍本部長訪日
	22.1	☆日豪円滑化協定署名
	22.1	統幕長と豪国防軍司令官との電話会談
	22.2	日豪防衛相電話会談
ハイレベル交流など	22.2	統幕長と豪国防軍司令官との電話会談
	22.2	海幕長と豪海軍本部長との懇談（ハワイ）
	22.4	統幕長と豪国防軍司令官との会談（ニューデリー（ライシナ対話））
	22.4	空幕長と豪空軍本部長との会談（アメリカ）
	22.4	豪海軍本部長訪日
	22.5	海幕長と豪海軍本部長との懇談（IP22）
	22.5	統幕長と豪国防軍司令官との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））
	22.6	日豪防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.6	統幕長と豪国防軍司令官との会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.6	日豪防衛相会談（東京）
	22.6	空幕長と豪空軍本部長との会談（VTC）
	22.7	統幕長と豪国防軍司令官、豪統合作戦司令官との会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））
	22.7	陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談
	22.7	空幕長と豪空軍本部長との会談（イギリス）
	22.8	日豪防衛相電話会談
	22.8	海幕長と豪海軍本部長とのテレビ会談
	22.9	空幕長と豪空軍本部長との会談（オーストラリア）
	22.10	空幕長と豪空軍本部長との会談（日本）
	22.11	海幕長と豪海軍本部長との懇談（WPNS）
	22.11	海幕長と豪海軍本部長との会談（マラバールKLE）
	22.12	統幕長と豪統合作戦司令官との会談（日本）
	22.12	統幕長と豪国防軍司令官との会談（日本）
	22.12	第10回日豪外務・防衛閣僚協議、日豪防衛相会談（東京）
	23.2	空幕長と豪空軍本部長との会談（オーストラリア）
	23.2	陸幕長と豪陸軍本部長とのテレビ会談
	23.3	統幕長と豪国防軍司令官との会談（ニューデリー（ライシナ対話））
	23.3	日豪次官級協議（キャンベラ）
	23.3	統幕長と豪国防軍司令官との会談（日本）
	23.3	海幕長 公式訪問
防衛当局者間の定期協議	19.5	日豪防衛当局間協議（東京）
	21.4	日豪防衛当局間協議（VTC）
	22.7	日豪防衛当局間協議（キャンベラ）

部隊間の交流など	19.9-10	豪空軍機 (KC-30A) の小牧基地訪問及び空中給油・輸送機部隊間交流 (姉妹飛行隊間交流)
	19.11	豪統合作戦本部長の航空総隊司令部訪問
	20.1	空自 C-130 の豪州派遣 (国際緊急援助活動)
	22.3	豪空軍 P-8A の訪日に伴う部隊間交流
	22.8	陸上総隊司令部の豪州訪問に伴う部隊間交流
	22.9	豪空軍演習 (ピッチブラック22) 空自 F-2×6機、豪空軍 F-35×10、E/A-18G×10、KC-30×1
	23.1	豪軍空挺学校長の第1空挺団降下訓練始め参加
日米豪 3か国の協力	23.3	日米豪 ISR 共同訓練 空自 RC-2、海自 EP-3、OP-3C、米 RC-135、豪 P-8A
	19.5	日米豪安全保障・協力会合 (SDCF)
	19.6	日米豪防衛相会談 (シンガポール (第18回シャングリラ会合))
	19.8	第6回日米豪シニア・レベル・セミナー (ハワイ) (統幕長)
	19.8	第7回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー (ハワイ) (陸幕長)
	20.7	日米豪防衛相テレビ会談
	20.9	第8回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー (VTC) (陸幕長)
	21.7	第9回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー (VTC) (陸幕長)
	22.2	日米豪海軍種3国間懇談 (ハワイ) (海幕長)
	22.6	日米豪防衛相会談 (シンガポール (第19回シャングリラ会合))
	22.8	第10回日米豪シニア・リーダーズ・セミナー (アデレード) (陸幕長)
22.10	日米豪防衛相会談 (ハワイ)	
23.3	統幕長と米インド太平洋軍司令官及び豪国防軍司令官との会談 (ニューデリー (ライシナ対話))	

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オーストラリア)
日豪実動訓練	22.8	豪州	特殊作戦群	—	特殊作戦コマンド

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オーストラリア)
日豪共同巡航訓練	19.5.20 ～5.22	本州南方からグアム島周辺に至る海域	護衛艦「ありあけ」、「あさひ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「メルボルン」、「バラマタ」
日豪共同訓練 (日豪トライデント)	19.9.17 ～9.29 19.10.15 ～10.23	関東南方から沖縄周辺を経て九州西方へ至る海空域	護衛艦「はるさめ」、「てるづき」、「あさひ」、「あたご」、補給艦「ましゅう」、潜水艦、哨戒機	艦艇 約6隻 航空機	艦艇及び潜水艦
日豪共同訓練	20.9.13 ～9.17	南シナ海	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇 2隻	駆逐艦「ホバート」、補給艦「シリウス」
日豪共同訓練	20.11.12	九州西方海空域	護衛艦「しまかぜ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「アラント」
日豪共同訓練	21.3.29 ～3.31	南シナ海	護衛艦「あけぼの」	艦艇 1隻	フリゲート艦「アンザック」
日豪共同訓練	21.6.2	関東南方	護衛艦「むらさめ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「バララット」
日豪共同訓練	21.9.18	オーストラリア北方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	哨戒艦「マイトランド」
日豪共同訓練 (日豪トライデント)	21.11.10 ～11.12	四国南方	護衛艦「いなづま」	艦艇 1隻	フリゲート艦「ワラマンガ」
日豪共同訓練	22.3.5	ベンガル湾	護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	フリゲート艦「アラント」

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オーストラリア)
日豪共同訓練 (武士道ガーディアン19)	19.9.11 ～10.8	千歳基地、三沢基地及び同周辺空域	航空総隊	F-15×10機 F-2×3機	F/A-18A/B戦闘機7機 KC-30空中給油機×1機 C-17輸送機×1機 C-130J輸送機×1機 人員 約150名
日豪共同訓練	22.3.28 ～3.30	関東東方の太平洋上の空域	航空戦術教導団	RC-2×1機	P-8A×1機

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。

(注) VTC (Video teleconference) とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

【インド】

ハイレベル交流など	19.9	日印防衛相会談 (東京)
	19.10	日印防衛相電話会談
	19.10	陸幕長インド訪問
	19.11	日印防衛相会談 (バンコク (第6回 ADMM プラス))
	19.11	日印防衛相会談、第1回日印外務・防衛閣僚会合 (「2+2」) (デリー)
	19.12	インド陸軍参謀長訪日
	20.1	日印防衛相電話会談
	20.1	統幕長インド訪問 (ライシナ・ダイアローグ)
	20.2	海幕長インド訪問
	20.4	空幕長とインド空軍参謀長との電話会談
	20.5	日印防衛相電話会談
	20.8	空幕長とインド空軍参謀長との電話会談
	20.9	海幕長とインド海軍参謀長とのテレビ会談
	20.9	☆日印物品役務相互提供協定 (日印 ACSA) 署名、発効 (21.7)
	20.9	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話懇談
	20.9	空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談
	20.11	統幕長とインド国防参謀長との電話会談
	20.12	空幕長インド訪問
	20.12	日印防衛相電話会談
	21.2	インド空軍主催空軍参謀長等会議 (エアロ・インドア) (VTC)
	21.3	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談
	21.4	統幕長ライシナ・ダイアローグ参加 (VTC)
	21.6	空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談
	21.6	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談
	21.9	海幕長とインド海軍参謀長との会談 ((ニューポート・米国) 国際シーパワーシンポジウム)
	21.10	空幕長とインド空軍参謀長とのテレビ会談
	22.2	海幕長インド訪問
	22.3	陸幕長とインド陸軍参謀長との電話会談
	22.4	統幕長とインド統合参謀本部兼参謀長委員会参謀長との会談 (ニューデリー (ライシナ対話))
	22.5	海幕長とインド海軍後部コマンド司令官との会談 ((シドニー・豪州) IP22)
22.5	空幕長とインド空軍参謀長との会談 (東京)	
22.6	陸幕長とインド陸軍参謀長とのテレビ会談	
22.7	統幕長とインド統合参謀本部兼参謀長委員会参謀長との会談 (シドニー (インド太平洋参謀長会議))	
22.7	海幕長とインド海軍参謀長とのテレビ会談	
22.9	日印防衛相会談、第2回日印外務・防衛閣僚会合 (「2+2」) (東京)	
22.9	空幕長とインド空軍参謀長との会談 (ワシントンD.C. (米主催国際空軍参謀長等会同))	
22.11	海幕長とインド海軍参謀長との会談 (WPNS)	
22.11	海幕長とインド海軍参謀長との会談 (マラバルKLE)	
23.3	陸幕長とインド陸軍参謀長とのテレビ会談	
23.3	統幕長訪印、インド国防参謀長と会談 (ニューデリー (ライシナ対話))	
部隊間の交流など	19.4	戦闘機操縦者交流 (空)
	19.6	戦闘機操縦者交流 (空)
	19.9	インド空軍と防空関連部隊などとの交流 (空)
	20.10	塩害対処に係る日印ヘリ部隊間交流 (VTC) (空)
	23.3	回転翼操縦者交流 (空)
	23.3	情報担当者交流 (空)

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (インド)
インドにおけるインド陸軍との実動訓練 (ダルマ・ガーディアン19)	19.10.15 ～11.5	インド ミゾラム州 対内乱・ジャングル戦学校及びその周辺	第1師団第34普通科連隊第5中隊	人員 約30名	人員 約30名
インドにおけるインド陸軍との実動訓練 (ダルマ・ガーディアン21)	22.2.27 ～3.10	インド カルナータカ州 ベルガウムコマンドトレーニングセンター及びその周辺	第12旅団第30普通科連隊	人員 約40名	人員 約40名
インドにおけるインド陸軍との実動訓練 (ダルマ・ガーディアン22)	23.2.17 ～3.2	饗庭野演習場等	第3師団第36普通科連隊	—	第5歩兵大隊

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (インド)
インド海軍との 共同訓練	19.4.24	インド ゴア沖海空域	第5航空隊	P-3C × 1機	潜水艦 1隻 P-8I × 1機
インド海軍との 共同訓練	19.4.28	インド ヴィシャカパトナム港 及び同周辺海域	派遣海賊対処行動第32次水上 部隊 第4護衛隊護衛艦「さみ だれ」	艦艇 1隻	駆逐艦「ラージプート」
日印共同訓練	19.5.23 ～5.24	スマトラ島北方海空域（アン ダマン海）	護衛艦「いずも」、「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「サヒャドリ」
インド海軍との 共同訓練	19.12.23	インド ムンバイ港及び同周 辺海空域	派遣海賊対処行動第34次水上 部隊 護衛艦「さざなみ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「タルカ シュ」、潜水艦
日印親善訓練	20.6.27	インド洋	練習艦「かしま」、「しまゆき」	艦艇 2隻	駆逐艦「ラーナ」、コル ベット艦「クリッシュ」
日印共同訓練 (JIMEX2020)	20.9.26 ～9.28	インド西方海空域	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇 2隻	駆逐艦「チェンナイ」、フ リゲート艦「タルカシュ」、 補給艦「ディバック」、航 空機
日印共同訓練	21.6.13	インド洋	練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	コルベット艦「クリシュ」
日印共同訓練	21.6.29	東シナ海	補給艦「はまな」	艦艇 1隻	コルベット艦「キルタン」
日印共同訓練 (JIMEX2021)	21.10.6 ～10.8	インド西方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	駆逐艦「コチ」 フリゲート艦「テグ」 MIG-29K P-8I等
日印共同訓練	22.1.13	ベンガル湾	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひ らど」	艦艇 2隻	フリゲート艦「シヴァリ ク」 コルベット艦「カドマッ ト」
日印共同訓練	22.5.23	アラビア海	練習艦「かしま」、「しまかぜ」	艦艇2隻	補給艦「アディチャ」
日印共同訓練	22.7.23	インド洋	護衛艦「さみだれ」	艦艇1隻	哨戒艦「スカーニャ」
日印共同訓練 (JIMEX2022)	22.9.11 ～9.17	アンダマン海からベンガル湾	護衛艦「いずも」、「たかなみ」	艦艇2隻	駆逐艦「ランヴィジェイ」、 フリゲート艦「サヒャド リ」、コルベット艦「カド マット」、「カヴァラッ ティ」、哨戒艦「スカー ニャ」、補給艦「ジョティ」、 潜水艦、P-8I、MIG-29K、 DORNIER-228等
日印共同訓練	22.10.29、 10.30	沖縄東方	護衛艦「はまな」	艦艇1隻	フリゲート艦「シヴァリ ク」、対潜コルベット艦 「カモルタ」

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (インド)
日印共同訓練 (シンユウ・ マイトゥリ19)	19.10.15 ～10.25	インド西ベンガル州アルジャ ン・シン空軍基地	第1輸送航空隊など	C-130H × 1 機 人員 約20名	C-130J など
印空軍との戦闘機共 同訓練 (ヴィーア・ ガーディアン23)	23.1.16 ～1.26	百里基地及び同周辺空域並び に人間基地	第7航空団、航空戦術教導団、 中部航空警戒管制団	F-2 × 4機、 F-15 × 4機	人員約150名 Su-30MK1 × 4機 C-17輸送機 × 2機 (展開・ 撤収時の輸送のみ) IL-78空中給油機 × 1機 (展 開・撤収時の支援のみ)
印空軍との輸送機共 同訓練 (シンユウ・ マイトゥリ23)	23.3.1、 3.2	小松基地及び同周辺空域	航空支援集団第3輸送航空隊	C-2 × 1機、 人員約10名	C-17 × 1機、人員約10名

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウン
ターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。

(注) VTC (Video teleconference) とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

【英国】

ハイレベル交流など	19.7	空幕長訪英
	19.9	英国防事務次官訪日
	19.11	日英防衛相電話会談
	20.1	空幕長訪英
	20.4	日英防衛相電話会談
	20.5	空幕長と英空軍参謀長との電話会談
	20.7	統幕長と英国防参謀長とのテレビ会談
	20.9	海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長とのテレビ会談
	21.1	日英防衛相テレビ会談
	21.2	第4回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（VTC）
	21.3	海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長とのテレビ会談
	21.3	日英防衛相電話会談
	21.6	防衛審議官と英国防次官とのテレビ会談
	21.7	英国防大臣訪日
	21.7	英第1海軍卿訪日
	21.7	英空軍参謀長訪日
	21.7	陸幕長と英陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.7	海幕長と英第2海軍卿との会談（シンガポール）
	21.7	統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会談
	21.8	空幕長と英空軍参謀長との会談（（コロラドスプリングス・米国）宇宙シンポジウム）
	21.9	英国防閣外大臣訪日
	21.10	統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会談
	21.10	統幕長と英国防参謀長とのテレビ会談
	22.1	陸幕長と英陸軍参謀長とのテレビ会談
	22.4	統幕長と英国防参謀総長との会談（ニューデリー（ライシナ対話））
	22.4	空幕長と英国防省宇宙局長との会談（東京）
	22.5	統幕長と英国防参謀総長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））
	22.5	海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長との会談（（シドニー・豪州）IP22）
22.7	陸幕長訪英	
22.7	空幕長訪英	
22.7	統幕長と英国防参謀総長との会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））	
22.10	日英防衛相会談（VTC）	
22.11	海幕長と英第1海軍卿兼海軍参謀長との会談（WPNS）	
23.2	防衛審議官と英国防次官との会談（ロンドン）	
23.3	日英防衛相会談（東京）	
23.3	空幕長と英空軍参謀長との会談	
23.3	統幕長と英国防参謀総長とのテレビ会議	
23.3	空幕長と英宇宙コマンド司令官との会談（DSEI）	
防衛当局者間の定期協議	20.9	第18回日英外務・防衛当局間協議（VTC）
	20.10	第14回日英防衛当局間協議（VTC）
部隊間の交流など	19.12	日英部隊間交流（コニングスビー）（空）
	23.2	日英部隊間交流（コニングスビー）（空）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (英国)
英海軍との 海賊対処共同訓練	20.8.29	アラビア海北部西方海域	護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「アーガイル」
英空母打撃群との 共同訓練	21.11.11	アデン湾	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	空母「クイーンエリザベス」、駆逐艦「ダイヤモンド」、「ディフェンダー」、補給艦「フォートビクトリア」、「タイドスプリング」

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (英国)
英国における 英陸軍との実動訓練 (ヴィジラント・アイルズ19)	19.9.29 ～10.24	英国ゲアロックヘッド・トレーニング・キャンプ、ストローン・キャンプ及びユー湖周辺	【自衛隊】 富士学校など 【英軍】 第1情報・監視・偵察旅団名誉砲兵隊	人員 約20名	人員 約30名
英陸軍との実動訓練 (ヴィジラント・アイルズ22)	22.11.22 ～11.30	相馬原演習場、白河布引山演習場、三沢対地射撃場及び陸上自衛隊富士学校	第1空挺団	—	第1王立騎馬砲兵連隊

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (英国)
日英共同訓練	19.10.18	関東南方海空域	護衛艦「てるづき」	艦艇 1隻	測量艦「エンタープライズ」
日英共同訓練	21.9.14 ~9.15	日本周辺	潜水艦	艦艇 1隻	潜水艦
日英共同訓練	22.6.20	大西洋（イギリス海峡）	練習艦「かしま」・「しまかぜ」	艦艇 2隻	哨戒艦「マージ」、海洋観測測量艦「エンタープライズ」
日英共同訓練	22.6.26	大西洋（イギリス海峡）	練習艦「かしま」・「しまかぜ」	艦艇 2隻	哨戒艦「セヴァーン」

【フランス】

ハイレベル交流など	19.4	フランス陸軍参謀総長訪日
	19.11	日仏防衛相会談（マナーマ（第15回マナーマ対話））
	20.1	空幕長フランス訪問
	20.2	日仏防衛相会談（ミュンヘン（第56回ミュンヘン安全保障会議））
	20.4	日仏防衛相電話会談
	20.6	空幕長とフランス空軍参謀長との電話会談
	20.7	統幕長とフランス軍統合参謀総長とのテレビ会談
	20.10	海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談
	20.11	フランス海軍参謀長訪日
	20.12	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.1	日仏防衛相テレビ会談
	21.5	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.5	海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談
	21.5	空幕長とフランス航空・宇宙軍参謀長とのテレビ会談
	21.7	海幕長とフランス海軍参謀長との会談（シンガポール）
	21.8	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	21.10	統幕長とフランス軍統合参謀総長とのテレビ会談
	21.11	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長との会談（ドバイ）
	22.1	第6回日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）（VTC）
	22.2	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談
	22.4	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長及びフランス宇宙コマンド司令官との会談（米主催宇宙シンポジウム）
	22.5	統幕長フランス訪問
	22.9	空幕長とフランス航空宇宙軍参謀長との会談（米主催国際空軍参謀長等会合）
22.9	海幕長とフランス海軍参謀長とのテレビ会談	
22.11	海幕長とフランス海軍参謀長との会談（WPNS）	
23.1	陸幕長とフランス陸軍参謀長とのテレビ会談	
23.1	防衛事務次官訪仏	
防衛当局者間の定期協議	20.7	第22回日フランス外務・防衛当局間協議（VTC）
	21.10	第23回日フランス外務・防衛当局間協議（東京）
	21.10	第19回日フランス防衛当局間協議（東京）
	22.11	第20回日フランス防衛当局間協議（パリ）
部隊間の交流など	19.6	海自P-1のフランス派遣（パリ国際航空宇宙ショーへの参加）
	19.6	空自C-2のフランス派遣（国外運航訓練及び部隊間交流の実施、パリ国際航空宇宙ショーへの参加）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フランス)
フランス空軍との海賊対処共同訓練	20.1.27	アデン湾	護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	航空機「PUMA」
フランス海軍との海賊対処共同訓練	20.2.21	アデン湾	護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「FORBIN」
フランス海軍との海賊対処共同訓練	20.3.18	アデン湾	護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	強襲揚陸艦「MISTRAL」
仏空母打撃群との共同訓練	23.1.28 ~2.1	アデン湾 西部及びアラビア海北部	護衛艦「すずづき」	艦艇 1隻	航空母艦「シャルル・ドゴール」、駆逐艦「フォルバン」、「プロヴァンス」、補給艦「マルヌ」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フランス)
フランス海軍との 共同訓練	19.4.14	九州西方海空域	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「ヴァンデミ エール」
日仏共同訓練	21.5.4	沖縄周辺	補給艦「ましゅう」	艦艇 1隻	フリゲート艦「シュルクー フ」
日仏共同訓練 (オグリ・ヴェルニー)	21.9.17	ニューカレドニア周辺	護衛艦「しらぬい」	艦艇 1隻	哨戒機
日仏共同訓練 (オグリ・ヴェルニー)	22.3.17	東シナ海	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「ヴァンデミ エール」
日仏共同訓練 (オグリ・ヴェルニー 22-2)	22.5.25	アラビア海	練習艦「かしま」・「しまかぜ」	艦艇 2隻	多用途支援艦「ロワール」
日仏共同訓練 (オグリ・ヴェルニー 22-3)	22.6.14	地中海 (トゥーロン沖)	練習艦「かしま」・「しまかぜ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「オーヴェル ニュ」
日仏共同訓練 (オグリ・ヴェルニー 22-4)	22.6.27	ハワイ周辺	護衛艦「いずも」・「たかなみ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「プレリア ル」
日仏共同訓練 (オグリ・ヴェルニー 22-5)	22.8.25、 8.26	ニューカレドニア周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	哨戒艦「ドントルキャス トール」、哨戒機「FALCON200」 等

【ドイツ】

ハイレベル交流など	19.10	ドイツ政務次官訪日
	19.11	日独防衛相電話会談
	20.2	日独防衛相会談 (ミュンヘン (第56回ミュンヘン安全保障会議))
	20.4	日独防衛相電話会談
	20.10	陸幕長とドイツ陸軍総監との電話会談
	20.11	日独防衛相テレビ会談
	20.11	海幕長とドイツ海軍総監とのテレビ会談
	20.12	日独防衛相フォーラム (VTC)
	21.2	防衛審議官とドイツ国防次官とのテレビ会談
	21.3	☆日独情報保護協定署名・発効
	21.4	第1回日独外務・防衛閣僚会合 (「2+2」) (VTC)
	21.6	日独防衛相テレビ会談
	21.11	ドイツ連邦軍総監訪日
	21.11	ドイツ海軍総監訪日
	21.11	空幕長とドイツ空軍総監との会談 (ドバイ)
	21.11	陸幕長とドイツ陸軍総監とのテレビ会談
	22.1	陸幕長とドイツ陸軍総監とのテレビ会談
	22.3	防衛審議官とドイツ国防次官とのテレビ会談
	22.5	統幕長とドイツ連邦軍総監との会談 (ブリュッセル (NATO 参謀長会議))
	22.5	第2回日独次官級戦略対話 (東京)
	22.6	空幕長とドイツ空軍総監とのテレビ会談
	22.6	海幕長とドイツ海軍総監とのテレビ会談
	22.7	陸幕長訪独
22.9	空幕長とドイツ空軍総監との会談	
22.11	第2回日独外務・防衛閣僚会合 (「2+2」) (ハイブリッド)	
23.2	第3回日独次官級戦略対話 (ミュンヘン (第59回ミュンヘン安全保障会議))	
23.3	統幕長ドイツ訪問	
23.3	空幕長とドイツ空軍総監との会談	
23.3	日独防衛相会談 (東京 (日独政府間協議))	
防衛当局者間の定期協議	19.11	第17回日独政務局長級外務・防衛当局間協議、第14回日独防衛当局間協議 (ベルリン)
	21.6	第18回日独政務局長級外務・防衛当局間協議 (東京)、第15回日独防衛当局間協議 (東京)
	21.9	第16回日独防衛当局間協議 (VTC)

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ドイツ)
ドイツ海軍との 共同訓練	21.8.29	アデン湾	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	フリゲート艦「バイエル ン」
ドイツ海軍との 共同訓練	22.1.29	アデン湾	護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	フリゲート艦「バイエル ン」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ドイツ)
日独共同訓練	21.9.24	インド洋東方	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「バイエルン」
日独共同訓練	21.11.4 ～11.5	関東南方	護衛艦「さみだれ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「バイエルン」
日独共同訓練	21.12.13	沖縄南方	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	フリゲート艦「バイエルン」
日独共同訓練	22.1.29	アデン湾	護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	フリゲート艦「バイエルン」

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ドイツ)
ドイツ空軍との 共同訓練	22.9.28	展開経路上の空域	第7航空団	F-2×3機	ユーロファイター2000×3機

【オランダ】

ハイレベル交流など	21.9	海幕長とオランダ海軍司令官との会談 ((ニューポート・米国) 国際シーパワーシンポジウム)
	21.10	統幕長とオランダ参謀総長とのテレビ会談
	21.11	空幕長とオランダ空軍司令官との会談 (ドバイ)
	22.5	統幕長オランダ参謀総長との会談 (ブリュッセル (NATO参謀長会議))
	22.6	統幕長オランダ参謀総長との会談 (シンガポール (第19回シャングリラ会合))
	22.7	空幕長とオランダ空軍司令官との会談 (英ロイヤル・インターナショナル・エア・タトゥー)
	22.10	空幕長とオランダ空軍司令官との会談
	22.10	海幕長とオランダ海軍司令官との会談 ((ヴィネツィア・伊) RSS)

【NATO】

ハイレベル交流など	19.6	NATO 軍事委員長訪日
	20.4	統幕長とNATO 軍事委員長との電話会談
	20.11	統幕長とNATO 軍事委員長との電話会談
	21.4	統幕長とNATO 軍事委員長とのテレビ会談
	21.10	統幕長とNATO 軍事委員長とのテレビ会談
	22.5	統幕長 NATO 訪問
	22.6	NATO 軍事委員長訪日
	22.7	統幕長とNATO 軍事委員長との会談 (シドニー (インド太平洋参謀長会議))
	22.7	空幕長とNATO 軍事委員長との会談
22.10	海幕長とナポリ統合軍司令部長との会談 (ナポリ・伊)	
23.3	防衛副大臣とNATO 事務次長との会談 (ブリュッセル (第1回EU シューマン安全保障・防衛フォーラム))	
23.3	統幕長とNATO 軍事委員長とのテレビ会談	
防衛当局者間の定期協議	20.10	第16回日 NATO 高級事務レベル協議 (VTC)
	22.12	第17回日 NATO 高級事務レベル協議 (東京)

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)
NATO サイバー防衛演習 (サイバー・コアリション2019)	19.12	エストニア、日本	日本 (内部部局、統幕、自衛隊指揮通信システム隊)、NATO 加盟国、パートナー国、EU	約20名
サイバー防衛演習 (ロックド・シールズ2021)	21.4	エストニア、日本	日本 (内部部局、統幕、自衛隊指揮通信システム隊)、NATO 加盟国を含む約30か国	約30名 (防衛省・自衛隊以外の参加者を含む。)
NATO サイバー防衛演習 (サイバー・コアリション2022)	22.11～ 12	エストニア、日本	日本 (統幕等)、NATO 加盟国、パートナー国、EU等	7名
サイバー防衛演習 (ロックド・シールズ2022)	22.4	エストニア、日本	日本 (内部部局、統幕、陸上自衛隊システム通信団、海上自衛隊システム通信隊群、航空自衛隊作戦システム運用隊、航空自衛隊航空システム通信隊、自衛隊サイバー防衛隊)、NATO 加盟国を含む約30か国	約70名 (防衛省・自衛隊以外の参加者を含む。)

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (NATO)
日 NATO 共同訓練	22.6.6	地中海	練習艦「かしま」・「しまかぜ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「カルロ・マルゴッティエニ」、フリゲート艦「サーリヒレイス」

【ウクライナ】

ハイレベル交流など	20.2	日ウクライナ防衛相会談（ミュンヘン（第56回ミュンヘン安全保障会議））
	21.3	日ウクライナ防衛相テレビ会談
	22.3	日ウクライナ防衛相テレビ会談
	22.4	日ウクライナ防衛相テレビ会談
	23.3	日ウクライナ副大臣会談（東京）
防衛当局者間の定期協議	19.9	第1回日ウクライナ防衛当局間協議（キウウ）

【オーストリア】

ハイレベル交流など	23.2	防衛審議官とオーストリア国防次官との会談（東京）
-----------	------	--------------------------

【ポーランド】

ハイレベル交流など	20.6	防衛審議官とポーランド国防次官との電話会談
	22.2	日ポーランド防衛相テレビ会談
	22.2	☆日本国防衛省とポーランド共和国国防大臣との間の防衛協力及び交流に関する覚書
	22.3	統幕長とポーランド軍参謀総長とのテレビ会談
	22.5	統幕長とポーランド軍参謀総長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））
	22.10	防衛審議官と国防副大臣兼次官との会談（ワルシャワ（ワルシャワ・セキュリティフォーラム））
	23.2	統幕長ポーランド訪問

【チェコ】

ハイレベル交流など	23.1	日チェコ防衛副大臣会談（プラハ）
-----------	------	------------------

【EU】

ハイレベル交流など	20.2	防衛大臣とEU外務・安全保障政策上級代表との会談（ミュンヘン（第56回ミュンヘン安全保障会議））
	20.6	統幕長とEU軍事委員長との電話会談
	22.5	統幕長とEU軍事委員長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））
	22.10	防衛審議官と欧州対外活動庁事務次長との会談
	23.3	統幕長とEUアタランタ作戦司令官との会談（海賊対処共同訓練の取決め署名式を含む。）
	23.3	防衛副大臣による第1回EUシューマン安全保障・防衛フォーラム出席（全体会合にてスピーチ）
	23.3	防衛副大臣と欧州対外活動庁事務総長との会談（ブリュッセル（第1回EUシューマン安全保障・防衛フォーラム））
防衛当局者間の定期協議	20.1	第2回日EU安全保障・防衛協議（東京）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (EU)
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.1.18	アデン湾	護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「VICTORIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.2.7～2.8	アデン湾	護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「VICTORIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.6.12	アデン湾西方海域	護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「NUMANCIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	20.6.21	アデン湾西方海域	護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「SANTA MARIA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	21.2.19	アラビア海北部西方海域	護衛艦「ありあけ」	艦艇 1隻	揚陸艦「CASTILLA」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（イタリア）	21.9.14	アデン湾	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	フリゲート艦「フェデリコ・マルティネンゴ」
EU海上部隊との海賊対処共同訓練（スペイン）	21.10.16	アデン湾	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	フリゲート艦「VICTORIA」

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (EU)
EU海上部隊との 海賊対処共同訓練 (フランス)	22.9.11	アラビア海北部	護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート艦 「GUEPRATTE」
EU海上部隊との 海賊対処共同訓練 (スペイン)	22.11.4	アデン湾	P-3C × 1	航空機 1機	P-3M × 1

【イタリア】

ハイレベル交流など	19.4	☆日イタリア防衛装備品・技術移転協定発効
	19.10	海幕長イタリア訪問
	20.1	空幕長イタリア訪問
	20.5	日伊防衛相電話会談
	20.8	空幕長とイタリア空軍参謀長との電話会談
	20.10	空幕長とイタリア空軍参謀長との電話会談
	21.8	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談 ((コロラドスプリングス・米国) 宇宙シンポジウム)
	21.10	空幕長とイタリア空軍参謀長とのテレビ会談
	22.3	空幕長とイタリア空軍参謀長とのテレビ会談
	22.4	空幕長とイタリア航空教育訓練司令官との会談 ((コロラドスプリングス・米国) 宇宙シンポジウム)
	22.4	日伊防衛相会談 (東京)
	22.5	イタリア海軍参謀長との会談 (RSS)
	22.7	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談 (イギリス)
	22.10	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談 (東京)
22.10	海幕長イタリア訪問	
22.11	日伊防衛相電話会談	
23.2	防衛事務次官訪伊	
23.3	日伊防衛相会談 (東京)	
23.3	空幕長とイタリア空軍参謀長との会談 (DSEI)	
23.3	イタリア海軍参謀長訪日	
防衛当局者間の定期協議	20.2	第6回日イタリア防衛当局間協議 (ローマ)
	22.11	第7回日イタリア防衛当局間協議 (東京)

【スペイン】

ハイレベル交流など	23.1	日スペイン副大臣会談 (マドリード)
防衛当局者間の定期協議	19.6	第3回日スペイン防衛当局間協議 (マドリード)

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (スペイン)
スペイン海軍との共 同訓練	22.10.25	アデン湾	護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「NUMANCIA」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (スペイン)
日スペイン親善訓練	21.2.26	グアム周辺	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	練習帆船「ファン・セバス ティアン・デ・エルカーノ」
日スペイン共同訓練	22.6.16	大西洋 (ジブラルタル海峡西 方)	練習艦「かしま」・「しまかぜ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「ヴィクトリ ア」・「アルミランテ・ファ ン・デ・ボルボーン」

【フィンランド】

ハイレベル交流など	20.8	日フィンランド防衛相テレビ会談
	22.9	フィンランド国防軍司令官訪日
	22.10	日フィンランド防衛相会談 (東京)
防衛当局者間の定期協議	19.9	第3回日フィンランド防衛当局間協議 (ヘルシンキ)
	22.10	第4回日フィンランド防衛当局間協議 (東京)

【デンマーク】

ハイレベル交流など	19.10	日デンマーク防衛相電話会談
-----------	-------	---------------

【スウェーデン】

ハイレベル交流など	22.6	日スウェーデン防衛副大臣会談 (東京)
	22.12	☆日スウェーデン防衛装備品・技術移転協定署名・発効

【リトアニア】

防衛当局者間の定期協議	22.7	第1回日リトアニア防衛当局間協議 (ビリニュス)
-------------	------	--------------------------

【スロベニア】

ハイレベル交流など	23.3	統幕長とスロベニア国防軍参謀長との会談（東京（DSEI Japan））
-----------	------	-------------------------------------

【ベルギー】

ハイレベル交流など	22.5	統幕長とベルギー統合参謀総長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））
-----------	------	---------------------------------------

【ブルガリア】

ハイレベル交流など	22.10	海幕長とブルガリア海軍司令官との会談（（ヴェネツィア・伊）RSS）
-----------	-------	-----------------------------------

【ルーマニア】

ハイレベル交流など	22.10	海幕長とルーマニア海軍司令官との会談（（ヴェネツィア・伊）RSS）
-----------	-------	-----------------------------------

【日英伊3か国の協力】

ハイレベル交流など	23.3	日英伊防衛相会談
-----------	------	----------

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定等の締結状況も含む。

(注) VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料45 最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（2019年度以降）

(2019.4.1～2023.3.31)

ハイレベル交流など	19.11 22.9	日韓防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス）） 日韓次官級会談（ソウル（ソウル・ディフェンス・ダイアログ））
日米韓3か国の協力 （訓練は資料編58参照）	19.5 19.6 19.10 19.11 19.11 20.5 20.11 21.4 21.10 22.1 22.2 22.2 22.3 22.6 22.10 22.11	日米韓防衛実務者協議（ソウル） 日米韓防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合）） 日米韓参謀総長級会議（ワシントンDC） 日米韓参謀総長級会議（VTC） 日米韓防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス）） 日米韓防衛実務者協議（VTC） 日米韓参謀総長級会議（VTC） 日米韓参謀総長級会議（ハワイ） 日米韓防衛当局局長級会議（電話） 日米韓防衛当局局長級会議（電話） 日米韓防衛当局局長級会議（電話） 日米韓防衛相電話会談 日米韓参謀総長級会議（ハワイ） 日米韓防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合）） 日米韓参謀総長級会議（ワシントンDC） 海幕長と韓国海軍参謀総長との懇談（日米韓）（WPNS）

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

【カナダ】

ハイレベル交流など	19.6	日加防衛相会談（東京）
	19.10	陸幕長カナダ訪問
	20.2	日加防衛相会談（ミュンヘン（第56回ミュンヘン安全保障会議））
	20.2	カナダ空軍司令官訪日
	20.5	日加防衛相電話会談
	20.6	統幕長とカナダ参謀総長との電話会談
	20.11	海幕長とカナダ海軍司令官とのテレビ会談
	20.11	日加防衛相電話会談
	21.1	空幕長とカナダ空軍司令官とのテレビ会談
	21.4	日加防衛相テレビ会談
	21.8	空幕長とカナダ空軍司令官との会談（（ハワイ）太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム）
	21.8	統幕長とカナダ軍参謀総長との会談（ハワイ）
	21.9	海幕長とカナダ海軍司令官との会談（（ニューポート・米国）国際シーパワーシンポジウム）
	21.11	空幕長とカナダ空軍司令官との会談（ドバイ）
	21.12	日加防衛相テレビ会談
	22.3	第5回日加次官級「2+2」対話（VTC）
	22.4	空幕長とカナダ空軍司令官との会談（（コロラドスプリングス・米国）宇宙シンポジウム）
	22.5	海幕長とカナダ海軍司令官との会談（（シドニー・豪州）IP22）
	22.5	統幕長とカナダ参謀総長との会談（（ブリュッセル）NATO参謀長会議）
	22.6	日加防衛相会談（（シンガポール）第19回シャングリラ会合）
22.9	空幕長とカナダ空軍司令官との会談（（ワシントンDC・米国）国際空軍参謀長等会合）	
22.10	統幕長カナダ訪問（カナダ軍参謀総長との会談）	
22.11	海幕長とカナダ海軍司令官との会談（WPNS）	
23.3	統幕長とカナダ参謀総長とのオンライン会談	
防衛当局者間の定期協議	19.12	第11回日カナダ外務・防衛当局間協議、第12回日カナダ防衛当局間協議（東京）
	22.12	第12回日カナダ外務・防衛当局間協議、第13回日カナダ防衛当局間協議（オタワ）
部隊間の交流など	19.7	カナダCC-177の小牧基地訪問及び輸送機部隊間交流

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (カナダ)
日加共同訓練 (KAEDEX19-1)	19.6.13 ～6.15	ベトナム沖海空域（南シナ海）	護衛艦「いずも」、「むらさめ」、 「あけぼの」	艦艇 3隻	フリゲート艦「レジャイナ」 補給艦「アステリクス」
日加共同訓練 (KAEDEX19-2)	19.10.16 ～10.17	関東南方海空域	護衛艦「しまかぜ」、「ちょうかい」	艦艇 2隻	フリゲート艦「オタワ」
日加共同訓練	20.8.13	ハワイ周辺海空域	護衛艦「あしがら」	艦艇 1隻	フリゲート艦「レジーナ」、 「ウィニベグ」
日加共同訓練 (KAEDEX20)	20.11.17	九州西方海空域	護衛艦「しまかぜ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「ウィニベグ」
日加共同訓練 (KAEDEX21)	21.11.9	東シナ海	護衛艦「じんつう」	艦艇 1隻	フリゲート艦「ウィニベグ」
日加共同訓練 (KAEDEX22)	22.9.21 ～9.23	マレーシア沖からシンガポール沖	護衛艦「いずも」・「たかなみ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「ウィニベグ」

【ニュージーランド】

ハイレベル交流など	19.6	防衛大臣政務官ニュージーランド訪問
	19.8	統幕長とニュージーランド国防軍司令官との会談（バンコク）
	19.9	ニュージーランド陸軍司令官訪日
	19.11	日ニュージーランド防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
	19.11	ニュージーランド空軍司令官訪日
	20.5	日ニュージーランド防衛相テレビ会談
	20.9	防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談
	20.12	防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談
	21.4	日ニュージーランド防衛相テレビ会談
	21.12	防衛審議官とニュージーランド国防次官との電話会談
	22.1	統幕長とニュージーランド国防軍司令官とのテレビ会談
	22.4	空幕長と統合軍航空コンポーネント司令官との会談（（ワシントンDC・米国）国際空軍参謀長等会同）
	22.5	海幕長ニュージーランド訪問
	22.6	陸幕長・海幕長とニュージーランド統合軍司令官との会談（PALS参加のため訪日）
22.6	日ニュージーランド防衛相会談（（シンガポール）第19回シャングリラ会合）	
22.11	海幕長とニュージーランド統合軍司令官との会談（WPNS）	
22.7	統幕長とニュージーランド国防軍司令官との会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））	
防衛当局者間の定期協議	19.9	第12回日ニュージーランド防衛当局間協議（ウェリントン）
	20.12	第13回日ニュージーランド防衛当局間協議（VTC）
	21.12	第14回日ニュージーランド防衛当局間協議（VTC）
	23.3	第15回日ニュージーランド防衛当局間協議（東京）
部隊間の交流など	20.11	海自鹿屋航空基地における海自隊員とニュージーランド空軍哨戒機搭乗員の交流

※多国間で行った訓練は資料58を参照

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定等の締結状況も含む。

(注) VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

【インドネシア】

ハイレベル交流など	19.10	インドネシア国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	日インドネシア防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
	19.12	日インドネシア防衛相会談（東京）
	20.5	日インドネシア防衛相電話会談
	20.8	日インドネシア防衛相テレビ会談
	20.9	統幕長とインドネシア国軍司令官との電話会談
	20.11	海幕長とインドネシア海軍参謀長とのテレビ会談
	20.11	日インドネシア防衛相テレビ会談
	20.11	陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との電話会談
	21.3	日インドネシア防衛相会談（東京（第2回外務・防衛閣僚会合））
	21.3	☆日インドネシア防衛装備品・技術移転協定署名・発効
	21.8	陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との電話会談
	22.5	海幕長とインドネシア海軍参謀長との会談（（シドニー・豪州）IP22）
	22.6	日インドネシア防衛相会談（ブノンペン（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））
22.7	統幕長とインドネシア国軍司令官との会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））	
22.8	陸幕長インドネシア訪問	
22.11	海幕長とインドネシア海軍参謀長との会談（WPNS）	
22.12	空幕長とインドネシア空軍参謀長との会談	
23.2	陸幕長とインドネシア陸軍参謀長との懇談	
防衛当局者間の定期協議	19.8	第9回日インドネシア防衛当局間協議（ジャカルタ）

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (インドネシア)
米尼陸軍との実動訓練（ガルダ・シールド22）	22.7.26 ～8.5	米国及びインドネシア共和国	第1空挺団	—	第16空挺旅団（インドネシア）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (インドネシア)
インドネシア海軍との親善訓練	19.5.10	ジャカルタ港及び同周辺海域	派遣海賊対処行動第32次水上部隊 第4護衛隊 護衛艦「さみだれ」	艦艇 1隻	哨戒艦「ブン・トモ」
インドネシア海軍との親善訓練	20.10.6	南シナ海	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇 2隻	フリゲート艦「ジョン・リー」、コルベット「スタント」
インドネシア海軍との親善訓練	21.6.30	スラバヤ北方	令和3年度遠洋練習航海 練習艦「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	フリゲート艦「Gusti Nguh Rai KRI-332」
日インドネシア親善訓練	23.2.26	ビトゥン周辺	護衛艦「あさぎり」、練習艦「しまかぜ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「ファタヒラ」

【ベトナム】

ハイレベル交流など	19.5	日ベトナム防衛相会談（ハノイ）
	19.5	☆防衛産業間協力の促進の方向性に係る日ベトナム防衛当局間の覚書署名
	19.10	ベトナム国軍副統参謀長訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	防衛審議官ベトナム訪問（ハノイ（第7回日ベトナム次官級協議））
	19.12	海幕長ベトナム訪問
	20.2	ベトナム国防次官訪日
	20.3	統幕長ベトナム訪問
	20.6	日ベトナム次官級協議（VTC）
	20.11	日ベトナム防衛相テレビ会談
	21.6	日ベトナム防衛相テレビ会談
	21.7	陸幕長とベトナム人民軍副総参謀長とのテレビ会談
	21.9	日ベトナム防衛相会談（ハノイ）
	21.9	☆日ベトナム防衛装備品・技術移転協定署名・発効
	21.11	統幕長とベトナム人民軍総参謀長とのテレビ会談
	21.11	日ベトナム防衛相会談（東京）及びベトナム国防次官訪日（第8回日ベトナム次官級協議）
	21.11	☆サイバーセキュリティ分野での協力に関する覚書署名
	21.11	☆衛生分野での協力に関する覚書署名
	22.5	陸幕長とベトナム人民軍副総参謀長との懇談
22.5	海上幕僚長とベトナム海軍副司令官との会談（（シドニー・豪州）IP22）	
22.6	日ベトナム防衛相会談（プノンベン（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））	
22.6	空幕長とベトナム防空・空軍司令官との会談	
22.11	海幕長とベトナム海軍司令官との会談（WPNS）	
23.2	陸幕長ベトナム訪問	
23.3	ベトナム国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合、第9回日ベトナム次官級協議））	
防衛当局者間の定期協議	19.6	第7回日ベトナム戦略的パートナーシップ対話（ハノイ）
部隊間の交流など	19.10	日ベトナム部隊間交流（空）
	21.3	空自U-4、C-2、C-130Hのベトナム派遣（国外運航訓練）
	21.9	空自C-2のベトナム派遣（国外運航訓練）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ベトナム)
ベトナム海軍との親善訓練	19.6.17	カムラン沖	護衛艦「いずも」、「むらさめ」	艦艇 2隻	コルベット艦「381号」
ベトナム海軍との親善訓練	21.10.26	ハイフォン沖	護衛艦「しらぬい」	艦艇 1隻	哨戒艇「266号」
ベトナム海軍との親善訓練	21.11.7	カムラン沖	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「ディン・ティエン・ホアン」
ベトナム海軍との親善訓練	22.2.26	ダナン沖	護衛艦「いなづま」、練習艦「はたかぜ」	艦艇 2隻	TT400TP「HQ-277」

【シンガポール】

ハイレベル交流など	19.5	海幕長シンガポール訪問
	19.6	統幕長シンガポール訪問（シンガポール（第18回シャングリラ会合））
	19.10	空幕長シンガポール訪問
	19.10	シンガポール国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	日シンガポール防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
	20.2	防衛審議官シンガポール訪問
	20.5	日シンガポール防衛相電話会談
	20.8	統幕長とシンガポール国軍司令官とのテレビ会談
	20.9	海幕長とシンガポール海軍司令官とのテレビ会談
	20.11	陸幕長とシンガポール陸軍司令官とのテレビ会談
	20.12	日シンガポール防衛相テレビ会談
	21.4	海幕長とシンガポール海軍司令官とのテレビ会談
	21.7	海幕長シンガポール訪問（IMSC (International Maritime Security Conference)）
	22.5	海幕長とシンガポール海軍司令官との会談（（シドニー・豪州）IP22）
	22.5	防衛審議官とシンガポール国防次官との会談（プノンベン（ADSOMプラス））
	22.6	日シンガポール防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.6	☆防衛交流覚書の改定
	22.6	統幕長とシンガポール国軍司令官との会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.7	空幕長とシンガポール空軍司令官との会談
	22.9	防衛審議官とシンガポール国防次官との会談（ソウル（ソウル・ディフェンス・ダイアログ））
22.10	海幕長とシンガポール海軍司令官との会談（（ヴェネツィア・伊）RSS）	
22.11	海幕長とシンガポール海軍司令官との会談（WPNS）	
22.11	防衛審議官とシンガポール国防次官との会談（シエムリアップ（第9回ADMMプラス））	
23.2	空幕長とシンガポール空軍司令官との会談	

防衛当局者間の定期協議	20.11 22.4 23.3	第16回日シンガポール防衛当局間協議（シンガポール） 第17回日シンガポール防衛当局間協議（東京） 第18回日シンガポール防衛当局間協議（東京）
部隊間の交流など	19.7	日シンガポール部隊間交流（バヤレバ）（空）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (シンガポール)
日シンガポール親善訓練	20.6.22	南シナ海	練習艦「かしま」、「しまゆき」	艦艇 2隻	フリゲート艦「ストルワート」
日シンガポール親善訓練	22.3.6	ベンガル湾	護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	フリゲート艦「テネイヤス」
日シンガポール親善訓練	22.8.27	関東南方	護衛艦「やまざり」	艦艇 1隻	フリゲート艦「イントレピッド」

【フィリピン】

ハイレベル交流など	19.4	防衛審議官とフィリピン国防次官の会談（バンコク）
	19.4	日フィリピン防衛相会談（東京）
	19.6	空幕長フィリピン訪問
	19.10	フィリピン国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	日フィリピン防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
	19.11	防衛審議官フィリピン訪問（マニラ（第6回日フィリピン次官級協議））
	19.12	フィリピン参謀総長訪日
	20.4	空幕長とフィリピン空軍司令官との電話会談
	20.5	日フィリピン防衛相電話会談
	20.7	海幕長とフィリピン海軍司令官とのテレビ会談
	20.8	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との電話懇談
	20.10	日フィリピン防衛相テレビ会談
	20.11	空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談
	21.1	第7回日フィリピン次官級協議（VTC）
	21.6	日フィリピン防衛相テレビ会談
	21.6	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との電話会談
	21.9	海幕長とフィリピン海軍司令官との会談（（ニューポート・米国）国際シーパワーシンポジウム）
	21.9	空幕長とフィリピン空軍司令官との会談（（ハワイ）太平洋地域空軍参謀長等シンポジウム）
	21.11	空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談
	22.1	空幕長とフィリピン空軍司令官とのテレビ会談
	22.4	第1回日フィリピン外務・防衛閣僚会合、日フィリピン防衛相会談（東京）
	22.4	陸幕長とフィリピン陸軍司令官とのテレビ会談
	22.5	海幕長とフィリピン海軍参謀長との会談（（シドニー・豪州）IP22）
	22.5	防衛審議官とフィリピン国防次官との会談（ブノンペン（ADSOMプラス））
	22.6	陸幕長とフィリピン海兵隊司令官との懇談（PALS）
	22.6	空幕長とフィリピン空軍司令官との会談
	22.7	統幕長とフィリピン参謀総長の会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））
22.7	陸幕長とフィリピン陸軍司令官との懇談	
22.7	陸幕長とフィリピン海兵隊司令官代理との懇談	
22.9	空幕長とフィリピン空軍司令官との会談	
22.11	空幕長とフィリピン空軍司令官との懇談	
22.12	第8回日フィリピン防衛次官級協議（マニラ）	
22.12	陸幕長とフィリピン陸軍司令官及びフィリピン海兵隊司令官との懇談（日米比陸軍種ハイレベル懇談）	
23.2	日フィリピン防衛相会談（東京）	
23.2	空幕長とフィリピン空軍司令官との懇談	
23.2	☆防衛省とフィリピン国防省との間のフィリピンにおける自衛隊の人道支援・災害救援活動に関する取決め署名	
23.3	統幕長とフィリピン参謀総長の会談（東京（DSEI Japan））	
23.3	フィリピン国防次官代行訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））	
防衛当局者間の定期協議	19.6 22.10	第8回日フィリピン外務・防衛当局間協議、第8回日フィリピン防衛当局間会議（東京） 第9回日フィリピン防衛当局間協議（マニラ）
部隊間の交流など	19.7 22.1 22.12	空自C-1のフィリピン派遣（国外運航訓練及び部隊間交流の実施） 空自C-130Hのフィリピン寄航（国外運航訓練） 空自F-15の派遣を伴う部隊間交流

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フィリピン)
米フィリピン共同訓練（カマンダグ21）	21.9.28 ～10.8	フィリピン共和国	水陸機動団	—	（フィリピン海兵隊） 海兵大隊

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フィリピン)
フィリピン海軍との 共同訓練	19.5.15	バラワン島東方海空域	派遣海賊対処行動第32次水上 部隊 第4護衛隊 護衛艦「さ みだれ」	艦艇 1隻	駆潜艇「フェデリコ マル ティア」 アイランダー312(固定翼)
フィリピン海軍との 共同訓練	19.6.28	バラワン島周辺海空域(スー ルー海)	護衛艦「いずも」、「むらさめ」、 「あけぼの」	艦艇 3隻	揚陸艦「ダバオ・デル・ スール」
フィリピン海軍との 共同訓練	19.9.26	フィリピン スービック港及び 同周辺海空域	派遣海賊対処行動第33次水上 部隊 護衛艦「あさぎり」	艦艇 1隻	コルベット艦「エミリオ・ ハシント」
日フィリピン 共同訓練	20.7.18	南シナ海	護衛艦「てるづき」	艦艇 1隻	C-90
日フィリピン 親善訓練	21.7.11	セレベス海	練艦隊「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	コルベット艦「アポリナリ オ・マビニ」
日フィリピン 親善訓練	21.11.14	南シナ海	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「ホセ・リ サール」
日フィリピン 親善訓練	22.4.9	スービック沖	護衛艦「すずつき」	艦艇 1隻	フリゲート艦「ホセ・リ サール」
日フィリピン 親善訓練	22.11.26	スービック周辺	護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	哨戒艦「コンラッド ヤッ プ」

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フィリピン)
日フィリピン 人道支援・災害救援 共同訓練	21.7.5～ 7.8	フィリピン共和国クラーク空 軍基地及び同周辺空域	航空支援集団第1輸送航空隊 C-130H	C-130H×1機	—
日フィリピン 人道支援・ 災害救援共同訓練	22.6.21 ～6.24	フィリピン共和国クラーク空 軍基地、カーネル・エルネス ト・ラビナ空軍基地及び同周 辺空域	航空支援集団第1輸送航空隊	C-130H×1機 人員約20名	C-130H×1機 人員約50名

(注) ※訓練直前に生じたフィリピン空軍の事故によりフィリピン空軍機は不参加
※多国間で行った訓練は資料58を参照

【タイ】

ハイレベル交流など	19.4	防衛審議官タイ訪問
	19.5	タイ空軍司令官訪日
	19.8	統幕長タイ訪問
	19.9	陸幕長タイ訪問
	19.11	日タイ防衛相会談(バンコク(第6回ADMMプラス))
	19.11	☆日本国防衛省とタイ防衛省との間の防衛協力・交流に関する覚書署名
	20.3	防衛審議官タイ訪問
	20.3	統幕長タイ訪問
	20.9	統幕長とタイ国軍司令官とのテレビ会談
	21.5	日タイ防衛相テレビ会談
	22.1	海幕長とタイ海軍司令官とのテレビ会談
	22.5	☆日タイ防衛装備品・技術移転協定署名・発効
	22.5	海幕長とタイ海軍司令官との会談((シドニー・豪州)IP22)
	22.6	陸幕長とタイ海兵隊司令官との懇談(PALS)
22.11	海幕長とタイ海軍司令官との会談(WPNS)	
23.2	タイ海軍司令官訪日	
23.3	タイ国防次官訪日(東京(第12回日ASEAN防衛当局次官級会合))	

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (タイ)
タイ海軍との 親善訓練	20.1.6	タイ プーケット港周辺海空域	派遣海賊対処行動第34次水上 部隊 護衛艦「さざなみ」	艦艇 1隻	哨戒艇「ソクラー」 回転翼航空機「S-76」
タイ海軍との 親善訓練	22.3.30	タイ タイランド港沖	外洋練習航海(飛行)派遣部隊 護衛艦「すずつき」	艦艇 1隻	哨戒艇「タピ」

【カンボジア】

ハイレベル交流など	19.7	防衛審議官カンボジア訪問
	19.10	カンボジア国防長官（次官級）訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	20.2	陸幕長カンボジア訪問
	20.9	陸幕長とカンボジア陸軍司令官との電話懇談
	21.6	日カンボジア防衛相テレビ会談
	22.2	カンボジア陸軍司令官訪日
	22.4	統幕長カンボジア訪問
	22.6	日カンボジア防衛相会談（プノンペン（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））
	23.2	陸幕長カンボジア訪問
	23.3	カンボジア国防省筆頭長官（次官級）訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））
防衛当局者間の定期協議	19.12	第5回日カンボジア外務・防衛当局間協議、第6回日カンボジア防衛当局間協議（東京）
	21.12	第5回日カンボジア外務・防衛当局間協議、第6回日カンボジア防衛当局間協議（東京）
	23.2	第7回日カンボジア外務・防衛当局間協議、第8回日カンボジア防衛当局間協議（東京）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (カンボジア)
カンボジア海軍との親善訓練	22.3.15	カンボジア シハヌークビル港周辺海域	インド太平洋・中東方面派遣(IMED21)部隊 掃海母艦「うらが」及び掃海艦「ひらど」	—	カンボジア海軍
カンボジア海軍との親善訓練	23.3.28 ～3.30	シハヌークビル港及びリアム海軍基地	護衛艦「きりさめ」	—	リアム海軍基地所属隊員(カンボジア)

【ミャンマー】

ハイレベル交流など	19.10	ミャンマー国軍司令官訪日
	19.10	ミャンマー国防副大臣訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.11	日ミャンマー防衛相会談（バンコク（第6回ADMMプラス））
部隊間の交流など	19.11	日ミャンマー部隊間交流（ミンガラドン）（空）

【ラオス】

ハイレベル交流など	19.10	日ラオス防衛副大臣会談（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.10	☆日本国防省とラオス国防省との間の防衛協力・交流に関する覚書署名
	19.10	ラオス国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	21.6	日ラオス防衛相テレビ会談
	23.3	ラオス国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	23.3	防衛審議官ラオス訪問
防衛当局者間の定期協議	20.3	第3回日ラオス安全保障対話（ビエンチャン）

【マレーシア】

ハイレベル交流など	19.6	マレーシア海軍参謀長訪日
	19.10	空幕長マレーシア訪問
	19.10	マレーシア国防事務総長訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	19.12	日マレーシア防衛相会談（第19回ドーハ・フォーラム）
	20.2	防衛審議官マレーシア訪問
	20.7	日マレーシア防衛相電話会談
	20.9	統幕長とマレーシア国軍司令官とのテレビ会談
	21.4	日マレーシア防衛相テレビ会談
	21.4	海幕長とマレーシア海軍司令官とのテレビ会談
	21.7	空幕長とマレーシア空軍司令官とのテレビ会談
	21.11	空幕長とマレーシア空軍司令官との会談（ドバイ）
	22.5	海幕長とマレーシア海軍司令官との会談（（シドニー・豪州）IP22）
	23.2	空幕長とマレーシア空軍司令官との会談
	23.3	マレーシア国防次官訪日（東京（第12回日ASEAN防衛当局次官級会合））
防衛当局者間の定期協議	22.10	第7回日マレーシア防衛当局間協議（クアラルンプール）
部隊間の交流など	21.11	日マレーシア部隊間交流（マレーシア）（空）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (マレーシア)
マレーシア海軍との親善訓練	19.4.18	伊予灘	訓練支援艦「くろべ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「レキウ」
マレーシア海軍との親善訓練	19.5.29	マレーシア ポートクラン沖海空域	護衛艦「いずも」及び「むらさめ」	艦艇 2隻	フリゲート艦「レキウ」
マレーシア海軍との親善訓練	19.9.20	マレーシア クアantan港及び同周辺海域	派遣海賊対処行動第33次水上部隊 護衛艦「あさぎり」	艦艇 1隻	ミサイル艇「ハンダラン」、「ガンヤン」、「ペルダナ」
マレーシア海軍との親善訓練	19.12.1	マレーシア ペナン周辺海域	インド洋方面海上訓練部隊「ぶんご」「たかしま」	艦艇 2隻	コルベット艦「ルクサマ・ツン・アブドゥル・ジャミル」
マレーシア海軍との親善訓練	21.4.2	マレーシア ポートクラン周辺海空域	外洋練習航海「あけぼの」	艦艇 1隻	フリゲート艦「ジェバット」

【ブルネイ】

ハイレベル交流など	19.10	ブルネイ国防次官訪日（東京（第11回日ASEAN防衛当局次官級会合））
	20.3	防衛審議官ブルネイ訪問
	20.7	日ブルネイ次官級協議（電話）
	21.5	日ブルネイ防衛相級テレビ会談
	21.12	日ブルネイ防衛相テレビ会談
	22.6	日ブルネイ大臣級会談（ブノンベン（第7回日ASEAN防衛担当大臣会合））
	22.11	海幕長とブルネイ海軍参謀長との会談（WPNS）
部隊間の交流など	23.2	日ブルネイ副大臣会談（東京）
	19.4	日ブルネイ部隊間交流（海）
	20.1	日ブルネイ部隊間交流（海）
	21.12	海自インド太平洋・中東方面派遣部隊寄港（ムアラ）
	22.1	空自C-130のブルネイ派遣（国外運航訓練）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ブルネイ)
ブルネイ軍との共同訓練	19.4.26	ブルネイ沖海空域	第5航空隊	P-3C × 1機	空軍航空機（ヘリ） 1機 海軍艦艇 1隻
ブルネイ海軍との親善訓練	19.6.26	ムアラ沖海空域	護衛艦「いずも」、「むらさめ」、「あけぼの」	艦艇 3隻	哨戒艦「ダルタクワ」
ブルネイ海軍との親善訓練	21.6.8	ムアラ沖周辺	遠洋練習航海部隊「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	巡視船「ダルタクワ」、警備艇「アフィアット」
ブルネイ海軍との親善訓練	21.12.27	ムアラ沖周辺	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻	哨戒艦「ダルーサン」

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。

(注) VTC (Video teleconference) とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

【スリランカ】

ハイレベル交流など	19.7	防衛副大臣スリランカ訪問
	19.7	☆日本国とスリランカ国防省との間の防衛協力・交流に関する覚書署名
	21.7	防衛大臣とスリランカ大統領（国防省を所管）とのテレビ会談

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (スリランカ)
スリランカ海軍との 共同訓練	20.1.21	スリランカ西方海空域	第2航空隊	P-3C×2機	ミサイル艇「スラニミラ」 高速警備艇「FAC-21」
日スリランカ 共同訓練 (JA-LAN EX)	20.9.24	コロンボ港周辺海空域	護衛艦「かが」、「いかづち」	艦艇 2隻	哨戒艦「ガジャバフ」
日スリランカ 親善訓練	21.6.20	コロンボ港周辺海域	練習艦隊「かしま」、「せとゆき」	艦艇 2隻	哨戒艦「サガラ」
日スリランカ 共同訓練 (JA-LAN EX)	21.10.4	コロンボ周辺	護衛艦「かが」	艦艇 1隻	哨戒艦「サガラ」
日スリランカ 親善訓練	22.1.18	トリンコモリー沖	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻	哨戒艦「サガラ」
日スリランカ 親善訓練	22.2.28	コロンボ沖	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻	哨戒艦「シンデユララ」
日スリランカ 親善訓練	22.5.21	コロンボ沖	練習艦「かしま」・「しまかぜ」	艦艇 2隻	哨戒艦「サユララ」

【パキスタン】

ハイレベル交流など	19.6	☆日本国とパキスタン国防省との間の防衛協力・交流に関する覚書署名
	20.8	防衛大臣とパキスタン陸軍参謀長とのテレビ会談
	22.5	海幕長とパキスタン海軍参謀長との会談（（シドニー・豪州）IP22）
	22.11	海幕長とパキスタン海軍参謀長との会談（WPNS）
防衛当局者間の定期協議	19.6	第7回日パキスタン外務・防衛当局間協議、第10回日パキスタン防衛当局間協議（イスラマバード）
	21.6	第8回日パキスタン外務・防衛当局間協議、第11回日パキスタン防衛当局間協議（VTC）
部隊間の交流など	21.11	日パキスタン空軍部隊間交流（ドバイ・エアショー参加時）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (パキスタン)
パキスタン海軍との 海賊対処共同訓練	20.10.3	アデン湾	派遣海賊対処行動第36次水上 部隊 護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	フリゲート艦 「ZULFIQUAR」
パキスタン海軍との 海賊対処共同訓練	21.2.26、 3.1	アラビア海北部西方海域及び アデン湾	派遣海賊対処行動第37次水上 部隊 護衛艦「ありあけ」	艦艇 1隻	フリゲート艦「ALAMGIR」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (パキスタン)
日パキスタン 親善訓練	21.7.10	パキスタン カラチ沖	護衛艦「ゆうぎり」、搭載航空 機（SH-60J）	艦艇 1隻 航空機	フリゲート艦「アラムジ ル」 Z-9EC

【モンゴル】

ハイレベル交流など	19.12	日モンゴル防衛相会談（東京）
	20.6	日モンゴル防衛相テレビ会談
	22.7	統幕長とモンゴル軍参謀総長との会談（シドニー）
	22.11	モンゴル空軍司令官訪日
防衛当局者間の定期協議	19.4	第5回日モンゴル外務・防衛・安全保障当局間協議、第5回日モンゴル防衛当局間協議（東京）

【カザフスタン】

ハイレベル交流など	22.10	陸幕長とカザフスタン地上軍総司令官とのテレビ会談
-----------	-------	--------------------------

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定等の締結状況も含む。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

【パプアニューギニア】

ハイレベル交流など	20.2	防衛副大臣パプアニューギニア訪問
	20.6	日パプアニューギニア防衛相電話会談

【トンガ】

ハイレベル交流など	20.2	防衛副大臣トンガ訪問
	20.8	日トンガ防衛相電話会談
	22.2	統幕長とトンガ軍参謀総長との電話会談
	22.7	日トンガ防衛相テレビ会談
	22.7	統幕長とトンガ軍参謀総長との会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (トンガ)
日トンガ親善訓練	22.8.20、 8.22	ヌクアロファ周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇1隻	哨戒艇「ガーハウ・シリヴァ」

【フィジー】

ハイレベル交流など	19.9	フィジー海軍司令官訪日
	20.1	防衛副大臣フィジー訪問
	20.8	日フィジー防衛相テレビ会談
	22.2	統幕長とフィジー国軍司令官との電話会談
	22.6	日フィジー防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
	22.7	統幕長とフィジー国軍司令官との会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議））
部隊間の交流など	22.11	海幕長とフィジー海軍司令官との会談（WPNS）
	19.8	遠洋練習航海部隊の寄港（部隊間交流の実施）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (フィジー)
日フィジー親善訓練	22.8.15	フィジー周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	哨戒艇「キカウ」

【ソロモン諸島】

ハイレベル交流など	22.8	防衛副大臣ソロモン諸島訪問
-----------	------	---------------

【パラオ】

ハイレベル交流など	22.8	防衛副大臣パラオ訪問
部隊間の交流など	19.10	空自U-4のパラオ派遣（国外運航訓練）
	23.1	空自U-4のパラオ派遣（国外運航訓練）

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (パラオ)
日パラオ親善訓練	21.9.1	パラオ周辺	護衛艦「かが」、「むらさめ」、 「しらぬい」及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 3隻 航空機	巡視船「ケダム」、「レメリク」
日パラオ親善訓練	22.3.6	パラオ周辺	護衛艦「いなづま」、練習艦 「はたかぜ」	艦艇 2隻	巡視船「ケダム」
日パラオ親善訓練	22.7.20 ～7.22	パラオ周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	巡視船「ケダム」

【ミクロネシア連邦】

部隊間の交流など	19.10	空自U-4のミクロネシア連邦派遣（国外運航訓練）
----------	-------	--------------------------

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ミクロネシア連邦)
日ミクロネシア親善訓練	22.7.29 ～7.31	ミクロネシア周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	国境管理・海上監視部 オペレーションセンター

【バヌアツ共和国】

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (バヌアツ)
日バヌアツ親善訓練	21.9.13 ～9.16	バヌアツ周辺	護衛艦「しらぬい」	艦艇 1隻	警察海上部隊 オペレーションセンター
日バヌアツ親善訓練	22.8.10	バヌアツ周辺	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	警察海上部隊 オペレーションセンター

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) 人員などの数については、公表時のものを基準

【UAE】

ハイレベル交流など	19.6	統幕長 UAE 訪問
	19.10	日 UAE 防衛相電話会談
	19.11	空幕長 UAE 訪問（ドバイ国際航空宇宙ショー）
	20.3	日 UAE 防衛相電話会談
	20.6	日 UAE 防衛相電話会談
	20.7	統幕長と UAE 国軍参謀長との電話会談
	21.3	統幕長と UAE 国軍参謀長とのテレビ会談
	21.3	日 UAE 防衛相テレビ会談
	21.3	空幕長と UAE 空軍司令官との電話会談
	21.11	日 UAE 防衛相テレビ会談
21.11	空幕長 UAE 訪問（ドバイ国際航空宇宙ショー）	
防衛当局者間の定期協議	22.9	第3回日 UAE 防衛当局間協議（アブダビ）
部隊間の交流など	19.6	日 UAE 部隊間交流（UAE）（空）
	19.11	空自 C-2 輸送機の UAE 派遣（ドバイ国際航空宇宙ショーへの参加）
	21.11	空自 C-2 輸送機の UAE 派遣（ドバイ国際航空宇宙ショーへの参加）

【イスラエル】

ハイレベル交流など	19.6	統幕長イスラエル訪問
	19.9	☆防衛省とイスラエル国防省との間の防衛装備・技術に関する秘密情報保護の覚書署名
	20.6	統幕長とイスラエル国軍参謀総長との電話会談
	21.11	空幕長とイスラエル空軍司令官との会談（ドバイ）
	22.3	空幕長とイスラエル空軍司令官との電話会談
	22.5	防衛審議官とイスラエル国防次官との会談（東京）
	22.7	空幕長とイスラエル空軍司令官との会談（イギリス）
	22.8	日イスラエル防衛相会談（東京）
	22.8	防衛審議官とイスラエル国防次官との会談（東京）
	22.11	空幕長とイスラエル空軍司令官との会談（東京）
防衛当局者間の定期協議	21.1	第2回日イスラエル外務・防衛当局間協議（VTC）
	22.12	第6回日イスラエル防衛当局間協議（東京）、第3回日イスラエル外務・防衛当局間協議（東京）

【イラン】

ハイレベル交流など	19.10	日イラン防衛相電話会談
	20.1	日イラン防衛相電話会談
	21.2	日イラン防衛相テレビ会談
	22.4	日イラン防衛相テレビ会談

【エジプト】

ハイレベル交流など	19.6	統幕長エジプト訪問
	20.6	統幕長とエジプト国軍参謀総長との電話会談

【オマーン】

ハイレベル交流など	19.10	日オマーン防衛相電話会談
	19.12	日オマーン防衛相会談（マスカット）

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オマーン)
オマーン海軍との 海賊対処共同訓練	19.5.2	アデン湾	護衛艦「あさぎり」	艦艇 1隻	哨戒艦「AL MABRUKAH」
オマーン海軍との PASSEX	22.6.26	オマーン マスカット港及び 同周辺海域	護衛艦「さみだれ」	艦艇 1隻	哨戒艦「HKASAB」
オマーン海軍との PASSEX	23.1.5	オマーン サラール東方海域	護衛艦「すずつき」	艦艇 1隻	コルベット「SADH」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (オマーン)
オマーン海軍との 親善訓練	19.9.1	オマーン マスカット港及び 同周辺海域	護衛艦「あさぎり」	艦艇 1隻	哨戒艦「アル・シーブ」
オマーン海軍との 親善訓練	19.12.21	オマーン ドゥクム港周辺海 空域	護衛艦「さざなみ」	艦艇 1隻	コルベット「アル・シャ ミーフ」

【カタール】

ハイレベル交流など	19.5	日カタール防衛相会談（東京）
	19.10	日カタール防衛相電話会談
	19.12	日カタール防衛相会談（ドーハ（第19回ドーハフォーラム））
	21.10	統幕長とカタール軍参謀総長とのテレビ会談

【サウジアラビア】

ハイレベル交流など	19.10	日サウジアラビア防衛相電話会談
	19.12	日サウジアラビア防衛相電話会談
	20.9	日サウジアラビア防衛相電話会談
	21.2	防衛大臣とサウジアラビア国防副大臣との電話会談
	22.5	海幕長とサウジアラビア海軍司令官との会談（シドニー・豪州）IP22）

【トルコ】

ハイレベル交流など	19.6	トルコ陸軍総司令官訪日
	22.5	統幕長とトルコ国軍参謀総長との会談（ブリュッセル（NATO参謀長会議））

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (トルコ)
トルコ海軍との 海賊対処共同訓練	22.10.28	アデン湾	護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート「BURGAZADA」

【バーレーン】

ハイレベル交流など	19.10	防衛大臣とバーレーン国軍司令官との電話会談
	19.11	防衛大臣とバーレーン国軍司令官との会談（マナーマ（第15回マナーマ対話））
	20.8	統幕長とバーレーン国防軍参謀長とのテレビ会談
防衛当局者間の定期協議	20.10	第4回日バーレーン安保対話（VTC）

【ヨルダン】

ハイレベル交流など	19.12	防衛大臣ヨルダン訪問（フネイティ統合参謀本部議長との会談）
	23.2	統幕長ヨルダン訪問
防衛当局者間の定期協議	19.7	第1回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（アンマン）
	20.10	第2回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（VTC）
	21.11	第3回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（VTC）
	22.12	第4回日ヨルダン外務・防衛当局間協議（東京）

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定などの締結状況も含む。

(注) VTC（Video teleconference）とは、テレビ会議やWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

【ブラジル】

ハイレベル交流など	19.7 20.12	ブラジル陸軍司令官訪日 日ブラジル防衛相テレビ会談 ☆日本国防衛省とブラジル連邦共和国国防省との間の防衛協力・交流に関する覚書署名
-----------	---------------	---

【その他】

ハイレベル交流など	19.9 19.12 19.12 22.5 22.5 22.7 22.11 22.11 22.11 22.11 23.2	防衛審議官ジブチ訪問 日ジャマイカ防衛相会談（東京） 日ジブチ防衛相会談（ジブチ） 防衛大臣政務官ジブチ訪問 海幕長とバングラデシュ海軍本部長との会談（（シドニー・豪州）IP22） 統幕長がバングラデシュ国軍軍務局首席参謀と会談（シドニー（インド太平洋参謀長会議）） 海幕長とコロンビア海軍司令官との会談（WPNS） 海幕長とチリ海軍本部長との会談（WPNS） 海幕長とペルー海軍総司令官との会談（WPNS） 海幕長とバングラデシュ海軍本部長との会談（WPNS） 統幕長ジブチ訪問
-----------	--	--

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など
モルディブ国防軍との親善訓練	19.4.25	モルディブ マレ港及び同周辺海域	派遣海賊対処行動第32次水上部隊 第4護衛隊護衛艦「さみだれ」	艦艇 1隻	沿岸警備隊哨戒艇「フラヴィ」
モルディブ国防軍との親善訓練	19.7.22	モルディブ東方海空域	第2航空隊	P-3C×1機	沿岸警備隊哨戒艇「シャヒード・アリ」
バングラデシュ海軍との親善訓練	19.10.8	バングラデシュ人民共和国 チッタゴン及び同周辺海域	第3掃海隊 掃海母艦「ぶんご」、 掃海艇「たかしま」	艦艇 2隻	コルベット艦「プロトイ」、 哨戒艇「ダージョイ」
ペルー海軍との親善訓練	21.11.27	東シナ海	護衛艦「あぶくま」	艦艇 1隻	コルベット艦「ギセ」
日バングラデシュ親善訓練	22.1.10 ～1.11	チッタゴン周辺	掃海母艦「うらが」、掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻	フリゲート艦「プロッタシャ」 ミサイル艇「ニアムル」
日ジブチ親善訓練	22.5.31	アデン湾	練習艦「かしま」、 「しまかぜ」	艦艇2隻	哨戒艇「キャプテン エルミロブレ」・ 「アジュダンアリ M. フムド」(ジブチ)
日コロンビア親善訓練	22.7.17	カリブ海	練習艦「かしま」、 「しまかぜ」	艦艇2隻	フリゲート艦「アンティオキア」・ 「カルダス」(コロンビア)
日チリ親善訓練	22.8.5	ハワイ周辺	護衛艦「たかなみ」	艦艇1隻	フリゲート艦「アルミランテ・リンチ」(チリ)
日メキシコ親善訓練	22.8.5	ハワイ周辺	護衛艦「いずも」	艦艇1隻	フリゲート艦「ベニート・ファレス」、 揚陸艦「ウスマシタ」(メキシコ)

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) ハイレベル交流部分には、両国間における防衛協力に関する重要な協定等の締結状況も含む。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料52 最近の日中防衛協力・交流の主要な実績（2019年度以降）

(2019.4.1～2023.3.31)

ハイレベル交流など	19.6 19.12 20.12 21.12 22.6	日中防衛相会談（シンガポール（第18回シャングリラ会合）） 日中防衛相会談（北京） 日中防衛相テレビ会談 日中防衛相テレビ会談 日中防衛相会談（シンガポール（第19回シャングリラ会合））
防衛当局者間の定期協議	19.5 20.1 21.2 21.3 21.12 22.11 23.2 23.2	第11回日中高級事務レベル海洋協議（小樽） 「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第2回年次会合・専門会合（東京） 第12回日中高級事務レベル海洋協議（VTC） 「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」に関する第3回年次会合・専門会合（VTC） 第13回日中高級事務レベル海洋協議（VTC） 第14回日中高級事務レベル海洋協議（VTC） 日中防衛当局間協議（東京） 第17回日中安保対話（東京）
部隊間の交流など	19.4 19.10 19.11	海幕長及び海自艦艇訪中（青島（中国海軍成立70周年観艦式など出席）） 中国海軍艦艇訪日 自衛隊代表団（团长：西部方面総監）による中国東部戦区などへの訪問

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (中国)
日中親善訓練	19.10.16	関東南方海空域	護衛艦「さみだれ」	艦艇 1隻	駆逐艦「タイユエン」

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) VTC (Video teleconference) とは、テレビ会議あるいはWeb会議を指す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料53 最近の日露防衛協力・交流の主要な実績（2019年度以降）

(2019.4.1～2023.3.31)

ハイレベル交流など	19.5	日露防衛相会談、第4回日露外務・防衛閣僚級協議（「2+2」）（東京）
	19.5	陸幕長訪露
	19.11	ロシア海軍総司令官訪日

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ロシア)
ロシア海軍との 海賊対処共同訓練	20.1.20 ～1.21	アデン湾	派遣海賊対処行動第35次水上 部隊 護衛艦「はるさめ」	艦艇 1隻	フリゲート 「YAROSLAV MUDRY」、 補給艦「YELNYA」 タグボート 「VICTOR KONETSKY」

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加部隊	人員など (日本)	人員など (ロシア)
日露捜索・救難 共同訓練	19.6.10 ～6.15	ウラジオストク港及びウラジオ ストク周辺海空域	護衛艦「すずなみ」	艦艇 1隻	駆逐艦「アドミラル・バン テレーエフ」 艦艇 数隻

(注) ハイレベル交流とは、本資料編においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕僚長のそれぞれのカウンターパートとの会談などを示す。

(注) 人員などの数については公表時のものを基準

資料54 多国間安全保障対話の主要実績（インド太平洋地域・2019年度以降）

(2019.4.1～2023.3.31)

項目		実績
インド太平洋地域における安保対話への参加	政府間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拡大ASEAN国防相会議（ADMM プラス） ・ 閣僚会合 (19.11、20.12、21.6、22.11) ・ 高級事務レベル会合（ADSOM プラス） (19.4、20.7、20.11、21.4、22.5) ・ 高級事務レベル会合作業部会（ADSOM プラス WG） (20.1、20.6、20.11、21.2、21.4、21.6、22.2、22.3、22.4、22.10、23.2) ・ 専門家会合（EWG） 対テロEWG (19.4、19.9、19.11、19.12、21.6、21.12) HA/DR-EWG (19.4、19.7、19.10、21.4、21.11、22.5、22.10) 海洋安全保障EWG (19.5、19.9、21.3、21.7、22.2、22.5、22.7、22.8、23.2) 防衛医学EWG (19.10、21.3、21.6、22.6、22.11、23.3) 平和維持活動EWG (19.9、21.4、21.9、21.12、22.10、22.12、23.3) 地雷処理EWG (19.9、19.12、21.9、22.7、23.2) サイバーEWG (19.5、19.8、21.3、21.11、22.7、22.11) ○ 日ASEAN防衛担当大臣会合 (19.11、20.12、22.6) ○ ASEAN地域フォーラム（ARF） ・ 国防当局間会合 (19.5、20.7、21.5、22.4) ・ 安全保障政策会議 (19.5、20.7、21.5、22.6)
	民間主催	<ul style="list-style-type: none"> ○ IISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合） (19.5、22.6) ○ IISS地域安全保障サミット（マナーマ対話） (19.11)
	政府主催	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドーハ・フォーラム (19.12)
	防衛省主催による安保対話	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日ASEAN防衛当局次官級会合 (19.10、23.3) ○ 国際士官候補生会議 (22.3) ○ 日・太平洋島嶼国国防大臣会合 (21.9)

資料55 防衛省主催による多国間安全保障対話

安全保障対話		概要	最近の状況
内部部局など	日ASEAN防衛当局次官級会合 (Japan-ASEAN Defense Vice Ministerial Forum)	防衛省の主催により、2009年から開催し、ASEAN加盟各国の防衛当局及びASEAN事務局の次官級等をわが国に招き、地域の安全保障上の課題について率直な対話を行い、緊密な人的関係の構築を通じて多国間・二国間の関係強化を図ることを目的としている。	2023年3月、ASEAN各国の防衛当局及びASEAN事務局の次官級等の参加を得て、約4年ぶりに対面で第12回会合を東京において開催し、地域を取り巻く安全保障環境と各国の安全保障政策や、地域情勢や各国の安全保障・防衛政策などについて、率直な情報共有や意見交換を行った。
	日・太平洋島嶼国防大臣会合 (JPIDD: Japan Pacific Islands Defense Dialogue)	防衛省の主催により、太平洋島嶼国及びパートナー国が参加し、2021年が初の開催となった。自由で開かれたインド太平洋、海洋安全保障、新型コロナウイルスへの対応、気候変動とHA/DR (人道支援・災害救援) などに関する意見交換を行い、参加国との間で相互理解・信頼醸成を促進する場としている。	2021年9月、テレビ会議形式で開催された第1回目・太平洋島嶼国防大臣会合では、太平洋島嶼国(13か国)、パートナー国(米英仏豪加の6か国)が参加し、意見交換を実施するとともに、「日・太平洋島嶼国防大臣会合共同声明」が採択された。
	プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラム (PAP: Professional Airmanship Program)	防衛省の主催により、ASEAN防衛協力の指針「ピエンチャン・ビジョン2.0」に基づく取組として、ASEAN各国及びASEAN事務局の空軍士官などを対象にし、知見の共有や意見を交換する場としている。	2023年2月、第3回PAPを対面で開催し、第一線で日々活躍する航空自衛隊員を含め、防衛省・自衛隊とASEANからの参加者との相互理解・信頼醸成、HA/DR分野での専門的・実践的な知見の共有を一層促進した。
陸自	陸上防衛部長級対話 (G5D: G5 Dialogue)	陸自の主催により、2017年度から開催し、わが国と共通の価値観を有し、陸上自衛隊と緊密な関係にある各国の陸軍種などとアジア太平洋地域への平和と安定に陸軍種として主体的に貢献するため、多国間による同地域への関与のあり方について意見交換する場としている。	2018年2月、米国(海兵隊を含む)、オーストラリア、英国、フランスの4か国5軍種の参加を得て、「陸軍種として、アジア太平洋地域の防衛協力の目指す方向性」をテーマとしたグループ討議、化学学校研修などを行った。
	陸軍兵站実務者交流 (MLST: Multilateral Logistics Staff Talks)	陸自の主催により、1997年度から毎年開催し、インド太平洋地域、欧州地域の主要国などから兵站実務者を招き、兵站協力などに関する意見を交換する場としている。	2019年11月、インド太平洋地域及び欧州地域の25か国から兵站実務者などの参加を得て、第23回陸軍兵站実務者交流を開催し、「都市災害対応における兵站(オリンピック対応含む)」をテーマとして意見交換を行った。
防衛省主催	インド・太平洋諸国海軍大学セミナー (IPNCS: Indo-Pacific Naval College Seminar)	海自の主催により、1998年から毎年開催し、インド太平洋諸国の海軍大学などから関係者の参加を得て、学校教育及び学校研究の資を得ること及びセミナー参加国との防衛交流及び相互理解の推進への寄与を目的に、海軍力の果たす役割などに関し、意見を交換する場としている。	2023年2月、19か国の海軍大佐級の参加者を得て、第26回のセミナーを開催(3年ぶりの対面形式)し、「不確実性を増す海洋への挑戦～次世代へつなぐ海軍間の協調～」を主題として、パネミックや気候変動及び地域紛争等不確実性のある情勢における海軍間の協調の重要性について、活発な意見交換を実施した。
	WPNS次世代海軍士官短期交流プログラム (WPNS STEP: Western Pacific Naval Symposium Short Term Exchange Program)	海自の主催により、2011年から毎年開催し、西太平洋海軍シンポジウム(WPNS)構成国などの海軍の次世代士官の参加を得て、わが国の安全保障環境、防衛政策及び防衛力整備、歴史・文化に対する参加者の理解を深化させる場としている。	2021年10月、38か国の海軍士官などの参加を得て、第10回WPNS次世代海軍士官短期交流プログラムをハイブリット形式(対面形式及びオンライン形式)で開催し、「海軍は環境の変化にいかに対応していくか」をテーマとして、各国海軍の新たな取組や装備品の展望などについての発表、活発な意見交換を行った。
空自	航空宇宙防衛力シンポジウム	空自の主催により、2022年から開催し、アジア太平洋地域を中心とした空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。(※1996年から2014年までは国際航空防衛教育セミナーとして、2015年から2021年までは空軍大学セミナーとして、それぞれ実施)	2022年9月、各国空軍大学関係者及び研究員を招へいし、「大国防競争におけるエア&スペースパワー」をテーマとして、オンライン形式のテレビ会議にて研究発表及び意見交換を実施した。
	指揮幕僚課程学生多国間セミナー	空自の主催により、2001年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。	2022年11月、24か国の空軍大学学生などの参加を得て、第22回セミナーをオンラインで開催し、「変化と創造」をテーマとして意見交換を実施した。
防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主催により、1996年から開催し、アジア太平洋地域の士官学校などの代表者を招へいして、国際情勢および安全保障などに関する討議を行う場としている。	2016年7月、10か国を招へいし、第21回目のセミナーを開催し、「サイバーセキュリティに寄与する士官学校の教育・研究」をテーマとして意見交換を行った。なお、当該セミナーは2016年を最後に閉会した。
	国際士官候補生会議	防大の主催により、1998年から毎年開催し各国の士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。	2022年3月、第25回目の会議を開催し、「変化する世界、変わらない信念」をテーマとして意見交換を行った。
防衛研究所	安全保障国際シンポジウム・コロキアム	防研の主催により、1999年から毎年開催し、各国の研究者などの参加を得て、公開の場で報告と意見交換を行い、一般国民の安全保障に対する認識を深めることなどを目的として行っている。	2022年12月、第23回目の安全保障国際シンポジウムを、「大国防競争の新常態～米中露関係とインド太平洋地域～」をテーマとして、米国、中国、オーストラリア、フィリピン、インド及び日本の専門家との間で、オンラインにて意見交換を行った。
	戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、2002年から毎年開催し、軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。	2022年9月、第20回目の戦争史研究国際フォーラムを開催し、カナダ、英国、シンガポール及び国内の著名な研究者の間で、「戦争と情報の歴史的考察」を主題として、オンラインにて意見交換を行った。
	ASEANワークショップ	防研の主催により、2010年から毎年開催し、アジア太平洋地域が共通に直面している新たな安全保障問題についてワークショップ形式の研究会を行っている。2018年からは地域をASEAN諸国とした。	2023年2月、オーストラリア、インドネシア及び米国の研究者との間で、「大国防競争が東南アジア地域にもたらす影響」を議題にオンラインにて意見交換を行った。

資料編

資料56 その他の多国間安全保障対話など

その他の多国間対話		概 要
内部部局	南太平洋国防大臣会合 (SPDMM: South Pacific Defense Ministers' Meeting)	南太平洋に位置する諸国の国防大臣が集まり、同地域の平和と安定の維持に不可欠な安全保障に係るあらゆる議題について議論する会合。2022年の第7回会合に初めてオブザーバーとして参加した。
	拡大ASEAN国防相会議 (ADMM プラス: ASEAN Defence Ministers' Meeting-Plus)	2010年10月に発足した、インド太平洋地域における政府主催の国防大臣級会議であり、地域の安全保障に関する問題について意見交換を実施している。2017年10月の第4回ADMM プラスにおいて、大臣会合の開催を従来の2年に一度から年次化することを決定した。
内部部局など	日 ASEAN 防衛担当大臣会合 (ASEAN-Japan Defence Ministers' Informal Meeting)	日 ASEAN 防衛担当大臣会合は2014年に初めて開催した。日本とASEAN各国の防衛担当大臣が、広範な安全保障問題について討議するとともに、今後の日ASEAN防衛協力を具体的に進展させる道筋について意見交換を行っている。
	ASEAN 地域フォーラム (ARF: ASEAN Regional Forum)	政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994年から開催されている。現在25か国+1地域 (ASEAN10か国と我が国を含む非ASEAN15か国+1地域) と1機関 (EU) がメンバー国となり、外務当局と防衛当局の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。
	アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS: Asia-Pacific Military Operations Research Symposium)	参加国の持ち回り開催により、アジア太平洋諸国が参加して防衛オペレーションズ・リサーチ技法に関する情報交換などを行う場である。1993年の第2回から参加している。
	ソウル安全保障対話 (SDD: Seoul Defense Dialogue)	韓国防衛省主催により、アジア太平洋、欧米各国の国防担当次官級の参加を得て、朝鮮半島問題を含む地域の安全保障課題などに関して意見交換を行う場である。2012年の第1回から参加している。
	ドーハ・フォーラム (Doha Forum)	カタール政府が主催し、地域内外から、外交・安全保障・地球規模課題 (気候変動、グローバルパワーの台頭など)・エネルギーなどに関わる閣僚・政府関係者、有識者、国際機関関係者が集まり、自由闊達な議論を目的とする国際会議である。2001年以降毎年開催されており、2019年に初参加した。
	インド太平洋諸国参謀総長等会議 (CHOD: Indo-Pacific Chief of Defense Conference)	米国の主催または参加国との持ち回り共催により毎年開催され、インド太平洋諸国の参謀総長などが安全保障分野における意見交換を行う場である。1998年の第1回から参加している。
	アジア太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS: Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar)	米国と会員国の持ち回り共催により、アジア太平洋地域諸国が参加して後方支援活動に関する情報交換などを行う場である。正式会員国としては1995年の第24回から参加している。2018年の第47回セミナーは、わが国において約30か国及び機関の参加を得て開催された。
政府主催	ライシナ・ダイアローグ (Raisina Dialogue)	インド外務省及びORF (The Observation Research Foundation) が共催し、世界100カ国以上から外相、防衛相、参謀総長などが参加し、安全保障分野を含む多様な分野に関する議論を実施する国際会議である。防衛省からは2018年の第3回から参加している。※第1回: 外務審議官、第2回: 外務政務官、第3回: 統幕長、内閣総理大臣補佐官 第4回及び第5回: 統幕長
	インド太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (IPACC: Indo Pacific Army Chiefs Conference)	米国と参加国の持ち回り共催により、IPAMS開催に合わせて隔年ごとに開催される太平洋地域の各国陸軍参謀総長などの意見交換の場である。1999年の第1回から参加している。
	インド太平洋地域陸軍管理セミナー (IPAMS: Indo Pacific Armies Management Seminar)	米国と参加国の持ち回り共催により、インド太平洋地域の各国陸軍が地上部隊を育成するための効率的で経済的な管理技法に関して情報交換を行う場である。1993年の第17回から参加している。
陸自	太平洋地上軍シンポジウム (LANPAC: Land Forces Pacific Symposium and Exposition)	米陸軍協会 (AUSA) 主催により毎年米国ハワイにおいて実施されるシンポジウムであり、インド太平洋地域の各国陸軍種高官が、地域内における戦略的課題についてパネル討議及び懇談などを通じて意見交換する場である。
	陸軍参謀長シンポジウム (CAS: Chief of Army Symposium)	当初は、豪州陸軍本部長会議 (CAEX: Chief of Army's Exercise) や陸軍種参謀長セミナー (CALFS: Chief of Army Land Forces Seminar) と呼称していたが、2021年以降、陸軍参謀長シンポジウムと呼称している。豪陸軍の主催により隔年で開催され、豪陸軍の高級幹部のほか、アジア太平洋地域の陸軍種などの長及び有識者が参加して、地域の陸軍種の課題などについて幅広く意見交換を行う場である。陸自は2012年に初参加し、これまでに6回参加している。
	太平洋軍水陸両用指揮官シンポジウム (PALS: Pacific Amphibious Leaders Symposium)	アジア太平洋地域内友好国の水陸両用作戦能力向上に資するとともに、米太平洋軍海兵隊との関係強化、相互運用性向上を通じて地域の安定に寄与する観点から、米太平洋軍海兵隊の主催により、2015年5月に初めて開催された。以降、毎年1回開催され、第1回から参加している。
	米国陸軍協会 (AUSA) 年次総会 (AUSA: Association of U.S. Army)	米国陸軍協会 (AUSA) の主催により毎年米国ワシントンD.C. で開催されるシンポジウムである。陸自代表団長 (統幕長、陸幕副長) による米陸軍将官との懇談、講演などを実施している。

その他の多国間対話		概 要	
海 目	国際シーパワーシンポジウム (ISS : International Sea power Symposium)	米国の主催により隔年ごとに開催され、各国海軍参謀総長などが海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。1969年の第1回から参加している。	
	西太平洋海軍シンポジウム (WPNS : Western Pacific Naval Symposium)	参加国の持ち回りにより開催され、ISSの行われない年に西太平洋諸国の海軍参謀総長などが意見交換を行う場である。1990年の第2回から参加している。	
	西太平洋国際掃海セミナー (International MCM Seminar)	WPNS参加国の持ち回りにより開催され、西太平洋掃海訓練が行われない年に、掃海に関して意見交換を行う場である。2000年の第1回から参加している。2007年10月には、海自主催で横須賀においてセミナーを実施した。	
	アジア太平洋潜水艦会議 (Asia Pacific Submarine Conference)	米国の主催またはアジア太平洋地域の参加国の持ち回りにより開催され、潜水艦救難などを中心に意見交換を行う場である。2001年の第1回から参加しており、2006年10月には海自主催で実施した。	
	インド洋海軍シンポジウム (IONS : Indian Ocean Naval Symposium)	参加国の持ち回りにより隔年ごと開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀総長などがインド洋における海洋安全保障について意見交換を行う場である。2012年の第3回から参加している。	
	豪海軍シーパワー会議 (SPC : RAN Sea Power Conference) (2022年から名称変更、IP : Indo-Pacific Seapower Conference)	太平洋国際海洋展示会 (PACIFIC International Maritime Exposition) の一環として隔年で実施され、世界各国の海軍から参謀長級又は将官級の代表が多数参加するため、2国間交流及び多国間交流の機会となっている。	
	地域シーパワーシンポジウム (RSS : Regional Seapower Symposium)	イタリア海軍の主催により隔年ごと開催され、NATO各国の海軍参謀長などを中心に、海軍の共通の課題について意見交換を行う場である。2008年の第7回から参加している。	
	国際海洋安全保障シンポジウム (IMSS : International Maritime Security Symposium)	インドネシア海軍の主催により隔年ごと開催され、西太平洋諸国の海軍参謀長などを中心に、海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。2013年の第1回から参加している。	
	ゴールドダイアログ	スリランカ海軍の主催により毎年開催され、インド洋沿岸国の海軍参謀長などが海洋安全保障上の課題について意見交換を行う場である。2010年の第1回から参加している。	
政 府 主 催	空 目	太平洋地域空軍参謀総長等シンポジウム (PACS : Pacific Air Chiefs Symposium)	米国の主催により隔年ごと開催され、各国空軍参謀総長などが共通の課題について意見交換を行う場である。1989年の第1回から参加している。
		宇宙シンポジウム (Space Symposium)	米国の主催により毎年開催され、各国空軍参謀総長などが宇宙分野における共通の課題について意見交換を行う場である。2019年の第35回シンポジウムから参加している。
		グローバル・エア&スペース・チーフ・カンファレンス (Global Air and Space Chief's Conference)	英空軍主催により毎年開催され、各国空軍参謀総長などがその年のテーマに沿った航空・宇宙分野の課題などについて意見交換を行う場である。2009年参加以降、これまでに10回参加している。
	空 目	エア・スペース・パワー会議 (APC : Air and Space Power Conference)	オーストラリアの主催により、隔年ごと開催される空軍力に関する国際的な意見交換の場である。2000年以降、これまでに7回参加している。
		エアフォース・シンポジウム (Air Force Symposium)	フィリピン空軍の主催により毎年開催され、安全保障に関するテーマに沿って、参加者の意見交換が行われる場である。2015年以降、これまでに6回参加している。
		航空医学カンファレンス (Aerospace Medicine Conference)	インド空軍の主催により毎年開催され、航空医学に関して意見交換を行う場である。2019年以降2回参加している。
		空軍司令官等ドバイ国際会議 (Dubai International Air Chiefs Conference)	UAE空軍主催により隔年で開催され、各国空軍参謀総長などがその年のテーマに沿った課題について意見交換を行う場である。2013年以降5回参加している。
		コロombo・エア・シンポジウム (Colombo Air Symposium)	スリランカ空軍の主催により毎年開催され、空軍力や航空戦略に関して意見交換を行う場である。2016年以降、これまでに3回参加している。
		軍事飛行訓練国際交流会議	中国空軍主催により隔年で開催され、飛行訓練などに関して意見交換を行う場である。2016年以降2回参加している。
情 報 本 部	アジア太平洋地域情報部長等会議 (APICC : Asia-Pacific Intelligence Chiefs Conference)	米太平洋軍司令部と参加国との持ち回り共催により、アジア太平洋地域などの各国国防機関の情報部長などによる意見交換会議である。地域の安全保障上の課題について意見交換を行うとともに、各国間の信頼関係の醸成と情報の共有に資することを目的としている。2011年2月には情報本部が初めて共催し、28か国が参加した。	
防 衛 研 究 所	ARF 国防大学校長等会議	ARF加盟各国の国防大学などが年1回持ち回りで会議を開催している。アジア太平洋地域における安全保障上の課題と国防教育研究機関の役割について、主催者が中心となってテーマを決定し、それに基づき参加各国が発表・質疑応答を行う形式で行われる。日本からは防衛研究所が1997年の第1回より全ての会議に参加、2001年には東京での第5回会議を主催し、2018年9月には、17年ぶりに東京において第22回会議を主催した。2019年11月にはシンガポールで開催された会議に参加した。なお、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったものの、直近では2021年10月にはオンラインにて開催された会議に参加した (2022年度は開催なし)。	
	NATO 国防大学国防関係学校長会議	NATO国防大学とNATO加盟国・パートナー国の国防教育機関が持ち回りで開催する年次の国際会議である。各国の学校長が、国防高等教育を改善するための観点から意見交換を実施するとともに、NATO加盟国や中・東欧、地中海の対話国などとの間の教育交流促進に主眼を置く。日本からは防衛研究所が平成21 (2009) 年度より、ほぼ毎回参加している (平成25 (2013) 年度は招待なし)。なお、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったものの、2021年10月にはデンマークで、2022年5月にはドイツで開催された会議に参加した。	

その他の多国間対話		概 要
民間 主 催	IISSアジア安全保障会議 (シャングリラ会合) (IISS Shangri-La Dialogue)	英国の国際戦略研究所 (IISS) の主催により、2002年から開催され、インド太平洋地域の国防大臣などの参加を得て、地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場である。2004年の第3回会合及び2012年の第11回会合を除き、2002年の第1回から防衛大臣 (2012年は防衛副大臣) が参加している。
	IISSシャングリラ・シェルパ会合 (IISS Shangri-La Dialogue Sherpa Meeting)	IISS主催による、シャングリラ会合へのシェルパ会合 (準備会合) である。シャングリラ会合に参加する国の防衛当局関係者 (局長級/参謀副長級) が対象で、地域の安全保障に関する問題について議論を行う。2013年の第1回から参加している。
	IISS地域安全保障サミット (マナーマ対話) (IISS Manama Dialogue)	IISS主催により、2004年から毎年開催され、湾岸諸国の外務・国防・安保・情報関係者を中心に地域の安全保障に関する問題について意見交換を行う場である。2009年の第6回に防衛省の政務レベルとして初めて防衛副大臣が参加し、2010年の第7回及び2016年の第12回及び2017年の第13回に防衛大臣政務官が参加し、第15回に初めて防衛大臣が参加した。
	ミュンヘン安全保障会議 (Munich Security Conference)	1962年に発足した欧米における安全保障に関する最も権威ある国際会議の一つであり、開催国のドイツをはじめ、米国、英国、フランスなどのNATO諸国、露、中東欧諸国の閣僚、国会議員、国防当局幹部など各国要人が出席している。2009年の第45回にわが国の防衛大臣が初めて参加し、2016年の第52回、2017年の第53回、2018年の第54回及び2019年の第55回に防衛副大臣が参加、2020年2月の第56回には防衛大臣が参加した。
	ハリファックス国際安全保障会議 (Halifax International Security Forum)	ハリファックス・インターナショナル・セキュリティ・フォーラムがカナダ国防省の後援を得て主催し、米欧諸国から多くの政府関係者 (EU各国NATO担当相・国防相) の参加を得て、安全保障などに関して意見交換を行う場である。2009年の第1回から参加している。
	北東アジア協力ダイアログ (NEACD : The Northeast Asia Cooperation Dialogue)	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所 (IGCC) が中心となり、参加国 (中国、北朝鮮、日本、韓国、ロシア及び米国) から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。1993年の第1回から参加 (2018年は不参加) している。

アップデートの趣旨

- 2016年11月のビエンチャン・ビジョン表明以降3年間の日ASEAN防衛協力に係る取組をレビュー
- インド太平洋地域を一体と捉えるより広い文脈でビジョンを再定義
- 日ASEAN防衛協力の実施3原則を提示するとともに、ASEANの強靱性の強化を協力の目的として明示

内容

1. ビエンチャン・ビジョンに基づく取組のレビュー

- (1) 多国間の取組：乗艦協力プログラム、HA / DR招へいプログラム、プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラム
 - 多様なメニューを通して参加者の技量向上に寄与するとともに、共通の課題に向け参加者が行動を共にする機会を提供して一体感の醸成に寄与するなど、心と心の協力を実施
- (2) 二国間の取組：海洋安全保障、HA / DR、施設等の分野に係る能力構築支援、装備・技術協力、人材育成・学術交流等
 - 対象国における能力の定着を目指した事業を複数年度にわたる計画の下で実施するなど、透明性の高いプロセスを重視した、きめ細やかで息の長い協力を実施
- (3) これらの取組を通じ、特に以下の分野において、ASEAN全体としての能力の蓄積に寄与するとともに、ASEANの中心性と一体性を支援する観点から、取組の継続・発展を通じてASEANの強靱性に寄与することの重要性を確認
 - ①「法の支配」の貫徹、②海洋安全保障の強化、③災害や非伝統的脅威等の地域的な課題への自律的な対処の支援
 ⇒ ASEANの中心性と一体性、それらの素地となる強靱性の3要素の関係性に留意し、より実践的な防衛協力を追求

2. 「インド太平洋地域」の文脈でのビエンチャン・ビジョンの再定義

- (1) ASEANはインド洋と太平洋の結節であり地域協力の要
- (2) 「ASEANインド太平洋アウトルック」に示された理念（開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み）は、日本が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」構想と、基本的な考え方において通底
- (3) 日本は、「自由で開かれたインド太平洋」構想を推進する上で、「ASEANインド太平洋アウトルック」を尊重しつつ、ASEAN諸国及び基本理念を共有する全ての国とのパートナーシップを通じた、対等で開かれた協力を推進

3. 日ASEAN防衛協力の実施3原則

- (1) 心と心の協力：ASEANの理念の尊重、人的ネットワークの重視、個別ニーズに率先して耳を傾ける姿勢
- (2) きめ細やかで息の長い協力：計画的・継続的で透明性のある関与、持続可能なアウトカムの追求
- (3) 対等で開かれた協力：ASEANの中心性・一体性・強靱性に資する国際連携の強化

I. 協力の目的：東南アジア地域を結節とする「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化に向けた、

- ① 日ASEANの戦略的パートナーシップの強化、②ASEANの強靱性の強化を通じた中心性と一体性への貢献

II. 協力の方向性：ASEANの中心性・一体性・強靱性に資する取組を、実施3原則に基づき、以下の重点領域を中心に展開

- ① 中心性・一体性の原則に根差したアプローチ
 - ASEAN中心の枠組みを主軸として、ASEAN諸国及び域外関係国との国際連携を促進
 - 防衛当局間の連結性の向上や規範・慣行等の共有により、信頼醸成と相互運用性を促進
- ② 重点領域：ASEANの強靱性の強化に資する協力
 - 「法の支配」の貫徹：海洋及び航空分野に係る普遍的な国際規範の形成・共有を促進
 - 海洋安全保障の強化：地域の平和と安定を見据えた域内国の取組を支持し、海洋状況把握等に係る能力向上を促進
 - 地域的な課題への自律的な対処の支援：災害や非伝統的脅威等に対する対処能力向上を促進

III. 協力の手段：以下の多様な手段を組み合わせ、関係各省庁との緊密な連携の下、実践的な防衛協力を実施

- ① 国際規範の実行に向けた認識共有促進：セミナー等を通じた規範・慣行に係る知見の共有
- ② 能力構築支援：自衛官等の派遣及び実務者等の招へいを通じ支援対象国の能力向上に向けた自律的・主体的な取組を支援
- ③ 防衛装備・技術協力：装備品・技術移転、防衛装備・技術協力に係る人材育成、防衛産業に関するセミナー等の開催
- ④ 訓練・演習：二国間訓練の実施、多国間共同訓練・演習の実施及び参加形態の拡充、自衛隊訓練へのオブザーバー招へい
- ⑤ 人材育成・学術交流：留学生・研修生の人的ネットワークの強化、オピニオンリーダー招へい

統合幕僚監部

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
韓国主催 PSI訓練 (イースタン・ エンデバー19)	19.7.10 ～ 19.7.11	釜山	米国、オーストラリア、 ニュージーランド、韓国、シ ンガポール（他、オブザー バー参加国が複数）	統合幕僚監部、陸上 自衛隊化学学校	人員 3名	—
拡大ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス) 人道支援・災害救 援演習（幕僚訓練 及び通信訓練）	19.7.30 ～8.1	幕僚訓練：マレーシ ア（クアラルンプー ル） 通信訓練：市ヶ谷	マレーシア、米国、オースト ラリア、ブルネイ、カンボジ ア、中国、インド、インドネ シア、ラオス、ミャンマー、 ニュージーランド、フィリピン、 韓国、ロシア、シンガ ポール、タイ、ベトナム	統合幕僚監部、情報 本部	人員 約5名	—
ニューカレドニア 駐留仏軍主催 HA/DR 多国間訓 練 (赤道19)	19.9.21 ～10.5	ニューカレドニア	フランス、オーストラリア、 カナダ、フィジー、インドネ シア、ニュージーランド、バ プアニューギニア、ソロモン 諸島、トンガ、英国、米国、 バヌアツ	統合幕僚監部、統幕 学校	人員 3名	—
NATO サイバー 防衛演習 (サイバー・ コアリション 2019)	19.12.2 ～12.6	エストニア、日本	NATO 加盟国、パートナー国、 EU	内部部局、統合幕僚 監部、自衛隊指揮通 信システム隊	人員 約20名	—
多国間共同訓練 コブラ・ゴールド20	20.1.26 ～3.9	タイ	タイ、米国、インドネシア、 マレーシア、シンガポール、 韓国、中国、インド	統合幕僚監部など、 陸上自衛隊、海上自 衛隊、航空自衛隊	C-130H×1機 人員 約240名	—
EU 海上部隊及び 韓国海軍との 海賊対処共同訓練	20.7.16 ～7.17	アデン湾西方海域	スペイン、韓国	派遣海賊対処行動第 36次水上部隊 護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	(スペイン海軍) フリゲート艦「サ ンタ・マリア」 (韓国海軍) 駆逐艦「テ・ジョ ヨン」
欧州連合海軍部隊 との海賊対処共同 訓練	20.10.5 ～10.6	アデン湾	スペイン、ドイツ	派遣海賊対処行動第 36次水上部隊護衛艦 「おおなみ」	艦艇 1隻	(スペイン海軍) フリゲート艦 「SANTA MARIA」 (スペイン空軍) P-3M (ドイツ海軍) P-3C
サイバー防衛演習 (ロックド・シー ルズ2021)	21.4.13 ～4.16	エストニア、日本	NATO 加盟国を含む約30か 国	内部部局、統合幕僚 監部、自衛隊指揮通 信システム隊	約30名（防衛 省・自衛隊以 外の参加者を含 む。）	—
フランス海軍等との 海賊対処共同訓練	21.5.1	アデン湾	フランス、米国	護衛艦「せとぎり」	艦艇 1隻	(フランス海軍) 空母「シャルル・ ド・ゴール」、駆 逐艦「シュヴァリ エ・ポール」 (米海軍) 駆逐艦 「マハン」
EU 海上部隊及び ジブチ海軍等 との海賊対処共同 訓練	21.5.10	アデン湾	イタリア、スペイン、ジブチ	護衛艦「せとぎり」	艦艇 1隻	(イタリア海軍) フリゲート艦「カ ラビニエリ」 (スペイン空軍) P-3M (ジブチ海軍及び 沿岸警備隊) 巡視 艇「ダメルジョグ」
多国間共同訓練 コブラ・ゴールド 21	21.7.10 ～8.23	タイ及び防衛省市ヶ 谷地区	タイ、米国、インドネシア、 マレーシア、シンガポール、 韓国、中国、インド及びオー ストラリア	統合幕僚監部、情報 本部、自衛艦隊、自 衛隊指揮通信システ ム隊	人員 約20名	—

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
英空母打撃群との 海賊対処共同訓練	21.7.11 ～7.12	アデン湾	英国、米国、オランダ	護衛艦「せとぎり」 哨戒機 P-3C	艦艇 1隻 航空機	(英海軍) 空母「ク イーン・エリザベス」 フリゲート艦「リッ チモンド」、「ケント」 補給艦「タイドス プリング」、「フォ ート・ビクトリア」 (米海軍)：駆逐艦 「ザ・サリバンス」 (オランダ海軍) フ リゲート艦「エ ファーツェン」
米国主催大規模広 域訓練2021 (LSGE21) 前段	21.8.2 ～8.8	珊瑚海からフィリピン 東方に至る海空域	米国、オーストラリア	護衛艦「まきなみ」、 搭載航空機 SH-60K	艦艇 1隻 航空機	(米軍) 強襲揚陸艦 「アメリカ」、ドック 型輸送揚陸艦 「ニューオーリンズ」 (オーストラリア軍) 強襲揚陸艦「キャン ペラ」、フリゲ ート艦「バララット」、 哨戒機 P-8A
米国主催大規模広 域訓練2021 (LSGE21) 後段	21.8.24	沖縄南方海空域	米国、英国、オランダ	水陸機動団、第1ヘ リコプター団 (CH-47JA)、西部方 面航空隊(AH-64D)、 護衛艦「いせ」及び 搭載航空機(SH- 60K)、護衛艦「あさ ひ」、 第9航空団(F-15J/ DJ)、南西航空警戒 管制団	艦艇 2隻 航空機	(米軍) 強襲揚陸艦 「アメリカ」及び搭 載航空機(F-35B)、 ドック型揚陸艦 「ニューオーリンズ」、 駆逐艦「ザ・サリ バンス」、 F-15C、MV-22B (英軍) 空母「クイーン・エ リザベス」及び搭 載航空機(F-35B、 MERLIN MK2)、駆 逐艦「ディフェン ダー」、フリゲ ート艦「ケント」 (オランダ軍) フ リゲート艦「エファ ーツェン」
シンガポール主催 「拡散に対する安全 保障構想(PSI)」 訓練(Deep Sabre21)	21.10.28 ～10.29	日本国内(テレビ会 議による参加)	シンガポールなど	統合幕僚監部、陸上 自衛隊中央特殊武器 防護隊	人員 3名	—
多国間共同訓練 コブラ・ゴールド22	22.2.18 ～3.4	タイ及び日本国内 (防衛省市ヶ谷地区 及び陸上自衛隊朝霞 駐屯地)	タイ、米国、インドネシア、 マレーシア、シンガポール、 韓国、中国、インド、 オーストラリア	統合幕僚監部、陸上 総隊、自衛艦隊、シ ステム通信隊群、航 空システム通信隊、 自衛隊指揮通信シ ステム隊及び情報本部	人員 約60名	—
サイバー防衛演習 (ロックド・ シールズ2022)	22.4.19 ～4.22	エストニア、日本	NATO加盟国を含む約30か 国	内部部局、統合幕僚 監部、陸上自衛隊シ ステム通信団、海上 自衛隊システム通信 隊群、航空自衛隊作 戦システム運用隊、 航空自衛隊航空シ ステム通信隊、自衛隊 サイバー防衛隊	—	—
ポリネシア駐留 仏軍主催HA/DR 多国間訓練 「MARARA22」	22.5.8 ～5.19	フランス領ポリネシ ア	フランス等	統幕、海幕、陸上総 隊	人員5名	—
米国主催「拡散に 対する安全保障構 想(PSI)」訓練 「Fortune Guard 22」	22.8.8 ～8.12	米国(ハワイ)	米国等	統合幕僚監部、陸上 自衛隊化学学校	人員4名	—
日米韓共同訓練	22.10.6	日本海	米国、韓国	護衛艦「ちょうかい」	艦艇 1隻	(米) 巡洋艦「チャ ンセラーズビル」、 (韓) 駆逐艦「セ ジョン・デワン」

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米韓共同訓練	22.10.6	我が国周辺海域	米国、韓国	護衛艦「あしがら」	艦艇1隻	(米) 艦艇数隻、 (韓) 艦艇数隻
スペイン海軍及びトルコ海軍との第151連合任務群の計画による海賊対処共同訓練	22.10.25、 10.28	アデン湾	スペイン、トルコ	護衛艦「はるさめ」	艦艇1隻	(スペイン) フリゲート艦「NUMANCIA」、 (トルコ) フリゲート艦「BURGAZADA」
ニューカレドニア駐留仏軍主催HA/DR多国間訓練「赤道22」	22.11.14 ～11.25	フランス領ニューカレドニア	フランス等	統幕、海幕、陸上総隊	人員4名	—
NATOサイバー防衛演習(サイバー・コアリション2022)	22.11.28 ～12.2	エストニア、日本	NATO加盟国、パートナー国、EU等	統合幕僚監部等	—	—
仏空母打撃群との共同訓練	23.1.9 ～1.14	アデン湾西部及びアラビア海北部	フランス、米国	護衛艦「すずつき」	艦艇1隻	(仏) 航空母艦「シャルル・ドゴール」 駆逐艦「フォルバン」、 「プロヴァンス」、補給艦「マルヌ」、 (米) 駆逐艦「トランクストン」
多国間共同訓練コブラ・ゴールド23	23.2.9 ～3.10	タイ及び日本国内(防衛省市ヶ谷地区)	タイ、米国、インドネシア、マレーシア、韓国、シンガポール、オーストラリア、中国、インド	内局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、陸上総隊、自衛艦隊、システム通信隊群、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空システム通信隊、航空自衛隊補給本部、自衛隊サイバー防衛隊及び情報本部	人員約130名、 装備品等	—
日米韓共同訓練	23.2.22	日本海	米国、韓国	護衛艦「あたご」	艦艇1隻	(米) 駆逐艦「バリー」、 (韓) 駆逐艦「セジョン・デワン」

陸上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
豪州における豪陸軍主催射撃競技会	19.3.23 ～4.5	オーストラリアビクトリア州バッカパニナル訓練場	オーストラリアなど	陸上総隊、各方面隊、富士学校など	人員 約20名	—
豪州における米豪軍との実動訓練 (サザンジャッカルー)	19.5.10 ～6.14	オーストラリアクイーンズランド州 ショール・ウォーターベイ演習場	米国、オーストラリア	第12旅団第13普通科連隊	人員 約160名	(豪陸軍) 約720名 (米海兵) 約250名
多国間共同訓練 (カーンクエスト19)	19.6.14 ～6.28	モンゴル (ファイブ・ヒルズ訓練場)	オーストラリア、バングラデシュ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カンボジア、カナダ、中国、エルサルバドル、フィジー、フランス、ドイツ、ハンガリー、インド、インドネシア、イスラエル、イタリア、ヨルダン、マレーシア、モルドバ、モンゴル、ネパール、ニュージーランド、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、ルワンダ、シンガポール、スリランカ、トーゴ、トルコ、英国、ウクライナ、ウルグアイ、米国、ベトナム、ザンビア	陸上総隊など	人員 約60名	—
ADMM プラスPKO 専門家会合参加国合同実動訓練	19.9.8 ～9.22	インドネシア国軍平和維持ミッションPKOセンター	ASEAN10カ国、米国、オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド、韓国、ロシア	陸上総隊など	人員 約20名	—
米比共同訓練 (カマンダグ19)	19.10.6 ～10.23	フィリピン	米国、フィリピン	水陸機動団など	人員 約80名	—
令和3年度国内における仏陸軍及び米海兵隊との実動訓練 (ARC21)	21.5.11 ～5.17	相浦駐屯地、霧島演習場及び九州西方海空域	米国、フランス	水陸機動団、西部方面航空隊	—	(仏陸軍) 第6軽機甲旅団 (米海兵隊) 第3海兵師団、第3海兵兵站群、第1海兵航空団
豪州における米豪軍との実動訓練 (サザン・ジャッカルー21)	21.5.23 ～7.4	オーストラリアノーザンテリトリー州マウント・バンディ演習場	米国、オーストラリア	第14旅団第50普通科連隊基幹	—	(豪陸軍) 第1旅団 (米海兵隊) 第3海兵機動展開部隊 ダーウィンローテーション部隊
令和3年度豪州における米豪英軍との実動訓練 (タリスマン・セイバー21) (※注2)	21.6.25 ～8.7	オーストラリアクイーンズランド州ショールウォーターベイ演習場等	米国、オーストラリア、英国	水陸機動団第2水陸機動連隊	—	(豪陸軍) 第1師団 (米海兵隊) 第3海兵機動展開部隊 ダーウィンローテーション部隊 (英海兵隊) ロイヤルマリーンコマンドウ
豪州における米豪軍との実動訓練 (サザン・ジャッカルー22)	22.5.9 ～5.27	ショールウォーターベイ演習場及びガリポリバラックス (クイーンズランド州)	米国、オーストラリア	13普通科連隊及び中央即応連隊	—	(豪陸軍) 第7旅団 第6歩兵連隊、 (米海兵隊) 第1海兵機動展開部隊 ダーウィン・ローテーション部隊
多国間訓練 (カーン・クエスト22)	22.6.6 ～6.20	モンゴル	モンゴル、米国等	陸上総隊司令部、中央即応連隊、国際活動教育隊及び第18普通科連隊	—	—
米海軍主催多国間共同訓練 (RIMPAC2022) (※注2)	22.7.3 ～7.25	米国ハワイ州カウアイ島太平洋ミサイル射撃場	米国等	西部方面特科隊第5地对艦ミサイル連隊 (12式地对艦ミサイル) 等、海上自衛隊第3航空隊	—	(米) 第17砲兵旅団、哨戒機部隊、無人偵察機部隊
米国及び尼国における米尼陸軍との実動訓練 (ガルーダ・シールド22)	22.7.26 ～8.5	米国グアム島 アンダーセン米空軍基地及びその周辺、インドネシアスマトラ島バトゥラジャ演習場及びその周辺	米国、インドネシア	第1空挺団	—	(米) 第11空挺師団、第374空輸航空団等、(インドネシア陸軍) 第18空挺旅団

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米豪韓加共同訓練 (パシフィック・ヴァンガード 22) (※注2)	22.8.25 ～8.29	グアム島及び同周辺 海空域	米国、オーストラリア、韓 国、カナダ	水陸機動団、護衛艦 「いずも」・「たかな み」等	—	(米海軍) 潜水艦、 貨物弾薬補給艦 「アメリア・イア ハート」、(米海兵 隊) 第3海兵機動 展開部隊第5航空 艦砲連絡中隊、(豪 海軍) 駆逐艦「シ ドニー」等、(韓 海軍) 駆逐艦「セ ジョン・デワン」 等、(加海軍) フ リゲート艦「バン クーバー」
比国における米比 海兵隊との実動訓 練 (カマンダグ22)	22.10.3 ～10.14	フィリピンルソン島 海軍教育訓練ドク トリコマンド (NETDC) 及びその 周辺地域	米国、フィリピン	水陸機動団、中央特 殊武器防護隊及び対 特殊武器衛生隊	—	(米海兵隊) 第31 海兵機動展開隊、 (米海軍) 第7艦 隊、(フィリピン 海兵隊) 第6海兵 大隊等

海上自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米印比共同 巡航訓練	19.5.3 ～5.9	九州西方から南シ ナ海に至る海域	米国、インド、 フィリピン	護衛艦「いずも」、 「むらさめ」	艦艇 2隻	(米) ミサイル駆逐艦「ウィ リアム P. ローレンス」 (印) ミサイル駆逐艦「コル カタ」、補給艦「シャクティ」 (比) フリゲート艦「アンド レス・ポニファシオ」
日仏豪米共同訓練 (ラ・ベルーズ)	19.5.19 ～5.22	スマトラ島西方海 空域 (インド洋)	フランス、 オーストラリア、 米国	護衛艦「いずも」、 「むらさめ」	艦艇 2隻	(仏) 空母「シャルル・ド・ ゴール」、ミサイル駆逐艦 「フォルバン」、フリゲート艦 「プロヴァンス」、[ラトゥー シュ・トレヴィル]、補給艦 「マルヌ」 (豪) フリゲート艦「ツウーウ ムバ」、潜水艦 (米) ミサイル駆逐艦「ウィリ アム P. ローレンス」
日米豪韓共同訓練 (パシフィック・ ヴァンガード 19-1)	19.5.23 ～5.28	グアム島周辺海空域	米国、 オーストラリア、 韓国	護衛艦「ありあけ」、 「あさひ」	艦艇 2隻	(米) 揚陸指揮艦「ブルー・ リッジ」、巡洋艦「アンティエ タム」、駆逐艦「カーティス・ ウィルバー」、補給艦「ラバ ハノック」、[リチャード E. バード]、P-8A、EA-18G (豪) フリゲート艦「メルボ ルン」、[パラマタ]、潜水艦 「ファーンコム」 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
日米豪共同訓練	19.5.29	グアム島周辺海空域	米国、 オーストラリア	護衛艦「ありあけ」、 「あさひ」	艦艇 2隻	(米) 駆逐艦「カーティス・ ウィルバー」 (豪) 潜水艦「ファーンコム」
機雷戦訓練 (陸奥 湾) 及び掃海特別 訓練 (日米印共同訓練)	19.7.18 ～7.30	陸奥湾	米国、インド	掃海母艦、掃海艦、 掃海艇、掃海管制艇	艦艇 18隻 MCH-101×3 機 P-3C×4機 P-1×1機	(米) 掃海艦 1隻、MH-53E ×2機、水中処分員 約10名 (印) 水中処分員 約4名
日米印共同訓練 (マラバール2019)	19.9.26 ～10.4	停泊フェーズ： 佐世保 洋上フェーズ： 佐世保から関東南 方に至る海空域	米国、インド	護衛艦「さみだれ」、 「ちょうかい」、[かが] 補給艦「おうみ」	艦艇 4隻 P-1×1機	(米) 駆逐艦「マッキャンベ ル」、P-8A、潜水艦 (印) フリゲート艦「サヒヤ ドゥリ」、コルベット艦「キ ルタン」、P-8I
米国主催 国際海上訓練	19.10月下旬 ～11月中旬	バーレーン周辺海 域	米国、オーストラ リア、中東・欧州・ 南アジア・東南ア ジア・アフリカ・ 南米各国など	第3掃海隊掃海母艦 「ぶんご」、掃海艇 「たかしま」	艦艇 2隻 人員 約180 名	—
米比共同訓練 (MTA SAMA SAMA 2019)	19.10.14 ～10.19	パラワン島東方海 空域	米国、フィリピン	第5航空隊	P-3C×2機	(米) P-8A×1機、艦艇 2隻 など (比) C-90×1機、艦艇 1隻 など
第8回西太平洋 潜水艦救難訓練 (パシフィック・ リーチ2019)	19.11.4 ～11.15	洋上訓練：パース 西方海域 陸上訓練・諸行事： 豪海軍スターリン グ基地	米国、オーストラ リア、韓国、シン ガポール、マレー シア (オブザーバ 参加国約20か国)	潜水艦救難艦「ちよ だ」	艦艇 1隻 人員 約150 名	—
海上自衛隊演習 (実動演習 (日米豪加共同訓練)	19.11.4 ～11.21	日本周辺海空域	米国、 オーストラリア、 カナダ	—	艦艇 約20隻 航空機 約40 機	(米) 艦艇 約5隻 (豪) 艦艇 2隻、航空機 2隻 (加) 艦艇 1隻
掃海特別訓練 (日米豪共同訓練)	19.11.18 ～11.28	日向灘	米国、 オーストラリア	掃海母艦、掃海艦、 掃海艇、掃海管制艇	艦艇 17隻 MCH-101×2 ～3機 人員 約1000 名	(米) 掃海艦 1隻、MH-53E ×2機、水中処分員 約10名 (豪) 掃海艇 2隻
令和元年度米海軍 主催固定翼哨戒機 多国間共同訓練 (シードラゴン2020)	20.1.20 ～1.31	グアム島周辺海空 域	米国、 オーストラリア、 ニュージーランド、 韓国	第51飛行隊	P-3C×1機 人員 約30名	—
コープ・ノース20 における日米豪 共同訓練 (注3)	20.1.31 ～3.6	米国グアム島アン ダーセン空軍基地 及び同周辺海空域	米国、 オーストラリア	第71飛行隊	US-2×1機 人員 約30名	—

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米豪共同訓練	20.7.19 ～7.23	南シナ海及びフィリピン東方沖からグアム周辺海域に至る海空域	米国、オーストラリア	護衛艦「てるづき」	艦艇 1隻	(米) 空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「アンティータム」、駆逐艦「マスティン」(豪) 強襲揚陸艦「キャンベラ」、駆逐艦「ホバート」、フリゲート艦「アランタ」、「スチュアート」、補給艦「シリウス」
米海軍主催多国間共同訓練 (SEACAT2020)	20.7.21 ～7.23	—	米国など	海上幕僚監部	—	—
米国主催環太平洋合同演習 (RIMPAC2020)	20.8.17 ～8.31	ハワイ諸島周辺海空域	—	護衛艦「いせ」、 「あしがら」	艦艇 2隻 人員 約550名	—
日米豪韓共同訓練 (パシフィック・ヴァンガード20)	20.9.12 ～9.13	グアム島周辺海空域	米国、オーストラリア、韓国	護衛艦「いせ」、 「あしがら」	艦艇 2隻	(米) 駆逐艦「バリー」、補給艦「ジョン・エリクソン」、潜水艦、航空機 (豪) フリゲート艦「アランタ」、「スチュアート」 (韓) 駆逐艦「イ・スンシン」、 「ソエ・リュ・ソンニョン」
日米豪共同訓練	20.10.19 ～10.20	南シナ海	米国、オーストラリア	護衛艦「きりさめ」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ジョン・S・マケイン」 (豪) フリゲート艦「アランタ」
日米豪共同訓練	20.11.6 ～11.7	ベンガル湾	米国、オーストラリア	護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ジョン・S・マケイン」 (豪) フリゲート艦「バララット」
日米印豪共同訓練 (マラバール2020)	20.11.3 ～11.6	インド洋東方海空域 (ベンガル湾)	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「おおなみ」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ジョン・S・マケイン」 (印) 駆逐艦「ランヴィジェイ」、フリゲート艦「シヴァリク」、補給艦「シャクティ」、潜水艦「シンドウライ」、P-8I など (豪) フリゲート艦「バララット」
	20.11.17 ～11.20	アラビア海北部海空域	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「むらさめ」、 第51航空隊	艦艇 1隻 人員 2名	(米) 空母「ニミッツ」、巡洋艦「プリンストン」、駆逐艦「ステレット」、P-8A (印) 空母「ヴィクラマディチャ」、駆逐艦「コルカタ」、「チェンナイ」、フリゲート艦「タルワー」、潜水艦「カンデリ」、補給艦「ディバック」、P-8I、MIG-29K、DORNIER など (豪) フリゲート艦「バララット」
日米仏共同訓練	20.12.15 ～12.17	沖ノ島島周辺海空域	米国、フランス	護衛艦「ひゅうが」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ジョン・S・マケイン」、P-8A (仏) 潜水艦「エメロード」
令和2年度米海軍主催固定翼哨戒機多国間共同訓練 (シードラゴン2021)	21.1.14 ～1.28	グアム島周辺海空域	米国など	第12飛行隊	P-1×2機 人員 約40名	—
パキスタン海軍主催多国間共同訓練 (AMAN21)	21.2.11 ～2.16	アラビア海北部海空域	パキスタンなど	護衛艦「すずなみ」	艦艇 1隻 人員 2名	—
日米仏共同訓練	21.2.19	九州西方海空域	米国、フランス	補給艦「はまな」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「カーティス・ウィルバー」 (仏) フリゲート艦「プレリアル」
日仏ベルギー共同訓練	21.3.17 ～3.18	アデン湾	フランス、ベルギー	護衛艦「ありあけ」	艦艇 1隻	(仏) 空母「シャルル・ド・ゴール」、駆逐艦「プロヴァンス」、補給艦「ヴァール」 (ベルギー) フリゲート艦「レオボルド1世」

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米仏ベルギー 共同訓練	21.3.19 ～3.20	アラビア海	米国、フランス、 ベルギー	護衛艦「ありあけ」	艦艇 1隻	(米) 巡洋艦「ポートロイヤル」、強襲揚陸艦「マキンアイランド」 (仏) 空母「シャルル・ド・ゴール」、駆逐艦「プロヴァンス」、「シェバリエ・ポール」 (ベルギー) フリゲート艦「レオポルド1世」
日仏米豪印共同訓練 (ラ・ベルズ21)	21.4.5 ～4.7	ベンガル湾	フランス、米国、 オーストラリア、 インド	護衛艦「あけぼの」	艦艇 1隻	(仏) 強襲揚陸艦「トネール」、 フリゲート艦「シュクーフ」 (米) ドック型輸送揚陸艦「サマセット」 (豪) フリゲート艦「アンザック」、 補給艦「シリウス」 (印) フリゲート艦「サブブラ」、 コルベット艦「キルタン」、 P-8I
日豪加共同訓練	21.4.8	スマトラ島西方	オーストラリア、 カナダ	護衛艦「あけぼの」	艦艇 1隻	(豪) フリゲート艦「アンザック」、 補給艦「シリウス」 (加) フリゲート艦「カルガリー」
日米豪仏共同訓練 (ARC21) (注4)	21.5.11 ～5.17	東シナ海	米国、オーストラ リア、フランス	護衛艦「いせ」、「あしがら」、「あさひ」、 「こんごう」 輸送艦「おおすみ」 ミサイル艇「おおたか」、 「しらたか」 哨戒機 潜水艦	艦艇 8隻 哨戒機	(米) ドック型輸送揚陸艦 「ニューオーリンズ」、P-8A、 MV-22 (豪) フリゲート艦「パラマッタ」 (仏) 強襲揚陸艦「トネール」、 フリゲート艦「シュルクーフ」
米スリランカ主催 共同訓練 (CARAT)	21.6.30	トリンコマリー沖	米国、スリランカ	護衛艦「ゆうぎり」	艦艇 1隻	(米) 沿海域戦闘艦「チャール ストーン」、P-8A (スリランカ) 哨戒艦「ガジャ バフ」、「サユララ」、 BELL212等
日米豪韓共同訓練	21.6.30 ～7.3	オーストラリア東 方	米国、オーストラ リア、韓国	護衛艦「まきなみ」 及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 1隻 航空機	(米) 駆逐艦「ラファエル・ペ ラルタ」 (豪) 駆逐艦「ブリスベン」 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
日米豪韓共同訓練 (パシフィック・ ヴァンガード21)	21.7.5 ～7.10	オーストラリア東 方	米国、オーストラ リア、韓国	護衛艦「まきなみ」 及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 1隻 航空機	(米) 駆逐艦「ラファエル・ペ ラルタ」、P-8A (豪) 駆逐艦「ブリスベン」、 潜水艦、P-8 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
日豪韓共同訓練	21.7.14 ～7.17	オーストラリア東 方	オーストラリア、 韓国	護衛艦「まきなみ」 及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 1隻 航空機	(豪) 駆逐艦「ブリスベン」、 フリゲート艦「パラマッタ」 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
米豪主催多国間共 同訓練 (タリスマン・セ イバー21) (注4)	21.7.18 ～7.27	オーストラリア東 方	米国、オーストラ リア、カナダ、韓国	護衛艦「まきなみ」 及び搭載航空機 (SH-60K)	艦艇 1隻 航空機	(米) 強襲揚陸艦「アメリカ」、 ドック型輸送揚陸艦「ニュー オーリンズ」、ドック型揚陸艦 「ジャーマンタウン」、駆逐艦 「ラファエル・ペラルタ」、補 給艦「アラン・シェバード」、 「ラバハノック」、P-8A (豪) 強襲揚陸艦「キャンベ ラ」、揚陸艦「チャールズ」、 駆逐艦「ブリスベン」、フリ ゲート艦「パラマッタ」、「パ ララット」、P-8 (加) フリゲート艦「カルガ リー」 (韓) 駆逐艦「ワン・ゲオン」
米海軍主催多国間 共同訓練 (SEACAT2021)	21.8.10 ～8.20	シンガポール共和 国及び所定場所 (リモート形式)	米国など	海上幕僚監部	人員 2名	—
日米印豪共同訓練 (マラバル 2021) フェーズ1前段	21.8.23 ～9.10	グアム島及び同島 周辺海域	米国、インド、オ ーストラリア	特別警備隊	—	(米) 駆逐艦「バリー」、補給 艦「ユーコン」、「ビックホー ン」、P-8A、C-17、太平洋特 殊作戦コマンド (印) フリゲート艦「シヴァリ ク」、コルベット艦「カドマッ ト」、P-8I、海軍特殊作戦部隊 (豪) フリゲート艦「ワラマン ガ」

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米印豪共同訓練 (マラバール 2021) フェーズ1後段	21.8.26 ～8.29	西太平洋(フィリ ピン海)	米国、インド、オース トラリア	護衛艦「かが」、「む らさめ」、「しらぬい」 潜水艦 P-1	艦艇4隻 P-1	(米) 駆逐艦「バリー」、補給 艦「ユーコン」、P-8A (印) フリゲート艦「シヴァリ ク」、コルベット艦「カドマッ ト」、P-8I (豪) フリゲート艦「ワラマン ガ」
日英米蘭共同訓練 (PACIFIC CROWN21-1)	21.8.25 ～8.26	沖縄南方	英国、米国、オラ ンダ	護衛艦「いせ」、「あ さひ」及び搭載航空 機(SH-60K)	艦艇2隻 航空機	(英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、フリゲート艦「ケン ト」、駆逐艦「ディフェンダー」 (米) 駆逐艦「ザ・サリバンス」 (オランダ) フリゲート艦「エ ファーツェン」
日英米蘭共同訓練 (PACIFIC CROWN21-2)	21.8.27 ～8.28	沖縄東方から東シ ナ海	英国、米国、オラ ンダ	護衛艦「いせ」、「て るづき」及び搭載航 空機(SH-60K)	艦艇2隻 航空機	(英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、駆逐艦「ディフェン ダー」、補給艦「フォート・ピ クトリア」、「タイドスプリン グ」 (米) 駆逐艦「ザ・サリバンス」 (オランダ) フリゲート艦「エ ファーツェン」
日英米蘭加共同訓 練 (PACIFIC CROWN21-3) (注3)	21.9.2 ～9.7	東シナ海から四国 南方を経て 関東南方に至る海 空域	英国、米国、オラ ンダ、カナダ	護衛艦「いせ」、「あ さひ」、「はるさめ」、 「たかなみ」、「きり しま」、「おおなみ」、 「てるづき」及び搭 載航空機(SH-60J/ K) 潜水艦 P-1	艦艇8隻 航空機	(英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、駆逐艦「ディフェン ダー」、F-35B (米) 駆逐艦「ザ・サリバン ズ」、P-8A、F-35B (オランダ) フリゲート艦「エ ファーツェン」 (カナダ) フリゲート艦「ウィ ニベグ」
日英米蘭加共同訓 練 (PACIFIC CROWN21-4) (注3)	21.9.8 ～9.9	関東東方	英国、米国、オラ ンダ、カナダ	護衛艦「いせ」、「い ずも」及び搭載航空 機(SH-60J/K) MCH-101	艦艇2隻 航空機	(英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、駆逐艦「ディフェン ダー」、補給艦「フォート・ピ クトリア」、「タイドスプリン グ」、F-35B (米) F-35B (オランダ) フリゲート艦「エ ファーツェン」 (カナダ) フリゲート艦「ウィ ニベグ」
日米英蘭加新共同 訓練	21.10.2 ～10.3	沖縄南西	米国、英国、オラ ンダ、カナダ、 ニュージーランド	護衛艦「いせ」、「き りしま」、「やまぎり」	艦艇3隻	(米) 空母「ロナルド・レーガ ン」、「カール・ヴィンソン」、 巡洋艦「シャイロー」、「レイ ク・シャンプレーン」、駆逐艦 「ザ・サリバンス」、「チャ フィー」 (英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、フリゲート艦「ケン ト」、駆逐艦「ディフェン ダー」、補給艦「フォート・ピ クトリア」、「タイドスプリン グ」 (オランダ) フリゲート艦「エ ファーツェン」 (カナダ) フリゲート艦「ウィ ニベグ」 (ニュージーランド) フリゲー ト艦「テ・カハ」
日米英蘭加新共同 訓練	21.10.4 ～10.9	南シナ海	米国、英国、オラ ンダ、カナダ、 ニュージーランド	護衛艦「しらぬい」	艦艇1隻	(米) 駆逐艦「ザ・サリバンス」 (英) 空母「クイーン・エリザ ベス」、フリゲート艦「ケン ト」、駆逐艦「ディフェン ダー」、補給艦「フォート・ピ クトリア」、「タイドスプリン グ」 (オランダ) フリゲート艦「エ ファーツェン」 (カナダ) フリゲート艦「ウィ ニベグ」 (ニュージーランド) フリゲー ト艦「テ・カハ」

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米印豪共同訓練 (マラバール 2021) フェーズ2	21.10.11 ～10.14	ベンガル湾	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	(米) 空母「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「レイク・シャンプレーン」、駆逐艦「ストックデル」、補給艦「ユーコン」、P-8A (印) 駆逐艦「ランヴィジャイ」、フリゲート艦「サツブラ」、P-8I、潜水艦 (豪) フリゲート艦「バララット」、補給艦「シリウス」
米比主催共同訓練 (Exercise SAMA SAMA 2021)	21.10.11 ～10.12	海上幕僚監部	米国、フィリピン	海上幕僚監部	人員 3名	—
日米豪英共同訓練 (Maritime Partnership Exercise)	21.10.15 ～10.18	ベンガル湾	米国、オーストラリア、英国	護衛艦「かが」、「むらさめ」	艦艇 2隻	(米) 空母「カール・ヴィンソン」、巡洋艦「レイク・シャンプレーン」、駆逐艦「ストックデル」、「ザ・サリバンズ」、補給艦「ユーコン」、P-8A (豪) フリゲート艦「バララット」 (英) 空母「クイーンエリザベス」、駆逐艦「ディフェンダー」、フリゲート艦「リッチモンド」、補給艦「フォート・ビクトリア」、「タイドスプリング」
日米豪共同訓練	21.10.25	沖縄東方	米国、オーストラリア	護衛艦「あきづき」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「ベンフォールド」 (豪) 駆逐艦「ブリスベン」
海上自衛隊演習 (実動演習(日米 共同演習及び日米 豪加独 共同訓練))	21.11.21 ～11.30	日本周辺	米国、オーストラリア、カナダ、ドイツ	—	艦艇 約20 隻 航空機 約40 機	(米) 艦艇約10隻 (豪) 艦艇2隻 (カナダ) 艦艇1隻 (ドイツ) 艦艇1隻
令和3年度米海軍 主催固定翼哨戒機 多国間共同訓練 (シードラゴン 2022)	22.1.2 ～1.20	グアム島周辺	米国など	P-1 2機	航空機 2機 人員約50名	—
コープ・ノース22 における 日米豪共同訓練 (注3)	22.2.2 ～2.18	米国グアム島アン ダーセン空軍基地 及び同周辺 海 空域	米国、オーストラリア	救難飛行艇 (US-2)	航空機US-2 1 機 人員 約30名	—
米国主催国際海上 訓練 (IMX/ CE22)	22.1.31 ～2.17	バーレーン周辺	米国等	掃海母艦「うらが」、 掃海艦「ひらど」	艦艇 2隻 人員 約200 名	—
インド海軍主催多 国間共同訓練 (MILAN2022)	(1) 停泊 フェーズ 22.2.25 ～2.28 (2) 洋上 フェーズ 22.3.1 ～3.4	インド東部 ヴィンシャーカパ ナム周辺	インド等	(1) 停泊フェーズ 海上幕僚長ほか海上 幕僚監部幕僚等5名 (2) 洋上フェーズ 護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻 人員 6名	—
日米豪共同訓練	22.3.14 ～3.16	南シナ海	米国、オーストラリア	護衛艦「ゆうだち」	艦艇 1隻	(米) 駆逐艦「マンセン」、P-8 (豪) フリゲート艦「アラ ンタ」、AP-3C
日米豪共同訓練 (NOBLE PARTNER 22)	22.6.19 ～6.24	太平洋	米国、オーストラリア	護衛艦「いずも」・ 「たかなみ」	艦艇2隻	(米) 空母「エイブラハム・ リンカーン」、巡洋艦「モー ビル・ベイ」、駆逐艦「グリ ッドレイ」・「サンブソン」・「ス プルーアンス」、(豪) 強襲揚 陸艦「キャンベラ」、フリゲ ート艦「ワラマンガ」、補給艦 「サブライ」
米海軍主催多国間 共同訓練 (RIMPAC2022) (※注4)	22.6.29 ～8.4	ハワイ諸島及び同 周辺海空域等	米国等	護衛艦「いずも」・ 「たかなみ」、搭載航 空機3機、P-1×1 機、第4整備補給隊、 陸上自衛隊西部方面 隊	艦艇2隻 航空機4機 人員40名	—

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米豪共同訓練	22.7.4 ～7.6	東シナ海から沖縄 東方に至る海空域	米国、オーストラ リア	護衛艦「あさひ」	艦艇1隻	(米) 駆逐艦「デューイ」、 (豪) フリゲート艦「パラマッ タ」
パシフィック・ パートナーシップ 2022	22.7.15 ～7.19	パラオ共和国及び 同周辺	米国、英国、パラ オ	護衛艦「きりさめ」	艦艇1隻	(米) 病院船「マーシー」、巡 視船「マートル・ハザード」、 (英) 哨戒艦「テイマー」、(パ ラオ) 巡視船「ケダム」
日米ソロモン 親善訓練	22.8.8	ソロモン諸島周辺	米国、ソロモン諸 島	護衛艦「きりさめ」	艦艇1隻	(米) 沿海域戦闘艦「オーク ランド」、(ソロモン) 巡視船 「タロ」
日米豪韓加 ミサイル警戒演習 (PACIFIC DRAGON 2022)	22.8.8 ～8.14	ハワイ周辺	米国、オーストラ リア、韓国、カナ ダ	護衛艦「はぐろ」	艦艇1隻	(米) 駆逐艦「フィツジェ ラルド」・「ウィリアム・P・ ローレンス」、F/A-18F、(豪) 駆逐艦「シドニー」、(韓) 駆 逐艦「セジョン・デワン」、 (加) フリゲート艦「バンクー バー」
日加新共同訓練	22.8.9	太平洋	カナダ、ニュージ ーランド	護衛艦「いずも」・ 「たかなみ」	艦艇2隻	(加) フリゲート艦「ウィニ ベグ」、(新) 補給艦「アオテ アロア」
日米豪韓加共同訓 練 (パシフィッ ク・ヴァンガード 22) (※注4)	22.8.21 ～8.29	グアム島及び同周 辺	米国、オーストラ リア、韓国、カナ ダ	護衛艦「いずも」・ 「たかなみ」、潜水艦、 P-1、UP-3D、陸上 自衛隊水陸機動団等	艦艇3隻 航空機2機	(米) 潜水艦、貨物弾薬補給 艦「アメリカ・イアハート」、 P-8A、EA-18G、第3海兵機 動展開部隊第5航空艦砲連絡 中隊、(豪)：駆逐艦「シド ニー」、フリゲート艦「パー ス」、(韓)：駆逐艦「セジ ョン・デワン」・「ムンム・デ ワン」、(加) フリゲート艦「バ ンクーバー」
日仏豪共同訓練 (ラ・ペルーズ22)	22.8.30 ～9.1	ニューカレドニア 周辺	フランス、オース トラリア	護衛艦「きりさめ」	艦艇1隻	(仏) フリゲート艦「ヴァン デミエール」、(豪) フリゲ ート艦「ワラマンガ」
日米加共同訓練 (ノーブル・レイ ヴン22)	22.8.30 ～9.7	グアム周辺から南 シナ海	米国、カナダ	護衛艦「いずも」・ 「たかなみ」	艦艇2隻	(米) 駆逐艦「ヒギンズ」、補 給艦「ラバハノック」・「ジ ョン・エリクソン」、(加) フ リゲート艦「バンクーバー」
豪州海軍主催多国 間共同訓練 (KAKADU2022)	22.9.12 ～9.26	ダーウィン周辺	オーストラリア等	護衛艦「きりさめ」	艦艇1隻	—
日米加共同訓練 (ノーブル・レイ ヴン22-2)	22.9.23 ～10.1	南シナ海	米国、カナダ	護衛艦「いずも」・ 「たかなみ」、潜水艦	艦艇3隻	(米) 駆逐艦「ヒギンズ」、補 給艦「ビッグ・ホーン」、(加) フリゲート艦「ウィニベグ」
日米韓共同訓練	22.9.30	日本海	米国、韓国	護衛艦「あさひ」	艦艇1隻	(米) 空母「ロナルド・レー ガン」、巡洋艦「チャンセラ ズビル」、駆逐艦「バリー」・ 「ベンフォールド」、潜水艦、 (韓) 駆逐艦「ムンム・デ ワン」
日米豪加共同訓練 (ノーブル・ミス ト22)	22.10.4 ～10.8	南シナ海	米国、オーストラ リア、カナダ	護衛艦「きりさめ」	艦艇1隻	(米) 駆逐艦「ミリウス」・「ヒ ギンズ」、巡視船「ミジエ ット」、(豪) 駆逐艦「ホバ ート」、フリゲート艦「アル ンタ」、補給艦「ストルワ ート」、(加) フリゲート艦 「ウィニベグ」
米豪比主催共同訓 練 (Exercise SAMASAMA/ LUMBAS 2022)	22.10.11 ～10.18	スールー海	米国、オーストラ リア、フィリピン、 フランス、英国	護衛艦「きりさめ」、 US-2	艦艇1隻 航空機1機	(米) 駆逐艦「ミリウス」、 P-8A、(豪) 駆逐艦「ホバ ート」、補給艦「ストルワ ート」、(比) フリゲート艦 「ホセ・リサル」、C-90等、 (仏) FALCON200、(英) 哨 戒艦「スベイ」
多国間共同訓練	22.11.6、 11.7	関東南方	オーストラリア、 カナダ、インド、 インドネシア、マ レーシア、パキス タン、韓国、シン ガポール、タイ、 米国	—	—	—

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米印豪共同訓練 (マラバル 2022)	22.11.8 ～11.15	関東南方	米国、インド、オーストラリア	護衛艦「たかなみ」・ 「しらぬい」・「ひゅうが」、輸送艦「くにさき」、補給艦「おうみ」、潜水艦、P-1、UP-3D、特別警備隊	艦艇6隻 航空機2機	(米) 空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「チャンセラズビル」、駆逐艦「ミリウス」、P-8A、特殊作戦部隊、(印) フリゲート艦「シヴァリク」、対潜コルベット艦「カモルタ」、P-8I、特殊作戦部隊、(豪) フリゲート艦「アランタ」、補給艦「ストルワート」、潜水艦、P-8A
日米豪共同訓練	22.11.19、 11.20	関東南方から四国南方	米国、オーストラリア	護衛艦「せとぎり」	艦艇1隻	(米) 空母「ロナルド・レーガン」、巡洋艦「チャンセラズビル」、駆逐艦「ミリウス」、(豪) 補給艦「ストルワート」
米スリランカ主催 共同訓練 (CARAT2023)	23.1.19 ～1.27	コロombo沖	米国、スリランカ、モルディブ	海上幕僚監部	—	(米) 揚陸艦「アンカレッジ」、P-8A、(スリランカ) フリゲート艦「カジャバフ」・「ビヤバフ」、(モルディブ) モルディブ国防軍司令部等
パキスタン海軍主催 多国間共同訓練 (AMAN23)	23.2.9 ～2.14	アラビア海北部	パキスタン等	護衛艦「すずつき」、 海上幕僚監部	艦艇1隻	—
米国主催国際海上 訓練 (IMX/ CE23)	23.2.26 ～3.19	バーレーン周辺	米国等	掃海母艦「うらが」、 掃海艦「あわじ」	艦艇2隻 人員約200名	—
日米豪共同訓練 (注3)	23.3.6 ～3.8	九州周辺	米国、オーストラリア	EP-3、OP-3C、 RC-2	航空機3機	(米) RC-135、(豪) P-8A
日仏米豪印英加新 共同訓練 (ラ・ペ ルーズ23)	23.3.13、 3.14	スリランカ東方	フランス、米国、 オーストラリア、 インド、イギリス、 カナダ、ニュージー ランド	護衛艦「すずつき」	艦艇1隻	(仏) 強襲揚陸艦「ディクスミュード」、フリゲート艦「ラファイエット」、(米) 沿海域戦闘艦「チャールストン」、(豪) フリゲート艦「パース」、(印) フリゲート艦「サチャドリ」、補給艦「ジョッティ」、(英) 哨戒艦「テイマー」、(加) カナダ海軍司令部等、(新) ニュージーランド海軍司令部等
令和4年度米海軍 主催固定翼哨戒機 多国間共同訓練 (シードラゴン 2023)	23.3.13 ～3.30	グアム島及び同周辺海空域	米国等	第1航空隊 (P-1)	航空機 人員約40名	—

航空自衛隊

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日米豪共同訓練 (コープ・ノース・ グアム)	19.2.7 ～3.19	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 北マリアナ諸島サイ パン島、テナン島、 ロタ島及びファラロ ン・デ・メディニラ 空対地射場並びに同 周辺空域	米国、 オーストラリア	航空総隊第8航空団、 第9航空団、航空救 難団、警戒航空隊 航空支援集団第1輸 送航空隊	航空機 約20機 人員 約450名(延べ)	—
ミクロネシア連邦 等における人道支 援・災害救援共同 訓練 (クリスマス・ドロ ップ)	19.12.4 ～12.16	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 米国北マリアナ諸島、 パラオ及びミクロネ シア並びにこれらの 周辺空域	米国、 オーストラリア、 ニュージーランド	航空支援集団第1輸 送航空隊	航空機 1機 人員 約30名	(米) C-130J×3機 (豪) C-130J×1機 (NZ) C-130H×1機
コープ・ノース20 における日米豪 共同訓練及び 日米豪人道支援・ 災害救援共同訓練	日米豪共 同訓練: 20.1.31 ～3.8	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 北マリアナ諸島テナ ン島及びファラロ ン・デ・メディニラ 空対地射場並びにこ れらの周辺空域	米国、オーストラ リア	航空総隊第8航空団、 第9航空団、航空救 難団、警戒航空隊、 航空支援集団第1輸 送航空隊、第3輸送 航空隊	F-15J/DJ×8機 F-2A/B×6機、 U-125A×2機 E-2C×2機 C-2×1機 KC-767×1機 人員 約450名	—
	日米豪人 道支援・ 災害救援 共同訓練: 20.2.12 ～2.26	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 北マリアナ諸島サイ パン島、テナン島 及びロタ島並びにこ れらの周辺空域	米国、オーストラ リア	航空総隊航空救難団、 航空戦術教導団、航 空支援集団第3輸送 航空隊、航空機動衛 生隊等	U-125A×2機 C-2×1機 人員 約70名	—
米宇宙軍主催多国 間机上演習 (シュリーパー演習 2020)	20.11.4 ～11.5	市ヶ谷 (オンライン)	米国、オーストラ リア、カナダ、フ ランス、ドイツ、 ニュージーランド、 英国	航空幕僚監部、統合 幕僚監部、内部部局	人員 18名	—
米宇宙軍主催多国 間机上演習 (シュリーパー演習 2021)	21.9.29 ～9.30	市ヶ谷 (オンライン)	米国、オーストラ リア、カナダ、フ ランス、ドイツ、 ニュージーランド、 英国	航空幕僚監部、統合 幕僚監部、内部部局	人員 18名	—
米宇宙軍主催多国 間机上演習 (シュリーパー演習 2023)	23.3.20 ～3.31	米国マックスウェル 空軍基地	米国、オーストラ リア、カナダ、フ ランス、ドイツ、 ニュージーランド、 英国	航空幕僚監部、統合 幕僚監部、内部部局	人員 18名	—
コープ・ノース21 における日米豪 共同訓練及び日米 豪人道支援・災 害救援共同訓練 (注2)	日米豪共 同訓練: 21.1.18 ～2.28	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 ファラロン・デ・メ ディニラ空対地射場 並びに同周辺空域、 パラオ共和国バベル ダオブ島ロマン・ト メトゥチェル国際空 港及びアンガウル島	米国、オーストラ リア	航空総隊第2航空団、 第8航空団、警戒航 空隊団、航空支援集 団第3輸送航空隊	F-15J/DJ×6機 F-2A×3機 E-767×1機 C-2×1機 人員 約250名	—
	日米豪人 道支援・ 災害救援 共同訓練: 21.1.18 ～2.28	米国グアム島アン ダーセン空軍基地、 ファラロン・デ・メ ディニラ空対地射場 並びに同周辺空域、 パラオ共和国バベル ダオブ島ロマン・ト メトゥチェル国際空 港及びアンガウル島	米国、オーストラ リア	航空総隊基地警備教 導隊、航空支援集団 第3輸送航空隊	C-2×1機 人員 約110名	—

訓練名	期間 (年月日)	場所	参加国	自衛隊の参加部隊	人員など (日本)	人員など (相手国)
日英米蘭加共同訓練 (PACIFIC CROWN21) (注2)	21.9.2 ～9.9	四国沖及び関東東方の太平洋上の空域並びに横田基地	英国、米国、オランダ、カナダ	第3航空団、第5航空団、第8航空団、第9航空団、警戒航空団、第1輸送航空隊	F-2A/B×4機、 F-15J/DJ×8機、 F-35A×2機、E-767×1機、E-2C/D×1機、KC-767×1機	(英) 空母「クイーン・エリザベス」、フリゲート艦「ケント」、駆逐艦「ディフェンダー」、補給艦「タイドスプリング」、F-35B (米) 駆逐艦「ザ・サリバンズ」、P-8A、F-35B (オランダ) フリゲート艦「エファーツェン」 (カナダ) フリゲート艦「ウィニベグ」
ミクロネシア連邦等における人道支援・災害救援共同訓練 (クリスマス・ドロップ)	21.12.1 ～12.13	米国グアム島アンダーセン空軍基地、アメリカ合衆国北マリアナ諸島、パラオ共和国及びミクロネシア連邦並びに同周辺空域	米国等	航空支援集団第1輸送航空隊	C-130H×1機、人員約20名	—
コープ・ノース22における日米豪共同訓練等 (注2)	日米豪共同訓練: 22.2.2 ～2.18	米国グアム島アンダーセン空軍基地及びファラロン・デ・メディニラ空対地射場並びにこれらの周辺空域	米国、オーストラリア	第2航空団、第8航空団、航空戦術教導団、航空救難団、警戒航空団、第1輸送航空隊	F-15J/DJ×6機、 F-2A×6機、 U-125A×1機、 UH-60J×1機及び E-767×1機、 KC-767×1機、人員約380名	—
	人道支援・災害救援共同訓練: 22.2.2 ～2.18	米国グアム島アンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島並びにこれらの周辺空域	米国、オーストラリア、フランス	航空救難団、第1輸送航空隊、第2輸送航空隊、第3輸送航空隊、航空保安管制群、航空気象群、航空機動衛生隊	U-125A×1機、 UH-60J×1機、人員約150名(日米豪共同訓練と重複して参加するものを含む。)	—
豪空軍演習(ピッチ・ブラック22)	22.8.20 ～9.8	オーストラリア北部準州ダーウィン空軍基地及び同周辺空域	オーストラリア等	第7航空団	人員約150名、 F-2A×6機	—
ミクロネシア等における人道支援・災害救援共同訓練 (クリスマス・ドロップ)	22.11.30 ～12.12	米国グアム島アンダーセン空軍基地、米国北マリアナ諸島、パラオ及びミクロネシア並びにこれらの周辺空域	米国、オーストラリア等	航空支援集団	人員約20名、 C-130H×1機	—
コープ・ノース23における日米豪共同訓練等	23.2.8 ～2.24	(1) 米国グアム島 (2) 米国北マリアナ諸島 (3) 前2号に規定する場所の周辺空域 (4) パラオ共和国ロマン・トメトウチェル国際空港 (5) 海上自衛隊硫黄島航空基地	米国、オーストラリア等	第8航空団、第9航空団、航空戦術教導団、航空救難団、警戒航空団、第1輸送航空隊、第2輸送航空隊、第3輸送航空隊、航空保安管制群、航空気象群、航空機動衛生隊	F-15J/DJ×6機、 F-2A/B×6機、 UH-60J×1機、 E-767×1機、 K/C-130H×2機、 KC-767×1機 人員約500名	—
日米豪共同訓練 (注2)	23.3.6 ～3.8	九州周辺空域	米国、オーストラリア	航空戦術教導団、第31航空群	RC-2×1機、EP-3×1機、OP-3C×1機	(米) RC-135×1機、 (豪) P-8A×1機

(注1) 人員等数については公表時のものを基準

なお、人員が概数のものについては、概数同士を足し合わせているため、実際の計とは一致しない場合がある。

(注2) 海上自衛隊も参加(海自の欄に重複で記載)

(注3) 航空自衛隊も参加(空自の欄に重複で記載)

(注4) 陸上自衛隊も参加(陸自の欄に重複で記載)

(注5) 新型コロナウイルス感染症の影響により参加国などに変更

(1) 国連機関への職員派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9~02.6.30、 04.8.1~07.7.31	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (将補) ※1
97.6.23~00.6.23	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1尉)
02.10.1~07.6.30	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察局運用・計画部長 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1佐)
05.7.11~09.7.10	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (3佐)
09.1.9~13.1.8	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (3佐)
13.8.27~16.8.31	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1尉)
02.12.2~05.6.1	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
05.11.28~08.11.27	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
11.1.16~14.1.15	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
13.9.18~16.9.17	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 軍事部部隊形成課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
15.6.1~17.11.30	国連平和維持活動局 (国連PKO局) 運用部アフリカ第1部上級連絡官 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (1佐)
16.3.1~16.8.31	国連フィールド支援局後方支援部戦略支援課 (ニューヨーク)	事務官1名 ※2
16.8.29~19.8.26	国連平和活動局軍事部軍事計画課 (ニューヨーク) ※3	陸上自衛官1名 (2佐)
17.2.11~20.2.18	国連活動支援局後方支援部戦略支援課 (ニューヨーク) ※4	事務官1名
18.4.1~20.12.31	国連安保理決議第1540号に関する1540委員会専門家グループ (ニューヨーク)	教官1名
19.10.19~22.5.8	国連平和活動局軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (1佐)
20.8.8~	国連活動支援局特別活動部パートナーシップ支援課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
21.3.15~	国連活動支援局特別活動部パートナーシップ支援課 (ニューヨーク)	事務官1名
22.7.3~	国連平和活動局軍事部軍事計画課 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
22.12.5~	国連平和活動局軍事部軍事能力評価室 (ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (1佐)

※1 OPCW 査察局長については、07.8.1付での自衛官退官後も引き続き09.7まで勤務した。

※2 外務省事務官の身分での派遣

※3 19.1.1の組織改編により、「国連平和維持活動局」から「国連平和活動局」に名称を変更

※4 19.1.1の組織改編により、「国連フィールド支援局」から「国連活動支援局」に名称を変更

(2) PKOセンターなどへの講師などの派遣

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
08.11.21～08.11.30	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官2名（2佐）
09.5.22～09.6.6	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官1名（将補）
09.8.28～09.9.5	バマコ平和維持学校（マリ）	陸上自衛官2名（2佐）
10.4.10～10.4.17	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	陸上自衛官1名（2佐）※1
10.8.14～10.8.30	バマコ平和維持学校（マリ）	陸上自衛官1名（1佐）
11.11.15～11.11.20	コフィ・アナン国際平和維持訓練センター（ガーナ）	陸上自衛官1名（1佐）
12.7.31～12.8.5	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官1名（1佐）
12.12.15～12.12.19	アフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（エジプト）	航空自衛官1名（2佐）
13.3.9～13.3.14	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
13.8.28～13.9.1	国際平和維持訓練センター（ケニア）	陸上自衛官1名（2佐）
13.10.5～13.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官1名（1佐）
14.3.8～14.3.13	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
14.3.23～14.5.25	国際平和維持訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
14.8.12	国際平和維持訓練センター（ケニア）（南スーダンでの出張講義）	陸上自衛官1名（2佐）
14.10.5～14.10.9	国際平和維持訓練センター（ケニア）	海上自衛官1名（1佐）
14.10.6～14.10.23	国際平和維持訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
15.3.19～15.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官1名（1佐）
15.6.4～15.7.1	平和支援訓練センター（エチオピア）※2	陸上自衛官1名（2佐）
15.9.5～15.9.20	南アフリカ国立平和維持活動訓練センター（南アフリカ）	海上自衛官1名（1佐）
15.10.22～15.11.7	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
16.3.21～16.4.1	国連平和維持センター（インド）	海上自衛官1名（1佐）
16.5.31～16.6.17	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
16.11.4～16.11.19	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
17.3.6～17.3.19	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
17.6.2～17.6.18	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
17.12.1～17.12.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官2名（2佐）
18.6.30～18.7.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
18.8.22～18.8.28	インドネシア国軍平和維持ミッションセンター（インドネシア）	陸上自衛官1名（2佐）
18.11.2～18.11.18	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
19.3.3～19.3.15	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
19.6.28～19.7.12	平和支援訓練センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
19.11.8～19.11.22	平和支援訓練研究センター（エチオピア）※3	陸上自衛官1名（2佐）
20.3.6～20.3.15	平和支援訓練研究センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）
22.3.4～22.3.16	平和支援訓練研究センター（エチオピア）	陸上自衛官1名（2佐）

※1 初の女性自衛官派遣

※2 15年6月、「国際平和維持訓練センター」から「平和支援訓練センター」に名称変更

※3 19年10月、「平和支援訓練センター」から「平和支援訓練研究センター」に名称変更

資料60 国際平和協力活動関連法の概要比較

項目	国際平和支援法	国際平和協力法	国際緊急援助隊法	旧イラク人道復興支援特措法 (2009年 7月31日失効)	旧補給支援特措法 (2010年 1月15日失効)
目的	○ 国際社会の平和及び安全の確保に資すること	○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○ 国際協力の推進に寄与すること	○ 国家の速やかな再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること	○ 国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与 ○ わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 84条の5(6章)に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 協力支援活動(注1) ○ 捜索救助活動(注1) ○ 船舶検査活動(注3)	○ 国連平和維持活動 ○ 国際連携平和安全活動 ○ 人道的な国際救援活動 ○ 国際的な選挙監視活動 ○ 上記活動のための物資協力	○ 救助活動 ○ 医療活動(防疫活動を含む) ○ 災害応急対策及び災害復旧のための活動 ○ 上記活動を行う人員又は機材・物資輸送	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動	○ 補給支援活動
活動地域	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要) ○ 公海及びその上空	○ わが国以外の領域(公海を含む。)(紛争当事者間の停戦合意及び受入れ国の同意が必要)	○ 海外の地域、特に開発途上にある海外の地域	○ わが国領域 ○ 外国の領域(当該外国等の同意が必要)(注2) ○ 公海およびその上空(注2)	○ わが国領域 ○ 外国(インド洋沿岸国などに限る)の領域(当該外国の同意が必要)(注2) ○ 公海(インド洋などに限る)およびその上空(注2)
国会承認	○ 例外なき事前承認	○ 自衛隊の部隊等がいわゆる停戦監視業務や安全確保業務を行う場合に限り、原則として、事前に国会付議(注4)	なし	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議(注4)	(注5)
国会報告	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告	なし	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告

(注1) 現に戦闘が行われていない現場に限る。

(注2) 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。

(注3) 外国による船舶検査活動に相当する活動と明確に区別された海域において行う。

(注4) 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

(注5) 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の領域を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

(1) ベルシャ湾機雷掃海派遣

派遣地	派遣部隊	派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ベルシャ湾など	ベルシャ湾掃海派遣部隊	91.4~91.10	約510人	約510人	・ベルシャ湾における機雷の除去及びその処理

(2) 国際平和協力業務

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア 暫定機構 (UNTAC) (PKO)	停戦監視要員	92.9~93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視 ・停戦監視
	施設部隊	92.9~93.9	600人	1,200人	・道路・橋の修理など ・給油・給水活動 ・給食、宿泊または作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ) (PKO)	司令部要員	93.5~95.1	5人	10人	・中長期的な業務計画の立案及び輸送業務に関する企画・調整
	輸送調整部隊	93.5~95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援 (人道)	ルワンダ 難民救援隊	94.9~12	260人	260人	・医療・防疫・給水活動
	空輸派遣隊	94.9~12	118人	118人	・ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力 引き離し監視隊 (UNDOF) (PKO)	司令部要員	96.2~09.2	1~13次要員： 2人	38人	・広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画・調整
		09.2~13.1	14~17次要員： 3人		
	輸送部隊	96.2~12.8	1~33次要員： 43人	1,463人	
		12.8~13.1	34次要員： 44人		
東ティモール 避難民救援	空輸部隊	99.11~00.2	113人	113人	・援助物資及びUNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン 難民救援	空輸部隊	01.10	138人	138人	・援助物資の航空輸送
国連東ティモール 暫定行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは 国連東ティモール支援団 (UNMISSET) (PKO)	司令部要員	02.2~04.6	1次要員： 10人 2次要員： 7人	17人	・施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02.3~04.6	1、2次要員： 680人 3次要員： 522人 4次要員： 405人	2,287人	・道路、橋の維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊および現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援 (人道)	空輸部隊	03.3~4	50人	50人	・援助物資の航空輸送
イラク被災民救援 (人道)	空輸部隊	03.7~8	98人	98人	・物資などの航空輸送
国連ネパール政治 ミッション (UNMIN) (PKO)	軍事監視要員	07.3~11.1	6人	24人	・マオイスト、ネパール国軍の武器・兵士の管理の監視など
国連スーダン・ ミッション (UNMIS) (PKO)	司令部要員	08.10~11.9	2人	12人	・軍事部門の兵站全般に関する調整 ・データベース管理

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) (PKO)	司令部要員	10.2~13.1	2人	12人	・施設関係業務の企画調整、及び兵站全般に関する企画調整
	施設部隊	10.2~13.1	1次要員：203人 2次要員：346人 3、4次要員：330人 5、6次要員：317人 7次要員：297人 撤収支援要員：44人	2,184人	・瓦礫除去、道路補修、軽易な施設建設など
国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) (PKO)	軍事連絡要員	10.9~12.9	2人	8人	・東ティモール内各地の治安状況についての情報収集
国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) (PKO)	司令部要員	11.11~	4人	51人	・軍事部門の兵站全般の需要に関する調整 ・データベースの管理 ・施設業務に関する企画・調整 ・航空機の運航支援に関する企画・調整
	派遣施設隊	12.1~17.5	1次要員：239人 2~4次要員：349人 5、6次要員：401人 7~10次要員：353人 11次要員：354人 撤収支援要員：58人	3,912人	・インフラ整備など 【5次要員以降は下記の業務も追加】 ・施設部隊活動にかかるUNMISSなどとの協議・調整 ・後方補給業務などに関する調整
	現地支援調整所	12.1~13.12	(1~4次要員数は、現地支援調整所の要員数も含む)		・施設部隊活動にかかるUNMISSなどとの協議・調整 ・後方補給業務などに関する調整
シナイ半島国際平和協力業務 (国際連携)	司令部要員	19.4~	2人	8人	・エジプト及びイスラエルとMFOとの連絡調整
ウクライナ被災民救援 (人道)	空輸隊	22.5~6	142人	142人	・UNHCRの人道救援物資を航空輸送

(注) 1 このほか、海上自衛隊 (カンボジア、東ティモール) 及び航空自衛隊 (カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、ハイチ、南スーダン) の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施
2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23人を派遣した。

(3) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98.11~12	80人	185人	・治療・防疫活動
	空輸部隊		105人		・医療部隊の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送 (地震災害)	海上輸送部隊	99.9~11	426人	426人	・国際緊急援助活動に必要な物資 (仮設住宅) の海上輸送
インド国際緊急援助活動 (地震災害)	物資支援部隊	01.2	16人	94人	・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊		78人		・援助物資及び支援部隊などの航空輸送
イラン国際緊急援助活動に必要な物資輸送 (地震災害)	空輸部隊	03.12~04.1	31人	31人	・国際緊急援助活動に必要な物資 (テントなど) の航空輸送
タイ国際緊急援助活動 (地震・津波災害)	派遣海上部隊	04.12~05.1	590人	590人	・被災者の捜索及び救助活動
インドネシア国際緊急援助活動 (地震・津波災害)	統合連絡調整所	05.1~03	22人	925人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整
	医療・航空援助隊		228人		・援助物資などの航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・援助物資などの海上輸送
	空輸部隊		82人		・援助物資などの航空輸送

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ロシア連邦カムチャッカ半島沖国際緊急援助活動(潜水艇事故)	海上派遣部隊	05.8	346人	346人	・ロシア潜水艇の救助
パキスタン等地震における国際緊急援助活動(地震災害)	航空援助隊	05.10~12	147人	261人	・援助活動に関する航空輸送
	空輸部隊		114人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動(地震災害)	医療援助隊	06.5~6	149人	234人	・医療・防疫活動
	空輸部隊		85人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動(地震災害)	統合連絡調整所	09.10	21人	33人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整
	医療援助隊		12人		・医療活動
ハイチ国際緊急援助活動(地震災害)	統合連絡調整所	10.1~2	33人	234人	・ハイチ共和国関係機関、関係国などとの調整
	空輸部隊		97人		・国際緊急援助隊等の航空輸送 ・当該航空輸送の復路において国際緊急援助活動の救助活動として行うハイチ共和国とアメリカ合衆国間の被災民に関する航空輸送
	医療援助隊		104人		・医療活動
パキスタン水害における国際緊急援助活動(洪水災害)	統合運用調整所	10.8~11	27人	514人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整
	航空援助隊		184人		・物資等の航空輸送
	海上輸送隊		154人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送
	空輸部隊		149人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動を行う要員及び物資輸送(地震災害)	空輸部隊	11.2~3	40人	40人	・国際緊急援助活動を行う要員及び物資の航空輸送
フィリピン国際緊急援助活動(台風災害)	現地運用調整所	13.11~12	約10人	約1,100人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整
	統合任務部隊		約1080人		・医療(診療・ワクチン)・防疫活動 ・救援物資などの輸送
マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動(捜索)	現地運用調整所	14.3~5	約10人	約140人	・マレーシア関係機関、関係国などとの調整
	国際緊急援助活動飛行隊		約130人		・捜索を含む救助活動
西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動に必要な物資の輸送(感染症)	現地調整所	14.11~12	4人	14人	国際緊急援助活動に従事する外務省及び国際協力機構(JICA)並びにUNMEERその他関係機関との調整
	空輸隊		10人		・航空輸送
インドネシア国際緊急援助活動(航空機事故)	現地支援調整所	14.12~15.1	3人	約350人	・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動に関する情報収集、関係機関、関係国との調整
	国際緊急援助水上部隊		約350人		・消息不明のエア・アジア8501便の捜索を含む救助活動
西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動(感染症)	疫学調査支援	15.4~5	1人	1人	・シエラレオネでのWHOが行う疫学調査などに対する支援
ネパール国際緊急援助活動(地震災害)	統合運用調整所	15.4~5	4人	約140人	・ネパール連邦民主共和国関係機関・関係国などとの調整
	医療援助隊		約110人		・医療活動
	空輸部隊		約30人		・医療活動の実施に必要な機材・物資の航空輸送
ニュージーランド国際緊急援助活動(地震災害)	航空隊	16.11	約30人	約30人	・被災状況の確認
インドネシア国際緊急援助活動(地震・津波災害)	現地調整所	18.10	約10人	約60人	・被災状況及び現地活動に係る情報収集 ・インドネシア共和国関係機関、関係国などとの調整
	空輸隊		約50人		・人員・物資の輸送
ジブチ国際緊急援助活動(大雨・洪水災害)	海賊対処行動部隊の一部※	19.11~12	約230人	約230人	・公共施設(小中学校)の排水及び機能復旧、緊急援助物資の輸送及び配布
オーストラリア国際緊急援助活動(森林火災災害)	現地調整所	20.1~2	約10人	約80人	・オーストラリア連邦国関係機関、関係国などとの調整
	空輸隊		約70人		・消火や救援活動に必要な物資、消防隊員などの航空輸送

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
トンガ王国における 国際緊急援助活動 (火山災害)	現地調整所	22.1~2	7人	約370人	トンガ王国・オーストラリア連邦関係機関、関係国等との調整
	国際緊急援助空輸 部隊等		約120人		緊急援助物資の航空輸送
	統合任務部隊		約240人		緊急援助物資の海上輸送、給水活動
トルコ共和国における 国際緊急援助活動 (地震災害)	現地調整所	23.2~3	10人	約60人	・トルコ共和国関係機関、関係国等との調整
	国際緊急援助空輸 部隊等		約50人		・緊急援助物資及び国際緊急援助活動に必要な機材等の航空輸送

※海賊対処行動のために派遣されていた部隊（(7)海賊対処行動を参照）の一部をもって、活動を実施

(4) テロ対策特措法に基づく協力支援活動など

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
インド洋	補給活動等を行う部隊	01.11~ 07.11	約320人	約10,900人	・各国艦船への補給など
在日米軍基地など	輸送活動を行う部隊		—	約2,900人	・物品の輸送

(5) 補給支援特措法に基づく補給支援活動など

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
インド洋	補給支援部隊	08.1~10.2	約330人	約2,400人	・各国艦船への補給など

(6) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
イラク南東部など	復興支援群 (1次~10次) 業務支援隊 (1次~5次)	04.1~06.7	約600人	約5,600人	・医療・給水・公共設備の復旧整備など
クウェートなど	後送業務隊	06.6~06.9	約100人	約100人	・物品の後送に必要な業務
ヘルシャ湾など	海上輸送部隊	04.2~04.4	約330人	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両などの海上輸送
クウェートなど	輸送航空隊 (1期~16期)	03.12~ 08.12	約210人	約3,500人	・人道復興関連物資などの航空輸送
クウェートなど	撤収業務隊	08.12~ 09.2	約130人	約130人	・撤収に係る業務

(7) 海賊対処行動（海上警備行動としての派遣を含む。）

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ソマリア沖・アデン湾	水上部隊	09.3~16.12	約400人	約10,000人	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
		16.12~	約200人※	約3,800人※	船舶の護衛、ゾーンディフェンスなど
ソマリア沖・アデン湾 ジブチ		09.5~11.2	約100人	約1,640人	アデン湾の警戒監視及び総務、経理、広報、衛生などの業務など
		11.2~12.6	約120人		
		12.6~14.7	約110人		
ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	航空隊（海自）	14.7~15.7	約70人	約210人	アデン湾の警戒監視など
ソマリア沖・アデン湾 ジブチ		15.7~	約60人※	約1,980人※	アデン湾の警戒監視など (20.1から、海賊対処行動を実施している国際推奨航路上空を中心としたアデン湾及びアラビア海北部の西側の公海の範囲内における情報収集を実施)
ジブチ	支援隊（海自）	14.7~23.2	約30人	約580人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整及び航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など
		23.2~	約40人		
バーレーンなど	第151連合任務部隊司令部派遣隊	14.8~21.6	20人以内	約70人	第151連合任務部隊に参加する各国部隊などとの連絡調整
	第151連合任務群司令部派遣隊	21.6~	15人以内	4人	第151連合任務群に参加する各国部隊などとの連絡調整
	連合海上部隊司令部派遣隊	21.6~	2人	7人	第151連合任務群司令部及び第151連合任務群に参加する各国部隊などとの連絡調整
ジブチ	現地調整所	12.7~14.7	3人	約12人	水上部隊及び航空隊が海賊対処行動を行うために必要なジブチ共和国関係当局などとの連絡調整

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ジブチ	航空隊（陸自）	09.5～11.2	約50人	約970人	活動拠点及びP-3Cの警備など
		11.2～12.6	約60人		
		12.6～14.7	約80人		
	支援隊（陸自）	14.7～23.2	約80人	約1,530人	ジブチ共和国関係当局などとの連絡調整及び航空隊が海賊対処行動を行うために必要な支援など
		23.2～	約90人		

(8) 中東地域における情報収集活動

派遣地		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
オマーン湾、 アラビア海北部及び バブ・エル・マンデブ 海峡東側のアデン湾	水上部隊	20.2～22.2	約200人	約1,200人	日本関係船舶の航行の安全確保のための情報収集活動
	水上部隊 (派遣海賊対処行動 水上部隊が兼務)	22.2～	約200人	約800人	日本関係船舶の航行の安全確保のための情報収集活動
ソマリア沖・アデン湾 ジブチ	航空隊（海自） (派遣海賊対処行 動航空隊が兼務)	20.1～	約60人	約840人	海賊対処行動を実施している国際推奨航路上空を中心としたアデン湾及びアラビア海北部の西側の公海の範囲内における情報収集

※中東地域における情報収集活動は、海賊対処部隊の活用によるものであり、水上部隊及び航空隊の人数及び延べ人数は、それぞれ(7)海賊対処行動の※の内数

実施時期	訓練	実施場所	防衛省・自衛隊の対応
2012年7月	日本主催PSI航空阻止訓練	日本	統幕、陸幕、空幕、航空総隊、航空支援集団、北部方面隊、中央即応集団、陸自第7化学防護隊、中央特殊武器防護隊、内部部局が参加（航空機2機を含む。）
2012年9月	韓国主催PSI海上阻止訓練	韓国	統幕、海幕、内部部局が参加（艦艇1隻、航空機1機を含む。）
2013年2月	米・UAE共催PSI訓練	UAE	オブザーバー派遣（統幕）
2014年8月	米国主催PSI海上阻止訓練	米国	統幕が参加（艦艇1隻を含む。）
2015年11月	ニュージーランド主催PSI阻止訓練	ニュージーランド	統幕が参加
2016年9月	シンガポール主催PSI海上阻止訓練	シンガポール	統幕が参加
2017年9月	オーストラリア主催PSI海上阻止訓練	オーストラリア	統幕、陸幕、海幕、内部部局が参加（航空機1機を含む。）
2018年7月	日本主催PSI海上阻止訓練	日本	統幕、陸上総隊、自衛艦隊、東部方面隊、横須賀地方隊、化学学校、内部部局が参加（艦艇2隻、航空機2機、車両3両を含む。）
2019年7月	韓国主催PSI訓練	韓国	統幕、化学学校が参加
2021年10月	シンガポール主催PSI訓練	シンガポール	統幕、陸自中央特殊武器防護隊がVTCにより参加
2022年8月	米国主催PSI訓練	米国	統幕、陸自化学学校等が参加

資料63 防衛装備移転三原則

平成26年4月1日 国家安全保障会議決定
閣議決定

政府は、これまで防衛装備の海外移転については、昭和42年の佐藤総理による国会答弁（以下「武器輸出三原則」という。）及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないものとなっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、これまで個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきた。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこととしている。

こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、「国家安全保障戦略について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配慮した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。

防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力（以下「平和貢献・国際協力」という。）の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響が大きいことから、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、今後は次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。また、武器製造関連設備の海外移転については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

1 移転を禁止する場合の明確化

次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。

- ①当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
- ②当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
- ③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際的平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国（以下「同盟国等」という。）との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能と

する。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）の運用を適切に行う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをい

い、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考えであり、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野において、武器貿易条約の早期発効及び国際輸出管理レジームの更なる強化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

資料64 防衛装備移転三原則の運用指針

平成26年4月1日	国家安全保障会議決定
平成27年11月24日	一部改正
平成28年3月22日	一部改正
令和4年3月8日	一部改正

防衛装備移転三原則（平成26年4月1日閣議決定。以下「三原則」という。）に基づき、三原則の運用指針（以下「運用指針」という。）を次のとおり定める。

（注）用語の定義は三原則によるほか、6のとおりとする。

1 防衛装備の海外移転を認め得る案件

防衛装備の海外移転を認め得る案件は、次に掲げるものとする。

(1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの（平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。）

ア 移転先が外国政府である場合

イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関、国連決議に基づいて活動を行う機関、国際機関の要請に基づいて活動を行う機関又は活動が行われる地域の属する国の要請があつてかつ国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けた活動を行う機関である場合

(2) 我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの（我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。）

ア 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転

イ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であつて、次に掲げるもの

(ア) 法律に基づき自衛隊が実施する物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転

(イ) 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供

(ウ) 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供

(エ) 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転

(オ) 国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転

ウ 自衛隊を含む政府機関（以下「自衛隊等」という。）の活動（自衛隊等の活動に関する外国政府又は民間団体等の活動を含む。以下同じ。）又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であつて、次に掲げるもの

(ア) 自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸

出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供（要修理品を良品と交換する場合を含む。）

(イ) 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出

(ウ) 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出

(3) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合の海外移転

2 海外移転の厳格審査の視点

個別案件の輸出許可に当たっては、1に掲げる防衛装備の海外移転を認め得る案件に該当するものについて、

- ・仕向先及び最終需要者の適切性
- ・当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度

の2つの視点を複合的に考慮して、移転の可否を厳格に審査するものとする。

具体的には、仕向先の適切性については、仕向国・地域が国際的な平和及び安全並びに我が国の安全保障にどのような影響を与えているか等を踏まえて検討し、最終需要者の適切性については、最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等を考慮して検討する。

また、安全保障上の懸念の程度については、移転される防衛装備の性質、技術的機微性、用途（目的）、数量、形態（完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。）並びに目的外使用及び第三国移転の可能性等を考慮して検討する。

なお、最終的な移転を認めるか否かについては、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、移転時点において利用可能な情報に基づいて、上述の要素を含む視点から総合的に判断することとする。

3 適正管理の確保

防衛装備の海外移転に当たっては、海外移転後の適正な管理を確保するため、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、次に掲げる場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

(1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合として、次のいずれかに該当する場合

ア 緊急性・人道性が高い場合

イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合

ウ 国際入札の参加に必要な技術情報又は試験品の提供を行う場合

エ 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合

(2) 部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合

- (3) 部品等をライセンス元に納入する場合
- (4) 我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合
- (5) 自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
- (6) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

仕向先の管理体制の確認に当たっては、合理的である限りにおいて、政府又は移転する防衛装備の管理に責任を有する者等の誓約書等の文書による確認を実施することとする。そのほか、移転先の防衛装備の管理の実態、管理する組織の信頼性、移転先の国又は地域の輸出管理制度やその運用実態等についても、移転時点において利用可能な情報に基づいて確認するものとする。

なお、海外移転後の防衛装備が適切に管理されていないことが判明した場合、当該防衛装備を移転した者等に対する外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づく罰則の適用を含め、厳正に対処することとする。

4 審査に当たっての手続

(1) 国家安全保障会議での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合は、国家安全保障会議で審議するものとする。イ又はウに該当する防衛装備の海外移転について外為法に基づく経済産業大臣の許可の可否を判断するに当たっては、当該審議を踏まえるものとする。

- ア 基本的な方針について検討するとき。
- イ 移転を認める条件の適用について特に慎重な検討を要するとき。
- ウ 仕向先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要するとき。
- エ 防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。

(2) 国家安全保障会議幹事会での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合には、国家安全保障会議幹事会で審議するものとする。イに該当する防衛装備の海外移転について外為法に基づく経済産業大臣の許可の可否を判断するに当たっては、当該審議を踏まえるものとする。

- ア 基本的な方針について検討するとき。
- イ 同様の類型について、過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がないとき。
- ウ 防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。

(3) 関係省庁間での連携

防衛装備の海外移転の可否の判断においては、総合的な判断が必要であることを踏まえ、防衛装備の海外移転案件に係る調整、適正管理の在り方において、関係省庁が緊密に連携して対応することとし、各関係省庁の連絡

窓口は、次のとおりとする。ただし、個別案件ごとの連絡窓口は必要に応じて別の部局とすることができるものとする。

- ア 内閣官房国家安全保障局
- イ 外務省総合外交政策局安全保障政策課
- ウ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
- エ 防衛省防衛装備庁装備政策部国際装備課

5 定期的な報告及び情報の公開

(1) 定期的な報告

経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議において報告の上、公表するものとする。

(2) 情報の公開

4(1)の規定により国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。情報の公開に当たっては、従来個別に例外化措置を講じてきた場合に比べて透明性に欠けることのないよう留意する。

6 その他

(1) 定義

「国際共同開発・生産」とは、我が国の政府又は企業が参加する国際共同開発（国際共同研究を含む。以下同じ。）又は国際共同生産であって、以下のものを含む。

- ア 我が国政府と外国政府との間で行う国際共同開発
- イ 外国政府による防衛装備の開発への我が国企業の参画
- ウ 外国からのライセンス生産であって、我が国企業が外国企業と共同して行うもの
- エ 我が国の技術及び外国からの技術を用いて我が国企業が外国企業と共同して行う開発又は生産
- オ 部品等を融通し合う国際的なシステムへの参加
- カ 国際共同開発又は国際共同生産の実現可能性の調査のための技術情報又は試験品の提供

(2) これまでの武器輸出三原則等との整理

三原則は、これまでの武器輸出三原則等を整理しつつ新しく定められた原則であることから、今後の防衛装備の海外移転に当たっては三原則を踏まえて外為法に基づく審査を行うものとする。三原則の決定前に、武器輸出三原則等の下で講じられてきた例外化措置については、引き続き三原則の下で海外移転を認め得るものと整理して審査を行うこととする。

(3) 施行期日

この運用指針は、平成26年4月1日から施行する。

(4) 改正

三原則は外為法の運用基準であることを踏まえ、この運用指針の改正は、経済産業省が内閣官房、外務省及び防衛省と協議して案を作成し、国家安全保障会議で決定することにより行う。

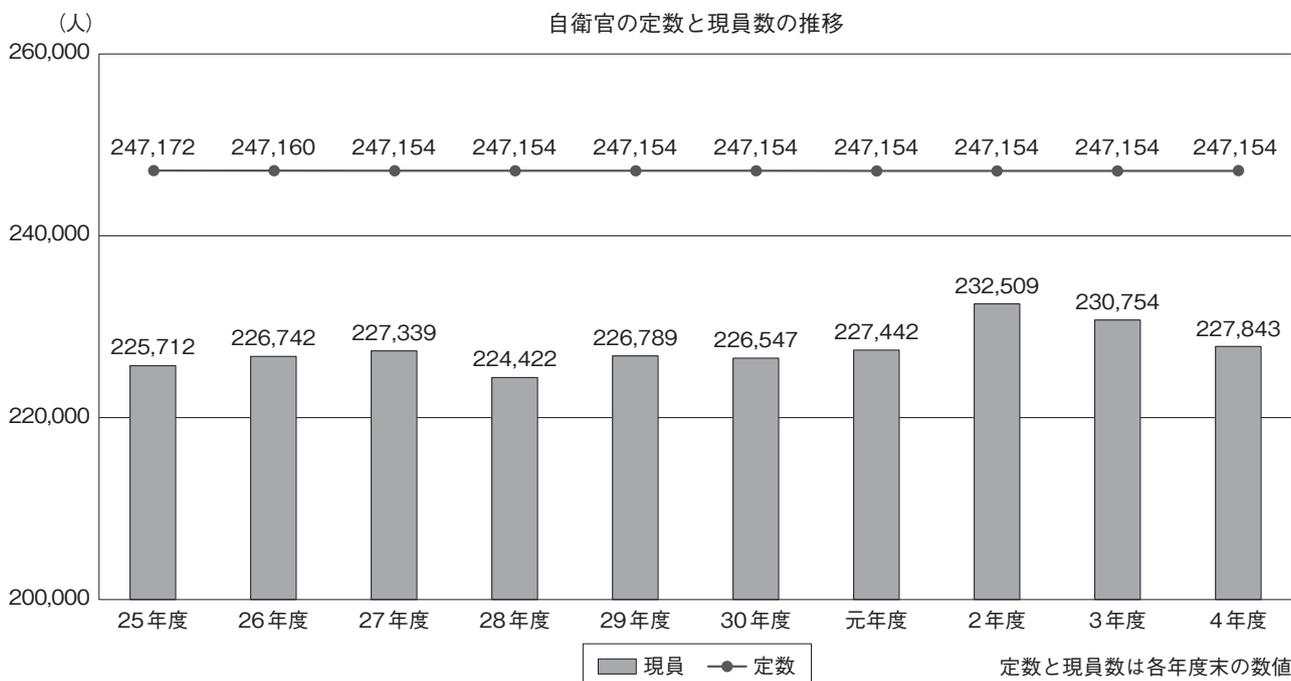
資料65 自衛官の定員及び現員並びに自衛官の定数と現員数の推移（過去10年間）

(2023.3.31 現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	150,500	45,293	46,994	4,367	247,154
現員	137,024	43,106	43,694	4,019	227,843
充足率(%)	91.0	95.2	93.0	92.0	92.2

区分	非任期制自衛官							任期制自衛官		
	幹部		准尉		曹		士			
定員	46,487		4,924		141,371		54,372			
現員	43,166	(2,712)	4,677	(117)	138,900	(9,866)	24,519	(3,723)	16,581	(3,448)
充足率(%)	92.9		95.0		98.3		75.6			

(注) 1 現員の()は女子で内数
2 定員は予算定員



資料66 自衛官などの応募及び採用状況

区 分		応募者数	採用者数	応募者数÷採用者数	
一般幹部候補生	陸	1,938 (327)	194 (25)	10.0 (13.1)	
	海	1,050 (181)	119 (20)	8.8 (9.1)	
	空	1,308 (324)	101 (27)	13.0 (12.0)	
	計	4,296 (832)	414 (72)	10.4 (11.6)	
曹	技術海曹	海 34 (8)	12 (2)	2.8 (4.0)	
	技術空曹	空 4 (0)	1 (0)	4.0 (—)	
航空学生	海	651 (83)	70 (6)	9.3 (13.8)	
	空	1,216 (158)	75 (2)	16.2 (79.0)	
	計	1,867 (241)	145 (8)	12.9 (30.1)	
一般曹候補生	陸	14,058 (2,762)	3,448 (514)	4.1 (5.4)	
	海	4,583 (926)	1,351 (277)	3.4 (3.3)	
	空	6,200 (1,747)	1,333 (420)	4.7 (4.2)	
	計	24,841 (5,435)	6,132 (1,211)	4.1 (4.5)	
自衛官候補生	陸	14,252 (2,772)	2,269 (437)	6.3 (6.3)	
	海	4,134 (852)	588 (127)	7.0 (6.7)	
	空	5,448 (1,652)	1,131 (297)	4.8 (5.6)	
	計	23,834 (5,276)	3,988 (861)	6.0 (6.1)	
防衛大学校学生	推薦	人社	141 (46)	44 (16)	3.2 (2.9)
		理工	278 (48)	137 (24)	2.0 (2.0)
		計	419 (94)	181 (40)	2.3 (2.4)
	総合選抜	人社	75 (15)	17 (5)	4.4 (3.0)
		理工	123 (16)	44 (7)	2.8 (2.3)
		計	198 (31)	61 (12)	3.2 (2.6)
	一般	人社	4,192 (1,780)	48 (13)	87.3 (136.9)
		理工	5,829 (1,293)	232 (38)	25.1 (34.0)
		計	10,021 (3,073)	280 (51)	35.8 (60.3)
防衛医科大学校医学科学生		6,006 (2,057)	80 (13)	75.1 (158.2)	
防衛医科大学校看護学科学生 (自衛官候補看護学生)		1,484 (1,121)	73 (70)	20.3 (16.0)	
高等工科学校生徒	推薦	392	115	3.4	
	一般	1,551	238	6.5	
	合計	1,943	353	5.5	

(注) 1 () は女子で内数
2 数値は2022年度における自衛官などの募集にかかるものである。

資料67 防衛省の職員等の内訳

(2023.3.31 現在)

	特別職		一般職	
	定員内	定員外	定員内	定員外
防衛大臣 防衛副大臣 防衛大臣政務官(2人) 防衛大臣補佐官 防衛大臣政策参与(3人以内)	防衛大臣秘書官		事務官等 26人	非常勤職員
	自衛隊の隊員			
	防衛事務次官	自衛官候補生		
	防衛審議官	予備自衛官 47,900人		
	書記官等 824人	即応予備自衛官 7,981人		
	事務官等 20,118人	予備自衛官補 4,621人		
	自衛官 247,154人	防衛大学校学生		
		防衛医科大学校学生		
	陸上自衛隊高等工科大学校生徒			
	非常勤職員			

※ 定員数は法令上の定員（自衛官は法令上の定数）

※ 防衛省の職員等の「等」は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官を指す。

資料68 再就職等支援のための主な施策

区分	再就職等支援施策	内容	
退職予定自衛官に対する施策	職業適性検査	退職予定の自衛官に対し、適性に応じた進路指導などを行うための検査	
	就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職にあたっての心構えを付与	
	業務管理教育	若年定年退職予定の自衛官に対し、社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与	
	職業訓練	技能訓練	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において有用な資格などを取得できる能力を付与（大型自動車、フォークリフト、電気工事士、危険物取扱者、ボイラー技士、車両系建設機械、普通自動車、クレーン運転士、介護職員初任者研修、大型特殊自動車、登録販売者、ファイナンシャルプランナー、調剤薬局事務、電気工事施工管理技士、消防設備点検資格者、ガス溶接作業主任者など）
		防災・危機管理教育	若年定年退職予定の幹部自衛官に対し、防災行政の仕組み及び国民保護計画などの専門知識を付与（本教育の受講は、内閣府が行う地域防災マネージャー証明の要件）
		通信教育	退職予定の自衛官に対し、退職後、社会において有用な資格などを取得できる能力を付与（危険物取扱者、電気工事士、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引士、マンション管理士、衛生管理者、ボイラー技士、行政書士、消防設備士、進学希望者に対する大学進学支援など）
	インターンシップ	再就職先のミスマッチなどによる早期離職を防止するとともに、再就職先の拡充を図る観点から、退職予定自衛官に対するインターンシップを実施	
進路相談等部外委託	退職予定の自衛官に対し、個々のニーズに沿った進路相談などを部外の専門家に委託		
部内援護担当者に対する施策	援護担当者教育	援護担当者の質的向上を図るための労働行政、援護活動などの教育	
部外に対する施策	企業主などに対する援護広報	企業主などに対する退職予定自衛官の有用性などの広報	
	企業主などに対する部隊見学など招へい	企業主などを部隊などに招へいし、部隊などの見学、再就職等支援状況の説明などを実施	

都道府県	在職状況
北海道	北海道庁5名、札幌市役所2名、函館市役所2名、小樽市役所、旭川市役所、室蘭市役所、釧路市役所、帯広市役所2名、岩見沢市役所、苫小牧市役所、稚内市役所、美瑛市役所、芦別市役所2名、赤平市役所、紋別市役所、士別市役所、名寄市役所2名、千歳市役所3名、滝川市役所、砂川市役所、富良野市役所、登別市役所、恵庭市役所2名、伊達市役所、北広島市役所2名、北斗市役所、松前町役場、知内町役場、七飯町役場、鹿部町役場、森町役場、上ノ国町役場、鳥牧村役場、黒松内町役場、蘭越町役場、ニセコ町役場、倶知安町役場、余市町役所、長沼町役場、月形町役場、当麻町役場、上富良野町役場、中富良野町役場2名、南富良野町役場、下川町役場、天塩町役場、浜頓別町役場、豊富町役場、礼文町役場、利尻町役場、美幌町役場2名、遠軽町役場2名、壮瞥町役場、厚真町役場、安平町役場、新ひだか町役場、音更町役場3名、上士幌町役場、芽室町役場、幕別町役場、足寄町役場、釧路町役場2名、標茶町役場、弟子屈町役場、別海町役場
青森県	青森県庁2名、青森市役所4名、弘前市役所、八戸市役所3名、十和田市役所、三沢市役所、つがる市役所、鯉ヶ沢町役場、深浦町役場
岩手県	岩手県庁2名、盛岡市役所、宮古市役所、花巻市役所、釜石市役所、八幡平市役所、滝沢市役所、雫石町役場、矢巾町役場、大槌町役場、山田町役場、野田村役場
宮城県	宮城県庁、仙台市役所2名、石巻市役所、名取市役所、角田市役所、多賀城市役所、登米市役所、栗原市役所、東松島市役所、富谷市役所、柴田町役場、丸森町役場、亘理町役場、山元町役場、利府町役場、大和町役場、大衡村役場、南三陸町役場
秋田県	秋田県庁3名、秋田市役所、大館市役所、湯沢市役所、潟上市役所、大仙市役所、羽後町役場
山形県	山形県庁、山形市役所、米沢市役所、酒田市役所、上山市役所、村山市役所、天童市役所、東根市役所
福島県	福島県庁2名、福島市役所2名、郡山市役所、いわき市役所、伊達市役所
茨城県	茨城県庁、古河市役所、龍ヶ崎町役所、下妻市役所、高萩市役所、かすみがうら市役所、境町役場2名
栃木県	栃木県庁、宇都宮市役所、佐野市役所、小山市役所
群馬県	群馬県庁2名、吉岡町役場、中之条町役場
埼玉県	埼玉県庁、さいたま市役所2名、川越市役所、行田市役所、深谷市役所2名、朝霞市役所、和光市役所、桶川市役所、久喜市役所、富士見市役所、吉川市役所、川島町役場
千葉県	千葉県庁、千葉市役所、市川市役所2名、船橋市役所、館山市役所、木更津市役所、松戸市役所、茂原市役所、成田市役所、佐倉市役所、習志野市役所、柏市役所、市原市役所、流山市役所、八千代市役所、君津市役所、富津市役所、浦安市役所、四街道市役所、八街市役所、印西市役所、富里市役所、香取市役所、山武市役所、いすみ市役所、大網白里市役所、酒々井町役場、銀町役場
東京都	東京都庁8名、墨田区役所、江東区役所、品川区役所3名、目黒区役所、大田区役所2名、渋谷区役所2名、北区役所、荒川区役所、板橋区役所、足立区役所、葛飾区役所、日野市役所、狛江市役所、瑞穂町役場
神奈川県	神奈川県庁4名、横浜市役所9名、川崎市役所、相模原市役所、横須賀市役所2名、平塚市役所、鎌倉市役所、藤沢市役所4名、小田原市役所、茅ヶ崎市役所、逗子市役所、三浦市役所、伊勢原市役所、海老名市役所4名、座間市役所、南足柄市役所、綾瀬市役場、大磯町役場、中井町役場、大井町役場、松田町役場、山北町役場、開成町役場、箱根町役場2名、湯河原町役場、愛川町役場
新潟県	新潟県庁、新潟市役所、加茂市役所、燕市役所、上越市役所、胎内市役所、聖籠町役場、関川村役場
富山県	富山県庁、富山市役所、砺波市役所
石川県	石川県庁、金沢市役所、輪島市役所、宝達志水町役場
福井県	福井県庁4名、勝山市役所、あわら市役所
山梨県	山梨県庁、富士吉田市役所、南アルプス市役所、身延町役場、山中湖村役場、富士河口湖町役場
長野県	長野県庁2名、長野市役所、松本市役所、茅野市役所、塩尻市役所、安曇野市役所
岐阜県	岐阜県庁2名、岐阜市役所、瑞浪市役所、各務原市役所、飛騨市役所、海津市役所
静岡県	静岡県庁6名、静岡市役所、浜松市役所、島田市役所2名、御殿場市役所3名、下田市役所、裾野市役所、牧之原市役所、小山市役所
愛知県	愛知県庁、名古屋市役所、豊橋市役所2名、半田市役所、春日井市役所、碧南市役所、刈谷市役所、豊田市役所、西尾市役所、蒲郡市役所、常滑市役所、小牧市役所、稲沢市役所、東海市役所、大府市役所、知多市役所、高浜市役所、豊明市役所、日進市役所、田原市役所、清須市役所、北名古屋市役所3名、弥富市役所、みよし市役所、あま市役所、長久手市役所、豊山町役場、大口町役場、大治町役場、蟹江町役場、飛鳥村役場、美浜町役場、武豊町役場、幸田町役場
三重県	三重県庁、津市役所、四日市市役所、伊勢市役所、桑名市役所、名張市役所、亀山市役所、鳥羽市役所、志摩市役所
滋賀県	滋賀県庁、湖南市役所、高島市役所
京都府	京都府庁2名、京都市役所、舞鶴市役所、城陽市役所、八幡市役所2名、京田辺市役所、木津川市役所2名、精華町役場2名
大阪府	大阪府庁、大阪市役所2名、堺市役所、岸和田市役所、池田市役所、泉大津市役所、貝塚市役所、茨木市役所、泉佐野市役所、富田林市役所、河内長野市役所、大東市役所、高石市役所、四條畷市役所、大阪狭山市役所、千早赤阪村役場
兵庫県	兵庫県庁、神戸市役所2名、姫路市役所、明石市役所、豊岡市役所、西脇市役所、川西市役所、小野市役所、宍粟市役所、加東市役所、猪名川町役場
奈良県	奈良県庁2名、奈良市役所2名、大和高田市役所、橿原市役所、五條市役所2名、生駒市役所、田原本町役場2名
和歌山県	和歌山県庁、白浜町役場、那智勝浦町役場
鳥取県	鳥取県庁5名、鳥取市役所、米子市役所、南部町役場
島根県	島根県庁、松江市役所、浜田市役所、出雲市役所、雲南市役所、奥出雲町役場
岡山県	岡山県庁、倉敷市役所、浅口市役所、鏡野町役場
広島県	広島県庁3名、広島市役所、呉市役所、三原市役所、府中市役所、三次市役所、大竹市役所、廿日市市役所、海田町役場、熊野町役場、坂町役場
山口県	山口県庁、下関市役所、山口市役所、萩市役所、防府市役所2名、岩国市役所、光市役所、長門市役所、和木町役場
徳島県	徳島県庁6名、徳島市役所、阿南市役所、吉野川市役所2名、阿波市役所、美馬市役所、勝浦町役場
香川県	香川県庁、丸亀市役所、坂出市役所、善通寺市役所、観音寺市役所、さぬき市役所、三豊市役所、綾川町役場、まんのう町役場
愛媛県	愛媛県庁、松山市役所、今治市役所、宇和島市役所、新居浜市役所、西条市役所、西予市役所、愛南町役場
高知県	高知県庁、高知市役所、須崎市役所、香南市役所
福岡県	福岡県庁、北九州市役所、福岡市役所2名、久留米市役所2名、飯塚市役所2名、筑後市役所、行橋市役所、小郡市役所、春日市役所、大野城市役所2名、宗像市役所、太宰府市役所、朝倉市役所、みやま市役所、那珂川市役所2名、篠栗町役場、久山町役場、粕屋町役場、芦屋町役場、岡垣町役場、大刀洗町役場
佐賀県	佐賀県庁4名、唐津市役所、武雄市役所、嬉野市役所、吉野ヶ里町役場、上峰町役場、玄海町役場
長崎県	長崎県庁5名、長崎市役所2名、佐世保市役所2名、島原市役所、大村市役所、杵崎市役所、西海市役所、雲仙市役所
熊本県	熊本県庁5名、熊本市役所、八代市役所、荒尾市役所、水俣市役所、菊池市役所、合志市役所、大津町役場、菊陽町役場、山都町役場、芦北町役場、球磨村役場、あさぎり町役場
大分県	大分県庁2名、大分市役所、別府市役所2名、日田市役所、杵築市役所2名、由布市役所、日出町役場
宮崎県	宮崎県庁3名、宮崎市役所、都城市役所4名、延岡市役所2名、日南市役所、小林市役所2名、日向市役所、串間市役所、西都市役所、えびの市役所、高原町役場、高鍋町役場、新富町役場、都農町役場、門川町役場
鹿児島県	鹿児島県庁5名、鹿児島市役所、鹿児島市役所、出水市役所、垂水市役所、薩摩川内市役所2名、霧島市役所2名、始良市役所、さつま町役場、湧水町役場、錦江町役場
沖縄県	豊見城市役所、多良間村役場

※ 2023.3.31 現在で防衛省が把握しているもの（非常勤職員を含む。）

資料70 演習場一覧

区分	名称	所在地	土地面積				備考
			行政財産	他省庁財産	民公有財産	合計	
大演習場	矢臼別	北海道	168,134	—	15	168,149	
	北海道	北海道	95,805	143	9	95,957	7地区より成る。
	王城寺原	宮城	42,487	11	4,059	46,557	
	北富士	山梨	19,659	6	26,930	46,595	
	東富士	静岡	29,338	5,139	53,831	88,308	
	日出生台	大分	49,870	—	—	49,870	
	合計	6件	405,293	5,299	84,844	495,436	
中演習場	鬼志別	北海道	14,925	—	—	14,925	
	上富良野	北海道	42,851	—	14	42,865	
	然別	北海道	33,288	—	4	33,292	
	岩手山	岩手	22,891	—	0	22,891	
	白河布引山	福島	18,108	1	1,716	19,825	
	相馬原	群馬	6,312	—	2,725	9,036	
	関山	新潟	15,856	—	2,994	18,850	
	あいば野	滋賀	22,555	—	2,234	24,789	
	青野ヶ原	兵庫	6,085	—	—	6,085	
	日本原	岡山	14,654	—	4,982	19,635	
	大野原	長崎、佐賀	5,992	—	83	6,075	
	大矢野原	熊本	16,328	12	—	16,340	
	十文字原	大分	6,328	—	79	6,407	
	霧島	宮崎、鹿児島	11,093	5	—	11,098	
合計	14件	237,266	18	14,831	252,113		
小演習場	50件	62,176	106	3,393	65,675		
合計	70件	704,735	5,423	103,068	813,224		

単位：千平方メートル

※単位未満を四捨五入

※「0」は単位未満を、「—」は該当数量のないことを示す。

資料71 市民生活の中での活動

項 目	活動の細部と実績
不発弾などの処理 (自衛隊法附則)	<ul style="list-style-type: none"> ○陸自が、地方公共団体などの要請を受けて実施 ○令和4(2022)年度の処理実績：件数1,372件(平均すれば週約26件)、量にして約41.9トン。特に、沖縄県での処理実績は、処理件数では467件(全国の処理件数の約34%)、処理量では約13.1トン(全国の処理量の約31%) (なお、発見された不発弾などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力)
機雷等の除去 (自衛隊法84条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ○海自が、第二次世界大戦中に敷設された機雷のため設定された危険海域の掃海並びに地方公共団体などの通報を受けて爆発性の危険物の除去及び処理を実施 ○危険海域にあった機雷の掃海はおおむね終了 ○令和4(2022)年度の処理実績：3,779個、約2.7トン(なお、発見された爆発性の危険物などが化学弾である場合には、自衛隊には基本的には処理する能力はない。化学弾の識別、信管の有無の確認などについて可能な範囲で協力)
医療面での活動 (自衛隊法27条、防衛省設置法4条10号など)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛医科大学校病院(埼玉県所沢市)および一部の自衛隊病院(全国11か所のうち、自衛隊中央病院(東京都世田谷区)など8か所)では一般市民の診療を実施 ○防衛医科大学校病院は、特定機能病院(高度の医療の提供等)および第3次救急医療機関(重篤な救急患者の受け入れ)として運営 ○自衛隊の主要部隊が保有する衛生部隊は、地方公共団体などからの要請があれば、災害発生時の巡回診療、防疫などを実施 ○陸自開発実験団部隊医学実験隊(東京都世田谷区)、海自潜水医学実験隊(神奈川県横須賀市)、空自航空医学実験隊(東京都立川市および埼玉県狭山市)が、それぞれ野外衛生、潜水医学、航空医学などの研究を実施 ○防衛医科大学校防衛医学研究センター(埼玉県所沢市)では、災害・救急医療に関する研究などを実施
運動競技会に対する協力 (自衛隊法100条の3など)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関から依頼を受け、国内でのオリンピック競技大会、アジア競技大会及び国民体育大会の運営について、式典、通信、輸送、音楽演奏、医療・救急などの面で協力 ○マラソン大会、駅伝大会などに際し、輸送・通信支援などを実施
地元との交流	<ul style="list-style-type: none"> ○全国の駐屯地や基地の多くは、地元からの要請により、グラウンド、体育館、プールなどの施設を開放するなど様々な形で地域社会との交流を実施

施設・ 区域名	用途	所在地						面積 (千m ²)	2-1 (a) 面積		2-4 (b) 面積	
キャンプ千歳	通信	北海道千歳市						4,274	4,274	4,263	0	
東千歳駐屯地	演習場	北海道千歳市						81	0	0	81	
北海道・千歳演習場	演習場	北海道恵庭市	北海道千歳市	北海道札幌市	北海道北広島市			92,288	0	0	92,288	
千歳飛行場	飛行場	北海道千歳市	北海道苫小牧市	北海道札幌市	北海道札幌市			2,584	0	0	2,584	
別海矢白別大演習場	演習場	北海道野付郡別海町	北海道厚岸郡厚岸町	北海道厚岸郡浜中町				168,178	0	0	168,178	
釧路駐屯地	兵舎	北海道釧路郡釧路町						26	0	0	26	
鹿追駐屯地	演習場	北海道河東郡鹿追町						59	0	0	59	
上富良野中演習場	演習場	北海道空知郡上富良野町	北海道空知郡中富良野町	北海道富良野市				34,688	0	0	34,688	
札幌駐屯地	演習場	北海道札幌市						8	0	0	8	
鹿追然別中演習場	演習場	北海道河東郡鹿追町						32,832	0	0	32,832	
帯広駐屯地	演習場	北海道帯広市						757	0	0	757	
旭川近文台演習場	演習場	北海道旭川市						1,416	0	0	1,416	
丘珠駐屯地	その他	北海道札幌市						2	0	0	2	
名寄演習場	演習場	北海道名寄市						1,734	0	0	1,734	
滝川演習場	演習場	北海道滝川市	北海道樺戸郡新十津川町					1,367	0	0	1,367	
美幌訓練場	演習場	北海道網走郡美幌町						2,269	0	0	2,269	
俱知安高嶺演習場	演習場	北海道虻田郡俱知安町						928	0	0	928	
遠軽演習場	演習場	北海道紋別郡遠軽町						1,082	0	0	1,082	
三沢飛行場	飛行場	青森県三沢市	青森県八戸市	青森県上北郡東北町	青森県むつ市			15,968	15,780	5,183	188	
八戸貯油施設	倉庫	青森県八戸市	青森県三沢市	青森県上北郡おいらせ町				173	173	1	0	
三沢対地射撃場	演習場	青森県三沢市	青森県上北郡六ヶ所村					7,656	7,656	7,655	0	
仙台駐屯地	演習場	宮城県仙台市						51	0	0	51	
八戸駐屯地	兵舎	青森県八戸市						53	0	0	53	
岩手岩手山中演習場	演習場	岩手県滝沢市	岩手県八幡平市					23,264	0	0	23,264	
大和王城寺原大演習場	演習場	宮城県加美郡色麻町	宮城県黒川郡大和町	宮城県黒川郡大衡村				45,377	0	0	45,377	
霞の目飛行場	飛行場	宮城県仙台市	宮城県岩沼市					260	0	0	260	
青森小谷演習場	演習場	青森県青森市						3,183	0	0	3,183	
弘前演習場	演習場	青森県中津軽郡西目屋村	青森県弘前市					4,904	0	0	4,904	

施設・ 区域名	用途	所在地						面積 (千m ²)	2-1 (a) 面積	2-4 (a) 面積	2-4 (b) 面積	
神町大高根演習場	演習場	山形県村山市	山形県東根市					1,308	0	0	1,308	
車力通信所	通信	青森県つがる市						135	135	0	0	
赤坂プレス・センター	事務所	東京都港区						27	27	0	0	
横田飛行場	飛行場	東京都福生市	東京都西多摩郡瑞穂町	東京都武蔵村山市	東京都羽村市	東京都立川市	東京都昭島市	埼玉県狭山市	7,139	7,136	139	3
多摩サービス補助施設	その他	東京都稲城市	東京都多摩市						1,948	1,948	0	0
木更津飛行場	飛行場	千葉県木更津市							2,095	2,095	2,082	(建物)
キャンプ朝霞	通信	埼玉県和光市							118	118	0	0
所沢通信施設	通信	埼玉県所沢市							966	966	0	0
入間飛行場	演習場	埼玉県入間市	埼玉県狭山市						4	0	0	4
大和田通信所	通信	埼玉県新座市	東京都清瀬市						1,199	1,199	0	0
硫黄島通信所	通信	東京都小笠原村							6,630	3,810	132	2,820
ニューサンノー米軍センター	その他	東京都港区							7	7	0	0
高田関山演習場	演習場	新潟県妙高市	新潟県上越市						14,080	0	0	14,080
百里飛行場	飛行場	茨城県小美玉市							1,089	0	0	1,089
相馬原演習場	演習場	群馬県高崎市	群馬県北群馬郡榛東村						5,796	0	0	5,796
朝霞駐屯地	演習場	埼玉県朝霞市	埼玉県和光市	埼玉県新座市					17	0	0	17
羽田郵便管理事務所	事務所	東京都大田区							(建物)	0	0	(建物)
根岸住宅地区	住宅	神奈川県横浜市							429	429	0	0
横浜ノース・ドック	港湾	神奈川県横浜市							523	523	(建物)	0
キャンプ座間	事務所	神奈川県相模原市	神奈川県座間市						2,292	2,292	170	0
厚木海軍飛行場	飛行場	神奈川県綾瀬市	神奈川県大和市						5,056	2,497	1,076	2,559
相模総合補給廠	工場	神奈川県相模原市							1,967	1,967	0	0
池子住宅地区及び海軍補助施設	住宅	神奈川県逗子市	神奈川県横浜市						2,884	2,884	0	0
吾妻倉庫地区	倉庫	神奈川県横須賀市							802	802	254	0
横須賀海軍施設	港湾	神奈川県横須賀市							2,363	2,363	49	(建物)
相模原住宅地区	住宅	神奈川県相模原市							593	593	0	0
長坂小銃射撃場	演習場	神奈川県横須賀市							97	0	0	97
浦郷倉庫地区	倉庫	神奈川県横須賀市							194	194	0	0
富士営舎地区	兵舎	静岡県御殿場市							1,177	1,177	47	0
鶴見貯油施設	倉庫	神奈川県横浜市							184	184	0	0
沼津海浜訓練場	演習場	静岡県沼津市							28	28	28	0

施設・区域名	用途	所在地							面積 (千m ²)	2-1 (a) 面積		2-4 (b) 面積
											2-4 (a) 面積	
富士演習場	演習場	山梨県富士吉田市	山梨県南都留郡山中湖村	静岡県御殿場市	静岡県駿東郡小山町	静岡県裾野市			133,925	0	0	133,925
滝ヶ原駐屯地	演習場	静岡県御殿場市							8	0	0	8
岐阜飛行場	その他	岐阜県各務原市							1,626	0	0	1,626
小松飛行場	飛行場	石川県小松市	石川県輪島市	京都府京丹後市					1,606	0	0	1,606
今津饗庭野中演習場	演習場	滋賀県高島市							24,085	0	0	24,085
伊丹駐屯地	演習場	兵庫県川西市	兵庫県伊丹市						20	0	0	20
経ヶ岬通信所	通信	京都府京丹後市							36	36	0	0
福知山射撃場	演習場	京都府福知山市							55	0	0	55
秋月弾薬庫	倉庫	広島県江田島市							559	559	0	0
川上弾薬庫	倉庫	広島県東広島市							2,604	2,604	0	0
広弾薬庫	倉庫	広島県呉市							359	359	0	0
岩国飛行場	飛行場	山口県岩国市	広島県大竹市						8,648	8,648	5,615	0
祖生通信所	通信	山口県岩国市							24	24	0	0
呉第六突堤	港湾	広島県呉市							12	12	0	0
第一術科学校訓練施設	演習場	広島県江田島市							(建物)	0	0	(建物)
原村演習場	演習場	広島県東広島市							1,687	0	0	1,687
日本原中演習場	演習場	岡山県勝田郡奈義町	岡山県津山市						18,844	0	0	18,844
美保飛行場	飛行場	鳥取県境港市	鳥取県米子市						778	0	0	778
灰ヶ峰通信施設	通信	広島県呉市							1	1	0	0
板付飛行場	飛行場	福岡県福岡市							515	23	0	491
佐世保海軍施設	港湾	長崎県佐世保市							496	488	12	9
佐世保ドライ・ドック地区	港湾	長崎県佐世保市							83	41	28	41
赤崎貯油所	倉庫	長崎県佐世保市							754	754	0	0
佐世保弾薬補給所	倉庫	長崎県佐世保市							582	582	0	0
庵崎貯油所	倉庫	長崎県佐世保市							227	227	45	0
横瀬貯油所	倉庫	長崎県西海市							679	679	0	0
針尾島弾薬集積所	倉庫	長崎県佐世保市							1,297	1,297	48	0
立神港区	港湾	長崎県佐世保市							135	135	28	0
新田原飛行場	飛行場	宮崎県児湯郡新富町							1,833	0	0	1,833
崎辺小銃射撃場	演習場	長崎県佐世保市							(建物)	0	0	(建物)
針尾住宅地区	住宅	長崎県佐世保市							354	354	0	0
日出生台・十文字原演習場	演習場	大分県玖珠郡玖珠町	大分県玖珠郡九重町	大分県由布市	大分県別府市	大分県速見郡日出町	大分県杵築市	大分県大分市	56,317	0	0	56,317

施設・ 区域名	用途	所在地						面積 (千m ²)	2-1 (a) 面積		2-4 (b) 面積	
									2-4 (a) 面積			
築城飛行場	飛行場	福岡県行橋市	福岡県築上郡築上町	福岡県春日市				906	0	0	906	
大村飛行場	その他	長崎県大村市						(建物)	0	0	(建物)	
大矢野原・霧島演習場	演習場	熊本県上益城郡山都町	宮崎県えびの市	鹿児島県始良郡湧水町				26,965	0	0	26,965	
北熊本駐屯地	演習場	熊本県熊本市						21	0	0	21	
健軍駐屯地	演習場	熊本県熊本市						39	0	0	39	
鹿屋飛行場	飛行場	鹿児島県鹿屋市						490	0	0	490	
北部訓練場	演習場	沖縄県国頭郡国頭村	沖縄県国頭郡東村					36,590	35,331	0	1,259	
奥間レスト・センター	その他	沖縄県国頭郡国頭村						546	546	0	0	
伊江島補助飛行場	演習場	沖縄県国頭郡伊江村						8,015	8,015	0	0	
八重岳通信所	通信	沖縄県名護市	沖縄県国頭郡本部町					37	37	1	0	
キャンプ・シュワブ	演習場	沖縄県名護市	沖縄県国頭郡宜野座村					20,626	20,626	7,077	0	
辺野古弾薬庫	倉庫	沖縄県名護市						1,214	1,214	0	0	
キャンプ・ハンセン	演習場	沖縄県国頭郡金武町	沖縄県国頭郡宜野座村	沖縄県国頭郡恩納村	沖縄県名護市			48,728	48,114	39,385	615	
金武レッド・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県国頭郡金武町						14	14	0	0	
金武ブルー・ビーチ訓練場	演習場	沖縄県国頭郡金武町						381	381	0	0	
嘉手納弾薬庫地区	倉庫	沖縄県中頭郡読谷村	沖縄県沖縄市	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県国頭郡恩納村	沖縄県うるま市		26,276	26,276	121	0	
天願栈橋	港湾	沖縄県うるま市						31	31	0	0	
キャンプ・コートニー	兵舎	沖縄県うるま市						1,339	1,339	0	0	
キャンプ・マクトリアス	兵舎	沖縄県うるま市						379	379	0	0	
キャンプ・シールズ	兵舎	沖縄県沖縄市						700	700	0	0	
トリイ通信施設	通信	沖縄県中頭郡読谷村						1,895	1,895	0	0	
嘉手納飛行場	飛行場	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県沖縄市	沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県那覇市	沖縄県糸満市		19,856	19,856	23	(建物)	
キャンプ桑江	兵舎	沖縄県中頭郡北谷町						676	676	0	0	
キャンプ瑞慶覧	兵舎	沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県中頭郡北中城村	沖縄県宜野湾市	沖縄県沖縄市	沖縄県うるま市		5,342	5,342	0	0	
泡瀬通信施設	通信	沖縄県沖縄市						552	552	0	0	
ホワイト・ビーチ地区	港湾	沖縄県うるま市						1,568	1,568	221	0	
普天間飛行場	飛行場	沖縄県宜野湾市						4,758	4,758	0	0	
牧港補給地区	倉庫	沖縄県浦添市						2,675	2,675	0	0	
那覇港湾施設	港湾	沖縄県那覇市						559	559	3	0	
陸軍貯油施設	倉庫	沖縄県うるま市	沖縄県中頭郡北谷町	沖縄県中頭郡嘉手納町	沖縄県沖縄市	沖縄県宜野湾市		1,277	1,277	14	0	
鳥島射撃場	演習場	沖縄県島尻郡久米島町						41	39	0	2	

施設・区域名	用途	所在地							面積 (千m ²)	2-1 (a) 面積		2-4 (b) 面積
										2-4 (a) 面積		
出砂島射撃場	演習場	沖縄県島尻郡渡名喜村						245	245	245	0	
久米島射撃場	演習場	沖縄県島尻郡久米島町						2	2	0	0	
津堅島訓練場	演習場	沖縄県うるま市						16	16	0	0	
黄尾嶼射撃場	演習場	沖縄県石垣市						874	874	0	0	
赤尾嶼射撃場	演習場	沖縄県石垣市						41	41	0	0	
沖大東島射撃場	演習場	沖縄県島尻郡北大東村						1,147	1,147	1,147	0	
浮原島訓練場	演習場	沖縄県うるま市						254	0	0	254	
那覇飛行場	その他	沖縄県那覇市						7	0	0	7	
全国計	130施設・区域							979,841	262,610	75,091	717,232	
本土 (沖縄以外) 計	97施設・区域							793,179	78,084	26,855	715,095	
沖縄計	33施設・区域							186,662	184,525	48,236	2,137	

注)・本表は、日米地位協定第2条第1項(a)に基づき米軍が使用している施設・区域(米側が管理。同協定第2条第4項(a)に基づき、自衛隊等も使用するものを含む。)及び同協定第2条第4項(b)に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設・区域(日本側が管理)別の面積等の一覧である。

- ・「面積」欄の数値は、日米地位協定第2条第1項(a)に基づき米軍が使用している施設・区域の面積と、同協定第2条第4項(b)に基づき米軍が一定の期間を限って使用している施設・区域の面積の合計である。
- ・「2-4(a)面積」欄の数値は、日米地位協定第2条第4項(a)に基づき、自衛隊が一時的に使用している施設・区域の面積であり、「2-1(a)面積」欄の数値の内数である。
- ・計数は、四捨五入によっているのので符合しない場合がある。
- ・「0」は、該当する面積がないことを示す。

資料73 防衛施設と周辺地域との調和を図るための主な施策の概要

分類	施策名	内容	対象施設、事業の例
防衛施設周辺環境整備法※1等	障害防止工事の助成	自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施等により生ずる障害を防止または軽減するため、地方公共団体等が行う工事に対して助成	○用水路、ため池、道路、河川改修、テレビ放送の共同受信施設など
	騒音防止工事の助成	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響で著しいものを防止または軽減するために地方公共団体等が行う工事に対して助成	○小・中学校・幼稚園などの教育施設、病院・診療所などの医療施設、保健所、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設
	住宅防音工事の助成	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する区域において、その障害を防止または軽減するために住宅の所有者等が行う工事に対して助成	○住宅
	移転補償等	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域において、建物等を当該区域以外の区域への移転又は除却により通常生ずべき損失の補償等を実施	○建物の移転などの補償 ○土地の買入れ ○移転先地の住宅などの用に供する土地にかかる道路、水道、排水施設その他の公共施設整備
	緑地帯の整備等	自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域に所在する土地に緑地帯の整備等を実施	○植樹、緑地整備など
	民生安定施設の助成	防衛施設の設置又は運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動の阻害が認められる場合において、その障害を緩和するため、地方公共団体が行う施設の整備に対して助成	○道路、無線放送施設、養護老人ホーム、消防、公園、ごみ処理施設、老人福祉センター、学習等供用施設など ○農業用施設、漁業用施設など
	特定防衛施設周辺整備調整交付金	防衛施設の設置又は運用がその周辺地域の生活環境や開発に及ぼす影響の程度等を考慮し、特定防衛施設関連市町村に対し、公共用の施設の整備又はその生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など
駐留軍再編特別措置法※2等	再編交付金	駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加等を考慮し、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要と認められる場合に、再編関連特定周辺市町村に対し、住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	
	再編関連訓練移転等交付金	訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設の周辺地域において、航空機騒音等による住民生活の安定に及ぼす影響が再編交付金の交付終了後も継続することを考慮し、住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など
	再編関連特別地域整備事業	駐留軍等の再編の円滑な実施に資するため、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる防衛施設が所在する県が広域的な観点から行う住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	
	再編推進事業	駐留軍等の再編の実施に向けた措置の推進を図り、駐留軍等の再編を的確かつ迅速に実施することの重要性に鑑み、再編関連特定周辺市町村が行う施設の整備に対して助成	○民生安定施設と同様の施設
米空母艦載機部隊配備特別交付金	米空母艦載機部隊が我が国の安全保障に果たす役割の重要性及び米空母艦載機部隊の配備が航空機騒音等により住民の生活の安定に及ぼす著しい影響を考慮し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など	
訓練交付金	自衛隊又は外国の軍隊の訓練が周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響を考慮し、訓練のために使用される施設の所在市町村が行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てるため交付金を交付	○交通・レクリエーション・社会福祉施設などの公共用施設の整備 ○医療費・コミュニティバスの運営費・学校施設等耐震診断費など	

※1 防衛施設周辺環境整備法：防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）

※2 駐留軍再編特別措置法：駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）

資料74 南極地域観測協力実績

回次	期間	活動日数	南極圏活動日数	物資輸送量	観測隊員	越冬隊員	総航程（海里）
第43次	2001.11.11～ 2002.4.6	151日	91日	約1,100トン	56人	40人	約22,000
第44次	2002.11.11～ 2003.4.7	151日	99日	約1,230トン	57人	40人	約22,000
第45次	2003.11.11～ 2004.4.8	151日	99日	約1,120トン	56人	40人	約21,000
第46次	2004.11.11～ 2005.4.9	151日	99日	約980トン	55人	40人	約21,000
第47次	2005.11.11～ 2006.4.10	151日	99日	約1,080トン	53人	37人	約22,000
第48次	2006.11.11～ 2007.4.11	151日	99日	約1,110トン	56人	36人	約21,000
第49次	2007.11.11～ 2008.4.12	151日	99日	約870トン	49人	35人	約20,000
第51次	2009.11.10～ 2010.4.9	151日	99日	約1,130トン	48人	28人	約21,000
第52次	2010.11.11～ 2011.4.5	146日	99日	約1,310トン	60人	28人	約20,000
第53次	2011.11.11～ 2012.4.9	151日	98日	約820トン	56人	30人	約19,000
第54次	2012.11.11～ 2013.4.10	151日	99日	約680トン	55人	31人	約21,000
第55次	2013.11.8～ 2014.4.7	151日	99日	約1,160トン	46人	30人	約20,000
第56次	2014.11.11～ 2015.4.10	151日	99日	約1,017トン	53人	24人	約18,000
第57次	2015.11.16～ 2016.4.14	151日	89日	約1,040トン	52人	30人	約24,000
第58次	2016.11.11～ 2017.4.10	151日	99日	約1,060トン	62人	33人	約20,000
第59次	2017.11.12～ 2018.4.11	151日	99日	約1,000トン	59人	27人	約20,000
第60次	2018.11.10～ 2019.4.9	151日	99日	約1,000トン	57人	31人	約20,000
第61次	2019.11.12～ 2020.4.10	151日	99日	約1,000トン	57人	31人	約20,000
第62次	2020.11.6～ 2021.2.22	109日	51日	約1,045トン	44人	31人	約16,000
第63次	2021.11.10～ 2022.3.28	139日	99日	約1,140トン	69人	31人	約20,000
第64次	2022.11.11～ 2023.4.10	151日	99日	約1,120トン	69人	27人	約20,000

※第50次は協力を行っていない。

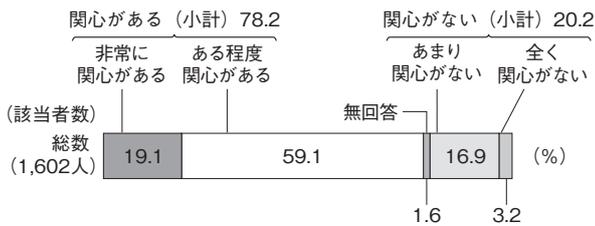
資料75 部外土木工事の実績

年度	工事別実施件数				
	計	整地	道路	除雪	その他
1988年以前	7,987	5,152	2,208	307	320
1989	39	33	4	2	0
1990	40	33	5	2	0
1991	29	23	6	0	0
1992	27	23	4	0	0
1993	25	22	2	0	1
1994	20	19	1	0	0
1995	20	15	5	0	0
1996	10	7	3	0	0
1997	11	9	2	0	0
1998	13	11	2	0	0
1999	12	10	1	0	1
2000	10	9	1	0	0
2001	7	6	1	0	0
2002	5	5	0	0	0
2003	3	3	0	0	0
2004	2	2	0	0	0
2005	1	1	0	0	0
2006	0	0	0	0	0
2007	0	0	0	0	0
2008	2	2	0	0	0
2009	0	0	0	0	0
2010	0	0	0	0	0
2011	1	1	0	0	0
2012	0	0	0	0	0
2013	1	0	1	0	0
2014	2	0	2	0	0
2015	1	1	0	0	0
2016	1	0	1	0	0
2017	0	0	0	0	0
2018	0	0	0	0	0
2019	0	0	0	0	0
2020	1	1	0	0	0
2021	1	0	1	0	0
2022	0	0	0	0	0
合計	8,271	5,388	2,250	311	322

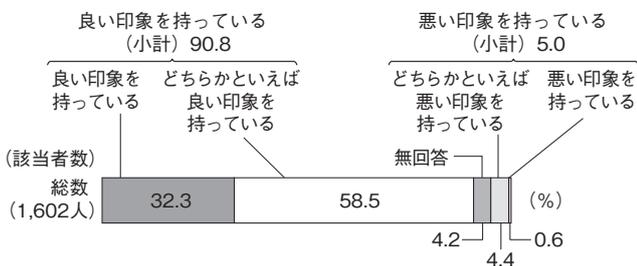
調査時期：2022年11月17日～12月25日

詳細については、〈<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-bouei/index.html>〉参照

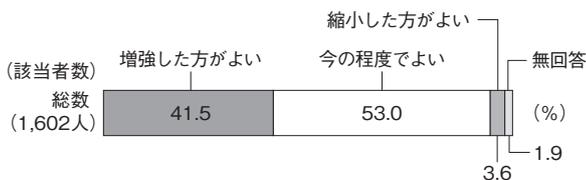
1 自衛隊についての関心



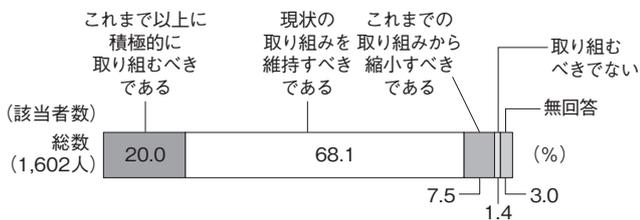
2 自衛隊に対する印象



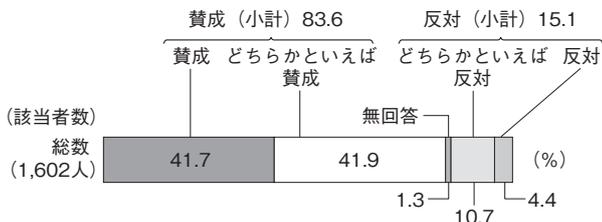
3 自衛隊の規模の考え



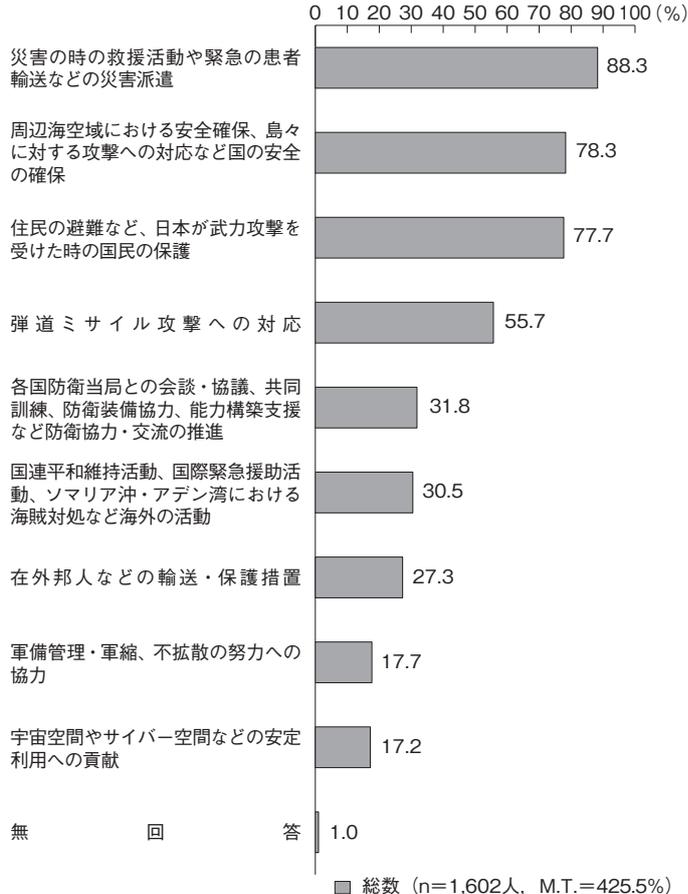
5 自衛隊の海外での活動の今後の取組の考え



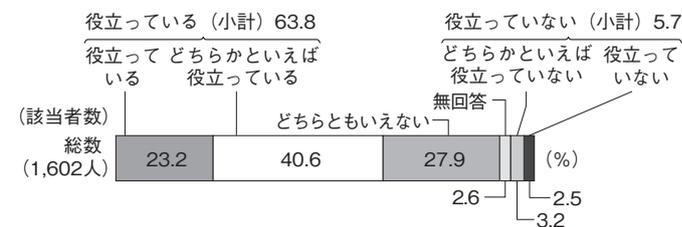
7 先進的な科学技術の防衛用途への活用の賛否



4 自衛隊に期待する役割 (複数回答)



6 平和安全法制が日本の安全保障に役立つことへの考え



資料77 防衛省における情報公開の実績（2022年度）

	防衛省本省	地方防衛（支）局	防衛装備庁	計
1 開示請求受付件数	3,386	1,356	156	4,898
2 開示決定等件数	3,602	1,478	166	5,246
全部開示決定件数	1,865	571	86	2,522
一部開示決定件数	1,564	884	78	2,526
不開示決定件数	173	23	2	198
3 審査請求件数	5,106	0	1	5,107
4 訴訟件数	2	0	0	2